橋本市地域防災計画

令和７年度修正

橋本市防災会議

第１編　総則

第１章　総則 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の修正 1
第４節　用語 1

第２章　市域の災害環境・特性 3
第１節　市域の自然環境 3
第２節　市域の社会環境 6
第３節　風水害被害事例と計画の前提条件 10
第４節　地震被害想定と計画の前提条件 16
第５節　市域の防災課題 34

第３章　防災関係機関の実施責任と業務の大綱 35
第１節　実施責任 35
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 36

第４章　防災ビジョン 41
第１節　防災ビジョンの基本目標 41
第２節　防災ビジョン達成への施策 42

第５章　地震防災対策 44
第１節　地震防災対策アクションプログラム 44
第２節　地震防災施設緊急整備計画 45

第２編　災害予防計画

第１章　河川防災計画　【都市整備課、県土整備部（河川課）】 1
第２章　砂防防災計画　【都市整備課、県土整備部（砂防課）】 3
第３章　山地防災計画　【都市整備課、農林整備課、農林振興課、県農林水産部（森林整備課）】 4
第４章　地すべり防止計画　【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】 5
第５章　急傾斜地崩壊防止計画　【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）】 .. 6
第６章　内水排除計画　【都市整備課、下水道課、まちづくり課、県土整備部（河川課・下水道課）】 7
第７章　ため池防災計画　【農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】 8
第８章　道路防災計画　【都市整備課】 9
第９章　火災予防計画 12
第１節　火災予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、危機管理室】 12
第２節　林野火災予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、農林振興課】 14
第 10 章　都市防災化計画　【まちづくり課、建築住宅課、関係部課、関係機関】 16
第 11 章　建造物災害予防計画　【建築住宅課、消防予防課、施設管理者】 18
第 12 章　宅地災害予防計画　【まちづくり課】 20
第 13 章　盛土防災計画　【まちづくり課、関係機関】 21
第 14 章　下水道施設災害予防計画　【下水道課】 22
第 15 章　上水道施設災害予防計画　【水道経営課、水道施設課、危機管理室】 23
第 16 章　文化財災害予防計画　【生涯学習課、消防本部、伊都消防組合消防本部】 ... 25
第 17 章　危険物等災害予防計画 27
第１節　危険物災害予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 27
第２節　火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、近畿経済産業局、県危機管理部（危機管理消防課）】 30
第３節　毒物劇物災害予防計画　【県福祉保健部（薬務課）】 31
第４節　放射性物質事故災害予防計画　【県危機管理部】 32
第５節　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 35
第６節　有害物質流出等災害予防計画　【生活環境課、危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 36
第 18 章　公共的施設災害予防計画 37

第１節　公衆電気通信施設災害予防計画　【NTT 西日本株式会社和歌山支店、NTT ドコモビジネス株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】 37
第２節　電力施設災害予防計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所)、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社（橋本送変電事業所)】 39
第３節　大規模停電災害予防計画　【危機管理室】 40
第４節　プロパンガス施設災害予防計画　【大阪ガスネットワーク株式会社】 ... 41
第５節　鉄道施設災害予防計画　【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】 42

第 19 章　航空災害予防計画　【危機管理室】 44

第 20 章　農林水産関係災害予防計画　【建設部、経済部、県農林水産部（農林水産総務課)】 45

第 21 章　防災救助施設等整備計画..... 47
第１節　消防施設整備計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】 47
第２節　水防施設整備計画　【危機管理室、都市整備課、農林整備課、消防本部】 48
第３節　救助物資等備蓄計画　【上下水道部、介護保険課、危機管理室、県、関係機関】 49
第４節　防災施設等の整備計画　【危機管理室、生活環境課、環境美化センター、市民課、健康福祉部、建設部、消防本部、伊都消防組合消防本部、関係部課、関係機関】54

第 22 章　防災設備整備計画　【危機管理室、消防本部、関係機関】 59

第 23 章　防災訓練計画　【関係部課、関係機関】 60

第 24 章　防災知識普及計画　【危機管理室、健康福祉部、教育委員会、関係部課、関係機関、学校】 62

第 25 章　自主防災組織整備計画　【危機管理室、経済推進部、消防本部、伊都消防組合消防本部、事業所】..... 66

第 26 章　災害時救急医療体制確保計画　【健康福祉部、消防本部、市民病院、伊都消防組合消防本部、関係機関】..... 68

第 27 章　避難行動要支援者対策計画　【危機管理室、健康福祉部、建設部、企業誘致室、シティプロモーション課、消防本部、市民病院、社会福祉協議会、関係機関】..... 71

第 28 章　ボランティア活動環境整備計画　【危機管理室、健康福祉部、地域振興室、社会福祉協議会】 76

第 29 章　企業防災の促進に関する計画　【危機管理室、企業誘致室、産業振興課】..... 79

第 30 章　廃棄物処理にかかる防災体制の整備　【生活環境課、環境美化センター】 ... 80

第 31 章　総合的防災体制の確立..... 82
第１節　防災体制の整備　【危機管理室、関係部課、関係機関】 82
第２節　防災資機材等の整備点検　【危機管理室、建設部、総務部、消防本部】 . 84

第３節　受援・応援体制の整備　　【危機管理室、職員課、県危機管理部（防災企画課）、関係部課、関係機関】 86
第４節　防災調査の実施　　【危機管理室、建設部、経済推進部、消防本部、関係機関】 88

第３編　地震災害応急対策計画

第１章　防災組織計画 1
第１節　組織計画　【危機管理室、関係部課】 1
第２節　動員計画　【すべての部班】 13

第２章　情報計画 20
第１節　地震情報・警戒等の情報の伝達計画 【対策本部事務局、関係部班】 20
第２節　被害情報等の収集計画　【対策本部事務局、関係部班】 22
第３節　災害通信計画　【対策本部事務局、関係部班】 32
第４節　災害広報計画　【広報班、関係部班】 35
第５節　生活関連総合相談計画　【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】 40

第３章　消防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】 41

第４章　水防計画　【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】 46

第５章　被災者救助保護計画 47
第１節　災害救助法の適用計画　【財務班、福祉保健班】 47
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画　【健康福祉部】 50
第３節　避難計画　【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】 52
第４節　食糧供給計画 【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】 60
第５節　給水計画　【危機管理室、水道班】 65
第６節　物資供給計画　【被災者支援班、経済推進部】 69
第７節　住宅・宅地等対策計画　【福祉保健班、被災者支援班、計画班】 73
第８節　医療助産計画 【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】 79
第９節　被災者救出計画 【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】 85
第 10 節　住居等の障害物除去計画　【建設部、関係部班】 87
第 11 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画　【福祉保健班】 89
第 12 節　遺体捜索処理計画　【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】 91
第 13 節　災害義援金品配分計画　【財務班、健康福祉部、経済推進部】 94
第 14 節　外国人支援計画　【被災者支援班、関係部班】 96
第 15 節　海外からの支援の受入計画　【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】 97

第６章　保健衛生計画 98
第１節　防疫計画 【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 98
第２節　清掃計画　【市民生活班】 100
第３節　食品衛生計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 105
第４節　保健活動計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 106
第５節　精神保健福祉対策計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 107
第６節　動物保護管理計画　【市民生活班】 108

第７章　公共土木施設等応急対策計画 109

第１節　農林水産関係の応急対策　【経済推進部、応急対策班】 109
第２節　砂防施設等の応急対策　【応急対策班】 111
第３節　下水道施設の応急対策　【下水道班】 112
第４節　河川施設等の応急対策　【応急対策班】 114
第５節　道路・橋梁施設等の応急対策　【応急対策班】 115

第８章　事故災害応急対策計画 116
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 117
第２節　鉄道施設災害応急対策計画【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】 119
第３節　道路災害応急対策計画　【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】 125

第９章　危険物等災害応急対策計画 131
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 132
第２節　危険物施設災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 133
第３節　火薬類災害応急対策計画【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 138
第４節　高圧ガス災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 139
第５節　毒物劇物災害応急対策計画　【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】 140
第６節　放射性物質事故応急対策計画　【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】145
第７節　有害物質流出等応急対策計画　【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】 148
第８節　大規模な火災対策　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部】 149
第９節　林野火災対策　【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】 153

第 10 章　公共的施設災害応急対策計画 157
第１節　公衆電気通信施設災害応急対策計画　【NTT 西日本株式会社和歌山支店、関係機関】157
第２節　電力施設災害応急対策計画【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】 159
第３節　大規模停電災害応急対策計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所)】 163
第４節　プロパンガス施設災害応急対策計画【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】 164

第 11 章　文教対策計画 166
第１節　小・中学校等の計画【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】 ... 166
第２節　県立学校関係の計画【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】 . 171
第３節　私立学校関係の計画　【教育委員会、学校長、園長】 173
第４節　学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】 174
第５節　社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】 175
第６節　文化財等救援・保全活動の計画　【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】176
第７節　学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】 177

第 12 章　災害警備計画　【橋本警察署、かつらぎ警察署】 178

第 13 章　震災対策要員の計画 179
第１節　ボランティア受入計画 【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】 179
第２節　赤十字奉仕団活動　【被災者支援班】..... 181
第３節　労働者の確保計画　【関係部班】..... 182

第 14 章　交通輸送計画 183
第１節　道路交通の応急対策計画 【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】183
第２節　輸送計画　【応急対策班、関係部班】..... 189

第 15 章　自衛隊派遣要請等の計画 【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】..... 195

第 16 章　県防災ヘリコプター活用計画 【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、
関係機関】 200

第 17 章　防災拠点施設活用計画　【危機管理室】 202

第 18 章　広域防災体制の計画　【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】 203

第４編　風水害応急対策計画

第１章　防災組織計画 1
第１節　組織計画【危機管理室、関係部課】 3
第２節　動員計画　【すべての部班】 13

第２章　情報計画 19
第１節　気象警報等の伝達計画　【市本部、関係部班】 19
第２節　被害情報等の収集計画　【市本部、関係部班】 31
第３節　災害通信計画　【市本部、関係部班】 42
第４節　災害広報計画　【広報班、関係部班】 45
第５節　生活関連総合相談計画　【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】 50

第３章　消防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】 51

第４章　水防計画　【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】 56

第５章　被災者救助保護計画 57
第１節　災害救助法の適用計画　【財務班、福祉保健班】 57
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画　【健康福祉部】 60
第３節　避難計画　【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】 62
第４節　食糧供給計画 【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】 73
第５節　給水計画　【危機管理室、水道班】 77
第６節　物資供給計画　【被災者支援班、経済推進部】 79
第７節　住宅・宅地等対策計画　【福祉保健班、被災者支援班、計画班、関係部班】 82
第８節　医療助産計画 【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】 87
第９節　被災者救出計画　【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】 93
第 10 節　住居等の障害物除去計画　【建設部、関係部班】 95
第 11 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画　【福祉保健班】 97
第 12 節　遺体捜索処理計画　【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】 99
第 13 節　災害義援金品配分計画　【財務班、健康福祉部、経済推進部】 102
第 14 節　外国人支援計画　【被災者支援班、関係部班】 104
第 15 節　海外からの支援の受入計画　【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】 105

第６章　保健衛生計画 106
第１節　防疫計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 106
第２節　清掃計画　【市民生活班】 108
第３節　食品衛生計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 113
第４節　保健活動計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 114
第５節　精神保健福祉対策計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 115
第６節　動物保護管理計画　【市民生活班】 116

第７章　公共土木施設等応急対策計画 117
第１節　農林関係施設の応急対策　【経済推進部、応急対策班】 117
第２節　砂防設備等の応急対策　【応急対策班】 119
第３節　下水道施設の応急対策　【下水道班】 120
第４節　河川施設等の応急対策　【応急対策班】 122
第５節　道路・橋梁施設等の応急対策　【応急対策班】 123

第８章　農林関係災害応急対策計画　【経済推進部】 124

第９章　事故災害応急対策計画 129
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 130
第２節　航空災害応急対策計画　【危機管理室、総合政策部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関】 132
第３節　鉄道施設災害応急対策計画【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】 136
第４節　道路災害応急対策計画　【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】 141

第 10 章　林野火災応急対策計画　【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】 147

第 11 章　危険物等災害応急対策計画 151
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 152
第２節　危険物施設災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 153
第３節　火薬類災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 158
第４節　高圧ガス災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 159
第５節　毒物劇物災害応急対策計画　【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】 160
第６節　放射性物質事故応急対策計画　【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】165
第７節　有害物質流出等応急対策計画　【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】 168

第 12 章　公共的施設災害応急対策計画 169
第１節　公衆電気通信施設災害応急対策計画【NTT 西日本株式会社和歌山支店、関係機関】. 169
第２節　電力施設災害応急対策計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】 171
第３節　大規模停電災害応急対策計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所)】 174
第４節　プロパンガス施設災害応急対策計画【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】 175

第 13 章　文教対策計画 177
第１節　小・中学校等の計画【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】.... 177
第２節　県立学校関係の計画【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】 . 182
第３節　私立学校関係の計画　【教育委員会、学校長、園長】 184

第４節　学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】 184
第５節　社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】 185
第６節　文化財等救援・保全活動の計画　【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】186
第７節　学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】 187

第 14 章　災害警備計画　【橋本警察署、かつらぎ警察署】 189

第 15 章　災害対策要員の計画 190
第１節　ボランティア受入計画 【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】 190
第２節　赤十字奉仕団活動　【被災者支援班】..... 192
第３節　労働者の確保計画　【関係部班】..... 193

第 16 章　交通輸送計画 194
第１節　道路交通の応急対策計画　【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】 194
第２節　輸送計画　【応急対策班、関係部班】..... 200

第 17 章　自衛隊派遣要請等の計画　【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】.... 205

第 18 章　県防災ヘリコプター活用計画　【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、関係機関】..... 210

第 19 章　防災拠点施設活用計画　【危機管理室】 212

第 20 章　広域防災体制の計画　【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】 213

第５編　災害復旧計画・復興計画

第１章　施設災害復旧事業計画　【関係部課、関係機関】 1
第１節　災害復旧事業の種類 1
第２節　災害復旧事業の方針 2
第３節　国が一部負担又は補助する災害復旧事業の法律等 3
第４節　激甚災害に係る財政援助措置 4

第２章　災害復旧資金計画　【関係部課、関係機関】 7
第１節　災害復旧資金の確保 7
第２節　被災者への融資 8

第３章　災害復興都市計画　【関係部課、関係機関】 9

第４章　その他の復旧計画　【関係部課、関係機関】 11

第５章　復興計画事前策定　【関係部課、関係機関】 13

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則 1
第１節　推進計画の目的　【危機管理室】 1
第２節　推進地域　【危機管理室】 1
第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱　【危機管理室、関係機関】 1

第２章　地震発生時の応急対策等 2
第１節　地震発生時の応急対策　【危機管理室、関係部課、関係機関】 2
第２節　資機材・人員等の配備手配　【危機管理室、関係部課、関係機関】 5
第３節　他機関に対する応援要請　【危機管理室、関係部課】 6

第３章　時間差発生等における円滑な避難の確保等 7
第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係機関】 7
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係部課、関係機関】 8
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係部課、関係機関】 9

第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【関係部課】 11

第５章　防災訓練計画　【関係部課、関係機関】 12

第６章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画　【関係部課、関係機関】 14

第１編　総則

第１編　総則

第１章　総則 1
第１節　計画の目的 1
第２節　計画の性格 1
第３節　計画の修正 1
第４節　用語 1

第２章　市域の災害環境・特性 3
第１節　市域の自然環境 3
第２節　市域の社会環境 6
第３節　風水害被害事例と計画の前提条件 10
第４節　地震被害想定と計画の前提条件 16
第５節　市域の防災課題 34

第３章　防災関係機関の実施責任と業務の大綱 35
第１節　実施責任 35
第２節　処理すべき事務又は業務の大綱 36

第４章　防災ビジョン 41
第１節　防災ビジョンの基本目標 41
第２節　防災ビジョン達成への施策 42

第５章　地震防災対策 44
第１節　地震防災対策アクションプログラム 44
第２節　地震防災施設緊急整備計画 45

第１章　総則

本計画の目的、性格等は、災害対策基本法等を踏まえ、次のように定めている。

第１節　計画の目的

この計画は、災害対策基本法（1961 年（昭和 36 年）法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、橋本市防災会議が作成する計画であって、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して、市域における災害に係る災害予防・災害応急対策及び災害復旧・復興対策を実施することにより、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

＊橋本市防災会議条例【資料編　P-59 参照】

第２節　計画の性格

この計画は、防災関係機関が処置しなければならない本市の地域に係る防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、第１編「総則」、第２編「災害予防計画」、第３編「地震災害応急対策計画」、第４編「風水害応急対策計画」、第５編「災害復旧計画・復興計画」、第６編「南海トラフ地震防災対策推進計画」からなる本編及び資料編をもって構成するものである。

なお、計画の策定・運営にあたっては、和歌山県地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と緊密な連携を図っていくものとする。

また、災害はその発生時期や規模を予測することが困難であり、災害対策は継続的かつ柔軟に対応する必要があることから、特定の計画期間は設けないものとする。

第３節　計画の修正

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。したがって、各機関は、関係のある事項について、橋本市防災会議が指定する期日（緊急を要するものについては、その都度）までに、計画修正案を市防災会議に提出するものとする。また、災害対策は有機的・一体的でなければならないことから、和歌山県地域防災計画との整合性を図るものとする。

第４節　用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによるものとする。

ア　基本法　災害対策基本法
イ　救助法　災害救助法
ウ　本　部　橋本市災害対策本部
エ　本部長　橋本市災害対策本部長
オ　支部長　橋本市地区災害対策支部長
カ　市計画　橋本市地域防災計画書
キ　県計画　和歌山県地域防災計画書

ク　県本部　和歌山県災害対策本部
ケ　その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第２章　市域の災害環境・特性

地域防災の諸施策を講じる際には、市域における自然環境、社会環境の特性、並びに風水害等及び地震災害の前提条件等を十分に考慮して、実施する必要がある。

第１節　市域の自然環境

１　概況

本市は、和歌山県の北東端に位置し、奈良県と大阪府に隣接する人口約６万人のまちである。世界遺産・高野山の麓にあり、古来、高野街道と伊勢（大和）街道が交差する要衝であり、まちの中央を流れる紀の川の水運により、材木運搬や高野山の宿場町として栄えてきた。

市内には、大阪・難波へとつながる南海高野線、和歌山市とつながるJR和歌山線、奈良・京都方面と連絡する京奈和自動車道など、大阪をはじめとした関西各地への良好なアクセスを有しているため、通勤や物流に便利なまちとなっている。また、紀伊山地や和泉山脈に囲まれた自然豊かな土地でもあり、高野山ゆかりの精進野菜や温泉などを楽しむこともできる。

都市部に隣接しながらも、大自然の中で自分らしいライフスタイルを確立できる本市は、田舎と都市が両立する、とても暮らしやすいまちである。

２　気候・気象

気候は、降水量が比較的少なく、瀬戸内式気候の特性を有しているが、紀の川河口部の和歌山市等と比較すると、内陸性気候の傾向がある。

本市における平成16年以降の気象概況は、次のとおりである。

表１－１　本市の気象概況

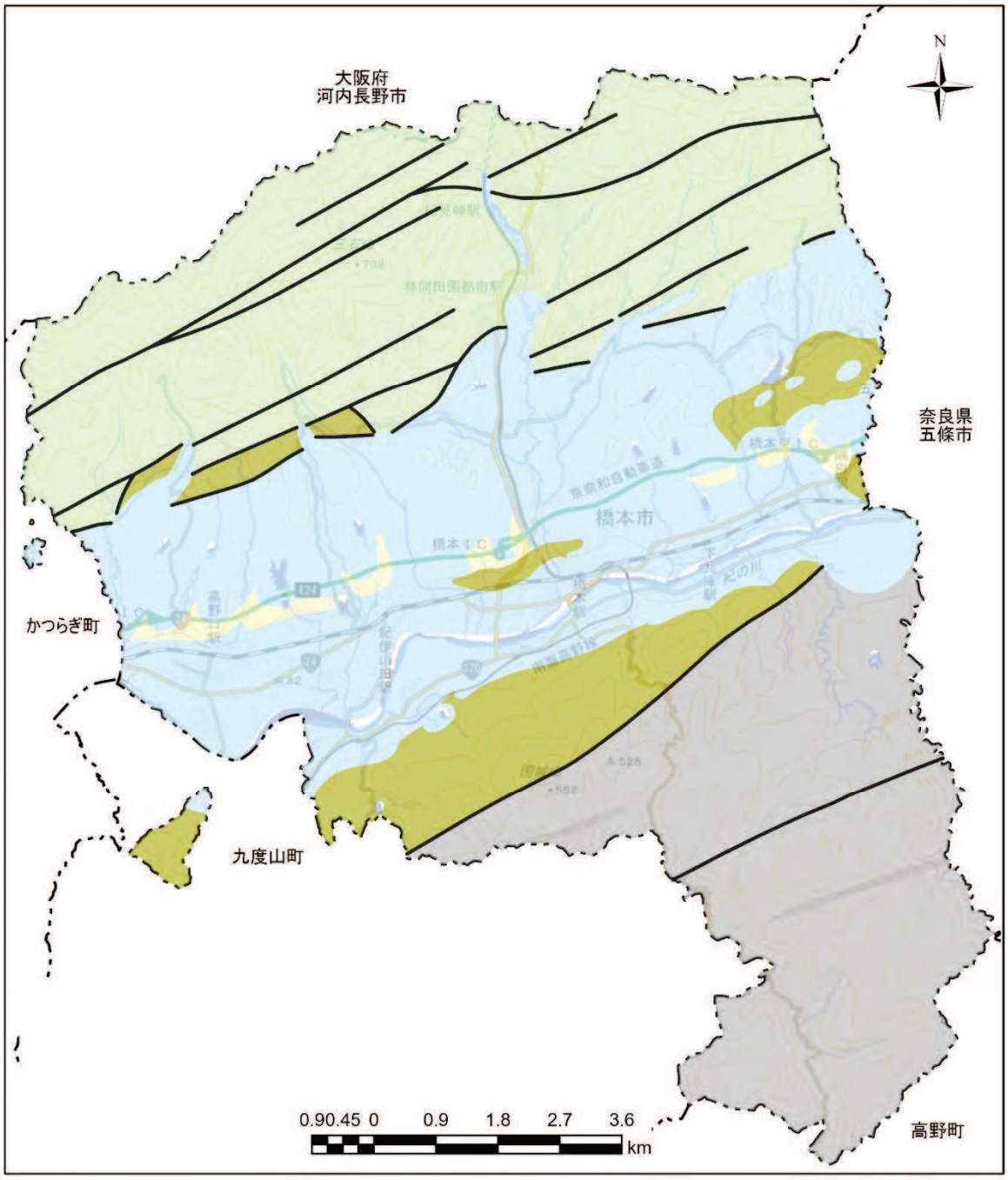
	気温(℃)			湿度(%)			風速(m／s)		風向	降水量(mm)		
	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均	瞬間最大	最多	総量	日最大降水量	降雨日数
H 16	15.6	35.2	−3.7	70.8	99.9	12.3	1.6	32.5	西南西	1274.0	49.0	115.0
17	15.2	35.8	−5.1	74.7	99.9	11.7	1.8	20.7	西南西	1218.0	64.5	119.0
18	15.7	37.1	−4.7	75.5	99.9	18.3	1.6	21.2	西南西	1217.0	60.0	126.0
19	15.3	36.9	−3.7	73.6	99.9	19.5	1.6	14.4	西	1100.5	45.5	126.0
20	15.3	36.9	−5.0	73.8	99.9	18.9	1.5	17.1	西南西	1309.0	74.5	142.0
21	14.6	35.6	−5.0	69.1	99.9	15.6	1.5	20.2	東北東	1080.7	95.5	124.0
22	15.3	36.3	−5.2	64.3	99.9	12.5	1.4	20.7	東北東	1024.9	62.0	119.0
23	15.0	35.8	−5.4	故障により欠測			1.5	19.5	西南西	1829.0	108.0	139.0
24	15.0	36.4	−4.3	71.0	99.9	12.2	1.5	24.5	南西	1285.5	73.5	136.0
25	15.3	37.9	−7.4	75.5	99.9	11.8	2.0	24.0	東北東	1367.5	112.0	117.0
26	14.9	36.7	−7.4	74.7	99.9	12.7	1.5	23.4	東北東	1150.0	138.0	119.0
27	16.6	37.6	−3.6	78.3	98.9	12.0	1.6	25.1	東北東	1320.0	87.5	119.0
28	16.6	37.6	-3.6	78.3	98.9	12.0	1.6	25.1	東北東	1320.0	87.5	119.0
29	15.7	37.2	-4.0	77.3	99.0	12.6	1.6	22.9	西南西	1239.5	245.5	116.0
30	16.2	39.6	-4.4	79.2	99.0	11.3	1.6	35.3	西南西	1800.5	130.5	121.0
R 01	16.3	37.8	-3.3	79.4	99.0	10.9	1.6	17.2	東北東	1309.0	89.5	108.0
02	16.5	39.7	-3.7	79.3	99.0	12.0	1.5	18.7	西南西	1470.5	110.0	110.0
03	16.4	39.1	-3.1	79.8	99.1	9.0	1.6	20.0	西南西	1289.5	64.5	116.0
04	16.3	39.3	-4.3	79.9	99.1	11.6	1.5	19.4	東北東	848.5	42.0	106
05	16.6	38.8	-3.9	80.4	99.1	10.7	1.5	25.7	東北東	1335.0	289.0	117
06	17.3	39.0	-3.1	81.0	99.3	14.4	1.6	8.4	東北東	1417.5	257.0	112

資料：市消防本部

3　地形・地質等

地形は、紀の川の支流沿いに低地がわずかに分布し、紀の川沿いは段丘が発達している。北部は、府県境に位置する和泉山脈と、それに続く丘陵地であり、南部は紀伊山地に連なっている。

地質を特徴づけているものは、紀の川沿いに東西にのびる中央構造線であり、本市域では、紀の川の北側、和泉山脈の山麓部あたりを東西に伸びており、中央構造線の北側は、中生代の和泉層群、南側は第四紀洪積世の菖蒲谷層である。また、紀の川の南側は、三波川帯と呼ばれる中生代の結晶片岩であり、さらに、本市南部の山地は、四万十累帯に属する中生代の日高川層群となっている。



※出典：日本シームレス地質図 V2
地質図の設定＜地質図の詳しさ＞：簡略版（凡例数 14）

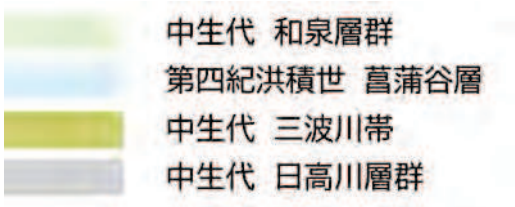


図１－１　地質図

第２節　市域の社会環境

１　沿革

本市一帯は、丘陵地から出土する遺構や遺物から、縄文時代に既に人が住んでおり、また、大和街道と高野街道とが交差する地点として発達してきた。特に、中世の高野山の興隆とともに、人の往来が増加したために、宿場町として栄えた。

近世では、これらの街道の要衝として、また、紀の川の陸揚げ場として物産の集散地となり、商業機能が大いに発達した。また、農業の副業としての養蚕や機織りが盛んで、後の繊維業の基盤となった。

1955 年（昭和 30 年）には橋本町・岸上村・山田村・紀見村・隅田村（1954 年（昭和 29 年）、恋野村と合併）・学文路村の６町村が合併し、旧橋本市が発足し、また、同年に、旧高野口町と信太村、応其村が合併し、旧高野口町が発足した。そして、その後、2006 年（平成 18 年３月１日）に旧橋本市と旧高野口町が合併し、現在の橋本市が誕生した。

２　交通

鉄道交通では、南北方向に南海高野線が大阪方面と高野山とを結び、東西方向には JR 和歌山線が和歌山市と奈良方面とを結び、橋本駅ではこの２本の鉄道が交差している。本市内に位置する鉄道駅は、JR 和歌山線が５駅、南海高野線が６駅の計 11 駅となっている。

道路交通では、国道 24 号が西は和歌山市、東は奈良県五條市から京都市と連絡している。また、大阪府と高野山方面を結ぶ国道 371 号や国道 370 号などの国道が地域の幹線道路となっている。紀の川右岸を東西に通る京奈和自動車道は、現在、和歌山県内の全区間の他、奈良県側は橿原高田 IC まで整備されている。さらには南北軸として国道 371 号バイパスが整備され、大阪府との府県間交通軸として機能している。

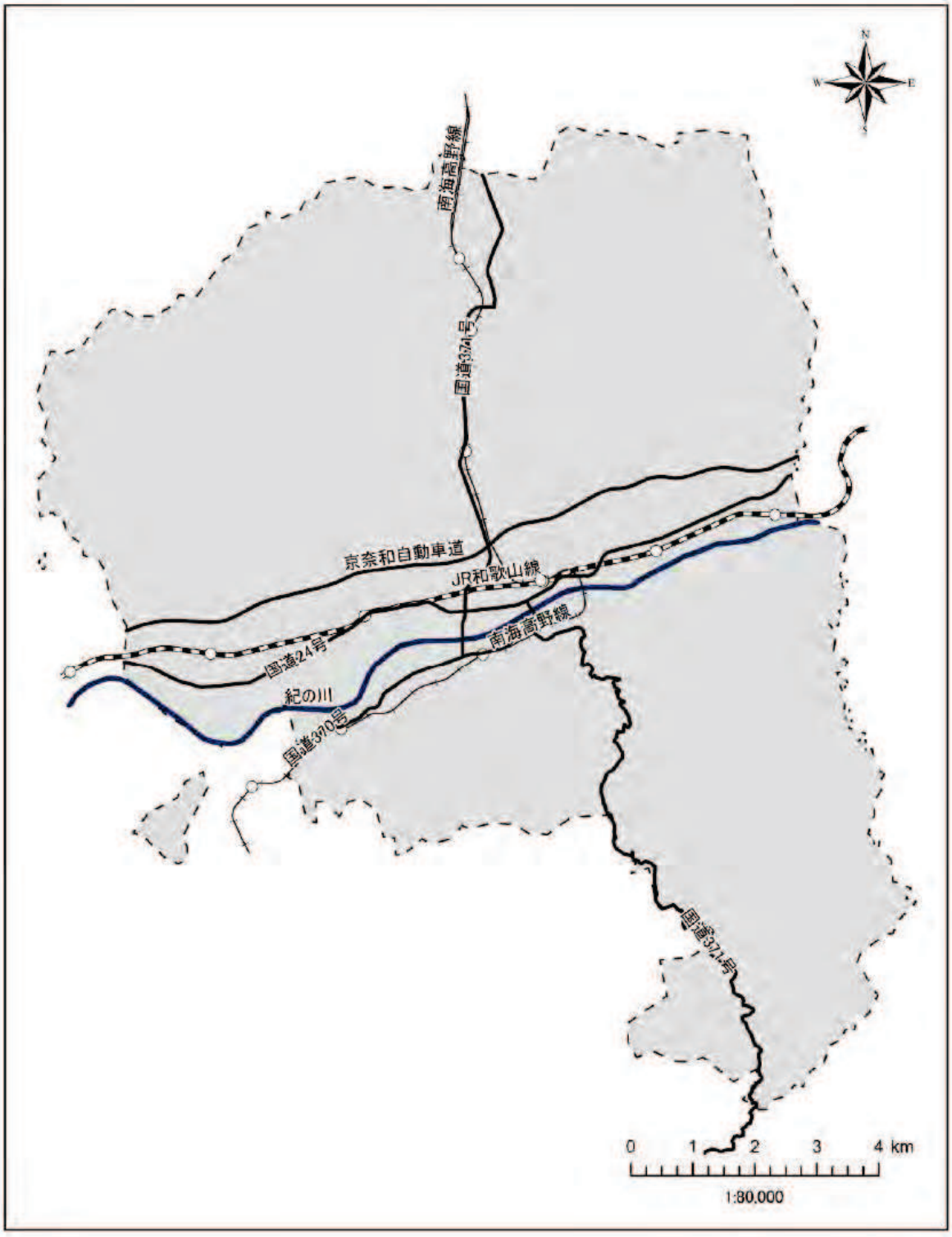


図１－２　本市内の主要交通網

3　人口

（1）総人口

本市は、1975 年（昭和 50 年）代後半からの宅地開発によって人口増加を続けてきたが、平成 12 年をピークとして人口は減少に転じている。令和２年国勢調査によると、人口は 60,818 人、世帯数 24,028 世帯となっている。

（2）年齢階層別人口

令和２年国勢調査により、本市の人口を年齢階層別に見ると、０～14 歳人口の割合は 11.5%、65 歳以上人口の割合は 33.2%で、全国平均と比較すると、前者の割合はほぼ同じ、後者の割合は高くなっている。特に高齢化率（65 歳以上人口の割合）の上昇傾向は、近年顕著となっている。

（3）昼夜間人口

夜間人口を 100 とした時の、昼間の人口の指数（昼夜間人口比）をみると、本市は 86.8 となっている。これは、南海高野線と JR 和歌山線の２本の鉄道があり、他府県、他市町村への通勤、通学における利便性が高く、大阪の衛星都市的性格が強いといった条件を反映して、流出超過傾向にあるものと思われる。

4　地域産業

（1）地場産業

本市の主な産業には、柿や巨峰を中心とする果樹栽培、和歌山県内の約 50%を占める養鶏業（採卵）、全国シェアの 90%以上を占め、県の伝統的工芸品第一号に指定されている「紀州へら竿」等がある。

さらに、パイル織物産業も盛んで、独特の格調高い光沢と風合いを持った高品質なパイル織物は、世界中で衣料品をはじめ、寝装用品、カー用品、インテリア用品等様々な分野で活用されている。

産業別に事業所数・従業者数をみると、「卸売・小売業」、「サービス業」の比率が高く、次いで「製造業」「建設業」の順となっている。

事業所数・従業者数の平成 24 年から令和３年までの推移をみると、事業所数は 2,619 事業所から 2,390 事業所と減少（8.7%減）しているのに対し、従業者数は 18,037 人から 18,748 人（3.9%増）と微増傾向にある。

（2）工業

製造業（従業員４人以上の事業所）の事業所数・従業員数・製造品出荷額等の過去 10 年間（平成 23 年から令和３年まで）の推移をみると、事業所数は概ね 110～130 の範囲で推移しているのに対し、従業員数は、1,465 人から 2,489 人（1.70 倍）、製造品出荷額等は、22,249 百万円から 50,321 百万円（2.26 倍）と、いずれも大きく増加している。

なお、市では、関西各地への良好なアクセス性を生かし、紀北橋本エコヒルズ等の自然豊かな内陸型工業団地を整備するとともに、企業誘致を推進している。

（３）商業

ア　卸売業の動向

卸売業の商店数・商品販売額の平成 19 年から令和３年までの推移をみると、商店数は 92 店から 78 店（15.2%減）と減少しているものの、商品販売額は 10,746 百万円から 18,008 百万円（67.6%増）と増加している。

イ　小売業の動向

小売業の商店数・年間商品販売額の平成 19 年から令和３年までの推移をみると、事業所数は 665 店から 435 店(34.6%減)、年間商品販売額は 58,810 百万円から 56,433 百万円（4.0%減）といずれも減少している。

（４）農林業

農家数は、過去 10 年間（平成 22 年から令和２年まで）で 2,128 から 1,715 と、19.4%減少している。経営耕地総面積は、729ha であり、品目別の農業粗生産額をみると、果樹（特に柿）の比率が高く、また、養鶏の比率も高くなっている。

林野面積は、平成 22 年の 7,746ha に対し、令和２年は 7,252ha と、6.4%減となっている。

（５）観光

本市には、文化財・史跡等歴史的資源が多く、また、国定公園（金剛生駒紀泉国定公園）と県立自然公園（高野山町石道玉川峡県立自然公園）を有する等、良好な自然に恵まれた環境といえる。歴史ある祭りや社寺参詣のほか、運動公園やゴルフ場等のスポーツ施設、新緑や紅葉の季節には、自然とのふれあいを楽しむハイキング等で、多くの観光客が訪れている。

また、観光客入込数については、平成 20 年（年間約 88.4 万人）から平成 30 年（同約 138.3 万人）まで増加傾向にあり、コロナ禍により一時減少したものの、その後は回復基調で推移している。

5　公共施設

本市の主な公共施設として、国道 24 号沿いに市役所本庁があり、その周辺に主要な官庁施設が立地している。

市内の救急指定病院は、病床数 300 床の市民病院の他２病院があり、病院の病床数は合計 683（令和５年時点）となっている。

また、消防署は、市役所近くの橋本消防署と、小峰台の橋本北消防署の、１本部２署で有事に備えている。

地域の生涯教育の拠点として、中央公民館と８つの地区公民館、また、市域に小学校が 16 校、中学校が８校（いずれも県立・私立学校を含む。）が存在している。

6　土地利用

市域の中央部を東西に紀の川が流れ、この河岸段丘に沿って市街地、集落地が線状に形成されている。また、北部丘陵では大規模住宅開発が進み、新市街地が形成されている。市域（130.55 km^2）のうち、山林が約 52.1%、農地が約 17.5%、宅地が約 9.6%を占めている（令和２年）。

第３節　風水害被害事例と計画の前提条件

橋本市には、紀の川をはじめ、橋本川、山田川、東谷川、嵯峨谷川など複数の河川が流れており、市域の大部分はこれらの河川流域に位置している。特に、紀の川は奈良県を源流とし、橋本市を東西に横断して和歌山市へ流下する。

橋本市史によると、数多くの台風、豪雨の記録が示されており、全国的に多雨地帯として知られる大台ヶ原に水源を発する紀の川の水害が、災害の多くを占めている。

１　風水害の被害事例

1934 年（昭和９年）９月の室戸台風、1945 年（昭和 20 年）９月の枕崎台風、1959 年（昭和 34 年）９月の伊勢湾台風は、死者 3,000 人以上の被害をもたらし、昭和の三大台風として歴史に残る台風となった。

近年では、台風によってもたらされた過去の被害を教訓とし、気象予報のあり方、河川改修や下水道事業の推進、水防体制の整備等に活かされてきており、台風による被害は、以前に比べ、減少している。

しかし、日頃の無防備な状態では、一旦災害が発生した場合、深刻な事態を招く可能性が高い。

今後も、予報技術、土木技術の向上、防災設備・避難体制の充実、河川に対する防災関連工事の進展等によって、被害の一層の軽減を図る必要がある。

（１）台風災害

ア　伊勢湾台風

1959 年（昭和 34 年）９月 21 日、マリアナ群島東方海上で発生した熱帯低気圧は、翌 22 日には台風となり、26 日午後６時 15 分頃、潮岬の西方に上陸、潮岬の最低気圧は 929 ヘクトパスカルと、我が国に上陸した台風の中でも有数の記録であった。上陸後、県東南山岳部を通り、奈良、三重、岐阜を横断し、各地に大きな被害を与えながら、日本海に抜けている。

紀の川の源流である大台ヶ原では、500 ㎜を越す雨量が観測され、紀の川の最高水位は 7.4ｍにも達し、御殿橋上を溢水し、旧橋本市地区に流れ込み、市街地は大規模な浸水を受けるに至った。

本市における被害状況は、人的被害は軽傷 16 名と比較的少ないが、家屋の全壊 23 戸、同流出 28 戸、同半壊 145 戸、床上浸水 859 戸、床下浸水 396 戸におよんだ。そして本市はこの災害において、災害救助法の適用を受けている。

イ　第二室戸台風

1961 年（昭和 36 年）９月８日、マーシャル群島に発生した第二室戸台風は、16 日午前９時室戸岬に接近、紀伊水道を和歌山県沿いに北上、午後 1 時 30 分に阪神地方に上陸、福井、石川、富山の各県を通り、日本海に抜けた。

県内では、16 日未明より暴風雨圏内に入り、長時間にわたり暴風雨下にさらされたため、建築物の倒壊浸水、送電の停止、電話線の切断、交通機関の途絶等の多大な被害が見られた。また、満潮時と重なったために高潮の襲来があり、甚大な被害がもたらされた。なお、この台風における紀の川の最高水位は、橋本で 4.26m、本市における被害状況は、人的被害はなかったものの、家屋の全壊 16 戸、同半壊 98 戸、床下浸水戸数 61 戸におよんだ。

ウ　1998 年（平成 10 年）台風７号

中型で強い台風が、平成 10 年９月 22 日、九州の南海上から四国沖を北東へ進み、午後１時過ぎ和歌山県中部（御坊市付近）に上陸、午後２時 35 分頃本市を襲い、最大 20.1m/s、瞬間最大風速 48.1m/s（西南西）の暴風域に巻き込まれ、その後、彦根市付近から北陸地方へと進んだ。本市民も過去に経験したことのない台風により甚大な被害を被った。台風による本市の被害状況は、人的被害が、重傷１人・軽傷６人、住家被害は、全壊２戸・半壊 57 戸・損壊 2,410 戸、床下浸水 12 戸におよんだ。また山林・果樹等の農林産物も大きな被害を被った。

エ　2017 年（平成 29 年）台風 21 号

台風 21 号は、平成 29 年 10 月 21 日から 22 日にかけて日本の南の海上を北上し、超大型で強い勢力を保ったまま、23 日午前３時頃、静岡県御前崎市付近に上陸、広い暴風域を伴ったまま北東に進んだ。

橋本市では、23 日未明に最大風速 20.9m/s、最大瞬間風速 35.7m/s（北）の暴風を伴った大雨に巻き込まれた。

台風による本市の被害状況は、全壊１戸、床上浸水 101 戸、床下浸水 64 戸におよんだ。

（２）集中豪雨

比較的、最近の災害事例として、1995 年（平成７年）７月の集中豪雨の概要を示す。

ア　1995 年（平成７年）７月の集中豪雨

1995 年（平成７年）７月４日午前６時 45 分に和歌山県全域に、大雨洪水警報が出され、午前７時頃には災害対策本部事務局職員が、順次事務に就き、午前７時 50 分警戒体制職員呼集、午前８時 30 分災害対策本部が設置されている。

午前９時 00 分橋本方面に対する避難勧告、午後３時 30 分慶賀野方面の避難勧告を行う等の状況であった。同日午後８時 05 分に災害対策本部を解散した。被害状況は、床上浸水 50 戸、床下浸水 150 戸におよんだ。

イ　2023 年（令和５年）６月の梅雨前線による大雨

2023 年（令和５年）６月２日午前９時９分に橋本市に大雨洪水警報が出され、職員は警戒体制に就き、正午に災害対策本部が設置されている。

午後１時 21 分、市内全域に避難指示を発令。翌日、午前 10 時 16 分、開設していた全ての避難所を閉鎖。

24 時間雨量が 300 ミリを超える大雨による被害状況は、全壊１戸、床下浸水 17 戸、農地被害 250 箇所、道路被害 53 箇所におよんだ。

（３）紀の川の氾濫

紀の川は、日本最多雨地帯でも知られる大台ヶ原に発し、中央構造線断層帯に沿って紀伊半島の中部を貫流し、和歌山市において紀伊水道に注いでいる。流域は、上流部は奈良県、下流部は和歌山県の２県にまたがり、流域面積は 1,660km²、幹川流路長は約 136km である。

紀の川の治水対策は、江戸時代以降になって徐々に取り組まれてきたが、昔から一夜にして、様相が変わってしまうような氾濫も幾度となく発生しており、常に自然の脅威を秘めているところである。

近年、河川改修が進んだことにより、紀の川本川の洪水被害は減少しつつあるが、国土交通省近畿地方整備局では、橋本地点上流域で毎年、１年間にその規模を超える洪水が発生する確率が１/100 の降雨でも、極めて大きな被害をもたらすと予測している。

２　風水害計画の前提条件

（１）台風被害想定

この計画策定のための災害想定規模は、台風によるものについては、1959 年（昭和 34 年）９月 21 日の伊勢湾台風を想定するものとし、水害及びその他災害（地震・火災は除く）についても、伊勢湾台風の災害を想定するものとする。

（２）紀の川氾濫被害シミュレーション結果

国土交通省近畿地方整備局が作成した「洪水浸水想定区域図」では、計画規模（橋本地点上流域の２日間の総雨量 484㎜、船戸地点上流域の２日間の総雨量 440㎜）の洪水浸水想定区域図と、想定最大規模（橋本地点上流域の２日間の総雨量 678㎜、船戸地点上流域の２日間の総雨量 565㎜）の洪水浸水想定区域図が公表されている。

また、想定最大規模降雨により浸水が想定される区域の浸水継続時間を示した区域図や、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域を示した家屋倒壊等氾濫想定区域図も公表されている。

図１－３　紀の川水系　洪水浸水想定区域図（計画規模）

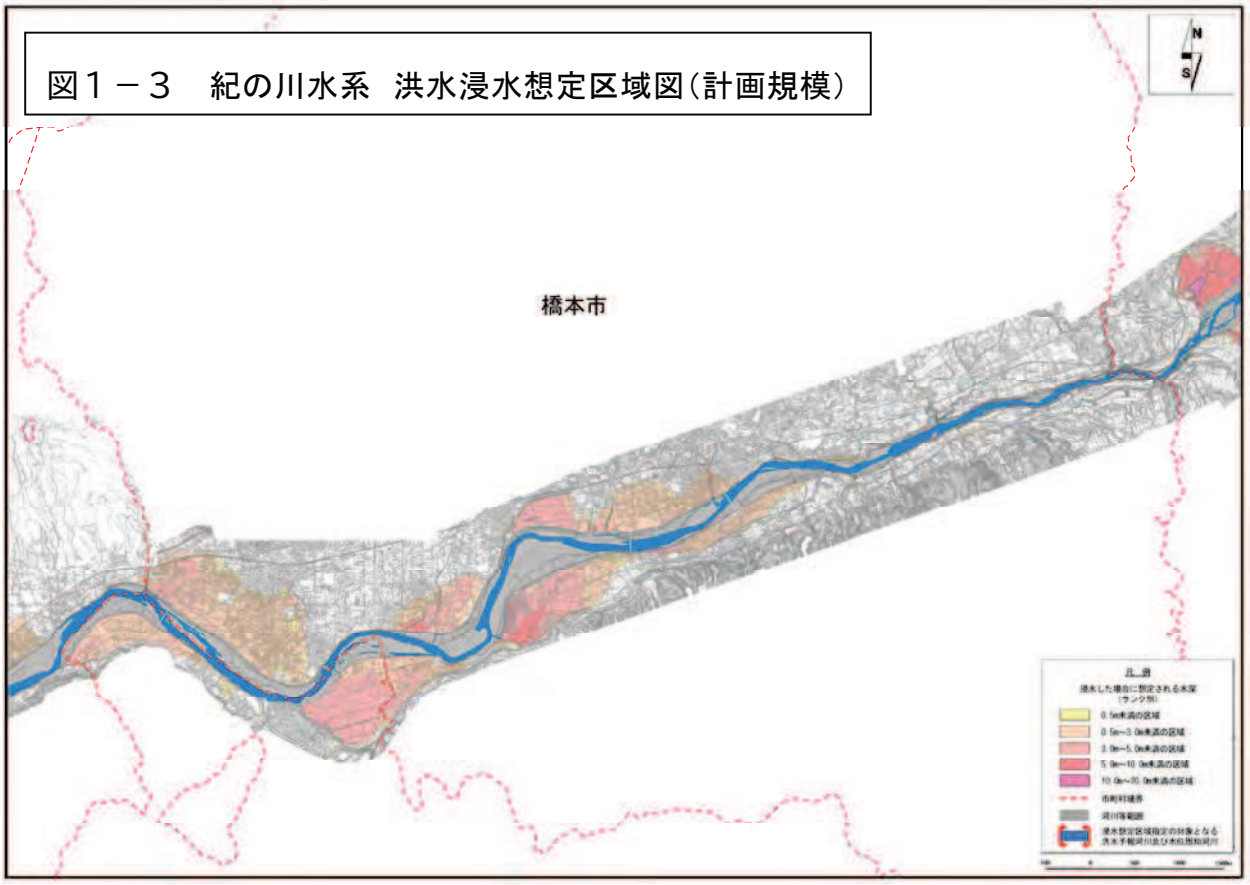


図１－４　紀の川水系　洪水浸水想定区域図（計画規模）

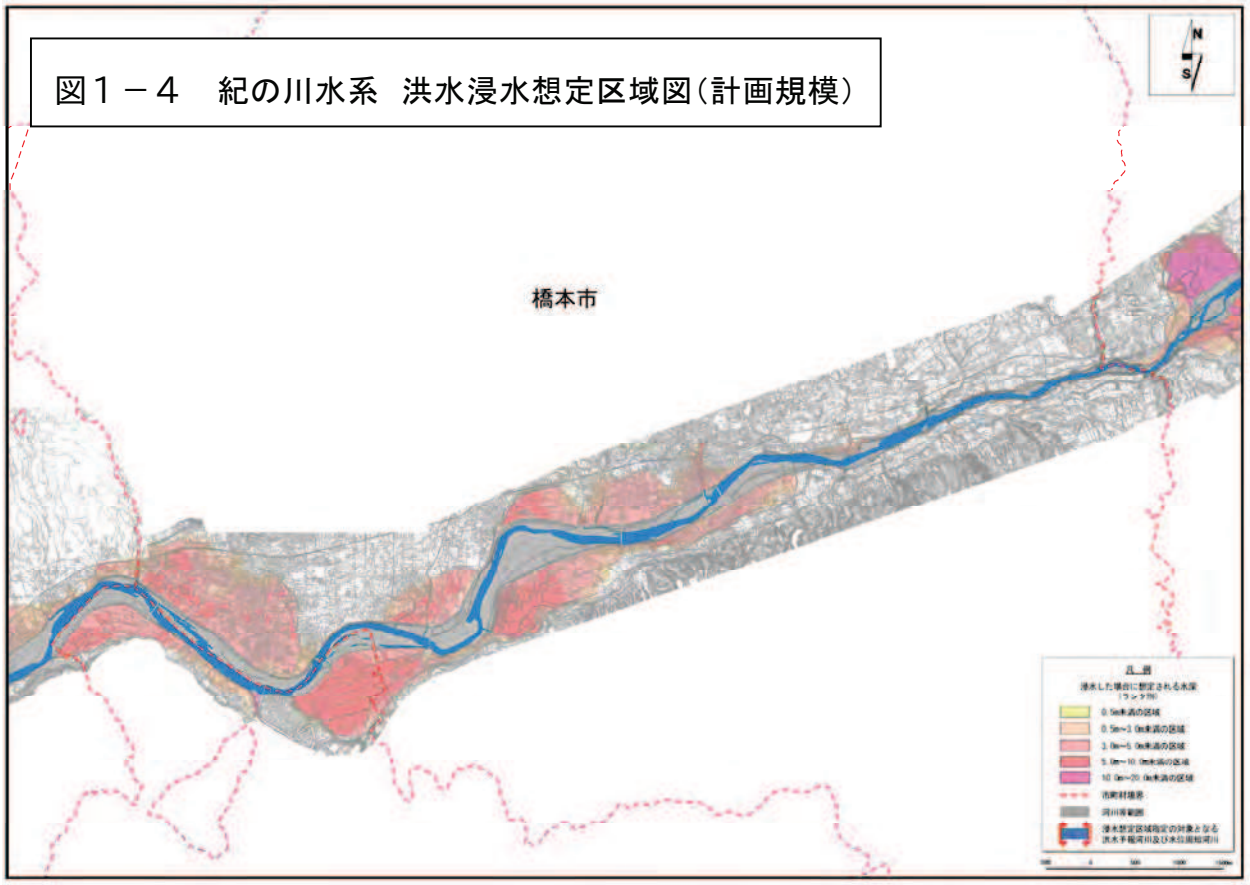


図１－５　紀の川水系　洪水浸水想定区域図（浸水継続時間）

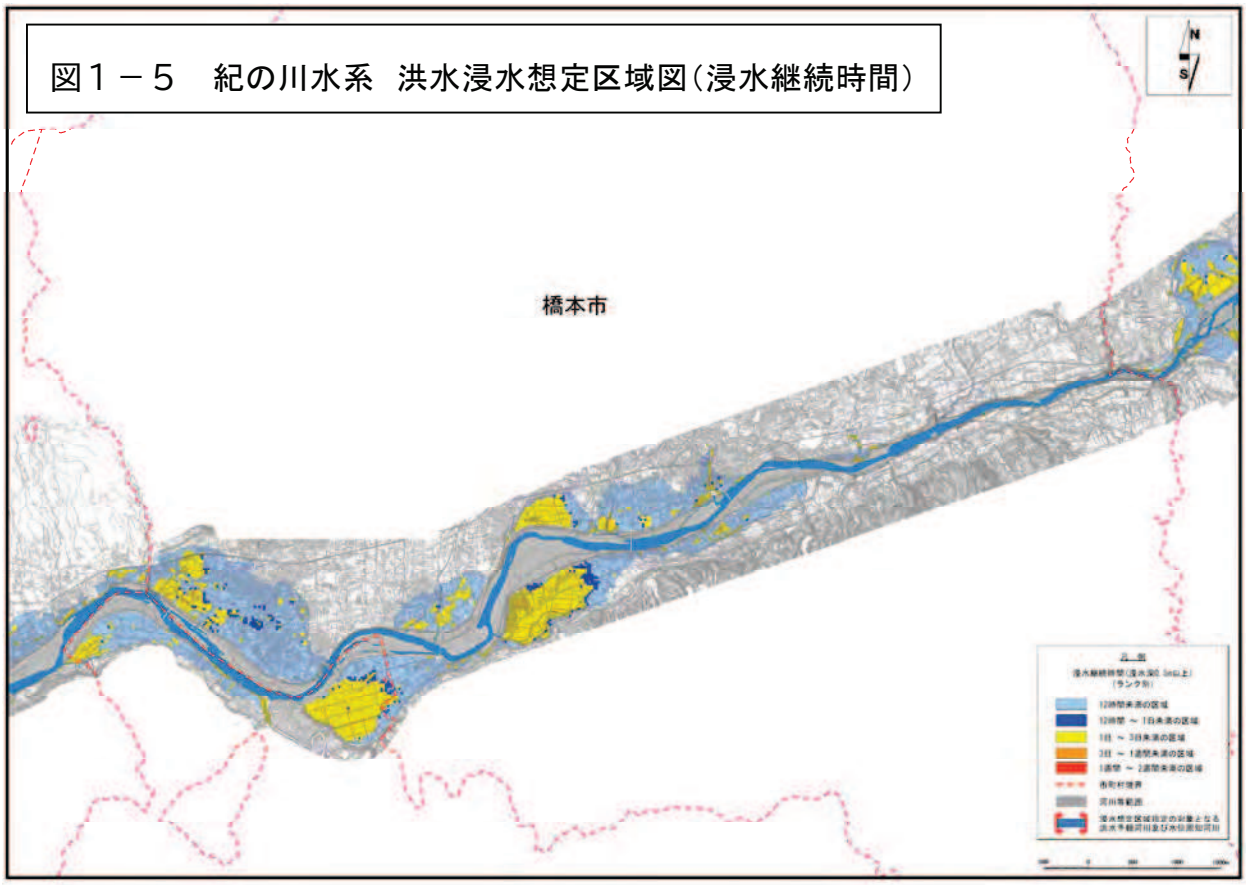
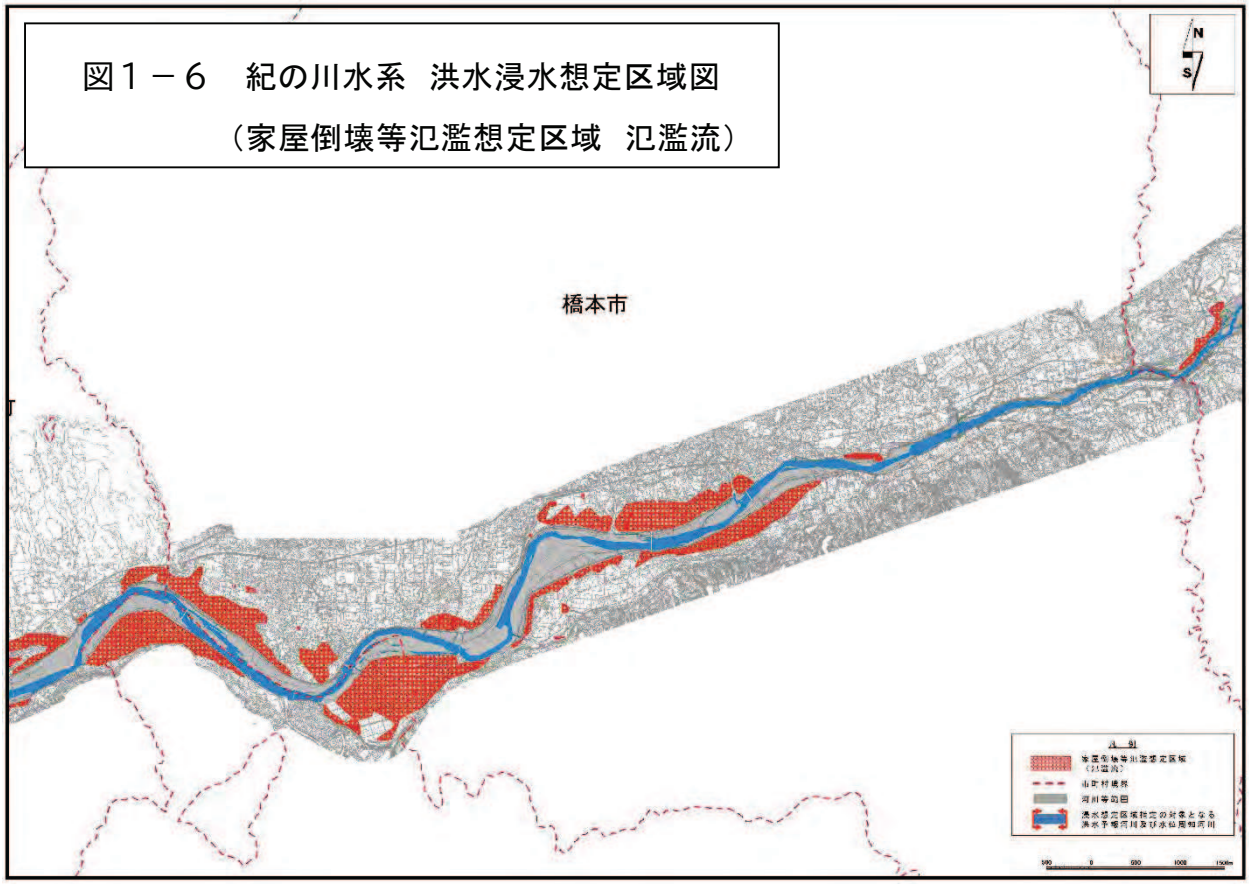
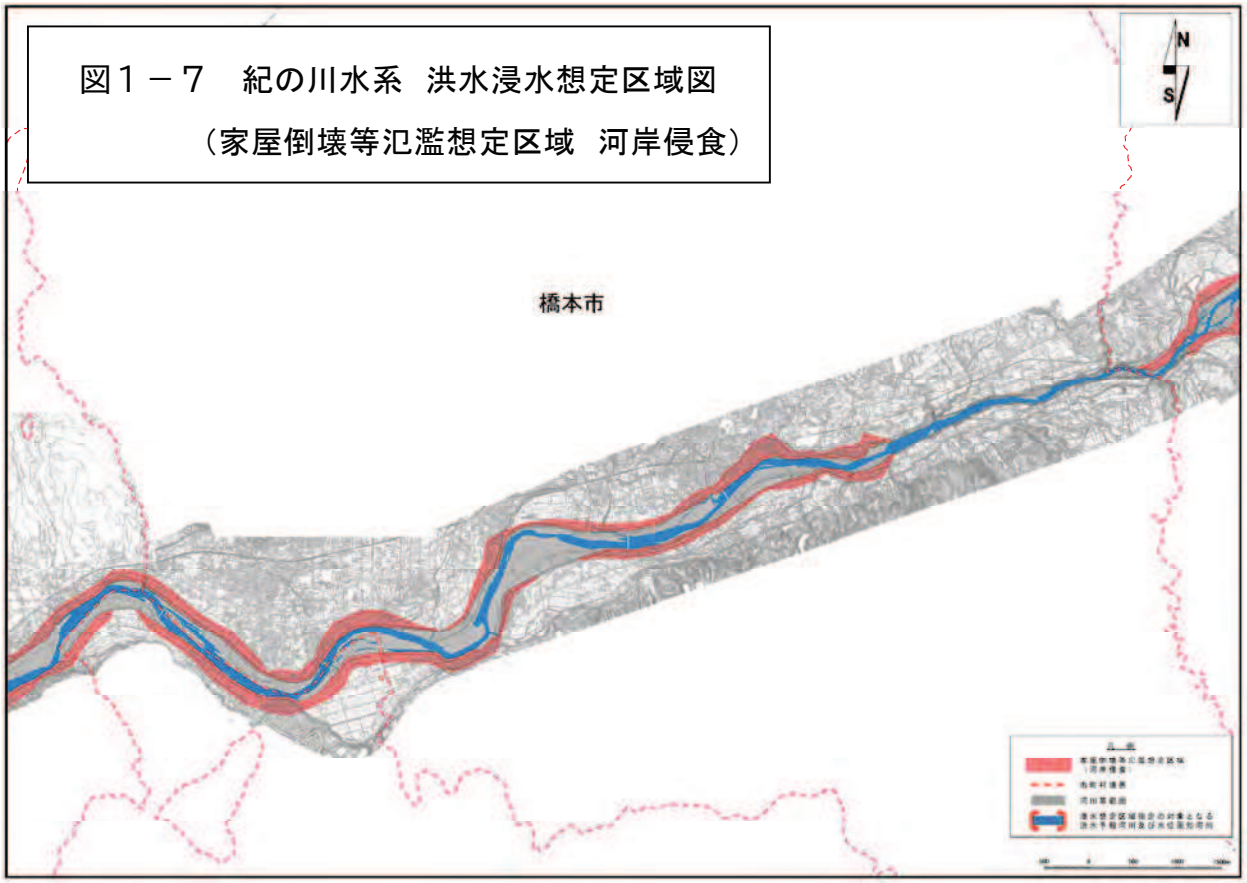


図１－６　紀の川水系　洪水浸水想定区域図
（家屋倒壊等氾濫想定区域　氾濫流）





出典：国土交通省　近畿地方整備局

（３）計画の前提条件

前述のように被害状況を見ると、被害の多くは紀の川及びその支流における河川水位の上昇と越流による浸水被害が中心であることから、計画の前提条件としては、旧市街地及び河川沿いの沖積低地全体が、浸水等の被害を受けることを想定する。

第４節　地震被害想定と計画の前提条件

本市では、過去あまり大きな地震は発生していないが、市独自で実施した地震被害のシミュレーションの結果を踏まえ、本市に最も影響があるとされる中央構造線断層帯地震の被害想定を地震災害に備える計画の前提条件とする。

１　地震等の災害歴

和歌山県における地震は、南海道地震などの海底のプレート間で生じる地震（海溝型地震）と内陸部での断層のずれによる地震（内陸型地震）がある。

海溝型地震は、宝永地震（1707 年）、安政南海地震（1854 年）、昭和東南海地震（1944 年）、昭和南海道地震（1946 年）等があり、マグニチュード７～８クラスの大地震が見られ、津波被害も多く生じている。

内陸型地震は、中央構造線などの断層によるもので、1899 年の紀伊大和地震（マグニチュード 7.0）、1948 年の地震（マグニチュード 6.7）が近年の大きな地震である。

２　地震被害予測における予測条件

（１）想定地震

市独自で予測した中央構造線断層帯地震と、和歌山県が予測した南海トラフ地震及び東海・東南海・南海３連動地震のそれぞれの地震による被害を想定する。

（２）季節、時刻等

季節や時刻が異なると地震被害の様相が異なる。地震火災は、火気器具の使用が多い冬季や夕刻等に多く、地震の揺れによる人的被害は木造建物内に人が多い時間帯に多くなる傾向がある。一方、夏季に地震が発生した場合等には、観光客等の入り込み人口を捉えておく必要がある。

このため、被害予測の想定時間帯は、このような人々の生活行動が反映できるよう、３つの想定地震ともに、①夏の 12 時の風速４m/秒、②冬の 18 時の風速４m/秒、③冬の 18 時の風速８m/秒、④冬の２時の風速４m/秒の場合の４ケースを設定している。

表１－２　地震被害の想定条件（３つの想定地震共通）

ケース	季節	時刻	風速
①	夏	12 時	４m/s
②	冬	18 時	４m/s
③			８m/s
④		２時	４m/s

３　想定地震断層モデル

（１）中央構造線断層帯による地震の設定

中央構造線断層帯のうち、本市付近で影響の大きい①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間において、複数の隣接した区間若しくは断層帯全体が同時に活動した場合は、マグニチュード 8.0 程度若しくはそれ以上の地震が発生すると推定される。

断層帯全体が同時に活動した場合は、今後の発生する確率を推定することができない。①金剛山地東縁区間は、今後 30 年以内の地震発生確率はほぼ０％。②五条谷区間は、今後 30 年以内の地震発生確率は不明である。③根来区間は、今後 30 年以内の地震発生確率は 0.008～0.3％と推定されている。



図１－８　中央構造線断層帯の位置図（金剛山地東縁・五条谷・根来区間）

（２）南海トラフ巨大地震の設定

過去に明確な記録が残る時代の中では、その発生が確認されていない地震で、最新の科学的知見に基づく最大クラスのもので、「今後 30 年以内で 60～90％程度」と推定されている。マグニチュードは、Ｍ８からＭ９クラスとされる。

（３）東海・東南海・南海３連動地震の設定

過去に繰り返し発生してきた東海・東南海・南海地震の再来を想定している。東海・東南海・南海３連動地震の断層モデルは、2003 年に中央防災会議で検討された断層モデルを用いている。東海・東南海・南海３連動地震の震源域が、ほぼ同時に地震を発生させた例としては、1707 年の宝永地震が挙げられる。宝永地震は、2011 年（平成 23 年）の東日本大震災の発生までは日本の歴史上最も規模の大きい地震であり、マグニチュード 8.6 であったと推定されている。東海・東南海・南海３連動地震はこれと同様にマグニチュード 8.7 の規模の地震を想定している。

（４）地震被害の想定条件

地震被害の想定地震は、次の３地震である。

表１－３　地震被害の想定地震

	①中央構造線断層帯による地震			②南海トラフ巨大地震	③東海・東南海・南海３連動地震
震源断層の位置	中央構造線（友ヶ島水道～和歌山・奈良県境付近）			南海トラフ（静岡県～宮崎県）	南海トラフ（静岡県～高知県）
	金剛山地東縁区間（L=16km）	五条谷区間（L=29km）	根来区間（L=27km）		
震源断層の深さ	15km 程度	15km 程度	10～15km 程度	約 10～40km	約 10～30km
地震の規模（Mw）	6.8 程度	7.3	7.2 程度	9.1	8.7
概要	中央構造線断層帯のうち、和歌山県への影響が大きい区間での地震発生を想定			駿河湾～日向灘に広がる南海トラフにおける巨大地震を想定	海溝型の巨大地震である東海地震、東南海地震、南海地震の同時発生を想定

４　地震被害の予測結果

（１）被害予測結果の概要

ア　中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震で想定される本市内の被害は、次のとおりである。

表１－４　中央構造線断層帯による地震で想定される市内の被害数量
（算定基準　令和７年３月）

＜建物被害＞

	季節時刻	冬深夜2時	夏昼12時	冬夕方18時	
	風速	4m/s	4m/s	4m/s	8m/s
建物棟数		27,663			
木造建物		21,504			
非木造建物		6,159			
全壊・焼失建物棟数		1,840	1,841	1,851	1,910
全壊・焼失率		6.7%	6.7%	6.7%	6.9%
液状化による全壊		35	35	35	35
揺れによる全壊		1,777	1,777	1,777	1,777
斜面崩壊による全壊		23	23	23	23
火災による焼失		5	6	16	75
半壊建物棟数		3,070	3,070	3,068	3,057
半壊率		11.1%	11.1%	11.1%	11.1%
液状化による半壊		102	102	102	102
揺れによる半壊		2,925	2,925	2,923	2,913
斜面崩壊による半壊		43	43	43	43
全出火件数		2.542	2.763	7.217	7.217
全出火率		0.01%	0.01%	0.03%	0.03%
炎上出火件数		1.640	1.801	4.416	4.416
炎上出火率		0.01%	0.01%	0.02%	0.02%
消火件数		1.640	1.801	4.416	3.512
延焼出火件数		0.000	0.000	0.000	0.904

＜人的被害＞

		季節時刻	冬深夜2時	夏昼12時	冬夕方18時	
		風速	4m/s	4m/s	4m/s	8m/s
滞留人口			58,559	50,562	52,909	
閉じ込め者数			424.9	264.4	337.2	
死者数			118.9	63.8	89.9	91.0
		死者率	0.2%	0.1%	0.2%	0.2%
	建物被害による		116.7	62.6	88.0	88.0
	斜面崩壊による		2.1	1.1	1.6	1.6
	火災による	炎上出火	0.0	0.0	0.0	0.0
		閉じ込め	0.0	0.0	0.0	0.2
		延焼	0.1	0.1	0.3	1.2
負傷者数			849.7	627.3	665.8	667.7
		負傷者率	1.5%	1.2%	1.3%	1.3%
		重傷者	180.3	115.4	134.5	135.0
		重傷者率	0.3%	0.2%	0.3%	0.3%
	建物倒壊による		847.0	625.7	663.3	663.2
		重傷者	178.9	114.6	133.3	133.3
	斜面崩壊による		2.6	1.4	1.9	1.9
		重傷者	1.3	0.7	1.0	1.0
	火災による		0.2	0.2	0.6	2.5
		重傷者	0.1	0.1	0.2	0.7

＜生活支障（ライフライン）＞

・上水道

現況	配水管延長		540,847m（令和７年３月）
	給水人口		57,715 人（令和７年３月）
	普及率（給水人口÷市人口）		98.6%　（令和７年３月）
被害予測結果	被害箇所数		830.0 箇所
	被害率		1.53 箇所/km
断水率予測結果 断水人口（断水率）		当日	断水人口 56,400 人（97.7%）
		１日後	断水人口 48,700 人（84.3%）
		３日後	断水人口 41,800 人（72.5%）
		７日後	断水人口 32,000 人（55.4%）
		14 日後	断水人口 19,400 人（33.6%）
		30 日後	断水人口 5,200 人（ 8.9%）
		60 日後	断水人口　400 人（ 0.7%）
		90 日後	断水人口　　0 人（ 0.0%）

・下水道

現況	下水道管延長		272,106m（令和７年３月）
	普及人口		39,632 人（令和７年３月）
		（住民基本台帳人口）	58,559 人（令和７年３月）
	下水道人口普及率		67.7%　（令和７年３月）
被害予測結果	被害延長		17,693m
	被害率		6.5%
下水道支障予測結果　支障人口（支障率）			支障人口 1,066 人（2.7%）

・電力

経過 日時数	停電率	停電人口 （人口 58,559 令和７年３月 31 日）
０時間後	91.7%	53,700
１時間後	87.9%	51,500
２時間後	84.4%	49,400
３時間後	81.2%	47,600
４時間後	78.2%	45,800
５時間後	75.4%	44,100
６時間後	72.7%	42,600
９時間後	65.3%	38,200
12 時間後	58.8%	34,400
24 時間後	39.1%	22,900
36 時間後	26.3%	15,400
48 時間後	17.8%	10,400
３日後	8.2%	4,800
４日後	3.8%	2,200
５日後	1.8%	1,000
６日後	0.8%	500
７日後	0.4%	200
10 日後	0.0%	0

＜生活支障（避難者等）＞

・避難者

ケース	1日後				1週間後				1か月後			
	避難者	避難者率	避難所生活者	避難所外生活者	避難者	避難者率	避難所生活者	避難所外生活者	避難者	避難者率	避難所生活者	避難所外生活者
冬深夜2時風速4m/s	4,081.2	7%	2,448.7	1,632.5	11,623.3	20%	5,811.7	5,811.7	8,416.0	14%	2,524.8	5,891.2
夏昼12時風速4m/s	4,079.7	7%	2,447.8	1,631.9	11,622.0	20%	5,811.0	5,811.0	8,414.5	14%	2,524.4	5,890.2
冬夕方18時風速4m/s	4,101.9	7%	2,461.2	1,640.8	11,641.2	20%	5,820.6	5,820.6	8,435.0	14%	2,530.5	5,904.5
冬夕方18時風速8m/s	4,210.9	7%	2,526.5	1,684.4	11,735.0	20%	5,867.5	5,867.5	8,535.3	15%	2,560.6	5,974.7

・必要物資量

ケース	1日後～3日後（3日間）			4日後～7日後（4日間）			毛布（枚）
	避難所生活者数	食料（食；3日間）	飲料水（リットル；3日間）	避難所生活者数	食料（食；4日間）	飲料水（リットル；4日間）	
冬深夜2時風速4m/s	2,448.7	26,446.4	409,780.4	5,811.7	83,688.0	424,834.8	11,890.7
夏昼12時風速4m/s	2,447.8	26,436.2	409,780.4	5,811.0	83,678.2	424,834.8	11,889.4
冬夕方18時風速4m/s	2,461.2	26,580.6	409,780.4	5,820.6	83,816.5	424,834.8	11,909.4
冬夕方18時風速8m/s	2,526.5	27,286.6	409,780.4	5,867.5	84,492.4	424,834.8	12,008.3

イ　東海・東南海・南海３連動地震／南海トラフ巨大地震

東海･東南海･南海３連動地震／南海トラフ巨大地震で想定される本市内の被害は、次のとおりである。

表１－５　東海・東南海・南海３連動地震／南海トラフ巨大地震で想定される市内の被害数量

（算定基準　平成 25 年３月）

想定地震		東海・東南海・南海３連動地震（Mw8.7）	南海トラフ巨大地震（Mw9.1）
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６弱以上**の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６強以上**の揺れを予測
建物被害	総棟数	26,400 棟	26,400 棟
	全壊・焼失棟数	26 棟	450 棟
	揺れ等	24 棟	440 棟
	焼失	２棟	８棟
	半壊棟数	310 棟	2,500 棟
人的被害	人口	63,200 人	63,200 人
	死者数	０人	24 人
	建物倒壊（震動）	０人	23 人
	建物倒壊（斜面崩壊）	０人	２人
	火災	０人	０人
	負傷者数（重傷）	１人	36 人
	建物倒壊（震動）	１人	35 人
	建物倒壊（斜面崩壊）	０人	１人
	火災	０人	０人
	負傷者数（軽傷者）	49 人	470 人
	建物倒壊（震動）	49 人	470 人
	建物倒壊（斜面崩壊）	０人	１人
	火災	０人	０人
	閉込者数	０人	15 人
交通施設被害（道路）	対象道路延長（km）	92km	92km
	地震被害箇所数	５箇所	８箇所
	揺れ（震度）の大きな区間（km）		
	震度７	０km	０km
	震度６強	０km	５km
	震度６弱	７km	82km
	液状化危険度大の区間（km）		
	PL 値 15～30	０km	13km
	PL 値 30～	０km	０km

※揺れ等は、液状化・震動・斜面崩壊による全壊棟数である。

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

想定地震			東海・東南海・南海３連動地震（Mw8.7）	南海トラフ巨大地震（Mw9.1）
前提	震度予想		橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６弱以上**の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６強以上**の揺れを予測
交通輸送施設被害（鉄道）	対象路線延長(km)		26km	26km
	地震被害箇所数		28 箇所	52 箇所
	揺れ（震度）の大きな区間			
	震度７		０箇所	０箇所
	震度６強		０箇所	２箇所
	震度６弱		２箇所	22 箇所
	液状化危険大の区間			
	PL 値 15～30		０	４
	PL 値 30～		０	０
輸送交通施設被害（ヘリポート）	ヘリコプター発着予定地数		17 箇所	17 箇所
	揺れ（震度）の大きな箇所			
	震度７		０箇所	０箇所
	震度６強		０箇所	５箇所
	震度６弱		１箇所	11 箇所
	液状化危険度大の箇所			
	PL 値 15～30		０	６
	PL 値 30～		０	０
生活支障（ライフライン施設）	上水道人口		66,000 人	66,000 人
	上水道管延長(km)		511.5km	511.5km
	上水道管被害箇所数		110 箇所	480 箇所
	断水人口	（発災直後）	40,400 人	62,700 人
		（１日後）	21,900 人	49,600 人
		（１週間後）	11,000 人	24,800 人
		（１ヶ月後）	０人	０人
	下水道人口		40,000 人	40,000 人
	支障人口	（発災直後）	０人	330 人
		（１日後）	０人	290 人
		（１週間後）	０人	57 人
		（１ヶ月後）	０人	０人
	電力需要家軒数		26,400 軒	26,400 軒
	停電軒数	（発災直後）	123,300（和歌山県全域）軒	339,100（和歌山県全域）軒
		（１日後）	０軒	26,000 軒
		（１週間後）	０軒	０軒
		（１ヶ月後）	０軒	０軒

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

想定地震			東海・東南海・南海３連動地震（Mw8.7）	南海トラフ巨大地震（Mw9.1）
前提	震度予想		橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６弱以上**の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６強以上**の揺れを予測
生活支障（ライフライン施設）	固定電話回線数		13,700 回線	13,700 回線
	固定電話・不通回線数（発災直後）		310 回線	13,700 回線
	固定電話・不通回線数（１日後）		310 回線	13,700 回線
	固定電話・不通回線数（１週間後）		97 回線	150 回線
	固定電話・不通回線数（１ヶ月後）		０回線	０回線
	携帯電話・不通ランク（注）			
	携帯電話・不通ランク（発災直後）		―	Ａ
	携帯電話・不通ランク（１日後）		―	Ａ
	携帯電話・不通ランク（１週間後）		―	―
	携帯電話・不通ランク（１ヶ月後）		―	―
避難者（生活支障）・帰宅困難者（生活支障）	発災時人口		55,900 人	55,900 人
	避難者総数	（１日後）	52 人	810 人
		（１週間後）	5,600 人	7,000 人
		（１ヶ月後）	2,800 人	810 人
	うち避難所に避難する者	（１日後）	32 人	490 人
		（１週間後）	2,800 人	3,500 人
		（１ヶ月後）	840 人	250 人
	避難所外生活者	（１日後）	21 人	330 人
		（１週間後）	2,800 人	3,500 人
		（１ヶ月後）	2,000 人	570 人
	帰宅者総数		47,100 人	
	域内帰宅者		31,700 人	
	域外帰宅者総数		15,400 人	
	鉄道・バス利用者		2,200 人	
	自動車・二輪車利用者		11,700 人	
	自転車利用者・徒歩		1,600 人	
	徒歩代替者		3,300 人	
	帰宅困難者数		10,500 人	

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

（注）携帯電話不通ランク

Ａ：非常につながりにくい

Ｂ：つながりにくい

Ｃ：ややつながりにくい

―：被害なし

想定地震		東海・東南海・南海３連動地震（Mw8.7）	南海トラフ巨大地震（Mw9.1）
前提	震度予想	橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６弱以上**の揺れを予測	橋本市における堆積層域の低地で**最大震度６強以上**の揺れを予測
必要物資	１日後～３日後（３日間）		
	避難所避難者数	32 人	490 人
	食料（食/３日間）	340 食	5,300 食
	飲料水（リットル/３日間）	196,400ℓ	445,600ℓ
	４日後～７日後（４日間）		
	避難所避難者数	2,800 人	3,500 人
	食料（食/４日間）	39,900 食	50,100 食
	飲料水（リットル/４日間）	229,100ℓ	519,800ℓ
	毛布 （枚）	5,600 枚	7,000 枚
医療機能	病院数（橋本保健・医療圏域）	６施設	６施設
	要転院者数	０人	０人
	供給数	227	209
	新規入院発生数（重傷者・病院内死者）	1 人	66 人
	新規外来患者発生数（軽傷者）	82 人	770 人
災害廃棄物	重量（t）	2,100t	41,000t
	可燃物	560t	11,000t
	不燃物	1,600t	31,000t
	体積（㎥）	2,100 ㎥	39,000 ㎥
	可燃物	1,000 ㎥	19,000 ㎥
	不燃物	1,100 ㎥	21,000 ㎥

※予測結果等は概数で示されており、合計が一致しない場合がある。

※各項目の数値については、①夏の 12 時の風速４m/秒、②冬の 18 時の風速８m/秒、③冬の 18 時の風速４m/秒、④冬の２時の風速４m/秒のうち、被害が最大となる数値を記載。

①夏の 12 時の風速４m/秒では、避難者数、必要物資数の数値が最大となる。

③冬の 18 時の風速４m/秒では、建物被害、人的被害、下水道被害、電力施設被害、通信施設被害、都市ガス施設被害、災害廃棄物の数値が最大となる。

その他の項目については、季節・時刻等での増減はない。

（２）地震動の予測結果

ア　中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震が発生した場合、橋本地区の一部で震度７の揺れが予測され、紀の川沿いの平地・台地を中心に、震度６強が予測された。

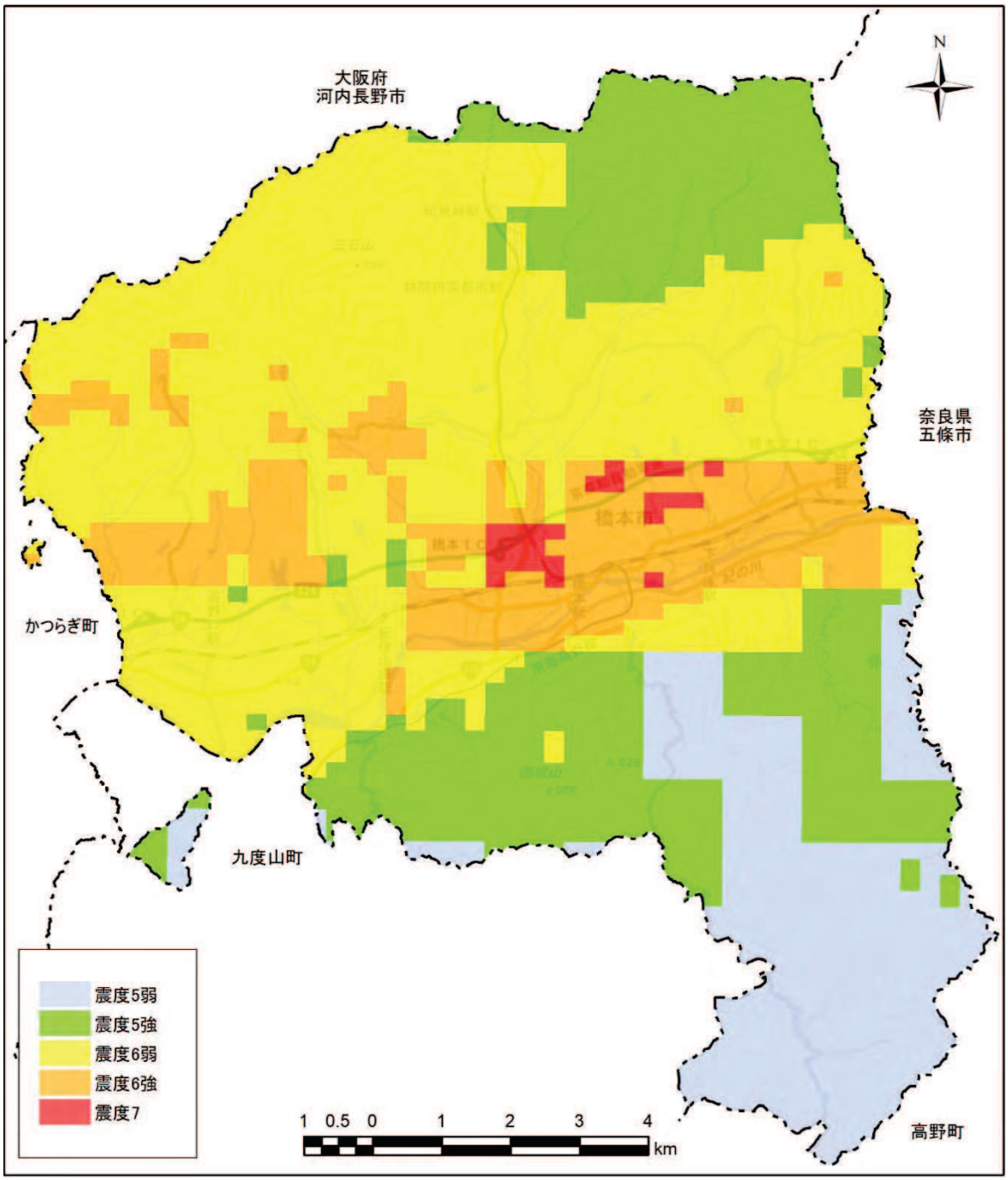


図１－９　中央構造線による地震が発生した場合の震度分布図

イ　南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で震度６強の揺れが予測され、多くの場所では、震度６弱、一部区域では震度５強が予測された。

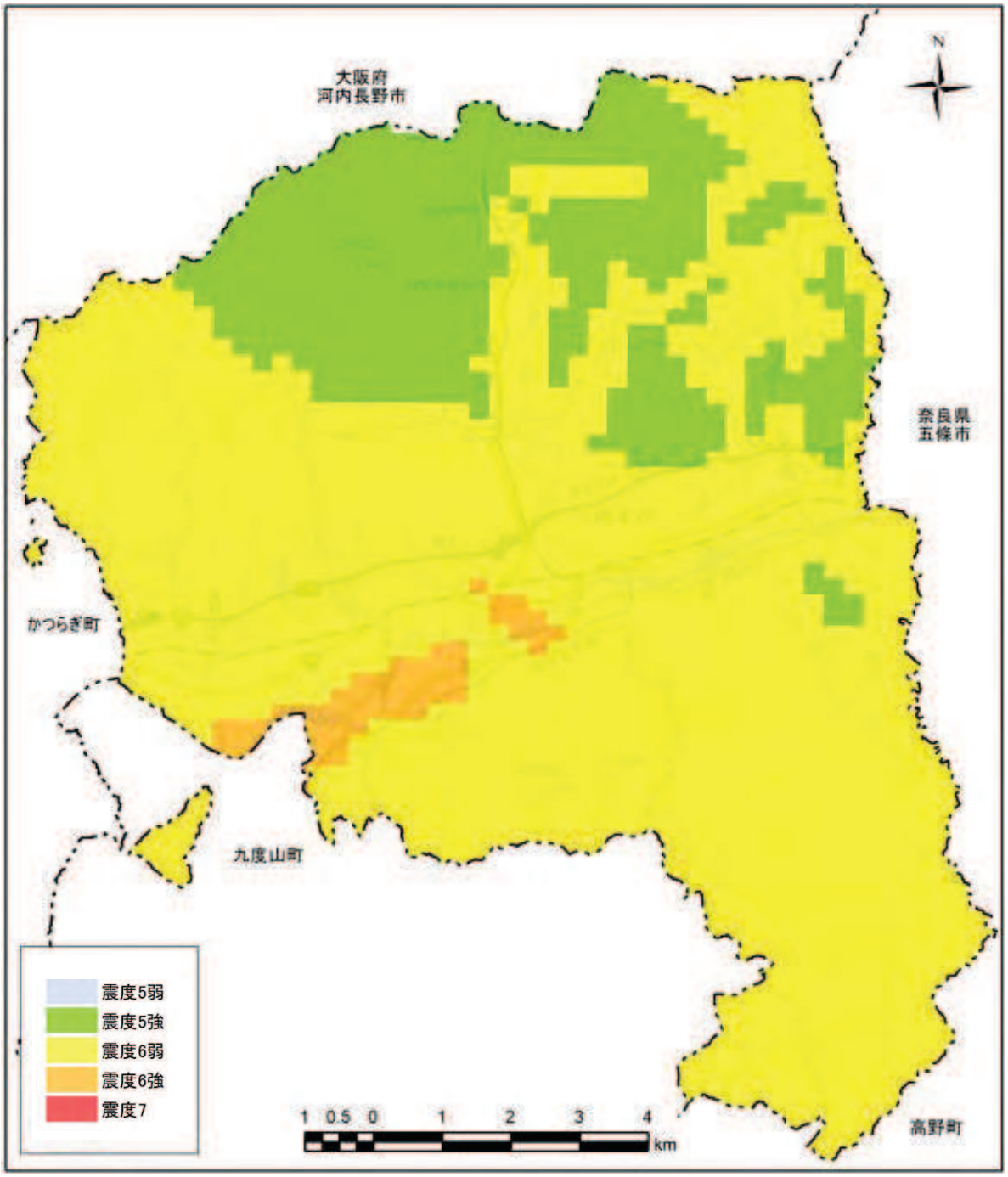


図１－10　南海トラフ巨大地震が発生した場合の震度予測図

ウ　東海・東南海・南海３連動地震

東海・東南海・南海３連動地震が発生した場合、橋本市西側紀の川沿いの低地と、橋本市北部の一部区域でも震度６弱の揺れになると予測された。

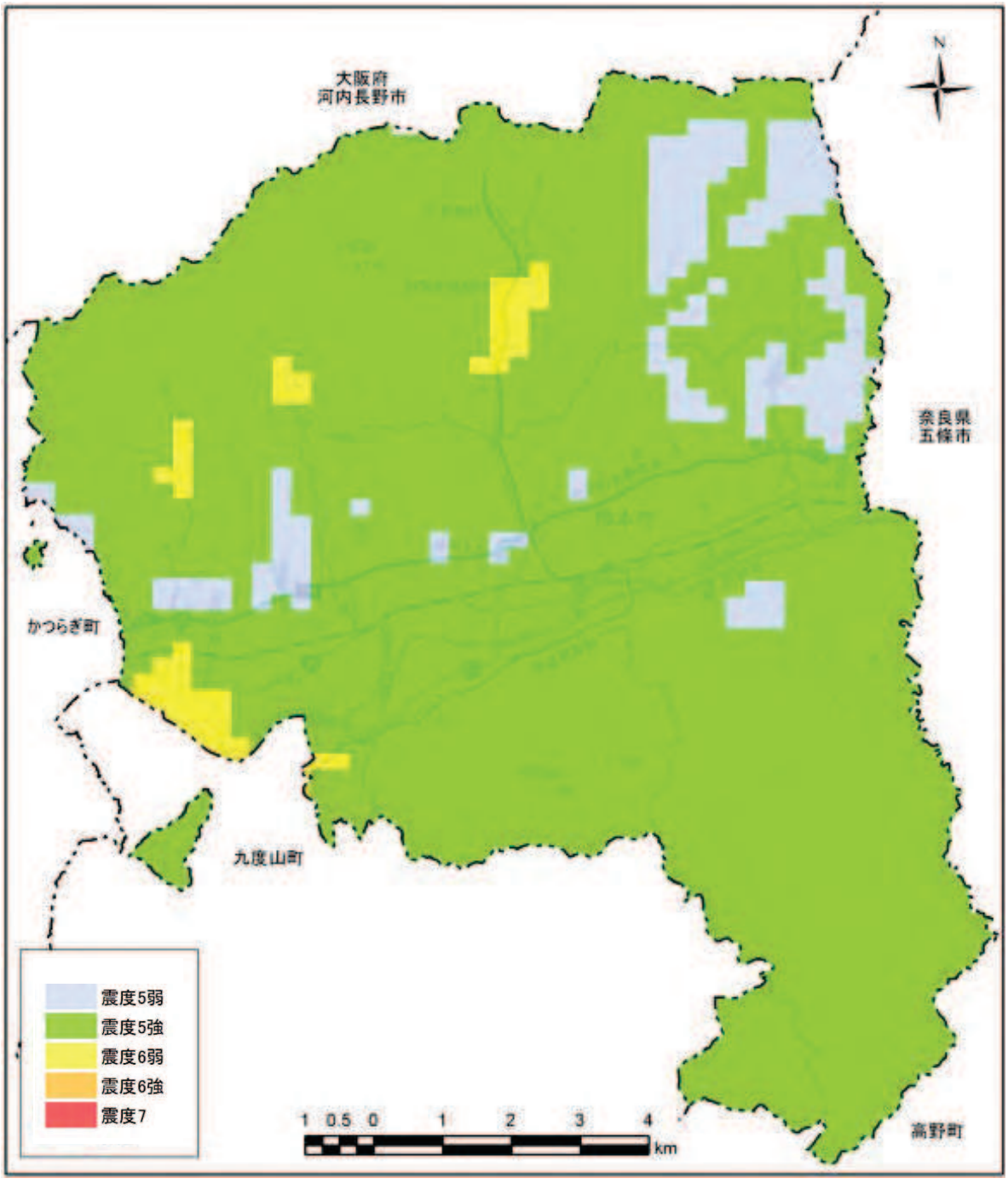


図１－11　東海・東南海・南海３連動地震が発生した場合の震度予測図

（３）液状化危険度の予測結果

ア　中央構造線断層帯による地震

中央構造線断層帯による地震が発生した場合、紀の川沿い周辺において液状化危険度が特に高くなっている（PL 値 15 以上）ほか、山間部の造成地などにおいても液状化の可能性のあるエリアが分布する結果となっている。

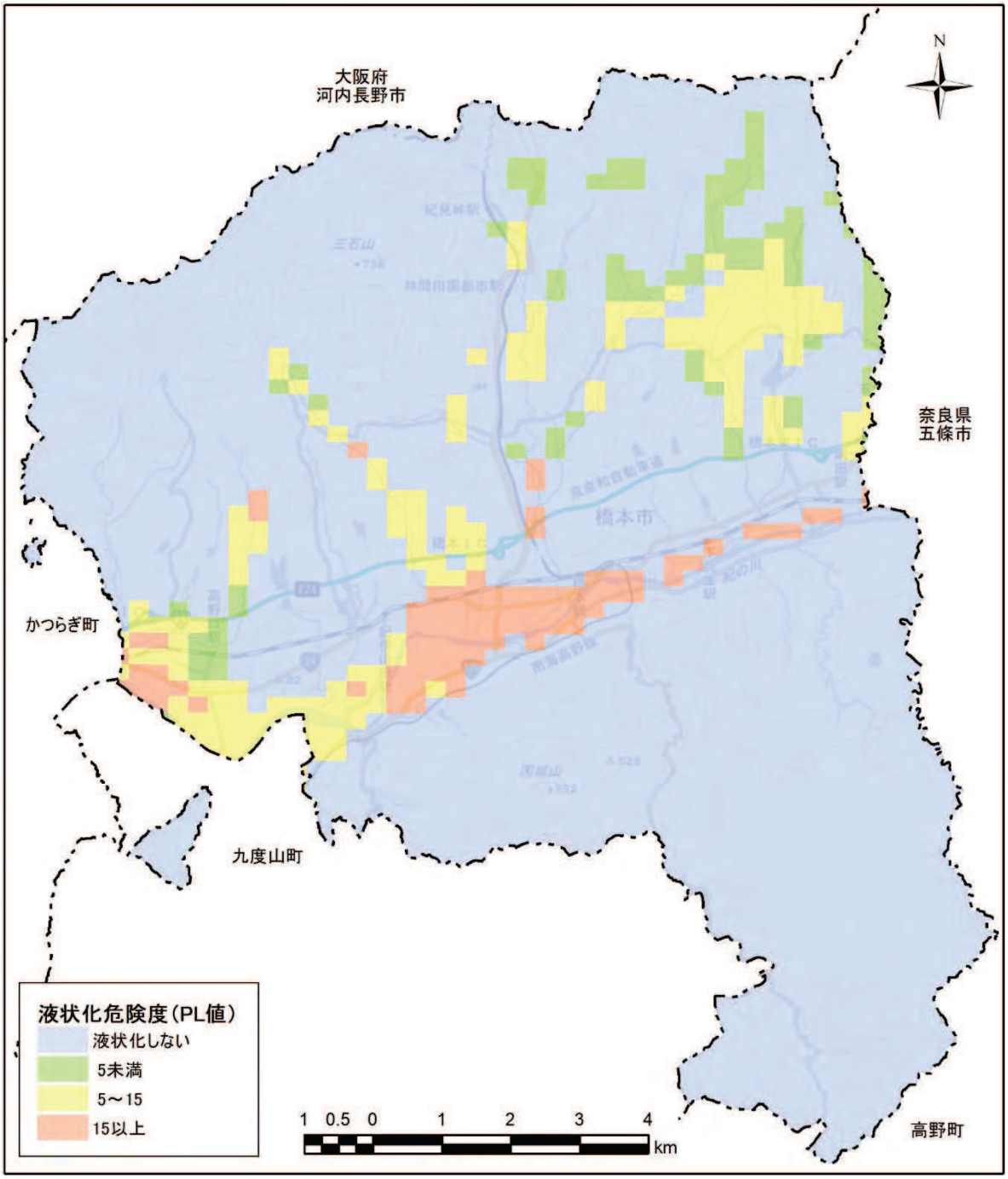


図１－12　中央構造線による地震が発生した場合の液状化危険度分布図

イ　南海トラフ巨大地震

南海トラフ巨大地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で液状化の危険度が「大きい」と予測され、一部区域では「中程度」、「小さい」と予測された。

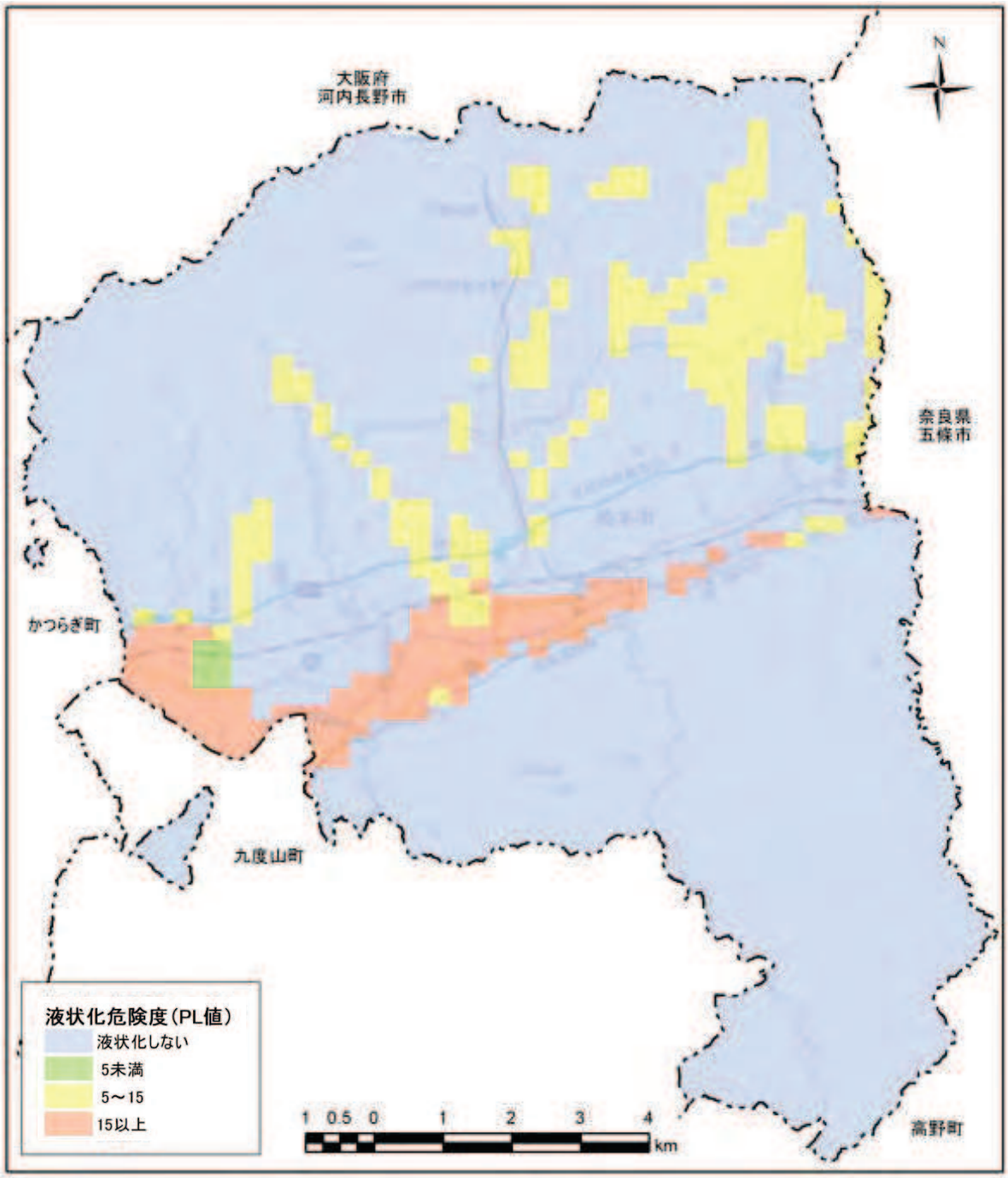


図１－13　南海トラフ巨大地震が発生した場合の液状化危険度予測図

ウ　東海・東南海・南海３連動地震

東海・東南海・南海３連動地震が発生した場合、紀の川沿いの低地で液状化の危険度が「中程度」と予測され、一部区域では「小さい」と予測された。

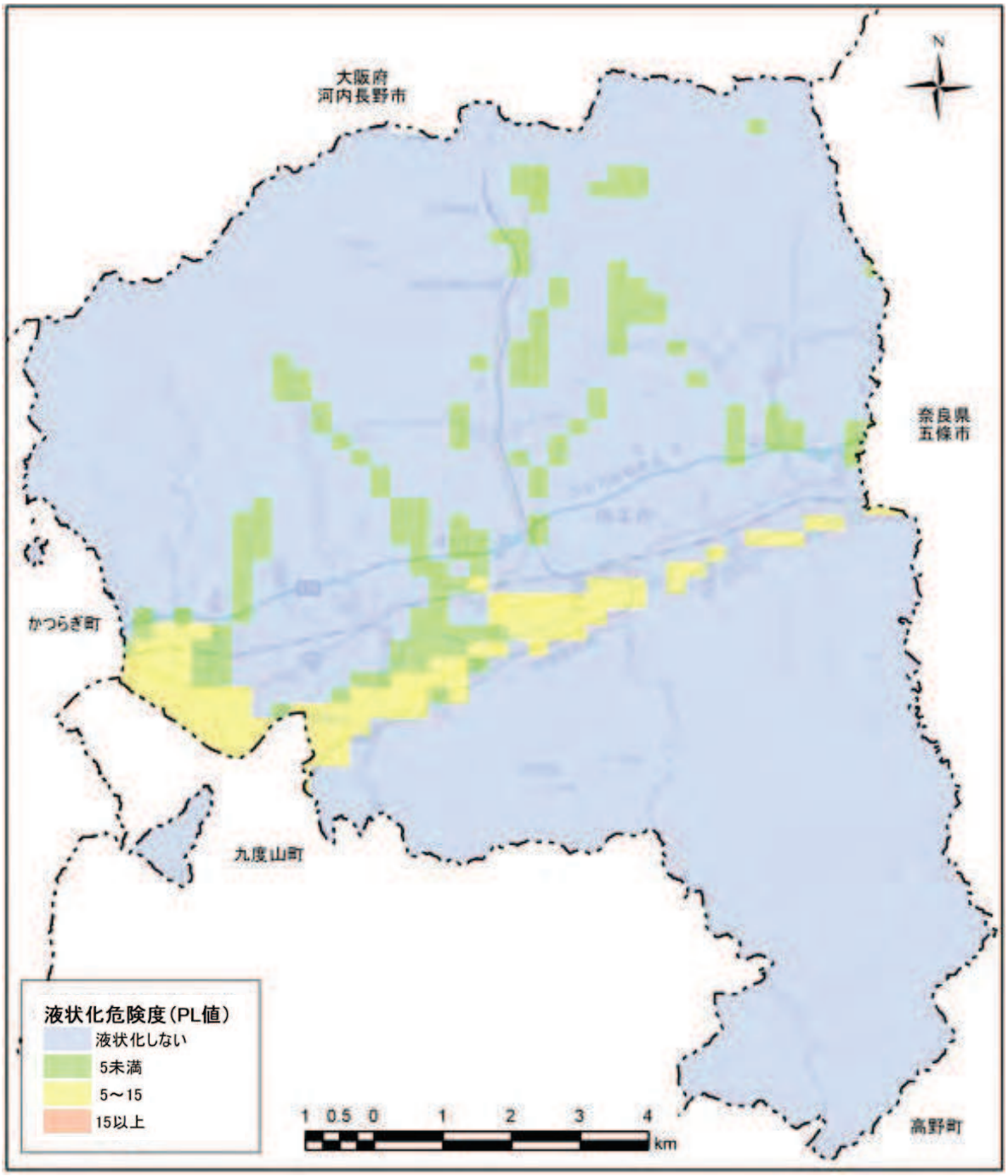


図１－14　東海・東南海・南海３連動地震が発生した場合の液状化危険度予測図

5　地震被害対策の前提条件

（１）計画の前提条件

多大な被害を市域にもたらすことが予想される中央構造線断層帯による地震を本計画の計画期間における計画の前提条件とする。

（２）本市周辺の地震の発生環境

本市周辺において地震発生の可能性が特定される南海トラフと中央構造線断層帯について、地震調査研究推進本部は、南海トラフは、南海地震等の巨大地震を繰り返し発生している場所であり、近い将来に、再び大規模な地震を発生させる可能性が高いと指摘している。

ア　中央構造線断層帯の将来の活動

本市付近で影響の大きい①金剛山地東縁区間、②五条谷区間、③根来区間の各断層帯による地震の発生確率（今後 30 年以内）は、最も高くて、③根来区間の「0.008～0.3%」である。

表１－６　将来の活動の評価（中央構造線断層帯による地震）

①金剛山地東縁区間

項目	評価内容
地震の規模	M6.8程度
1 回のずれの量	1 m程度（上下成分）
地震発生確率（30年）	ほぼ０％
平均活動間隔	約6,000～7,600年

②五条谷区間

項目	評価内容
地震の規模	M7.3程度
1 回のずれの量	３m程度(右横ずれ成分)
地震発生確率（30年）	不明
平均活動間隔	不明

③根来区間

項目	評価内容
地震の規模	M7.2程度
1 回のずれの量	４m程度(右横ずれ成分)
地震発生確率（30年）	0.008～0.3%
平均活動間隔	約2,500～2,900年

イ　南海トラフの地震の発生時期及び発生確率

地震調査研究推進本部（2013 年（平成 25 年）５月）によると、次に発生する南海トラフでの地震の震源域の広がりを正確に予測することは、現時点の科学的見地では困難である。

南海地域、東海地域で同時に発生する場合と、時間をおいて発生する場合があるが、時間をおいて発生する場合でも、数年以内にもう一方で地震が発生しており、両領域はほぼ同時に活動していると見なしている。

南海トラフ全体を一つの領域と考え、大局的には 100 年～200 年間隔で繰り返し大地震が発生していると評価している。

発生の可能性は年々高まっており、Ｍ８～Ｍ９クラスの地震発生確率は、今後 30 年以内に 60～90％程度と予測されている。

第５節　市域の防災課題

本市の既往災害のうち、近年のものは、台風や豪雨によってもたらされる風水害と土砂災害であった。しかし、中央構造線断層帯等を市域の北部に抱え、県南方に南海トラフを有することから、阪神・淡路大震災にみられるような、直下型地震及び海溝型の南海トラフ地震を想定しておく必要がある。

このような地震が発生すると、被害想定結果からも判るように、大規模な災害になる可能性が高く、人・建物及びライフライン等に甚大な被害を及ぼすことが予想される。これは、地震の規模に起因するだけでなく、密集した古い木造住宅地区の広がりと道路整備状況にも起因するものである。

本市における風水害等の災害は、紀の川及びその支流における河川の氾濫による浸水被害が中心であり、台風や集中豪雨時における十分な災害対策の推進が必要である。このため、河川整備、土砂災害対策等の推進を中心とする災害に強い都市基盤づくりを進める必要がある。

一方、地震災害については、本市に多大な被害をもたらすことが予想される中央構造線断層帯による地震及び特に切迫性が高い南海トラフによる地震に対応するため、まず、市職員及び市民が震災に対する危機意識を持ち、充分な災害対応力を備えること、地震発生後、即時に災害応急対策活動を開始できる体制を整備するなど、災害時における迅速かつ適切な対応ができるような組織・体制づくり、危機管理等の体制づくりを進める必要がある。

１　地域防災戦略目標の明確化

特に、甚大な被害が想定される地震災害については、計画期間中に着実に地震対策を推進するため、地域防災の戦略目標を明確にする必要がある。

２　市土の保全整備と都市の防災機能の強化

防災対策の基本は、災害予防であり、水害や土砂災害を未然に防ぐための国土保全事業の推進が欠かせない。このため、このような水害、土砂災害を引き起こす要因となる無秩序な開発や農地・森林等の荒廃を防ぐとともに、豊かな自然環境を保全育成することが必要である。

また、既成市街地や住宅団地等においては、災害時における道路、上下水道、公共施設等の防災機能の強化を図り、被害を最小限に食い止めるとともに、迅速かつ適切な対策をとる必要がある。

３　災害に対応できる組織・体制づくり

災害時における救助・救出、避難誘導、防火などの防災活動を担うのは、市民であり、地域社会である。

このため、災害に備えた組織・体制の充実を図るとともに、市民自らが、災害から身を守り、あるいは身近な救助活動等を行う、災害対応能力の向上が必要である。

第３章　防災関係機関の実施責任と業務の大綱

市、県並びに和歌山県の区域を管轄し若しくは本市の区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、所管事項において、概ね、次の事務又は業務を処理するものとし、その際、相互に協力するよう努める。

第１節　実施責任

１　橋本市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施する。

２　和歌山県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て、防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助けかつその総合調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、助言、指導、勧告等の措置をとる。

４　自衛隊

自衛隊は、人命救助又は財産の保護のための応急対策の支援を行う。

５　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

６　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、市、その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　処理すべき事務又は業務の大綱

１　橋本市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
橋本市	ア　市防災会議に関する事務 イ　防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ　災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ　災害防除と拡大の防止 オ　救助、防疫等、被災者の救助保護 カ　災害復旧資機材の確保と物価の安定 キ　被災者に対する融資等の対策 ク　被災市営施設の応急対策 ケ　災害時における文教対策 コ　災害対策要員の動員並びに雇用 サ　災害時における交通、輸送の確保 シ　被災施設の復旧 ス　管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

２　和歌山県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
和歌山県	ア　県防災会議に関する事務 イ　防災に関する施設、組織の整備と訓練 ウ　災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 エ　災害防除と拡大の防止 オ　救助、防疫等、被災者の救助保護 カ　災害復旧資機材の確保と物価の安定 キ　被災者に対する融資等の対策 ク　被災県営施設の応急対策 ケ　災害時における文教対策 コ　災害時における公安対策 サ　災害対策要員の動員並びに雇用 シ　災害時における交通、輸送の確保 ス　被災施設の復旧 セ　市町村が処理する事務、事業の指導、斡旋等

３　指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1　近畿管区警察局	ア　管内各府県警察の指導・調整に関すること イ　他管区警察局との連携に関すること ウ　関係機関との協力に関すること エ　情報の収集及び連絡に関すること オ　警察通信の運用に関すること

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
	カ　警察官の応援派遣に関すること
2　近畿財務局 （和歌山財務事務所）	ア　公共土木等被災施設の査定の立会 イ　地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定 ウ　地方自治体に対する災害融資 エ　災害時における金融機関の緊急措置の指示 オ　未利用の国有地の情報提供
3　近畿厚生局	ア　救助等に係る情報の収集及び提供
4　近畿農政局	ア　農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指導、助成 イ　土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病害虫防除指導、応急食糧、種子等の供給対策 ウ　農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策
5　近畿中国森林管理局 （和歌山森林管理署）	ア　国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備 イ　国有林における予防治山施設による災害予防 ウ　国有林における荒廃地の災害復旧 エ　災害対策復旧用資機材の供給 オ　森林火災予防対策
6　近畿経済産業局	ア　電気、ガス、工業用水道の復旧支援 イ　災害対策用物資の供給に関する情報の収集及び伝達
7　中部近畿産業保安監督部近畿支部	ア　鉱山における危害の防止、施設の保全及び鉱害の防止についての保安確保対策 イ　電気、ガス、火薬類施設等の保安確保対策
8　近畿運輸局 （和歌山運輸支局）	ア　所管する交通施設及び設備の整備についての指導 イ　災害時における所管事業に関する情報の収集及び伝達 ウ　災害時における旅客輸送確保に係る代替輸送・迂回輸送等実施のための調整 エ　災害時における貨物輸送確保に係る貨物運送事業者に対する協力要請 オ　特に必要があると認める場合の輸送命令 カ　災害時における交通機関利用者への情報の提供
9　大阪管区気象台 （和歌山地方気象台）	ア　気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 イ　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ウ　気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 エ　地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 オ　防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
10　近畿総合通信局	ア　電波の監理、並びに有線電気通信の監理 イ　非常通信訓練の計画及びその実施指導 ウ　非常通信協議会の育成・指導 エ　防災及び災害対策に係る無線局の開設、整備の指導 オ　非常時における重要通信の確保 カ　災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し キ　情報伝達手段の多様化・多重化の促進

11　和歌山労働局 （橋本労働基準監督署）	ア　工場、事業場における労働災害の防止 イ　救助の実施に必要な要員の確保
12　近畿地方整備局 （和歌山河川国道事務所）	ア　土木施設の整備と防災管理 イ　水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ウ　被災土木施設の災害復旧 エ　緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施

４　自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1　陸上自衛隊 第 37 普通科連隊	ア　人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 イ　応急救助、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

５－１　指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1　西日本旅客鉄道株式会社近畿統括本部和歌山支社（橋本駅）	ア　輸送施設の設備と安全輸送の確保 イ　災害対策用物資の緊急輸送 ウ　災害時の応急輸送対策 エ　被災施設の調査と災害復旧
2　NTT 西日本株式会社和歌山支店、㈱NTT ドコモ、NTT ドコモビジネス㈱	ア　電気通信施設の整備と防災管理 イ　災害時における緊急通話の取扱い ウ　被災施設の調査と災害復旧
3　日本銀行大阪支店	ア　銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 イ　資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 ウ　金融機関の業務運営の確保に係る措置 エ　金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 オ　各種措置に関する広報
4　日本赤十字社 和歌山県支部	ア　災害における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 イ　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ウ　義援金品の募集配布
5　日本放送協会 和歌山放送局	ア　防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ　災害状況及び災害対策等の周知徹底
6　西日本高速道路株式会社（関西支社）	ア　災害時における輸送路の確保 イ　有料道路の災害復旧
7　電源開発株式会社（西日本支店　紀和事務所)、電源開発送変電ネットワーク株式会社（橋本送変電事業所）	ア　ダム施設等の整備と防災管理 イ　被災施設の調査と災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
８　日本通運株式会社 和歌山支店	ア　災害時における緊急陸上輸送
９　関西電力株式会社 関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）	ア　災害時の電力供給 イ　被災施設の調査と災害復旧 ウ　ダム施設等の整備と防災管理
10　大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	ア　災害時のガス供給 イ　被災施設の調査と災害復旧
11　日本郵便株式会社 橋本郵便局	ア　災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 イ　被災郵政業務施設の復旧
12　KDDI 株式会社	ア　電気通信施設の整備と防災管理 イ　災害時における緊急通話の取扱い ウ　被災施設の調査と災害復旧
13　ソフトバンク株式会社	ア　電気通信施設の整備と防災管理 イ　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ　被災電気通信設備の災害復旧
14　楽天モバイル株式会社	ア　電気通信施設の整備と防災管理 イ　電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ウ　被災電気通信設備の災害復旧

５－２　指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
１　土地改良区	ア　土地改良施設の整備と防災管理 イ　農地及び農業用施設の被害調査及び災害復旧 ウ　農地湛水の防除施設の整備と活動
２　鉄道機関	ア　輸送施設の整備と安全輸送の確保 イ　災害対策用物資の緊急輸送 ウ　災害時の応急輸送 エ　被災施設の調査と災害復旧
３　バス機関	ア　災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 イ　災害時の応急輸送
４　輸送機関	ア　災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 イ　災害時の応急輸送
５　放送機関	ア　防災知識の普及と警報等の周知徹底 イ　災害状況及び災害対策等の周知徹底
６　医療機関	ア　災害時における医療救護の実施 イ　災害時における防疫の協力
７　ガス機関	ア　災害時のガス供給 イ　被災施設の調査と災害復旧

6　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
1　病院等経営者	ア　避難施設の設備と避難訓練の実施 イ　被災時の病人等の収容保護 ウ　災害時における負傷者等の医療、助産救護
2　社会福祉施設の経営者	ア　避難施設の設備と避難訓練の実施 イ　災害時における収容者の収容保護
3　学校法人	ア　避難施設の整備と避難訓練の実施 イ　災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
4　農業協同組合 森林組合 漁業協同組合等	ア　市本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 イ　農林水産物等の災害応急対策についての指導 ウ　被災農林漁業者に対する融資又は斡旋 エ　農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 オ　飼料、肥料、その他資機材等の確保又は斡旋
5　商工会議所 商工会等商工業関係団体	ア　市本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 イ　救助用物資、復旧資機材の確保についての協力
6　金融機関	ア　被災事業者に対する資金融資
7　危険物及び高圧ガス施設等管理者	ア　安全管理の徹底 イ　危険物及び高圧ガス施設等

第４章　防災ビジョン

防災行政の基本として、その方向性を示すとともに、住民の防災意識を高めるため、防災ビジョンを定める。

なお、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により、地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する。

第１節　防災ビジョンの基本目標

１　防災の目的

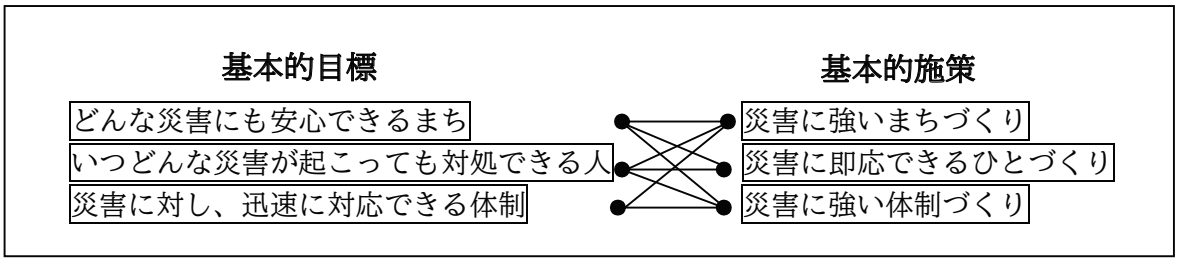
災害から市域内の人々の生命、身体及び財産を保護することが防災の目的である。その目的達成に向けて、防災ビジョンを掲げ、その達成に向けた施策を実現するため、本計画を策定する。

あらゆる災害から、市域並びに市民の生命、身体及び財産を保護すること

２　防災ビジョン

防災ビジョンは、市における防災憲章となり、長期的総合的な視点に基づき、防災の目的を達成するための防災に関する基本的目標となる。

防災ビジョンの基本的目標と、その達成のための基本的施策は、次のとおりである。



３　ビジョン達成への視点

市が抱える防災課題は多く、ビジョンと現実との隔たりは大きい。この隔たりを埋めるためには、多くの困難な問題を克服しなければならない。

このため、次の視点からこの課題を克服するものとする。

ア　長期的展望に立つ。
イ　短期の成果（形式的成果）だけにこだわらず、着実な前進を続ける。
ウ　官民の合意形成と協働活動を目指す。
エ　あらゆる局面で、防災的視点をおろそかにしない。
オ　危機管理体制を官民共に徹底させる。

第２節　防災ビジョン達成への施策

1　災害に強いまちづくり

（1）目標

災害に対し、人々が安心して生活できる、次のような機能を持つまちづくりを目標とする。

ア　災害を発生させない機能
イ　被害を拡大させない機能
ウ　安全地帯を維持確保する機能
エ　緊急時の情報伝達機能

（2）施策の大綱：災害に強いまちづくり

橋本のまちを「災害に強いまち」とするため、都市整備にあたって、防災的視点を取り入れ、次の施策の強化に努める。

ア　道路、橋梁、鉄道等交通施設の整備、充実
イ　防災空地の整備
ウ　市街地の面的整備、住宅市街地（特に、木造密集住宅地）の防火性向上の推進
エ　建築物の耐震不燃化と防災拠点の整備
オ　災害に対して、被害を受けにくいライフラインの確保
カ　通信、消防、水防等の応急対策用機器及び防災資機材並びに水利等の整備

2　災害に即応できるひとづくり

（1）目標

「ひと」とは、市域の住民、市職員及び防災関係機関の職員である。防災に深い関心と理解をもち、災害時には自分の役割を踏まえて冷静沈着に行動できる次のような人の育成を目標とした、いわゆる個人一人ひとりのレベルアップをめざし、いつ、どのような災害が起こっても対処できる、次のようなひとづくりを目標とする。

ア　災害から自分自身を守ることができる
イ　災害時に家族・隣人等の安全を配慮する
ウ　災害時に率先して防災活動に協力・従事する
エ　災害状況に応じて適切な防災活動を行う

（2）施策の大綱：災害に即応できるひとづくり

「災害に即応できるひとづくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

ア　防災教育による防災意識の高揚、知識、技術の普及
イ　市民、事業所が取り組む防災訓練
ウ　市民の防災関係組織や地域コミュニティ活動への参加
エ　要配慮者と「共に生きる」やさしい心の育成

３　災害に強い体制づくり

（１）目標

「まち」と「ひと」との連携がなければ、災害に対して十分な効果は期待できない。

災害に対する適切な備えと災害時の防災活動等を実行するため、次のような組織運営体制の確立を目標とした防災体制の強化を目指す。

ア　計画的かつ効果的な防災施設と機器の整備
イ　適切な情報に基づく的確な災害応急対策活動の決定と実施
ウ　迅速かつ確実な情報伝達体制の整備
エ　自主防災会の育成と強化
オ　防災関係機関相互の協力体制の強化

（２）施策の大綱：災害に強い体制づくり

「災害に強い体制づくり」を行うため、次の施策の強化に努める。

ア　災害予防
（ア）災害時における災害対策本部体制の意義と内容の周知徹底
（イ）日常業務において、防災的視点を組み入れた事業、事務の遂行
（ウ）防災関係組織、住民組織の相互連携及び育成強化、防災への協力体制の確立
（エ）相互応援協定等による広域組織化
（オ）民間業者との協定等による緊急時の協力体制の確立
（カ）地域、職域コミュニティの形成
（キ）災害応急対策体制の確立

イ　災害発生時
（ア）市及び防災関係機関は、平常業務体制から災害対策活動体制への迅速な移行
（イ）医師会、区・自治会、商工会議所、自主防災組織等の迅速な立ち上げと、市及び防災関係機関との活動調整
（ウ）部署、組織毎に定められた役割分担の遂行
（エ）状況によっては、役割分担にこだわらない応援体制
（オ）市民相互の助け合い、救助、救急、初期消火及び応急手当等
（カ）緊急出動を要する事務のための出動体制

第５章　地震防災対策

第１節　地震防災対策アクションプログラム

市では、バランスのとれた自助・共助・公助による防災協働社会を実現し、安全・安心のまちづくりを目指すため、戦略的に地震防災対策に取り組んでいる。

地域防災計画の実効性を高め、本市が実施する地震防災対策を今まで以上に強化し、体系化して速やかに実施するため「橋本市地震防災対策アクションプログラム」として、総合的な地震防災対策に取り組んでいる。

第２節　地震防災施設緊急整備計画

県では、地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）に基づき、地震による災害から県民の生命、身体及び財産を保護するため、平成８年度に「地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成 13 年度に「第２次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成 17 年度に「第３次地震防災緊急事業五箇年計画」を、平成 23 年度に「第４次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、地震防災対策上、整備の緊急性の高い箇所・施設について整備を進めてきた。

さらに、平成 28 年３月に地震防災対策特別措置法が改正されたことから、平成 28 年度に「第５次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、「第４次地震防災緊急事業五箇年計画」の未実施箇所や社会状況の変化によって新たに発生した整備の緊急性が高い箇所・施設について整備を進め、令和３年度には「第６次地震防災緊急事業五箇年計画」を策定し、今後も計画的に整備を進めていくこととしている。

本市においても、当該計画の実現に向け、県と適宜連携を図るとともに、関連する施設等の整備を計画的に進めることとする。

第２編　災害予防計画

第２編　災害予防計画

第１章　河川防災計画　【都市整備課、県土整備部（河川課）】 1
第２章　砂防防災計画　【都市整備課、県土整備部（砂防課）】 3
第３章　山地防災計画　【都市整備課、農林整備課、農林振興課、県農林水産部（森林整備課）】 4
第４章　地すべり防止計画　【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】 5
第５章　急傾斜地崩壊防止計画　【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）】 .. 6
第６章　内水排除計画　【都市整備課、下水道課、まちづくり課、県土整備部（河川課・下水道課）】 7
第７章　ため池防災計画　【農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】 8
第８章　道路防災計画　【都市整備課】 9
第９章　火災予防計画 12
第１節　火災予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、危機管理室】 12
第２節　林野火災予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、農林振興課】 14
第 10 章　都市防災化計画　【まちづくり課、建築住宅課、関係部課、関係機関】 16
第 11 章　建造物災害予防計画　【建築住宅課、消防予防課、施設管理者】 18
第 12 章　宅地災害予防計画　【まちづくり課】 20
第 13 章　盛土防災計画　【まちづくり課、関係機関】 21
第 14 章　下水道施設災害予防計画　【下水道課】 22
第 15 章　上水道施設災害予防計画　【水道経営課、水道施設課、危機管理室】 23
第 16 章　文化財災害予防計画　【生涯学習課、消防本部、伊都消防組合消防本部】 ... 25
第 17 章　危険物等災害予防計画 27
第１節　危険物災害予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 27
第２節　火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、近畿経済産業局、県危機管理部（危機管理消防課）】 30
第３節　毒物劇物災害予防計画　【県福祉保健部（薬務課）】 31
第４節　放射性物質事故災害予防計画　【県危機管理部】 32
第５節　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 35
第６節　有害物質流出等災害予防計画　【生活環境課、危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】 36
第 18 章　公共的施設災害予防計画 37

第１節　公衆電気通信施設災害予防計画　【NTT 西日本株式会社和歌山支店、NTT ドコモビジネス株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】 37
第２節　電力施設災害予防計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所)、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社（橋本送変電事業所)】 39
第３節　大規模停電災害予防計画　【危機管理室】 40
第４節　プロパンガス施設災害予防計画　【大阪ガスネットワーク株式会社】 ... 41
第５節　鉄道施設災害予防計画　【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】 42

第 19 章　航空災害予防計画　【危機管理室】 44

第 20 章　農林水産関係災害予防計画　【建設部、経済部、県農林水産部（農林水産総務課)】 45

第 21 章　防災救助施設等整備計画..... 47
第１節　消防施設整備計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】 47
第２節　水防施設整備計画　【危機管理室、都市整備課、農林整備課、消防本部】 48
第３節　救助物資等備蓄計画　【上下水道部、介護保険課、危機管理室、県、関係機関】 49
第４節　防災施設等の整備計画　【危機管理室、生活環境課、環境美化センター、市民課、健康福祉部、建設部、消防本部、伊都消防組合消防本部、関係部課、関係機関】54

第 22 章　防災設備整備計画　【危機管理室、消防本部、関係機関】 59

第 23 章　防災訓練計画　【関係部課、関係機関】 60

第 24 章　防災知識普及計画　【危機管理室、健康福祉部、教育委員会、関係部課、関係機関、学校】 62

第 25 章　自主防災組織整備計画　【危機管理室、経済推進部、消防本部、伊都消防組合消防本部、事業所】..... 66

第 26 章　災害時救急医療体制確保計画　【健康福祉部、消防本部、市民病院、伊都消防組合消防本部、関係機関】..... 68

第 27 章　避難行動要支援者対策計画　【危機管理室、健康福祉部、建設部、企業誘致室、シティプロモーション課、消防本部、市民病院、社会福祉協議会、関係機関】..... 71

第 28 章　ボランティア活動環境整備計画　【危機管理室、健康福祉部、地域振興室、社会福祉協議会】 76

第 29 章　企業防災の促進に関する計画　【危機管理室、企業誘致室、産業振興課】..... 79

第 30 章　廃棄物処理にかかる防災体制の整備　【生活環境課、環境美化センター】 ... 80

第 31 章　総合的防災体制の確立..... 82
第１節　防災体制の整備　【危機管理室、関係部課、関係機関】 82
第２節　防災資機材等の整備点検　【危機管理室、建設部、総務部、消防本部】 . 84

第３節　受援・応援体制の整備　　【危機管理室、職員課、県危機管理部（防災企画課）、関係部課、関係機関】 86
第４節　防災調査の実施　　【危機管理室、建設部、経済推進部、消防本部、関係機関】 88

第１章　河川防災計画　【都市整備課、県土整備部（河川課）】

豪雨時の河川の氾濫や洪水による破堤などの水害から、市民の生命・財産を守るため、河川の改修整備を行う。ただし、治水事業は、長期にわたる努力と巨額の経費を必要とするため、管理する河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから年次計画をもって逐次改修整備を図る。また、同時に水防施設・設備の充実と水防監視体制の強化に努める。

１　河川改修事業の推進

ア　市は、管理する準用河川・普通河川について、改修事業の必要箇所の調査を行い（河川台帳の整備を含む）、防災上緊急性の高いものから順次実施し、開発事業と調和のとれた河川改修事業を行う。また、国・県に対し、一級河川の改修について積極的に要望活動を行う。

イ　県は、管理する一級河川について、逐次、河川を改修整備する。

ウ　被害箇所の災害復旧事業を推進し、水害の再発防止に努める。

２　水防施設の点検・整備

ア　一級河川に流入する中小河川や水路等の支川では、本川水位が高いため、自然流下が不可能な場合に備えて、市は排水施設及び遊水池の整備に努める。

　なお、開発や農地転用を行う場合には、排水路の排水処理能力を十分に検討した上で行うよう、関係部局と調整を行う。

イ　既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。

ウ　平時から、主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。

エ　国土交通省近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所が策定する「紀の川水系河川整備計画」及び県が策定する「県管理河川整備計画」との整合を図りながら、橋本市域における治水対策を着実に推進する。

３　洪水ハザードマップの周知等

市は、平時から河川氾濫による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供やパンフレット配布による浸水危険箇所の周知や防災知識の普及に努める。

４　ダム管理事務所との連絡体制の強化

紀ノ川の上流部にあるダム管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに河川管理者、所轄振興局建設部、下流地域等の水防管理団体、鉄道関係機関等に迅速に連絡する。

河川法第 46 条による通報により、各ダムの設定者は、洪水が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、政令で定めるところにより、同条の規定による観測の結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び関係都道府県知事に通報しなければならない。

河川法第 48 条による通知により、各ダムを設置する者は、ダムを操作することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認められる場合において、これによって生ずる危害を

防止するため必要があると認められるときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、関係都道府県知事、関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

市は、紀の川の上流部にあるダム管理事務所と密接な連絡をとり、事前放流により大雨時の放流調整ができるよう連絡体制の強化に努める。

特に、奈良県川上村に所在する大滝ダムは、紀の川流域における洪水調整を目的とした多目的ダムであり、水害軽減に寄与している。市は、国等と連携し、大滝ダムの洪水調整機能などに関する情報共有を図るとともに、ダムの耐震性及び放流に関する最新情報の提供を受ける体制を整備する。

なお、ダムの耐震性に関する情報や決壊した場合の浸水想定も不明であることから、県を通じ管理者に情報提供を求めるとともに､浸水想定に基づく避難計画の策定を検討する。

5　大規模氾濫減災協議会等との連携

河川対策の推進にあたっては、気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国及び県が組織する「大規模氾濫減災協議会」（紀の川上流部・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会）、「和歌山県大規模氾濫減災協議会」、「紀の川流域治水協議会」等を活用し、流域全体のあらゆる関係者が協働し、「紀の川水系流域治水プロジェクト 2.0（氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

また、他の防災機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

第２章　砂防防災計画　【都市整備課、県土整備部（砂防課）】

市は､県が行う荒廃した山地や渓流からの土砂流出､集中豪雨による土石流等の災害から、生命・身体及び財産を守るための事業の進捗を促進し、事業遂行に協力する。

ア　荒廃山腹からの土砂の生産を抑制するための山腹工事
イ　上流山地より流出する土砂を調整し山脚の固定を図る堰堤工
ウ　渓流の河床安定を図り、縦横浸食を防止するための渓流保全工
エ　土砂災害（特別）警戒区域（土石流）における総合土石流対策
＊土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編　P-22 参照】

1　砂防事業の推進

市は、県が行う土砂災害（特別）警戒区域（土石流）などの砂防指定や、砂防設備の整備の推進に協力する。また、市は当面対策工の整備が進まない土砂災害（特別）警戒区域（土石流）については、警戒避難体制の整備を図る。

県は、土砂・洪水氾濫による被害が想定される流域において、効果的な施設配置を検討し、対策を進める。また、県は既存の砂防設備の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

2　砂防指定区域内の行為制限

県は、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）内では、次の行為を制限する。

ア　建築物その他の工作物の新築、改築、増築、移転又は排除
イ　土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更
ウ　土石の採取、鉱物の採掘又はこれらの集積若しくは投棄
エ　竹木の伐採又は樹根の採取
オ　土石又は竹木の滑下又は地引による搬出
カ　家畜の放牧又はけい留
キ　火入れ

3　警戒区域等の周知等

県は、土石流が発生するおそれのある土砂災害（特別）警戒区域（土石流）について標識を設置する。

市は、地域住民に対して、資料配布等による警戒区域等の周知や防災知識の普及に努める。

第３章　山地防災計画

【都市整備課、農林整備課、農林振興課、県農林水産部（森林整備課）】

県は、山地の土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域の水害防止のうえからも山のもつ保水機能の維持・向上を図る各種の施策を行う。

また、林道は、山間住民の日常生活道路又は災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止及び早期災害復旧のための体制強化に努める。

ア　復旧治山、予防治山を促進するとともに、開発行為に際しては治山施設等に十分注意した指導・監督を行う。

イ　複層林・育成天然林の整備を図り、民有林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。

ウ　山地災害危険地区等､山地災害を招くおそれのある危険箇所を把握するとともに、各種対策事業の実施整備に努める。

エ　自立的な防災・復興活動の体制を維持し、森林や農地等の適切な保全管理を図るため、農山村における地域コミュニティの維持・管理を推進する。

＊山地災害危険地区【資料編　P-23 参照】

第４章　地すべり防止計画

【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】

市は、地すべり災害による被害を未然に防止又は軽減するため、県の地すべり防止工事の実施に協力するとともに、災害に備え、県と一体となって、通報体制、警戒避難体制及び情報収集体制の確立を図るものとする。

１　地すべり防止事業の推進

地すべり被害を未然に防止するために行われる事業は、防災上、重要なものであることから、県の施策及び事業に協力する。また、県は、既存の地すべり防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

２　地すべり防止区域内の行為制限

県は、地すべり防止区域内では、次の行為を制限する。

ア　地下水を誘致し、又は停滞させる行為で地下水を増加させるもの、地下水の排水施設の機能を阻害する行為その他地下水の排除を阻害する行為

イ　地表水の放流、又は停滞させる行為その他地表水の浸透を助長する行為

ウ　のり切り又は切土

エ　ため池、用水路その他の地すべり防止施設以外の施設又は工作物の新築又は改良

オ　その他、地すべりの防止を阻害し、又は地すべりを助長し、若しくは誘発する行為

３　土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）の周知等

ア　防災意識の普及・向上のため、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）の周知及びパンフレットの配布等の情報提供、住民説明会や防災訓練、防災教育等を、関係機関を通じて実施するとともに、災害時の避難等の警戒体制について、関係機関と十分に調整しておくものとする。

イ　地すべりの動きに新たな兆候が見られるときは、直ちに、関係機関に通報し、必要な措置をとるものとする。

ウ　地震又は豪雨等が発生し、危険と考えられるときは、土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）につき、緊急現場調査、問い合わせ調査を行うことができる態勢とする等、早期に危険が把握可能な体制づくりを推進する。

＊土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編　P-22 参照】

第５章　急傾斜地崩壊防止計画

【都市整備課、農林整備課、県土整備部（砂防課）】

市は、県と連携し、急傾斜地の崩壊による災害から住民の生命・身体及び財産を保護するため、対策工等の整備により急傾斜地の崩壊を防止するとともに、崩壊に対する警戒避難体制を整備する。

１　急傾斜地崩壊防止事業の推進

ア　市は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、県は、既存の急傾斜地崩壊防止施設の機能及び性能を維持・確保するため、計画的に点検を実施するとともに、その結果に基づき、適切な維持管理に努める。

イ　県は、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）など崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

２　土地の保全計画

急傾斜地崩壊危険区域内の土地所有者・管理者又は占有者は、その土地の維持管理において崩壊防止に努める。急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じる。

３　急傾斜地崩壊危険区域内の行為制限

県は、急傾斜地崩壊危険区域内では、崩壊を予防するため、次の行為を制限する。

ア　水を放流し、又は停滞させる行為、その他、水の浸透を助長する行為

イ　ため池・用水路、その他の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設もしくは工作物の設置又は改造行為

ウ　のり切り・切土・掘削又は盛土行為

エ　立木竹の伐採行為

オ　木竹の滑下又は地引きによる搬出行為

カ　土砂の採取又は集積行為

キ　その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

４　土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の周知等

市は、平常時から崩壊による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供やパンフレット配布による土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の周知や防災知識の普及に努める。

＊土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編　Ｐ-22 参照】

第６章　内水排除計画

【都市整備課、下水道課、まちづくり課、県土整備部（河川課、下水道課）】

浸水対策として、河川改修はもちろん、水路・側溝の改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制など総合的な治水対策を実施する。

１　水路等の整備

水路の改修整備を推進するとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て平常時から危険箇所の把握に努める。

ア　道路の側溝は、年次的に新設及び改良整備を行う。

イ　水路等は、区・自治会等と協調し清掃を行う。

２　雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が河川や、水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、雨水の流出抑制施設の整備に努める。

ア　遊水池の整備

イ　防災調整池の整備

ウ　公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備

エ　透水性舗装や雨水浸透桝の施工・設置の推進

３　土地利用規制等の検討

長期的な展望と防災重視の観点から、河川沿いや低湿地等の水害危険地での浸水時の被害軽減を図るために、土地利用等について検討する。

４　洪水ハザードマップ等の周知等

ア　浸水の要因の一つである河川・水路へのごみ等の不法投棄を防止するため、市民への啓発を強力に行う。

イ　水防法の改正に伴い、浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を表示した図面が公表されたことにより、市は洪水ハザードマップや内水浸水想定区域図を作成し、情報の周知及び避難体制の整備を図る。

第７章　ため池防災計画

【農林整備課、県土整備部（砂防課）、県農林水産部（農業農村整備課）】

市内には、現在、「決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）」が 177 箇所ある。

これらのため池の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

１　ため池等整備事業の推進

市は、主要な防災重点農業用ため池について、定期的に点検調査を行い、各管理者に危険箇所の対策指導を行うとともに、老朽化等により危険なため池については、国・県の補助等による整備事業の推進を図る。

＊農業用ため池重要水防箇所【資料編　P-19 参照】

２　水防監視体制の強化

ア　防災重点農業用ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により住民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。

イ　市は、気象状況及び防災重点農業用ため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区・水利組合・消防機関・地域住民の協力を得て、巡視など監視体制の強化を図る。

３　ため池ハザードマップの作成・公表

地震や台風等による大雨により、ため池が決壊した場合の氾濫解析を行い、ため池氾濫の危険性を正しく住民に周知するとともに、被害の未然防止や軽減を図ることを目的として、市内 196 池を対象としたため池ハザードマップを作成し、市ホームページ等で周知を図る。

第８章　道路防災計画　【都市整備課】

１　道路・橋梁の整備

道路は、人や物流などの輸送機能を有するだけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。

市は、防災機能の観点から道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。また、国道及び県道に関しては、緊急輸送ルートの確保を早期かつ確実に図るため、各管理者に対して、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備推進を要請する。

（１）道路、鉄道等主要な施設の耐震化

各施設管理者は、道路、鉄道等の主要な施設について、必要に応じて速やかに耐震点検を行うなど、耐震化等の対策を計画的かつ継続的に実施するよう努めるものとする。

（２）都市計画道路の整備

地域間及び地域内の主要な道路となる都市計画道路については、災害時の緊急輸送路、避難路として重要な施設であることから、その整備を推進する。

また、既成市街地の区域においては、都市計画道路以外の道路についても、主要な区画街路を設定し、避難路として活用できるよう整備を推進する。

（３）道路の整備等

ア　道路整備計画

（ア）市街地等

延焼遮断効果を高め、市民の避難を助け、災害時に災害応急対策活動を効果的に行うため、次のことを行う。

ａ　都市計画街路事業の推進を図る。

ｂ　生活道路の整備を促進して、細街路の解消に努める。

ｃ　避難路の整備を図る。

（イ）農地部及び山間部

道路交通の安全と、円滑な運行を確保し、併せて災害に強い道路を整備するため、落石等の危険箇所に対して、植生工、モルタル吹付工、落石防止網、防止柵工、落石覆工、拡幅、線形改良等の事業を実施し、整備を図る。

イ　道路補修維持

既設の道路については、震災による盛土、切土の損壊防止及び豪雨による溢水等路面流出の防止に努めるほか、道路舗装を推進し、常に道路の補修及び維持を図る。

（４）危険箇所の事前調査

ア　道路、橋梁の危険箇所を把握するため、危険箇所を適宜巡視する。

イ　災害危険箇所に変化が見られるときは、直ちに関係機関に通報し、必要な措置を講ずる。

（５）橋梁の整備

橋梁は、防災活動等の寸断防止上、重要なものである。出水期に流失等のおそれがある橋梁については、架替えや維持補修（橋脚補強）等について、市をはじめ、各橋梁管理者の整備を促進するとともに、地元住民に警戒を促す。

なお、橋梁の新設、拡幅にあたっては、耐震性に十分配慮して整備を行う。既設の橋梁で老朽化の進んでいるもの及び耐荷力の不足するものは、架替え、補修等の整備促進を図る。

（６）防災上重要な道路における交通確保対策

避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、一般送配電事業者、電気通信事業者と連携を図り無電柱化の推進を図る。

（７）アンダーパス対策等

豪雨等の災害によりアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進し、事故防止に努める。

また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進するものとする。

（８）道路啓開対策

自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行う。

また、被災した道路の啓開作業を迅速に行うため、国、県等の関係機関との連携を図り、必要な建設機械や仮設資材の確保及び資材置場の整備を進めるとともに、市内建設業者や市内建設協会との協力体制の更なる構築と、市外からの受援体制の構築を図る。

２　緊急輸送道路の整備

災害時の救助活動、生活必需品等の救援物資の輸送等を円滑に図るために、緊急輸送道路等を確保する。

（１）道路整備の基本方針

ア　広域道路網の耐震化に重点を置いて、国及び県に整備を働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。

イ　指定された緊急輸送道路に対して、国及び県に整備を働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。

ウ　避難場所をはじめ、市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。

エ　災害時における医師、負傷者、医薬品、医療防災資機材等の緊急輸送を行うため、病院と緊急輸送道路を結ぶ道路の整備に努める。

オ　大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、流通拠点と市街地を結ぶ市内の重要な緊急輸送道路の整備を国及び県に働きかけるとともに、市管理道路についても整備を図る。

カ　ヘリコプター予定発着地と緊急輸送道路、防災拠点のアクセスの整備を図る。

＊緊急輸送道路【資料編　P-31 参照】

（２）緊急輸送道路整備計画

災害発生時に備えて、緊急輸送道路の整備を国に働きかける。

ア　紀の川緊急用河川敷道路　国土交通省

災害発生時において河川施設の災害復旧のほか、被災者の避難、救援活動、被災地の復旧活動及び緊急物資の輸送等のルート多重性並びに代替性を確保するため、紀の川における緊急用河川敷道路の整備を国に働きかける。

イ　広報

緊急輸送道路等の緊急輸送施設については、災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民等に対して、その周知徹底を図る。

ウ　交通取締り

突発的な災害に備えて、警察署に協力を要請し、平常時から緊急輸送道路及び避難路について、交通取締りの強化に努める。

３　道路事故災害の予防対策

道路事故災害が発生した場合、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備し、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

また、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図り、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

さらに、市は県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施するとともに、市職員、住民を対象に、事故発生時にとるべき行動や避難場所等の防災知識の普及を図る。

第９章　火災予防計画

第１節　火災予防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部、危機管理室】

火災の発生を未然に防止し、また、一旦火災が発生した場合に被害の軽減を図るため、火災予防体制の整備充実を図る。

１　火災予防体制の確立

（１）出火の防止

ア　住民の出火防止意識の向上

区・自治会、自主防災会、防火委員会等の各種団体を対象とした出火防止のための教育を実施し、出火防止意識の向上を図る。

イ　火気使用設備・器具の安全化

感震ブレーカー､耐震自動消火装置付ストーブやLPガスボンベ等の転倒防止策の実施を促進する。

ウ　危険物施設等の安全化

地域内の危険物施設等の把握、危険物の安全取扱いと適正管理について、事業所関係者に対する教育・指導、防災資機材の整備の促進、立入検査の実施等による出火及び流出防止対策の実施を促進する。

エ　自家用電気設備の安全化

変電設備、自家発電設備、蓄電池設備等の電気設備に対する点検、整備及び耐震不燃化対策の実施を促進する。

オ　化学薬品等の安全化

化学薬品等の取扱施設の把握、学校、病院、研究所等の関係団体に対する保管時の転倒防止措置、適正配置の指導及び保管施設の耐震不燃化を促進する。

カ　ガスの安全化

ガス事業者及び消費者を対象としたガスの安全管理のための研修会等を実施し、火災爆発等の災害防止に努める。

（２）初期消火対策

ア　家庭への住宅用火災警報器及び消火器具の普及を促進する。

イ　防火対象物等における消防用設備の耐震化を促進する。

ウ　訓練等により、住民及び事業所の初期消火体制の充実強化を図る。

２　情報の収集・連絡体制の整備

大規模な火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

３　火災予防のための指導・広報活動等

（１）防火対象物

災害対策基本法第 59 条の規定による事前措置の即時対象となる防火対象物の管理者等に対する火災予防を含めた災害予防を徹底するため、消防法第４条の規定に基づき当該対象物に立ち入り、状況を検査（調査）し、指導の強化を図る。

ア　防火管理体制の整備

不特定多数の者が出入りする旅館、ホテル、病院等の防火管理体制の確立を図るため、消防関係法規の周知、対象物の実態に即した消防計画の作成指導、消防訓練指導及び消防用設備等（特殊消防用設備等）の点検指導及び自衛消防隊の充実・促進の指導を徹底する。また、消防法施行令第４条の２の２第１項第１号の防火対象物の防火管理者に対して再講習を実施する。

イ　消防用設備等及び特殊消防用設備等の適正管理

火災の早期発見、初期消火及び避難のため、消防用設備等及び特殊消防用設備等の適正な維持管理を図り、収容者の安全を確保する。

（２）予防広報活動

市民の防火意識の高揚を図るため、火災予防運動等のあらゆる機会をとらえ、火災の未然防止、初期消火及び早期通報・避難について、各種広報を展開する。具体的な手段は、次のとおりである。

ア　春秋火災予防運動
イ　危険物安全週間
ウ　文化財防火デー
エ　街頭広報、巡回広報
オ　市広報紙及び消防リーフレット
カ　住民訓練等の実施
キ　ホームページ、SNS 等

第２節　林野火災予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、農林振興課】

１　情報の収集・連絡体制の整備

林野火災が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

２　監視体制の強化

平常時から火入れ等に関する許可取得や届出義務の奨励により監視体制の強化に努めるとともに、気象情報、巡回監視員の状況報告等により、森林火災の発生が予想される場合又は火災に関する警報が発令された場合には、次のような措置を講じる。

ア　火入れの制限、禁止
イ　森林内作業者、登山・ハイキング等入山者の森林内における火気使用の制限
ウ　巡回パトロールの実施・強化

３　防災施設の整備

防火水槽、自然水利利用施設等の施設を整備するとともに、防御資機材の整備に努める。

４　消火体制の強化

林野火災時においては、水利・地形等の関係上、消防車による消火は極めて困難と予想される。早期消火のため、次のような施策により、消火活動の有効敏速化を図る。

ア　防火用水の確保のため、ため池、自然水利等の活用を図る。
イ　消火活動に従事する人員及び消火資機材の輸送の円滑化のため、林道の整備を促進する。
ウ　森林所有者又は管理者に対し、防火線等の整備を指導する。
エ　地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

５　防火意識の啓発

人為的原因を除去するため、一般住民並びに森林内作業者、登山・ハイキング等の入山者・通行者等に対し、森林愛護と防火意識の啓発を図る。

火災危険の高い時期においては、関係機関等の協力のもとに巡視を実施し、入山者による火気使用状況を調査し、防災上必要な次の事項について注意・指示・指導を行う。

ア　立看板・標識の設置と補修
イ　火気注意事項の掲示
ウ　林野火災の多発する１～５月にかけての予防広報等の実施
エ　ホームページ、SNS 等での啓発
オ　山火事予防運動の啓発

6　広域応援体制の整備

早期消火体制を確保するため、近隣市町等との広域応援体制を整備する。

7　防災訓練の実施

県と共同して、防災関係機関、住民、林業関係者等の参加のもと、林野火災訓練を実施する。

第 10 章　都市防災化計画

【まちづくり課、建築住宅課、関係部課、関係機関】

1　市街地の整備

市域内の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、火災・地震等の災害が発生すると人命・財産に大きな損害を与える状況にある。こうした災害による被害を最小限に抑えるため、減災を重視した公共施設の整備やインフラ強化を計画的に進める。また、都市機能の向上を図り、災害に強い都市づくりを目指す。

（１）整備の基本方針

本市の市街地は、紀の川沿いの国道 24 号に沿った既成市街地と、段丘・丘陵部における開発市街地で構成される。

既成市街地については、古くからの住宅・商業等の密集する区域であるが、道路の狭小や住宅密集による災害リスクが課題となっているため、面的整備を含めた居住環境の総合的な改善が必要である。段丘・丘陵部では、南海高野線沿いに市街地整備が進められており、これらを含めた市域全体で防災機能を向上させた都市づくりを継続的に推進する。

（２）建築物の不燃化

建築基準法による防火･準防火地域の指定や建築基準法第 22 条区域指定を検討することにより、都市の不燃化を図る。

ア　防火地域は、商業地域や幹線道路沿いで土地の高度利用を図るべき地域、また防災上不燃化を推進する必要がある地域を対象とする。

イ　準防火地域は､防火地域の周辺に位置する商業地域や､密集市街地を対象とする。

ウ　建築基準法第 22 条区域は､県が市の意見を聞いて指定することができる区域であり、防火地域及び準防火地域以外の市街地のうち、火災による類焼防止が必要な区域を対象とする。

（３）市街地の土地利用

都市計画法に基づく用途地域・特別用途地区や地区計画などの活用により、住宅、工場、危険物取扱施設等が混在する地域について、それぞれの土地利用が適正に区分されるよう改善を進める。

（４）延焼遮断帯の整備

市街地を延焼遮断帯により区分することで、広域火災の発生を抑止することができる。このような観点から、道路、鉄道、河川等の整備にあたっては、これらの施設が「延焼遮断帯」としての機能を高めるように整備を進める。

上記の各種事業においても、延焼遮断帯の形成を考慮して、事業計画を策定する。

（５）土砂災害警戒区域等における市街化の抑制

災害防止の観点から、森林法により土砂流出防備等のため保安林として指定されている区域、地すべり等防止法による地すべり防止区域、降水や出水によるがけ崩れや

水害等の被害が想定される区域、土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域に指定された区域等については、市街化を抑制する。

（６）市街地の居住環境の改善

中心市街地を含む既成市街地は、住宅が密集する地域で老朽住宅も多く、防災上の課題が多い。このため、空家の除去、老朽建築物の建て替えなど、災害に強い居住環境の整備に努める。

（７）開発区域における宅地災害の防止

宅地造成に伴うがけ崩れ、土砂の流出、擁壁の倒壊等の災害を未然に防止するため、都市計画法に基づく開発許可制度、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事許可制度により、安全かつ良好な宅地の確保を図る。

（８）所有者不明土地の活用

関係部課と連携し、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

２　オープンスペースの整備

市街地におけるオープンスペースの存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たすことから、その重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上に努める。

（１）公園・緑地等のオープンスペースの整備

災害時における避難場所あるいは延焼遮断帯としての機能を有する都市公園・緑地の整備を推進するとともに、植栽及び樹林等の保全と防火用樹種による緑化の推進を図る。また、既成市街地においては、家屋が密集していることから、学校等のグラウンド、広場等を含め、積極的にオープンスペースの確保を図る。なお、整備にあたっては、できるだけ公園・緑地と学校等公共用地の集積化・連担化を図る。

＊公園緑地【資料編　Ｐ-39 参照】

（２）農地の保全等

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間（オープンスペース）として農地の保全を図る。

（３）その他の火災延焼防止対策

住宅密集率が高く、狭あいな道路が多い市街地においては、火災の延焼を防止するため、老朽住宅、空家等の除去を推進するとともに、都市計画道路の整備についても検証を進める。

３　地籍調査の推進

迅速な災害復旧・復興を図るため、地籍調査事業の更なる推進を図る。

第 11 章　建造物災害予防計画

【建築住宅課、消防予防課、施設管理者】

震災時における建築物等の耐震性能の向上、火災時の耐火性能の向上を図ることにより、災害を最小限度に食い止めることが可能である。「橋本市住宅耐震改修促進計画」等に基づき、災害時の避難場所や救急活動の拠点となる公共建築物をはじめとして、建築物の安全性の向上に努める。

1　住宅の耐震診断、耐震改修等

ア　市は、住宅の耐震化の促進にあたっては、地域住民の意識が極めて重要であることから、住宅の新築やリフォーム等の機会を積極的に活用した住宅の耐震化に関する意識啓発を実施するよう努めるものとする。

イ　市は、地震ハザードマップの整備や耐震診断の実施、さらには効果的な耐震補強の普及等、住宅補強や建て替えを促進する対策を実施するよう努めるものとする。

ウ　市は、耐震性の高い住宅ストックの形成に努めるものとする。

2　公共施設等の耐震診断

市は、学校、病院等多数の者が利用する施設や、災害時の拠点となる施設の耐震診断、耐震改修等を推進するものとする。

耐震改修等の耐震化については、南海トラフ地震や中央構造線断層帯地震により想定される震度予測及び被害想定結果、並びにその施設の利用の状況等を総合的に勘案して、優先順位を付けて実施するものとする。

また、市は、市有施設のリストを作成し、必要となる耐震化や長寿命化の実施方針と合わせて、公表するよう努めるものとする。

3　工作物等の倒壊防止・落下防止

ブロック塀については、施行技術の向上、住民への啓発、既存塀の補強、改修について、パンフレットの配布、ポスター及び広報による住民への PR を行う。

4　建築物の不燃化の促進

ア　公共建築物等の不燃化

学校、公民館、病院、庁舎等の多人数を収容しうる建築物においては、災害時の避難収容場所や救護施設として使用されるため、これら施設の耐火性の強化促進に努めるとともに、次のような防災機能の充実に努める。

（ア）既存木造建築物の不燃化・耐震化を図る。

（イ）防火水槽等を設置し、水利を確保する。

（ウ）自家発電装置等の設置により、停電時に備える。

（エ）消防法の規定に基づき、消防用設備等及び特殊消防用設備等の整備をする。

（オ）２階以上の建築物は、耐火性能の向上を図るとともに、空き地を確保する。

イ　共同住宅、一般住宅等の防火対策
　共同住宅、一般住宅等について、次のような防火対策を実施する。
　（ア）建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
　（イ）消防法による消防用設備等及び特殊消防用設備等の設置及び建築物の内装不燃化、避難対策について指導する。
ウ　特殊建築物の予防査察
　大規模小売店、病院等の不特定多数の者が利用する特殊建築物については、防災対策に対する啓発に努める。

5　建築物の防災知識の普及

ア　順法精神の高揚
　建築基準法令の普及と啓発を図るとともに、関係団体（建築士会、建築士事務所協会等）に対する法施行上の協力を要請し、順法精神の高揚に努め、建築確認申請時において不燃化及び耐震性向上等の指導に努める。
イ　ポスター掲示及びパンフレット配布
　建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他、人目につきやすい場所への掲示に努める。
ウ　その他
　（ア）官報、ラジオ、テレビ等の広報機関による普及
　（イ）市街地再開発事業や各種まちづくり事業の啓発
エ　啓発
　震災時の建築物の安全を確保するため、既存建築物については、耐震化促進の周知に努める。
オ　耐震診断の啓発
　建築物の耐震改修促進法等に基づき、耐震診断と必要な耐震改修を実施するよう啓発に努める。
　また、コンクリートブロック造の安全対策についても、点検改修の啓発に努める。

6　被災建築物応急危険度判定士制度

震災後は、地震活動等による建築物被害の拡大を未然に防止するため、直ちに建築物の応急危険度判定を実施し、建築物の危険度を居住者に注意喚起する必要がある。このため、県においては、和歌山県被災建築物応急危険度判定士認定要綱に基づき、県内建築士を対象に講習会を実施し、応急危険度判定士を養成することとしている。

市は、これに積極的に協調し、応急危険度判定士制度の普及と、連絡体制の確立に努めるものとする。

第 12 章　宅地災害予防計画　【まちづくり課】

近年、丘陵地や山麓部の宅地開発が進み、高い擁壁や人工斜面の近くに居住地が形成されている。また、平地部では、宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み、宅地の浸水・浸食の原因となっている。

1　法規制と指導

宅地造成に伴い災害が生じるおそれのある区域に関する工事について、宅地造成及び特定盛土等規制法、都市計画法、土砂災害防止法に基づく基礎調査等により、災害防止のための必要な規制・指導を関係機関と連携して行う。

2　宅地防災月間の設定

地震や台風などによる宅地災害に備えるため､県が定める宅地防災月間（６月及び９月）に、市は積極的に協力し、防災活動を強化する。この期間中、市は県との情報共有を行いながら市内全域の巡視を実施し、災害を未然に防ぐために必要な対応を適切に実施する。

3　被災宅地危険度判定士制度

災害時において、二次災害の防止・軽減及び被災宅地の円滑な復旧に努めるため、県では、被災宅地危険度判定実施要綱に基づき講習会を実施し、被災宅地危険度判定士を認定し、登録することとしている。

市は、これに積極的に協調し、被災宅地危険度判定士制度の普及と、人材養成に努めるものとする。

第 13 章　盛土防災計画　【まちづくり課、関係機関】

1　計画方針

大雨等の気象状況や経年変化に伴い盛土の状況に変化が生じ、対策が必要と判断された場合には、県と連携し、所有者等に対して適切な管理指導を行うとともに、地域住民の安全確保及び環境保全を目的とした必要な措置を速やかに講じるものとする。

2　事業計画

県が所管する「宅地造成及び特定盛土等規制法」は、盛土災害の未然防止を目的とした法律である。市は、市内の盛土状況や関連情報を県に共有することで連携を強化し、危険が確認された盛土等について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づく行政処分、またはその他の適切な対応を通じて、盛土に伴う災害を防止するために必要な防災対策が円滑に実施されるよう協力する。

第 14 章　下水道施設災害予防計画　【下水道課】

市は、市街地における浸水被害の解消を図るため、今後とも下水道の整備による雨水対策に努める。

なお、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

1　ポンプ場・処理場の整備

本市公共下水道は、紀の川上流の流域下水道の一環として整備されたものである。今後の事業推進にあたっては、施設の耐震化を推進するとともに、大規模停電や断水に備え、非常用自家発電機の整備、燃料及び冷却水の確保に万全を期す。

2　管路施設の整備

雨水排水については、浸水被害が想定される既成市街地に都市下水路２路線が整備されている。今後、計画決定されている市街地約 750ha の整備促進を図る。

面的に広がる管路施設は、大型車両の通行による振動や災害により閉塞、陥没等の被害が生じやすいため、日頃からの点検等により、異常の早期発見、改修及び復旧に重点を置いて整備を行うものとする。

3　防災資機材の備蓄

災害により、被災した下水道施設を迅速に応急復旧できるよう、特に災害が長期化することも想定し、日頃から一定量の復旧防災資機材や燃料を備蓄する。

4　緊急時措置訓練

緊急時措置を迅速かつ確実に実施することに万全を期すため、平日昼間、休日・夜間において事故が発生する場合を想定し、参集、情報の収集・伝達等に関する緊急操作、応急処置、広報等を含む訓練を随時実施する。

5　受援体制の構築

被災時に県や他市町村等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

第 15 章　上水道施設災害予防計画

【水道経営課、水道施設課、危機管理室】

市及び関係機関は、水道施設の耐震化を図り、災害による給配水施設の被害を軽減し、かつ飲料水を確保するため、日頃から導水管、送水管、幹線配水管、浄水施設、配水施設等の水道施設を整備点検し、円滑な給配水に努める。

なお、災害による水道諸施設の被害の実態に応じて適切な送水を行うため、また、甚大な被害を受けて、一時的に送水が不可能になった場合において、迅速な応急処置をとり給水を行うため、応急給水施設及び応急給水防災資機材の整備を図る。

また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。

1　水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等に基づき施設の耐震化を図り、特に、次の事項を推進する。

ア　既設管で災害対策上問題のある施設は、軟弱地盤地区及び老朽化地区を中心に耐震管への布設替えを進める。

イ　配水管のループ化及び多重化の整備を図る。

ウ　取水場、導水管、浄水池、管理棟、電機・機械・計装設備等の老朽化施設の整備改善を進める。

エ　塩素、石油、高圧ガス等の危険物については、災害等による危険を防止するため、収納庫、収納施設の改善を図るとともに、巡視点検等必要な措置を講ずる。

オ　配水管事故には、仕切弁操作による断水を伴うため、日頃より配水管設備図及び仕切弁位置図の整備、保管に万全を期する。

カ　貯水池及び浄水場からの隧道、導水管、送水管等の給配水施設については、定期的な巡回点検を行うとともに、幹線配水管については、配水池等において給水量及び水位を点検（記録）し、事故の未然防止と早期発見に努める。

2　給水車の整備点検等

給水施設の被災により、一時的な送水不能、又は水の汚染等による飲料水の供給不能等の事態に備えて、日頃から給水車及び給水タンクを点検整備するものとする。

3　防災資機材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、日頃から一定量の復旧防災資機材を備蓄する。

4　受援体制の構築

被災時に他市町村等からの応援を迅速･的確に受け入れるための受援体制の構築を図る。

5　応援協定

市独自では、対応しきれない災害発生に備えて、日本水道協会、橋本市水道工事業協同組合との応援協定を締結している。

＊水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書
（日本水道協会和歌山県支部和歌山県水道協会）【資料編　Ｐ-63 参照】
＊災害時における水道施設の応急復旧応援に関する協定書
（橋本市水道工事業協同組合）　【資料編　Ｐ-64 参照】

6　代替水源の確保

水道施設が被災した場合において、施設復旧までの間、生活用水（飲用水以外のトイレ、掃除等に使用する水）を確保するため、災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努める。協力が得られる井戸については、「災害時協力井戸登録制度」を活用し事前登録を推進する。

第 16 章　文化財災害予防計画

【生涯学習課、消防本部、伊都消防組合消防本部】

文化財は、貴重な国民的財産であり、この文化財の保護・保全のためには、十分な配慮が必要である。

その防災業務の実施にあたっては、災害予防対策に重点を置き、防火施設の整備、現地視察と指導の実施及び所有者・管理者等への保護思想の啓発等の施策を行う。

なお、詳細については、令和３年３月策定の「和歌山県文化財保存活用大綱」及び令和５年 11 月策定の「和歌山県文化財災害対応マニュアル」によるものとする。

１　施設等の整備

国、県、教育委員会、文化財の所有者及び管理者は、次のような防災対策上の施設整備等を行う。なお、整備に多額の費用が必要な場合は、市費補助の処置を図る。

ア　火災対策
- （ア）警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器）
- （イ）消火設備（屋内・外消火栓設備、連結送水管、放水銃、スプリンクラー設備、ドレンチャー設備）
- （ウ）防火設備（防火壁、保存収蔵庫、防火水槽）
- （エ）周辺環境（防火帯）
- （オ）火気の使用制限（禁煙区域等の設定）

イ　落雷対策
- 避雷針の設置

ウ　その他の対策
- （ア）環境整備（危険木除去、排水設備、擁壁、換気、除湿）
- （イ）薬剤処理（害虫予防）
- （ウ）施設への委託保管
- （エ）防災施設・機器の点検整備

２　査察等による指導

教育委員会は、消防機関の協力を得て、定期的あるいは随時に現地の巡回査察等を行い、防災上必要な勧告・助言・指導を実施する。

３　倒壊・破損の防止

強風による建築物や構造物の倒壊・破損、各種文化財の転倒・落下の可能性がある場合には、あらかじめ保護・補強・防護措置を行う。

4　訓練及び保護思想の啓発

ア　消防本部・署・団は、文化財について防火訓練又は図上訓練を随時実施する。
イ　文化財保護強調週間、文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財所有者、市民（特に文化財付近の一般家庭）、見学者等に対して、文化財保護思想の啓発を行う。
ウ　防火管理者等に対し、防火研修会・講演会等を通じて、防火管理体制の確立及びその適切な運用を指導する。
エ　自衛消防隊を育成し、自主警備体制の強化を図るとともに、付近住民等による自衛組織の結成を指導する。

5　防災関係機関との協力

平常時から消防・警察・教育委員会、その他防災関係機関等は、密接な連絡を保ち、防災措置について相互に協力する。

第 17 章　危険物等災害予防計画

危険物施設、火薬類・高圧ガス製造施設等、危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保全体制の強化、法令の定めるところによる適正な施設の維持管理及び貯蔵取扱い基準の遵守等の保全措置を講じるとともに、保全教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。また、危険物施設保有事業所の組織化について育成指導し、相互の知識及び技術の習得の機会を与える。

第１節　危険物災害予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】

１　情報の収集・連絡体制の整備

危険物災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

２　保安教育の実施

保安管理の向上を図るため、危険物等事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物保安監督者及び保安員に対し、県等と協力して講習会・研修会等の保安教育を実施する。また、次の保安思想の普及・防災指導を実施する。

ア　危険物に関する法令（消防法）の周知徹底を図る。
イ　アの法に規定される危険物の取扱いの指導を行う。
ウ　危険物安全週間、高圧ガス保安活動促進週間、火薬類危害予防週間を実施する。

３　規制・指導の強化

危険物施設に対する立入検査を適時実施し、次の点に関する状況の把握と安全指導を行う。

ア　危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理
イ　危険物の取扱い、運搬、積載の方法
ウ　危険物施設の管理者、保安監督者
エ　予防規程の作成及び貯蔵取扱等の自主保安体制の確立
オ　危険物施設周辺の環境整備
カ　関係法令に基づく製造・販売・貯蔵・消費現場等に対する保安及び立入検査を強化する。
キ　事業所における実情を把握し、関係法令に規定されている技術上の基準に適合・維持されているかについて、自主保安体制を徹底するよう指導する。
ク　関係機関との密接な連携・協力のもとに規制・指導を行う。

4　自主防災力の強化（危険物）

ア　消防本部、伊都消防組合消防本部は、危険物事業所内における自衛消防隊の組織化を推進する。

イ　消防本部、伊都消防組合消防本部は、隣接する危険物事業所の相互応援に関する協定を促進する。

5　応急保安対策の周知（危険物）

関係事業者は、危険物が漏えいした場合又は近隣火災、その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じる。

ア　危険物が漏えいした場合は、漏洩部分・程度を確認し、保護具を着用して流出防止・拡散抑制を行う。

イ　流出した危険物の性状、保管状況、事故時の応急措置、緊急連絡先などを関係機関に情報提供する。

ウ　必要に応じて危険物の製造・取り扱いを停止し、十分な余裕をもって従業者等の避難を確保する。

6　自主保安体制の整備（危険物）

関係事業者は、関係法令（消防法など）に基づき、災害を未然に防ぎ万が一発生した場合の被害を最小限に抑えるための自主保安体制を確立する。

ア　予防規程・地震防災計画等を策定し従業員に周知徹底する。

イ　危険物保安監督者の有資格者を配置し、保安管理体制を確保する。

ウ　定期点検・自主点検を実施し、法令上の技術基準の遵守を徹底する。

エ　防災資機材を整備し、流出事故や浸水に備える。

オ　従業員への保安教育・訓練を実施し、保安意識の向上を図る。

カ　施設の立地条件を確認し、浸水防止措置を講じる。

7　資機材の整備

消防本部、伊都消防組合消防本部は、化学消防ポンプ自動車等の整備を図り、化学消防力の強化を促進する。事業者は、危険物事業所において化学消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

その他、事業者及び防災関係機関は、応急対策活動に必要な資機材をあらかじめ整備する。

8　危険物等の把握と活動中の安全確保

消防本部、伊都消防組合消防本部は、適切な防災活動の実施と活動中の安全確保を図るため、消防職員等に対する危険物災害についての教育訓練を行う。また、消防活動阻害物質の届出の徹底等による危険物の貯蔵・取扱状況の把握を行う。

９　防災訓練の実施

危険物等災害を想定した防災体制を強化するため、自衛消防隊、消防本部、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署等防災関係機関が一体となって、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。また、市は、危険物等災害を組み込んだ防災訓練を実施する。

第２節　火薬類、高圧ガス製造施設等災害予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、近畿経済産業局、県危機管理部（危機管理消防課）】

1　規制・指導

火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス等による災害の発生及び拡大を防止するため、関係行政機関との連携の下に、保安意識の高揚、取締りの強化及び自主保安体制の整備を重点に災害予防対策を推進する。また、消防関係機関は、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガス等を業務として製造、貯蔵又は取扱いをしようとする者に届出をさせるとともに、災害発生時の消防活動の障害とならないよう指導する。特に、液化石油ガスについては、市民の生活に密着しているため、安全対策について取扱業者を指導し、周知徹底させる。

2　施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、消防法、建築基準法等の関連法令に基づく構造、設備等に関する遵守はもとより、液状化発生の危険等、設置地盤の状況についても調査し、耐震性等安全対策の向上に努めるよう指導する。

3　応急保安対策の周知

関係事業者は、高圧ガスが漏洩した場合、又は近隣火災その他の災害により危険な状態となった場合は、次の応急措置を講じる。

ア　高圧ガスが漏洩した場合は、保護具を着用して漏洩部分・程度を確認し、防災キャップ等で応急措置を施し地中に埋めるとともに、作業員以外は避難させる。

イ　製造施設又は消費施設等が危険な状態にあるときは、消費作業等を中止して施設内のガスを安全な場所に移し、必要な作業員以外は避難させる。

4　自主保安体制の整備

関係事業者は、次の措置を講じ、自主保安体制を整備する。

ア　自主保安教育の実施

イ　定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ　関係保安団体との横断的な連携

第３節　毒物劇物災害予防計画　【県福祉保健部（薬務課）】

１　情報の収集・連絡体制の整備

毒物劇物に係る災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

２　保安体制の強化

県は、事故の未然防止を図るため、毒物劇物取扱施設に対する立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置、定期的な防災訓練の実施等を指導する。

なお、届出義務のない「非届出業務上取扱者」については、実態調査等により、その把握に努める。

３　資機材の整備

県は、毒物劇物をタンクで貯蔵する施設に対して、毒物劇物が飛散、漏えい等の事故が発生した場合に備えて、中和剤等の常備を指導する。また、消防本部、伊都消防組合消防本部は、毒物劇物に係る災害が発生した場合に備えて、分析機器、中和剤、防毒マスク、防毒衣等の整備に努める。

４　施設の安全対策の促進

事業所の管理者は、関連法令に基づく構造、設備等に関する遵守はもとより、液状化発生の危険等、設置地盤の状況についても調査し、耐震性等安全対策の向上に努めるよう指導する。

第４節　放射性物質事故災害予防計画　【県危機管理部】

１　放射性物質事故予防対策

（１）事故災害の想定

この計画における「放射性物質事故」とは、次に掲げる放射性物質取扱施設等において放射線の異常な漏洩又は放出等により、市民の生活及び健康への危険性が高まった場合を想定する。

ア　放射性物質を取扱う施設
イ　放射性物質輸送中の車両
ウ　ア、イ以外の施設、空地等

（２）事故災害予防対策

ア　保安管理体制の強化

（ア）許可届出施設

ａ　事業者は、放射性物質事故災害から、市民の安全を確保するため、関係法令を遵守し、放射性物質事故災害の防止に努めるものとする。

ｂ　事業者は、放射性物質事故災害の防止に係る計画の整備、資機材等の整備点検、従業員に対する防災教育、事故災害の発生時における通報、応急措置、救出・救護、避難対策等を実施するための防災組織の整備を図るものとする。

ｃ　事業者は、施設等において放射線の異常な漏洩等が発生したときは、直ちに消防機関等に状況を連絡するものとする。

ｄ　市は、医療機関に対し、医療廃棄物の適正処理について指導するものとする。

（イ）許可届出施設以外

ａ　放射性物質の存在を確認した者は、直ちに消防機関等に状況を連絡するとともに、応急の措置を行うものとする。

ｂ　各部局は、放射性物質による事故災害の防止について、関連事業を通じて指導又は協力要請をするものとする。

イ　災害応急活動体制の整備

（ア）消防署は、放射性物質事故の発生時において、円滑な消防活動が行われるよう、放射線測定器等の整備、許可施設等を対象とした消防活動上必要な警防調査の実施、防ぎょ活動要領の作成等を行い、災害応急体制の確立を図るものとする。

（イ）市は、消防署と連携し、放射線被爆を受けた者の収容医療機関等の情報を把握しておくものとする。

ウ　市民啓発

消防署及び市は、関係機関と連携し、市民が放射性物質事故災害に関する正しい知識が得られるよう、啓発活動を実施するものとする。

２　情報の収集・連絡体制の整備

核燃料物質等の放射性物質の輸送中における事故が発生した場合、又は、放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

３　初動体制の整備

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

４　原子力事業者等の対策

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、以下のような危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

ア　国、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
イ　消火、延焼防止の措置
ウ　核燃料輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
エ　モニタリングの実施
オ　運搬に従事する者や付近にいる者の退避
カ　核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
キ　放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
ク　その他、放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合に備え、原子力防災管理者を通じ、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報・連絡体制を整備する。

５　放射性同位元素取扱事業者等の対策

放射性同位元素取扱事業者等は、放射性同位元素等の事業所外運搬中の事故あるいは地震、火災、その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生した場合には、以下のような危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

ア　国、県、最寄りの警察、消防機関への迅速な通報
イ　消火、延焼防止の措置
ウ　放射性同位元素等輸送物の安全な場所への移動、その場所の周辺に、縄や標識による関係者以外の立ち入りを禁止する措置
エ　モニタリングの実施
オ　運搬に従事する者や付近にいる者の退避
カ　放射性物質による汚染の拡大の防止及び除去
キ　放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
ク　その他、放射線障害の防止のために必要な措置

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害が発生する場合に備え、国（文部科学省、国土交通省）、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう、必要な通報・連絡体制を整備する。

第５節　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画

【消防本部、伊都消防組合消防本部、県危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

１　輸送従事者が講ずる措置

輸送途上において事故が発生したときは、次の措置を講ずるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ、適切な措置を講ずるものとする。

ア　消防機関及び警察官に通報する。

イ　付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。

ウ　エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。

エ　特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。

オ　高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講じる。

カ　危険物等の輸送時にはイエローカードを輸送車両に積載する。

２　市が講ずる措置

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を、市消防計画の定めるところにより実施するものとする。

第６節　有害物質流出等災害予防計画

【生活環境課、危機管理部（危機管理消防課）、関係事業者】

1　計画方針

ア　有害物質の流出及び石綿の飛散による住民の健康被害防止のため、平常時から本計画により予防対策を講じる。

イ　この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。

(ア) 大気汚染防止法施行令第３条の３第１号で規定されている吹付け石綿（レベル１）

(イ) 水質汚濁防止法第２条第２項第１号で規定される有害物質

ウ　事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。

エ　事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市と連携して実施する。

2　事業計画

ア　石綿飛散防止対策（上記１　イの（ア）の物質）

市は、県とともに、吹付け石綿（レベル１）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。また、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

イ　有害物質流出防止対策（上記１　イの（イ）の物質）

関係事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。

市、県及び関係事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

第 18 章　公共的施設災害予防計画

第１節　公衆電気通信施設災害予防計画

【NTT 西日本株式会社和歌山支店、NTT ドコモビジネス株式会社、株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社】

電気通信事業者による施設・設備の防災機能の向上を促進するとともに、災害が発生した場合の電話サービスの確保、応急復旧用の資機材等の確保について、本市と電気通信事業者との協力等を含めた、別途具体的措置を定める。

また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

１　通信施設の整備

ア　電気通信設備等に対する防災設計

（ア）豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、耐水構造化を行う。

（イ）地震又は火災に備えて、主要な電気通信設備等について、それを設置する局舎等について耐震及び耐火構造化を行う。

イ　通信網の整備

（ア）主要な伝送路を多ルート構成、あるいは、ループ構成とする。

（イ）主要な中継交換機を分散設置する。

（ウ）大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築する。

（エ）主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

２　災害対策用機器及び車両の配備

災害発生時において、通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

ア　災害復旧用無線電話機

イ　可搬型移動無線機、移動無線電話機、工事用無線機及び予備電源等

ウ　非常用移動電話局装置

エ　移動電源車及び可搬型電源装置

オ　応急ケーブル

カ　その他の応急復旧用諸装置

キ　特殊車両

ク　電気通信設備等の防災用機材（消火器、土のう、非常梯子、非常ポンプ等）

３　災害時措置計画

災害時等において通信不能地域をなくし、又は重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び運用措置に関する措置計画を作成し、現行化を図るものとする。

４　防災用資機材及び物資の備蓄と輸送計画

ア　災害応急対策及び災害復旧を実施するため、緊急に必要と認められる資機材及び物資について、あらかじめ、その品名及び数量を定め、保管場所を指定して、これを備蓄する。

イ　災害が発生又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資機材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両の種類並びに数量及び社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておく。

５　災害時における通信障害復旧作業の連携等に関する協定の締結

非常事態において、広域的な連携体制を早期に確立し、自治体と連携して迅速な復旧活動を実施するため、相互連携強化策として次の事項を実施する。

・災害の発生に伴う大規模通信障害発生時に復旧作業の支障となる樹木・土砂等の障害物除去等の作業の連携等に関する県との協定締結

第２節　電力施設災害予防計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社（橋本送変電事業所）】

関西電力株式会社等は、電力供給施設の災害を防止し、又は発生した被害を早期に復旧するため、災害発生原因の除去と耐災環境の整備に、常に努力を傾注する。

関西電力株式会社等による施設・設備の防災機能の向上を促進するとともに、災害時における相互協力体制を円滑に行えるように、別途、具体的措置を定める。また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

１　送電設備

ア　架空電線路・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ　地中電線路・終端接続箱及び給油装置については電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。

洞道は、日本土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手及び可とう性のある管路を採用する等、耐震性に配慮した設計とする。

２　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

３　配電設備

ア　架空電線路・電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が、地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

イ　地中電線路・地盤条件に応じて、可とう性のある継手及び可とう性のある管路を採用する等、耐震性に配慮した設計とする。

第３節　大規模停電災害予防計画　【危機管理室】

1　計画の方針

この計画は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備を図ることを目的とする。

2　重要施設に対する燃料供給体制の整備

市は、大規模停電が発生した際に予想される燃料需要の増加に対して、重要施設への燃料供給を迅速かつ円滑に行うため、県の「大規模災害発生時等における燃料供給に関する対応マニュアル」を参考に、必要な手順等を定める。

また、災害対策用の燃料を確保するため、協定を締結している給油所等との災害対応訓練を実施する。さらに、ガソリンスタンドや LP ガス充填所が供給停止しないよう、災害対応中核給油所や中核充填所の設置について関係機関と協議調整を行うとともに、LP ガス集中管理型施設の供給停止とならないよう、管理者と協議調整を進める。

3　重要施設の非常用電源設置状況等の情報収集

市は、大規模停電発生時における電源車の配備について、国、県、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、重要施設の非常用電源の設置状況等について情報を収集するものとする。

第４節　プロパンガス施設災害予防計画

【大阪ガスネットワーク株式会社】

本市のガス供給は、LP ガスによっており、旧市街地は、LP ガス業者によるボンベの配達によって供給されている。一方、開発住宅地においては、株式会社エネアーク関西により、集中配管による供給が行われている。

このため、株式会社エネアーク関西による供給施設・管路等の耐震性・防災機能の向上を促進するとともに、災害時における保安点検体制の確立、供給の確保等を図る。ボンベの配達による LP ガス供給業者においても、災害発生時の措置や日常の点検等について、消費者に徹底するように指導する。また、従業員に対する防災教育・防災訓練を推進するとともに、市が主催する防災訓練に参加するものとする。

１　業者等の防災体制

緊急事態に備えて、事業者等は、地震等の災害発生時において、消費者の安全を確保する重要な責務を有するため、次の防災体制の整備を図る。

ア　事業者等自身の安全対策、一般消費先における液化石油ガス施設の耐震性の強化等

イ　大阪ガスネットワーク株式会社各支部における情報収集、連絡及び協力体制の整備

ウ　「消防法第４条」に基づく、事業所内等への立入検査の実施

エ　緊急出動のための事前対策として、次のことを行う。

（ア）緊急事態発生直後における、消費先液化石油ガス設備の緊急点検体制の確立

（イ）緊急時における消費先の容器置場等の緊急措置体制の確立

（ウ）応急復旧用防災資機材、容器回収用防災資機材等の整備

（エ）事業者等、卸売事業者、認定保安機関等による効率的な緊急点検体制の整備

オ　事業者等自身による緊急時のための教育・訓練の実施及びマニュアルの整備

次の予防規定規範の遵守に関する当該充填所等関係機関への周知徹底に努める。

（ア）液化石油ガス充填所危害規定規範

（イ）液化石油ガススタンド危害規定規範

カ　消費者への保安啓発

（ア）安全機器等の設置の啓発

（イ）地震等の緊急事態発生時における消費者がとるべき措置の啓発

キ　災害発生時の事業者等の行動基準の熟知

ク　市等の行う防災訓練への参画

２　広報活動

ア　災害の発生に備えて、消費者が適切に対応できるよう、日頃から広報活動を行い、その徹底を図る。

イ　非常時の液化石油ガスに係る情報提供の方法、電話相談窓口の開設等について周知させる。

第５節　鉄道施設災害予防計画

【西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】

１　各事業者の計画方針及び事業計画

本市には、和歌山市と奈良県方面を結ぶ JR 和歌山線と、大阪方面を結ぶ南海電鉄高野線があり、道路と並ぶ主要な交通輸送手段である。

西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社による鉄道施設の災害防止に努めるとともに、鉄道沿線における土砂災害等による災害を防止するため、周囲の諸条件を定期的に調査し、常に健全な運行が確保されるよう、諸施設の整備等の災害予防対策を推進する。

（１）西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社

ア　計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう諸施設の整備を行うものとする。

イ　事業計画

災害を防止するため、概ね、次の各号に掲げる事項について計画的に実施する。

（ア）橋梁の維持保守並びに改良
（イ）河川改修に伴う橋梁改良
（ウ）トンネルの維持保守並びに改良
（エ）法面、土留の維持補修並びに改良
（オ）落石防止設備の強化
（カ）空高不足による橋げた衝撃事故防止及び自動車転落事故防止の推進
（キ）線路周辺の環境条件の変化に応じた線路警戒体制の確立
（ク）台風並びに豪雨時等における線路警戒体制の確立
（ケ）その他、防災上必要な設備改良

（２）南海電気鉄道株式会社

ア　計画方針

鉄道施設における災害を防止するため、線路諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うものとする。

イ　事業計画

災害予防のため、次の各号に掲げる事項について計画実施する。

（ア）諸施設の改善整備

ａ　保安装置の改善
ｂ　軌道、電線路施設及び通信設備の改善
ｃ　構内渡線道の改善
ｄ　列車無線装置の増強
ｅ　隧道内火災対策の実施
ｆ　気象観測装置（雨量警報、風速警報、地震警報）の設置
ｇ　沿線情報装置（河川水位警報、冠水警報、落石警報、架道橋衝撃警報、自動車転落警報）の設置

ｈ　列車接近警報装置の設置
（イ）踏切道の改善整備
ａ　統合、廃止及び立体化の促進
ｂ　格上げの促進
ｃ　構造、舗装の改善
ｄ　障害物検知装置の設置
ｅ　照明等施設の改善
（ウ）車両の改善整備
ａ　車両機器の改善及び整備
ｂ　車両保安装置の改善
（エ）保守の強化
ａ　保守機械化の促進
ｂ　各種検査設備の充実
（オ）業務執行体制の確立
ａ　指導体制の強化
ｂ　服務規律の厳正
（カ）労務管理の適正化
ａ　所定外労働の平準化
ｂ　職場環境の整備
（キ）教育訓練の強化
ａ　個人指導の強化
ｂ　異常時訓練の実施
（ク）大型工事対策
ａ　工事区間における適正速度の設定
ｂ　列車防護装置及び防護柵の設置
ｃ　作業員に対する安全教育の実施

２　情報の収集・連絡体制の整備

各事業者は、大規模な鉄道事故災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大防止等を図るため、迅速に応急対策が行えるよう、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

３　初動体制の整備

各事業者は、突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

４　防災訓練の実施

各事業者は、県、防災関係機関、関係事業者と協力して事故災害を想定した防災訓練を実施する。

第 19 章　航空災害予防計画　【危機管理室】

1　情報の収集・連絡体制の整備

航空機事故災害が発生した場合に、被害の拡大を防止し、住民の安全を確保するために、緊急時の情報収集、関係防災機関との連絡体制を平常時から整備しておく。

また、事故の情報が迅速に本市に伝達されるように、事故時の窓口を周知しておく。

2　初動体制の整備

突発的な事故発生時に、初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。また、非常参集体制を職員に周知するとともに、非常参集の訓練を実施する。

3　防災訓練の実施

県、防災関係機関と協力して、事故災害を想定した防災訓練を実施する。

第 20 章　農林水産関係災害予防計画

【建設部、経済部、県農林水産部（農林水産総務課）】

各種気象災害による農産物、林産物、農林業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努めるものとする。

1　調査報告体制

災害の発生に際し、迅速かつ的確な農林水産業の被害調査を行う場合、関係部課、各関係機関及び農林水産業従事者の積極的な応援、協力が得られるよう、相互の連絡調整と体制の整備を図る。

2　農業対策

（1）農業施設

ア　農地の湛水防除

（ア）湛水防除

低湿地域における農地の湛水防除及び災害による被害の抑制のため、農業用水路の整備、排水能力の増加等を図り、農地の湛水被害軽減に努める。

（イ）農業用水路の改良促進

排水通水断面の狭小、断面不整形、流域の状況変化による流出量の増大、排水能力の低下等に伴う湛水被害を防ぐため、農業用水路の改良を促進する。

イ　農業用河川工作物対策

（ア）改修事業の推進

ａ　農業用河川工作物で、河床変動等により、本来の機能を失ったものについては、異常気象等による水位変動及び耐震性を勘案し、改修等の改善措置を講ずる。

ｂ　水害、地震及び液状化による農業用河川工作物の被害の未然防止のため、危険箇所を中心に、改修等の改善措置を講ずるものとする。

（イ）対策事業

施設受益者の申請等により、「土地改良基盤整備事業」、「土地改良施設維持管理事業」及び「農業地域生活環境基盤整備事業」等により、計画的な改修を行う。

ウ　農業用ため池

余水吐、堤体樋管等の諸施設が老朽化し、又はその規模、構造等が現在の基準に適合していないもの等は、補強又は改修工事を行う。

エ　その他の農業施設

農道、農舎等の農業施設については、改修及び整備を積極的に推進する。

（2）農作物

気象情報に留意して、常に予防措置を講ずるとともに、時期別に各種の災害を想定し、作物別の技術的な予防措置及び対策について指導する。

（３）農地の荒廃対策

ア　農村地域の集落機能の低下による農地の荒廃を防止するため、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金を活用した地域の共同活用を推進する。

イ　農地の荒廃防止のため、野生鳥獣による農作物等の被害の防止を目的とし、有害鳥獣の捕獲、狩猟者の育成、防護柵の設置等の鳥獣害対策を強化するとともに、捕獲した鳥獣の食肉利用を促進する。

３　林業対策

森林基幹道については、広域的な避難路及び緊急輸送道路となることから、計画的な整備を進める。その他、次の点に留意して、予防対策を講じる。

ア　特に、森林基幹道や集落関連林道については、危険箇所に対する各種予防対策事業を講じ、通行及び輸送の確保に努める。

イ　側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。

ウ　渓流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。

エ　洪水時の被災のおそれがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所に移しておく。

第 21 章　防災救助施設等整備計画

第１節　消防施設整備計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】

平常時における消防職団員・車両等の適正な配置計画及び防災資機材の充実等は、もとより、大規模災害時に備え、消火・救急・救助活動用防災資機材及び耐震性防火水槽の整備を推進し、消防力の強化を図る。

１　消防施設・設備の整備

災害対策本部機能を担う施設として、十分な耐震安全性を備えた新消防庁舎を整備するものとする。

また、現消防庁舎及び新消防庁舎の建設予定地は、大雨等による洪水浸水想定区域にあるため、新消防庁舎の建設にあたっては、洪水浸水被害を低減させるための対策を講じるとともに、住民の一時的な避難場所として活用できるスペースを設けるものとする。

さらに、消防ポンプ自動車等の消防機械器具、救助工作車等の救助器具・設備、耐震化貯水槽の設置・更新等の消防水利等については、計画的な整備を推進し、消防力の向上を図る。なお、救助・救急用の車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、同時多発火災や大規模救助活動に対処するため、消防隊、救急隊等の効果的な運用を図ることができる通信施設の充実整備に努める。

＊消防車両保有状況　　【資料編　Ｐ-27 参照】
＊特殊消防用資機材保有状況　【資料編　Ｐ-27 参照】

２　消防団の育成と施設・設備の充実

本市の消防団は、10 の分団があり、消防隊と連携して警戒活動及び消防活動を行うとともに、初期消火、避難誘導等の地域防災活動の中核として、重要な役割を担っている。このため、災害時に消防団員が効果的に防災活動を行うことができるよう、消防ポンプ等の消防施設・設備の充実に努める。

３　通信施設の整備

消防緊急情報システム及び現有の無線・有線通信施設の整備強化を図り、情報ネットワークの構築を推進する。

４　消防水利の整備

「消防力の整備指針・消防水利の基準」に基づき、必要水利施設を算定し、その整備増強を図る。

消火栓については、水道管の改良工事等に伴い逐次増設を図るとともに、防火水槽についても、年次計画に基づく設置を強力に進める必要がある。

また、河川、ため池などの状況を把握し、自然水利の確保を図る。

＊消防水利【資料編　Ｐ-28 参照】

第２節　水防施設整備計画

【危機管理室、都市整備課、農林整備課、消防本部】

１　計画方針

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により市域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

２　事業計画

ア　水防倉庫及び資材等

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充しておく。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じておくものとする。

イ　水位等観測所

水位等の情報を正確、迅速に把握するため、市内の適当な箇所に、水位計を設置し、そのテレメータ化を図っていく。

第３節　救助物資等備蓄計画

【上下水道部、介護保険課、危機管理室、県、関係機関】

市においては、災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし､あわせて必要最少限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図るとともに、食糧及び生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。

１　給水体制の整備

災害時に、生命維持の上から最低限必要な飲料水の確保を最優先とし、あわせて必要最少限の生活用水を確保し、市民に配給する応急給水体制の整備を図る。

（１）給水の整備目標

災害時の給水量を、原則、次のように定め、その確保と円滑な給水活動体制の確立を図る。なお、最低限の生活用水とは、手洗い、食器洗浄、洗面程度の用途に必要な水とする。

飲料水の確保にあたっては、県の備蓄方針に基づくものとする。

ア　飲料水の確保　　：１人１日３リットル

イ　風呂、便所及び炊事等に必要な生活用水の確保

（２）給水用資機材の整備

被災者への円滑な給水活動が行えるよう、資機材の整備・充実を図る。

（３）民間との協力体制

災害時における水道施設の破損に伴う応急措置並びに飲料水、生活用水等の応急給水の確保を図るため、橋本市水道工事業協同組合と「上水道施設災害応急復旧作業に関する協定」を締結し、協力体制の確立を図る。

（４）自助努力の促進

市民及び自主防災会等に対し、貯水及び給水に関する指導を行い、自給率を高めるとともに、災害時給水活動の担い手として積極的な協力が得られるようにする。

ア　市民に対し、次のような対策の指導を行う。

（ア）家庭において、前記(１)「給水の整備目標」の水量を基準に、世帯人数の３日分を目標として貯水する。

（イ）水道水など衛生的な水を貯水する。

（ウ）貯水には、衛生的で破損、水漏れのしない安全な容器を用いる。

イ　自主防災会に対し、次のような対策の指導を行う。

（ア）応急給水を円滑に実施するため、給水班の編成を準備する。

（イ）非常時に利用予定の井戸、泉、河川、貯水の水質検査を実施し、利用方法を検討する。

（ウ）ろ水機、ポンプ、水槽、ポリタンク、消毒薬、燃料など応急給水に必要な資機材等を整備する。

２　食糧・生活物資供給体制の整備

災害発生後３日間程度は、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されるため、各家庭において平常時から災害に備え、少なくとも３日分に相当する量の食糧及び必要物資等を確保することを基本とする。

市においては、災害応急対策の生活救援活動が迅速かつ適切に行えるよう、食糧及び生活物資等の備蓄の充実を図るとともに、備蓄庫の整備を行う。なお、食糧の確保にあたっては、食物アレルギーに配慮した食品選定に努めるものとする。

備蓄品目、備蓄目標数量等の詳細については、「橋本市災害備蓄計画」によるものとする。

（１）備蓄品の整備目標

備蓄品については、ライフラインの途絶により炊事、調理を行うことが困難であると予想されることから、少なくとも３日分の食糧及び物資を各家庭に準備することを基本とするが、市では、最低必要とする被災者への供給食糧・生活物資等の支給量、品目及び整備目標を定め、備蓄品の整備に努める。

【最低必要量の算出式の例(府政防第1051号、消防災第104号＜令和７年７月１日＞】

項目	算出式
食料	避難所避難者数×１人１日当たり必要量３食×３日間 ○　避難所外避難者数※1については地域の実情に応じて考慮
毛布	避難所避難者数×１人当たり必要枚数２枚
乳児用粉ミルク又は液体ミルク	避難所避難者数×０歳人口比率※2×１人１日当たり必要量（乳幼児粉ミルクは140g、乳幼児液体ミルクは１リットル）×３日間 ○　避難所外避難者数※1については地域の実情に応じて考慮
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×０～２歳人口比率※3×１人１日当たり必要量８枚×３日間 ○　避難所外避難者数※1については地域の実情に応じて考慮
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合 0.005※4×１人１日当たり必要量８枚×３日間 ○　避難所外避難者数※1については地域の実情に応じて考慮
携帯トイレ・簡易トイレ	避難所避難者数×上水道支障率※5×１人１日当たり使用回数５回×３日間 ○　避難所外避難者数※1については地域の実情に応じて考慮
トイレットペーパー	避難所避難者数×１人１日当たり必要量0.18巻※6×３日間 ○　避難所外避難者数※1については地域の実情に応じて考慮
生理用品	避難所避難者数×12～51 歳女性人口比率※7×１人７日間当たり必要量30枚×１/７※8×１/４※9×３日間 ○　避難所外避難者数※1については地域の実情に応じて考慮

※1：避難所以外の場所に避難したが、物資の提供が必要な者の合計

※2：国勢調査（総務省統計局）を参照

※3：国勢調査（総務省統計局）を参照

※4：避難者のうち要介護の高齢者の割合を想定したもの（阪神・淡路大震災時の避難所調査において、一時点における避難者数に占める要介護の高齢者避難者数の割合が約0.005だったことに基づく）

※5：自治体ごとの断水人口の想定割合
※6：経済産業省生産動態統計による販売量及び総務省人口推計による試算
※7：国勢調査（総務省統計局）を参照
※8：生理期間における１日当たりの必要量を求めたもの
※9：生理期間を４週に１回と想定したもの

なお、備蓄物資の在庫管理については、新物資システム（B-PLo）を活用し、施設（備蓄倉庫・救援物資集配拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

ア　食糧の備蓄・調達目標の設定

市は、中央構造線断層帯を起源とする地震が、発生した際に想定される避難者数を参考に、和歌山県の「地震災害対策のための備蓄基本方針」に基づき、避難者１日分に相当する食糧を備蓄目標とした公的備蓄を行う。不足分については、民間からの食糧の供給に関する協定の締結により、必要量の確保に努める。

【食糧備蓄目標】

中央構造線断層帯を起源とする地震が最大規模で発生した際に想定される避難者数	避難者数　11,735 人 （避難所外避難者を含めた最大値）
	帰宅困難者　2,879 人 （交通手段の途絶により帰宅できず、本市に留まる人数）
食糧の備蓄目標	・食糧　　：35,205 食（11,735 人×３食×1 日） ・水　　：35,205L（11,735 人×３L×1 日） ・粉ミルク：約 23,062g（アレルギー等考慮）

あらかじめ市内又は近隣の関係業者などと協定を締結し、災害発生時に食糧等の優先供給を受けられるようにするとともに、平常時から当該業者の食糧等の供給可能量を把握するよう努める。

イ　その他の主な生活必需品

食糧以外の次の品目についても、備蓄・調達体制を整えるものとする。

【その他の生活必需品備蓄目標】

中央構造線断層帯を起源とする地震が最大規模で発生した際に想定される避難者数	11,735 人
寝具	毛布　　：11,735 枚（１人１枚） エアマット：11,735 枚（１人１枚）
衛生用品	生理用品　　：29,070 枚 大人用おむつ　：1,416 枚 子ども用おむつ　：4,344 枚 トイレ処理セット：176,025 回分

さらに、次に示す避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表するものとする。

（ア）快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ
（イ）適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材
（ウ）安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド
（エ）プライバシー確保のためのパーティション
（オ）衛生促進のための入浴・洗濯設備
（カ）マスクや消毒液、動力噴霧器等の感染症対策に必要な物資等

（２）備蓄倉庫の整備

市は、災害時における食糧・生活物資の備蓄並びに救助用資機材等の保管のための備蓄倉庫を整備する。また、必要数の備蓄倉庫を設置し、備蓄品が充足された後においては、防災関係施設や主要な避難施設（拠点避難所）においても、食糧・生活物資の確保に努める。（第３編　第５章第６節「物資供給計画」を参照）

（３）民間との協定促進

災害時に必要なものをすべて市で備蓄・確保することは困難であり、最小限必要なものは備蓄を行い、それ以外は民間からの調達を図る必要がある。そのために食品の供給確保に関して、販売業者等との協定に基づく具体的な供給体制の整備を図る。

市は、協定の締結を行っている業者との具体的な供給体制の整備を図る。

＊物品・物資の供給　【資料編　Ｐ-65 参照】

（４）自助努力の促進

ア　目標

災害に備えて、次の事項を市民の自助努力の目標とする。

（ア）　家庭で最低３日分の非常持ち出し用の食糧・物資の準備
（イ）　助け合い運動の推進
（ウ）　共同備蓄の推進

イ　実施の指導

市は、市民に対し、上記の事項の実施を広報等を通じて指導する。

なお、具体的内容は、次のとおりとする。

（ア）災害時に備えた食糧等の備蓄

米、乾パン、麺類、粉ミルク、缶詰、調味料等長期保存の可能な食糧等を３日～１週間分の備蓄を行う。

（イ）非常持ち出し用の物資等の準備

最低３日分の物資等を準備する。非常持出物資等の内容は、その重量、避難の距離によるが、日用品等については、概ね、次の基準により準備する。

ａ　準備すべきもの

救急薬品（消毒薬、傷薬、胃腸薬、かぜ薬、常備薬、包帯、三角布、ガーゼ、ばんそうこう、湿布薬、脱脂綿、ハサミ、ピンセット等）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類、タオル、ライター、トイレットペーパー、生理用品、石けん、洗面用具、食器、鍋、はし、スプーン、ごみ袋、ビニール袋、ラップ、笛、モバイルバッテリー、マスク、アルコール消毒液、除菌ウェットティッシュ、体温計、耳栓・アイマスク、歯磨きシート等

b　必要により準備すべきもの
　燃料（固形燃料等）、工具、哺乳瓶、紙おむつ、毛布、子ども用おやつ・飲料、高齢者向け食品、常用薬のメモ・お薬手帳等

c　自主判断によるもの
　貴重品、その他

（ウ）助け合い運動の推進
　自主防災活動の一環として、地域の実情に応じて推進する。

（エ）共同備蓄の推進
　自主防災活動の一環として、共同備蓄を推進する。こうした共同備蓄の推進は、災害後の生活を確保できるばかりでなく、自主防災会の育成、自主防災意識の向上につながる。
　備蓄物資としては、市民個々の物資のほか、自主防災会ごとに自主防災活動に必要な担架、医薬品、拡声器、トランシーバー、ござ、発煙筒等の整備を促進する。

（５）補給ルートの確保

ア　国及び県に要請して、広域道路網の耐震化に重点をおいた整備の促進を図る。
イ　広域的視点による緊急輸送道路の指定と、これにふさわしい整備を図る。
ウ　備蓄倉庫及び避難場所を含めた市内各防災拠点を結ぶ道路網の耐震化を促進し、ネットワーク化を図る。
エ　大災害の場合の物資補給ルートを確保するため、流通拠点を結ぶ市内の重要緊急輸送道路の整備を図る。
オ　緊急搬送を行うため、災害時ヘリコプター予定発着地と、防災拠点の間を結ぶアクセス道路の整備に努める。
カ　特に交通の途絶等により地域が孤立した場合でも、食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機（ドローン）等の輸送手段の確保に努める。

３　救援物資集配拠点

（１）選定基準

救援物資集配拠点の選定基準は、次のとおりとする。

ア　250 ㎡以上の収容が可能な建築物があること。ない場合でも、その規模の天幕を設置できること。
イ　相当数の駐車スペースがあること。
ウ　緊急輸送道路に近く、アクセスがよいこと。
エ　車両の出入りが多くても、危険が少ないこと。

（２）救援物資集配拠点の選択

救援物資集配拠点の開設は、災害の種類、規模、避難者数、避難の期間、要員の確保、その他の条件に照らして、その必要性を検討し、災害の都度、選定するものとする。

第４節　防災施設等の整備計画

【危機管理室、生活環境課、環境美化センター、市民課、健康福祉部、建設部、消防本部、伊都消防組合消防本部、関係部課、関係機関】

災害時に市民が安全かつ速やかに避難できるよう、総合的かつ計画的な避難対策の整備・推進を行うとともに、平常時から防災施設等については、自然社会状況の変化に応じて適切な施設を選定し、その見直しと施設整備等に努めるとともに、防災施設について地域及び職場での周知徹底を図る。

１　避難場所の指定・整備

（１）避難場所の指定

ア　拠点避難所（避難場所）の指定・整備

拠点となる避難所は、小学校区単位を基本とし、安全性、収容能力等を考慮のうえ、小・中学校、公民館等の公共施設、または公共施設以外で避難所として適当と認められる施設を指定する。

市は、拠点避難所に選定される公共施設の耐震化の推進を図るとともに、要配慮者が利用しやすいようバリアフリー化に努めるものとする。

拠点避難所（避難場所）は、自然及び社会状況の変化に応じて、その指定の見直しに努める。

イ　拠点避難所（避難場所）の見直しと抽出基準

拠点避難所（避難場所）は、次の基準により選定する。

【拠点避難所（避難場所）の選定基準】

施設の立地状況・構造・階数・規模・用途及び要配慮者の避難の容易性等の観点から、安全で適切な避難施設を選定する。

（ア）立地の状況：災害危険性が小さいと予想される場所
（イ）構造：耐火・簡易耐火
（ウ）階数：２階以上
（エ）規模：収容人数　※50 人以上
（オ）用途：災害時の使用に問題がない（公共施設が主体）
※収容人数＝避難有効面積÷3.5 ㎡（一人当たりの面積）

ウ　一時避難場所とは、災害時に身を守るために一時的に避難する場所をいう。

エ　広域避難地と避難対象地区の選定基準及び整備

地震大火が発生した場合、住民の生命及び身体の安全を確保するために「地震火災の要避難地域」を設定し、広域避難地の指定、整備及び広域避難地に対する対象地区の割当てを検討する。

広域避難地の選定基準及び避難対象地区の指定は、次の事項を基本とする。

【広域避難地の選定基準及び避難対象地区の指定】

＜広域避難地＞

広域避難地とは、大地震の周囲地区からの避難者を収容し、地震後発生する市街地火災から、避難者の生命・身体を保護するために必要な面積を有する総面積 10ha 以上の公園、グラウンド等の公有空地をいう。

（ア）立地の状況：予想される大火輻射熱、地震等を考慮したものとする。（原則として、木造家屋の密集地から 300m以上離す。）
（イ）規模：収容人員は、有効面積に対し、１人２㎡以上とする。
（ウ）要避難人口：昼間人口も考慮したものとする。
（エ）設備：広域避難地では、被災者が受水できるものとする。

＜避難対象地区＞

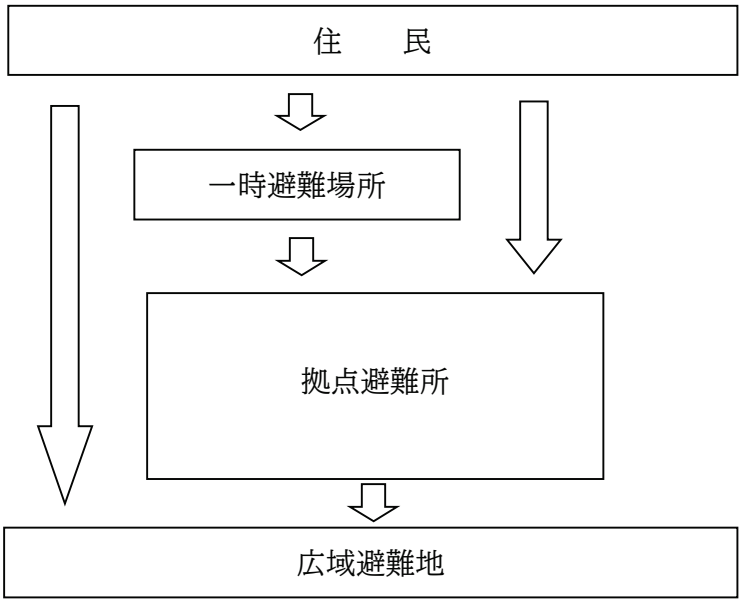
（ア）地区の割当：小学校区、区・自治会単位として、主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれらを横断して避難することを避けるものとする。

なお、広域避難地として、次の施設を指定し、避難地としての整備に努める。

【広域避難地指定公園】

広域避難地名（10ha 以上）
橋本市運動公園

【避難施設区分の概要図】



（２）災害危険箇所ごとの避難場所及び避難方法の検討

災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒避難方法を定め、必要に応じて、これを見直すとともに、広報「はしもと」及び市ホームページに掲載し、市民に周知徹底を行う。

ア　情報連絡体制

イ　避難場所

（３）避難施設の管理者等との事前協議

災害時に避難施設として適切な対応がとれるよう、拠点避難所となる施設の管理者等と平常時から十分な事前協議を行う。また、避難生活が長期にわたる場合や感染症が流行している場合の避難者の受け入れ施設をリストアップしておく。

ア　市が管理する施設以外の管理者等とは、特に所要の事前協議を行う。

イ　収容施設としての日常的な維持管理の徹底を図る。

ウ　迅速な施設開設のため、鍵の適切な管理方法の検討及び施設管理者との連携体制の強化に努める。

エ　感染症の流行下においては、指定された避難施設における避難者の過密抑制を図るため、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

＊災害時における宿泊施設利用に係る協定書（ルートインジャパン株式会社）

【資料編　Ｐ-67 参照】

（４）避難場所の整備

避難場所として、避難者のスムーズな収容とその安全確保等のための整備を図る。

ア　安全確保

避難場所について、次のような観点から安全確保を図る。

（ア）盛土、高床、防水壁等の耐水設備の整備

ａ　特に重要な水防区域から近距離（ほぼ 300m以内）にある避難場所

ｂ　河川に近接している避難場所

（イ）避難場所及び周囲の不燃化（消火栓、防火水槽、防火林等の防火設備の整備を含む。）について、優先して不燃化・防火対策を図る避難場所として、次のものがある。

ａ　延焼危険が高い地区が連担する地域内にある避難場所

（ウ）耐震性の確保

避難収容施設については、耐震診断及び耐震改修等により安全の確保に努める。

（エ）避難者のニーズに配慮した避難所の施設・設備整備

貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器、インターネット利用環境（Wi-Fi）等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者及び男女のニーズの違い等にも配慮した施設・設備（男女別のトイレ・更衣室等）の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるほか、衛星通信設備や循環式の手洗い所など、新たな技術を用いた設備の導入についても検討する。

なお、要配慮者に配慮した施設等を整備するため、次の事項を推進する。

ａ　段差の解消、スロープの設置、階段・トイレ等に手すりの設置、身体障がい者用トイレの設置
ｂ　緊急時の身体障がい者用仮設トイレ、車椅子、ベッド等、身体障がい者用防災資機材の確保

イ　迅速な収容の促進
（ア）誘導標識等の整備
（イ）駐車場の確保

ウ　収容者の滞在援助
日常生活品の備蓄

（５）避難所の不足が生じた場合の対策

ア　避難所として、新しく指定すべき施設等を調査・検討し、可能なものから指定を行う。

イ　民間施設等で、避難所としての機能を備えた施設については、その所有者に理解を求め、災害時に利用できるように努める。

ウ　収容余力のある隣接地区の避難所を確保する。

（６）避難路の整備

安全な避難確保として、避難路となる道路整備に努める。ここで、避難路とは、広域避難地へ通じる道路又は沿道であって、避難圏域内の住民を当該広域避難地に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した又は整備する道路等をいう。

なお、避難路の選定要件は、広域避難地に通じる道路等であって、幅員は、できる限り、広幅員（原則、道路 15m以上）のものを確保するように努める。

避難路としての道路については、次の点を考慮して整備を行う。

ア　避難路の整備は、要避難地域から避難先までが長距離で、また、災害の危険性が高く自由に避難することが困難な地区から優先的に行う。

イ　避難路としての道路・橋梁の新設や増幅・歩道等の改良は、防災都市づくりの一環として整備を行うが、整備促進のため積極的に関係機関に要請を図る。

ウ　避難路における障害物・倒壊物の状況を把握し、その除去・防止を図る。

（７）表示板等の整備

ア　避難場所に、日本産業規格（JIS）に基づく図記号を用いた表示板を設置・明示する。

イ　避難場所の周辺への誘導標識の設置に努める。

（８）避難に関する情報の周知・広報

避難に関する情報（避難方法等）について、防災行政無線（戸別受信機）・防災マップ・ハザードマップ・広報「はしもと」・本市ホームページ・防災はしもとメール等を通じて、市民に対する周知の強化を行う。

（９）避難行動要支援者等の避難支援の検討

避難行動要支援者、遠距離避難者等のために、バス派遣などの避難支援の検討を行う。

（10）福祉避難所の指定

市は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

福祉避難所は、原則として社会福祉施設を指定する。なお、受入れ能力を確保するため、必要に応じて、社会福祉施設と同種施設等との施設利用者受入れに関する災害協定締結を推進する。

（11）帰宅困難者対策

市は、帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、コンビニエンスストアやガソリンスタンド、宿泊施設等が食糧や水、休憩場所を提供できるよう、環境整備に努める。

なお、帰宅困難者対策としての食糧、飲料水、医薬品備蓄については、民間事業者への啓発に努める。

（12）避難場所の周知

ア　避難場所を広報「はしもと」に随時掲載する。
イ　避難場所を市ホームページに常時掲載に努める。
ウ　避難場所を記した「防災マップ」を作成し、各戸に配布する。
エ　避難場所及び避難路等の案内標識及び誘導標識の整備を推進する。
オ　避難場所及び避難路等の案内標識及び誘導標識は、要配慮者に配慮したものとなるよう、整備を推進する。

２　災害時用臨時ヘリポートの整備

災害時には、道路被害や道路上の障害物等の散乱等により、被災地域への救急・救護活動・火災防御活動、緊急物資の輸送等の様々な応急対策活動やライフライン等の復旧活動に支障をきたすおそれがある。

こうした状況では、ヘリコプターによる応急・復旧対策活動が重要であるため、臨時ヘリポートの整備を推進する。

ア　地震等の災害による交通途絶又は緊急を要する場合に備え、紀の川の北部及び南部に臨時ヘリポートの整備を推進するとともに、臨時ヘリポートを次の基準により選定し、指定しておくものとする。
　（ア）地面は、堅固で傾斜６度以内であること。
　（イ）コンクリート舗装地又は芝地、草地が適していること。
　（ウ）発着地使用時に描く円周（直径４ｍ）の地点から、仰角９度の線上 400m、幅 20mにわたって障害物がないこと。
イ　臨時ヘリポート周辺のアクセス道路を整備し、緊急輸送道路とする。

臨時ヘリポートとして、現在 14 箇所が設定されている。なお、発着場のうち橋本市運動公園は、県広域防災拠点で伊都、那賀地域の支援進出拠点として取り扱う。

＊臨時ヘリポート【資料編　P-11 参照】

第 22 章　防災設備整備計画

【危機管理室、消防本部、関係機関】

1　防災行政無線

橋本市災害情報伝達基本方針に基づき、地域住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するため、戸別受信機の整備及び防災情報伝達手段の多様化・複数化を推進する。

2　災害通信設備

（1）有線通信設備

日頃から機器の転倒防止、非常電源及び非常電源用燃料の確保等の対策を行い、耐震性の向上を図る。また、通信の輻輳の影響を受けない専用回線網の整備を図るとともに、加入電話回線については、重要回線を災害時の優先電話として指定し、通信連絡体制の確保に努める。

（2）その他通信手段

災害時の通信手段の多重化を図るため、関係機関等との非常通信時における協力体制を整備する。

（3）情報収集体制の整備

被害状況の収集を行うため、民間事業者や自主防災会、区・自治会との協力体制の充実を一層図る。

3　防災情報システム

和歌山県総合防災情報システム、J-ALERT など防災情報通信機器・ネットワークの充実と安全対策に努めるとともに、災害時に活用できる情報システムの構築を図る。

また、各種防災情報の共有化を目的として国が運用する「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」や「防災 IoT システム」の活用を図るため、当該システムの周知や利活用促進・操作習熟を図るための研修・訓練の実施に努める。

第 23 章　防災訓練計画　【関係部課、関係機関】

市及び防災関係機関は、職員の実践的な防災実務の習熟、各機関の連携体制の強化及び市民の防災意識の向上を図るため、相互協力に基づき各種災害を想定した訓練を実施する。なお、各種災害を想定した訓練の中には、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練の実施を含めるものとする。

なお、訓練を行うにあたっては、訓練の目的や災害及び被害を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものになるよう工夫する。

また、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

1　総合防災訓練

市は、地域の災害リスクに基づき、定期的に地域住民、防災関係機関と相互に連携し、一体となり、組織動員訓練、消防訓練、救出救助訓練、避難訓練等の各種訓練を実施する。

2　個別訓練

（1）災害対策本部運営図上訓練

市の災害対策本部が迅速・的確に運営できるよう、設置手順、被害情報の収集・整理・伝達等初動対応の流れを図上で訓練する。

（2）非常参集訓練

勤務時間内外等の様々な条件を設定し、訓練を実施する。

（3）情報収集・伝達訓練

市及び関係機関は、災害発生時の応急体制の確立を迅速に行うため、災害情報の収集、情報伝達等についての訓練を実施する。

（4）避難所運営訓練

避難所の円滑な管理体制を確立するため、受付、名簿作成、物資管理等について訓練する。

（5）地域防災訓練

自主防災会、区・自治会、その他事務所等をそれぞれの単位とし、地域の災害対応力を高めるため、初期消火、避難誘導、炊き出し、応急救護等について訓練する。

（6）学校における防災訓練

児童生徒が冷静かつ迅速に行動できるようにするため、避難誘導、身の安全確保、集団行動等について訓練する。

（７）病院・福祉施設における防災訓練

施設収容者の人命を保護するため、初期消火、避難誘導、応急救護、情報伝達等について訓練する。

（８）孤立集落対応訓練

孤立した集落において適切な支援を実施できるよう、情報伝達、物資輸送方法等の支援体制について訓練する。

第 24 章　防災知識普及計画

【危機管理室、健康福祉部、教育委員会、関係部課、関係機関、学校】

市及び防災関係機関は、関係職員に対して専門的教育を実施し、防災知識の普及・向上に努めるとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら地域住民に対して防災知識の普及、防災意識の啓発に努める。また、防災教育の普及、防災意識の啓発にあたっては、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災知識の普及に努める。さらに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DV の被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図るものとする。

1　防災知識の普及

（1）市民に対する防災知識の普及

ア　実施方法

住民の災害時における心得等、防災に関する知識の高揚を図るため、下記媒体等の利用により防災意識の普及に努める。

（ア）広報「はしもと」、市ホームページ、SNS の利用
（イ）チラシ、パンフレット、ポスター、ハザードマップ等の配布
（ウ）新聞、ラジオ、テレビ等の利用
（エ）講習会、研修会、出前講座、防災キャンプ等の開催
（オ）その他

イ　普及すべき内容

防災知識の普及は、概ね次の事項を中心に徹底を図る。

（ア）防災気象に関する事項
（イ）過去の主な被害事例
（ウ）地域防災計画の概要
（エ）災害予防の知識
（オ）平常時の心得（準備）
ａ 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ローリングストック）を行い 1 週間分程度とする〕
ｂ 非常持ち出し品の準備
ｃ 避難路、避難場所及び所要時間の把握
ｄ 災害時の家族内の連絡体制の確保
ｅ 避難に備え「いつ・何をするのか」を時系列に整理した「防災マイタイムライン」の作成
ｆ 避難所運営の方法
ｇ 要配慮者の所在把握
ｈ 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
ｉ 家庭動物との同行避難の方法や受け入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
ｊ 正確な情報の入手方法（防災はしもとメール、橋本市公式 LINE 等）
ｋ 自動車へのこまめな満タン給油

（カ）災害時の心得
ａ「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること
ｂ 災害情報等の取得方法
ｃ 停電時の処置
ｄ 避難場所安全レベルについての考え方
ｅ 避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」）の理解
ｆ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス（自分は災害に遭わないという思い込み）等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
ｇ 継続する地震活動への警戒（規模の大きな地震の連続発生の可能性等）

２　市職員に対する防災教育の推進

災害対策の成否は、防災関係機関職員の防災知識・心構えが重要な要素を成しているので、あらゆる機会をとらえ、職員に対する防災教育の周知徹底を図る。

なお、地震災害時には、特に初期段階での対応が、その後の防災対策を円滑に進める上で極めて重要である。

このため、市は、市職員に対し、的確な防災活動を遂行するための専門教育等の研修機会の充実を図り、震災時における適切な判断力の養成に努める。

また、トリアージ、救助・救急活動などの災害時に必要な技能を有する専門家の育成に努めるものとする。

（１）研修の実施

市職員をはじめ、防災関係機関職員に対する防災意識及び防災知識の向上を図るため、防災知識の普及、役割の分担、責任の明確化等について習熟を図る。

（２）研修のあらまし

市職員は、日常の業務を通じて、積極的に防災対策を推進し、災害発生時には率先して既に作成済みの「橋本市職員初動体制マニュアル（地震災害・風水害）」に基づいて活動を行うとともに、所管の事務分掌に係る「職員用活動要領（マニュアル）」を作成する責務を有している。

これらの活動の万全を期すため、次のとおり、研修会、講習会、講演会、実技取得演習を実施する。

ア　新規採用職員防災研修

新たに職員として採用された者に対して、通常の新規採用職員研修の一項目として、次の事項等について防災研修を行う。

（ア）災害活動の概要
（イ）防災関係職員としての心構え
（ウ）役割の分担
（エ）防災資機材等の取扱方法

イ　職場研修

災害時の担当職務が、平常時の担当職務と著しく異なる場合又は技術的な職務を担当する所属では、所属長は、定期的に実技修得演習を実施する。

実施の内容は、図上訓練の他、担当の応急業務により、実際的なケースを想定し、決定する。

ウ　その他の研修、講習会

その他、必要に応じて、研修・講習会を開催するように努めるとともに、県や防災関係機関が行う研修会、講習会、講演会に職員を派遣する。

3　学校等における防災教育の充実

児童生徒等の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるためには、教職員や児童生徒等一人ひとりが、平常時からの備えや「自らの安全は、自ら守る」という心構えを持つ必要がある。

このため、救急時に、教職員が組織的かつ的確に対応できる体制の整備に努める。また、防災教育は、児童生徒等の発達段階、地域の特性や実態などに応じて、学級活動又は総合的な学習の時間などを活用し、実施するよう努める。

（1）学校等における防災対策

学校、その他文教関係施設における児童生徒等の保護安全のため、施設の保安管理や避難訓練の実施等に努める。

ア　学校における防災体制の確立

（ア）災害発生時に備えて、講ずるべき措置についての検討を行う。

ａ 緊急避難計画の策定

ｂ 災害時の活動体制の整備

ｃ その他必要な計画

（イ）学校の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を作成するとともに、児童生徒等の避難訓練及び災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

（ウ）国が実施する D-EST（児童生徒の学びの継続のための被災地学び支援派遣等枠組み）の構築に向け、教育委員会及び各学校は、必要に応じて、この取組みに協力する。

イ　文教施設の保全管理

文教施設の管理者は、常にその施設の保全管理に努める。

（ア）職員等の分担・配置

施設の補強・補修等が、迅速かつ的確に実施できるように、職員の事務分担又は作業員の配置を定める。

（イ）施設の点検整備

平常時から施設の点検・調査を実施し、危険箇所又は不備施設の早期発見に努め、補修・補強あるいは整備に当たる。

ウ　児童生徒等の安全確保

学校長は、常に災害時の児童生徒等の安全確保に努める。

（ア）学校の立地条件等を考慮し、災害時における応急の教育計画を作成するとともに、児童生徒等の避難訓練及び災害時における登下校対策等の措置を講じておく。

（イ）気象状況等に注意し、次の事項に留意して、災害時における応急体制に備える。
ａ 学校行事・会議・出張等の中止、延期
ｂ 児童生徒等の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処置、保護者との連絡方法
ｃ 県及び市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡方法の確認
ｄ 時間外における所属職員の非常招集方法

（２）児童生徒等に対する教育

防災教育の内容は、次の事項を含むよう努めるものとする。なお、防災教育の実施にあたっては、「橋本市やさしい防災ハンドブック」を有効に活用する。

ア　地震に関する基本的事項
イ　地震発生時の緊急行動
ウ　応急処置の方法
エ　幼児・児童生徒の下校（園）時等の安全確保方法

（３）児童生徒等に対する防災知識の普及

児童生徒等の発達段階や保育園・こども園等の実態に即して、防災教育を計画的に進める。

第 25 章　自主防災組織整備計画

【危機管理室、経済推進部、消防本部、伊都消防組合消防本部、事業所】

大規模な震災が発生した場合には、防災関係機関の応急活動が遅れたり、阻害されたりすることが予測される。災害時の人命の安全確保、被害の防止・軽減を図るため、地域あるいは事業所等ごとに、市民による自主的な防災活動が実施されるよう、自主防災会等の育成強化に努める。また、要配慮者や女性の自主防災組織への参加促進に努める。

1　自主防災会の育成

ア　自主防災会の形成促進

火災・震災等の発生直後における消火活動、救助活動は、災害の拡大防止に非常に重要であり、地域住民による自主的な防災活動が重視される。

災害対策基本法第５条第２項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動を組織化して自主防災会を形成し、その促進を図る。

＊自主防災組織一覧【資料編　P-56 参照】

イ　自主防災会の活動

自主防災会の活動は、概ね次のとおりとする。

（ア）平常時の活動

ａ　「自分達のまちは、自分達で守る」意識の高揚
ｂ　防災知識・技術の習得
ｃ　地域住民に対する防災知識・技術の普及活動（パンフレット及びポスターの作成、座談会、講習会等）
ｄ　近隣の高齢者、障がい者、外国人、乳幼児等の要配慮者との所在把握、交流
ｅ　市の行う防災活動への参加・協力
ｆ　地域住民の行う防災活動への参加・協力及び指導
ｇ　防災訓練の実施又は参加
ｈ　火気使用設備器具等の点検
ｉ　防災用資機材の備蓄・整備・点検
ｊ　発災時の具体的な役割と活動指針の準備
ｋ　地域内の危険箇所の把握
ｌ　自主防災会相互間の連携
ｍ　他のボランティア組織、区・自治会、消防団及び関係団体の相互間の連携
ｎ　防災に関する調査、研究
ｏ　自主防災計画（コミュニティタイム・ラインを含む）の作成
ｐ　その他、必要なこと

（イ）災害時の活動

ａ　初期消火活動の実施
ｂ　要配慮者の安全確保
ｃ　避難誘導と情報提供
ｄ　負傷者の救護活動
ｅ　ライフライン被害状況の確認と報告
ｆ　防災用資機材の活用

ｇ　被災状況の把握と記録
ｈ　避難所の設営及び運営支援
ｉ　近隣自治会、防災関係団体との連携
ｊ　二次災害の防止
ｋ　情報の収集・提供
ｌ　その他、必要な活動

ウ　自主防災会の育成

（ア）自主防災会の基本原則

自主防災会は、あくまでも地域住民が連帯協調して災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために、地域の実情に応じて自主的に設置し、運営することを基本原則として、地域住民の理解と協力を得ながら、効率的に推進する。

（イ）指導・育成

ａ　住民の防災意識の高揚を図り、併せて自主防災会の必要性を啓発する。
ｂ　適正組織規模、日常生活圏等を勘案して自主防災会の形成を図る。
ｃ　自主防災計画の作成及び自主防災会の運営について、指導・助言を行う。
ｄ　防災士・避難生活支援リーダー・サポーターの研修・育成、データベース化を行う。
ｅ　コミュニティ防災用資機材等の整備を図る。

（ウ）既存組織の活用

現在、住民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合、新しい自主防災会へ発展していくよう、積極的に指導する。

２　事業所等の自主的な防災組織の育成

（１）方針

被害の防止と軽減を図るため、不特定多数が利用する施設等における自主的な防災組織の編成を促進する。

（２）対象施設

ア　中高層建築物、劇場、百貨店、宿泊施設、学校、病院等多数の者が利用し、又は出入りする施設
イ　石油類、高圧ガス、火薬類、劇毒物等を貯蔵し、又は取扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
ウ　多数の従業員がいる事業所等において、自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的な施設
エ　同一施設内に複数事業所が同居する雑居ビル等で、自主的な防災組織を設置することが必要な施設

（３）組織の設置

事業所の規模又は形態により、その実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適切な規約及び自主防災計画を策定する。

（４）自主防災計画の策定

自主防災計画は、予防計画、教育訓練計画及び応急対策計画に区分して策定する。

第 26 章　災害時救急医療体制確保計画

【健康福祉部、消防本部、市民病院、伊都消防組合消防本部、関係機関】

市は、関係機関の協力のもと、災害時に多発する救助・救護要請と応急医療措置に対処するため、消防機関を中心に機動力の増強、資機材の整備、隊員・市民の指導育成に努めるとともに、災害時の初動医療体制の充実、医薬品の確保に努める。

災害時の医療・救護活動を円滑に実施するため、災害拠点病院である市民病院を中心拠点に、伊都医師会や関係機関の協力を得て、集団救急事故等における救急、救護体制の充実、強化を図るものとする。

1　救急救助体制の整備

災害時における負傷者等の救急救助活動に万全を期すため、消防本部における救急救助体制の整備を図るとともに、医師会、医療機関及び市民の協力のもと、集団救急体制を確立する。

（1）救急救助体制の整備

ア　救急救助体制の整備

消防本部においては、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の充実強化に努める。

イ　救急防災資機材

救急防災資機材の備蓄を推進するとともに、救急指定病院等との連携のもとに、救急救助活動が実施できるよう、必要な体制の整備を図る。

ウ　救急医療情報通信体制の整備

消防本部、救急指定病院・医師会等の相互の情報通信機能を確保し、空きベッド数等の医療情報を常時把握できるよう、体制を整備する。

エ　要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、区・自治会、ボランティア、自主防災組織等に協力を要請し、地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

オ　消防団の救急救助活動能力向上の推進

消防本部は、消防団に対して、救急救助活動を効率的に実施するための教育指導を推進し、活動能力の向上に努める。

カ　防災資機材等の配備

災害時において迅速な救出体制の確立を図るため、自主防災会等の活動拠点に防災資機材等の配備を推進する。

（2）集団救急体制の整備

ア　医師会・医療機関による救急体制の整備

（ア）災害時の救護活動に対する協力体制の確立

災害時の医療・助産活動を担う市内の医師、歯科医師、看護師等の医療関係者については、伊都医師会、伊都歯科医師会を窓口として、災害時における協力体制についての協定を結ぶことを推進する。

（イ）救護体制の整備

大災害が発生した場合には、医療機関そのものが被災して、医療機能が縮小するとともに、多数の傷病者が集中して対応しきれないおそれがあるため、あらかじめ医師会、日本赤十字社及び医療関係機関の協力を要請し、救護体制の確立に努める。

（ウ）救護所の設置

災害の状況に応じた救護所の設置について、検討しておく。

医師会及び医療機関と連携し、救護所を設置する体制の整備を図る。

災害時における救護所等の開設について、協定の中で明確にする。

（エ）協力の要請

大災害が発生し、市、医師会、医療機関等によっても対応できない場合は、和歌山県、近隣市町村等に協力を要請する。

（オ）医療防災資機材等の備蓄

災害発生後、緊急を要する医療防災資機材等については、備蓄を推進する。また、関係機関や関連業者との協力により、医療防災資機材の調達を図る。

イ　市民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想される。このため、このような場合に備え、市民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当てを可能な限り行うことのできる体制づくりを進めるものとし、下記の事項について検討する。

（ア）応急手当の方法等救急知識の普及啓発

（イ）市民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼

（ウ）傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

2　応急医療体制の整備

災害時における医療活動を迅速かつ適切に行うため、基幹病院となる市民病院の施設の充実、救急医療体制の充実を図るとともに、医師会の協力を得て、救護所開設等の体制づくりを進める。

（1）初動医療活動体制の確立

ア　災害医療活動体制の整備

災害時に備え、医療担当部局は、医師会等の医療関係機関と連携し、災害医療活動体制の整備を図る。

イ　災害医療情報システムの整備

災害時にも活用できる救急医療情報システムを構築し、迅速かつ的確な情報の収集・伝達体制の充実を図る。

ウ　災害医療知識の普及

災害による多くの負傷者の発生を想定した教育・訓練等を通じ、トリアージ（負傷者選別）の実施や応急救護所の設置要領等の災害医療に関する知識の普及を図る。

（２）市民病院の充実・整備

災害時に拠点病院となる市民病院については、救急医療のための施設・設備、体制等の充実を図る。また、救急医療に関する総合的なシステムの整備を消防本部・伊都消防組合消防本部等と一体となって推進する。

災害時における医薬品の備蓄に努め、迅速に対応できるようにする。

災害時における防災活動を迅速かつ適切に行えるように職員の防災教育・防災訓練等を行う。

（３）施設の耐震化

病院施設（建物、医薬品・医療防災資機材用の棚、給水タンク、非常用電源等）の耐震化を図り、災害時における医療活動実施体制の維持に努める。

（４）後方医療体制の整備

医療機関に後方医療活動を要請できる体制の整備に努めるとともに、市域外又は県外の医療機関の協力をあらかじめ依頼し、広域後方医療活動体制の整備に努める。併せて、広域搬送が必要な傷病者を想定して、救急車、ヘリコプター等を利用した移送手段について、関係者と協議を行う。

（５）医療品等の確保

ア　市（県）内の卸業者において、一定量の在庫を常に確保してもらうよう協力を要請する流通備蓄方式により、災害時に備えておくべき医薬品等を確保する。また、医療関係機関に対しても協力を要請する。

イ　被災後３日間とそれ以降では、必要な医薬品等の需要が異なってくるため、その状況に即した医薬品等の供給体制を図る。

ウ　医療に必要な医薬品、医療衛生防災資機材等の備蓄拡充を図るとともに、災害時に備えておくべき医薬品等についても流通備蓄方式により備蓄拡充に努める。

エ　医薬品等の確保については、市内の薬剤師会と協定を結ぶことを推進する。

（６）救急告示医療機関

＊救急告示医療機関【資料編　Ｐ-28 参照】

第 27 章　避難行動要支援者対策計画

【危機管理室、健康福祉部、建設部、企業誘致室、シティプロモーション課、消防本部、市民病院、社会福祉協議会、関係機関】

市は、高齢者や障がい者等の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な者（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努める。円滑かつ迅速な避難支援を行うために、避難行動要支援者登録制度を活用し、避難行動要支援者名簿、個別避難計画を作成する。

また、市計画においてその名称及び所在地が定められた要配慮者施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（避難確保計画）を作成する。作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を市長に報告する。

市は、要配慮者施設の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

災害は突発的に起きるため、精神的に動揺することが考えられるので、避難行動要支援者に対する配慮は極めて重要である。

1　福祉のまちづくりの推進

市域内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携に努め、地域ぐるみの支援体制づくりを推進する。あわせて、公共施設の整備・改善を推進し、高齢者や障がい者の積極的な社会参加の促進と地域住民相互間のコミュニティ強化等、誰もが住みよいバリアフリーのまちづくりの推進を図る。

また、民間の施設についても、市民、企業、関係機関との連携を図り、都市環境の整備に併せた防災環境の整備促進を図る。

2　社会福祉施設等における対策

（1）防災マニュアルの策定

災害時の職員の事務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者等への緊急連絡、地域との連携等を網羅した綿密な防災マニュアルを施設ごとに策定する。

（2）防災訓練の実施

本計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に消火や避難等が行えるように施設ごとに定期的に防災訓練を実施する。

（3）施設等の安全対策

災害時に施設自体が倒壊したり、火災が発生したりすることのないよう、施設や付属する危険物を常時点検する。また、火気については、日頃から安全点検を行う。

（４）地域社会との連携

社会福祉施設の入所者及び通所者は、自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては、施設職員だけでは不十分である。

このため、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には、地域住民の協力が得られる体制づくりを推進する。

（５）緊急連絡先の整備

緊急時には保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の確認や整備を行う。

３　避難行動要支援者対策

避難行動要支援者登録制度に基づき、一人で避難することが困難な避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画を作成するとともに、個別避難計画の実行性を確保する観点から多様な主体の協力を得ながら、平常時の見守り等のほか、災害時の安否確認や避難誘導・避難支援を迅速に行える体制を整備する。また、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、クラウド型被災者支援システム等を活用するほか、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を積極的に活用する。

（１）避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

高齢者や障がい者等のうち、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために特に支援が必要な者で、生活の基盤が自宅にあり、以下の要件にあたる者。

ア　65 歳以上の一人暮らし高齢者

イ　介護保険法（平成９年法律第 123 号）に規定する要介護認定において要介護３以上の判定を受けている者

ウ　認知症の者で、前号の規定する要介護認定において要介護 1 以上の判定を受けている者

エ　高齢者世帯で、一人が２号で規定する要介護認定において要介護 1 以上の判定を受けている者

オ　身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条４項の規定により身体障がい者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第５号身体障害者障害程度等級表の 1 級又は２級に該当する肢体不自由、視覚障がい及び聴覚障がいを有する者

カ　「療育手帳制度について」（昭和 48 年９月 27 日厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳の交付を受けている者であって、療育手帳制度の実施について（昭和 48 年９月 27 日厚生省児童家庭局長通知）に規定する程度区分のうちＡの判定を受けた者

キ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第２項の規定により精神障がい者福祉手帳１級（重度）の交付を受けている者

ク　特定疾患治療研究事業の特定疾患医療受給証を受けている難病患者、小児慢性特定疾患医療受給児

ケ　来日してからの期間が短い研修生等、日本語に不慣れな在住外国人

コ　前各号に準じる状態にある者で市長が必要と認める者

（２）避難行動要支援者名簿に掲載する情報と入手方法

名簿に掲載する情報は次のとおりとする。

ア　氏名
イ　生年月日
ウ　性別
エ　住所又は居所
オ　電話番号その他連絡先
カ　避難支援等を必要とする事由
キ　上記以外で避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

名簿作成に必要な情報は、市関係部局で把握している情報を集約するように努める。また、市で把握していない情報については、県その他関係機関に情報提供を求める。

（３）避難行動要支援者名簿情報の提供先

消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災会、NPO、その他避難支援等の実施に関わる者（以下「避難支援等関係者」とする。）に対して、名簿情報を提供する。

（４）避難行動要支援者名簿等の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、定期的に名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つように努める。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

個別避難計画についても、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

（５）名簿情報の提供及び漏えい防止

名簿情報を平常時から避難支援等関係者に提供するためには、避難行動要支援者の同意を得ることとし、同意が得られない場合は、事前に名簿情報を外部提供しないものとする。

名簿情報を外部に提供する際には、適正な情報管理が図られるよう、避難支援等関係者に対し、守秘義務が課せられていることを説明し、名簿の利用・管理・保管方法等について指導するなど、適切な措置を講ずる。

現に災害が発生し、または発生のおそれがある場合は、本人の同意の有無にかかわらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることとする。

（６）避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

（７）障がいの種類・程度に応じた支援体制等の整備

障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災に関する情報等を迅速かつ確実に取得し、また緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるよう、体制や仕組みの整備、設備等の設置の推進等に努めるものとする。

（８）その他

ここに記載のあることのほか、避難行動要支援者対策については、「橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画」に定めるものとする。

４　避難対策

避難所において高齢者、障がい者等の要配慮者の生活に支障がないよう、補助設備の整備に努めるとともに、避難所生活が困難な在宅の要配慮者を社会福祉施設等へ移送する体制についても整備に努める。

（１）避難所等の整備

ア　避難所となる施設において福祉仕様のトイレ、スロープ、手すり等の整備及び仮設スロープの確保、段差の解消に努める。

イ　避難所等へ手話通訳、要約筆記、介護を行うボランティア等の派遣ができるよう、平常時から、橋本市社会福祉協議会等との連携による体制整備に努める。

＊指定避難場所【資料編　Ｐ－８参照】

ウ　避難所への誘導標識等に、外国語や絵による標示、光や振動又は音や点字情報を付け加えるなど、誘導標識の整備を推進する。

（２）移送体制の整備

ア　受入れ可能な社会福祉施設等を把握する。

イ　災害時の受入れについて、協力を依頼する。

（３）支援体制の整備

避難所への専門職（医師、保健師、看護師、カウンセラー、手話通訳、要約筆記者、介護福祉士等）の派遣体制の整備について、関係機関とあらかじめ協議しておくものとする。

５　外国人等への対策

前記以外の要配慮者として、言葉に不自由又は地理に不案内な外国人、旅行者等が考えられるので、これらの人々に対して、要配慮者として安心して行動できるような環境づくりに努める。

（１）防災情報の提供

外国人向けの防災リーフレット等の広報印刷物の作成配布に努める。また、在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信（多言語化した防災はしもとメールの活用など）を行う。

（２）外国人等が自分で行動できる条件の整備

外国人については、言葉の壁の問題が大きいため、広報活動等において英語等の併記に努める。また、道路標示、避難場所表示等もローマ字併記やピクトグラムの利用を検討していく。

（３）地域社会との連携

ア　地域での支援体制づくりに努める。

イ　避難所等に通訳を行うボランティア等の派遣ができるよう、平常時から橋本市社会福祉協議会等との連携による体制整備に努める。

６　その他の要配慮者に対する防災対策

乳幼児、身体障がい者・児、知的障がい者・児、精神障がい者・児、病人、難病等の患者・児、高齢者、妊産婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ的確な行動をとることが困難な人々（以下「要配慮者」という。）の安全確保を図る。

要配慮者に対する防災対策として、次の対策を講じる。

ア　地域内の要配慮者の存在の把握に努める。また、地域住民に近隣に住む要配慮者の存在を適切に知らせる。（個人情報には十分配慮すること。）

イ　自主防災会において、要配慮者のための支援体制の確立に努める。

ウ　防災知識の普及や避難情報等の提供に努める。

エ　情報提供手段（緊急通報装置、FAX 網の整備等）の確保に努める。

オ　避難訓練等に際し、要配慮者の参加を推進する。

カ　避難所開設に際し、要配慮者のための避難所の確保に努める。また、社会福祉施設においても、被災者の受入れと水・食糧その他の物資や障がい者用機器等の備蓄に努める。

キ　緊急時での人工透析患者、難病患者等在宅医療や薬品を必要とする人への処方や呼吸用酸素等の確保方法について、関係機関等とあらかじめ協議しておくものとする。

ク　近隣市町村等と要配慮者の受入れに関する協力体制の確立に努める。

ケ　災害発生時の安否確認や救出のため、関係団体や防災機関、日本赤十字社等とあらかじめ協議しておくものとする。

コ　要配慮者が避難の支援を受け入れやすくするため、装備品の整備に努める。

サ　土砂災害（特別）警戒区域に係る福祉（要配慮者関係）施設に災害情報を提供するため、防災行政無線（戸別受信機）の設置を行う。

シ　宿泊施設、観光施設等においては、外国語を併記した防災パンフレット等の配付に努めるとともに、従業員等の防災教育を推進する。また、災害時には緊急放送を行うものとし、併せて外国語でも緊急放送を行うよう指導する。

第 28 章　ボランティア活動環境整備計画

【危機管理室、健康福祉部、地域振興室、社会福祉協議会】

大規模な地震災害が発生した場合には、市職員及び防災関係機関のみで対処するのは、困難になることが予想される。特に、中央構造線断層帯地震や南海トラフ地震発生時には、多くの支援申入れが予想され、災害ボランティアによる医療、巡回相談、炊き出し、物資運送、建築物の危険度判定など、幅広い分野での協力が必要となる。

このような事態に備え、災害ボランティアが被災者等のニーズに応えて円滑に活動できるよう、市は、社会福祉協議会やその他のボランティア活動推進機関等と連携し、災害ボランティアに関する啓発や必要な環境整備等の検討を行う。

1　災害ボランティアの活動環境の整備

（1）災害ボランティアの受け入れ体制の整備

災害ボランティアネットワーク、社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティアの受け入れ体制を整備する。

（2）災害ボランティアの活動環境の整備

住民に対し災害ボランティア活動の意義について啓発を進めるほか、ボランティア保険の加入促進など活動環境を整備する。

（3）災害ボランティアコーディネーター等の養成

災害時のボランティアの需給調整、活動調整及び関係機関との連絡調整を行うボランティアコーディネーターの養成を推進する。

2　ボランティアとの連携

ボランティアとの連携を図るため、次の事項を推進する。

ア　市内の社会教育、社会福祉等に関わるボランティア団体を把握するとともに、組織の拡大・充実を支援する。
イ　社会福祉協議会の災害ボランティア登録制度を活用し、ボランティアの提供可能な技能等の登録、特に専門技能の登録を推進する。
ウ　平常時の防災活動に関する協力依頼は、ボランティア組織を通じて行う。また、個人ボランティアには、広報等により、随時依頼を行う。
エ　ボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動への参加を呼びかけるとともに、パンフレットの配布等による防災教育を推進する。
オ　防災訓練への参加を依頼する。
カ　各ボランティア団体の育成及び相互の連携を図るため、ボランティアリーダー及びボランティアコーディネーターの育成に努める。
キ　発災時の対応として、市域のボランティアにボランティアコーナーの運営を依頼し、他市町村等のボランティアが市域での奉仕活動を行う際の支援をあらかじめ依頼するよう努める。

ク　ボランティア組織間の相互連携のほか、消防団、自主防災会及び区・自治会等関係団体との相互連携を図る。

3　発災時のためのボランティア協力

（1）一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項につき協力依頼することになるため、社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとにその内容を含め、周知に努める。

市内のボランティア団体については、それぞれの団体と災害時における活動について、活動内容等を相互に確認する。また、未組織ボランティアについては、ボランティア団体を窓口として活動するように、ボランティア団体と協議する。

ア　自主防災会、区・自治会、ボランティア組織、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
イ　災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
ウ　出火防止、初期消火活動の協力
エ　救急・救助・救出活動、遺体の捜索等の協力
オ　ボランティアコーナーの支援又は運営の協力
カ　避難所の開設と運営の協力
キ　給水・給食、生活必需品の配付及び救援物資集配拠点活動等の協力
ク　安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
ケ　その他の応急復旧作業等の協力

（2）専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者につき協力依頼することとなるため、平常時から社会福祉協議会等と連携して、機会あるごとに、災害時における協力内容、留意事項等について、理解を求めておくものとする。また、市に窓口を設置し、支援活動を推進できるような体制をとる。

ア　建築物の応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士
イ　土木・建築技術者
ウ　医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
エ　ヘルパー、介護福祉士、理学療法士、作業療法士
オ　教師・保育士及びカウンセラー
カ　通訳（外国語、手話等）
キ　無線技士及び各種機器の修理技術者
ク　自動車・重機の運転士
ケ　その他

（３）和歌山県に登録した防災ボランティアの協力要請

防災ボランティアを必要とする災害が発生した場合は、和歌山県防災ボランティア登録制度要綱第８条に基づき、県本部あてに、次の事項を示して、協力要請するものとする。

ア　要請事項

（ア）応援を必要とする理由
（イ）従事場所
（ウ）作業内容（ボランティアの分野等）
（エ）人員
（オ）従事期間
（カ）集合場所
（キ）その他、参考事項

イ　要請に係るボランティアの分野

４　関係機関との連携・協力体制の構築

市は、防災ボランティアの活動環境として、行政･NPO･ボランティア等の三者で連携し、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等の整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備･強化を研修や訓練を通じて推進するものとする。

また、社会福祉協議会、NPO 等関係機関との間で、被災家屋等からの災害廃棄物、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。さらに、地域住民や NPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第 29 章　企業防災の促進に関する計画

【危機管理室、企業誘致室、産業振興課】

1　計画方針

企業の防災活動に対する取組みに資する情報提供等を進めるとともに、橋本商工会議所及び高野口町商工会等と連携し、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画の策定支援に努める。また、計画実行への取組を通じて、企業のトップから一般職員に至るまでの職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

2　事業計画

企業が、防災・減災の事前対策として「事業継続力強化計画」の策定、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP)」の策定を行うよう、橋本商工会議所及び高野口町商工会等を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。

また、市は、市民協働による災害に強いまちづくりを目指すべく、橋本市防災協力事業所としての登録を働きかける。

第 30 章　廃棄物処理にかかる防災体制の整備

【生活環境課、環境美化センター】

市は、関係機関の協力のもと、災害によって発生するごみ及びし尿の迅速かつ適切な収集・処理のため、災害廃棄物処理計画に基づき、事前にごみ・し尿の応急処理体制の整備に努め、環境の衛生浄化と人心の安定を図る。

なお、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。

1　ごみ処理体制の整備

災害後に市民から多数寄せられるごみ処理要請に的確かつ効率良く対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

2　し尿処理体制の整備

災害により下水道施設の機能が停止した場合や、避難所での大量の避難収容者に対処するため、あらかじめ必要な体制の整備を図る。

ア　災害時用仮設トイレの設置
イ　資機材の整備
ウ　搬送体制の確立
エ　処理方法の検討

3　処理施設の整備等

災害により、生活基盤を支える重要なライフライン施設の一つである一般廃棄物処理施設の円滑な稼動が損なわれることのないよう、平常時から施設の点検整備と耐震化等、施設保護のための周辺整備に努める。また、停電時の非常用自家発電設備及び冠水時の被害により、施設が稼動不能となった場合の代替設備の確保に努める。

4　災害時の相互協力体制

市は、廃棄物処理、し尿処理に係る民間の委託業者・許可業者等に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう、協力体制の整備に努めるとともに、近隣の市町間との応援協定等の締結等、相互支援体制の整備に努める。

5　廃棄物仮置き場等の配置計画

市は、交通事情、地域毎の廃棄物発生量、安全性、収集効率等を考慮し、平常時から仮置き場の候補地の選定、中間処理基地の確保等、緊急処理のための配置計画を検討する。

＊し尿、ごみ処理施設　【資料編　P-29 参照】
＊ごみ処理収集車　【資料編　P-29 参照】
＊橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧　【資料編　P-29 参照】
＊橋本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧【資料編　P-29 参照】

6　被災家屋等の解体・撤去

被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。

7　周知・啓発

市は、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク)、地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開するなど、周知に努める。

第 31 章　総合的防災体制の確立

災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、市と関係機関は、それぞれの組織動員体制及び装備･防災用資機材の整備を図るとともに､防災活動を行うための拠点整備や、防災訓練の実施などを通じた相互の連携強化、他市町村との相互応援体制の整備などを行う等、総合的な防災体制の確立に努める。

第１節　防災体制の整備　【危機管理室、関係部課、関係機関】

１　組織の整備と事務分掌

災害応急対策活動を効率的に運用するため、初動体制の組織整備を行うとともに、市の組織、平常業務との関係を十分考慮し、災害対策本部の組織及び事務分掌について毎年検討を加え、必要がある場合は修正する。

２　組織（各班）行動計画の具体化の推進

各所属において、各所属の防災対策に関する所掌事務に係わる「橋本市職員初動体制マニュアル」等の具体的計画をあらかじめ作成し、関係所属や関係機関との調整に努める。

３　専門委員会・部会等の設置

「橋本市防災会議」を通じて、専門委員の配置や部会の設置、関係者からの意見聴取、各班務としての災害予防対策の検討会議の開催を積極的に行い、平常時からの取組みとしていく。特に、次の事項について検討を進めていく。

ア　職員動員配備計画
イ　応援要請・受け入れ計画
ウ　情報の収集・伝達計画
エ　避難・収容計画
オ　集団医療・救護計画
カ　輸送確保計画
キ　物資等の備蓄・調達計画
ク　要配慮者対策計画
ケ　災害ボランティア活動計画
コ　ライフラインの確保に関する計画と関係会議の開催
サ　その他、災害対策上の有効な手段の確保

４　防災関係機関の組織整備・改善への働きかけ

市は、震災対策の円滑な整備・推進と防災施設等の効率的な設置・運用を図るため、防災関係機関との綿密な連携を図り、必要に応じて、防災関係機関の防災体制について整備・改善等を積極的に働きかける。

5　初動体制の強化

市における災害対策本部要員及びその他の職員の動員については、通常の交通機関の利用ができない事情等の可能性を勘案して計画する。また、勤務時間外に大規模な地震が発生した場合においても、応急対策が早期に実施できる初動体制の強化に努めておく。

6　地域防災力の向上

広域かつ甚大な被害が予想される中央構造線断層帯地震や南海トラフ地震に対処するためには、市民、企業、自主防災会、NPO 等の地域防災体制強化への主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携の下、地域が一体となって自らの地域の防災を考え、防災力の向上に向けた対策を実施する必要がある。

したがって、総合的な地域防災力の向上に向けて、次の対策を講じるよう努めるものとする。

ア　防災教育の充実
イ　防災活動リーダーの育成
ウ　消防団（水防団）、自主防災会の充実
エ　災害ボランティア、NPO 等の相互連携協力体制の確立
オ　企業の防災活動活性化のためのマニュアルや資料集の充実
カ　幼児や児童生徒、高齢者等の要配慮者や外国人に対する十分な情報提供

7　避難誘導体制の充実

市は、地域特性及び要配慮者の誘導に配慮した避難誘導体制の充実を図るとともに、さらに、学校、病院、社会福祉施設等における避難体制の充実に努める。

第２節　防災資機材等の整備点検

【危機管理室、建設部、総務部、消防本部】

災害応急対策に必要な備蓄資機材は、有事の際にその機能を有効に発揮できるよう、点検整備を実施する。また、新たな防災用資機材庫の設置や避難施設への防災に関連する資機材等を配備する。

１　資機材の点検・補充

各保管責任者は、防災用に備蓄した資機材を毎年定期的に点検し、使用に際しその機能に問題がないよう維持するとともに、不足品については、逐次補充を行う。

２　消防用施設の整備・拡充

大規模災害時における消火及び救助等の機能向上のため、各種消防自動車や救助資機材、防火水槽等の消防用施設について整備・拡充を図る。

３　防災資機材の整備と調達

防災用資機材等の整備品目は、次のとおりとし、緊急時における調達方法について検討する。また、災害発生時には、建築物・構造物の倒壊や破損が予測されるので、この対応について検討する。

＊災害対策用備蓄品一覧表【資料編　P-13 参照】

４　緊急輸送体制の整備

（１）車両の確保

ア 基本法第 76 条第 1 項の定めによる緊急通行車両の事前届出を行う。
イ 市有車両で、緊急時に使用可能な車両を把握する。
ウ 緊急時において、業者等から車両の提供を受けることにつき、事前に協議等を行い、車両の確保に努める。
エ 道路・橋梁の被害が著しい場合を想定し、バイク及び自転車の整備を図る。

（２）輸送拠点の指定等

ア 物資の受入れ、保管配送のための予定地を検討し、指定する。
イ 緊急輸送の車両のための拠点を検討し、指定に努める。
ウ 配車・車両管理を一元化し、効率を高めるための体制を整備する。
エ 輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を検討する。
オ 輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

（３）緊急通行車両等の事前届出制度

基本法第 76 条第 1 項に基づく通行規制が実施された場合、市計画に基づき、災害応急対策を実施するため、緊急通行車両として使用する計画がある車両については、あらかじめ緊急通行車両の事前届出の申請をすることができる。

事前届出の車両は、次のとおりとし、事前届出先は、当該車両の本拠の位置を管轄する警察署長を経由し、公安委員会に申請するものとする。

ア　基本法施行令第 32 条の２第２項に規定する災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するために運転中の車両

イ　警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第３条第 1 項の想定に基づき、地震対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県、又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として、同法第 21 条第 1 項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

＊緊急通行車両確認申出書【資料編　Ｐ-97 参照】

＊緊急通行車両確認証明書【資料編　Ｐ-98 参照】

第３節　受援・応援体制の整備

【危機管理室、職員課、県危機管理部（防災企画課）、関係部課、関係機関】

1　広域応援体制の確立

大規模災害発生時は、市のみならず、近隣府県、市町村が連携して、災害応急対策にあたることが必要となる。そのため、国、県、市をはじめ、防災関係機関・団体等の縦横の連携体制を一層強化することとする。また、適切な災害応急活動を実施するため、高度な専門性を有する緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）アドバイザーや TEC-FORCE パートナー、リエゾン（県情報連絡員）等と一体となって、官民で連携して活動する体制の整備に努める。

ア　他市との相互応援協定
イ　応援部隊の受け入れ体制の整備
ウ　緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備
エ　物資配送体制の整備
オ　応援職員派遣体制の整備（本市から他市へ応援職員を派遣する際の人選、応援職員の円滑な活動に資する資機材や装備品等の整備等）

2　相互応援体制の充実・強化

本市の広域圏行政は、橋本周辺広域市町村圏として活動しており、圏域内の市町村と災害時の相互応援に関する協定等の締結を図る。

また、隣接する大阪府河内長野市、奈良県五條市の府県境を越えた３市による災害時における相互応援協定を締結している。

さらに、中遠距離地域との相互応援体制として、市町村広域災害ネットワーク協定、三重県名張市及び滋賀県野洲市と相互応援協定を締結しており、相互間の連携等の推進を図る。

＊自治体協定【資料編　P-63 参照】

3　自衛隊との連携強化

平常時から災害時における応援内容、方法等の協議を行うとともに、総合防災訓練への参加を通じて連携を深める。

4　市内郵便局との相互協力

災害時において、相互に協力し、必要な対策を円滑に行うために、橋本市内の郵便局との間に相互協力に関する覚書を平成 25 年 1 月 23 日に締結している。

＊災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定書
【資料編　P-64 参照】

5　関係諸団体との協定締結の推進

災害時において、必要な食糧品・日用品等の調達・確保、医薬品及び医療活動の確保、建設資機材及び建設活動の確保、運輸資機材及び輸送業務の確保等、防災対策に必要な事項について、関係業者との協定締結を推進する。

＊災害時における物品の供給協定に関する協定書　【資料編　P-65 参照】

6　消防協定

消防の相互応援協定は、和歌山県下消防広域相互応援協定（県下市町村、消防組合）、阪和林野火災消防相互応援協定（和歌山市、橋本市ほか 16 市町、消防組合）、橋本市伊都郡消防相互応援協定（橋本市、かつらぎ町、九度山町、高野町、伊都消防組合）、大阪府河内長野市、橋本市、奈良県五條市相互応援協定、橋本市・奈良県広域消防組合消防相互応援協定（橋本市、奈良県広域消防組合）、和歌山県防災ヘリコプター応援協定（和歌山県、県下市町村、消防組合）が締結されている。

また、全国レベルでの広域緊急体制の充実強化を図るため、法定化された緊急消防援助隊、さらにブロックレベルでは、近畿２府７県震災時等の相互応援に関する協定、紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定が締結されている。

＊和歌山県防災ヘリコプター応援協定【資料編　Ｐ-63 参照】

第４節　防災調査の実施

【危機管理室、建設部、経済推進部、消防本部、関係機関】

災害の予防対策をはじめ、応急対策・復旧対策等の防災対策をより実践的・効果的なものとするために、市域に関する災害の危険性を調査把握するとともに、広く災害及び防災に関する情報を収集するなど防災調査・研究の推進を図る。

１　その他の防災調査・研究

（１）防災関係機関との情報交換

国、都道府県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設における地域防災計画に関わる情報については連絡を密にし、防災計画や関係する調査研究について情報交換をするよう努める。

（２）防災に関する刊行物の収集整理

防災に関する学術及び一般刊行物の収集整理に努める。

（３）防災関係資料の収集保存

本市における災害状況等の防災関係資料は、今後の参考データとして収集・保存に努める。

（４）調査研究等

ア　本市の防災上問題となる事項については、今後とも調査技術の進展を踏まえつつ、詳細アセスメント等の専門的な調査研究を実施するよう努める。

イ　地域の変貌を考慮し、防災カルテや防災マップ等の防災基礎資料の充実を図り、定期的に見直しを行う。

ウ　震災に係わる基礎的なものとして、地形、地質（構造）、地盤、中央構造線断層帯を含む想定地震の規模と被害想定について、より詳細な調査研究の継続的な実施に努める。

エ　市は、県に対して、浸水想定区域のある対象河川の詳細な調査や中央構造線の断層帯地による地震の詳細な調査を求める。

オ　技術進歩のめざましい情報通信分野の新技術を、防災行政への積極的な活用を図る。

カ　防災意識調査

住民等の災害対策に関する防災意識を把握するため、アンケート調査等の防災意識調査を必要に応じ実施する。

キ　南海トラフ地震は、震源域が非常に大きな海溝型地震であり、その地震動は、一般的な地震によるそれと比較して、長周期成分を多く含んだものとなっている。そのため、市は、国、県、えが、連携して実施する長周期地震動の構造物に及ぼす影響についての調査研究に協力するものとする。

２　応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和３年５月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省は、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

市は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。

このため、市は、防災訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第３編　地震災害応急対策計画

第３編　地震災害応急対策計画

第１章　防災組織計画 1
第１節　組織計画　【危機管理室、関係部課】 1
第２節　動員計画　【すべての部班】 13

第２章　情報計画 20
第１節　地震情報・警戒等の情報の伝達計画 【対策本部事務局、関係部班】 20
第２節　被害情報等の収集計画　【対策本部事務局、関係部班】 22
第３節　災害通信計画　【対策本部事務局、関係部班】 32
第４節　災害広報計画　【広報班、関係部班】 35
第５節　生活関連総合相談計画　【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】 40

第３章　消防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】 41

第４章　水防計画　【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】 46

第５章　被災者救助保護計画 47
第１節　災害救助法の適用計画　【財務班、福祉保健班】 47
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画　【健康福祉部】 50
第３節　避難計画　【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】 52
第４節　食糧供給計画 【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】 60
第５節　給水計画　【危機管理室、水道班】 65
第６節　物資供給計画　【被災者支援班、経済推進部】 69
第７節　住宅・宅地等対策計画　【福祉保健班、被災者支援班、計画班】 73
第８節　医療助産計画 【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】 79
第９節　被災者救出計画 【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】 85
第 10 節　住居等の障害物除去計画　【建設部、関係部班】 87
第 11 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画　【福祉保健班】 89
第 12 節　遺体捜索処理計画　【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】 91
第 13 節　災害義援金品配分計画　【財務班、健康福祉部、経済推進部】 94
第 14 節　外国人支援計画　【被災者支援班、関係部班】 96
第 15 節　海外からの支援の受入計画　【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】 97

第６章　保健衛生計画 98
第１節　防疫計画 【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 98
第２節　清掃計画　【市民生活班】 100
第３節　食品衛生計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 105
第４節　保健活動計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 106
第５節　精神保健福祉対策計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 107
第６節　動物保護管理計画　【市民生活班】 108

第７章　公共土木施設等応急対策計画 109

第１節　農林水産関係の応急対策　【経済推進部、応急対策班】 109
第２節　砂防施設等の応急対策　【応急対策班】 111
第３節　下水道施設の応急対策　【下水道班】 112
第４節　河川施設等の応急対策　【応急対策班】 114
第５節　道路・橋梁施設等の応急対策　【応急対策班】 115

第８章　事故災害応急対策計画 116
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 117
第２節　鉄道施設災害応急対策計画【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】 119
第３節　道路災害応急対策計画　【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】 125

第９章　危険物等災害応急対策計画 131
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 132
第２節　危険物施設災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 133
第３節　火薬類災害応急対策計画【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 138
第４節　高圧ガス災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 139
第５節　毒物劇物災害応急対策計画　【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】 140
第６節　放射性物質事故応急対策計画　【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】145
第７節　有害物質流出等応急対策計画　【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】 148
第８節　大規模な火災対策　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部】 149
第９節　林野火災対策　【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】 153

第 10 章　公共的施設災害応急対策計画 157
第１節　公衆電気通信施設災害応急対策計画　【NTT 西日本株式会社和歌山支店、関係機関】157
第２節　電力施設災害応急対策計画【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】 159
第３節　大規模停電災害応急対策計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所)】 163
第４節　プロパンガス施設災害応急対策計画【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】 164

第 11 章　文教対策計画 166
第１節　小・中学校等の計画【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】 ... 166
第２節　県立学校関係の計画【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】 . 171
第３節　私立学校関係の計画　【教育委員会、学校長、園長】 173
第４節　学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】 174
第５節　社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】 175
第６節　文化財等救援・保全活動の計画　【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】176
第７節　学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】 177

第 12 章　災害警備計画　【橋本警察署、かつらぎ警察署】 178

第 13 章　震災対策要員の計画 179
第１節　ボランティア受入計画 【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】 179
第２節　赤十字奉仕団活動　【被災者支援班】..... 181
第３節　労働者の確保計画　【関係部班】..... 182

第 14 章　交通輸送計画 183
第１節　道路交通の応急対策計画 【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】183
第２節　輸送計画　【応急対策班、関係部班】..... 189

第 15 章　自衛隊派遣要請等の計画 【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】..... 195

第 16 章　県防災ヘリコプター活用計画 【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、
関係機関】 200

第 17 章　防災拠点施設活用計画　【危機管理室】 202

第 18 章　広域防災体制の計画　【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】 203

第１章　防災組織計画

地震が発生した場合には、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、災害応急対策実施責任機関（市及びその他防災関係機関）は、法令及び防災計画並びに当該機関の防災に関する計画の定めるところによって、その活動体制に万全を期すものとする。

第１節　組織計画　【危機管理室、関係部課】

体制	出動基準地震	体制区分	職員出勤区分（配備体制）	活動内容
警戒体制	市内で震度４の地震を観測したとき（自動発令）	警戒 １号	・危機管理監、建設部長、上下水道部長、消防長 ・都市整備課長、農林整備課長、警防課長、消防指令室長 ・水道施設課長、下水道課長 ・危機管理室員	警戒体制 応急対策
警戒本部体制	－	警戒 ２号	・警戒１号体制の職員 ・総務課長、施設担当職員 ・福祉課長、施設担当職員 ・中央公民館長、施設担当職員 ・秘書広報課長、秘書広報課長補佐 広報広聴担当職員 ・政策企画課長、政策企画課長補佐 ・教育委員会課長級以上の職員 ・建設部係長級以上 ・上下水道部係長級以上 ・消防本部課長級以上、警防担当及び指令室の職員（非番含む） ・生活環境課長、税務課長、保険年金課長、農林振興課長 ・情報収集班	施設設備管理 広報広聴 電算情報管理 避難所施設管理 被災現場対応 各班の情報連絡・調整
災害対策本部体制	市内で震度５弱の地震を観測したとき （自動発令）	災対 １号	・警戒本部体制の職員 ・部長含む課長級以上の職員 ・秘書広報課　秘書係長 ・健康福祉部　福祉課長補佐、いきいき健康課長補佐、介護保険課長補佐 ・経済推進部　係長級以上の職員（主任は除く） ・教育委員会　係長級以上の職員（主任は除く） ・学校　教育委員会が参集を指示した教職員 ・市民病院　事務局長、経営管理課長 ・消防本部全職員	本部長対応 要配慮者対応 水防施設管理 教育施設安全確保

体制	出動基準地震	体制区分	職員出勤区分（配備体制）	活動内容
	市内で震度５強の地震を観測したとき（自動発令）	災対２号	・災対１号体制の職員 ・係長級以上の職員（主任は除く） ・教育委員会の職員（出先機関を除く） ・学校　教育委員会が参集を指示した教職員 ・市民病院　全職員 ・避難所従事職員	避難所開設支援・運営支援 避難所従事
	市内で震度６弱以上の地震を観測したとき（自動発令）	災対３号	・全職員 ・学校　教育委員会が参集を指示した教職員	

※避難所従事職員については、警戒本部体制でも出勤を命ずる場合あり
※各所属長が認めた職員として、警戒本部体制でも出勤を命ずる場合あり

和歌山地方気象台等から、市域における次の地震情報が発表された場合、橋本市災害対策本部設置運営マニュアル・橋本市職員初動体制マニュアル（地震災害・風水害）により運用し、次の措置を講じる。

（１）震度４

市域で震度４の地震が発生した場合、警戒１号体制とし、市は、警戒体制をとり、次の措置を講じる。

ア　地震及び気象に関する情報の収集
イ　被害状況の把握
ウ　その他

（２）震度５弱

市域で震度５弱の地震が発生した場合、災対１号体制とし、市は直ちに災害対策本部を設置するとともに、次の措置を講じる。

ア　地震及び気象に関する情報の収集
イ　配備職員は、関係部門の被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。
ウ　職員への情報伝達
エ　その他

（３）震度５強

市域で震度５強の地震が発生した場合、災対２号体制とし、市は直ちに災害対策本部を設置するとともに、次の措置を講じる。

ア　拠点避難所の開設
イ　地震及び気象に関する情報の収集
ウ　配備職員は、被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。

エ　必要に応じ関係機関への応援要請
オ　近隣市町の被害状況の把握
カ　あらかじめ定められた各班の業務
キ　その他

（４）震度６弱以上

市域で震度６弱以上の地震が発生した場合、災対３号体制とし、市は直ちに災害対策本部を設置するとともに、全職員が登庁若しくは予め決められた場所に向かい、次の措置を講じる。

ア　拠点避難所の開設
イ　地震及び気象に関する情報の収集
ウ　職員は、被害状況を把握し、災害対策本部に報告する。
エ　必要に応じ関係機関への応援要請
オ　あらかじめ定められた各班の業務
カ　その他

（５）初動対応、震度５弱以上

震度５弱以上の大地震による大規模災害が発生し、緊急に措置をとる体制は、被害状況に応じて本部長が定めるものとする。

ア　緊急体制は、人命救助活動、消防活動、救急活動、避難対策及びこれに伴う応急対策を最優先する体制とする。
イ　大規模災害が発生したときの緊急活動は、消防活動、人命救助活動、救急活動に対する応援体制が整うまでとし、その後各対策部のとるべき活動は、事務分掌のとおりとする。

１　警戒本部体制

災害対策本部を設置する以前の体制として次の基準による警戒体制を発令し、地震情報等の収集及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整を行う。また、教育委員会に対し、災害対策基本法第二十三条の二第六号の規程に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示を行う。

（１）設置基準

ア　市域で【震度４】の地震が発生した場合（自動発令）

イ　危機管理監が必要と認めたとき。なお、危機管理監不在の場合は、建設部長、消防長の順にこれを代行する。

ウ　災害の種類、規模、程度等の配備基準によって次の警戒体制をとる。

警戒体制１号　　震度４

警戒本部体制２号　被害状況に応じて発令

（２）廃止基準

ア　災害発生のおそれが解消したとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　その他警戒本部長が必要なしと認めたとき。

（３）警戒本部の設営等

ア　警戒本部は、市庁舎内２階危機管理室に置く。

イ　警戒本部の設営・設備

危機管理室は、本部及びその周辺に、次の設備等を準備する。

通信機器	直通電話、内線電話、防災行政無線の副配信局
備品関係	机、椅子、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、強力ライト、庁内 LAN 用 PC
防災資料	橋本市地域防災計画、和歌山県地域防災計画、ハザードマップ、防災会議名簿、自治会長名簿、自主防災会名簿、電話帳、各種防災関係図面、白地図、住宅地図、その他必要資料

（４）警戒本部設置及び廃止の伝達

警戒本部を設置したとき及び廃止したときは、直ちに各部の部長並びに関係機関に連絡するものとする。

２　橋本市災害対策本部

市域で相当規模の災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、市地域防災計画の定めるところにより「橋本市災害対策本部」を設置する。

なお、この際、「橋本市教育委員会」「橋本市民病院」を橋本市災害対策本部の中の「教育委員会」「市民病院」として組織の一元化を図る。

（１）設置基準

ア　市域で【震度５弱以上】の地震が発生したとき。（自動発令）

イ　市長が必要と認めたとき。市長不在の場合は、副市長、教育長の順にこれを代行するものとする。

ウ　その他、災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。

エ　配備基準

災害の種類、規模、程度等の配備基準によって次の本部体制をとる。

災害対策本部体制１号　震度５弱

災害対策本部体制２号　震度５強

災害対策本部体制３号　震度６弱以上

（２）廃止基準

ア　災害発生のおそれが解消したとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　その他災害対策本部長が必要なしと認めたとき。

（３）災害対策本部の設営等

ア　災害対策本部は、市庁舎内２階市長応接室に置く。ただし、市庁舎被災時には、市保健福祉センター３階多目的室に置く。

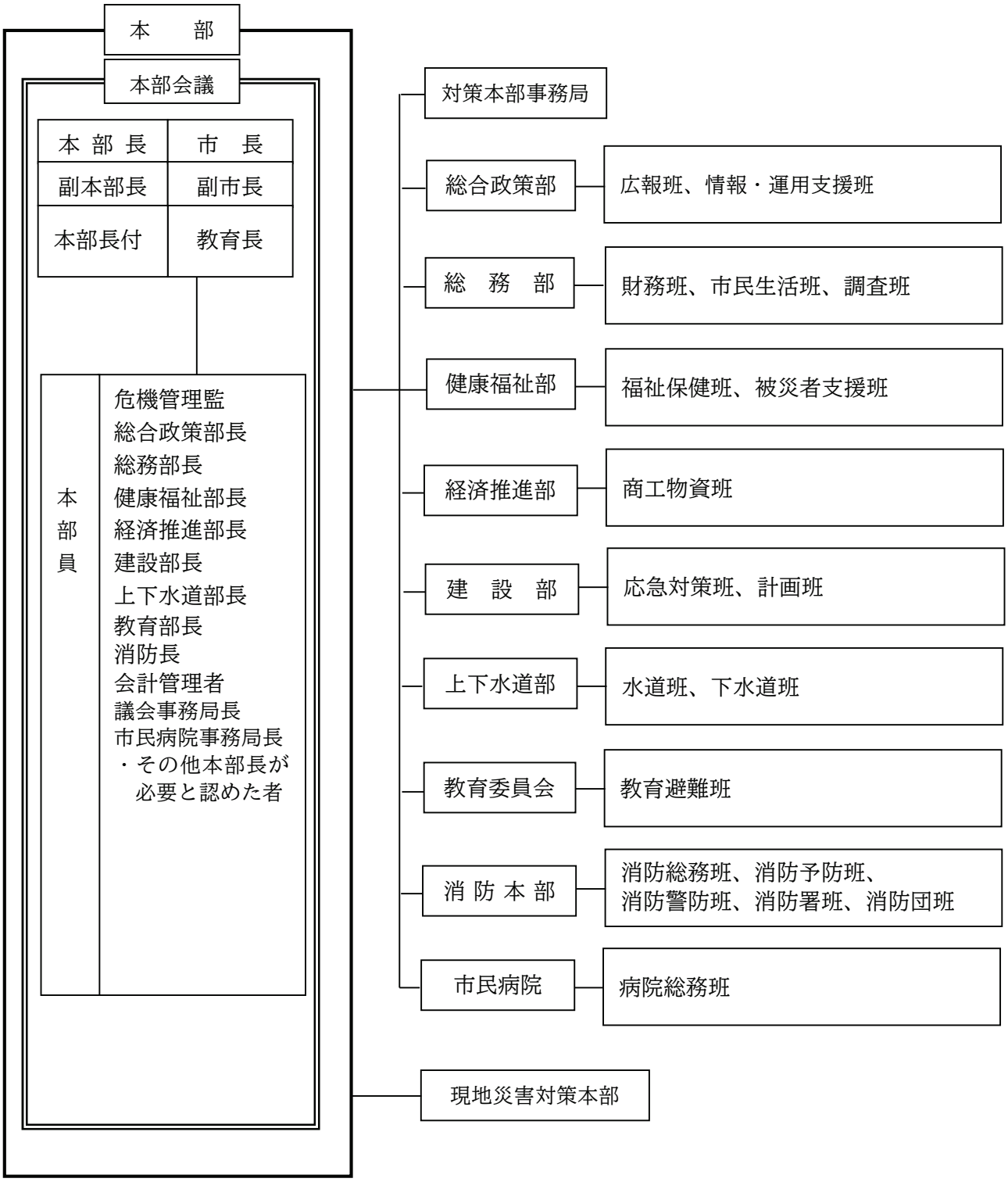
イ　災害対策本部が設置されたときは、標識（看板）を掲げる。

（４）災害対策本部の設置・廃止の伝達

災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、直ちに各職員及び関係機関、一般住民に通知する。

３　組織構成及び事務分掌

（１）災害対策本部の組織構成



（２）指揮命令系統の確立

ア　本部長には市長、副本部長には副市長、本部長付に教育長を充てる。

イ　本部長が不在の場合は、副本部長、本部長付の順位により職務を代行し指揮を執る。

（３）本部員

本部員は、各部の部長とし、応急対策活動を統轄する。なお、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。

（４）本部連絡員

本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名するものをもって充てる。

ア　総合政策部
イ　総務部
ウ　健康福祉部
エ　経済推進部
オ　建設部
カ　上下水道部
キ　教育委員会
ク　消防本部
ケ　市民病院

（５）本部会議

市本部長（市長）が必要と認めたときは「本部会議」を開催し、次の事項を協議する。

ア　市本部の設置及び配備並びに職員の動員に関すること。
イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。
ウ　現地における指揮、視察、見舞い等に関すること。
エ　災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関すること。
オ　災害の拡大防止対策に関すること。
カ　その他、災害に関連した必要な事項

（６）現地災害対策本部

ア　特定の地域に被害が集中し、市本部長（市長）が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。

イ　市本部長（市長）は、現地本部に必要に応じ、次の人員を派遣する。
　（ア）副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部長を指定する。
　（イ）本部員のうちから、現地本部員を指定する。

（７）橋本市防災会議の開催

市本部長（市長）は、市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、橋本市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

（８）編成及び事務分掌

各般の編成及び事務分掌の概略については、下表に示すとおりであり、この表で分掌できていない災害応急対策の分担は、本部会議においてその都度定めるものとする。

なお、すべての部班が連携・協力を通じて、他班の不足業務を補う仕組みを計画し、全体の効率性を向上させる体制を構築する。

部名	班名	担当課名	事務分掌
対策本部事務局		危機管理室	1　災害対策本部の設置及び解散に関すること 2　災害対策活動の非常体制及び配備区分の決定に関すること 3　本部会議の開催・運営に関すること 4　本部長の権限命令伝達に関すること 5　自衛隊等の派遣要請及び受入調整に関すること 6　県及び他市町村、その他防災機関への報告指示、協力要請及び連絡調整に関すること 7　防災行政無線及びアマチュア無線との連絡に関すること 8　被災地域への避難情報の発令に関すること 9　電力、電話及びガス施設の応急対策要請に関すること 10　気象、地震情報収集及び伝達に関すること 11　孤立集落の支援に関すること 12　災害救助法の適用に関すること 13　各部内各班との連絡調整に関すること
総合政策部	広報班	秘書広報課 議会事務局	1　本部長の秘書に関すること 2　報道機関との連絡調整に関すること 3　市議会との連絡調整に関すること 4　災害写真の記録に関すること 5　記録写真の収集整理に関すること 6　情報・運用支援班からの情報収集に関すること 7　記者発表に関すること 8　各種媒体を活用した災害広報に関すること 9　災害視察等の対応に関すること
	情報・運用支援班	政策企画課 職員課 人権男女共同推進室 地域振興室 監査委員事務局	1　被害調査のとりまとめに関すること 2　各種媒体及び公共交通機関の運行その他に関する情報収集に関すること 3　収集した情報整理伝達に関すること 4　各部内各班との連絡調整に関すること 5　行政情報システム等の応急復旧に関すること 6　災害復興計画の策定に関すること 7　地域代表者との連絡調整に関すること 8　防犯活動の推進に関すること 9　職員の招集、出動及び解散に関すること 10　職員の安否確認、登庁状況及び服務に関すること 11　職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
			12　応援職員の受入及び派遣の統括・調整に関すること 13　監査委員との連絡調整に関すること
総務部	財務班	財政課 総務課 出納室	1　災害対策関係予算その他財務に関すること 2　災害時の出納事務に関すること 3　指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること 4　庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設に関すること 5　公用車の配車に関すること 6　災害応急車両の借上げ及び運行計画に関すること 7　災害対応用品の準備及び整理に関すること 8　市有財産の被害調査、緊急使用に関すること 9　庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること
	市民生活班	市民課 生活環境課 環境美化センター	1　所在確認調査・安否情報の収集に関すること 2　被災者台帳の作成に関すること 3　安否相談窓口の設置に関すること 4　遺体の収容場所の設置、収容、埋火葬に関すること 5　災害による廃棄物の収集、処分及び清掃に関すること 6　動物の保護及び管理に関すること 7　ガレキ、廃棄物処分場の確保に関すること 8　し尿の収集、処理及び清掃に関すること 9　仮設トイレに関すること 10　環境衛生施設の被害調査に関すること 11　汚染物質の流出防止に関すること
	調査班	税務課 選挙管理委員会事務局	1　家屋の被害調査に関すること 2　り災証明の発行に関すること 3　災害時の市税の徴収猶予、減免等に関すること
健康福祉部	福祉保健班	福祉課 いきいき健康課 子育て応援課	1　避難行動要支援者の安否確認、安全確保に関すること 2　福祉施設の被害調査に関すること 3　福祉避難所の開設・運営に関すること 4　義援金に関すること 5　人的被害の調査及び把握に関すること 6　被災者生活再建支援法に基づく支援に関すること 7　住民の健康管理に関すること 8　防疫対策の実施に関すること 9　医療関係機関、応援医師団との連絡調整に関すること 10　感染症対策に関すること 11　医療救護所等の設置に関すること 12　避難所の巡回に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
			13　医薬品等の確保に関すること
	被災者支援班	保険年金課 介護保険課 こども課 家庭教育支援室	1　救援物資集配拠点の確保に関すること 2　応急食糧及び救援物資の確保に関すること 3　社会福祉協議会との連絡調整に関すること 4　災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関すること 5　被災相談窓口に関すること 6　介護施設の被害調査及び応急対策に関すること 7　保育施設の被害調査及び応急対策に関すること 8　園児の安全対策及び被害調査に関すること 9　応急保育の実施に関すること 10　保育の再開に関すること
経済推進部	商工物資班	農林振興課 産業振興課 企業誘致室 シティプロモーション課	1　農産物及び家畜の被害調査及び応急対策に関すること 2　家畜の応急救護及び防疫に関すること 3　商工業者の被害調査及び応急対策に関すること 4　商工業者への協力要請及び連絡調整に関すること 5　救援物資集配拠点の設置・管理に関すること 6　応急食糧及び救援物資の仕分け、避難所等への仕分けに関すること 7　大型小売店舗等との連絡調整及び買い占め防止指導に関すること 8　帰宅困難者等への情報提供に関すること 9　被災者への雇用対策に関すること
建設部	応急対策班	都市整備課 農林整備課	1　道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 2　河川、水路等の被害調査及び監視、応急対策に関すること 3　土砂災害等の被害調査及び応急対策に関すること 4　水防活動に関すること 5　緊急輸送道路の確保及び関係機関との連絡調整に関すること 6　民間建設業者との連絡調整に関すること 7　農地、ため池等の被害調査及び応急対策に関すること
	計画班	まちづくり課 建築住宅課	1　市営住宅入居者の安否確認及び安全確保に関すること 2　私有建築物、公園の被害調査及び応急対策に関すること 3　応急仮設住宅の用地確保及び建設に関すること 4　応急仮設住宅及び公営住宅への入居に関すること 5　建築物の応急危険度判定に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
			6　宅地の応急危険度判定に関すること
上下水道部	水道班	水道経営課 水道施設課	1　上水施設、設備の被害調査及び応急対策に関すること 2　飲料水等の確保及び応急給水
	下水道班	下水道課	1　下水道施設、設備の被害調査及び応急対策に関すること
教育委員会	教育避難班	教育総務課 生涯学習課 学校教育課 中央公民館 給食センター 学校再編推進室	1　避難所の開設に関すること 2　避難所の運営支援に関すること 3　教育関連施設の被害調査及び応急対策に関すること 4　文化財の被害調査及び応急対策に関すること 5　児童及び生徒の安否確認及び安全確保に関すること 6　被災者等に対する炊き出しに関すること 7　調理器具の点検及び食材の確保に関すること 8　被災児童、生徒の学用品の調達に関すること 9　応急教育の実施に関すること 10　教育の再開に関すること
消防本部	消防総務班	総務課（消防）	1　資機材等の調達に関すること 2　燃料・食糧の調達に関すること 3　関係機関との連絡調整に関すること 4　消防団の連絡調整に関すること 5　その他、被災における応急作業に関すること
	消防予防班	予防課	1　広報に関すること 2　被災地の警戒に関すること 3　避難誘導に関すること 4　災害調査及び情報収集に関すること 5　電気、ガス、危険物等に関する関係機関との連絡調整 6　事業所等に対する指導等 7　その他、被災における応急作業に関すること
	消防警防班	警防課 指令室	1　管轄区域の警戒、巡視及び報告に関すること 2　避難誘導に関すること 3　被災者の救助に関すること 4　水防に関すること 5　防災活動全般に関すること 6　通信指令に関すること
	消防署班	橋本消防署 橋本北消防署	1　火災等災害防御活動に関すること 2　人命救助、救急活動に関すること 3　その他、災害活動全般に関すること
	消防団班	各消防団	1　管轄区域の警戒、巡視及び報告に関すること 2　避難誘導に関すること 3　被災者の救助に関すること 4　防災活動全般に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
市民病院	病院総務班	職員課（病院） 経営管理課 医事情報課 診療部 診療技術部 地域医療部	1　所管施設の被害状況の把握及び維持に関すること 2　病院内に救護収容された傷病者の応急治療及び救護に関すること 3　院内体制の維持に関すること

※各部が実施する初動活動内容等の詳細については、「橋本市職員初動体制マニュアル」によるものとする。

（9）最優先業務

災害対策本部における活動体制は、原則として、各班体制によるものとするが、地震発生時の初期段階においては、特定の所属に業務が集中することが予想されることから、災害対策本部の機能がある程度確立するまでの間は、全庁的な緊急体制として、最優先業務を以下の通り設定し、取り組むものとする。

ア　市の活動体制を確立する
イ　市民の生命を守る
ウ　避難所を運営する
エ　インフラの災害復旧を実施する
オ　被災者の生活を支援する

第２節　動員計画　【すべての部班】

１　基本方針

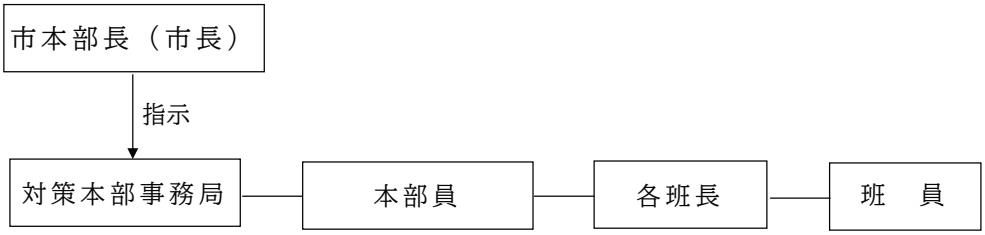
市域で地震が発生したとき、震度に応じて直ちに適切な配備体制をとり、職員初動体制マニュアルにより速やかに必要な職員を動員する。なお、【震度５弱】で災対１号体制の職員の出動、【震度５強】で災対２号体制の職員の出動、【震度６弱以上】の場合、災対３号体制の職員は直ちに自動参集する。

各班の職員を災害現場へ出動させ、迅速な応急対策を実施する。なお、災害対応業務に従事する職員（応援職員等を含む。）の安全確保や健康管理等（感染症対策を含む。）を徹底するものとする。

２　動員体制

（１）動員系統

市本部における職員の動員は、市本部長の配備決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



対策本部事務局	市本部員に伝達する。
本部員	速やかに関係各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。

（２）動員の伝達方法

関係部署への動員の伝達は、次の方法によるものとする。

ア　庁内 LAN
イ　電話や LINE などによる伝達
ウ　口頭による伝達
エ　庁内放送による伝達
オ　防災はしもとメール配信による伝達
カ　ロゴチャットによる伝達

（３）勤務時間外における動員

ア　地震情報の収集

全職員は、勤務時間外に地震の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ、インターネット、アプリ等から速やかに地震情報を収集するものとし、伝達を待つことなく、家族等の安全を確保した後、直ちにあらかじめ定められた場所に参集する。この際、市役所や職場に登庁するかどうか電話による問い合わせをしてはならない。

イ　交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、所属長の指示に従い、応急対策活動に従事する。

（4）自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、又は発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡の上、又は自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。

（5）動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

（6）参集を除外する者

非常時の動員対象は、職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

ア　けが、病気等の傷病により許可を得て休暇中の職員
イ　育児休業など、休業中の職員
ウ　自身や家族が被災（負傷等）した職員
エ　その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

（7）動員時の注意事項

ア　参集者の服装・携行品

応急活動に適した服装（防災服等）を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、水筒、食糧、その他の非常用品等を携行する。

イ　参集途中の緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、警察、消防等の機関へ通報する。

ウ　被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を「参集途上情報報告書」により、班長を通じて、本部に報告する。

＊参集途上報告書【資料編　Ｐ-107 参照】

（8）動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに市本部長に報告する。

情報・運用支援班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。

＊職員動員・活動報告書【資料編　Ｐ-106 参照】

3　出動体制

（1）班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣にあたっては、最低２人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

（2）出動状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。

情報・運用支援班は、各班の報告に基づき職員の出動活動状況を整理する。

＊職員動員・活動報告書【資料編　P-106 参照】

（3）防災服等の着用

災害応急活動に従事する際、防災服等を着用する。

（4）職員の証票

災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設、家屋、物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

（5）車両配備

ア　出動に際して使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。

イ　運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各部課で管理するその他の未使用車両は、市本部が優先使用権を持つものとする。

4　庁内の応援体制

（1）応援要請・指示命令

部内において、各班の災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、市本部に要請するものとする。

ただし、要請書を提出するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

市本部への要請事項	市本部の対応事項
市本部に、次の応援内容を示した要請書を提出する。 ア　作業の内容 イ　就労（勤務）場所 ウ　応援の職種別及び人員 エ　携帯品 オ　その他、応援要請書に記載すべき事項	市本部は、次の順位により動員派遣する。 1　応援を必要とする班の所属部内に余裕のある班から応援する。 2　上記の応援でなお不足するときは、他の部から応援する。 3　市本部全体をもってなお不足するときは、他の市町村又は県の派遣を要請して応援を得る。 （次項「５　県への応援要請」、「６　協定締結都市との相互応援」参照）

＊応援要請・指示命令書【資料編　P-108 参照】

5　県への応援要請

市本部長（市長）は、市の総力をもってしても万全な応急対策を実施することが難しい場合は、振興局（県支部）を通じて、県知事（県本部長）へ応援要請を行う。ただし、振興局（県支部）への連絡が不可能な場合は、直接県知事（県本部長）へ応援要請の連絡を行う。

（１）県への応援要請

市は、県に応急措置等を要請する場合は、県支部に対してまず無線又は電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接県本部長（危機管理局）に連絡する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ア　県への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合
- （ア）災害の状況及び応援を求める理由
- （イ）応援を希望する機関名
- （ウ）応援を希望する人員、物資、資機材、器具等の品名・数量
- （エ）応援を必要とする場所、期間
- （オ）応援を必要とする活動内容
- （カ）その他、必要事項

イ　被災者の他地区への移送を要請する場合
- （ア）移送を要請する理由
- （イ）移送を必要とする被災者の数
- （ウ）希望する移送先
- （エ）移送先で収容を要する機関
- （オ）その他、必要事項

（２）他市町村、指定地方公共機関等への応援斡旋の要請

市は、県に対して、他市町村、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、まず無線又は電話等をもって連絡し、後日、前項（１）の各号に準じた文書を改めて提出する。

（３）他府県への要請

大規模な災害が発生し、市の消防力、県内の消防応援では十分な対応がとれないときは、県知事（県本部長）を経由し緊急消防援助隊の応援要請を行う。（被害が甚大で、県との連絡がとれない場合は、消防庁長官へ直接要請を行うものとし、通信手段の回復後、速やかに県への報告を行うこととする。）

ア　「近畿２府７県震災時等の相互応援に関する協定」

イ　「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」

ウ　「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」

（４）自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、第３編第 15 章「自衛隊派遣要請等の計画」等による。

６　協定締結都市との相互応援

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結した自治体に応援を要請するとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

協定を締結した自治体の長に対して、応援又は応援の斡旋を要請する場合は、地理的要件等の事情を考慮し、電話等迅速な方法によって要請する。その後、文書を速やかに提出する。

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している自治体に電話等により応援を要請する。その後、速やかに文書を提出する。

（１）応援の種類及び内容（例示）

ア　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
イ　被災者の救出、救護、防疫及び消防活動並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
ウ　救援、救助、及び消防活動に必要な車両等の提供
エ　救援、救助、消防その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
オ　被災児童・生徒等の受入れ
カ　被災者に対する住宅の斡旋
キ　災害ボランティアの斡旋
ク　その他、特に希望する事項

（２）応援要請の手続

次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出する。

ア　被害の状況
イ　必要とする物資等の品目及び数量
ウ　必要とする職員の職種、人数及び活動内容
エ　応援場所、応援場所への経路、集結地等
オ　応援を必要とする期間
カ　その他、特に希望する事項

＊災害時における相互応援協定（河内長野市・五條市）　【資料編　Ｐ-63 参照】
＊災害時における相互応援協定書（野洲市）　【資料編　Ｐ-63 参照】
＊市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書　【資料編　Ｐ-63 参照】
＊大規模災害相互物資援助協定書（名張市）　【資料編　Ｐ-63 参照】

7　公共的団体との協力体制

市は、公共的団体や地域住民、災害ボランティア並びに民間機関、団体等に対して、災害時に積極的な協力が得られ、効果的な応急対策活動が実施できるよう協力体制の整備に努める。

（１）公共的団体

公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉関係団体、社会教育団体等をいう。

（２）協力活動の内容

ア　異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市又はその他関係機関に連絡する。
イ　災害に関する予警報及びその他情報を区域内住民に伝達する。
ウ　災害時における広報広聴活動に協力する。
エ　災害時における出火の防止及び初期消火に関し、協力する。
オ　災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関し、協力する。
カ　避難誘導、避難場所内被災者の救助業務に協力する。
キ　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力する。
ク　被害状況の調査に協力する。
ケ　被災区域内の秩序維持に協力する。
コ　り災証明書交付事務に協力する。

8　地域住民の協力

被災地の地域住民は、市本部及び県本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に次のような防災活動上の責務を負うものとする。

ア　防災機関への協力
イ　被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
ウ　出火防止及び初期消火
エ　初期救助救急
オ　要配慮者の保護
カ　家庭における水、食糧等の備蓄

9　災害ボランティアの協力

市本部及び県本部は、応急対策活動を有効かつ効果的に進めるため、被災者の救援等を自発的に行うボランティアに協力を求めるものとする。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市本部及び県本部は、市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講じる。詳細については、第３編第13章第１節「ボランティア受入計画」による。

10　民間機関と市の協定による協力

災害が発生した場合に備えて、民間機関の積極的な協力が得られるよう、協定の締結あるいは事前協議を行うなど、協力体制の確立に努める。

また、橋本市防災協力事業所登録制度を活用し、被災者救援等の防災協力活動の協力を求める企業（事業所）を募るとともに、協力体制を構築する。

第２章　情報計画

災害応急対策実施機関（市及び防災関係機関）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する各種の情報を収集・把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

なお、国、県をはじめ関係機関と災害に関する各種情報が共有できるよう、国が運用する「新総合防災情報システム（SOBO-WEB)」や「防災 IoT システム」を積極的に活用するものとする。

第１節　　地震情報・警戒等の情報の伝達計画

【対策本部事務局、関係部班】

１　基本方針

市及び防災関係機関は、法令等に基づく地震情報等の情報を、必要な部署・機関に遅滞なく伝達する。

【地震情報等の種類】

種類	発令（通報）者	根拠法令
地震情報	大阪管区気象台長	気象業務法
異常現象	発見者	災害対策基本法

緊急地震速報とは

緊急地震速報とは、地震の発生直後に、気象庁が各地での強い揺れの到達時刻や震度を予想し、可能な限り素早く知らせる情報のことで、 強い揺れの前に、自らの身を守ったり、列車のスピードを落としたり、あるいは工場等で機械制御を行うなどを活用目的としている。

２　情報の伝達

（１）伝達の実施担当

ア　危機管理室

地震情報等の通報を受けたときは、速やかに関係部課（各班)、関係機関並びに必要に応じ住民に対し、その内容を伝達する。

イ　各部課（各班）

危機管理室等を通じて、通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

（２）伝達方法

関係部署への動員の伝達に際しては、迅速性と確実性を重視し、庁内 LAN や電子メール､専用のデジタルコミュニケーションツールを活用した通知を基本とする｡また、必要に応じて電話や対面での直接連絡、庁内広報システム（例：館内放送）による周知、及び防災はしもとメール配信システムなど、複数の情報伝達手段を適切に組み合わせる。

（３）伝達責任者

地震情報等の伝達取扱責任者は通常勤務体制時の部長とする。

３　地震情報

（１）情報の伝達

ア　和歌山地方気象台は、和歌山県下において震度１以上を観測した場合又は地震情報など必要と認める場合は、大阪管区気象台からの連絡報に基づき、これに自官署で収集した資料を付加して地震情報等を発表し､次の各機関に通報するものとする。

和歌山県	危機管理局
和歌山県警察本部	警備課
国土交通省	近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
放送機関	日本放送協会和歌山放送局、和歌山放送、テレビ和歌山、FM はしもと
市町村	和歌山県総合防災情報システム

イ　アにおいて、通信回線の障害等で大阪管区気象台からの連絡報を受けることができない場合には、緊急措置として自官署の観測成果に基づき独自に地震情報等を発表することがある。

（２）情報の形式及び内容

ア　情報の形式は、表題、発表年月日時分、気象官署名、本文及び発表番号とする。

イ　情報の内容は、概ね、次のとおりとする。

地震の概況（発震時分、震央の地域名、震央の位置、震源の深さ、気象庁の決定した地震の規模、各地域の震度、各地の震度、南海トラフ地震に関連する情報（臨時情報、関連解説情報)、その他観測成果等)。

＊地震に関する情報の内容【資料編　Ｐ-25 参照】

ウ　震央地の位置を表すには、国内陸地にあっては、概ね都道府県の東部あるいは西部というような地域をもって示し、日本近海にあっては海域をもって示すものとする。ただし、特に必要がある場合は、山岳、河川、半島などの名称を用いることもある。

エ　気象庁が、特に地震に命名した場合には、それ以降は、その名称を用いる。

第２節　被害情報等の収集計画　【対策本部事務局、関係部班】

１　基本方針

市及び防災関係機関は、市域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

また、市本部の関係班長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに、情報の収集活動を開始し、必要に応じて、関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他、災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

２　情報活動の概要

（１）市域の状況に関する情報

種類	照会及び入手先	市の担当
危険箇所の状況	区・自治会長他	応急対策班
交通規制等の状況	警察他	応急対策班、消防予防班
上下水道施設の状況	―	水道班、下水道班
その他のライフラインの状況	各施設管理者	情報・運用支援班
公共施設等の状況	各施設管理者	教育避難班

（２）情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を情報・運用支援班に伝達する。情報・運用支援班は、他班の応援を得て、各種情報を整理する。

（３）情報の伝達

担当班及び情報・運用支援班は、収集・整理した情報を必要に応じて、各部各班、防災関係機関並びに関係住民に伝達する。

３　各災害危険箇所の情報

（１）担当

応急対策班は、土砂災害（特別）警戒区域及び周辺の状況を、区・自治会及び自主防災会、消防団など住民組織の代表者等を通じて把握する。

（２）危険箇所

ア　水防区域

イ　土砂災害（特別）警戒区域

＊土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編　P-22 参照】

（３）把握内容

ア　構造物の状況

イ　法面の状況

ウ　地表水、わき水、漏水、亀裂
エ　竹木等の傾斜
オ　人家等の損壊の状況
カ　住民及び滞在者の数

4　交通情報

（1）担当

応急対策班、情報・運用支援班及び消防予防班は、市域及び市域に影響する範囲の道路・鉄道等の交通状況を把握する。

（2）照会先

ア　橋本警察署
イ　かつらぎ警察署
ウ　伊都振興局建設部
エ　国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
オ　西日本旅客鉄道株式会社
カ　南海電気鉄道株式会社

（3）把握内容

ア　交通規制
イ　事故
ウ　混雑
エ　各管理者の対応状況
オ　その他

5　ライフラインの状況

（1）担当

水道班及び下水道班は、市域の上下水道施設（市管理施設以外）の状況を把握する。市が管理する施設の上下水道は、各施設管理者が施設の状況把握に努め、情報・運用支援班に連絡する。

また、情報・運用支援班は、市域及び市域に影響する範囲の各ライフラインの情報収集に努める。

（2）照会先

ア　関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所
イ　NTT 西日本株式会社和歌山支店
ウ　和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

（3）把握内容

ア　事故
イ　各管理者の対応状況
ウ　その他

6　各公共施設等の情報

（1）担当

教育避難班は、市域における避難予定施設となる公共施設等に対して、災害関連情報を伝達するとともに、施設の状況等を把握する。

（2）連絡先

＊拠点避難所【資料編　P-8 参照】

（3）把握内容

ア　管理責任者の所在の有無
イ　施設及び周辺の状況
ウ　各管理者の対応状況
エ　その他

7　被害情報等の収集・伝達の概要

（1）情報の種類

災害情報	ア　災害の原因 イ　災害発生の日時分 ウ　災害発生の場所、範囲
被害情報	ア　被害の程度 イ　世帯別被害状況等 ウ　安否不明者等の情報※
応急対策活動に関する情報	ア　住民等の避難状況 イ　避難指示等の発令状況 ウ　防災対策の実施状況 エ　防災関係機関の防災体制 オ　その他必要な事項

※安否不明者等については、氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや　安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

（2）災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続又は続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

（３）担当

情報・運用支援班は、災害概況及び災害応急対策の情報に関するとりまとめ整理を行う。

（４）情報の収集・伝達

関係班長は、災害発生による本市体制の確立と、災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、市本部に報告する。なお、被害情報の収集にあたっては、必要に応じて、無人航空機（ドローン）等を活用し安全かつ速やかに実施する。

市本部及び関係班長は、必要に応じて県や所轄の警察署などの防災関係機関に伝達する。なお、報告は原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。

市本部長（市長）は災害発生直後の被害状況について所轄警察署に対し、必要な対応すべき措置等について意見を求めるものとする。

（５）国への報告

被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）へ報告するものとし、通信復旧後において県へ報告する。

（６）報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

＊災害の定義（被害即報基準）【資料編　Ｐ-85 参照】

（７）情報の内容

関係班長は、被害状況等災害に関する情報を概ね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に市本部に報告する。

＊災害即報事項例示【資料編　Ｐ-88 参照】

（８）被害の判定

被害状況調査実施にあたっては、「災害の被害認定基準」に従い、正確に調査するとともに、警察その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は、報告又は発表前に調整しなければならない。

＊災害の被害認定基準【資料編　Ｐ-90 参照】

8　被害に関する調査・報告の種別・伝達

市本部及び防災関係機関は、被害を覚知した都度判明したものから順次、有線通信又は無線通信（携帯電話を含む）により、県支部を通じて県本部に即報を伝達する。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、様式によらず、概ねの被害規模等、判明している事項を速やかに伝達する。また、通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告するように努める。

（1）概況調査　（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。

通報者並びに調査者は、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。市から県に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

（2）被害調査　（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。関係班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って各自治区毎にとりまとめ、調査結果を市本部に報告する。市から県に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

（3）被害確定調査　（→被害確定報告）

市は、災害応急対策が完了した後 20 日以内に県支部を通じて県本部に被害確定報告を行う。本調査は、その後の災害応急対策及び災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害確定報告として報告する。

ただし、被害報告は、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。情報・運用支援班は対策本部事務局等の協力を得て、応急措置が完了した後、各班からの被害報告に基づき、関係各班と協議の上、とりまとめを行う。

９　被害情報等の伝達系統

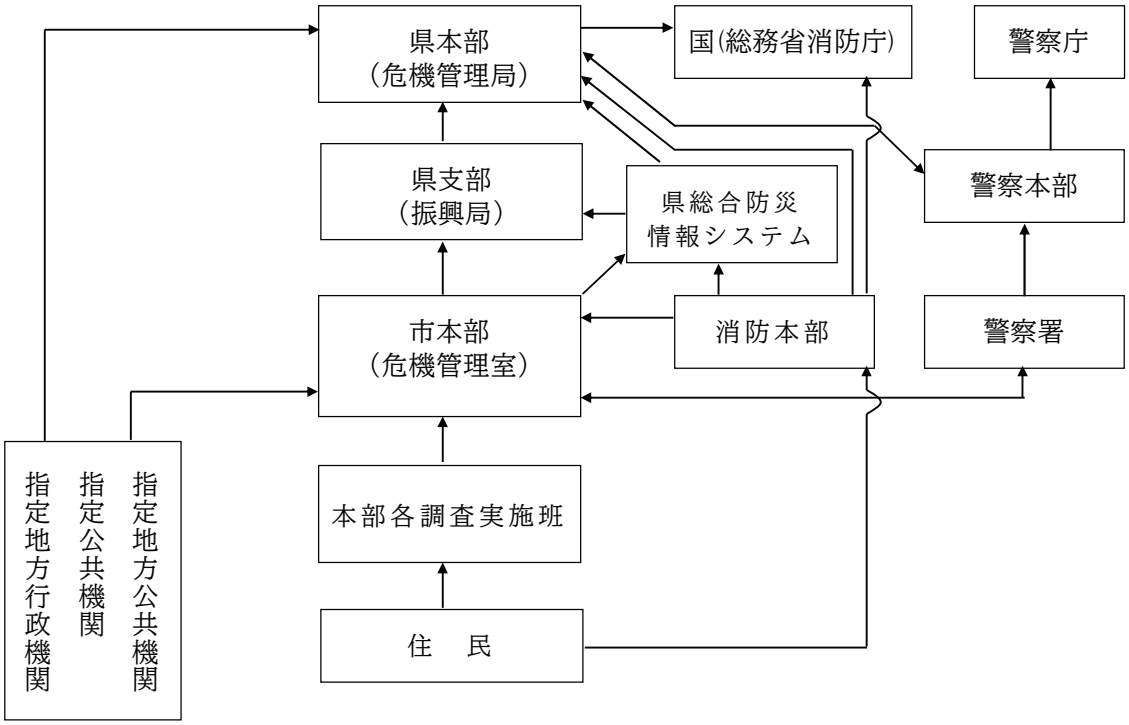
（１）総括伝達系統

市本部から県本部（危機管理局）へ県の総合防災情報システムでの報告経路を基本とする。

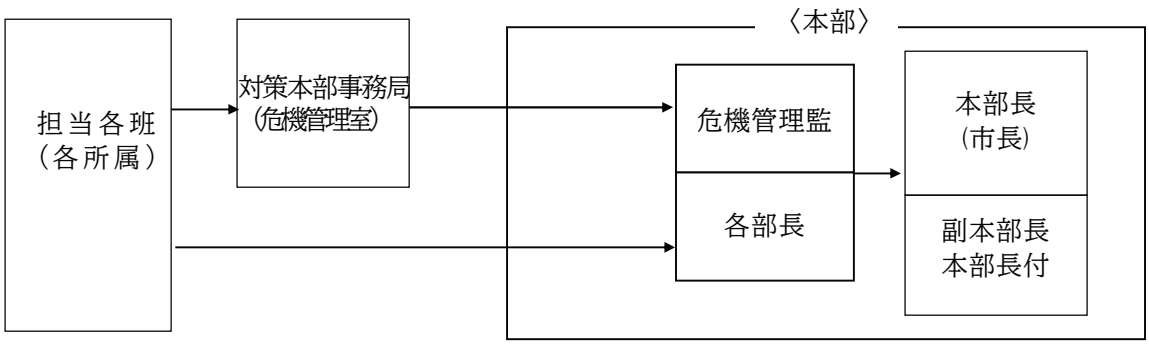
ただし、総合防災情報システムが使用不可能な場合又は県からの指示があった場合は、県支部（振興局）へ報告する。

また、「消防庁火災・災害等即報要領」を遵守し、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には、県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後 30 分以内に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は、直ちにその状況を電話又は県総合防災情報システムにて、県本部へ報告するものとする。



（２）市本部内（庁内）の被害報告系統



10　被害に関する調査実施に関する事項

（１）総括

情報・運用支援班は、被害調査の主体となり、対策本部事務局の協力を得て調査についての総合的な計画及び調整を行う。

（２）調査担当班

各班は、次の表に基づき、それぞれ所管の調査事項について調査を実施する。

調査事項	調査主体実施班	協力応援班
住宅等一般被害	調査班	被災者支援班
社会福祉施設被害	福祉保健班	被災者支援班
介護施設被害	被災者支援班	福祉保健班
保育施設被害	被災者支援班	福祉保健班
衛生施設被害	市民生活班	
医療関係被害	福祉保健班	
商工観光関係被害	商工物資班	
農業関係被害	応急対策班	
土木施設被害	応急対策班	
水道施設被害	水道班	
下水道施設被害	下水道班	
教育関係被害	教育避難班	
市有財産被害	財務班	
自治会長・自主防災会長から被害状況聴取	情報・運用支援班	福祉保健班、計画班

（３）参集途上での被害状況の把握

各職員は、庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに所属長を通じて市本部に報告する。

（４）協力要請

被害調査にあたっては、区・自治会、関係機関及び関係団体等の協力を得る。

（５）応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、又は被害が甚大で市においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他部班の応援を求めるほか、県支部を通じ県本部の応援を得て行う。

11　被災者台帳

（１）家屋の被害調査

調査班は、家屋に被害が及んだ場合は、家屋の被害調査を行う。調査にあたっては、次の点に注意する。

ア　被害が甚大な場合は、情報・運用支援班に対して必要職種及び人数を報告し、応援を求める。

イ　調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

ウ　大規模非木造家屋や非住家家屋の被害調査については、民間の調査結果の利活用を検討する。

エ　住家被害認定については、できるだけ自己判定方式(「準半壊に至らず(一部損壊)」の場合、申請者が撮影した写真にて判定を行う方式）を採用し、調査の簡素化を図る。

（２）人的被害の調査

福祉保健班は、市民の身体、生命に被害が及んだ場合は情報を収集する。

（３）世帯構成員別被害状況報告

情報・運用支援班は、被害調査に基づき「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

（４）被災者台帳の作成

市民生活班は、市民の身体、生命及び財産に被害が及ぶ災害が発生した場合は、発災時の住民基本台帳情報を基に速やかに「被災者台帳」を作成する。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を導入し、運用を進めている。

＊被災者台帳【資料編　Ｐ-121 参照】

（５）被災者台帳への被害情報の登録

調査班は、家屋被害の調査で判明した住家被害の調査結果を速やかに登録する。福祉保健班は、人的被害について収集した情報を速やかに登録する。また、それ以外の班であって、被災者台帳へ登録すべき情報を収集管理する班は速やかに登録する。被災者台帳は、各救助復旧に関する活動及びその実施記録等の基本となるため、その作成にあたっては正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管する。

12　り災証明書の発行

（１）り災証明書

調査班は、被災者から申請があったときは遅滞なく住家等の被害の状況を調査し、発災から１カ月を目途に市民に対して速やかに「り災証明書」を発行できるように努力する。

なお、災害時に「り災証明書」の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や「り災証明書」の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、「り災証明書」の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な「り災証明書」の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用し、さらなる運用の充実を図っていく。

＊り災証明書【資料編　P-122 参照】

（２）協力要請

調査班は、被害確定調査のため応援を必要とする場合は、必要人員（職種及び人数など）を情報・運用支援班へ報告し速やかに応援を求める。情報・運用支援班は、他班の応援では賄えないとなった場合は、和歌山県へ速やかに応援要請を行う。

＊協定・覚書【資料編　P-62 参照】

（３）注意事項

証明書の交付にあたり、重複欠落等のないよう注意する。

13　対応事項

（１）市本部

ア　災害状況及び応急対策の実施状況を大字単位にとりまとめる。

イ　とりまとめた被害状況等を県支部を通じて、県知事に報告するとともに、必要に応じて、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

（２）調査実施班又は区・自治会・自主防災会

調査した管内の災害状況及び災害応急対策の状況を市本部に報告する。

14　連絡時の注意事項

（１）伝達方法

被害情報等の伝達については、市が保有又は利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第３編第２章第３節「災害通信計画」による。）

（２）記録

災害状況その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、送受信については、必ず記録を残し、整理保管を行う。

15　調査及び報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害及び住宅被害を優先して即報する。
被害確定調査	被害確定報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。 ※なお、これらのほかに各部署において、関係上位機関等へ報告を要するものもあるので注意を要する。

＊災害の定義（被害即報基準）　【資料編　Ｐ-85 参照】
＊災害即報事項例示　【資料編　Ｐ-88 参照】
＊災害の被害認定基準　【資料編　Ｐ-90 参照】
＊被害発生即報　【資料編　Ｐ-92 参照】

第３節　災害通信計画　【対策本部事務局、関係部班】

1　基本方針

市及び防災関係機関は、災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

2　概要

（1）災害に関する情報の種類

気象予警報等	気象予警報など法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	雨量や交通規制など市域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

（2）災害時の連絡系統及び連絡先

災害時には、橋本市災害通信連絡網により迅速かつ効果的に通信連絡を行う。

なお、被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）への報告に努める。

＊情報・通信関係【資料編　P-2 参照】

（3）災害時のための指定事項

ア　指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡にあたる。

イ　連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統轄する。

3　伝達手段

（1）通信機器

	有線機器	無線機器
市が保有する通信機器	一般加入電話 庁内（内線）電話 消防直通電話 ファクシミリ インターネット	移動系防災無線 防災行政無線 消防無線 和歌山県総合防災情報システム 携帯電話及び衛星携帯電話
その他利用できる通信機器	報道機関（テレビ・ラジオ等） アマチュア無線	

（2）その他の手段

ア　広報車

イ　口頭伝達

4　有線通信の運用

（1）一般加入電話の活用

市本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

ア　本部　直通電話及び内線電話を使用
イ　各班　相互連絡には所属の内線電話を使用
ウ　外部　代表電話又は所属の直通電話を使用（やむを得ない場合は、直接本部へ連絡する。）

（2）市民からの連絡

市民等からの連絡に対応するため、被災者支援班員を配置する。電話連絡が通報（情報の提供）か問い合わせ（情報の要求）かを判断し、原則として通報の場合は内容による伝達先・取次先へ、問い合わせの場合は広報担当へ取り次ぐ。

（3）その他の連絡手段

ア　インターネットの活用
橋本市ホームページの活用を図る。
イ　和歌山県総合防災情報システム
地域衛星通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

5　無線通信の運用

（1）有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
市の各部	ア　携帯電話、衛星携帯電話の活用 イ　防災無線の活用 ウ　消防無線の活用 エ　アマチュア無線局に協力の要請 オ　必要に応じて、伝令員を派遣（徒歩・自転車・バイク・自動車）

（2）通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて、適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

ア　重要な通信の優先（救助・避難など緊急度の高い通信を優先する。）
イ　簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）

（3）無線通信の種類と取扱順位

＜種類＞

・緊急通信：災害等の緊急事態が発生した場合に要する通信
・一般通信：緊急通信以外の通信
・一斉通信：複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信
・個別通信：２局間で個別に行う通信

＜取扱い順位＞
１番　緊急・一斉通信
２番　緊急・個別通信
３番　一般・一斉通信
４番　一般・個別通信

（４）無線機器の運用

ア　消防無線

消防本部、伊都消防組合消防本部及び消防団は、消火、救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、各消防本部の消防通信規程に基づき消防無線を運用する。

イ　防災行政無線網

防災行政無線送信局（谷奥深送信局）と戸別受信機に対して、一斉通信を行う。

ウ　防災無線

市本部と災害現場との連絡手段として市無線機を活用する。

エ　衛星携帯電話

市本部と災害現場との連絡手段として市無線機の電波が届かない場合に活用する。

オ 和歌山県総合防災情報システム

地域通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

６　通信障害発生時における対応及び協力

通信障害が発生した場合、市は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を国、県及び電気通信事業者と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行なうものとする。

第４節　災害広報計画　【広報班、関係部班】

１　基本方針

市は、収集した地震関連情報や地震災害情報を整理し、正確な情報を必要に応じて市民及び報道機関等に広報する。なお、インターネット等についても活用を図るものとする。

２　広報活動の概要

（１）広報担当

広報班が、広報活動を実施し、災害関連情報の受発信を一元化する。

（２）作業分担

ア　勤務時間外での地震発生初期の活動内容

情報・運用支援班	（ア）被害情報の収集、整理を行い、逐次、広報班に伝達する。
広報班	（ア）市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 （イ）県本部（県支部）広報班や警察との連絡調整を行う。 （ウ）報道機関への情報の提供

イ　勤務時間内及び市本部体制が確立したのち

各部各班	（ア）刻々の情報を本部に報告するとともに、災害記録、写真、広報資料などを速やかに提出する。
情報・運用支援班	(ア) 対策本部事務局等と緊密な連絡をとるとともに、各部とも効果的な連絡を行う。 (イ) 災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。
広報班	(ア) 市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 (イ) 県地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 (ウ) 中央諸官庁に対して直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項などの広報を行う。 (エ) 特に、災害写真の撮影、収集などに努める。

（３）情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため事前に市本部・県・防災関係機関等と調整・確認を行う。

（４）広報内容（例示）

ア　地震の発生予測に関する連絡を受けた場合の事項

（ア）予想される災害の種類と場所
（イ）災害に対する警戒の呼び掛け
（ウ）避難途中の注意点
（エ）その他、必要な情報

イ　災害発生後の事項
（ア）災害の種別（名称）
（イ）発生年月日
（ウ）災害発生の場所
（エ）被害状況
（オ）災害救助法適用の有無
（カ）市や関係機関の防災体制
（キ）市や関係機関の応急対策・復旧対策の状況
（ク）市民に対する注意・協力要請
（ケ）高齢者等避難、避難の指示、緊急安全確保の発令状況
（コ）避難の必要がなくなった旨
（サ）その他、必要な情報

（５）広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に、適切な表現に努める。

ア　内容は正確か？
イ　簡潔か？
ウ　アクセント、めりはりはついているか？
エ　要素は抜けていないか？
オ　分りやすいか？
カ　気配りをしているか？

＊広報文例【資料編　P-109 参照】

３　市民への広報

（１）広報手段別の広報活動

ア　テレビ、ラジオ等の報道機関の利用

テレビ、ラジオによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため報道機関に要請する。

ただし、狭い範囲や個別向けの広報には、制限があることに留意する。

イ　戸別受信機による広報

災害時の情報連絡に優れている戸別受信機を有効に活用する。

また、情報伝達手段の多様化に資するよう、防災はしもとメール、公式 LINE、SNS、FM はしもとからのラジオ放送などの有効活用に努める。

ウ　広報車等による広報

市域全般、特に災害が切迫した地域への広報には、広報車による広報を行う。

ただし、広報車による情報伝達は、走行速度又は風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や広報車以外の広報手段との併用などを心掛ける。

エ　住民組織を通じた伝達

電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて自治会長、自主防災会長等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

オ　広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

文字情報としての広報紙、チラシ、ポスター等による広報は、被災者にとって重要な情報入手手段であり、緊急情報も含めて可能な限り広報紙、チラシ等を作成し、配布・掲示を行う。

特に、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に広報紙を発行する。

掲示については、市役所や公共機関等だけでなく、避難施設や街頭など周知のしやすい場所を選び随所に掲示する。

カ　インターネット等の活用

橋本市ホームページからインターネットを介して広報を行うほか、橋本市公式 LINE 若しくは SNS を活用する。

キ　防災メール及び緊急速報メールの活用

防災メールは、登録者に対して緊急情報等を配信し、緊急速報メールは橋本市区域内の携帯電話等を所有する人に緊急情報等を配信する。

（２）避難者への広報

避難所責任者は、避難所運営委員と協力して、避難施設等における避難者に対し、適宜災害の状況、復旧の見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

また、本市のコミュニティ FM である FM はしもとの協力を得て、ラジオ放送からも広報を行う。

（３）出火防止、延焼状況等の広報

地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。

（４）要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、県に要請の上、テレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、メールや LINE、広報紙等による広報を行う。

視覚障がい者に対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。また、各種障がい者支援団体やボランティア団体との連携を行い、その団体への情報提供を通じての広報を行う。

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を多言語でも表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。

（５）市民等からの問い合わせ

一般市民等からの問い合わせには、丁寧に応対するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問い合わせにも対応できるよう、避難施設に避難した市民の名簿等の把握に努める。

（６）市民の要望等の把握

災害時における市民の要望を速やかに把握することに努める。

4　帰宅困難者への情報提供

市及び交通事業者等は、避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。この際、放送事業者等と連携して定期的な情報提供に努めるとともに、様々な手段で情報提供を行う。

5　報道機関への情報提供

（1）提供内容

災害に関する情報及び収集した諸情報については、内容をとりまとめ、各報道機関に提供する。また、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

（2）提供方法

報道機関に対して、広報班長が災害に関する情報を発表する。なお、被害が甚大な場合は、庁舎内に「災害時プレスセンター」を設置し広報班長が情報を提供する。

（3）放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

市が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。ただし、県・市と通信途絶等特別の事情がある場合は、市から直接放送局に対し、要請できるものとする。放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

ア　災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための避難指示等

イ　災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ　災害時における混乱を防止するための指示等

エ　その他、市本部が特に必要と認める事項

＊緊急警報放送の放送要請書【資料編　P-99 参照】

（4）安否不明者等に関する情報提供

市は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

6　防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を市本部に通知する。

防災関係機関	関連注意事項
橋本警察署 かつらぎ警察署	交通規制状況及び治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行う。

防災関係機関	関連注意事項
日本放送協会和歌山放送局 和歌山放送（株） テレビ和歌山（株） FM はしもと（株）	災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力(株) 関西電力送配電(株)	広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民への周知に努める。
NTT 西日本（株） 和歌山支店等	広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道（株）橋本駅 南海電気鉄道（株）橋本駅	被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して一般への周知を図る。 災害時において市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

7　防災行政無線の応急対策

無線通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市本部と県本部及び防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と県及び防災関係機関相互間の無線通信回線の確保にあたる。

（１）災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

ア　要員の確保
イ　予備電源用燃料の確保
ウ　機器動作状態の監視の強化
エ　防災相互通信用無線機の配置
オ　局舎、機器等の保護強化

（２）通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

ア　防災相互通信用無線機による臨時通信回線の設定
イ　職員による仮復旧の実施

8　放送施設の応急対策

日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、FM はしもと株式会社等の各事業者は、県と締結している「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づいて速やかに要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送できるよう速やかに緊急放送体制を整える。なお、FM はしもと株式会社は、市と締結している「災害時における放送要請等に関する協定書」に基づいて速やかに市から要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送できるよう速やかに緊急放送体制を整える。

第５節　生活関連総合相談計画

【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】

1　基本方針

被災者支援班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班・各機関に連絡する。

関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう、担当分野で協力する。

2　相談業務の内容

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

ア　行方不明者の捜索
イ　応急生活の知識
ウ　被災住宅の修理、斡旋
エ　生業資金の斡旋、融資
オ　り災証明書の発行

3　相談所の開設方法

（1）開設の決定

市本部（被災者支援班）は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

（2）場所

原則として、市庁舎内のほか拠点避難所が開設された場合は、拠点避難所内とする。

（3）時期

災害発生による避難が概ね終了した後、なるべく早期に開設する。

（4）広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

4　総合相談窓口との連携

県が総合相談窓口を設置した場合、市は、当該総合相談窓口から対応要請があった相談について対応する。

第３章　消防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】

１　基本方針

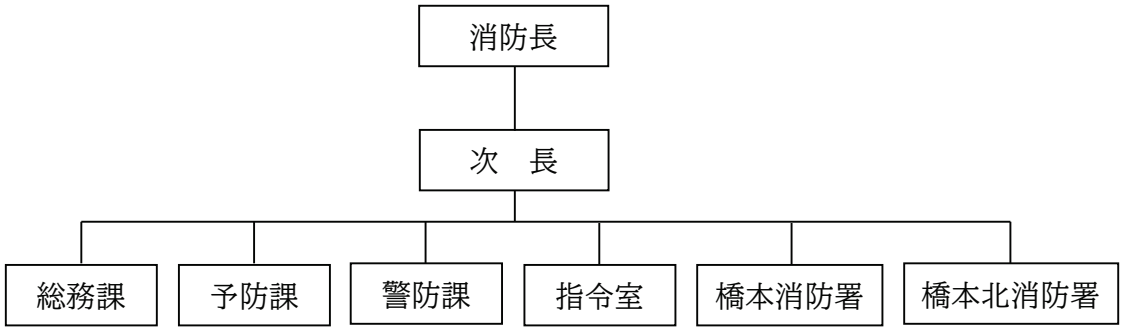
消防機関（消防本部、伊都消防組合消防本部、署、消防団）は、火災、地震災害、その他の異常気象による災害の発生又は発生のおそれがある場合、出動、招集あるいは通信連絡を迅速に行い、消火、被害の軽減、拡大防止等の消防活動を行う。

消防活動は、広範多岐にわたり、かつ高度化即応体制の性格が強く、加えて具体性を要求されるため、「消防力整備計画」を逐次改定し、対処するものとする。

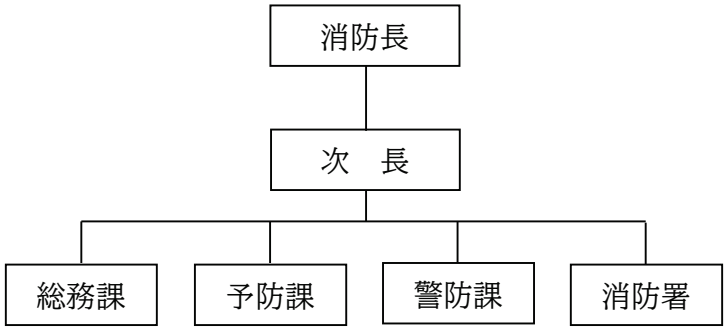
２　組織体制

本市の消防機関の組織体制は、次のとおりである。

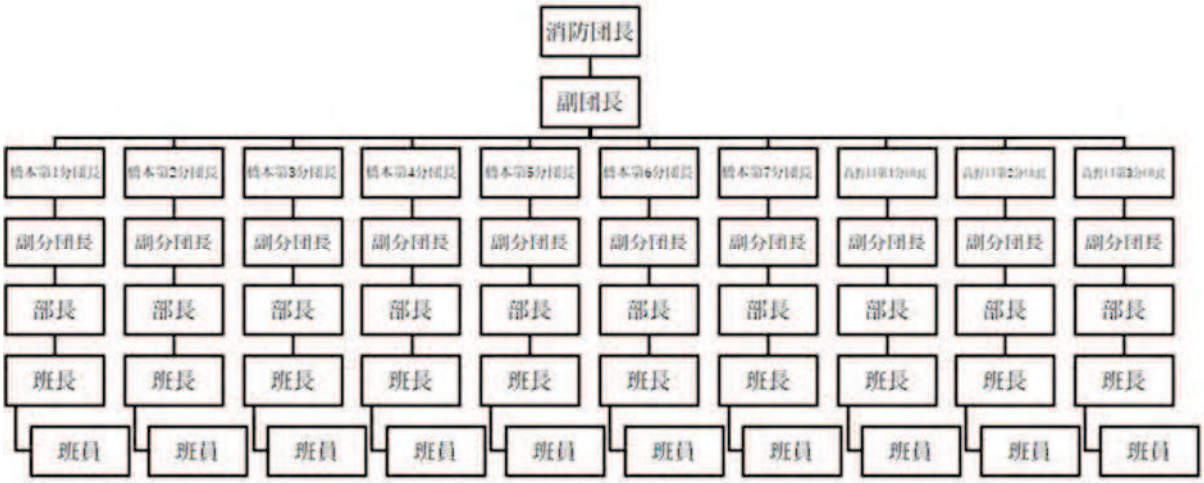
【消防本部】



【伊都消防組合消防本部】



【消防団】



3　消防吏員及び消防団員の非常招集

【震度５弱以上】の地震が発生した場合、又は大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」の発令を覚知したときは、消防長、次長、所属長、警防課員、指令室（非番員）は、所定の場所へ参集する。

（１）参集場所

ア　消防吏員

原則として、消防本部・消防署へ参集するものとする。ただし、やむを得ない事情がある場合、又は特に指示のある場合は、この限りでない。

イ　消防団員

（ア）団長、副団長及び分団長は、消防本部へ、それぞれ参集する。

（イ）分団長以下の団員は、それぞれの消防団詰所へ参集する。

（２）参集時の任務

家屋倒壊及び道路状況等の被害状況並びに消防活動阻害状況等の情報を収集するものとする。また、火災現場に遭遇した場合は、状況により、適切な判断を行い行動する。

4　活動体制

火災が延焼拡大に至った時は、道路、地形、水利等を考慮し、火災防御線を設定し、他への延焼阻止を図る。また、火災が同時多発的に発生又は延焼拡大し、消火活動が、これに対応できない時は、重点地域を定め、そこに消防力を結集し、防御にあたることを大震災時火災の基本方針とする。

（１）初動措置

地震発生に際しては、平常の業務をすべて停止し、次の体制により災害活動に専念する。

ア　消防本部、伊都消防組合消防本部

消防本部、伊都消防組合消防本部に警防本部を設置し、橋本市消防長が警防本部長として消防全般の総括的指揮にあたり、副警防本部長の消防次長が職務を補佐する。

なお、市本部が設置されれば消防長は本部員とし、警防本部は、市本部に編入することになるため、警防本部長は消防次長が職務を代行することとする。

指令室は、警防本部開設までの間、有無線電話の一斉試験を行う。

イ　消防署

（ア）無線電話各移動局の開局、試験
（イ）有線電話の一斉試験
（ウ）車両の安全確保
（エ）情報の収集（市内巡ら員）
（オ）消防機器の点検、増強

ウ　消防団

（ア）無線電話各移動局の開局、試験
（イ）車両の安全確保
（ウ）消防機器の点検、増強
（エ）出火防止、初期消火の広報
（オ）初期消火の指揮
（カ）人命救助

（２）情報収集

消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等を迅速に把握するための情報収集活動を行う。

（３）火災出動

同時多発的に発生する大震災時の火災に対しては、地震直後の状況や地域の延焼リスクを考慮し、市街地及び延焼危険の大きい地域の場合は、原則として消防署消防隊２隊を出動させ、その他の地域については、消防署消防隊１隊を出動させる。ただし、状況に応じて柔軟に対応できるよう体制を調整し、迅速な消火活動と被害拡大の防止に努める。

消防団にあっては、管轄区域内の火災の警戒鎮圧にあたることを原則とする。なお、警防本部からの命令があるときは、これに従う。また、地震時には、水道給水のストップによって消火栓が使用できなくなることが予想されるため、濠、河川、池、水路等の自然水利あるいは学校のプール等を効果的に利用する。

（４）救助出動

消防隊による救助は、火災の状況や消防隊の体制を踏まえ、対応可能な場合に実施するものとし、散発的かつ小規模な救助活動については、消防団員や付近の住民の協力を得ながら対応するものとする。

一方、消防団や付近住民等では救助できない事案も想定されることから消防力を有効に活用できる体制をとる。

＊消防車両保有状況　　【資料編　Ｐ-27 参照】
＊特殊消防用資機材保有状況【資料編　Ｐ-27 参照】

（５）救急出場

警防本部から特別な指示のない限り、通常の救急出場とする。しかし、有線通信途絶又は医療機関の被災等により、通常の救急活動は、不可能になることが予測されることから、災害状況がある程度把握されるまでの間は、消防署にあっては、消防署内又は消防署前に仮救護所を設置し、救護を求めてきた者に対し、救急処置を実施する。

（６）住民への広報

地震発生後には、迅速に出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を行う。この場合に、テレビ等の報道機関の協力を求め、市内数箇所からのテレビ報道ができるよう、積極的な呼びかけと体制づくりを図る。

５　住民による自主的消防活動

地域住民は、自らが居住する地域において地震が発生した場合、次の活動を行う。

（１）出火の防止

地震発生時においては、生命・身体の安全の確保の後、住民は早急にストーブを消す、プロパンガスの元栓を閉める、電源ブレーカーの切断等の出火防止活動を行い、できうる限り火災発生の防止に努める。

（２）初動的消火活動

地震発生時、住民は、近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平時から自主防災会において訓練を行うほか、各家庭において消火器具等の設置に努める。

6　応援要請

（１）隣接市町における相互応援

本市の消防力で対応が困難である場合、「消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

ア　方法

各協定書の定めるところによる。

イ　情報提供

（ア）災害の発生日時
（イ）災害の発生場所
（ウ）災害種別
（エ）災害の状況（現況、拡大の予測）
（オ）応援要請状況（隣接応援等）
（カ）人的、物的被害の状況
（キ）担当連絡責任者
（ク）その他、必要事項

（２）県内における相互応援

本市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「和歌山県下消防相互応援協定」及び「和歌山県下消防相互応援基本計画」により相互応援を行う。

ア　和歌山県下消防相互応援協定による応援要請を行う時は、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

（ア）災害の発生場所及び概要
（イ）必要とする人員、車両及び資機材
（ウ）集結場所、活動内容
（エ）連絡担当者

（３）他府県消防隊の応援要請（消防組織法第 44 条）

ア　市本部長（市長）は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして県支部を通じ県本部に要請する。

（ア）火災の状況及び応援要請の理由
（イ）応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
（ウ）応援要請を行う消防隊の種別と人員
（エ）市への進入経路及び集結（待機）場所

イ　緊急消防援助隊等他府県の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。

（ア）応援消防隊への地理情報の提供
（イ）消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
（ウ）応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
（エ）応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配

第４章　水防計画　【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】

1　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

具体的な水防活動については、橋本市水防計画書に沿って行う。

2　水防の組織

本市においては、消防本部をもって水防事務を処理する。水防活動のため、必要あるときは、橋本市地域防災計画による災害対策本部の各部を動員する。

3　警防本部の設置

消防長は、災害の状況により必要と認めた場合は、警防本部を消防本部に設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に編入する。

4　ため池の緊急点検

震度５弱以上の地震が発生した場合、「防災重点農業用ため池」について緊急点検を実施し、異常を確認した場合は応急対策を行うとともに、点検結果等を県を通じ国に報告する。

5　河川管理施設等の応急対策

災害により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

二次災害を防止するため、市本部は、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防施設において、次の水防活動を行う。

ア　水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び資機材等の輸送体制の確立
イ　河川管理施設及び砂防施設、特に工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
ウ　水門若しくは樋門に対する遅滞のない操作
エ　水防に必要な器具、資機材及び設備の確保
オ　被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

第５章　被災者救助保護計画

第１節　災害救助法の適用計画　【財務班、福祉保健班】

１　基本方針

県知事（県本部長）は、災害救助法の適用に基づき災害救助活動を行う（避難所の運営支援、食糧・物資の供給、医療等を含む救助活動は、県が主体となって実施し、市はこれを補助する）。ただし、市本部長（市長）は、事態が急迫し、県知事（県本部長）による救助活動を待つ余裕のない場合は、県知事（県本部長）に代わって救助活動を実施する。また、市本部長（市長）は、県知事（県本部長）の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急救助を実施する。

２　災害救助法の適用基準

災害が発生するおそれがある段階における救助法による救助は、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行う。

災害が発生した場合の災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令及び和歌山県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第１条に基づく本市における具体的運用基準は、概ね次のとおりである。

ア　当市の区域内で 80 世帯以上の住宅が滅失したとき。
イ　県の区域内の住宅滅失世帯数が 1,000 世帯以上で、本市域内の 40 世帯以上の住宅が滅失したとき。
ウ　県の区域内の住宅滅失世帯数が 5,000 世帯以上である場合で、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。
エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）
オ　多数の者が生命若しくは身体上に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
（例）山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住宅に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

３　災害救助法との関係

ア　市域に災害救助法が適用された場合、市本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
イ　市域に災害救助法が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれにあたる。
ウ　実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては市単独の救助として処理する。

4　被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

（1）住宅の滅失等の認定

＊災害の被害認定基準【資料編　P-90 参照】

（2）住宅の滅失等の算定

ア　全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一つにする実際の生活単位をもって１世帯とする。

イ　住宅が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した１世帯とみなす。

5　災害救助法の適用手続

（1）通常の場合

市本部長（市長）は、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を県支部を経由し、県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を要請する。

ただし、発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告すること。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の要因

ウ　被害の状況

エ　既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

（2）緊急の場合

市本部長（市長）は、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに県支部（振興局）を経由して、県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受けなければならない。

（3）本市域で大規模な被害を受ける地震が発生した場合

市本部長（市長）は、前記（２）の措置をとるとともに、県本部は、被害状況の把握に努め、災害救助法による応急救助の実施の必要性が予想される場合には、災害救助法の適用手続きを速やかに進めるものとする。

6　災害救助法による救助の種類

（１）救助の種類

市本部において実施する災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりである。なお、災害救助法に定める救助の程度、方法及び期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県知事（県本部長）に申請する。

【救助の種類】

救助の種類	実施期間	実施の区分
避難所	発生から７日以内	市本部
応急仮設住宅の供与	発生から着工は 20 日以内 供与期間は２年以内	対象者、敷地の選定＝市本部 建設＝県本部
炊き出しその他による食品給与	発生から７日以内	市本部
飲料水の供給	発生から７日以内	市本部
被服､寝具その他生活必需品の給与又は貸与	発生から 10 日以内	確保輸送＝県本部 調査、報告、割当配分＝市本部
医療及び助産	発生から医療 14 日以内 助産７日以内	医療救護班出動要請＝県本部 その他＝市本部
被災者の救出	発生から３日以内	市本部
福祉サービス	発生から７日以内	市本部
住宅の応急修理	発生から１箇月以内	対象者選定＝市本部 修理＝県本部、市本部
学用品の給与	発生から教科書１箇月以内 文房具 15 日以内	調査、報告、割当配分＝市本部
火葬援助	発生から 10 日以内	市本部
遺体の捜索	発生から 10 日以内	市本部
遺体の処理	発生から 10 日以内	市本部
障害物の除去	発生から 10 日以内	市本部

（２）市本部長（市長）への委任

県知事（県本部長）は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、県知事（県本部長）の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市本部長（市長）に委任することができる。

なお、委任されない事務については、市本部長（市長）は県知事（県本部長）の行う救助を補助する。

7　救助の実施状況の記録及び報告

福祉保健班は､災害救助法による救助活動の実施状況を､日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県本部（救助班）に報告する。

＊救助日報【資料編　P-77 参照】

8　「救助の程度、方法及び期間」の早見表

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表は、次のとおりである。
同法に基づく救助活動にあたっては、これらの基準に配慮して実施する。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表【資料編　P-71 参照】

第２節　被災者生活再建支援法の適用計画　【健康福祉部】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

１　資金の種別

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

２　支給の要領等

（１）対象となる自然災害

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

オ　ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満のものに限る）における自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る）で、５世帯（人口５万人未満の市町村にあっては２世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

（２）支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ、住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（３）支給金額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。（中規模半壊は、加算支援金のみ）
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当額の３／４の額）

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（(2) アに該当）	解体（(2) イに該当）	長期避難（(2) ウに該当）	大規模半壊（(2) エに該当）
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円
	100 万円	50 万円	25 万円

※下段は、中規模半壊の場合の支給額
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

（４）支援金の支給申請

ア　申請窓口　　橋本市
イ　申請時の添付書面　①基礎支援金：り災証明書、住民票　等
　　②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
ウ　申請期間　①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
　　②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

３　その他の被災者支援の仕組みの構築

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第３節　避難計画

【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】

１　基本方針

市本部は、震災のために被害を受け、又は延焼火災等による二次被害を受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護に努める。発令にあたり、必要に応じて県の他、気象防災アドバイザー（和歌山地方気象台）等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

特に避難の伝達方法については、発令時の状況や対象地区及び避難行動要支援者に十分配慮する。

２　発令及び発令基準

（１）避難情報等の発令及び発令基準等

ア　市本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、必要と認める地域の居住者及び滞在者等に対し、「橋本市避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき、緊急を要すると認める時は避難のための立ち退きを指示する。

イ　「指示」は災害が発生するおそれの高い状況、災害リスクのある危険な場所から災害が発生するまでに全員避難を指示する。

ウ　災害が発生し、又は直後に発生しようとする場合において、避難のために立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所への退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示する。

エ　発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ国の機関や県に助言を求めることができる。

オ　避難のための立ち退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは速やかにその旨を知事に報告する。

カ　災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（２）避難の種類と発令の意図

ア　高齢者等避難

土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある状況から避難に時間を要する避難行動要支援者等の避難を開始させる。通常の避難行動ができるものに避難準備や自主避難を開始させる。

イ　避難指示

土砂崩れ等の災害が発生する恐れが高い状況、災害リスクのある危険な場所から災害が発生する前までに全員避難を開始・完了させる。

ウ　緊急安全確保

災害が発生又は切迫し、指定避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況においては、いまだ危険な場所にいる住民等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、身の安全を確保する行動に行動変容するよう促す。

（３）実施責任者

避難のための避難情報等の発令、避難所の開設及び避難者への収容保護指示ができる権限者は次のとおりである。

【避難指示の基準】

①	高齢者等避難		市長（本部長）（災害対策基本法第56条第2項）
②	避難指示	洪水について	知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
			水防管理者（水防法第29条）
		地すべりについて	知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）
		災害全般について	市長（本部長）（災害対策基本法第60条第1項）
			知事（災害対策基本法第60条第6項）
			警察官（警察官職務執行法第4条・災害対策基本法第61条第1項）
			自衛官（災害派遣）（自衛隊法第94条）
③	緊急安全確保	災害全般について	市長（本部長）（災害対策基本法第60条第3項）
④	警戒区域の設定	災害全般について	市長（本部長）又はその委任を受けて市長（本部長）の職権を行う市の吏員（災害対策基本法第63条第1項）
			警察官（災害対策基本法第63条第2項）
			自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
			知事（災害対策基本法第73条）
		火災について	消防吏員（水防法第21条）
			警察官（消防法第28条第2項）
		水災について	水防団長（消防団長）・水防団員（消防団員）（水防法第２１条）
			警察官（水防法第21条第2項）
			消防吏員（水防法第21条）
		火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第36条）
			警察官（消防法第36条）
⑤	退去命令	火災警戒区域内	消防長若しくは消防署長又はこれらに委任された消防吏員若しくは消防団員（消防法第23条の2）
		消防警戒区域内	消防吏員・消防団員（消防法第28条）
⑥	避難所の開設、収容		市長（本部長）

また、避難指示等の発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ、国（和歌山地方気象台等）の機関や県に助言を求めることができる（災害対策基本法第 61 条の２）。

3　避難の方法

（1）緊急避難

大規模な地震が発生したときは、身の安全を確保するため状況に応じて緊急避難を行う。緊急避難は、自主的な判断、又は避難情報等により行う。

（2）市街地の延焼火災からの避難

市街地の延焼火災が発生したときは、身の安全を確保するため避難場所等に避難する。避難は、自主的な判断、又は避難情報等により行う。

（3）避難

避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難場所等に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

（4）避難情報の伝達方法・伝達事項

避難情報の伝達方法は原則として次のとおりとし、場合に応じて第３編第２章第４節「災害広報計画」による。

ア　伝達方法
- （ア）放送による伝達
- （イ）広報車による放送
- （ウ）伝達員による伝達
- （エ）SNS、エリアメール等による伝達

イ　避難時の伝達事項
- （ア）避難の理由
- （イ）避難情報の対象地域
- （ウ）避難先
- （エ）避難経路
- （オ）避難行動における注意事項

（5）避難行動における注意事項

ア　避難に際し、電源ブレーカーの遮断、火気、危険物等の後始末及び戸締りを完全にする。

イ　会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、プロパンガス等の保安措置を講ずる。

ウ　現金、貴重品ほか日用品、身回品を最小限にする。
　状況に応じ、避難者に少なくとも３日分程度の食糧、水、タオル、照明具及び最小限の着替えを携行させる。

エ　なるべく氏名票を携行させる。

オ　携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。

カ　隣人（家）への伝達

（6）避難者の確認、救出

避難に際しては、警察官並びに消防吏員・消防団員等とも密接な連絡をとって行うものとし、避難の指示を発した地域に対しパトロールを行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。

（７）避難誘導

避難誘導は、市職員、警察官、消防吏員・消防団員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ区・自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行う。

（８）要配慮者の避難

市本部は、区・自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、在宅介護サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、心身障がい者等、難病患者等の名簿、乳幼児や小学生を抱えるひとり親家庭の名簿を利用し、避難情報を伝達することにより確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

要配慮者を発見した場合には、一時避難場所、拠点避難所等への移動、社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

４　避難所

（１）収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア　避難情報等が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者

イ　住家が災害により全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水（破壊消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

（２）避難所の開設及び閉鎖

指定避難所の開設及び収容並びに被災者の保護は、基本的に市の責務であるため、災害により住民を避難収容させる必要が生じたとき、適切な指定避難所を開設し収容する。

ア　危険区域と避難立ち退き先の指定

市はそれぞれの地区の実情、震災の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

イ　開設期間

避難所の開設期間は、災害発生から７日以内とする。ただし災害が落ち着くに従い収容人数が次第に減少するときは、市は避難所を随時整備縮小し、その都度その旨を県に報告しなければならない。なお、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、県伊都支部を経由して県本部に開設期間の延長を要請し、県が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで、期間を定めることができる。申請にあたっては以下の項目を明示する。

（ア）実施期間内により難い理由
（イ）必要とする救助の実施期間
（ウ）期間延長を必要とする地域、救助対策者数
（エ）その他

ウ　避難所の閉鎖

災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定する。市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

（３）避難所の設置報告及び収容法状況報告

市は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況を県に報告する。

ア　避難所名、場所、開設日時（指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を含む）

イ　箇所数及び避難所別収容人数

ウ　開設期間の見込み

（４）避難所の開設状況の周知

市は避難所の開設状況等をウェブサイト等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

（５）避難所の管理運営

地域住民が、避難所運営に関わることが円滑な避難所運営上不可欠である。そのため、避難所運営委員会を立ち上げ、組織は自主防災会等地域住民の代表者・避難者・施設管理者及び市避難所従事職員で構成し運営する。なお、マニュアルの習熟、訓練等を通じて、拠点避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

また、市及び各拠点避難所の運営者は、拠点避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

避難所の開設・運営の手順等の詳細については、「拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所・小規模避難所）」によるものとする。

ア　避難者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について搬送などの措置をとる。

イ　避難所の管理責任者には男女両方を配置する。

ウ　施設の職員、警察、区・自治会、自主防災会、避難者等の協力を得て、防犯パトロールの実施など避難所機能の自治的な維持と安全管理に努める。

エ　収容者に対し、避難指示の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、収容者の安心に努める。

オ　名簿等を参考に避難者の実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。

カ　新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。

キ　平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中（自宅療養）の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努める。

ク　避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

ケ　収容者のニーズの把握、調整を行う。特に、高齢者や心身障がい者等要配慮者のニーズには配慮する。

コ　要配慮者に対し、次の措置を行う。

（ア）担当職員、民生委員・児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。

（イ）避難者の障害や身体の状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設（福祉避難所）へ速やかに搬送する。

（ウ）避難者の障害や身体の状況に応じたホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣要請をする。

（エ）高齢者、重症心身障がい者、乳幼児等（食物アレルギー等を含む）に配慮した食糧や衛生用品等を供給する。

（オ）要配慮者に配慮したスペースを提供する。

（カ）聴覚障がい者や外国人等、言葉でのコミュニケーションが苦手な方との意思疎通や情報取得を支援するため、イラスト等を指差してコミュニケーションを図る「コミュニケーション支援ボード」を活用する。

（キ）避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を要請する。

サ　市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。なお、必要に応じて、キッチンカー、トレーラーハウス等、食事・洗濯・入浴サービス等の生活支援に有効な災害対応車両の登録・データベース化を検討する（災害対応車両登録制度を活用）。

シ　避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止等の観点から必要に応じて、プライバシーの確保に配慮する。また、男女別のトイレ、更衣室を用意し、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点に配慮する。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

ス　女性向け物資の配布は、女性が担当する等配慮する。

セ　学校の体育館に収容しきれない場合は、空教室の利用、トイレの使用など、その状況に応じて、避難所関係者が協議の上、方針を決定するものとする。

ソ　家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

タ　避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。なお、避難所運営にあたって NPO、ボランティア団体等の支援を求める場合は、必要に応じて「被災者援護協力団体登録制度」を活用する。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

（６）避難所以外の避難者に対する対応

適宜、県などの関係機関と連携し、避難所以外で生活する避難者に対し、以下の措置を講ずる。

ア　指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置するなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

イ　在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ウ　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

エ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

オ　高齢者、障がい者等の多様なニーズに対応するため、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するなど、福祉サービスの提供に努める。

（７）広域避難・広域一時滞在

ア　県内における広域避難・広域一時滞在

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができる。

なお、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設最要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求めることができる。

イ　県外への広域避難・広域一時滞在

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ　避難者に対する情報提供

市は県と適宜連携し、広域避難･広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難･広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

エ　受入先の市町村との情報共有

市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

（８）福祉避難所

避難所での生活が困難な要配慮者に対しては、必要に応じて福祉避難所を開設し受け入れを実施する。福祉避難所は原則として社会福祉施設とし、既存施設での対応が難しい場合には、公的施設や民間の福祉関連施設などの活用可能性を調査し、施設管理者と協議の上で開設を行う。

また、福祉避難所が適正に運用されるよう、受け入れ対象者を特定し、事前に公示することで避難者が誤って避難することを防止する。

（９）その他必要とする事項

収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し、一定時間毎に次の事項を報告する。

ア　拠点避難所状況報告書　　【資料編　Ｐ-120 参照】
イ　応急食糧関係（申請書）　　【資料編　Ｐ-83 参照】
ウ　被災者台帳　　【資料編　Ｐ-121 参照】

（10）学校施設に避難者を受け入れたときの対策

学校施設を避難場所として使用する場合は、以下のとおり避難者を受け入れる。なお、あらかじめ施設の鍵等を危機管理室に貸し出すとともに、利用可能な教室の情報を共有するなど、責任者（校長）不在の場合でも受入れ可能な体制を構築する。

ア　臨時応急避難の場合

学校長及び職員は、市本部の指示により、できる限りの協力を行う。

イ　長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、市本部は学校長等と協議し必要な措置をとる。

５　南海トラフ地震の時間差発生への配慮

過去に発生した東南海・南海地震では、二つの地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数年の時間差で発生している例が知られている。発生の順序についても、東南海地震が先に発生する場合のほか、南海地震が先行して発生した可能性も指摘されている。このため、市は、後発地震により土砂災害の発生が懸念される地域等について、数日間に限っての避難の実施を検討する。また、数日間避難した後、地震が発生しない場合には、原則として最大限の警戒を呼びかけた上で避難の解除を行う等、避難解除時期について、万全を期すものとする。

第４節　食糧供給計画

【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】

1　基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも３日～１週間分に相当する量の食糧を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね３日分に相当する量の食糧を確保する体制整備に努める。そのため、市は、保存食糧の公的備蓄、流通備蓄等あらかじめ必要な措置をとるものとする。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な食糧の備蓄に努める。

地震発生後は、必要に応じて食糧供給対策を確立し、備蓄食糧及び炊き出し等による食糧の供給を速やかに実施する。その際、高齢者や心身障がい者、乳幼児等の要配慮者には十分な配慮を行う。

2　地震発生後の時間経過毎の食糧供給計画

【時間経過毎の食糧供給計画】

	住民	市本部	県本部
（１） 地震発生後24時間程度まで	・原則として各家庭の備蓄食糧で対応（各家庭で３日～１週間分を確保することを基本とする。）	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄食糧の供給 ・市本部において米穀の供給が不可能な場合は、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を県本部に要請する。	・公的備蓄物資の払い出しを準備 ・和歌山県トラック協会に輸送の協力要請 ・流通業者への協力要請（流通在庫の供出） ・必要に応じて広域応援依頼
（２） 地震発生後３日目程度まで	上記（１）に加え ・市、県等による供給により食糧を確保	・食糧の集積・配送拠点の運営 ・食糧供給場所の設置（避難所等） ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への食糧輸送 ・避難所等での食糧供給	・市の要請により備蓄食糧の払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊、日本赤十字社等との連携のもと、市本部の食糧供給活動を支援
（３） 地震発生後４日目以降	上記（２）に加え ・可能な範囲で炊事、調理を実施	上記（２）に加え ・県外から輸送された食糧を避難所等に輸送・供給 ・炊き出しの実施	・県外から輸送された物資の受け入れ ・市本部の食糧供給活動を支援

3　食糧供給対象者

ア　避難所に避難した者
イ　住宅の半壊等により炊事ができなくなった者
ウ　災害地における対策作業等に従事する者で必要があると認める場合
エ　通常の流通機関が一時的に麻痺し、食糧が入手できない者等

4　備蓄食糧の種類・量

市は、備蓄食糧の確保に努めており、災害発生時には迅速かつ適正に備蓄食糧を供給する。なお、ライフラインの途絶等により炊事、調理を行うことが困難な場合も予想されることから、調理の不要な食品を中心に備蓄するものとする。

＊災害対策用備蓄品一覧表【資料編　P-13 参照】

5　食糧の確保

地震発生後３日間程度は、ライフラインの途絶等により炊事、調理を行うことが困難な場合も予想されることから、各家庭における備蓄並びに市他の公的備蓄及び流通在庫方式により食糧を確保する。４日目以降は、県外からの緊急輸送物資及び炊き出し等により調達する。

（１）食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

ア　乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等

イ　乳幼児には粉ミルク、牛乳、お茶

ウ　産業給食（弁当）

（２）米穀の確保

ア　災害救助法の適用を受けない場合

被災者支援班は「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書」により県支部を通じ県本部に申請するとともに、県本部の配給数量の決定により保管業者から現品を購入する。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

＊応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式１号）
【資料編　P-83 参照】

イ　災害救助法の適用を受けた場合

前アによる供給が不可能な場合は、震災発生状況又は給食を必要とする事業及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を知事に申請し調達する。

ただし、やむを得ない場合により市が、農林水産省農産局長に直接申請した場合は、必ず知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

（３）乾パン及び乾燥米飯

被災者支援班は、災害応急用乾パン及び乾燥米飯の配給を前記（２）イに準じて県支部を通じ県本部に申請し、乾パン及び乾燥米飯の引渡を受ける。

（４）その他の食糧品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食糧品（米・乾パン・乾燥米飯も含む。）については、災害時における物品の供給協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県支部を通じ県本部に調達斡旋を要請する。

（５）食糧の輸送

ア　輸送体制

第３編第 14 章第２節「輸送計画」を参照。

イ　調達業者による直送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

（６）食糧の集積

被災者支援班だけでは対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

６　食糧の供給方法

（１）食糧の供給

被災者支援班は、次の方法で物資の供給等を行う。

ア　避難所での供給

調達した食糧は、避難所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

イ　住宅の半壊等により炊事ができない者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難所へ必要数を供給する。

なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難所へ登録し、自らが避難所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

（２）要配慮者への配慮

食糧の供給にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供給に配慮する。

（３）県、国との連携

市は、国、県と連携し、食糧の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための新物資システム（B-PLo）を活用し、迅速かつ円滑な被災地への食糧支援を図るものとする。

また、物資供給体制の整備にあたっては、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも想定するものとする。

7　炊き出しの方法

（1）要員の確保

教育避難班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、他班の要員を充てるが、必要に応じて、対策本部事務局と協議の上、避難者及び関係団体等（橋本市赤十字奉仕団等）の協力を得る。

（2）炊き出しの施設（場所）

主として公民館等とする。なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等、近くの適当な施設を利用する。

（3）炊き出し上の留意事項

ア　炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。
イ　責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。
ウ　災害の状況により食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食などを考慮する。
エ　支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。
オ　心身障がい者、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対しては、使いやすい食器類を確保するとともに、調理方法についても十分配慮する。

（4）炊き出しの給食基準等

炊き出し、その他による給食基準については、第３編第５章第１節「災害救助法の適用計画」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。

ア　金銭による支給は行わない。
イ　副食及び燃料については、品目、数量とも特に制限はない。
ウ　雑費は、品目の使用料金又は借上料のほか、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

【資料編　P-71 参照】

（5）食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に、次の事項に留意する。

ア　炊き出しの施設は、できる限り公民館など既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物などの処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。
イ　炊き出し施設には、食糧、適水を十分に供給する。
ウ　供給人員に対して必要な器具及び容器を確保し、備え付ける。
エ　炊き出しの場所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備の確保に努める。
オ　供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
カ　使用原材料の仕入れ及び保管には十分注意する。

（6）応急給食（食糧の配給）実施要領

炊き出しその他による食糧の供給は、概ね次のとおりである。

【給食を実施するにあたっての基本事項】

配給対象	配給限度数量	取扱者	承認機関	備考
ア　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米200ｇ	市町村長	知事	災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
イ　被災により販売業者が通常の配給を行うことができないためこれに代わって販売をする場合	1日当たり精米400ｇ	市町村長	知事	
ウ　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米300ｇ	作業実施責任機関	知事	
エ　特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり精米200ｇ	市町村長と災害発生機関とが協議	知事	
（配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって乾パンとする。）				

【乾パンの応急給食にあたっての基本事項】

乾パンの規格	食糧部乾パン　1袋100ｇ（1食分）

8　応援要請

市本部は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、応援の必要を認めたときは、その不足分を県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定に基づき、関係市に供給要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

（1）物資の確保

ア　所要物資の種別及び数量
イ　物資の送付先及び期日

（2）炊き出しの実施

ア　所要食数（延べ人員数）
イ　炊き出し期間
ウ　炊き出し品の送付先及び責任者の氏名

＊災害時等における防災資機材の提供に関する協定書（株式会社ジーアイビー）

【資料編　P-66参照】

第５節　給水計画　【危機管理室、水道班】

１　基本方針

市本部は、地震発生後速やかに応急給水体制を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置して応急給水を行う。その際には、病院など人命救助の観点から、緊急性が高い医療機関等への給水を優先するものとする。

また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、日本水道協会和歌山県支部を通じて、県本部、日本水道協会関西地方支部等に応援を要請する。

なお、平常時より各家庭において少なくとも３日分に相当する量の飲料水を確保することを基本とするが、市においては、配水池等の活用を図り、住民１人１日あたり約３リットルを目標とした飲料水の供給を確保する体制の整備に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても、必要な量の飲料水の備蓄に努める。

２　地震発生後の時間経過毎の給水計画

【時間経過毎の給水計画】

	住民	市本部	県本部
（１） 地震発生後 24 時間程度 まで	・原則として家庭に備蓄した飲料水で対応（１人１日３リットルを目安に備蓄） （各家庭で３日分を確保することを基本とする。）	・水道施設の被害状況、住民の避難状況等の把握 ・給水班の編成 ・給水場所の設置 ・給水に着手（病院など人命救助の観点から緊急性が高い施設への給水を優先） ・県本部への応援依頼（日本水道協会和歌山県支部を通じて依頼）	・市本部からの応援要請に対応するため広域応援体制を準備 ・市町村、応援主管府県、自衛隊又は国等へ応援要請
（２） 地震発生後 ３日目程度 まで	上記（１）に加え ・応急給水により飲料水等を確保 ・家庭用井戸の活用※（近隣家庭への協力）	・各給水場所において飲料水等の給水を実施（給水車等を使用） ・給水状況・水道の復旧見込み等に関する広報	・近隣市町、応援主管府県、自衛隊又は国等と連携して市本部の給水活動を支援
（３） 地震発生後 ４日目以降	上記（２）に加え ・応急給水活動に協力	上記（２）に加え ・応援車両等を活用した飲料水等の運搬、給水	（同上）

※災害時における協力井戸の登録及び家庭用井戸の位置の把握に努めておくものとする。

３　給水対象者

災害により飲料水及び生活用水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

4　給水体制

応急給水を実施するため、本市の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

5　飲料水の確保

（1）水源

災害時の飲料水の水源は、橋本市上水道事業施設等を水源とする。

（2）飲用指導

家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、福祉保健班と協議し、飲用指導を実施する。

実施に際しては、橋本保健所の指導を仰ぐものとする。

（3）運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、給水ポリ容器、ろ水機、運搬車等を確保、調達する。

（給水用資機材、給水用タンクの備蓄状況は、第２編第 21 章第３節「救助物資等備蓄計画」を参照）

6　給水の方法

（1）給水方式

ア　拠点による給水

拠点避難所、一時避難場所又は公園等の指定する場所で、給水車等により給水する。

イ　運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

ウ　仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

エ　応急給水所による給水

給水設備により給水する。

（2）順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、拠点避難所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

（3）給水量

１人１日３リットルを目標とする。

（4）広報活動

計画的な給水のため、給水場所・給水時間帯等を指定した給水広報を行う。

7　応援要請

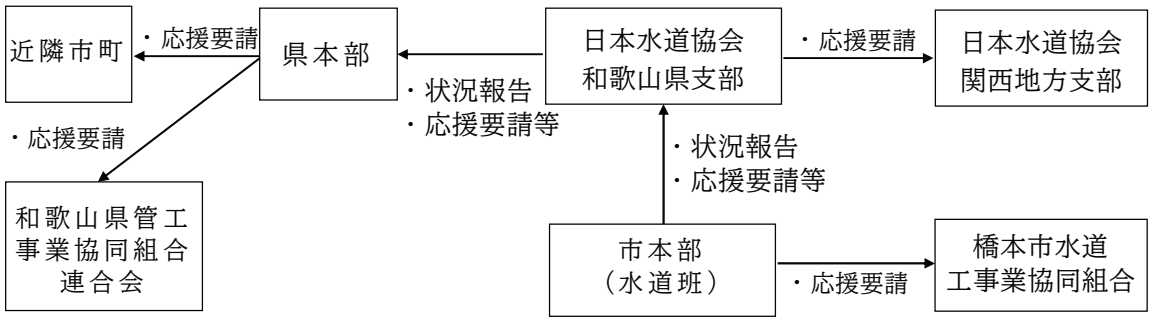
市本部のみで応急給水活動ができない場合は、日本水道協会和歌山県支部を通じて、日本水道協会関西地方支部、日本水道協会に応援を要請し、協力を得て実施する。

8　上水道施設の応急復旧の基本方針

水道班は、災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、必要な資機材や人員等の確保とともに被害情報等の連絡体制を確立し、迅速かつ効率的に応急対策を実施する。

なお、市単独で上水道施設の速やかな応急復旧ができない場合は、県本部（日本水道協会和歌山県支部を通じて要請）、橋本市水道工事業協同組合等に応援を要請する。

9　応急復旧にあたっての組織・連絡体制



10　応急復旧資機材の備蓄・確保

（1）応急復旧資機材の備蓄

近隣水道事業体との調整を図り、平常時から資機材の在庫量・保管状況を確認して、台帳等で管理するとともに、定期的に点検整備する。

（2）応急復旧資機材の確保

ア　備蓄している応急復旧用資機材を使用し、迅速に応急復旧作業を行う。

イ　不足する場合は、関係機関、県本部、橋本市水道工事業協同組合等に要請し、必要な資機材を調達する。

11　応急復旧要員の確保

（1）非常配備体制の確立

震災時に飲料水の確保、復旧及び情報収集・伝達等に必要な要員を確保するため、あらかじめ職員の非常配備体制を確立する。

（2）休日・夜間の動員体制

休日・夜間等の勤務時間外に地震が発生した場合、職員は被害状況に応じて各所属へ参集し、応急対策に従事するものとする。

（３）関係機関、工事業者等への応援要請

市職員の体制では早期の応急給水、応急対策が十分に行えないと判断される時は、県本部（日本水道協会和歌山県支部を通じて要請）や橋本市水道工事業協同組合等の関係機関へ応援要請を行い、人員、機材等の導入を図る。

よって、水道班は、橋本市水道工事業協同組合等との間で、応援可能な人員、動員方法等をあらかじめ協議しておくものとする。

12　被害状況の把握・報告・広報

（１）被害状況等の調査及び情報収集

応急復旧を効率的に進めるため、次に示すような被害調査を速やかに実施するとともに、被害情報の収集を行う。

ア　上水道施設の被害状況
イ　断水地域、戸数
ウ　その他必要と思われる事項

（２）市本部、県本部への報告

水道班は、調査結果等の被害情報を、速やかに水道事故報告書により市本部（対策本部事務局）に報告する。市本部は、部門別被害状況等の被害報告書により県支部経由で、県本部に報告する。

（３）広報

緊急時には、円滑に復旧作業を進めるため、市民に必要な情報を的確に提供し、理解と協力を求める。特に、復旧見込み情報については、的確な情報提供に努める。

13　各施設の応急復旧

ア　取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧及び基幹配水本管の復旧を最優先して行う。

その後、病院、避難所等への給水が早急に行われるよう考慮しながら、順次配水支管、上水道等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

イ　復旧後の施設の使用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行う。

ウ　管路等地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等について、道路管理者や占用事業者と相互に連絡調整をとる。

エ　復旧後の施設の使用開始にあたっては、道路管理者等へ事前に連絡を行う。

第６節　物資供給計画　【被災者支援班、経済推進部】

１　基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも３日分に相当する量の必要物資を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね１日に相当する量の必要物資を確保する体制整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な物資の備蓄に努める。

地震発生時には、速やかに生活必需品等供給体制を確立し、被災者に対して生活必需品を給与又は貸与することにより生活の安定を図る。

２　地震発生後の時間経過毎の生活必需品供給計画

【時間経過毎の生活必需品供給計画】

	住民	市本部	県本部
（１） 地震発生後 24 時間程度 まで	・原則として各家庭での備蓄で対応 ・住民相互支援により対応 （各家庭で少なくとも３日～１週間分を確保することを基本とする。）	・被災状況、住民避難状況等の把握 ・備蓄物資の供給 ・県本部への応援依頼 ・輸送車両の手配	・公的備蓄物資の物資払い出しを準備 ・和歌山県トラック協会に輸送の協力要請 ・流通業者への協力要請（流通在庫の活用） ・必要に応じて広域応援依頼
（２） 地震発生後 ３日目程度 まで	上記（１）に加え ・市・県等による供給により生活必需品を確保	・供給場所の設置（避難所等） ・県備蓄物資の受け入れ ・避難所等への物資輸送 ・避難所等での物資供給	・市の要請により備蓄物資の払い出しを実施 ・応援主管府県、自衛隊等との連携のもと、市本部の活動を支援
（３） 地震発生後 ４日目以降	（同上）	上記（２）に加え ・県外から輸送された物資を避難所等に輸送・供給	上記（２）に加え ・県外から輸送された物資の受け入れ

３　供給対象者

ア　住宅が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう）並びに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者

イ　被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者

ウ　通常の流通機関が一時的に麻痺し、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手できない者

4　供給範囲（物資の種類）

物資の供給は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にする）を現物により行い、災害救助法が適用された場合のその基準額は、県計画による。

【給与又は貸与の対象品目】

供給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ティッシュペーパー、洗面用具、セッケン、レジャーシート等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電灯等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

（注）その他、季節に応じた品目を考慮する。

5　備蓄物資の種類・量

市は、必要物資の確保に努め、災害発生時には、迅速かつ適正に備蓄物資を供給する。
＊災害対策用備蓄品一覧表【資料編　P-13 参照】

6　物資の確保

（1）物資の調達

被災者支援班は、公的備蓄の供給及び協定している企業等から適宜調達先を選定して生活必需品を確保する。

なお、市本部だけで必要量の確保が困難な場合は、県支部を通じ県本部に備蓄物資の払い出しや斡旋の要請を行う。

（2）物資の輸送

ア　輸送体制

第３編第 14 章第２節「輸送計画」を参照。

イ　調達業者による直送

指定業者等より調達する物資は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

（3）集積

商工物資班のみで対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

7　物資の供給方法

（１）被災範囲が広域にわたり多数の被災者が殺到している状況等での供給

ア　避難所での供給

調達した物資は、避難所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

イ　住宅の半壊等により生活必需品が不足する者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難所へ必要数を供給する。

なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難所へ登録し、自らが避難所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

（２）被災者の状況が比較的安定してきた状況等での供給

被災者支援班は、次の方法で物資の割当て、供給等を行う。

ア　物資の割当方法

（ア）被害状況の報告

情報・運用支援班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県支部へ提出する。

（イ）割当台帳の作成

被害状況から全失世帯等に区分して「救助用物資割当台帳」を作成する。

（ウ）割当基準

物資調達・輸送調整等支援システムなどにより調達した物資を、世帯別に割当てる。

（エ）注意事項

ａ　割当ての基準を変更してはならない。余剰物資があってもそのまま保管しておく。

ｂ　世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。給与又は貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定された者を除く。

ｃ　世帯の全員が災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。

ｄ　災害発生後の出生者は、県本部に連絡したうえ割当てる。

ｅ　性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当をする。

（３）物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、供給した後の残余物資については、被災者支援班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

（４）県、国との連携

市は、県、国と連携し、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための新物資システム（B-PLo）を活用し、迅速かつ円滑な被災地への物資支援を図るものとする。

また、物資供給体制の整備にあたっては、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも想定するものとする。

8　応援要請

市本部は、応援の必要を認めたときは、県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定市町に要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

（1）物資の確保

ア　所要物資の種別及び数量

イ　物資の送付先及び期日

第７節　住宅・宅地等対策計画　【福祉保健班、被災者支援班、計画班】

１　基本方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

なお、応急仮設住宅の建設及び供与にあたっては、高齢者や心身障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

また、住宅は生活の基盤となるものであり、住民においても、自ら被災した住宅等の復旧に努めるものとする。

２　応急危険度判定調査の方針

災害発生時には、被災家屋等による二次災害の防止を目的として、速やかに家屋等の被害状況及び被災家屋等の二次災害に対する危険度を把握するものとする。震度５以上の地震が発生した場合は調査実施本部を立ち上げて対応を行い、震度５未満の場合は調査班と連携し被害状況に応じて判断を行う。これらの判断に基づき、以下の調査を早急に実施するものとする。特に、調査の実施については、各調査のマニュアルに基づいて行うものとする。

（１）被災建築物応急危険度判定調査

地震直後、早急に地震活動による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止する。

（２）被災宅地応急危険度判定調査

宅地の擁壁、地盤、のり面、排水施設のクラックやずれ、崩壊等、損傷の程度等について調査し、二次災害発生の防止を図る。

（３）応援要請

被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地応急危険度判定調査を行う場合は、和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会制定の「判定士緊急時連絡マニュアル」により、必要に応じ、県に対して応援要請を行う。

３　社会福祉施設への収容

市は、災害により住宅を失い、又は破損等により居住することができなくなった者のうち、必要に応じ、要配慮者等を社会福祉施設に収容する。

4　住宅の応急修理

（1）対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員、その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

ア　住宅が半失（半焼又は半壊）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

イ　自らの資力では応急修理ができない世帯

（2）応急修理の内容、修理費用の限度及び期間等

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表　【資料編　Ｐ-71 参照】

（3）記録の整備保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

ア　住宅応急修理記録簿

イ　住宅応急修理のための契約書

ウ　支払証拠書類

（4）災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県が実施することとなるが、当該救助を知事から委任を受けた場合は、市において実施する。

5　賃貸型応急仮設住宅の供与

賃貸型応急仮設住宅の供与については、県が締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

6　建設型応急仮設住宅の供与

地域に十分な既存住宅ストックが存在せず、賃貸型応急仮設住宅としての供与ができない場合には、建設型応急仮設住宅を建設する。

（1）入居対象者

地震により住宅が被害を受け、居住する住宅がない被災者のうち、次の３つの要件を満たす者とする。

ア　居住していた住宅が全失、又は半失して居住不能の状態にある。

イ　相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ　住宅を賃借し、又は、購入するための資力がない。

（２）災害救助法による応急仮設住宅に入居できる者

災害により、住宅が全失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表　【資料編　P-71 参照】

（３）入居者の選定

市本部は、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

（４）建設用地（予定地の選定）

市は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所やライフラインの整備状況等を考慮して応急仮設住宅の建設適地を選定しておくこととする。その予定地のなかから、地震発生時に、市本部長（市長）が被災状況等から判断して、建設が適当と認められる用地を指定する。

（５）応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者で、自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、プレハブ建築協会、一般社団法人和歌山県建設業協会、橋本市建設協会等の協力を得て、プレハブ等の簡易な応急仮設住宅を建設する。

なお、その際、段差の解消、スロープ及び手すりなどの設置を図り、高齢者や心身障がい者に配慮した構造の応急仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表　【資料編　P-71 参照】

＊モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書（一般社団法人 日本オフサイト建築協会）　【資料編　P-65 参照】

（６）応急仮設住宅への入居及び退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成された時は撤去されるべき性格のものであるため、入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう住宅の斡旋等を積極的に行うものとする。

（７）応急仮設住宅の管理にあたっての配慮

市本部は、高齢者や心身障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

また、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子供・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮するものとする。

（８）帳簿の整備保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備保管する。

ア　応急仮設住宅入居者台帳
イ　応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
ウ　応急仮設住宅建築工事請負契約書
エ　設計書
オ　工事代金支払証拠書類
カ　入居該当者選考関係書類

（９）災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、市は、県が行う救助に協力する。

7　災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が、次の各号のいずれかに達したときは、低所得被災者のため、国庫補助を受けて建設し、入居させる。

（１）建設対象

ア　地震による災害の場合
　（ア）被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。
　（イ）市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
　（ウ）滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。
イ　火災による災害の場合
　（ア）被災地全域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
　（イ）滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

（２）入居者の選定

次の条件により、入居者を選定する。

ア　当該災害により住宅を滅失した世帯
イ　現に住宅に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から３年を経過する日までの間）

（３）補助義務戸数

災害により滅失した住宅戸数の３割以内（激甚災害の場合５割）

（４）建設費の国庫補助

建設等に要する費用（標準建設費）の３分の２

8　空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

９　公共施設の応急対策

各施設の管理者は、各種公共施設や一般建築物等における人命の安全及び機能の確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い、被害の軽減に努める。

公共施設は、災害対策活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

（１）実施担当

災害時における応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

（２）予防措置

施設管理者は、平常時から災害の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは適宜、補強その他の処置をし、施設等の被害の予防、軽減に努める。

（３）自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な対策を行い、被害の軽減を図る。また、自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

（４）被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部及び関係機関に報告する。
その後、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表を作成し、情報・運用支援班に提出する。なお、国及び県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について写真撮影及び記録し、保管する。

（５）被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、市本部（計画班）は、必要に応じて県及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に次の調査を実施する。

ア　被災建築物応急危険度判定調査

地震直後、早急に地震活動等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難場所へ避難した方がよいかなどを判定する。

イ　被災宅地危険度判定調査

宅地の擁壁、地盤、のり面、排水施設のクラックやずれ、崩壊等、損傷の程度等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、宅地の継続使用の可否を判定する。

（６）応急復旧措置

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

10　市庁舎等の応急修理

（１）被害状況の把握

市庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査する。

（２）修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合には、関係する班と協議の上、修理を行うものとする。

（３）仮設庁舎の設置

市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し、施設管理者は、必要に応じて仮設庁舎を確保する。

第８節　医療助産計画

【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】

１　基本方針

市本部は、災害のため医療機関が混乱し、住民が医療、救護及び助産の途を失った場合、関係機関の協力を得て、応急的な医療、救護及び助産の救護活動を実施する。

２　医療機関、団体との連絡体制

（１）災害拠点病院《地域災害医療センター》〔県指定〕

「災害拠点病院」とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣能力、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能を有する病院をいう。

その災害拠点病院のうち二次医療圏毎に１箇所指定されているのが《地域災害医療センター》であり、本市の「橋本市民病院」が指定されている。

（２）医療機関及び団体

上記、「橋本市民病院」以外の本市における救急告示病院は、次のとおりである。

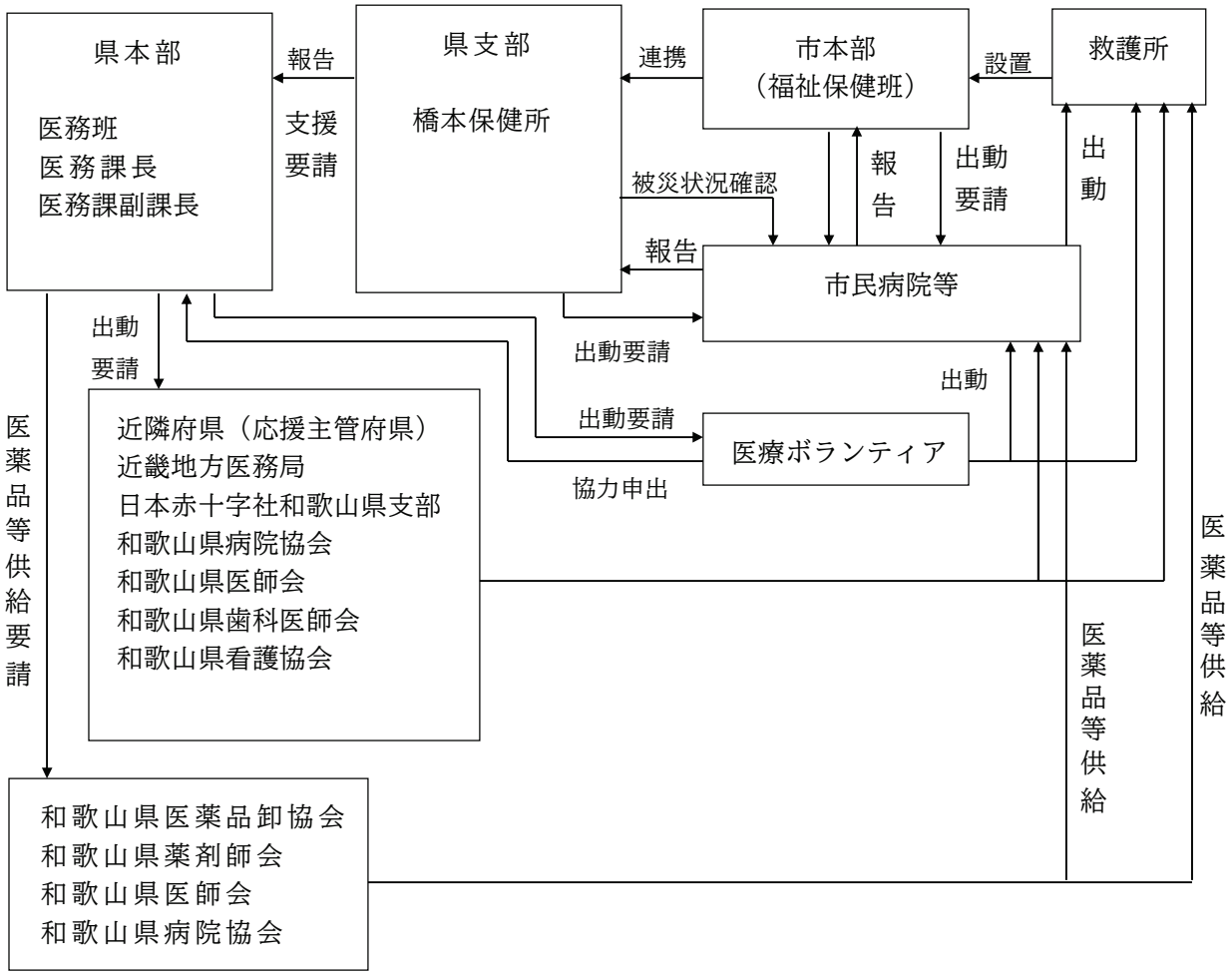
施設名	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-37-1200	300
医療法人南労会　紀和病院	橋本市岸上 18- 1	0736-33-5000	299
社会医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家 6-7-26	0736-32-8899	84

（３）緊急連絡体制の確立

市と医療機関、団体は災害時の緊急連絡体制についてあらかじめ協議を行い、災害発生時には速やかに定められた体制を確立し、迅速かつ的確な救護活動にあたる。

（４）医療機関、県本部等との連絡調整体制フロー

医療、助産救護等に関する指揮命令及び連絡調整には、次の体制をもって市本部、県本部、県支部があたるものとする。



3　病院等の被災状況の把握

市本部（福祉保健班）は、県支部と連携し、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する。

特に、災害拠点病院の「橋本市民病院」については、最優先で状況把握を行う。

（１）医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

ア　重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ可能限度の確認

（ア）患者受け入れにあたって不足する医療等資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）

イ　医療救護班の派遣体制の確認

（ア）派遣可能救護班数

（イ）派遣可能医療従事者数

（ウ）救護活動に要する不足医薬品等医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）

（２）施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院等の確認

ア　簡易な修繕等により原状復旧可能な病院等

（ア）重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）

（イ）原状復帰に要する修繕等

イ　修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）

（ア）入院患者の実態

４　医療機関の初動活動

災害拠点病院の「橋本市民病院」をはじめとして、病院等（有床診療所を含む）は、院内の被害状況を把握するとともに患者の受入れや医療救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、市本部（福祉保健班）又は県支部の求めに応じて報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。

（１）医療、助産救護活動が可能な病院等

ア　重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。

イ　医療救護班を編成する。

ウ　救護活動用医療セット及び資機材を準備する。

エ　救護活動にあたって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市本部（福祉保健班）又は県支部に供給要請する。

オ　市本部や県支部の医療救護班派遣要請あるいは自らの判断により、救護所での救護活動を行う。

（２）施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能が麻痺又は低下している病院等

ア　簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等

（ア）重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（福祉保健班）、県支部等に協力要請する。また広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

（イ）病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに、医薬品・衛生材料及び医療資機材並びに医療従事者等を市本部（福祉保健班）又は県支部に供給要請する。

（ウ）原状復帰後は、市本部（福祉保健班）及び県支部に報告するとともに、上記（１）の救護活動を行う。

イ　修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）

（ア）入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（福祉保健班）、県支部等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

5　医療救護の対象、範囲、方法、費用等

（1）対象者

医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

（2）範囲（応急的なもの）

ア　診療
イ　薬剤又は治療材料の支給
ウ　処置・手術その他の治療及び施術
エ　病院又は診療所への搬送要否の決定
オ　看護

（3）医療の方法

ア　医療救護班による医療
（ア）災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班が行う。
（イ）市本部は、状況に応じて、必要な医療救護班を順次現地に派遣する。
（ウ）医療救護班の編成は、医師１人、看護師２人、事務担当者１人の計４人を基準とする。
（エ）救護所の設置

イ　委託医療機関等による医療

医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。

（4）医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

ア　医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

イ　委託医療機関等による医療
社会保険診療報酬の額以内

ウ　施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

（5）医療救護活動の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

6　助産救護の対象、範囲、方法、費用等

（1）対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。

（2）範囲

ア　分べんの介助
イ　分べん前及び分べん後の処置

ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（３）助産の方法

ア　医療救護班による助産

（ア）災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

（イ）医療救護班の編成、派遣及び構成並びに救護所の設置については、医療の場合と同様とする。

イ　委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院及び診療所において救護を行う。

（４）助産のための費用

助産に要する費用は、次のとおりである。

ア　医療救護班による場合
使用した衛生材料の実費

イ　委託助産等による場合
使用した衛生材料及び処置に要した実費

ウ　助産師による場合
当該地域における慣行料金の８割以内の額

（５）助産救護活動の期間

分べんした日から７日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

7　仮設救護所の設置

（１）実施責任及び連絡担当

福祉保健班は、仮設救護所を設置するとともに、その旨を市本部に連絡する。

（２）設置場所

次の場所に設置する。

ア　拠点避難所、一時避難場所

イ　災害救助法適用区域内の病院及び診療所の外来診療施設

ウ　災害現場

（３）周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

（４）設置期間

災害発生の日から７日以内とする。

8　重症患者等の搬送

救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に搬送し、治療する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

9　医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療及び助産の救護実施のため必要な医薬品、衛生材料及び医療器具等は、医療救護班の手持品を繰り返し使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの表の調達先より調達するが、確保が不可能又は困難な場合は、県支部に報告し、援助を要請する。

＊医療関係調達先（血液調達先）【資料編　Ｐ-28 参照】

10　記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

ア　診療記録
イ　医薬品、衛生材料使用簿
ウ　医療救護班の編成及び活動記録
エ　医薬品、衛生材料受払簿
オ　病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
カ　医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
キ　助産台帳
ク　助産関係支出証拠書類

＊災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人 伊都医師会）
【資料編　Ｐ-64 参照】

第９節　被災者救出計画

【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】

１　基本方針

土砂崩れ等による生き埋めや火災による負傷者が発生した場合、市本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社和歌山県支部・緊急消防援助隊等）との協力及び受け入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救助救急活動にあたる。

そのために、消防本部・消防団詰所等に救助救急資機材の備蓄を行うほか、自主防災会、住民等に対する救助救急訓練を行い、自主防災会の強化に努める。

２　対象者

被災者の救助救急は、災害の原因、種別、住宅の被害等に関係なく、次のような救助救急を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

ア　生命、身体が危険な状態にある場合
イ　災害に際して倒壊家屋の下敷きや土砂等により生き埋めとなった場合
ウ　水害の際、流出家屋とともに流された場合
エ　危険な孤立した地点に取り残された場合

３　救助救急の方法

倒壊した家屋の下敷きや土砂等により生き埋めになった被災者の救助救急においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するため、迅速な対応を行う。

ア　被災直後においては、地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。
イ　消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防吏員・消防団員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。
ウ　市本部は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、ドクターヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救助救急活動に努める。
エ　消防機関を中心として、重傷者や重病者の救急活動を行う。また、被災直後においては、消防機関だけでは対応することができないことが考えられるため、自主防災会等が救急活動に協力するものとする。
オ　災害により多数傷病者が発生した際は、災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタッグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。また、軽傷者は、救護所や最寄りの医療機関へ振り分ける対応を行う。

【トリアージの実施方法】

○トリアージの具体的な手順
・トリアージ実施責任者が、傷病者の状態を観察し、トリアージ決定要因に留意して、トリアージカテゴリーを基準にしながら優先順位を決定し、その結果に基づきトリアージタッグに記入し、適当な切り取り線で切り取り、当該患者につける。
・トリアージタッグは、原則として、右手首関節部につけるが、その部分が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で、つける部位を変える。なお、衣服や靴等にはつけないようにする。
・トリアージタッグの記入について、記入可能な患者にはタッグを事前に配布し、トリアージ区分など主要記載事項以外の部分を記入してもらい、聞き取り可能な患者には、トリアージスタッフが事前に聞き取り記入すること。

○トリアージに要する時間は、傷病者数と症状の程度等により異なってくるが、おおよそ１人当たり数十秒から数分程度で終わらせる。

○トリアージは１回で終わるのではなく、災害現場、救護所、病院到着後など必要に応じ、繰り返し実施する。

○各医療従事者や医療救護班のスタッフは、トリアージの結果に基づき、各場面においてそれぞれ適切に対応する。

4　応援要請

市本部だけで救助救急活動ができないときは、県本部等に各相互応援協定に基づく派遣を要請する。

5　資機材の確保

ア　平常時から消防本部、消防団詰所、地区集会所等において、各施設管理者等は、救助救急資機材の備蓄に努めるものとする。

イ　市本部は、災害が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業者から迅速に重機及びその操作に従事する要員を調達する。

第 10 節　住居等の障害物除去計画　【建設部、関係部班】

1　基本方針

市本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物又は災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。市本部のみで実施が困難なときは、県支部に対し、応援協力を要請する。

ア　建設部は、応急措置を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。
イ　消防本部及び建設部は、水防活動を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。

なお、被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することとなるが､市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合は､申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努めるものとする。

2　除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、概ね、次のとおりである。

（1）応急措置時

ア　住民の生命・身体、財産等の保護のため、除去を必要とするもの
イ　河川氾濫、護岸決壊等の防止その他応急活動の実施のため、除去を必要とするもの
ウ　緊急的な応急措置の実施のため、除去を必要とするもの
エ　その他、公共的な立場から除去を必要とするもの

（2）災害後

ア　公共の場の障害物
　災害により、道路その他公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物
イ　個人住宅等の障害物
　災害により、個人の住居及びその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物のうち、居住者自らの資力で除去することが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼす部分に限る。

3　除去の方法

（1）応援、協力

消防本部及び建設部は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班及び土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去を行う。

（2）事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮して行う。

（3）市による被災家屋等の解体・撤去

市が被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第５版（環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室　令和６年６月）」に基づき、実施する。

第 11 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

【福祉保健班】

災害により被害を受けた者に対して、必要に応じて弔慰金、見舞金等を支給するものとする。

また、市は、災害のため生活に困窮している者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

1　市による災害弔慰金等の支給

市は、橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例（2006 年（平成 18 年）３月橋本市条例第 35 号）等に基づき、一定規模以上の自然災害による被災者及び被災世帯に対し、次のとおり支給を行う。

（１）災害弔慰金

ア　対象災害

住家が５世帯以上の滅失した災害若しくは、県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ　支給額

（ア）死亡した者が生計維持者である場合 500 万円以内

（イ）死亡した者が生計維持者以外の場合 250 万円以内

（２）災害障害見舞金

ア　対象災害

住家が５世帯以上の滅失した災害若しくは、県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ　支給額

（ア）障がい者となった者が生計維持者である場合 250 万円以内

（イ）障がい者となった者が生計維持者以外の場合 125 万円以内

2　県による災害弔慰金等の支給

知事による見舞金の支給は、その都度関係機関と協議し実施する。

3　災害援護資金の種別

ア　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

イ　生活福祉資金貸付事業による災害援護資金

４　災害援護資金の貸付要領等

（１）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

市が条例により貸付を行うもので、生活福祉資金災害援護金の貸付と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア　対象災害
県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害

イ　貸付限度額
被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内

ウ　調査及び報告

（ア）融資希望世帯の調査・選考
福祉保健班は、各制度の内容を説明し、適当な資金を選ばせ、融資希望世帯を調査する。関係機関の意見を求めて適正な選考をし、災害援護資金等借入予定者名簿を作成する。

（イ）報告
災害援護資金等借入予定者名簿を災害援護資金等希望世帯数調べに添付し、県に災害発生後 10 日以内に報告する。

（ウ）貸付世帯の選考は、福祉保健班が行う。

（２）生活福祉資金災害援護金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金であり、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則として、この資金の貸付対象とならない。

ア　取扱い機関
橋本市社会福祉協議会及び和歌山県社会福祉協議会

イ　貸付限度額
150 万円以内（住宅資金との重複貸付の場合は 350 万円以内）

第 12 節　遺体捜索処理計画

【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】

１　基本方針

市民生活班は、消防本部・消防団・警察署など関係機関と協力し、災害による行方不明者又は死者に対して、次の措置を行う。市本部のみで実施が困難な場合は、県支部を通じ、県本部に応援を要請する。

２　行方不明者の捜索

（１）実施担当

市民生活班は、消防本部、消防団、警察署、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の捜索を早急に実施する。

（２）捜索の対象

行方不明の状態であり、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者。

（３）実施方法

捜索は、次の点に留意して実施する。

ア　行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。

イ　必要に応じて、船艇その他資機材を借り上げる。

ウ　行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。

エ　行方不明者の捜索は、上記によるほか、第３編第５章第９節「被災者救出計画」に基づき、実施する。

（４）報告、記録

県本部に、次の記録を報告するとともに、整備保管する。

ア　記録の整備保管

（ア）捜索状況記録等

（イ）捜索用機械器具燃料受払簿

（ウ）捜索用機械器具修繕簿

イ　報告内容

（ア）実施年月日

（イ）実施地域

（ウ）実施方法及び状況

（エ）捜索対象行方不明者数、その他

3　遺体の処理

（1）発見時の措置

市民生活班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、速やかに所轄警察署に連絡し、その検視を待って、必要に応じ遺体を処理する。

（2）実施担当

福祉保健班又は医師は、市民生活班等の協力により遺体を処理する。ただし、市のみで実施できないときは、県支部を通じ県本部に要請し応援を要請する。

（3）処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体。

（4）処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理をする。

（5）災害救助法が適用された場合の実施方法

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、県支部を通じ、日本赤十字社和歌山県支部に応援を要請する。

4　遺体の収容

（1）警察等からの引渡し

市民生活班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、所轄警察署の協力を得て、警察署による検視又は医師の検案を終えた後、遺体の引渡しを受け、棺やドライアイスを準備し、遺体を収容する。

（2）収容場所の設置

公共施設を中心として、高野口斎場を遺体収容所として指定するとともに、遺体を搬送収容し、検視、遺族への引渡し等の適正迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

（3）身元、引取先の確認

所轄警察署、その他関係機関の協力を得て、身元不明遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

（4）遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者があるときは、遺体処理票及び遺留品処理表を整理の上、納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

＊災害時における遺体安置等の協力に関する協定書（南海グリーフサポート株式会社）
【資料編　P-69 参照】

5　遺体の火葬

（1）火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無に関わらず、その遺族による火葬が困難な遺体又は一定期間が経過しても身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体。

（2）実施要領

火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

ア　死亡者数の把握
イ　火葬計画の作成
ウ　遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
エ　燃料、ドライアイス及び棺等の資機材の在庫状況の把握・確保
オ　火葬のための関係者に対する協力要請
カ　相談窓口の設置及び住民への情報提供

（3）実施方法

事故死亡等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後、火葬する。

（4）県本部への応援要請

遺体が多数あり、市独自で火葬処理が不可能な場合又は棺等の資機材の調達が困難な場合は、県支部を通じ、県本部に対して応援を要請する。

（5）遺品、記録の保存

引取人のない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

（6）漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱う。

第 13 節　災害義援金品配分計画　【財務班、健康福祉部、経済推進部】

1　基本方針

市及び県は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内及び県外から災害義援金品の募集・受付を行う。また、義援金品の受付については、市、県及びその他関係機関が受付窓口を設けて行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて、被災者への公平性に配慮しつつ、配分を行う。

2　義援金の募集・配分

（1）義援金の募集

義援金の募集は、県、県内の被災市町村及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に本市においても行う。

（2）義援金の受付

義援金の受付にあたっては、市、県及び関係機関において、必要に応じ、受付窓口を開設し、受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は、義援金についてその都度県単位機関等へ引継ぎを行うものとし、それにより難い場合には、金融機関等へ預け入れる等、確実な方法で保管を行うものとする。また、受付にあたっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

（3）義援金の配分

協議会は、被災市町村の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各被災市町村に配分を行う。

市は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか、災害の状況に応じて、協議会で協議の上決定する。

３　義援品の募集・配分

（１）義援品の募集

市は、災害発生後、速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援品の募集を行う。その際、市は、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

【義援品募集の際の広報内容】

ア　被災地において必要とする物資
イ　被災地において不要である物資
ウ　当面必要でない物資
エ　義援品送付の際の留意事項
　（ア）送付者において仕分を徹底すること
　（イ）腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
　（ウ）その他の留意事項

（２）義援品の受付

市は、必要に応じて、義援品の受付窓口を設け、義援品の受付を行う。その際、大量の義援品が予想される場合には、広域輸送拠点及び市内輸送拠点で、災害ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市において、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県に応援を要請する。

県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援品の申し入れについて、被災市町村と連携し、受け入れ、配分等の調整を行う。

（３）義援品の配分

市は、寄せられた義援品を速やかに被災者に配分する。配分にあたっては、被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

第 14 節　外国人支援計画　【被災者支援班、関係部班】

和歌山県国際交流センターに開設される災害時多言語支援センターや語学ボランティアと適宜連携を図り、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談に応じる。

1　被災状況の確認

県や外国人雇用事業所等と連絡調整のうえ、外国人の被災状況について調査を行う。

2　情報の提供

各種メディアを通じて、必要と思われる多言語で情報提供を行う。

3　相談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。
また、必要な場合に限り、通訳ボランティアを活用する。

4　その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワークづくりを支援する。

第 15 節　海外からの支援の受入計画

【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、また、そのニーズを把握のうえで受け入れることとする。

1　救援物資の受入れ

ア　海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

（ア）品目（トラブルを避けるため、日本語を基本に確認すること。）
（イ）数量（単位について確認すること。）
（ウ）使用期限等のあるものについては、その期限
（エ）輸送手段及びルート
（オ）搬入場所
（カ）搬入予定日時

イ　通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

ウ　協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

2　救援隊等の受入れ

ア　海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

（ア）活動内容
（イ）人数及び資格
（ウ）持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
（エ）県が準備する物資の要・不要（例　テント等）
（オ）到着場所
（カ）到着日時
（キ）通訳及び日本側協力者の要・不要

イ　市は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ　受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第６章　保健衛生計画

第１節　防疫計画 【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

１　防疫活動の実施

（１）実施担当

福祉保健班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、橋本保健所の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。

ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援を求めて実施する。

（２）活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、福祉保健班員による防疫班を構成する。

（３）活動内容（防疫の種別と方法）

ア　広報活動

被災地区での衛生管理に関する広報活動を橋本保健所と連携して行う。

イ　検病調査及び健康診断

（ア）福祉保健班は、検病調査及び健康診断を実施する。

（イ）橋本保健所の行う検病調査、健康診断に協力する。

ウ　避難所の衛生指導

（ア）避難所に市保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行及び汚物処理の指導を行う。

（イ）教育避難班は、橋本保健所の協力を得て、炊事従事者の細菌検査を実施する。

（ウ）教育避難班は、避難所における避難者の健康状況を確認し、必要に応じて、福祉保健班に健康診断の実施を依頼する。

エ　消毒の実施

（ア）福祉保健班は、被災地区の状況に応じて、橋本保健所に連絡し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第 27 条の規定による消毒の実施の指示を橋本保健所より受け、実施する。

（イ）実施要領

消毒方法は、感染症予防法施行規則第 14 条及び第 16 条から第 19 条までの規定による。

オ　ねずみ族、昆虫等の駆除

（ア）被災地区の状況、被災季節等に応じ、橋本保健所に連絡し、感染症予防法第 28 条の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を橋本保健所より受けて、実施する。

（イ）実施要領は、感染症予防法施行規則第 15 条の規定による。

カ　家庭用水の供給

（ア）市は、災害応急活動の一環として飲料水の確保に努めるとともに、被災地域において感染症予防法第 31 条の規定による家庭用水の供給を行う。

（イ）実施方法は、第３編第５章第５節「給水計画」に定めるところによる。

キ　患者等の入院

（ア）被災地区において感染症患者又は保菌者が発生した場合は、橋本保健所は、感染症指定医療機関（公立那賀病院、県立医大紀北分院）に速やかに収容する。

（イ）交通途絶のため、上記の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、橋本保健所が、指定医療機関以外の病院・診療所に収容する。

ク　臨時予防接種

福祉保健班は、災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施又は臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、橋本保健所と協議し、指示を受けて実施する。

（４）報告、記録、整備

ア　報告

福祉保健班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、災害防疫活動実施状況を、毎日、電話及び文書により、橋本保健所を通じて県本部へ報告する。

イ　記録の整備保管

市本部で整備保管を要する記録は、次のとおりである。必要に応じて、橋本保健所に提出する。

（ア）災害防疫経費所要額調及び関係書類
（イ）消毒方法に関する書類
（ウ）ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
（エ）家庭用水の供給に関する書類
（オ）患者台帳
（カ）防疫作業日誌

２　防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達について、あらかじめ関係機関及び医薬品取扱業者等と協議するなど、備蓄及び調達方法を確立しておくものとする。

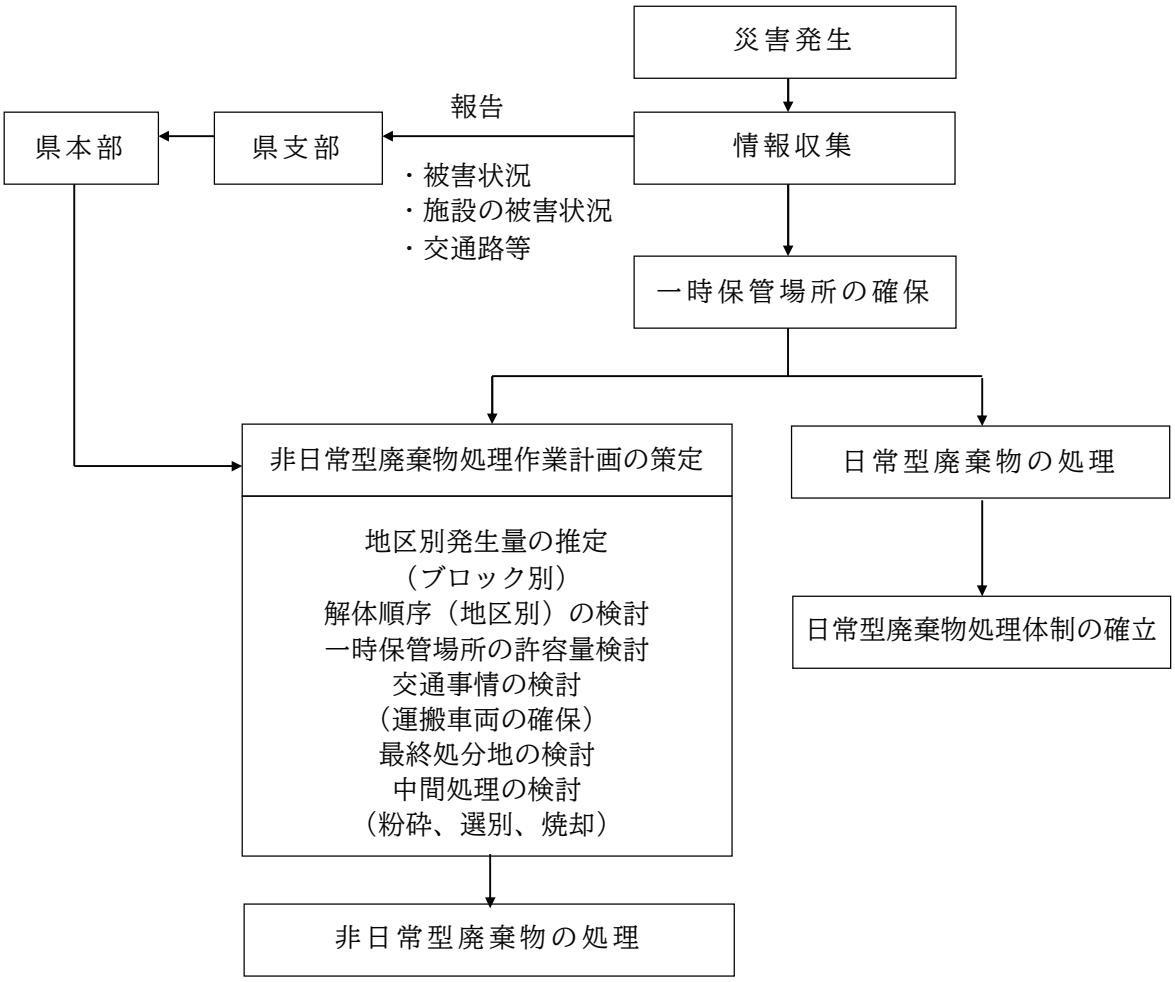
第２節　清掃計画　【市民生活班】

1　廃棄物処理の基本方針

災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、大量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。

被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

【市本部の活動フロー】



2　被害情報の収集・伝達

災害による被害が発生した場合、市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。

県本部への報告内容としては、「災害廃棄物の発生量」、「被害区域」、「倒壊家屋等の数量」、「廃棄物処理施設等の被害状況」等とする。

３　一時保管場所の確保

災害時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物はできる限り分別して積み置きすることとする。

４　日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

（１）清掃チームの編成

ごみの収集、運搬は、概ね、次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

ア　搬車　　１台（運転手付き）
イ　業員　　１～２人
ウ　要器具　　スコップ、ホーク、トビ口、ほうき

（２）収集の方法

ア　収集車両

市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

＊ごみ処理収集車　　【資料編　P-29 参照】
＊橋本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧　　【資料編　P-29 参照】

イ　収集範囲

被災地区、近隣地区、避難所から出たごみの直接収集を行う。

ウ　収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

エ　集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが､使用又は集積場への交通が不可能な場合は、他の場所に臨時集積場を選定する。

オ　分別収集の周知

収集にあたっては、ごみの分別について住民への周知に努める。

（３）処理の方法

ア　処理施設

橋本周辺広域ごみ処理場エコライフ紀北で処理する。なお、施設の処理能力を超える場合は、一時保管場所（仮設置場）を確保し、一時的に集積・保管の上、順次処理する。

ごみ処理施設については、第２編第 30 章「廃棄物処理にかかる防災体制の整備」を参照。

イ　処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。

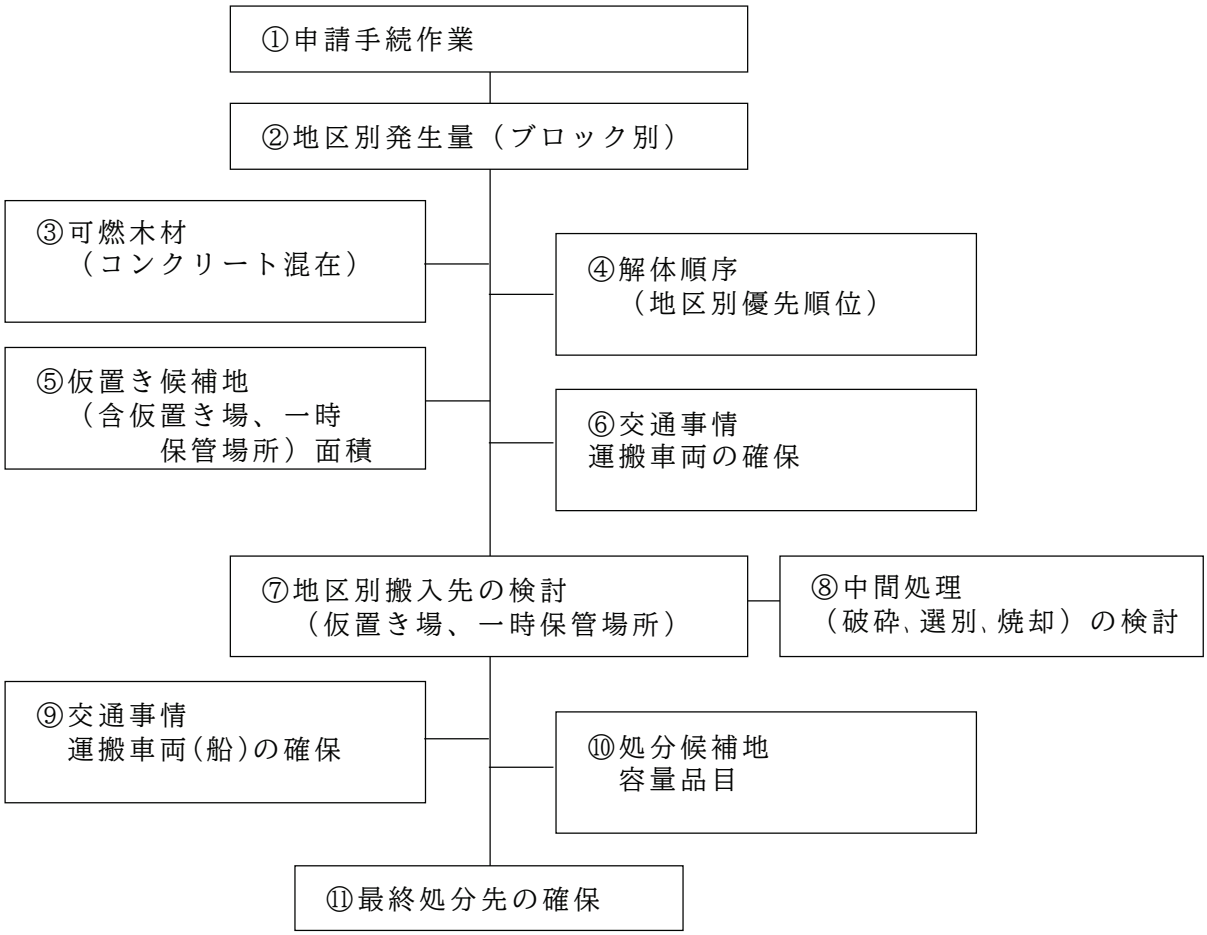
ウ　自家処理

食物の残廃物（生物）は、できるだけコンポストやバッグなどを用いてたい肥化するなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

5　非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破砕、分別）の実施の有無等についても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

【非日常型廃棄物処理作業計画フロー】



（１）倒壊（焼失）家屋からの廃棄物の処理

原則として、被災者自らが処理することとするが、被災者自らによる処理が困難な場合は、市が処理する。廃棄物の収集・運搬については、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、住民自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。なお、アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する等、別途処理方法を検討する。

（２）最終処分地（埋立処分地等）の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみが中心となるので、埋立処分地等の最終処分地の確保に努める。

（３）大規模災害発生時における対応

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

（４）県への支援要請等

必要に応じ、県に対し、県災害ボランティアセンター及び NPO と連携・調整を要請するとともに、災害廃棄物の搬出など災害廃棄物処理の支援を受けるものとする。

また、被災規模が大きく、市独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき､県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。

6　廃棄物処理に係る事務処理

市は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認（情報共有フォーマット)」により行うものとする。

7　し尿処理の基本方針

倒壊家屋、焼失家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。

また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶によりトイレが使用できなくなることが想定されるため、県支部を通じ県本部等に応援を要請し、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者 1 人あたり 1.4 リットル／日のし尿が排泄されることを想定する。

8　し尿の収集

市民生活班は、被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県が一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請するものとする。

（１）し尿清掃チームの編成

し尿の収集、運搬は、災害時の協定により、し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者に依頼し、実施する。

（２）収集の方法

ア　収集車両

民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

＊橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧【資料編　P-29 参照】

イ　収集範囲

くみ取り範囲は、避難所を中心に被災地区を速やかに行う。

ウ　容器の配布等

バキュームカーによる収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等の適切な方法を考慮する。

（３）応援の受け入れ

近隣市町等からの応援作業は、収集体制が可能になった状態から７日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

９　し尿の処理方法

（１）処理施設

し尿処理場において処理するが、市独自での処理が困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。し尿処理施設については、第２編第 30 章「廃棄物処理にかかる防災体制の整備」を参照。

（２）処理施設の応急復旧

処理施設が、災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように、速やかに応急復旧措置をとるとともに、市本部に連絡報告する。

第３節　食品衛生計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

１　計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講じることによって被災者に対し、安全で衛生的な食品を供給する。

福祉保健班は、災害の状況により必要があると認めたときは、県保健所と連携し、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止する。

２　計画内容

ア　臨時給食施設

関係機関と密接な連携を取り、施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底により事故の発生を防止する。

【重点指導事項】

手指の洗浄消毒の徹底
食器器具の洗浄消毒の徹底
調理従事者の健康管理の徹底
原材料受け入れ及び下処理段階における管理の徹底
浸水、断水時における市用水の衛生管理の徹底
原則加熱調理食品のみ提供
中心部まで十分加熱し、食中毒菌を死滅させること
食品の二次汚染防止の徹底
食品の温度管理の徹底

イ　営業施設

職員衛生監視員、保健所職員による営業施設の食品衛生監視の指導を要請する。

【重要指導事項】

浸水、断水期間中は営業自粛を促し、施設、設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の監視指導を受けて営業を再開するよう指導する。
従業員の健康管理について指導する。

第４節　保健活動計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

1　保健活動

（1）実施担当

福祉保健班は、被災地及び社会福祉施設、避難所、応急仮設住宅等において、巡回健康相談、健康調査、訪問指導等の保健活動を実施する。実施にあたっては、橋本保健所の指導・指示に基づくものとする。

ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、県支部を通じて県本部・国へ、また、協定市町、近隣市町、その他関係機関へは、市本部から応援を求めて、実施する。

（2）活動内容

ア　難病患者、人工透析者、精神障がい者、重症心身障がい者等への対応
イ　派遣保健師の保健活動は、橋本保健所長の指示に基づき実施する。

（3）報告、記録

市本部は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

2　栄養指導対策

福祉保健班は、災害の状況により必要があると認めたときは、橋本保健所、橋本市民病院と連携して管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。

ア　炊き出し、給食施設の管理の指導及び協力
イ　在宅慢性疾患者に対する食事指導
ウ　その他、災害発生時における栄養指導

3　仮設浴場の供給

市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、県支部を通じ、県本部に自衛隊に対する応援を要請するなどの対策により災害発生後１週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の確保に努める。

第５節　精神保健福祉対策計画

【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

福祉保健班は、地震発生後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第６節　動物保護管理計画　【市民生活班】

１　基本方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県において、「災害時動物救援本部」が設置され、獣医師会、動物愛護関係団体等の協力・連携のもと、動物保護活動を行う。

２　動物保護管理

（１）避難所等における被災した動物の飼養者への支援

市は、県と連携し、「拠点避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう次の支援を行う。

ア　避難所での動物の飼養状況の把握
イ　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
ウ　「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣
エ　飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置）
オ　動物の飼養者や里親捜しのための情報の収集・提供
カ　家庭動物に関する相談の実施等
キ　動物に関する寄付金の管理・配分
ク　県・市外等からの受援体制の確保

（２）被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき、次の保護を行う。

ア　放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
イ　飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

３　危険動物の状況の把握

県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

第７章　公共土木施設等応急対策計画

第１節　農林水産関係の応急対策　【経済推進部、応急対策班】

１　基本方針

農林水産関係の施設等の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに、被害の早期回復に努める。

２　農業用施設

応急対策班は、農林水産業施設の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

（１）被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を県支部を通じ、県本部に報告する。被害情報伝達対象農業用施設は、次のとおりである。

ア　農業用ため池
イ　揚排水機場とその付帯施設
ウ　取水施設

（２）応急対策

ア　施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。
イ　復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき、農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。
ウ　施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災会、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたるものとする。

３　農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいので、被害の状況を速やかに把握するとともに、早急に復旧工事を実施する。

ア　施設管理者は、主要施設について、緊急調査をして被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。
イ　復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、県を通じ農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

4　林道

応急対策班は、林道の機能を維持するため、災害復旧事業を実施する。

5　治山施設

地震により堰堤、護岸工等の渓間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

ア　施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に、人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険があり、自己の能力によりその被害を予防又は危険を排除できないと判断した場合は、市本部又は防災機関等へ通報する。通報を受けた市本部は、その対応について防災機関等と協議し、適切に対処する。

イ　施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートで覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

ウ　施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

第２節　砂防施設等の応急対策　【応急対策班】

１　基本方針

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の早期復旧に努める。

２　応急対策

応急対策班は、災害により砂防設備等が被害を受け、被害が拡大するおそれがある場合、又は応急対策実施が必要なときは、二次災害を防止するため、被害状況の巡視を行うとともに、応急復旧を図る。

（１）情報の収集及び伝達

災害発生により、砂防設備等が被害を受けた場合、区・自治会及び消防機関の協力を得て速やかに被害調査を実施し、被害状況を市本部及び県支部に報告する。

（２）応急対策

災害により被災した砂防設備等の応急対策を講じる必要がある場合、応急作業に対応できる最寄りの建設業者に委託し、消防機関と協力して速やかに応急復旧に着手する。また、必要に応じ県支部を通じて県本部への要請を行う。

３　復旧計画

応急対策班は、災害により発生した被災部分が二次災害のおそれがあると判断した時は、以下の復旧計画に先がけて、必要な処置を行う。

ア　災害による被災箇所を把握し、被害の確定調査に基づき速やかに復旧計画を立てるとともに、従前の機能を回復させるため被害状況に応じた復旧に努める。
イ　災害復旧事業により復旧する場合は、被災後速やかに詳細調査を行い、被害状況を県支部に報告する。
ウ　災害復旧に国庫又は県費による補助を必要とするときは、被災後速やかに詳細にわたる被害確定調査をし、被害確定報告（県計画様式による工事箇所表）を作成し、災害発生後１週間以内に県支部に報告する。

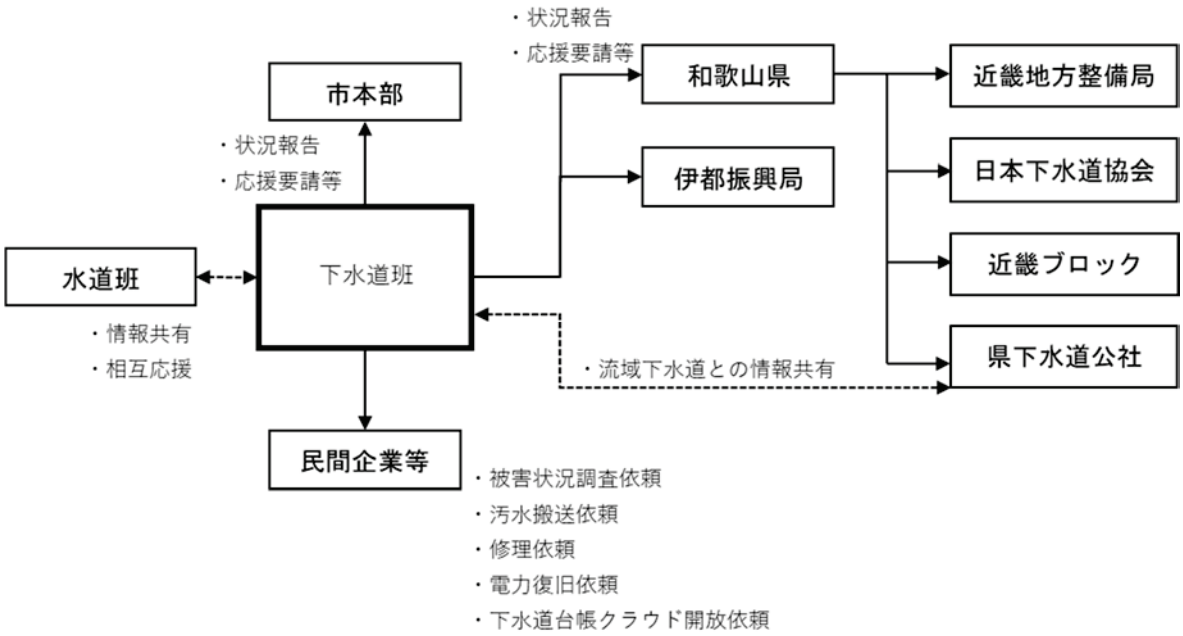
なお、国及び県の補助対象となる施設が被災したときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録をし、保管する。

第３節　下水道施設の応急対策　【下水道班】

1　基本方針

下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとるものとする。また、下水道班で単独に対応することができない場合には、市本部や県、民間企業等に応援を要請する。

2　震災時の組織・連絡体制



3　関係機関との連絡協力体制

（1）緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制の確立

各ライフライン管理者は、協力して実施できる事柄をあらかじめ検討しておき、災害発生時には、速やかに協力体制を確立し、緊急措置を行うこととする。

（2）被害状況の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、プロパンガス、電話等関係機関との間で道路等占用施設の被害状況の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。

（3）水道班との相互協力

水道班が行う応急対策と相互に協力して迅速かつ効率的な応急対策を行うこととする。

4　緊急調査と応急措置

（1）緊急調査

ア　方針

（ア）管路破断箇所及び機能低下区域を各種情報と調査により特定する。

（イ）降雨等を伴う場合、必要があれば、雨水排水路の状況確認を行う。

（ウ）酸欠・硫化水素発生のおそれがある箇所の調査は細心の注意を払う。

イ　中継ポンプ場

（ア）運転状況を閲覧システムで確認し、被害状況等は現地調査を行う。
運転状況、陥没、隆起、亀裂、設備機能の停止、溢水など

（イ）被害状況を計測、写真、クラウド台帳用タブレットやメモ等で記録する。

ウ　マンホールポンプ場（MP)、マンホール、管渠

（ア）MP の運転状況を閲覧システムで確認し、被害状況等は現地調査を行う。
設備機能の停止や水位観測など

（イ）優先路線から順に現地でマンホール周辺及び路面の異常の有無を確認する。
陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損、設備機能の停止など

（ウ）被害状況を計測、写真、クラウド台帳用タブレットやメモ等で記録する。

エ　流域下水道伊都浄化センター
和歌山県下水道公社から被災状況の情報を入手する。

オ　緊急調査票の作成(関係機関や住民情報の整理)
調査結果や寄せられた情報を基に被災状況を整理し、関係機関への報告をする。

（2）応急措置

ア　破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプや吸引車で応急排水する。

イ　施設や管路の施設機能回復のための応急処理を行う。

ウ　影響範囲区域の市民に対し、広報活動を実施する。

5　復旧計画の策定

ア　緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路の被害箇所を特定（一次調査）

イ　被害箇所の個別調査（二次調査）

ウ　排水設備の損傷受付

エ　復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

第４節　河川施設等の応急対策　【応急対策班】

１　基本方針

河川災害が発生した場合、被災箇所の背後地に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、二次災害の防止を最優先とし、増水により被災の拡大が予想される箇所について、関係機関と連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

２　応急対策

応急対策班は、河川管理者と連携し、被害状況を把握するとともに、必要な措置を講じる。

（１）情報の収集及び伝達

応急対策班は、災害の発生により河川施設等が被害を受けた場合には、所管河川及び河川管理施設について速やかに被害状況の調査を実施する。

また、各河川管理者から被害状況の情報収集に努め、その結果を市災害対策本部及び関係機関に報告する。

（２）応急対策の実施

応急対策班は、被害状況の調査結果に基づき、被災箇所の背後地に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなど、特に危険性が高いと判断される箇所については、被害の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、関係機関と連携し、必要な応急対策を速やかに実施する。

ア　避難情報の伝達
イ　避難誘導
ウ　障害物の除去
エ　巡回パトロール
オ　その他必要な事項

（３）応援要請

応急対策班は、市が管理する河川施設等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を要請する。

第５節　道路・橋梁施設等の応急対策　【応急対策班】

１　基本方針

道路及び橋梁は、住民の避難、緊急輸送及び災害応急活動に不可欠な施設である。応急対策班は、各道路管理者、警察、消防機関との連携により、災害発生時に被害状況を迅速に把握し、道路交通の確保及び二次災害の防止に努める。

２　応急対策

応急対策班は、各道路管理者等と連携し、管理する道路及び橋梁について被害状況を把握するとともに、必要な措置を講じる。

（１）情報の収集及び伝達

応急対策班は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所及び県から被害状況の収集を行う。また、緊急輸送道路を中心に、巡視調査を実施するとともに、必要に応じてライフライン関係機関等、道路占有施設管理者及び警察から被害状況の収集を行い、その結果を市災害対策本部及び関係機関に報告する。

（２）交通規制及び安全確保

応急対策班は、被害状況に応じて、警察等の関係機関と連携し、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、通行の禁止又は制限、迂回路の設定等、必要な交通規制及び安全対策を講じる。

（３）道路啓開及び障害物の除去

応急対策班は、人命救助、救援・救護活動及び緊急物資輸送を円滑に実施するため、警察、各道路管理者等の関係機関と連携し、迅速かつ的確な道路啓開を行う。

この際、応急対策班は、和歌山県道路啓開協議会の構成機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等を優先して、啓開箇所、優先順位及び方法等を整理し、通行に支障を及ぼす倒木、がれき、放置車両等の障害物について、必要に応じて建設業者等の協力を得て、速やかな除去に努める。

（４）応急復旧対策

応急対策班は、被災した道路及び橋梁について、応急復旧の実施責任者である各道路管理者と連携し、救援・救護活動用ルート及び早期の道路交通確保を目的とした応急復旧が円滑に実施されるよう調整及び支援を行う。

また、被災した道路及び橋梁で、緊急物資、復旧資機材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等の設置により交通機能の確保を図る。

（５）応援要請

応急対策班は、市が管理する道路及び橋梁の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を要請する。

第８章　事故災害応急対策計画

本市は、中央部を東西に紀の川が流れ、北部及び南部には豊かな森林を抱えている。

加えて、JR 和歌山線、南海高野線、京奈和自動車道、国道 24 号などの重要な路線がある。したがって、これらの自然条件及び社会条件を勘案し、この計画が想定する事故災害は、次に掲げるものとする。

（１）航空機事故災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（２）鉄道事故災害

旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（３）道路事故災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】

本市及び隣接市町において、前頁に示す（１）～（３）のような大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため、迅速かつ的確な防災活動を実施するために、事故対策本部を設置し、応急対策を実施する。

１　初動体制

（１）初動

本市及び隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため、直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。

（２）初期の防災活動の実施

初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。また、被害状況に応じて、事故対策本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに事故対策本部を設置する。

ア　事故情報の収集及び伝達に関すること
イ　医療・救助に関すること
ウ　避難に関すること
エ　その他、必要と認めること

（３）体制

地震災害時の災害対策本部体制に準ずる。

２　事故対策本部の設置及び廃止

（１）設置

ア　大規模な事故災害による相当な被害が予想される場合は、市長は、事故対策本部を設置する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。
イ　市長が、出張又は病気などにより、市本部長の業務を遂行できないときは、災害対策本部に準じ、代行者が本部長の業務を代行する。

（２）開設場所

事故対策本部は、橋本市本庁舎内におく。

（３）組織体制

事故対策本部の組織及び各班の編成と事務分掌は、災害対策本部に準じる。

（４）廃止

ア　市域内において災害のおそれが解消したとき
イ　災害対策本部が設置されたとき
ウ　災害応急対策が概ね完了したとき
エ　その他、本部長が必要ないと認めたとき

（５）県への報告

事故対策本部を設置又は廃止したときは、県に報告を行う。

３　動員計画

地震災害時の災害対策本部体制に準ずる。

第２節　鉄道施設災害応急対策計画

【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】

１　基本方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、必要な応急対策を迅速に実施する。

２　西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社（橋本駅）の応急対策

地震が発生した場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置準則、災害時運転取扱要領の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

ア　地震時の運転規制基準と警備

（ア）運転規制値

速度制限	地震計が震度４（40 ガル以上）を示したとき。（標準） 規制範囲内を初列車は 15km/h 以下 初列車が到着し異常がなければ、次列車以降異常なしの通報があるまで 45km/h 以下
運転見合わせ	地震計が震度５弱（80 ガル以上）を示したとき。（標準） 規制範囲内には列車を進入させない 規制区間内を通過中の列車は、速度 15km/h 以下で最寄り駅に到着し運転中止 運転再開は上記と同様

（イ）震度４以上の地震が発生したとき、次により線路等の点検、巡回を実施する。

ａ　震度４の場合、重点警備箇所のスポット巡回と同時に、45km/h 以下の速度による列車巡回を行う。

ｂ　震度５弱以上の場合、徒歩による線路巡回を行う。

イ　運転事故等が発生したときは、和歌山支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

【事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲】

種別	設置の標準	招集範囲
第１種体制	・重大な列車事故が発生したとき ・旅客が死亡したとき ・多数の負傷者が生じたとき ・主要な本線が長時間不通となるおそれがあるとき ・特に、必要と認めたとき	招集可能者の全員（Ａ招集）
第２種体制	・列車事故が発生したとき ・本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき	招集可能者の半数（Ｂ招集）
	・その他、特に必要と認めたとき	必要最小限の数（Ｃ招集）

（注１）招集範囲は、本部員の班別構成標準による。

（注２）上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

ウ　代替交通の確保
被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

3　南海電気鉄道株式会社（橋本駅）の応急対策

地震が発生した場合、運転取扱心得並びに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

ア　地震発生時の運転規制と警戒
（ア）震度計が 40 ガル（震度３）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は、列車運転士並びに各駅長に対し、地震の大きさを通報するとともに、列車の運転に注意を促す。
（イ）震度計で 40 ガル～80 ガル（震度４）以下の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、その後、各駅長並びに列車運転士から情報を得て異常がないと認めたときは、前方の見通しの範囲内に停止できる速度で次の駅まで注意運転し、運転指令にその結果を報告させるように指令する。
（ウ）震度計が 80 ガル（震度５弱）以上の地震を感知したときは、直ちに運転指令は運転中の全列車に対して運転停止の指令を行い、全線にわたり線路、施設等の点検を行う。

イ　現地対策本部、緊急事態対策本部の設置
被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により本社に緊急事態対策本部を設置する。

ウ　本部の任務内容
本部は、次の業務を行う。
（ア）情報の収集・伝達
（イ）職員の非常招集
（ウ）災害箇所の調査、報告
（エ）救護活動の支援
（オ）応急復旧用の資機材調達
（カ）振替輸送及び代行輸送の手配

4　発災直後の情報の収集・連絡

（1）事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（2）鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

（3）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、列車事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

（4）県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署及び関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

5　活動体制

（1）市の活動体制

鉄道事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

（2）鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

6　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、鉄道事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（1）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては､他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助･救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため､必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、鉄道事業者は相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

８　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」参照。

９　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

10　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

11　行方不明者の捜索・遺体の処理

第３編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第３節　道路災害応急対策計画

【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】

１　基本方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

２　通行の禁止及び制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止又は制限する。

通行の禁止及び制限を行った場合には、その内容を警察署や他の防災関係機関並びに県支部を通じて、県本部に速やかに連絡する。

３　応急復旧の優先順位

道路管理者は、協議会及び市が選定した緊急輸送道路に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

ア　市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
イ　協議会で策定した第一次緊急輸送道路
ウ　協議会で策定した第二次緊急輸送道路
エ　その他の路線
＊緊急輸送道路【資料編　P-31 参照】

市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

４　資機材・要員の確保

災害発生時には、市本部は、速やかに応急復旧のための資機材及び要員の確保にあたるとともに、対応可能な事業者等の協力を得て、迅速な応急復旧作業を実施する。

そのため、協力を得られる事業者等とあらかじめ協議をしておくこととする。

５　情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより、被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報を基に、速やかに応急復旧の計画をたてる。

（１）道路管理者間の情報連絡

災害発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県支部を通じて県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

（２）道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上下水道、電気、ガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。

交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

（３）警察との情報連絡

道路管理者は、警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

6　道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、県支部を通じて県本部と緊密に連絡を取り、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっても、互いに協力して緊急輸送道路ネットワークの早期確保に努める。

また、各道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

7　県道＜県本部（道路班）＞

県本部は、災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、あらかじめ指定された緊急輸送道路の交通の早期確保に努める。

（１）情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。収集した道路情報は、県支部を通じ県本部（道路班）に連絡する。

（２）応急復旧

ア　県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

イ　緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想されるときは、県本部は、これのう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

ウ　復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、一般社団法人和歌山県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。

8　国道＜近畿地方整備局、県本部（道路班）＞

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

ア　道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
イ　道路上の車両、道路上の倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
ウ　上下水道、電気、プロパンガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

9　京奈和自動車道＜近畿地方整備局＞

京奈和自動車道で災害が発生した場合は、近畿地方整備局の防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、職員等の非常出勤体制による災害応急活動に入る。

（1）防災機関等への連絡

近畿地方整備局は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

（2）点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

（3）交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、パトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

（4）初期消火及び火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。

（5）救出及び応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、近畿地方整備局は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

（6）危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

10　林道

災害により被災した林道を、速やかに復旧する。また、路上の崩落、倒壊による障害物については、林道管理者、関係機関等の協力を得て除去する。

11　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、道路管理者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関との密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

12　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署は、相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消

防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

13　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

14　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】
・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況

・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

15　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

16　行方不明者の捜索・遺体の処理

第３編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第９章　危険物等災害応急対策計画

予想される危険物等災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予測し得ない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、橋本市において発生することが予想される危険物等災害として、以下のものを想定とした。

（１）危険物施設災害、火薬類災害、高圧ガス災害等

危険物施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（２）毒物劇物事故災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（３）大規模な火事災害

中高層建築物等における大規模な火災により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（４）林野火災

広範囲にわたる林野の焼失、民家への延焼等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（５）放射性物質事故等災害

核燃料物質等の放射性物質運搬中における事故が発生した場合、若しくは放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合、又はそれらのおそれがある場合。

（６）有害物質流出等災害

有害な化学物質、油、ガス、放射性物質などが自然環境や人々の生活空間に流出することで、多数の死傷者が発生した場合。

第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】

本市及び隣接市町において、前頁に示す（１）～（６）のような大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため迅速かつ的確な防災活動を実施するために、事故対策本部を設置し、応急対策を実施する。

※初動体制、事故対策本部の設置及び廃止、動員計画については、第３編第８章第１節「橋本市事故対策本部の設置」を参照。

１　危険物等災害応急対策の基本方針

危険物等災害が発生した場合には、その性質上、大災害に発展する危険性が大きいことから、特に迅速な応急対策を行う。また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

２　責任者等の対応

責任者及び危険物を輸送・運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

（１）連絡通報

ア　発災時には、直ちに 119 番で消防本部に通報する。

イ　付近住民並びに近隣企業に通報する。

ウ　責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

（２）初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講ずる。

（３）医療救護

企業内救護班により、応急救護を実施する。

（４）避難

企業自体の計画に基づき、従業員等の避難を実施する。

第２節　危険物施設災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

１　発災直後の情報の収集・連絡

（１）事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、橋本警察署、かつらぎ警察署等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

（２）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す危険物等事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア　死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
イ　負傷者が５名以上発生したもの
ウ　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの、又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
エ　500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
オ　海上、河川への危険物流出事故
カ　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

※火災・災害等速報要領による

（３）県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

２　活動体制

（１）市の活動体制

危険物等災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

（２）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3　危険物施設の応急対策

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、市本部、県本部、消防本部、伊都消防組合消防本部の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講じる。関係機関は連携して、次の措置をとる。

ア　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
イ　危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止と出火漏えいの防止
ウ　初期消火要領の徹底並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
エ　被害発生時の危険物に対する自衛消防隊と活動要領の確立
オ　防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

4　危険物等移動搬出の応急対策

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者及び危険物等を輸送する者は、それぞれ必要な措置を講じる。

（1）警察署、消防機関

ア　施設管理者に対し、保安施設、応急資機材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。
イ　移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。

（2）指定地方行政機関等

ア　中部近畿産業保安監督部近畿支部

災害の発生及び拡大を防止するため、一般高圧ガス及び液化石油ガスを輸送する者に対し、その移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を発する。

イ　近畿運輸局

危険物を輸送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導及び訓練の実施を指導する。

ウ　鉄道各社

（ア）基本方針

危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大や併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。

鉄道各社内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

5　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては､他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助･救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者、又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

6　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は、交通規制を行う。

（3）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（4）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（1）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（2）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

8　住民の避難

（1）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

9　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

10　行方不明者の捜索・遺体の処理

第３編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第３節　火薬類災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

１　火薬類貯蔵施設の応急対策

火薬類製造業者などは、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、実態に即した応急措置をとるとともに、関係機関と連携を密にして、防災体制を確保する。

火薬類貯蔵施設の保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

・爆発、誘爆の回避措置
・危険区域、立入禁止区域の設定
・盗難防止措置
・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
・付近住民等への危険周知及び避難誘導
・警察、消防等への通報

２　市、県及びその他防災関係機関の対応

救助・救急活動、消火活動、医療救護活動、住民の避難、災害広報の実施、行方不明者の捜索・遺体の処理については、第３編第９章第２節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

第４節　高圧ガス災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

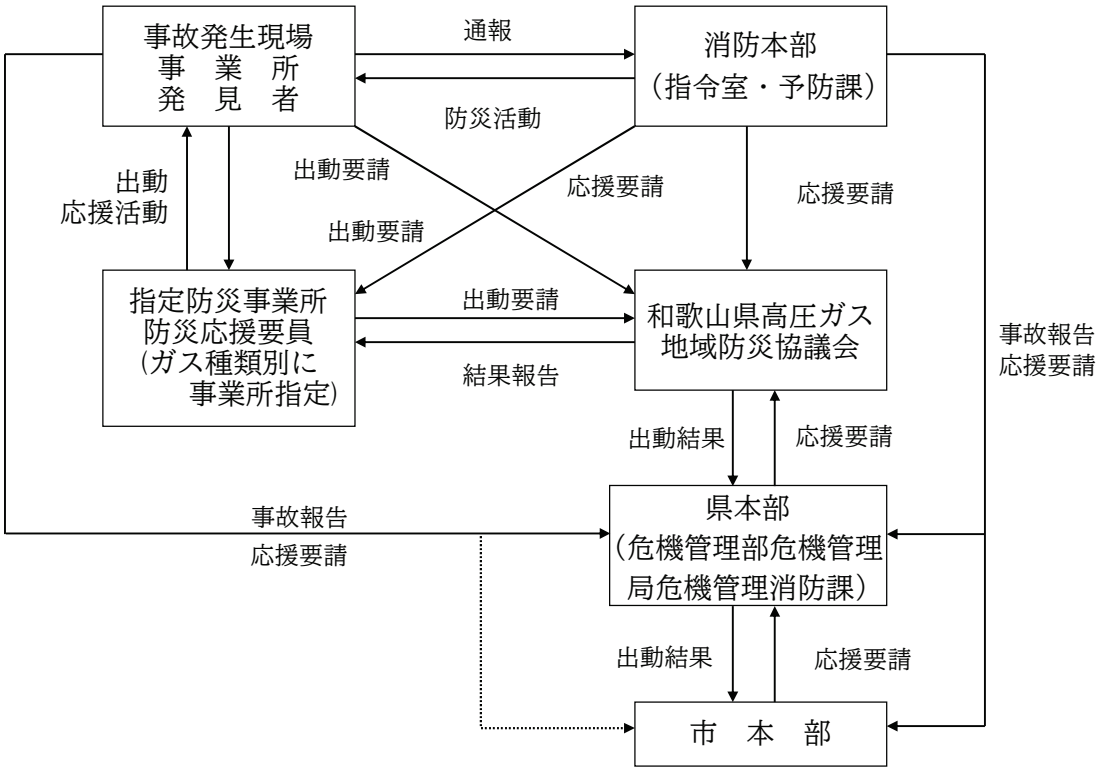
１　高圧ガス貯蔵施設の応急対策

高圧ガス貯蔵施設において、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、実態に即した応急措置をとるとともに、関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

高圧ガス貯蔵施設の保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

・ガス遮断等の緊急措置
・危険区域、立入禁止区域の設定
・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
・消防、和歌山県高圧ガス地域防災協議会等の防災関係機関への通報及び応援要請
・付近住民等への危険周知及び避難誘導

【高圧ガス貯蔵施設等における応急対策の活動フロー】



２　市、県及びその他防災関係機関の対応

救助・救急活動、消火活動、医療救護活動、住民の避難、災害広報の実施、行方不明者の捜索・遺体の処理については、第３編第９章第２節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

第５節　毒物劇物災害応急対策計画

【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】

1　発災直後の情報の収集・連絡

（1）事業者等

事業者又は事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、直ちに橋本保健所、消防機関、警察署、市本部等の防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

（2）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す毒物劇物事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア　死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
イ　負傷者が５名以上発生したもの
ウ　毒物劇物を貯蔵又は取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
エ　毒物劇物を貯蔵又は取扱施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの
　（ア）河川等へ毒物劇物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
　（イ）500 キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等
オ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリー等の事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
カ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

（3）県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を毒物劇物等の取扱規制担当庁（厚生労働省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2　活動体制

（1）市の活動体制

毒物劇物事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し、災害応急対策を実施する。

（2）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3　毒物劇物等貯蔵施設の応急対策

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。毒物劇物等貯蔵施設の管理者は、次の措置をとる。

ア　中毒防止方法の広報活動
イ　毒物劇物等の漏えい、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒及び消火作業（周辺住民の人命安全のため）
ウ　毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市本部長（市長）に通報
エ　保健所等防災関係機関への連絡
オ　貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置（災害発生後直ちに実施）

4　毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策

陸上施設から河川等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に二次災害の防止に努める。

（1）二次災害防止のための応急措置

ア　当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに保健所、消防機関、警察署、市本部等に通報連絡する。
イ　当該関係機関、毒物劇物又は危険物等の取扱者は、毒物劇物、危険物等の大量流出・飛散による二次災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連携を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して、防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力体制を確立する。
ウ　当該関係機関、毒物劇物又は危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
エ　毒物劇物、危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
　（ア）拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、木材等の応急資機材を展張する。
　（イ）オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸上げ又はくみ取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
　（ウ）流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知及び火災の発生防止に必要な措置を講ずる。
オ　市本部長（市長）及び警察署長等は、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

5　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては､他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助･救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

また、市や消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

６　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は、相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

8　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

９　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

10　行方不明者の捜索・遺体の処理

第３編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第６節　放射性物質事故応急対策計画

【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】

１　発災直後の情報の収集・連絡

（１）事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）を発見後又は発見の通報を受けた場合、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、消防機関、警察等の関係機関にその旨を連絡する。

また、放射性同位元素取扱事業者等は、事務所外運搬中の事故あるいは地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、直ちにその旨を県、警察、消防機関に通報し、放射線障害防止法第 33 条に基づき、遅滞なく国（文部科学省又は国土交通省）にその旨を届け出る。

（２）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

（３）県

県は、国、市、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等の防災関係機関に対し、情報の提供を求め、又は自ら情報収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、把握した情報については、必要に応じ、市等に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

２　活動体制

（１）市の活動体制

ア　放射性物質運搬事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し、災害応急対策を実施する。

イ　放射性物質関係施設において事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

（２）関係事業者

関係事業者（原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者、以下「関係事業者」という）は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3　災害の拡大防止

関係事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて、立ち入り制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、災害の拡大の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じて他の原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。市本部は、関係事業者と協力して、次の措置を講ずるとともに、放射線源の露出、流出等について、速やかに県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

ア　定められた施設の点検による緊急措置（施設の破壊などによる放射線源の露出、流　　出等の防止を図るため）
イ　放射線源の露出、流出による危険区域の設定及び被害の拡大防止
ウ　放射線漏えいの危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
エ　施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
オ　放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないための防止措置及びその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

4　救助・救急活動

市、消防本部、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係機関は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（1）市及び消防本部、伊都消防組合消防本部

市、消防本部、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（2）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

5　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係機関は、相互に連携する。

（1）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、関係事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、直ちにその旨を消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部に通報し、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

６　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　応急対策の実施状況
エ　交通規制の状況
オ　住民に対する協力及び注意事項
カ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

第７節　有害物質流出等応急対策計画

【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】

１　計画方針

ア　有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ、又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。

イ　この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。

（ア）大気汚染防止法施行令第３条の３第１号で規定されている吹付け石綿（レベル１）

（イ）水質汚濁防止法第２条第２項第１号で規定される有害物質

ウ　事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。

エ　事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市と連携して実施する。

２　計画内容

ア　石綿飛散防止対策（上記１　イの（ア）の物質）

市は、県に協力して、アスベスト台帳に基づき、石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

吹付け石綿（レベル１）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

また、県と連携して、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

イ　有害物質流出防止対策（上記１　イの（イ）の物質）

市は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質の流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

事業者は、水質汚濁防止法第 14 条の２に基づき、応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、市に報告する。

市及び県は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合には指導を行う。

事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び市の協力を得て実施する。また、有害物質の流出により住民の健康被害が生じるおそれがある場合は、県及び市等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第８節　大規模な火災対策　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部】

本市においては、明治初期以降、大規模な延焼火災は起こっていない。しかし、市街地は旧宿場町の名残として、木造密集住宅や狭隘道路が多く、延焼危険度が高いため、大規模な火災に備え、早期鎮火を図る体制づくりを進める。

１　災害応急対策

（１）発災直後の情報の収集・連絡

ア　出火行為者等

出火行為者、火元関係者又は火災発見者等が火災を発見した場合には、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を通報する。

イ　市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、大規模な火災が発生した場合は、火災・災害時等即報要領により、第一報を県に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。（直接即報基準に該当する火災、災害が発生した場合は、県に加え消防庁に報告する。）

ウ　県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

（２）消防吏員及び消防団員の招集

管内に非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合、消防吏員に対して消防長は非常招集又は自宅待機を発令する。消防団員に対しては、消防団長が非常招集又は自宅待機を発令する。

ア　招集の区分

活動規定に基づく。

イ　発令の基準

発令の基準は、警防規程に基づく。状況によって、消防長及び消防団長が事態に応じた発令を行うものとする。

ウ　参集場所

（ア）消防吏員

原則として、各所属へ参集するものとする。ただし、指示のある場合又は任務があらかじめ定められている者は、所定の署所へ参集する。

（イ）消防団員

団長、副団長は、消防本部に参集し、分団長及びその他の団員については、それぞれの消防団詰所へ参集する。

（３）出場体制

警防規程に基づく。

（４）活動体制

ア　通常時火災

火災第２出場までの体制で、対応可能な火災とする。

（ア）防御方針

通常火災時における防御方針は、人命救助を最優先とし、延焼阻止を第一に考えつつ水損防止にも十分配慮した防御体制を整え、出火建物の消火にあたることを基本とする。

（イ）出動

警防規程に基づく。

イ　非常時火災

前ア「通常時火災」以外の火災とする。

（ア）防御方針

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力がこれに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請するとともに、重要地区に消防力を結集し、防御にあたるものとする。

（イ）現場指揮本部の任務

現場指揮本部の最高指揮者から指定された各指揮者及び担当者の任務は、「警防規程」のとおりとする。

（５）住民による自主的消防活動

地域住民は、自らが居住する地域において災害が発生した場合、次の活動を行う。

ア　出火の防止

災害発生時においては、生命・身体の安全を確保した後、住民は早急にストーブを消す、プロパンガスの元栓を閉める、電源ブレーカーの切断等の出火防止活動を行い、できうる限り、火災発生の防止に努める。

イ　初動的消火活動

災害発生時、住民は、近隣地域における火災に対して、地域住民の一致協力により初動的な消火活動を行う。このため、平常時から、自主防災会において訓練を行うほか、各家庭において消火器具等の設置に努める。

（６）応援要請

ア　隣接市町における相互応援

本市の消防力で対応が困難である場合は、「広域消防相互応援協定」に基づき、応援を要請する。

（ア）方法

各協定書の定めるところによる。

（イ）情報提供

ａ　災害の発生日時
ｂ　災害の発生場所
ｃ　災害種別
ｄ　災害の状況（現況、拡大の予測）
ｅ　応援要請状況（隣接応援等）
ｆ　人的、物的被害の状況
ｇ　担当連絡責任者

ｈ　その他、必要事項

イ　県内における相互応援

本市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」及び「和歌山県下消防広域基本計画」により相互応援を行う。

（ア）和歌山県下消防相互応援協定による応援要請を行う時は、和歌山県下消防広域応援基本計画に基づき要請する。

ウ　他府県消防隊の応援要請（消防組織法第 44 条）

（ア）市本部長（市長）は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したい時は、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱に基づき行う。

（イ）緊急消防援助隊等、他府県の円滑な受け入れを図るため、橋本市消防本部受援計画に基づき、受け入れ体制を整えておく。

（７）医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

ア　救護所の設置、運営

（ア）市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

（イ）県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

イ　医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会､和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

（８）住民の避難

ア　避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

イ　避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭､こども･若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

（９）災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

ア　広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

（ア）事故の発生日時及び場所
（イ）被害の状況
（ウ）被害者の安否状況
（エ）応急対策の実施状況
（オ）交通規制の状況
（カ）住民に対する協力及び注意事項
（キ）その他、必要と認められる事項

イ　広報手段

（ア）新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
（イ）防災行政無線
（ウ）広報車による巡回活動
（エ）インターネットの利用
（オ）自主防災会、区・自治会を通じた連絡
（カ）その他、状況に応じた広報

(10) 行方不明者の捜索・遺体の処理

第３編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第９節　林野火災対策

【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】

近年、森林は健康増進・野外教育等の場として評価されるようになり、森林への入山者が増加している。

本市でも、野外活動施設（キャンプ場）が設けられており、森林のレクリエーション利用者の増加に伴い、たばこ・たき火等の火気の不始末により林野火災の危険性が増大している。

１　災害応急対策

（１）発災直後の情報の収集・連絡

ア　火災通報者等

出火行為者又は火災発見者等は、林野火災を発見した場合には、速やかに、市、消防機関、警察等の防災関係機関に火災の状況等を通報する。

イ　市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ウ　県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

（２）活動体制

ア　市の活動体制

林野火災が発生した場合又は発生のおそれがある場合には、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県及び関係機関と連携し災害応急対策を実施する。なお、活動は、「警防規程」に基づく。

イ　林業関係者

林業関係者は、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力するよう努める。

（３）救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署等は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

ア　市及び消防本部、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

イ　橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合には交通規制を行う。

ウ　県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

（ア）防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
（イ）消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
（ウ）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
（エ）相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
（オ）自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
（カ）消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市等は、相互に連携する。

ア　市及び消防本部、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。

また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

イ　橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

ウ　県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

（ア）防災ヘリコプターの出動
（イ）消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
（ウ）「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
（エ）相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
（オ）自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
（カ）消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（５）医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

ア　救護所の設置、運営

（ア）市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

（イ）県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

イ　医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照

（６）住民の避難

ア　避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

イ　避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。

避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

（７）災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

ア　広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

（ア）事故の発生日時及び場所
（イ）被害の状況
（ウ）被害者の安否状況
（エ）応急対策の実施状況
（オ）交通規制の状況
（カ）住民に対する協力及び注意事項
（キ）その他、必要と認められる事項

イ　広報手段
（ア）新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
（イ）防災行政無線
（ウ）広報車による巡回活動
（エ）インターネットの利用
（オ）自主防災会、区・自治会を通じた連絡
（カ）その他、状況に応じた広報

（８）行方不明者の捜索・遺体の処理

第３編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第 10 章　公共的施設災害応急対策計画

災害発生時には、市民生活及び防災関係機関の各施設関係者は、被害情報等の収集・伝達を迅速かつ緊密に行うとともに、応急措置・復旧対策にあたっては、相互に協力して合理的な対策を実施する。なお、各ライフライン関係事業所は、平常時から管路図等の資料の保管整備に努めるものとする。また、各防災関係機関において、応急対策計画を策定するとともに、平常時から他の防災関係機関との連絡調整に努める。

第１節　公衆電気通信施設災害応急対策計画

【NTT 西日本株式会社和歌山支店、関係機関】

１　基本方針

地震が発生した場合は、災害等対策規定に基づき、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、適切な応急対策を講じる。

２　応急対策

ア　災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

イ　地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

（ア）通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）

（イ）通信の確保（ポータブル衛星通信、移動無線車、非常用可搬形デジタル交換装置等の災害対策機器の出動）

（ウ）特設公衆電話の設置

（エ）輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

ウ　災害時における電気通信サービスの提供に関して、公共機関等の通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防止し、一般公衆通信の確保に努める。このため、応急作業を迅速かつ的確に実施し、通信の早期復旧に取り組むものとする。

３　通信確保のための応急措置

（１）回線の復旧順位

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従って措置を講じる。

ア　第１順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関

イ　第２順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体

ウ　第３順位

第１順位、第２順位に該当しないもの

（２）所管通信用建物及び電気通信設備に対する応急措置

ア　通信用建物が被災した場合は、当該建物の継続運用のための応急措置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められた場合には、他の建物の利用又は借入等の方法により、速やかに業務の開始を図る。

イ　交換機をはじめとする所内設備及び加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に、非常用可搬形デジタル交換装置、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

（３）特設公衆電話等の開設

避難所等に特設公衆電話等を設置し、電話等の利便を図る。

（４）通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合又はそのおそれがある場合には、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

ア　通信が著しく輻輳する場合

イ　通信電源確保が困難な場合

ウ　回線の安定維持が困難な場合

（５）利用者への周知

地震のため通信が途絶した場合、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、テレビ、ラジオ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

ア　通信途絶、利用制限の理由及び内容

イ　災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等

ウ　通信の利用者に対し協力を要請する事項

エ　その他、必要な事項

（６）非常・緊急通話の取り扱い

天災、事変、その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、予防若しくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため、電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について、非常・緊急通話を取り扱う。

４　復旧計画

地震により被災した通信の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に、被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事を盛り込んだ復旧工事を、次のとおり行う。

ア　原状に復する工事を行う。

イ　被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

第２節　電力施設災害応急対策計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】

１　基本方針

関西電力株式会社等は、電気事業の公共性に鑑み、地震による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆に対する電気災害の防止を徹底する。

２　応急対策

（１）突発的災害時の体制確立

地震等による突発的災害が発生した場合には、規模その他の状況により、応急対策を推進するための体制を確立し、直ちに応急措置を講ずる。

（２）災害時における情報連絡

ア　災害発生時において、的確な被害情報等の把握及び復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。

イ　災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立する。

（３）対応要員の確保

ア　地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて把握しておく。

イ　他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

ウ　対策組織が設置された場合は、対策要員は各社の計画により速やかに出動する。なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに出動する。

（４）地震時における広報

ア　災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には、絶対触れないこと。

（エ）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取り付けすること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

（オ）屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（カ）電気器具を再使用するときは、プロパンガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
（キ）大規模地震時の電気火災の発生抑制のため、感震ブレーカーを取り付けること及び電気工事店等で点検してから使用すること。
（ク）その他の事故防止のため留意すべき事項。

イ　広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS 及び L アラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

（５）地震時における危険予防措置

電力需要の実態にかんがみ、災害時においても、原則として電力の供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

３　復旧計画

（１）復旧資機材等の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア　現地調達
イ　対策組織相互の流用
ウ　他営業所・他電力会社、協力会社等からの融通。

（２）輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

（３）復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

（４）復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、下記に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

ア　送電設備
（ア）全回線送電不能の主要線路
（イ）全回線送電不能のその他の線路
（ウ）一部回線送電不能の主要線路
（エ）一部回線送電不能のその他の線路

イ　変電設備
（ア）主要幹線の復旧に関係する送電用変電所
（イ）都心部に送配電する送電系統の中間変電所
（ウ）重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）

ウ　配電設備
（ア）病院、交通・通信・報道機関、上水道、プロパンガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他の重要施設への供給回線

エ　通信設備
（ア）給電指令回線、制御・監視及び保護回線
（イ）保安用回線

第３節　大規模停電災害応急対策計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）】

1　計画の方針

この計画は、大規模停電発生時における重要施設等における迅速かつ円滑な電源確保について定めることを目的とする。

市は、県が主体となって実施する当該計画に適宜協力するものとする。

2　重要施設に対する燃料供給

県は、重要施設の非常用発電設備を稼働させるための燃料が不足した場合には、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」により、重要施設に対して燃料供給を行うものとする。

また、県内だけでは需要に対応できないときは、県は、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対し、石油連盟災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟及び全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に対して燃料供給を行うものとする。

3　重要施設への電源車の配備調整等

県は、大規模停電発生時には直ちに、重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車の配備先の候補案を作成するものとする。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者は、電源車の配備に努めるものとする。

4　外部電源供給可能な車両等の活用

県は、協定を締結している自動車販売会社等が所有する、外部電源供給が可能な車両等の提供を受けて、電力が必要な施設等を把握の上、配備先を決定し、自動車販売会社等へ配備を依頼するものとする。

各協定締結自動車販売会社等は、外部電源供給が可能な車両等の提供に努めるものとする。

第４節　プロパンガス施設災害応急対策計画

【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】

１　基本方針

液化石油ガス販売事業者は、速やかに応急対策を実施する。

２　プロパンガス施設の応急対策

（１）緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア　液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、大規模地震によるガス漏れ事故等の発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

イ　消防機関及び関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図る。

（２）現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のため、ガスの供給停止等の必要な措置をとる。

（３）ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として、液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が、次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合には、消防機関がガスの供給遮断を行うものとする。

ア　火災が延焼拡大中であること。

イ　震災による家屋の倒壊等によりガス配管が損傷している可能性があるとき。

ウ　漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

（４）ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に対して周知徹底を図るものとする。

（５）ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等による二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給を再開するものとする。なお、この場合、消防機関と協議するものとする。

（６）現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関は、これに協力するものとする。

（７）警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100 メートルの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25％を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

（８）広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

（９）避難措置等の指示及び解除

市本部長（市長）及び警察等は、必要に応じて、第３編第５章第３節「避難計画」に従って避難指示を行うものとする。

(10) プロパンガス関連協会の対応

プロパンガス関連協会は、災害発生時における被害の拡大を防止するため、組織的な動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡、その他の応急対策を実施し、プロパンガスの製造及び供給体制の安定に努める。災害発生時には、「災害等の対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、防災関係機関と密接に連携しつつ、社内各部門の連絡協力のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第 11 章　文教対策計画

市本部は、災害に際し、学校･園等の教育機関並びに文化財に対して応急対策活動を行う。

第１節　　小・中学校等の計画

【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】

１　基本方針

幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高等学校、障がい児教育諸学校等において、地震発生時の応急対策を通じて、幼児・学齢児童・学齢生徒等（以下「生徒等」という。）の生命・身体の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

２　防災体制

学校長、園長は、学校・園の実状や生徒等の実態に応じ、次の点に留意しながら、防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

（１）緊急避難計画の策定

ア　学校・園内での活動中を想定した計画
- （ア）校内防災組織及び避難場所を確立する。
- （イ）避難訓練のマニュアルを作成する。
- （ウ）年間計画の中に避難訓練の実施を位置づける。
- （エ）災害発生時における教職員の生徒等への指示及び措置の方法を明らかにする。
- （オ）学校・園の施設・設備の状況を把握する。
- （カ）避難経路と避難場所の安全確保及び誘導の方法を明らかにする。
- （キ）教職員の配備と生徒等の安全確認を明らかにする。

イ　学校・園外での活動中を想定した計画
- （ア）地震が登下校時及び校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

（２）災害時活動体制の確立

ア　学校長、園長は、地震の発生に備えて、次のような措置を講じる。
- （ア）生徒等の避難計画及び訓練の実施並びに保護者との連絡体制を確認しておく。
- （イ）教育委員会、健康福祉部、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡方法を整備し、関係機関との協力体制を確立する。
- （ウ）緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し、教職員に周知させる。
- （エ）災害発生時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに、以下の点に留意し、具体的なマニュアルを作成する。
  - ａ　各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。

b　学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。

c　職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし、教育委員会、健康福祉部に登録するとともに、教育委員会、健康福祉部を通して他校より動員される職員名を把握しておく。

d　このマニュアルは、あくまで初動体制（発生後５日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

イ　幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

ウ　幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市本部の協力が得られるよう、日頃より連携を密にする。

エ　特に障がい児教育諸学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

オ　教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。

カ　通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにしておく。

キ　各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

３　応急対策

（１）地震時の応急対策

地震発生時において、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

ア　学校・園内での課業中の場合

（ア）災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにのっとり、適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）災害の規模、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて、救援を依頼するとともに、速やかに市本部へ報告する。

（ウ）家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に生徒等を留めておくなどの安全措置をとる。

（エ）状況に応じ、市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

（オ）幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当生徒等の実態に応じて所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得るものとする。

イ　学校・園外での活動中の場合

（ア）学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに、安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について的確に把握する。

（イ）学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡する。

ウ　課業時間外の場合

（ア）震度５弱以上の地震が課業時間外に発生した場合、教育委員会、健康福祉部が参集を指示した教職員、園長及び職員は直ちに勤務校・園へ登校し、職員は校長等の指示に従い行動する。ただし、学校長、園長がまだ登校しておらず連絡不可能な場合は、防災マニュアルにのっとり、迅速に適切な対応を行

う。また、学校長、園長、教頭以外の職員で勤務校が遠隔地の場合（原則的に自転車等で 120 分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて、所属長の指示を受けながら対応する。

※あらかじめ施設の鍵等を危機管理室に貸し出すとともに、利用可能な教室の情報を共有するなど、責任者（校長）不在の場合でも受入れ可能な体制を構築する。

（イ）職員は、災害発生直後の参集に関する規定にのっとり、速やかに勤務学校・園又は該当学校・園へ登校し、校長等の指示のもとに所属の生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。生徒等の安否情報について、学校長は教育委員会に、園長は健康福祉部に、逐次報告する。

［校長］	［教頭］	［教務主任］	［学年主任］	［各学級担当］
∥	∥	∥	∥	∥
生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導 教育委員会へ報告	生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導	全校生徒等の安否確認	学年生徒等の安否確認	担任生徒等の安否確認

（２）避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

ア　避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。この際には、以下の点に留意する。

（ア）課業中に災害が発生した場合には、生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について、市本部と協議する。

（イ）各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

（ウ）学校長・園長は、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。

（エ）学校・園は、平常時より教育委員会及び危機管理室との情報交換及び連絡を行っておく。

（オ）学校・園へ避難してくる被災者は、生徒等の保護者も含めた地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校・園、地域、保護者間で十分意志疎通を図る。

イ　生徒等については、安全が確認できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害対応活動に参加させることも検討する。

４　応急教育対策

（１）災害復旧時の体制

ア　学校長、園長は、教職員、生徒等を掌握の上、校舎内外の整備を行い、生徒等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して、教育委員会、健康福祉部に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。

イ　教育委員会は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期す。

ウ　教育委員会、健康福祉部は、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災生徒等の安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる生徒等は、学校・園に収容し指導する。

エ　学校・園が避難所等になったため授業再開が困難な場合、教育委員会、健康福祉部は、当該学校・園に対して支援教職員の派遣、市職員の派遣等を行い、場合によっては、他の公共施設の確保を図ること等により、早急に授業が再開できるよう万全を期す。

オ　学校長、園長は、災害の推移を把握し、教育委員会、健康福祉部と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営に戻すよう努める。

（２）学校施設等の確保

市本部は、学校施設等が被害を受けた場合は、次の方法により、校舎等施設の確保に努める。

ア　被害程度別の予定施設

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

（ア）応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急修理し使用する。

（イ）学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、２部授業等の方法を行う。

（ウ）校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

（エ）特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民の避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公共施設を利用する。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎の建設に努める。

イ　施設の応急復旧

教育避難班は、計画班と協力し、被災後速やかに被害校舎等の維持保全及び授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

ウ　施設利用の応援

（ア）教育避難班は、市内隣接学校及びその他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上実施する。

（イ）教育避難班は、隣接市町施設を利用の場合、市本部長（市長）と協議の上決定し、県本部に応援を要請する。

エ　公民館その他社会教育施設の対策

教育避難班は、災害時には社会教育施設が、避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

（３）教職員の確保と被災調査

教育委員会及び学校長は、災害により、教職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県本部に被災教職員の報告を行う。

ア　次の順序により、職員を確保する

（ア）被災し、勤務できない者が少数のときは、学校内において対応する。

（イ）教育委員会は、学校内で対応できないとき、学校長の要請に基づき、市内学校間において対応する。

（ウ）教育委員会は、市内学校間で対応できないときは、県本部に応援又は斡旋を要請する。

イ　被災教職員の調査報告

教育避難班は、災害発生に伴い被害を受けた教職員を調査し、県本部に報告する。

（４）応急教育の措置

教育委員会は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

ア　学用品を損失した生徒等については、第３編第 11 章第７節「学用品支給計画」に基づき対応する。

イ　学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法及び生徒等の健康等に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況を考慮し、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ　授業が長期間にわたり不可能となるときの学校と生徒等との連絡方法は、保護者との連絡体制を通じ、連絡する。

第２節　　県立学校関係の計画

【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】

１　計画方針

県立学校の災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

２　県立学校の計画内容

（１）児童生徒等の安全の確保

ア　生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置及び安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ　校長（不在の場合は、教頭若しくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、県及び市本部に報告するものとする。

ウ　在校時、学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災・安全教育指針（県教育委員会）参照}

（２）学校施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、第３編第 11 章第１節 「小･中学校等の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

ア　応援の要請

学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、県教育委員会に対して直接、他施設利用の応援を要請するものとする。

イ　応援の指示等

要請を受けた県教育委員会は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

（３）教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

ア　学校内対応

欠員が少数のときは、当該学校内において対応する。

イ　県内対応

学校内対応で解決できないときは、学校長は直接、県教育委員会に対して、教職員派遣の要請をするものとする。

要請を受けた県教育委員会は、隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

ウ　県内対応不能の場合

県教育委員会は、県で対応できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じて臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

（４）育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第３節　私立学校関係の計画　【教育委員会、学校長、園長】

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校設置者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告については、周知徹底を図るよう努めるものとする。

第４節　学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】

１　給食の実施

ア　災害により橋本給食センター及び各こども園の調理施設に被害があっても、できる限り早急に再開できるよう努める。
イ　施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、実施する。

２　給食の一時中止

生徒等に対する給食は、次の場合に一時中止する。
ア　給食施設に相当な被害を受け、事実上給食の実施が不可能な場合
イ　感染症、その他の危険発生が予想される場合
ウ　給食用物資の入手が困難な場合
エ　その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

３　被害状況等の調査報告

教育避難班は、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県支部を通じ県本部に報告する。
ア　学校給食用物資被害状況調査
イ　生徒等被災状況調査

第５節　社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】

災害発生時においては、公民館等社会教育施設や体育館等社会体育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処置等の適宜の措置を速やかに実施するものとする。

第６節　文化財等救援・保全活動の計画

【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】

１　基本方針

教育避難班は、災害により文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県支部を通じ県本部に報告するとともに、必要に応じて、移動可能な文化財は、安全な場所に移し、県支部を通じて県本部の指示を求める。

２　文化財の応急措置

ア　文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、ただちに消防本部・市教育委員会等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。

イ　消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

ウ　所有者及び管理団体は、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市本部（教育避難班）に報告する。教育避難班は、その結果をとりまとめの上、県指定の文化財にあっては県支部を通じ県本部へ、国指定の文化財にあっては、県本部を通じて文化庁へ報告するものとする。

＊文化財【資料編　P-49 参照】

第７節　学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】

１　実施担当及び応急措置

教育避難班は、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法が適用された場合は、知事から救助事務の委任を受け、応急措置を行う。

２　支給の種別

学用品の支給、斡旋は、災害の程度により、次の種別に区分して扱う。

ア　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、学用品を失った生徒等に対して、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

イ　災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されない場合、学用品は本人の負担とする。

３　調達、支給の要領

学用品の調達、支給は、次の要領で行う。

ア　災害救助法が適用された場合

（ア）被災生徒等の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

（イ）被災学用品の調査・報告

教育避難班で調査・取りまとめを行い、県支部を通じて県本部へ報告する。

ａ　被災者台帳の作成

各学校において、速やかに生徒等に対する調査を行い、被災者台帳を作成する。同名簿は、住宅の被害がなくても教科書を失った者は対象とする。

ｂ　被災学用品の集計

ａの被災者台帳により被災学用品を調査・集計し、被災学用品一覧表を作成する。

ｃ　被災学用品の報告

上記の被災学用品一覧表を作成し、県支部を通じて県本部へ提出する。

（ウ）学用品の調達

県本部から指示があったときには、教育避難班が調達する。

（エ）学用品の支給

教育避難班から各学校に引き継ぎ、各学校において直接生徒等に支給する。

イ　災害救助法が適用されなかった場合

教育避難班において学用品を斡旋する。ただし、処理できない場合には、県支部を通じて県本部へ斡旋を要請する。

４　支給の方法

ア　割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当台帳により割当てを行う。割当てにあたっては、市本部被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

イ　支給

各学校は、教育避難班から一括して学用品を受け取り、各生徒等に支給する。

５　記録

教育避難班は、次の記録を作成し、整備保管する。

ア　被災生徒等名簿
イ　被災学用品報告書
ウ　学用品引継書
エ　学用品割当台帳
オ　学用品給与台帳
カ　学用品受払簿

第 12 章　災害警備計画　【橋本警察署、かつらぎ警察署】

1　基本方針

防災関係機関との連携のもとに、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立し、情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一として災害警備活動等に努める。

2　地震発生時における警察活動

ア　情報の収集・伝達
イ　救出救助活動等
ウ　避難誘導
エ　遺体見分
オ　二次災害の防止
カ　危険箇所等における避難誘導等の措置
キ　地域安全活動等社会秩序の維持
ク　緊急交通路の確保
ケ　被災者等への情報伝達活動
コ　報道対策
サ　情報管理に関する措置
シ　関係機関との相互連携

3　警備体制

大規模地震が発生し、又は発生するおそれがある場合には「和歌山県警察大規模地震災害警備計画」に基づき、必要な警備体制を確立するとともに、迅速かつ的確な警備措置を講じる。

第 13 章　震災対策要員の計画

地震時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

また、各種の災害応急対策活動において、市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、奉仕団の動員等により、対策活動に従事する要員を確保する。

第１節　ボランティア受入計画

【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】

１　基本方針

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想される場合、被災者支援班は、社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

また、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア保険制度の普及を図る。

２　災害ボランティアの支援に関する対応

（１）災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図ってボランティア関連情報の広報活動を行う。

（２）災害ボランティアセンターの運営

ア　社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、被災者支援班と共同して災害ボランティアセンターの運営にあたる。

イ　市外の自治体に対して、居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。

ウ　災害ボランティアセンター及び被災者支援班は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制について、速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

エ　災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

３　活動内容

災害ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとする。なお、活動内容の調整にあたっては、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO･NGO 等のボランテ

ィア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

ア　災害・安否・生活情報の収集・伝達
イ　避難生活者の支援（水くみ、炊き出し救援物資の仕分け・配布・高齢者等の介護等)
ウ　在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
エ　配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配達等）
オ　その他　被災者の生活支援等復旧・復興に必要な活動

４　専門ボランティアとの協力に関する対応

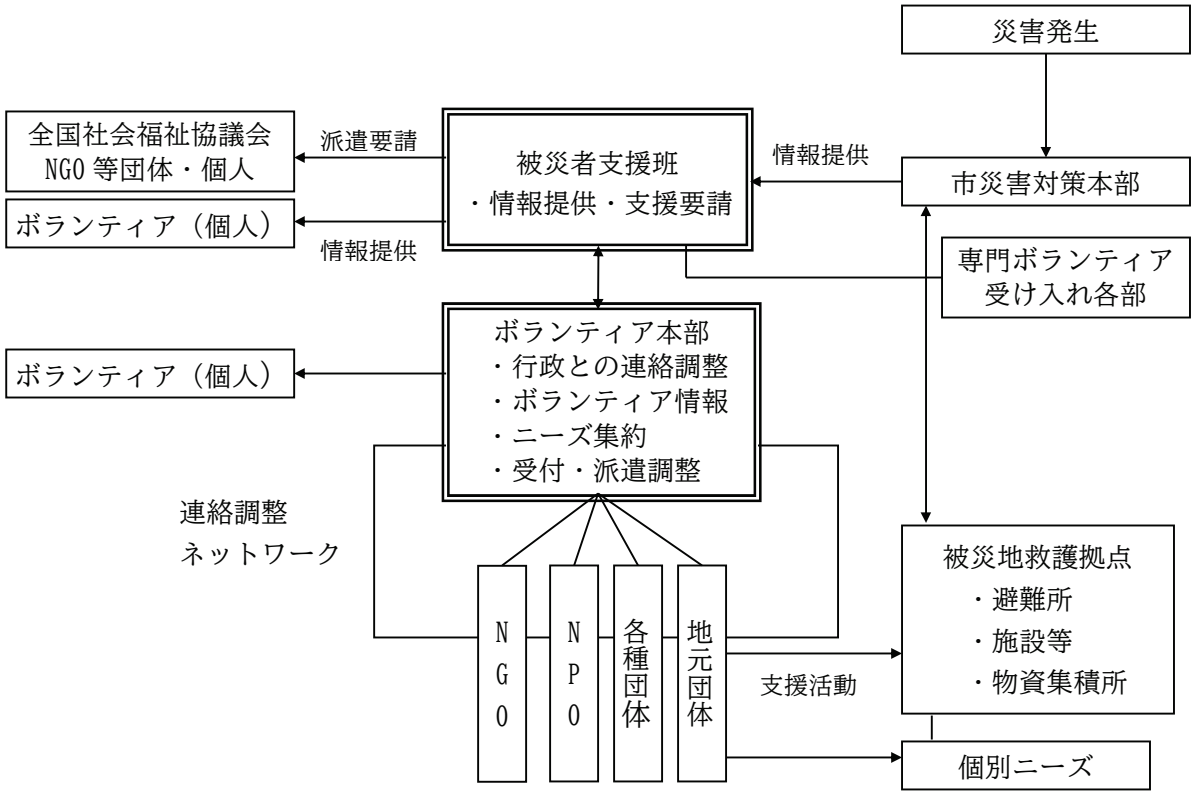
（１）専門ボランティアの派遣要請

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師、消防等）の派遣が必要な場合、県支部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する。なお、必要に応じて市本部から直接、専門ボランティアに要請する。

専門ボランティアの募集、登録、派遣調整については、県本部において関係団体と連携して行うものである。

（２）専門ボランティアとの協力体制の確立

派遣された専門ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市本部の各担当班は、受け入れ及び協力体制を迅速に確立し、応急活動にあたる。



第２節　赤十字奉仕団活動　【被災者支援班】

１　基本方針

赤十字奉仕団は、災害が発生し、その応急対策活動において、市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合には、市本部と協力して応急対策活動に従事する。

２　奉仕団員の動員

（１）実施担当

被災者支援班は、奉仕団員の動員を行う。

（２）奉仕団

日本赤十字社橋本市赤十字奉仕団

３　活動内容

奉仕団は、主として次の活動に従事する。

ア　炊き出しその他災害救助作業（避難所奉仕を含む。）
イ　清掃作業
ウ　防疫作業
エ　災害対策用物資の輸送及び配分
オ　上記作業に類した作業
カ　軽易な事務の補助

４　記録

奉仕団の奉仕を受けた班又は機関は、次の事項について記録し、保管する。

ア　奉仕を必要とした作業の内容、期間
イ　奉仕団の名称及び代表者氏名、人員
ウ　その他、必要な事項

第３節　労働者の確保計画　【関係部班】

1　基本方針

災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、命令を執行し、活動要員を確保する。

2　命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第５項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業（災害救助法適用救助）	従事命令	災害救助法第 24 条	県知事（県本部長）
	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策作業（災害救助を除く。）	従事命令	災害対策基本法第 71 条	県知事（県本部長）
	協力命令		
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第１項 災害対策基本法第 65 条第２項	市本部長（市長） 警察官
危害防止措置	従事命令	警察官職務執行法第４条	警察官

3　命令の従事対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にいる者
災害対策基本法による市本部長（市長）の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者

4　従事命令等の実施担当

市本部においては、次の部班が従事命令の執行等を担当する。

応急対策班は、水防作業のための水防法による従事命令及び災害対策基本法による従事命令を担当する。

5　記録

担当班は、従事命令を発したときは、従事台帳を作成し、記録する。

第 14 章　交通輸送計画

災害による交通混乱を防止し、応急対策に必要な人員、物資、車両、資機材等の円滑な交通輸送を確保する。

第１節　　道路交通の応急対策計画

【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】

１　基本方針

災害が発生し、又は被害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を迅速、的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制し、避難路及び緊急交通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

２　交通規制の実施区分

規制の実施は、次の区分により行い、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が行われるように配慮する。

【交通規制の実施区分】

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（河川国道事務所）	国道 24 号
		京奈和自動車道
	県（県支部（振興局)）	国道 370 号、国道 371 号、県道
	市(応急対策班)	市道
公安委員会・警察	公安委員会	規制区域が２警察署以上にわたるもの、又は期間が１ヶ月以上に及ぶもの
	警察署長	管轄区域であり、かつ急を要し、期間が１ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

３　交通規制の種類

（１）道路法第 46 条の規定に基づく規制

道路管理者は、災害において道路施設の破損等による施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要な場合は、通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

（２）災害対策基本法第 76 条の規定に基づく規制

公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

また、道路管理者は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

（３）道路交通法第６条の規定に基づく規制

警察官は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

４　交通状況の把握

（１）通行可能な道路や交通状況の把握

橋本警察署、かつらぎ警察署は、現場の警察官、道路管理者等関係機関からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）発見者の通報

道路施設等の被災により通行の危険性又は混乱状態を発見した者は、速やかに警察又は市本部に通報する。通報を受けた市本部は、関係各部、所轄警察署又はその道路管理者に通報する。

５　交通規制の実施フロー

（１）災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外又は道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

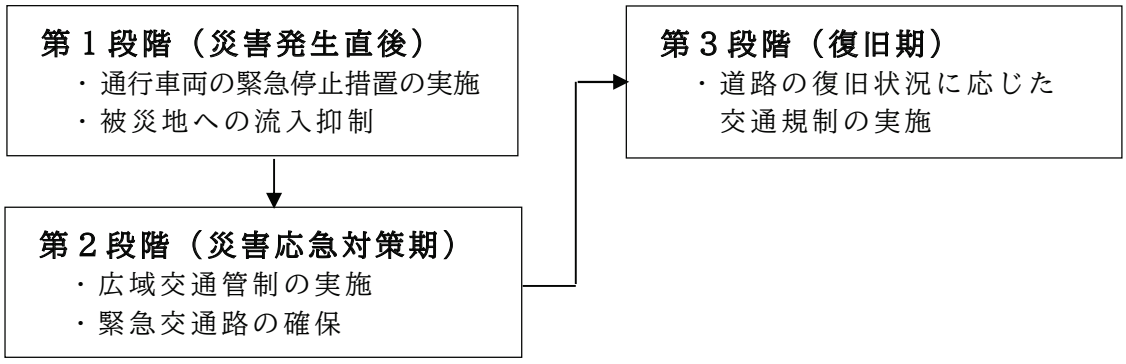
（２）災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

（３）復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制を見直しする。

【交通規制の実施フロー】



６　緊急交通路の確保

（１）緊急交通路の指定

公安委員会の指定に従い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、う回誘導を行う。

（２）交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

災害対策基本法第 76 条の３の規定に基づき、緊急通行車両の通行のための措置（車両、その他の物件の移動等の措置命令、強制措置）は警察官が行うものとするが、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置をとることができる。

（３）災害時における車両の移動等

ア　緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
（災害対策基本法第 76 条の６）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。

（ア）当該指定した道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

（イ）緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令することができる。

（ウ）運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両その他の物件を移動することができる。
なお、その際、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

イ　土地の一時使用等（災害対策基本法第 76 条の６）

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ　損失補償（災害対策基本法第 82 条）

道路管理者は、ア（ウ）又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

エ　関係機関、道路管理者間の連携・調整

（ア）公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行なう道路の区間において、ア・イの措置をとるべきことを要請することができる（災害対策基本法第 76 条の４）。

（イ）国土交通大臣及び知事は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、ア・イの措置をとるべきことを指示することができる（災害対策基本法第 76 条の７）。

7　市本部の応急措置

応急対策班は、計画班の協力を得て、交通の確保のため次の応急措置を行う。

（1）市管理の道路施設

市管理の道路及び橋梁等の道路交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全上必要があると認められる場合は、交通規制及びこれに関連した応急措置をとるとともに、代替道路（う回路）の確保を行う。

（2）応援要請

市管理の道路施設で災害対策上重要であり、かつ市で応急措置が不可能なものである場合は、県支部に応援要請するとともに、状況によっては県本部に自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧を図る。

（3）市管理以外の道路施設

市管理以外の道路施設について災害が発生した場合は、直ちにその道路管理者に連絡して必要な応急措置を求め、かつその実施に協力する。

8　交通規制の実施要領

（1）市道の場合

道路管理者として道路法第 46 条の規定により、必要な交通規制及びう回路の選定を行う。

（2）市道以外の場合

その管理者に通報して規制をするいとまがないと認める場合は、次のような応急的規制を行うが、この場合、できる限り速やかに道路管理者又は所轄警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

ア　警察署長への通報（道路交通法第６条の規定による規制の実施）
イ　災害対策基本法第 60 条の規定による避難の指示等
ウ　災害対策基本法第 63 条の規定による警戒区域の設定、立入制限・禁止又は退去命令

9　標識の設置

交通規制をした場合は、各法令に基づく標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識の設置が困難なときは、適宜の方法により規制の状況を明示し、必要に応じ、警察官が現地において交通整理にあたる。

10　広報・報告

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて市民に広報するとともに、関係機関に報告、通知する。

広報、報告、通知にあたっては、次の事項を明示する。

ア　禁止制限の種別と対象
イ　規制する区間
ウ　規制する期間
エ　規制する理由
オ　う回路その他の状況

11　緊急通行車両の事前届出、確認手続等

（１）緊急通行車両の事前届出

県知事（県本部長）又は公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について、事前届出を実施する。

＊緊急通行車両確認申出書【資料編　P-97 参照】
＊緊急通行車両確認証明書【資料編　P-98 参照】
＊緊急通行車両確認標章　【資料編　P-98 参照】

（２）事前届出を対象とする車両

確認の対象となる車両は、「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両」をいう。

（３）事前届出に関する手続

ア　事前届出の申請

（ア）申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）。

（イ）申請先
当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察署経由）。

（ウ）申請書類
緊急通行車両等事前届出書

イ　事前届出済証の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

（４）事前届出車両の確認

災害発生時に所轄警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。その際、事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行う。

確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けるものとする。

（５）災害発生後の届出

災害発生後に、市本部は、市の行う災害応急対策等に係る資機材等の輸送のための車両について確認申請書を所轄警察署に提出し、確認証明書及び標章の交付を受ける。

（６）証明書及び標章

緊急車両等の確認証明書及び標章の交付を受けた車両は、標章を車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

＊緊急通行車両確認申出書【資料編　Ｐ-97 参照】
＊緊急通行車両確認証明書【資料編　Ｐ-98 参照】
＊緊急通行車両確認標章　【資料編　Ｐ-98 参照】

第２節　輸送計画　【応急対策班、関係部班】

１　基本方針

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は、災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度などを考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

（１）緊急輸送活動時に配慮すべき事項

ア　人命の安全確保
イ　被害の拡大防止
ウ　災害応急対策の円滑な実施

（２）輸送対象の優先順位（時間経過ごと）

ア　地震発生後 24 時間程度まで
（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
（ウ）地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
（エ）後方医療機関へ搬送する負傷者等
（オ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

イ　地震発生後３日程度まで
上記アに加えて
（ア）食糧、水等生命の維持に必要な物資
（イ）傷病者及び被災者の被災地域外への移送

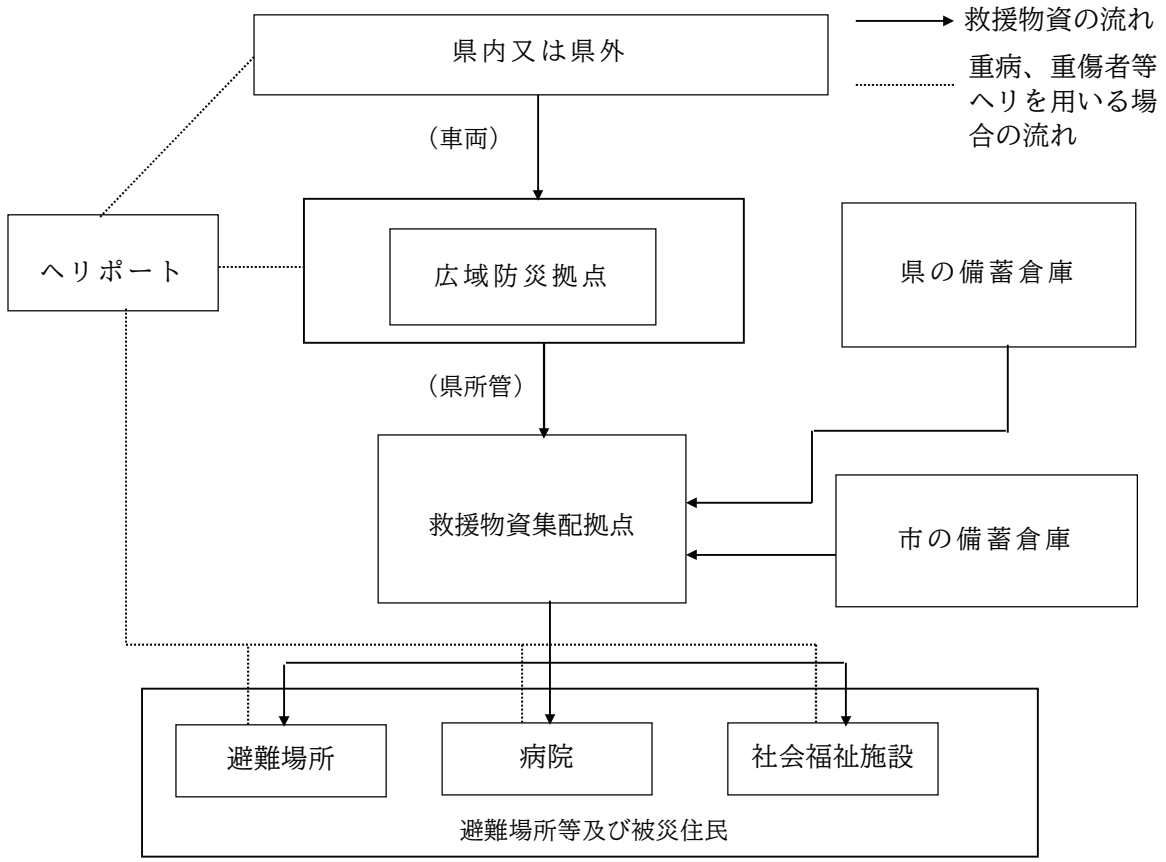
ウ　地震発生後４日目以降
上記イに加えて
（ア）災害復旧に必要な要員及び物資
（イ）生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）

２　緊急輸送道路ネットワークの整備

（１）緊急輸送道路ネットワークの整備

県が指定する広域防災拠点や国、県、自衛隊等で構成された協議会で策定する緊急輸送道路等を活用して、救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う「救援物資集配拠点」及びヘリポート等を結んだ緊急輸送道路ネットワークを整備する。

【緊急輸送道路ネットワークのイメージ】



（２）緊急輸送道路

ア　第一次緊急輸送道路
・高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路
・上記主要幹線道路と防災拠点（一次拠点）を連絡する道路

イ　第二次緊急輸送道路
第一次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

ウ　第三次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

＊緊急輸送道路【資料編　P-31 参照】

（３）輸送拠点

ア　広域防災拠点〔県指定〕

県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。

イ　救援物資集配拠点〔市指定〕

上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点とする。

ウ　ヘリポート

ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

（４）物資の備蓄拠点

市の備蓄倉庫

＊災害対策用備蓄品一覧表　【資料編　P-13 参照】

（５）避難所等に対する救援物資の輸送

市本部は、救援物資集配拠点に県本部等から配送された救援物資及び市の備蓄物資等を仕分けし、和歌山県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院及び社会福祉施設等に配送し、被災者に配付することとする。また、そのための輸送経路等については、あらかじめ定めておくものとする。

＊災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）
【資料編　P-69 参照】

３　交通の確保

（１）道路交通の確保

ア　地震が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動し、避難のために車両は極力使用しない。

（ア）できる限り安全な方法により、車両は道路の左側に停車する。

（イ）停車後は、カーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

（ウ）車両をおいて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。

イ　情報の収集

市域で地震が発生した場合には、市本部は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て、主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

ウ　交通規制の実施、緊急交通路の指定

第３編第 14 章第 1 節「道路交通の応急対策計画」に定められた要領により、迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合及び緊急交通路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。

エ　緊急道路応急復旧の実施

第３編第８章第３節「道路災害応急対策計画」に定められた要領により、道路の応急復旧を実施する。その際、緊急交通路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力するものとする。

オ　緊急通行車両の取扱い

（ア）緊急自動車が、災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書及び標章によることとする。

（イ）道路整備特別措置法施行令第６条の規定に基づく建設省告示（昭和 31 年建設省 1695 号）による災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて通行証の交付を受けるものとする。

（２）航空交通の確保

ア　情報の収集

市域で地震が発生した場合には、応急対策班は、ヘリポート及び臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について情報の収集を行う。

イ　ヘリポートの開設

市本部及びヘリポートの管理者は、必要に応じて、ヘリポート及び臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて、国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

ウ　ヘリポート開設情報の伝達

市本部は、ヘリポートの開設状況に関する情報を、県支部を通じて県本部に伝達する。

（３）鉄軌道交通の確保

ア　情報の収集

市域で地震が発生した場合には、情報・運用支援班は、鉄道事業者等の協力を求め、鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ　鉄道施設の応急復旧の実施

第３編第８章第２節「鉄道施設災害応急対策計画」に定められた要領により、鉄道施設の応急復旧を実施する。

4　緊急輸送車両等及び要員の確保

（１）市保有車両の運行

ア　市公用車の使用

市が所有する車両を災害対策車両として運用する。

イ　市公用車以外の車両の使用

市が所有するもの以外の車両等を使用するときは、関係機関に要請する。

＊関係機関の連絡先【資料編　Ｐ-3 参照】

（２）航空機（ヘリコプター）及び航空輸送要員の確保

市本部各班は、一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、対策本部事務局に輸送条件を示して空中輸送を要請する。市本部において空中輸送を必要と認めた場合は、県本部に輸送条件を示して、自衛隊への派遣並びに空中輸送を要請する。

（第３編第 15 章「自衛隊派遣要請等の計画」等を参照）

また、同時にヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行う。

（３）鉄軌道輸送の確保

市本部は、鉄道、軌道によって緊急輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社と協議して輸送を行う。

5　緊急輸送実施計画

市域で大規模な地震が発生した場合には、地震発生後の時間経過に従って交通の回復状況や必要とされる物資、要員などが変化するため、市本部は、それらを検討の上、緊急輸送実施計画を策定する。なお、緊急輸送の実施においては、道路輸送の利用を原則とし、航空輸送は、道路輸送の補助的役割を担うものとする。

（１）地震発生後 24 時間程度まで

地震発生後 24 時間程度の間は、道路交通の機能が十分に回復しないことが想定されるため、人命救助の観点から最優先で輸送すべき救助救急要員及びその活動に必要な資機材については、道路輸送のほかヘリコプターや無人航空機（ドローン）を用いて輸送する体制を確保するとともに、消防用車両や救助に用いられる重機などについては、最優先で道路交通によって輸送する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行を行う。

ア　道路輸送

まず第一に、消防車両、消防要員及び救助救急要員、その活動に必要な資機材、重機及び医療スタッフと医療資機材を最優先で被災地に通行させる。次に、緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧のための物資及び要員を被災地に通行させる。

以上の活動が一段落した後に、被災者に対する水、食糧等の生命の維持に必要とされる救援物資の輸送を開始する。また、ライフライン企業の初動応急対策に必要とされる物資、要員の通行を行う。

イ　航空輸送

主に医療スタッフ及び医療資機材を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者などの後方搬送を行う。

（２）地震発生後３日目程度まで

地震発生後２日目からは、道路交通の機能が徐々に回復することが想定されるため、応急対策に必要な車両、傷病者や被災者の被災地外への輸送及び被災者に対する救援物資の輸送を行う。

ア　道路輸送

引き続き、消防車両、消防要員及び救助救急要員、その活動に必要な資機材、重機及び医療スタッフと医療資機材を最優先とするが、それに加えて避難者に対する水、食糧、毛布等の救援物資の輸送、傷病者や被災者の被災地外への搬送などの応急対策を目的とする車両などを通行させる。

イ　航空輸送

主に医療スタッフ及び医療資機材等の緊急性を要する要員及び物資を被災地に輸送するとともに、重傷者や重病者などの後方搬送を行う。

（３）地震発生後４日目以降

地震発生後４日目以降は、道路交通の機能が安定することが想定されるため、徐々に道路交通のみによって緊急輸送を行う体制に移行させる。

また、緊急性を要する要員、物資の輸送にはヘリコプターを活用するものとする。

ア　道路輸送

応急対策のために必要な車両や、復旧活動のために必要な車両を通行させる。

イ　航空輸送

緊急性を要する要員及び物資の輸送及び重傷者や重病者などの後方搬送等を行う。

６　記録の整備保管

災害輸送関係者は、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

第 15 章　自衛隊派遣要請等の計画

【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】

1　基本方針

災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が市単独では困難であることから、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、市本部長（市長）の指示により、対策本部事務局は、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、県知事（県本部長）に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。

2　派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、その事態がやむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

（１）被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

（２）避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難指示等が発令された場合）

（３）捜索、救助

行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

（４）水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

（５）消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力

（６）道路又は水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

（７）応急医療、救護及び防疫

被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等

（８）通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

（９）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

（10）給食及び給水支援
被災者への給食、給水支援

（11）入浴支援
野外入浴セットを活用した被災者に対する入浴支援

（12）救援物資の無償貸与又は譲与
被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

（13）危険物の保安及び除去
火薬類、爆発物等の危険物について、能力上可能な範囲での保安措置及び除去

（14）その他
県知事（県本部長）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

３　派遣要請の手続

（１）通常の場合（県を通じた要請）
市本部長（市長）の指示により、対策本部事務局は、県知事（県本部長）（依頼先は危機管理局）に災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

（２）緊急の場合（直接通知）
通信途絶等により県知事（県本部長）へ要請の依頼ができない場合は、その旨及び被害の状況を防衛大臣又は次の部隊に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 37 普通科連隊長	大阪府和泉市伯太町 官有地	0725-41-0090（内線 238） （夜間 302）

（３）派遣要請書の記載事項
要請する場合は、次の事項を明らかにする。なお、ア～ウは必須事項。（文書については、「自衛隊派遣要請書」を３部、県支部を通じて県本部に提出。）

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　要請責任者の役職、氏名
オ　特殊携行装備又は作業の種類
カ　派遣地への最短経路
キ　連絡場所、現場責任者氏名、標識又は誘導地点等
ク　受け入れ場所等
ケ　その他、参考となるべき事項

（４）航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

航空機による緊急の人命救助等を要請する場合は、次の事項を明らかにする。

区分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア　災害の一般状況	(ア) 災害発生の日時 (イ) 種類 (ウ) 場所 (エ) 原因 (オ) 被害状況(人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。)
イ　特別救護要請 （情報通報のときは除く）	(ア) 要請者 (イ) 要請内容 ａ　事由（目的） ｂ　派遣希望時期又は期間 ｃ　派遣を希望する人員、航空機等の概要 ｄ　派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） ｅ　患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ　気象情報	(ア) 災害発生現場の気象状況

４　派遣部隊の受け入れ体制

市本部は、次の要領により、自衛隊の受け入れ措置を行う。

（１）県本部又は自衛隊から災害派遣をする旨の通知を受けたとき

ア　派遣部隊の宿泊所、車両、機材等の保管場所を準備する。

イ　派遣部隊及び県本部と連絡にあたる連絡員を職員の中から指定し、窓口の一本化を図る。

ウ　応急復旧に必要な機材等については、市で準備し、部隊の活動が速やかに開始されるよう留意する。

エ　諸作業に関連のある管理者の了解を取り付けたり災害現地に必ず工事責任者を立ち会わせるなど、作業に支障をきたすことのないよう措置する。

オ　派遣部隊に依頼するのみで、市民が傍観することのないよう積極的に協力する。

カ　自衛隊の作業が、他の災害復旧、救助機関活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

キ　自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を、次の基準により樹立する。

（ア）作業箇所及び作業内容

（イ）作業の優先順位

（ウ）作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所

（エ）部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（２）派遣部隊が到着したとき

ア　派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

イ　次の事項を県支部に報告する。

（ア）派遣部隊の指揮官の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）作業の状況

（エ）市本部における連絡責任者氏名及び今後の連絡方法

ウ　派遣された部隊に対し、次の施設等を提供する。

なお、被災状況により、下記施設に限定することなく、応急対策活動が有効に行えるよう、必要に応じ、自衛隊の活動拠点場所を選定し提供する。

（ア）本部事務室……橋本市運動公園

（イ）宿舎……橋本市運動公園

（ウ）資機材置場、炊事場……橋本市運動公園

（エ）駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）…橋本市運動公園

（オ）臨時ヘリポート……橋本市運動公園

５　派遣部隊の活動範囲

区分	活動範囲
即時及び応急救援活動（災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動）	ア　偵察、連絡活動 空・地からの偵察、連絡、被害状況の把握及び情報の提供 イ　救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助及び避難路の啓開輸送、応急救護、空・地からの避難誘導支援 ウ　緊急輸送 患者及び人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 エ　消火活動 利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力 オ　資料提出及び広報活動 県本部、関係機関への資料の提出及び空・地からの立体的広報協力 カ　危険物の保安及び除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置及び除去
組織的救援活動（即時及び応急救援活動に引続き被害状況の概要が判明し派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動）	ア　土木活動 道路、水路の応急啓開作業 イ　水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 ウ　架橋活動 応急橋梁の構築 エ　通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において各種有・無線活動の支援 オ　医療、救護活動 応急医療、防疫活動及び医具、血液薬品等の輸送 カ　炊飯及び給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援
その他	要請に基づき、自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

6　派遣部隊の撤収要請

市本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに県支部を通じ県本部に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

7　経費の負担区分

市は、原則として、下記の自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
ウ　派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
エ　派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
オ　その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市本部長（市長）が協議するものとする。

第 16 章　県防災ヘリコプター活用計画

【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、関係機関】

1　基本方針

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター等）の使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、関係機関に対して航空機等の応援を要請する。

2　広域航空消防応援

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要であり、また、効果があると認める場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより、県支部を通じて県本部に応援を要請する。

3　和歌山県防災航空隊

市本部は、災害の状況により防災ヘリコプターの使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に基づき派遣を要請する。

4　和歌山県警察航空隊

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、所轄警察署を経由して、和歌山県警察航空隊の派遣を要請する。

5　赤十字飛行隊

（1）活動内容

ア　航空機を利用しての災害救助及び救護活動
イ　救急患者及び特殊患者の航空輸送
ウ　救急医薬品及び血液等の航空輸送
エ　その他、日本赤十字社が必要と認める活動

（2）要請方法

対策本部事務局は、県支部を通じ県本部へ連絡し、県本部は、日本赤十字社和歌山県支部に派遣を要請する。緊急避難、人命救助など事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

ア　目的（任務）
イ　日時
ウ　場所

（３）赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	TEL　03-3438-1311
日本赤十字社和歌山県支部	TEL　073-422-7141

第 17 章　防災拠点施設活用計画　【危機管理室】

震災に際しては、災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する市民の啓発・教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

1　輸送拠点

ア　広域防災拠点〔県指定〕

県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。

イ　救援物資集配拠点〔市指定〕

上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点とする。

ウ　ヘリポート

ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

2　物資の備蓄拠点

ア　市の備蓄倉庫

＊防災資機材保管場所　【資料編　P-15 参照】

第 18 章　広域防災体制の計画

【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】

1　基本方針

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定するとともに、当該計画に基づき、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

なお、広域的な応援を要請する場合、県に対し要請することを原則とするが、県への要請ができない場合には、その旨及び本市域における災害の状況を国（指定行政機関又は指定地方行政機関）に直接通知し、応急措置の実施を要請するものとする。

2　応援の受け入れ体制

各種協定等に基づく応援の受け入れに際しては、以下の決定を迅速に行い、その体制を早期に確立する。

（1）応援担当連絡員の指定

応援部隊の受け入れにあたっては、担当連絡員を指定し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が、他の災害救助・復旧機関と競合・重複することのないよう調整を行うものとする。

（2）集結地の指定

市本部は、応援元の機関ごとに集結地を指定し、各応援部隊の応援救助活動が、円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。なお、集結地については、あらかじめ候補地を検討しておくものとする。また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

（3）執務スペース等の確保

応援職員等の執務スペースの確保にあたっては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル･旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（4）感染症対策

感染症の流行時における応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

3　応援元の機関との確認事項

応援元の機関と、応援受け入れ時に、原則として、次の事項を確認しておくものとする。

ア　応援内容
イ　応援の規模（部隊数、人員）
ウ　応援の物資、資機材等
エ　責任者との連絡方法

4　災害現場等への誘導

人命救助等緊急を要する場合において、応援部隊の迅速かつ効率的な応急対策活動が行われるよう、集結地から災害現場へ誘導等を行うものとする。

5　広域避難体制の構築

災害の規模等に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努めるものとする。

第４編　風水害応急対策計画

第４編　風水害応急対策計画

第１章　防災組織計画 1
第１節　組織計画【危機管理室、関係部課】 3
第２節　動員計画　【すべての部班】 13

第２章　情報計画 19
第１節　気象警報等の伝達計画　【市本部、関係部班】 19
第２節　被害情報等の収集計画　【市本部、関係部班】 31
第３節　災害通信計画　【市本部、関係部班】 42
第４節　災害広報計画　【広報班、関係部班】 45
第５節　生活関連総合相談計画　【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】 50

第３章　消防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】 51

第４章　水防計画　【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】 56

第５章　被災者救助保護計画 57
第１節　災害救助法の適用計画　【財務班、福祉保健班】 57
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画　【健康福祉部】 60
第３節　避難計画　【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】 62
第４節　食糧供給計画 【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】 73
第５節　給水計画　【危機管理室、水道班】 77
第６節　物資供給計画　【被災者支援班、経済推進部】 79
第７節　住宅・宅地等対策計画　【福祉保健班、被災者支援班、計画班、関係部班】 82
第８節　医療助産計画 【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】 87
第９節　被災者救出計画　【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】 93
第 10 節　住居等の障害物除去計画　【建設部、関係部班】 95
第 11 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画　【福祉保健班】 97
第 12 節　遺体捜索処理計画　【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】 99
第 13 節　災害義援金品配分計画　【財務班、健康福祉部、経済推進部】 102
第 14 節　外国人支援計画　【被災者支援班、関係部班】 104
第 15 節　海外からの支援の受入計画　【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】 105

第６章　保健衛生計画 106
第１節　防疫計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 106
第２節　清掃計画　【市民生活班】 108
第３節　食品衛生計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 113
第４節　保健活動計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 114
第５節　精神保健福祉対策計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】 115
第６節　動物保護管理計画　【市民生活班】 116

第７章　公共土木施設等応急対策計画 117
第１節　農林関係施設の応急対策　【経済推進部、応急対策班】 117
第２節　砂防設備等の応急対策　【応急対策班】 119
第３節　下水道施設の応急対策　【下水道班】 120
第４節　河川施設等の応急対策　【応急対策班】 122
第５節　道路・橋梁施設等の応急対策　【応急対策班】 123

第８章　農林関係災害応急対策計画　【経済推進部】 124

第９章　事故災害応急対策計画 129
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 130
第２節　航空災害応急対策計画　【危機管理室、総合政策部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関】 132
第３節　鉄道施設災害応急対策計画【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】 136
第４節　道路災害応急対策計画　【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】 141

第 10 章　林野火災応急対策計画　【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】 147

第 11 章　危険物等災害応急対策計画 151
第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】 152
第２節　危険物施設災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 153
第３節　火薬類災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 158
第４節　高圧ガス災害応急対策計画　【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】 159
第５節　毒物劇物災害応急対策計画　【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】 160
第６節　放射性物質事故応急対策計画　【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】165
第７節　有害物質流出等応急対策計画　【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】 168

第 12 章　公共的施設災害応急対策計画 169
第１節　公衆電気通信施設災害応急対策計画【NTT 西日本株式会社和歌山支店、関係機関】. 169
第２節　電力施設災害応急対策計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】 171
第３節　大規模停電災害応急対策計画　【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所)】 174
第４節　プロパンガス施設災害応急対策計画【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】 175

第 13 章　文教対策計画 177
第１節　小・中学校等の計画【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】.... 177
第２節　県立学校関係の計画【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】 . 182
第３節　私立学校関係の計画　【教育委員会、学校長、園長】 184

第４節　学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】 184
第５節　社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】 185
第６節　文化財等救援・保全活動の計画　【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】186
第７節　学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】 187

第 14 章　災害警備計画　【橋本警察署、かつらぎ警察署】 189

第 15 章　災害対策要員の計画 190
第１節　ボランティア受入計画 【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】 190
第２節　赤十字奉仕団活動　【被災者支援班】..... 192
第３節　労働者の確保計画　【関係部班】..... 193

第 16 章　交通輸送計画 194
第１節　道路交通の応急対策計画　【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】 194
第２節　輸送計画　【応急対策班、関係部班】..... 200

第 17 章　自衛隊派遣要請等の計画　【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】.... 205

第 18 章　県防災ヘリコプター活用計画　【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、関係機関】..... 210

第 19 章　防災拠点施設活用計画　【危機管理室】 212

第 20 章　広域防災体制の計画　【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】 213

第１章　防災組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急対策実施責任機関（市及びその他防災関係機関）は、必要に応じて、警戒体制を整え、災害対策本部等を設置して必要な体制を確立した上で、緊密な連絡、協力体制のもとに災害応急対策を実施する。

体制	風水害	体制区分	配備体制	活動内容
警戒体制	・橋本市域で暴風・大雨・洪水・暴風雪各警報のいずれかが発令されたとき。 ・台風が和歌山県に接近する恐れがあるとき。 ・大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があるとき。	警戒１号	・危機管理監、建設部長、上下水道部長、消防長 ・都市整備課長、農林整備課長、警防課長、消防指令室長 ・危機管理室員	警戒体制 応急対策
警戒本部体制	・上記の気象警報が発令され、かつ小規模な災害発生の恐れがあるとき。 ・台風が和歌山県に接近する恐れがあり、災害のおそれがあるとき。 ・大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があり、災害のおそれがあるとき。 ・集中豪雨・地すべり等により、災害が発生するおそれがあるとき。	警戒２号	・警戒１号体制の職員 ・総務課長、施設担当職員 ・福祉課長、施設担当職員 ・中央公民館長、施設担当職員 ・秘書広報課長、秘書広報課長補佐、広報広聴担当職員 ・政策企画課長、政策企画課長補佐 ・教育委員会課長級以上の職員 ・建設部係長級以上 ・上下水道部係長級以上 ・消防本部課長級以上、警防担当及び指令室の職員（非番含む） ・生活環境課長、税務課長、保険年金課長、農林振興課長 ・情報収集班	施設設備管理 広報広聴 電算情報管理 避難所施設管理 被災現場対応 各班の情報連絡・調整
災害対策本部体制	・上記の気象警報が発令され、危機管理監が必要と認めたとき。 ・和歌山県が台風の暴風圏内に入り、危機管理監が必要と認めたとき。 ・大滝ダム放流に伴い、紀の川の洪水の危険があり、危機管理監が必要と	災対１号	・警戒本部体制の職員 ・部長含む課長級以上の職員 ・秘書広報課　秘書係長 ・健康福祉部　福祉課長補佐、いきいき健康課長補佐、介護保険課長補佐 ・経済推進部　係長級以上の職員（主任は除く）	本部長対応 要配慮者対応 水防施設管理 教育施設安全確保

体制	風水害	体制区分	配備体制	活動内容
	認めたとき。 ・集中豪雨・地すべり等により、危機管理が必要と認めたとき。 ・「顕著な大雨に関する気象情報」が発表され、管理監が必要と認めたとき。 ・橋本市に特別警報が発令されたとき。 ・紀の川はん濫注意情報が発令されたとき。 ・土砂災害警戒情報が発令されたとき。		・教育委員会　係長級以上の職員（主任は除く） ・学校　教育委員会が参集を指示した教職員 ・市民病院　事務局長、経営管理課長 ・消防本部全職員	
		災対２号	・災対１号体制の職員 ・係長級以上の職員（主任は除く） ・教育委員会の職員（出先機関を除く） ・学校　教育委員会が参集を指示した教職員 ・市民病院　全職員 ・避難所従事職員	避難所開設支援・運営支援 避難所従事
		災対３号	・全職員 ・学校　教育委員会が参集を指示した教職員	

※避難所従事職員については、警戒本部体制でも出勤を命ずる場合あり

※各所属長が認めた職員として、警戒本部体制でも出勤を命ずる場合あり

第１節　組織計画【危機管理室、関係部課】

１　警戒本部体制

災害対策本部を設置する以前の体制として次の基準による警戒体制を発令し、気象・水防等の情報及びその通報並びに被害状況等のとりまとめ、その他災害対策に関する連絡調整を行う。また、教育委員会に対し、災害対策基本法第二十三条の二第六号の規程に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示を行う。

（１）設置基準

ア　警戒体制（警戒１号）

（ア）市域に大雨・洪水又は暴風警報が発令されたとき

（イ）台風が和歌山県に接近する恐れがあるとき

（ウ）大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があるとき。

（エ）危機管理監が必要と認めたとき。なお、危機管理監不在の場合は、建設部長、消防長の順にこれを代行する。

イ　警戒本部体制（警戒２号）

（ア）上記の気象警報が発令され、かつ小規模な災害発生の恐れがあるとき。

（イ）台風が和歌山県に接近する恐れがあり、災害のおそれがあるとき。

（ウ）大滝ダム放流に伴い、紀の川洪水の危険があり、災害のおそれがあるとき。

（エ）集中豪雨・地すべり等により、災害が発生するおそれがあるとき。

（２）廃止基準

ア　災害発生のおそれが解消したとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　その他警戒体制が必要なしと認めたとき。

（３）警戒本部の設営等

ア　警戒本部は、市庁舎内２階危機管理室に置く。

イ　警戒本部の設営・設備

危機管理室は、本部及びその周辺に、次の設備等を準備する。

通信機器	直通電話、内線電話、防災行政無線の副配信局
備品関係	机、椅子、テレビ、ラジオ、マグネットバー、筆記具、強力ライト、庁内 LAN 用 PC
防災資料	橋本市地域防災計画、和歌山県地域防災計画、ハザードマップ、防災会議名簿、自治会長名簿、自主防災会名簿、電話帳、各種防災関係図面、白地図、住宅地図、その他必要資料

（４）警戒本部設置及び廃止の伝達

警戒本部を設置したとき及び廃止したときは、直ちに各部の部長並びに関係機関に連絡するものとする。

２　水防計画に基づく警戒体制

（１）水防本部の設置

水防管理者（市長）は、次の場合に水防本部を設置する。

ア　和歌山県水防本部から水防活動の指令があるとき。

イ　水防管理者（市長）が水防活動の必要を認めるとき。

（２）非常配備体制

水防本部は、次の基準に基づき非常配備体制をとるとともに、別に定める基準により、消防機関への配備指令を行う。

【水防本部の非常配備体制】

配備体制	配備基準	配備体制
予備配備体制	暴風、大雨、紀の川及び橋本川の各警報、又は情報が発表され、災害が発生し、又は発生するおそれがあり、水防活動を必要とするとき。	・事務局職員 ・課長級以上の職員
第１配備体制	災害が発生し、又は相当規模の災害が発生するおそれがあるとき。	・予備配備職員補佐級以上の職員 ・建設部の係長級以上の職員
第２配備体制	相当規模の災害が発生したとき。	・１号配備の職員 ・その他の部の係長級以上の職員
第３配備体制	大規模な災害が発生するおそれがあるとき。	・全職員

（３）消防機関の処理事項

消防機関は、水防管理者の要請・指令に基づき、洪水の危険性がなくなるまで水防警戒・水防活動に従事する。

３　橋本市災害対策本部

市域で相当規模の災害が発生し又は発生する恐れがあるときは、市地域防災計画の定めるところにより「橋本市災害対策本部」を設置する。

なお、この際、「橋本市教育委員会」「橋本市民病院」を橋本市災害対策本部の中の「教育委員会」「市民病院」として組織の一元化を図る。また、警防本部は橋本市災害対策本部の中に編入され、水防活動を続ける。

（１）設置基準

概ね、次の基準に基づき設置する。

ア　気象業務法に基づく大雨・洪水・暴風警報が発表され、災害対策本部を設置して、その対策を必要とするとき。

イ　大規模な災害が発生し、又はそのおそれがあり、市本部を設置して、その対策を必要とするとき。

ウ　その他、災害救助法による救助を要する災害が発生したとき。

エ　配備基準

災害の種類、規模、程度等の配備基準によって次の本部体制をとる。

災害対策本部体制１号：　事態が切迫し、災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

災害対策本部体制２号：　市域において局地的な災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

災害対策本部体制３号：　全市域にわたって甚大な被害を受ける災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。

（２）廃止基準

ア　災害発生のおそれが解消したとき。

イ　災害応急対策がおおむね完了したとき。

ウ　その他災害対策本部長が必要なしと認めたとき。

（３）災害対策本部の設営等

ア　災害対策本部は、市庁舎内２階市長応接室に置く。ただし、市庁舎被災時には、市保健福祉センター３階多目的室に置く。

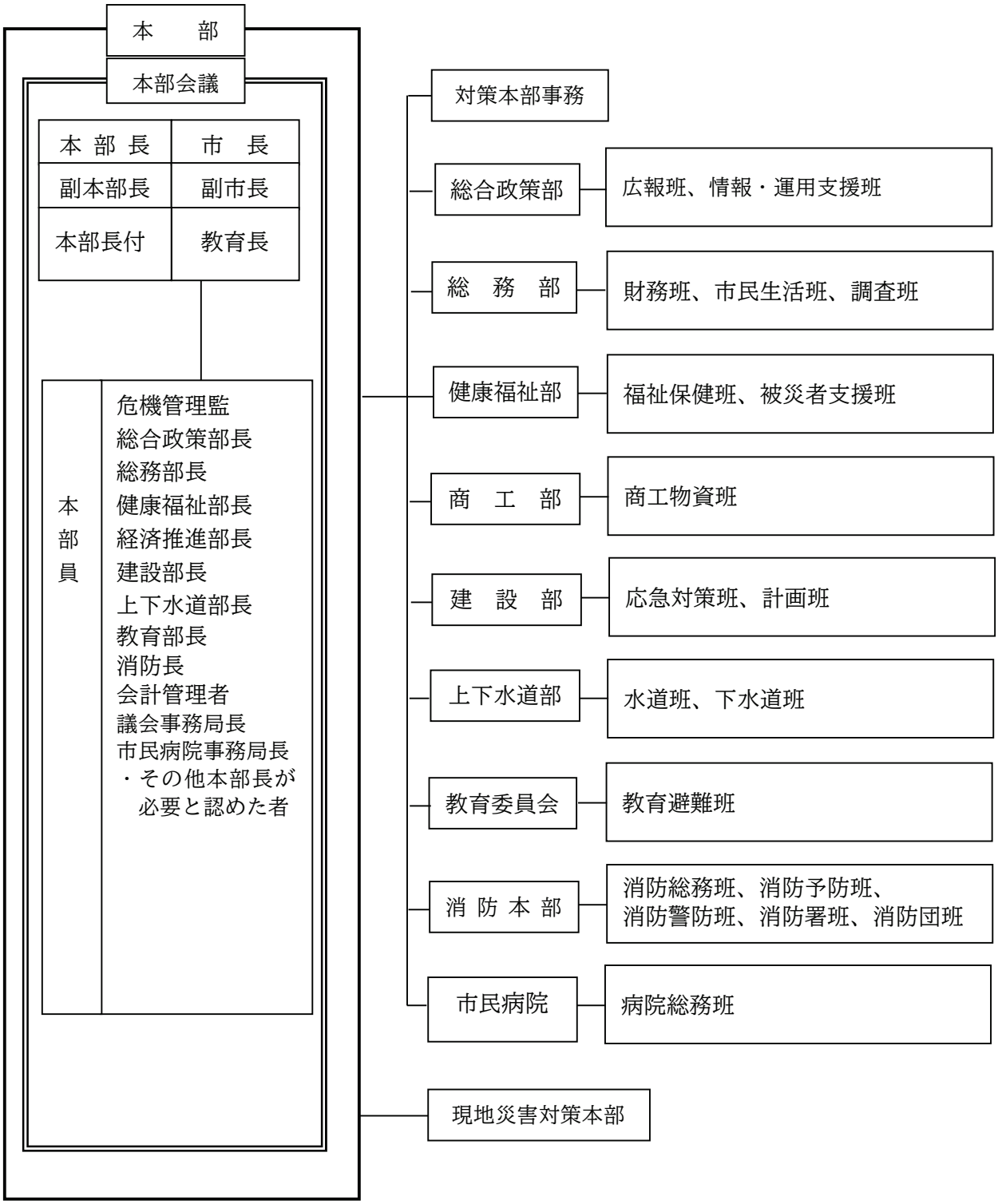
イ　災害対策本部が設置されたときは、標識（看板）を掲げる。

（４）災害対策本部の設置・廃止の伝達

災害対策本部を設置したとき及び廃止したときは、直ちに各職員及び関係機関、一般住民に通知する。

４　組織構成及び事務分掌

（１）災害対策本部の組織構成



（２）指揮命令系統の確立

ア　本部長には市長、副本部長には副市長、本部長付に教育長を充てる。

イ　本部長が不在の場合は、副本部長、本部長付の順位により職務を代行し指揮を執る。

（３）本部員

本部員は、各部の部長とし、応急対策活動を統轄する。なお、本部会議が招集された場合は、速やかに参集する。

（４）本部連絡員

本部連絡員は、次に掲げる部の職員で当該部長の指名するものをもって充てる。

ア　総合政策部
イ　総務部
ウ　健康福祉部
エ　経済推進部
オ　建設部
カ　上下水道部
キ　教育委員会
ク　消防本部
ケ　市民病院

（５）本部会議

市本部長（市長）が必要と認めたときは「本部会議」を開催し、次の事項を協議する。

ア　市本部の設置及び配備並びに職員の動員に関すること。

イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関すること。

第３編第５章第３節「避難計画」参照

ウ　現地における指揮、視察、見舞い等に関すること。

エ　災害救助法の適用及び救助の種類、程度、期間等の決定に関すること。

オ　災害の拡大防止対策に関すること。

カ　その他、災害に関連した必要な事項

（６）現地災害対策本部

ア　特定の地域に被害が集中し、市本部長（市長）が局地的な対応が必要と判断した場合には、当該地域に現地災害対策本部（以下「現地本部」という）を設置する。

イ　市本部長（市長）は、現地本部に必要に応じ、次の人員を派遣する。

（ア）副本部長、本部長付又は本部員のうちから、現地本部長を指定する。

（イ）本部員のうちから、現地本部員を指定する。

（７）橋本市防災会議の開催

市本部長（市長）は、市域において災害が発生し、各種の応急対策活動を実施する上で必要がある場合は、橋本市防災会議を開催し、防災関係機関相互の連絡調整、情報の交換等を実施し、円滑な防災活動に努める。

（８）編成及び事務分掌

各般の編成及び事務分掌の概略については、下表に示すとおりであり、この表で分掌できていない災害応急対策の分担は、本部会議においてその都度定めるものとする。

なお、すべての部班が連携・協力を通じて、他班の不足業務を補う仕組みを計画し、全体の効率性を向上させる体制を構築する。

部名	班名	担当課名	事務分掌
対策本部事務局		危機管理室	1　災害対策本部の設置及び解散に関すること 2　災害対策活動の非常体制及び配備区分の決定に関すること 3　本部会議の開催・運営に関すること 4　本部長の権限命令伝達に関すること 5　自衛隊等の派遣要請及び受入調整に関すること 6　県及び他市町村、その他防災機関への報告指示、協力要請及び連絡調整に関すること 7　防災行政無線及びアマチュア無線との連絡に関すること 8　被災地域への避難情報の発令に関すること 9　電力、電話及びガス施設の応急対策要請に関すること 10　気象、地震情報収集及び伝達に関すること 11　孤立集落の支援に関すること 12　災害救助法の適用に関すること 13　各部内各班との連絡調整に関すること
総合政策部	広報班	秘書広報課 議会事務局	1　本部長の秘書に関すること 2　報道機関との連絡調整に関すること 3　市議会との連絡調整に関すること 4　災害写真の記録に関すること 5　記録写真の収集整理に関すること 6　情報・運用支援班からの情報収集に関すること 7　記者発表に関すること 8　各種媒体を活用した災害広報に関すること 9　災害視察等の対応に関すること
	情報・運用支援班	政策企画課 職員課 人権男女共同推進室 地域振興室 監査委員事務局	1　被害調査のとりまとめに関すること 2　各種媒体及び公共交通機関の運行その他に関する情報収集に関すること 3　収集した情報整理伝達に関すること 4　各部内各班との連絡調整に関すること 5　行政情報システム等の応急復旧に関すること 6　災害復興計画の策定に関すること 7　地域代表者との連絡調整に関すること 8　防犯活動の推進に関すること 9　職員の招集、出動及び解散に関すること 10　職員の安否確認、登庁状況及び服務に関すること 11　職員の被服、食料、諸手当、公務災害補償等に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
			12　応援職員の受入及び派遣の統括・調整に関すること 13　監査委員との連絡調整に関すること
総務部	財務班	財政課 総務課 出納室	1　災害対策関係予算その他財務に関すること 2　災害時の出納事務に関すること 3　指定金融機関等の営業状況の情報収集に関すること 4　庁舎内の非常電源確保及び臨時電話の架設に関すること 5　公用車の配車に関すること 6　災害応急車両の借上げ及び運行計画に関すること 7　災害対応用品の準備及び整理に関すること 8　市有財産の被害調査、緊急使用に関すること 9　庁舎内への出入り者への対応及び調整に関すること
	市民生活班	市民課 生活環境課 環境美化センター	1　所在確認調査・安否情報の収集に関すること 2　被災者台帳の作成に関すること 3　安否相談窓口の設置に関すること 4　遺体の収容場所の設置、収容、埋火葬に関すること 5　災害による廃棄物の収集、処分及び清掃に関すること 6　動物の保護及び管理に関すること 7　ガレキ、廃棄物処分場の確保に関すること 8　し尿の収集、処理及び清掃に関すること 9　仮設トイレに関すること 10　環境衛生施設の被害調査に関すること 11　汚染物質の流出防止に関すること
	調査班	税務課 選挙管理委員会事務局	1　家屋の被害調査に関すること 2　り災証明の発行に関すること 3　災害時の市税の徴収猶予、減免等に関すること
健康福祉部	福祉保健班	福祉課 いきいき健康課 子育て応援課	1　避難行動要支援者の安否確認、安全確保に関すること 2　福祉施設の被害調査に関すること 3　福祉避難所の開設・運営に関すること 4　義援金に関すること 5　人的被害の調査及び把握に関すること 6　被災者生活再建支援法に基づく支援に関すること 7　住民の健康管理に関すること 8　防疫対策の実施に関すること 9　医療関係機関、応援医師団との連絡調整に関すること 10　感染症対策に関すること 11　医療救護所等の設置に関すること 12　避難所の巡回に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
			13　医薬品等の確保に関すること
	被災者支援班	保険年金課 介護保険課 こども課 家庭教育支援室	1　救援物資集配拠点の確保に関すること 2　応急食糧及び救援物資の確保に関すること 3　社会福祉協議会との連絡調整に関すること 4　災害ボランティアセンターの設置協力、連絡調整に関すること 5　被災相談窓口に関すること 6　介護施設の被害調査及び応急対策に関すること 7　保育施設の被害調査及び応急対策に関すること 8　園児の安全対策及び被害調査に関すること 9　応急保育の実施に関すること 10　保育の再開に関すること
経済推進部	商工物資班	農林振興課 産業振興課 企業誘致室 シティプロモーション課	1　農産物及び家畜の被害調査及び応急対策に関すること 2　家畜の応急救護及び防疫に関すること 3　商工業者の被害調査及び応急対策に関すること 4　商工業者への協力要請及び連絡調整に関すること 5　救援物資集配拠点の設置・管理に関すること 6　応急食糧及び救援物資の仕分け、避難所等への仕分けに関すること 7　大型小売店舗等との連絡調整及び買い占め防止指導に関すること 8　帰宅困難者等への情報提供に関すること 9　被災者への雇用対策に関すること
建設部	応急対策班	都市整備課 農林整備課	1　道路、橋梁等の被害調査及び応急対策に関すること 2　河川、水路等の被害調査及び監視、応急対策に関すること 3　土砂災害等の被害調査及び応急対策に関すること 4　水防活動に関すること 5　緊急輸送道路の確保及び関係機関との連絡調整に関すること 6　民間建設業者との連絡調整に関すること 7　農地、ため池等の被害調査及び応急対策に関すること
	計画班	まちづくり課 建築住宅課	1　市営住宅入居者の安否確認及び安全確保に関すること 2　私有建築物、公園の被害調査及び応急対策に関すること 3　応急仮設住宅の用地確保及び建設に関すること 4　応急仮設住宅及び公営住宅への入居に関すること 5　建築物の応急危険度判定に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
			6　宅地の応急危険度判定に関すること
上下水道部	水道班	水道経営課 水道施設課	1　上水施設、設備の被害調査及び応急対策に関すること 2　飲料水等の確保及び応急給水
	下水道班	下水道課	1　下水道施設、設備の被害調査及び応急対策に関すること
教育委員会	教育避難班	教育総務課 生涯学習課 学校教育課 中央公民館 給食センター 学校再編推進室	1　避難所の開設に関すること 2　避難所の運営支援に関すること 3　教育関連施設の被害調査及び応急対策に関すること 4　文化財の被害調査及び応急対策に関すること 5　児童及び生徒の安否確認及び安全確保に関すること 6　被災者等に対する炊き出しに関すること 7　調理器具の点検及び食材の確保に関すること 8　被災児童、生徒の学用品の調達に関すること 9　応急教育の実施に関すること 10　教育の再開に関すること
消防本部	消防総務班	総務課（消防）	1　資機材等の調達に関すること 2　燃料・食糧の調達に関すること 3　関係機関との連絡調整に関すること 4　消防団の連絡調整に関すること 5　その他、被災における応急作業に関すること
	消防予防班	予防課	1　広報に関すること 2　被災地の警戒に関すること 3　避難誘導に関すること 4　災害調査及び情報収集に関すること 5　電気、ガス、危険物等に関する関係機関との連絡調整 6　事業所等に対する指導等 7　その他、被災における応急作業に関すること
	消防警防班	警防課 指令室	1　管轄区域の警戒、巡視及び報告に関すること 2　避難誘導に関すること 3　被災者の救助に関すること 4　水防に関すること 5　防災活動全般に関すること 6　通信指令に関すること
	消防署班	橋本消防署 橋本北消防署	1　火災等災害防御活動に関すること 2　人命救助、救急活動に関すること 3　その他、災害活動全般に関すること
	消防団班	各消防団	1　管轄区域の警戒、巡視及び報告に関すること 2　避難誘導に関すること 3　被災者の救助に関すること 4　防災活動全般に関すること

部名	班名	担当課名	事務分掌
市民病院	病院総務班	職員課（病院） 経営管理課 医事情報課 診療部 診療技術部 地域医療部	1　所管施設の被害状況の把握及び維持に関すること 2　病院内に救護収容された傷病者の応急治療及び救護に関すること 3　院内体制の維持に関すること

※各部が実施する初動活動内容等の詳細については、「橋本市職員初動体制マニュアル」によるものとする。

第２節　動員計画　【すべての部班】

１　基本方針

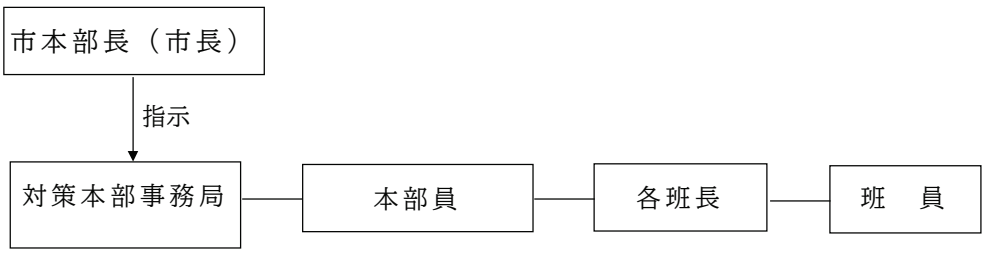
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害応急対策を実施する必要があるときは、直ちに適切な配備体制をとり、速やかに必要な職員を動員する。

各班の職員を災害現場へ出動させ、迅速な応急対策を実施する。なお、災害対応業務に従事する職員（応援職員等を含む。）の安全確保や健康管理等（感染症対策を含む。）を徹底するものとする。

２　動員体制

（１）動員系統

市本部における職員の動員は、市本部長（市長）の配備決定に基づき、次の系統で伝達し、動員する。



対策本部事務局	市本部員に伝達する。
本部員	速やかに関係各班長に伝達する。
各班長	速やかに所属の班員を動員するとともに指定された配備体制を整える。

（２）動員の伝達方法

関係部署への動員の伝達は、次の方法によるものとする。

ア　庁内 LAN
イ　電話や LINE などによる伝達
ウ　口頭による伝達
エ　庁内放送による伝達
オ　防災はしもとメール配信による伝達
カ　ロゴチャットによる伝達

（３）勤務時間外における動員

ア　災害情報の収集

全職員は、勤務時間外に災害の発生を知った時、各自テレビ、ラジオ、インターネット、アプリ等から速やかに災害情報を収集するものとし、伝達を待つことなく、家族等の安全を確保した後、直ちにあらかじめ定められた場所に参集する。この際、市役所や職場に登庁するかどうか電話による問い合わせをしてはならない。

イ　交通途絶時の参集

勤務時間外の非常参集は、勤務場所に集合することを原則とするが、交通の途絶や参集途上で被災のおそれがある場合は、所属長の指示に従い、応急対策活動に従事する。

（4）自主参集

職員は、勤務時間外において配備指令がない場合でも、報道機関等により災害が発生し、又は発生のおそれがあると覚知した場合は、状況に応じ所属長と連絡の上、又は自らの判断により、速やかに勤務場所に参集する。

（5）動員の具体的計画

動員を要する各班は、特に勤務時間外における動員の系統、動員の順序あるいは連絡の方法等について具体的に定めておく。

（6）参集を除外する者

非常時の動員対象は、職員全員とするが、次の者はその参集を除外する。

ア　けが、病気等の傷病により許可を得て休暇中の職員
イ　育児休業など、休業中の職員
ウ　自身や家族が被災（負傷等）した職員
エ　その他、所属長がやむを得ないと認めた職員

（7）動員時の注意事項

ア　参集者の服装・携行品

応急活動に適した服装（防災服等）を着用し、手袋、タオル、懐中電灯、携帯電話、水筒、食糧、その他の非常用品等を携行する。

イ　参集途中の緊急措置

参集途中において救助等を要する災害現場に遭遇した場合は、必要に応じ付近住民と協力して救助等の応急対策活動を行うとともに、警察、消防等の機関へ通報する。

ウ　被害状況の報告

参集途中で知り得た被害状況等の情報を「参集途上情報報告書」により、班長を通じて、本部に報告する。

＊参集途上報告書【資料編　Ｐ-107 参照】

（8）動員状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の動員状況等について把握し、次の様式にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。

情報・運用支援班は、各班の報告に基づき職員の動員配備状況を集計する。

＊職員動員・活動報告書【資料編　Ｐ-106 参照】

3　出動体制

（1）班編成

各班長は、職員の応急対策の現場派遣にあたっては、最低 2 人編成で現場出動させるとともに、現場の地理に明るい者を含むよう配慮する。

（2）出動状況の把握・報告

各本部員は、配備指令に基づく職員の出動・活動状況（出動者・出動場所・活動内容・終了報告）について把握する。また、職員活動報告書にまとめて、速やかに市本部長（市長）に報告する。

情報・運用支援班は、各班の報告に基づき職員の出動活動状況を整理する。

＊職員動員・活動報告書【資料編　P-106 参照】

（3）防災服等の着用

災害応急活動に従事する際、防災服等を着用する。

（4）職員の証票

災害応急対策のため、災害対策基本法に基づき施設、家屋、物資の集積保管場所等に立入り、調査を行う場合には、市職員証をもって職員の身分を明らかにする。

（5）車両配備

ア　出動に際して使用する車両は、原則として車両運行計画に基づき使用する。

イ　運行計画であらかじめ指定された車両を除き、各部課で管理するその他の未使用車両は、市本部が優先使用権を持つものとする。

4　庁内の応援体制

（1）応援要請・指示命令

部内において、各班の災害応急対策実施にあたって職員が不足するときは、応援要請書に必要事項を記入し、市本部に要請するものとする。

ただし、要請書を提出するいとまのないときは、口頭で要請するものとし、後日、応援要請書を提出するものとする。

市本部への要請事項	市本部の対応事項
市本部に次の応援内容を示した要請書を提出する。 ア　作業の内容 イ　就労（勤務）場所 ウ　応援の職種別及び人員 エ　携帯品 オ　その他、応援要請書に記載すべき事項	市本部は、次の順位により動員派遣する。 1　応援を必要とする班の所属部内に余裕のある班から応援する。 2　上記の応援でなお不足するときは、他の部から応援する。 3　市本部全体をもってなお不足するときは、他の市町村又は県の派遣を要請して応援を得る。 （次項「5　県への応援要請」、「6　協定締結都市との相互応援」参照）

＊応援要請・指示命令書【資料編　P-108 参照】

5　県への応援要請

市本部長（市長）は、市の総力をもってしても万全な応急対策を実施することが難しい場合は、振興局（県支部）を通じて、県知事（県本部長）へ応援要請を行う。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接、県知事（県本部長）へ応援要請の連絡を行う。

（１）県への応援要請

市は、県に応急措置等を要請する場合は、県支部に対してまず無線又は電話等をもって連絡し、後日、文書により改めて処理する。ただし、県支部への連絡が不可能な場合は、直接県本部（危機管理局）に連絡する。

この場合、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ア　県への応援要請又は応急措置の実施を要請する場合
- （ア）災害の状況及び応援を求める理由
- （イ）応援を希望する機関名
- （ウ）応援を希望する人員、物資、資機材、器具等の品名・数量
- （エ）応援を必要とする場所、期間
- （オ）応援を必要とする活動内容
- （カ）その他、必要事項

イ　被災者の他地区への移送を要請する場合
- （ア）移送を要請する理由
- （イ）移送を必要とする被災者の数
- （ウ）希望する移送先
- （エ）移送先で収容を要する機関
- （オ）その他、必要事項

（２）他市町村、指定地方公共機関等への応援斡旋の要請

市は、県に対して、他市町村、指定地方公共機関等への応援の斡旋を要請する場合は、まず無線又は電話等をもって連絡し、後日、前（１）の各号に準じた文書を改めて提出する。

（３）他府県への要請

大規模な災害が発生し、市の消防力、県内の消防応援では十分な対応がとれないときは、県知事（県本部長）を経由し、緊急消防援助隊の応援要請を行う。（被害が甚大で、県との連絡がとれない場合は、消防庁長官へ直接要請を行うものとし、通信手段の回復後、速やかに県への報告を行うこととする。）

ア　「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」

イ　「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」

（４）自衛隊の災害派遣の要請

詳細は、第４編第 17 章「自衛隊派遣要請等の計画」による。

6　協定締結都市との相互応援

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結した自治体に応援を要請するとともに、必要に応じて、相互協力を行う。

協定を締結した自治体の長に対して、応援又は応援の斡旋を要請する場合は、地理的要件等の事情を考慮し、電話等迅速な方法によって要請する。その後、文書を速やかに提出する。

災害が発生した場合は、相互応援協定を締結している自治体に電話等により応援を要請する。その後、速やかに文書を提出する。

（１）応援の種類及び内容（例示）

ア　食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
イ　被災者の救出、救護、防疫及び消防活動並びに施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
ウ　救援、救助、及び消防活動に必要な車両等の提供
エ　救援、救助、消防その他応急復旧活動等に必要な職員の派遣
オ　被災児童・生徒等の受入れ
カ　被災者に対する住宅の斡旋
キ　災害ボランティアの斡旋
ク　その他、特に希望する事項

（２）応援要請の手続

次に掲げる事項を可能な限り明らかにし、電話等により要請するものとし、その後速やかに文書を提出する。

ア　被害の状況
イ　必要とする物資等の品目及び数量
ウ　必要とする職員の職種、人数及び活動内容
エ　応援場所、応援場所への経路、集結地等
オ　応援を必要とする期間
カ　その他、特に希望する事項

＊災害時における相互応援協定（河内長野市・五條市）　【資料編　Ｐ-63 参照】
＊災害時における相互応援協定書（野洲市）　【資料編　Ｐ-63 参照】
＊市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書　【資料編　Ｐ-63 参照】
＊大規模災害相互物資援助協定書(名張市)　【資料編　Ｐ-63 参照】

7　公共的団体との協力体制

市は、公共的団体や地域住民、災害ボランティア並びに民間機関、団体等に対して、災害時に積極的な協力が得られ、効果的な応急対策活動が実施できるよう協力体制の整備に努める。

（１）公共的団体

公共的団体とは、日赤奉仕団、医師会、薬剤師会、市社会福祉協議会、農業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、社会福祉関係団体、社会教育団体等をいう。

（２）協力活動の内容

ア　異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、市又はその他関係機関に連絡する。
イ　災害に関する予警報及びその他情報を区域内住民に伝達する。
ウ　災害時における広報広聴活動に協力する。
エ　災害時における出火の防止及び初期消火に関し、協力する。
オ　災害時における倒壊家屋に閉じ込められた被災者の救助救急活動に関し、協力する。
カ　避難誘導、避難場所内被災者の救助業務に協力する。
キ　被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力する。
ク　被害状況の調査に協力する。
ケ　被災区域内の秩序維持に協力する。
コ　り災証明書交付事務に協力する。

8　地域住民の協力

被災地の地域住民は、市本部及び県本部が実施する応急対策活動に協力するほか、自発的に、次のような防災活動上の責務を負うものとする。

ア　防災機関への協力
イ　被害情報等の防災機関への伝達（特に被災直後）
ウ　出火防止及び初期消火
エ　初期救助救急
オ　要配慮者の保護
カ　家庭における水、食糧等の備蓄

9　災害ボランティアの協力

市本部及び県本部は、応急対策活動を有効かつ効果的に進めるため、被災者の救援等を自発的に行うボランティアに協力を求めるものとする。これらボランティア活動が円滑に実施されるために、市本部及び県本部は、市社会福祉協議会等の関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

詳細については、第４編第 15 章第１節「ボランティア受入計画」による。

10　民間機関と市の協定による協力

災害が発生した場合に備えて、民間機関の積極的な協力が得られるよう、協定の締結あるいは事前協議を行うなど、協力体制の確立に努める。

また、橋本市防災協力事業所登録制度を活用し、被災者救援等の防災協力活動の協力を求める企業（事業所）を募るとともに、協力体制を構築する。

第２章　情報計画

災害応急対策実施機関（市及びその他防災関係機関）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する各種の情報を収集・把握するとともに、必要な連絡先に情報伝達を実施し、効果的な災害応急対策を実施する。

なお、国、県をはじめ関係機関と災害に関する各種情報が共有できるよう、国が運用する「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）」や「防災 IoT システム」を積極的に活用するものとする。

第１節　気象警報等の伝達計画　【市本部、関係部班】

１　基本方針

市及び防災関係機関は、法令等に基づく予警報等の情報を、必要な部署・機関に遅滞なく伝達する。

また、市域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

【予警報等の情報の種類】

種類	発表・発令（通報）者	根拠法令
気象予警報及び気象情報	気象庁長官	気象業務法
土砂災害警戒情報	県知事 気象庁長官	土砂災害防止法
土砂災害緊急情報	国土交通大臣 県知事	土砂災害防止法 気象業務法
指定河川洪水予報	県知事 気象庁長官	水防法 気象業務法
水防警報	県知事	水防法
火災気象通報	気象庁長官	消防法
異常現象	発見者	災害対策基本法

２　情報の伝達

（１）伝達の実施担当

ア　危機管理室

各通報義務者から予警報等の通報を受けたときは、速やかに関係部課（各班）、関係機関並びに必要に応じ住民に対し、その内容を伝達する。

イ　各部課（各班）

危機管理室等を通じて、通報を受けたときは、その内容を判断し、各関係機関に連絡するとともに、防災対策に万全を期するよう図る。

福祉保健班は、紀の川浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の高齢者・心身障がい者・乳幼児、その他、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して、必要な情報の連絡を行う。

（２）伝達方法

関係部署への動員の伝達に際しては、迅速性と確実性を重視し、庁内 LAN や電子メール､専用のデジタルコミュニケーションツールを活用した通知を基本とする｡また、必要に応じて電話や対面での直接連絡、庁内広報システム（例：館内放送）による周知、及び防災はしもとメール配信システムなど、複数の情報伝達手段を適切に組み合わせる。

（３）伝達責任者

予警報等の伝達取扱責任者は、通常勤務体制時の部長とする。

３　防災気象情報及び警報並びに注意報等

（１）種別及び基準

ア　注意報

注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報で、気象要素が基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。

【気象注意報の種類及び発表基準（橋本市)】

種類	発表の基準
風雪注意報	風雪による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 雪を伴い、平均風速が 12m/s をこえると予想される場合。
強風注意報	強風による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 平均風速が 12m/s をこえると予想される場合。
大雨注意報	大雨による被害が予想される場合で、具体的には、次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準が 10 以上になると予想される場合、又は、土壌雨量指数基準が 111 を超えると予想される場合。
大雪注意報	大雪による被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で５cm、山地で 15cm 以上になると予想される場合。
洪水注意報	洪水によって被害が予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準［嵯峨谷川流域=5.3,　山田川流域=4.7, 橋本川流域=10.4,　東の川流域=6.2］ 複合基準　［紀の川流域=（5，58.4)］
濃霧注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合で具体的には、次の条件に該当する場合である。 視程が 100m 以下になると予想される場合。
雷注意報	落雷等により被害が予想される場合。
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度 60％以下で最小湿度が 35％以下になると予想される場合。
なだれ注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。

種類	発表の基準
	積雪の深さが 50cm 以上あり、高野山の最高気温が 10℃以上、又はかなりの降雨が予想される場合。
着雪注意報	着雪が著しく通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 気温が－２～２℃で 24 時間の降雪の深さが平地で 20cm 以上、山地で 40cm 以上と予想される場合。
霜注意報	最低気温３℃以下で、晩霜によって農作物に著しい被害が予想される場合。
低温注意報	低温によって農作物に著しい被害が起こると予想される場合で具体的には次の条件に該当する場合である。 沿岸部で最低気温が－４℃以下と予想される場合。

【その他の注意報の種類と発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
土砂崩れ注意報	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって、被害が予想される場合。
浸水注意報	浸水によって被害が予想される場合。
洪水注意報 【紀の川氾濫注意情報】	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

イ　警報

警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報で、気象要素が基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。その種類、発表の基準は、次のとおりである。

【気象警報の種類と発表基準（橋本市）】

種類	発表の基準
暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合。
暴風雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が 20m/s 以上になると予想される場合。
大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 （浸水害）表面雨量指数基準が 16 以上になると予想される場合。 （土砂災害）土壌雨量指数基準が 162 を超えると予想される場合。
大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12 時間の降雪の深さが平地で 15cm、山地で 30cm 以上になると予想される場合。

種類	発表の基準
洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準［嵯峨谷川流域=6.7，　山田川流域=5.9， 橋本川流域=13.1，　東の川流域=7.8］ 複合基準　［紀の川流域=（8，68.2)］

【その他の警報の種類と発表基準（橋本市)】

種類	発表の基準
土砂崩れ警報	大雨、大雪による山崩れ、地すべり等によって、重大な災害の起こるおそれが予想される場合。
浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。
洪水警報【紀の川氾濫警戒情報】	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
洪水警報【紀の川氾濫危険情報】	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。
洪水警報【紀の川氾濫発生情報】	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当。

注：土砂崩れ及び浸水についての注意報及び警報は、発表によって、標題を冠することなく気象注意報、警報に含めて行う。

ウ　特別警報

特別警報とは、気象業務法に基づき、県内に重大な災害の発生するおそれが著しく高まっている場合、その旨を警告して行う予報で、その種類、発表基準は、次のとおりである。

【気象特別警報の種類と発表基準（和歌山県）】

種類	発表の基準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合。
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想された場合。
暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が吹くと予想された場合。
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想された場合。

※発表にあたっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。
※特別警報が発表された場合、直ちに以下の方法で住民に周知する
・防災行政無線の活用
・広報車等による巡回広報の活用
・インターネットの活用
・防災はしもとメール、緊急速報メール（エリアメール）の活用
・消防団や自主防災会等（区・自治会）による伝達の活用

エ　気象情報

気象情報とは、台風その他の異常気象等について、その情報を一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。

なお、令和８年出水期から運用開始予定の新たな防災気象情報体系においては、下表のとおり災害発生の危険度に応じた５段階の警戒レベルに整合した情報提供が行われる予定である。

本市においても、これらの新体系に対応した情報の受信・伝達体制の整備及び避難行動との連携強化を図るとともに、地域住民への周知啓発を推進する。

新しい防災気象情報の情報体系とその名称

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩れや土石流	高潮 海水面の上昇や波の打上げによる浸水	（警戒レベルごとの）住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険　直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から　かならず避難！＞					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認（避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど）
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

出典：「防災気象情報の改善について」水管理・国土保全局、気象庁（令和７年 12 月）

（２）予警報地域区分

和歌山地方気象台は、県を北部・南部に分けて（一次細分）気象庁から配信される数値予報資料や、気象レーダー・アメダスなどの実況により、天気予報・週間天気予報・時系列予報を発表している。

さらに、災害の発生するおそれがある場合には、大雨や洪水等に関する注意報・警報及び情報を発表しているが、これらについては、現象の発生区域が特定できる際は、市町村ごと（二次細分）に発表している。

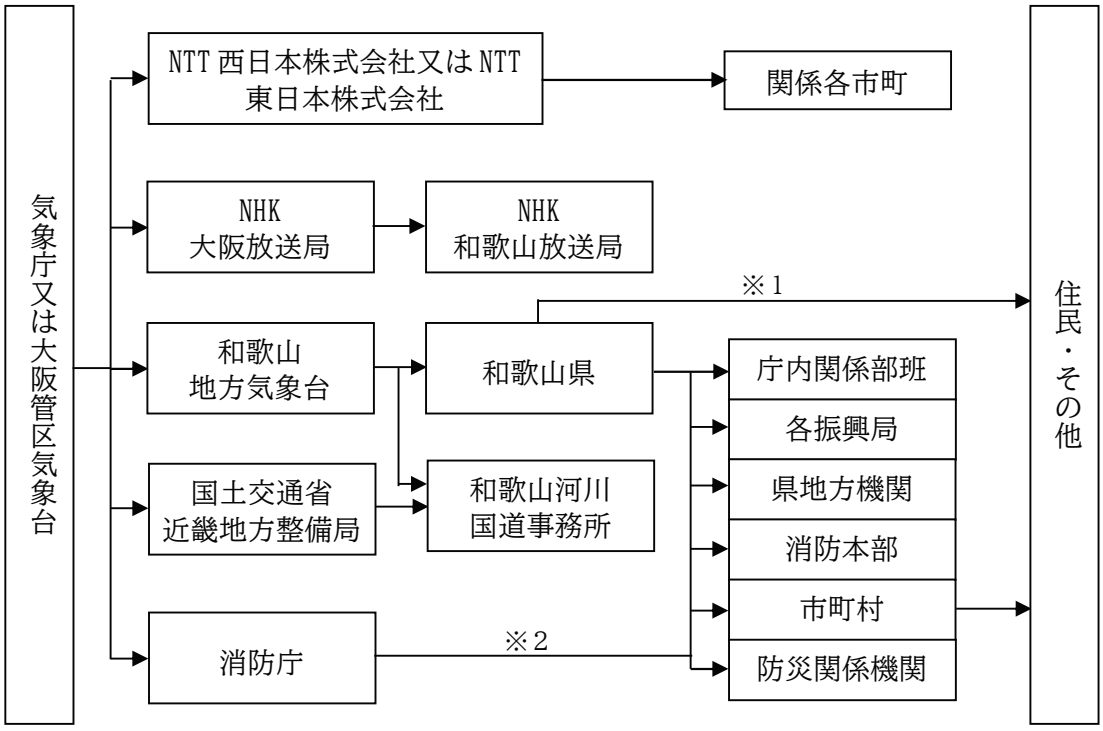
なお、橋本市は、北部に属する。また、紀の川の上流に位置する奈良気象台の予警報にも配慮するものとする。

【和歌山県の地域細分】

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	二次細分区域（市町村単位）
北部	紀北	和歌山市、海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡及び海草郡各町
	紀中	有田市、御坊市、有田郡及び日高郡各町
南部	田辺・西牟婁	田辺市、西牟婁郡各町
	新宮・東牟婁	新宮市、東牟婁郡各町村

（３）伝達系統

ア　気象警報等の伝達経路



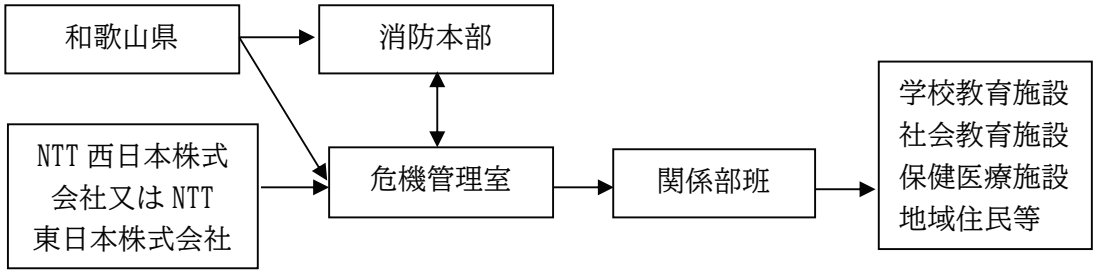
※１　防災わかやま、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール・緊急速報メール、和歌山県防災ナビアプリ、防災わかやまX（旧Twitter)による。

※２　全国瞬時警報システム　(J-ALERT)による。

イ　警報等の受領後の本市における措置

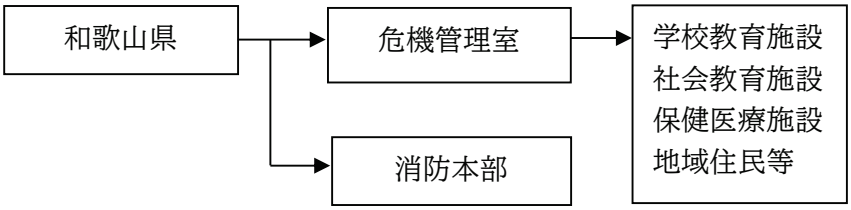
（ア）警報の伝達経路

県北部（紀北）に警報が発令された場合、警戒体制を設置するものであり、配備される関係部班により、公共公益施設、住民などに伝達する。



（イ）注意報の伝達経路

県北部（紀北）に注意報が発令された場合、状況により学校教育施設、社会教育施設などに伝達する。



4　災害警戒のためのその他の情報

（1）土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため､対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で､和歌山県と和歌山地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。

なお、地震等で通常よりも少ない雨量により土砂災害の発生が想定される場合、土砂災害警戒情報の発表基準は、通常より引き下げた暫定基準を設けて運用することがある。

（2）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（３）竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部又は南部を対象に発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が和歌山県北部又は南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

（４）キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等

ア　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

イ　浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）

短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。

ウ　洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）

指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１kmごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。

・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル５に相当。
・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

エ　流域雨量指数の予測値

河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川については支流氾濫や下水道氾濫の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況

と６時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

（５）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性を［高］、［中］の２段階で発表する。当日から翌日にかけては時間帯を区切って和歌山県北部と南部を対象に発表する。２日先から５日先にかけては日単位で和歌山県全域を対象に発表する。大雨、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

５　指定河川洪水予報

（１）概要

紀の川については、水防法及び気象業務法に基づき、和歌山河川国道事務所、和歌山地方気象台、奈良地方気象台が共同して、洪水のおそれがあるときに、水位又は流量を示して、これを一般に周知させるため発表するものをいう。

（２）実施区域

河川名	実施区域
紀の川	幹川　左岸　奈良県と和歌山県の県境から海まで 右岸　奈良県と和歌山県の県境から海まで

（３）種類及び基準

種類	標題	概要
洪水注意報	紀の川 氾濫注意情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
洪水警報	紀の川 氾濫警戒情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。
	紀の川 氾濫危険情報	紀の川の基準地点である五條、三谷及び船戸水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき、又は急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生への対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。

種類	標題	概要
	紀の川 氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル５に相当

6　水防警報

（1）概要

水防警報とは、水防法の規定に基づき、国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるとき警告を発するもので、この措置については、水防計画で定める。

（2）種類及び基準

準備	水防団待機水位（通報水位）を超え、氾濫注意水位（警戒水位）に達するおそれがある時。
出動	氾濫注意水位（警戒水位）を超え、なお上昇のおそれがある時。
解除	水防団待機水位（通報水位）以下に下がり、再び上昇のおそれがない時。
待機	水防団待機水位（通報水位）に達し、なお上昇のおそれがある時。

（3）水防警報河川

紀の川（船戸、三谷、五條）

7　水位周知河川

（1）概要

橋本川については、水防法の規定に基づき、知事が指定した河川であり、あらかじめ定めた水位に達したときに、水位等を示して、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知させるものである。

（2）実施区域

ア　河川名：橋本川
　　実施区域：東谷川合流点
（左岸）橋本市北馬場　（右岸）橋本市小原田から紀の川合流点まで

（3）種類及び基準

ア　氾濫注意情報：氾濫注意水位に達したとき
イ　氾濫警戒情報：避難判断水位に達したとき
ウ　氾濫危険情報：氾濫危険水位に達したとき
エ　氾濫発生情報：氾濫が発生したとき

8　火災気象通報

（1）概要

和歌山地方気象台は、消防法の規定により、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、その状況を直ちに火災気象通報として県知事に通報をする。

なお、地域細分境界（北部、南部）により発表することがある。橋本市は、一次細分区域では北部に属する。

（2）火災警報

市本部長（市長）は、火災気象通報を受けたとき又は気象の状況が火災の予防上危険であると認める場合は、火災に関する警報を発令することができる。

【火災気象通報の発表基準】
「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合

（3）乾燥注意報

種類	発表基準
乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険があるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合 実効湿度 65%以下（※）で、最小湿度 40%（※）以下になると予想される場合

（注１）発表基準に記載した数値は、和歌山県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。
（注２）注意報、警報は、その種類に関わらず、解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は、自動的に解除又は更新されて新たな注意報、警報に切替えられる。
（注３）※印は、和歌山地方気象台での値であることを示す。

9　異常現象

災害が発生するおそれがある異常な現象（洪水、がけ崩れ等）を発見した者は、直ちに市（危機管理室）、警察官又は消防本部、伊都消防組合消防本部等に通報しなければならない。

10　雨量に関する情報

（１）担当

消防予防班は、雨量観測所等からの雨量情報を把握する。

（２）雨量観測所

ア　県が測定する箇所

雨量計設置場所　　計６箇所
橋本観測所（伊都振興局）
境原観測所（境原小学校）
須河観測所（須河集会所）
橋本市役所観測所（橋本市役所）
嵯峨谷観測所（高野口町第３分団第５分団消防団詰所）
高野口観測所（高野口地区公民館）

第２節　被害情報等の収集計画　【市本部、関係部班】

１　基本方針

市及び防災関係機関は、市域の状況に関する情報を積極的に収集し、警戒避難等応急対策の基礎情報とする。

また、市本部の関係班長等は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、直ちに情報の収集活動を開始し、必要に応じて、関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況、その他、災害応急対策活動に関する必要な情報の収集・伝達を行う。

２　情報活動の概要

（１）市域の状況に関する情報の種類

種類	照会及び入手先	市の担当
雨量	関係機関・現場	消防予防班
河川の状況、河川水位	上下流水防管理者 関係機関・役場	応急対策班
樋門、水門、堰の放流状況	水利組合･農業組合･区・自治会等、国土交通省	応急対策班、消防警防班
危険箇所の状況	区・自治会他	応急対策班
交通規制等の状況	警察他	応急対策班、消防予防班
上下水道施設の状況	―	水道班、下水道班
その他のライフラインの状況	各施設管理者	情報・運用支援班
公共施設等の状況	各施設管理者	教育避難班

（２）情報の整理

各種情報の収集担当班は、収集した情報を情報・運用支援班に伝達する。情報・運用支援班は各種情報を整理する。

（３）情報の伝達

担当班及び情報・運用支援班は、収集・整理した情報を必要に応じて各部各班、防災関係機関並びに関係住民に伝達する。

３　水位に関する情報

（１）担当

応急対策班は、各河川を巡視警戒するとともに、防災関係機関が設置した量水標の水位情報を把握する。

（２）水位測定箇所

水防活動上重要な箇所を状況に応じて測定する。

（３）測定方法

応急対策班は、水位監視システムで水位を確認し記録する。

（４）ダム放流状況の把握

応急対策班は、大滝ダム放流情報（FAX）により放流状況を把握し、必要に応じて、大滝ダム管理事務所に連絡し、放流状況を把握する。

４　水門、堰等に関する情報

応急対策班及び消防警防班は、中小河川等の水門や堰等の状況を巡視し、必要に応じ、各管理者に連絡し、適正な管理をするよう指導する。

５　各災害危険箇所の情報

（１）担当

応急対策班及び消防警防班は、土砂災害（特別）警戒区域及び周辺の状況を、区・自治会及び自主防災会、消防団など住民組織の代表者等を通じて把握する。

（２）危険箇所

ア　水防区域
イ　土砂災害（特別）警戒区域
＊土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

【資料編　P-22 参照】

（３）把握内容

ア　構造物の状況
イ　法面の状況
ウ　地表水、わき水、漏水、亀裂
エ　竹木等の傾斜
オ　人家等の損壊の状況
カ　住民及び滞在者の数

６　交通情報

（１）担当

応急対策班、情報・運用支援班及び消防予防班は、市域及び市域に影響する範囲の道路・鉄道等の交通状況を把握する。

（２）照会先

ア　橋本警察署
イ　かつらぎ警察署
ウ　伊都振興局建設部
エ　国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所
オ　西日本旅客鉄道株式会社
カ　南海電気鉄道株式会社

（３）把握内容
ア　交通規制
イ　事故
ウ　混雑
エ　各管理者の対応状況
オ　その他、必要事項

7　ライフラインの状況

（１）担当
水道班及び下水道班は、市域の上下水道施設（市管理施設以外）の状況を把握する。市が管理する施設の上下水道は、各施設管理者が施設の状況把握に努め、情報・運用支援班に連絡する。
また、情報・運用支援班は、市域及び市域に影響する範囲の各ライフラインの情報収集に努める。

（２）照会先
ア　関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所
イ　NTT 西日本株式会社和歌山支店
ウ　和歌山県環境生活部環境政策局環境管理課

（３）把握内容
ア　事故
イ　各管理者の対応状況
ウ　その他、必要事項

8　各公共施設等の情報

（１）担当
教育避難班は、市域における避難予定施設となる公共施設等に対して災害関連情報を伝達するとともに、施設の状況等を把握する。

（２）連絡先
＊拠点避難所【資料編　P-8 参照】

（３）把握内容
ア　管理責任者の所在の有無
イ　施設及び周辺の状況
ウ　各管理者の対応状況
エ　その他、必要事項

９　被害情報等の収集・伝達の概要

（１）情報の種類

災害情報	ア　災害の原因 イ　災害発生の日時分 ウ　災害発生の場所、範囲
被害情報	ア　被害の程度 イ　世帯別被害状況等 ウ　安否不明者等の情報※
応急対策活動に関する情報	ア　住民等の避難状況 イ　避難指示の状況 ウ　防災対策の実施状況 エ　防災関係機関の防災体制 オ　その他、必要な事項

※安否不明者等については、氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや　安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、警察本部等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

（２）災害経過状況による情報の区分

本計画では主に災害の経過状況により、次のように情報の調査・報告を区分する。

調査	報告	災害の経過状況
概況調査	発生即報	災害発生直後の段階
被害調査	被害即報	災害が継続又は続発する段階
被害確定調査	被害確定報告	災害が一段落した段階

（３）担当

情報・運用支援班は、災害概況及び災害応急対策の情報に関するとりまとめ整理を行う。

（４）情報の収集・伝達

関係班長は、災害発生による市体制の確立と災害に対する適切な応急対策活動のため、災害情報等を調査把握し、市本部に報告する。

なお、被害情報の収集にあたっては、必要に応じて、無人航空機（ドローン）等を活用し安全かつ速やかに実施する。

市本部及び関係班長は、必要に応じて県や所轄警察署などの防災関係機関に伝達する。なお、報告は原則として所定の様式により、その都度定められた時間までに行う。市本部長（市長）は、災害発生直後の被害状況について、所轄警察署長へ速やかに伝達するとともに、早急に対応すべき措置等につき、必要な助言をするものとする。

（５）国への報告

被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）へ報告するものとし、通信復旧後において県へ報告する。

（６）報告すべき災害の定義

本計画で被害情報として取扱う災害の定義は、次のとおりである。

＊災害の定義（被害即報基準）【資料編　Ｐ-85 参照】

（７）情報の内容

関係班長は、被害状況等災害に関する情報を概ね「災害即報事項例示」に従い、迅速かつ的確に市本部に報告する。

＊災害即報事項例示【資料編　Ｐ-88 参照】

（８）被害の判定

被害状況調査実施にあたっては、「災害の被害認定基準」に従い、正確に調査するとともに、警察その他関係機関との連絡を密にして、調査の抜け落ち、重複等のないよう十分注意し、少なくとも異なった被害状況（内容）は報告又は発表前に調整しなければならない。

＊災害の被害認定基準【資料編　Ｐ-90 参照】

10　被害に関する調査・報告の種別・伝達

市本部及び防災関係機関は、被害を覚知した都度判明したものから順次、有線通信又は無線通信（携帯電話を含む）により、県支部を通じて県本部に即報を伝達する。ただし、大規模被害発生等緊急の場合は、様式によらず、概ねの被害規模等、判明している事項を速やかに伝達する。また、通信が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣する等、あらゆる手段を用いて報告するように努める。

（１）　概況調査　（→発生即報）

災害により被害が発生したときは、直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に対する応急対策実施上の基礎となるものであるから、短時間にその概況を把握し、発生即報として報告する。通報者並びに調査者は、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告するよう努める。市から県に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

（２）　被害調査　（→被害即報）

災害の状況が判明次第、被害の状況を調査する。被害調査は、災害（被害）の変動に伴う諸対策の基礎となるものであるから、災害（被害）の変動に従って、その都度できる限り被害状況を把握し、被害即報として報告する。

関係班長は、被害状況等を災害の推移に応じて、時間を区切って各自治区毎にとりまとめ、調査結果を市本部に報告する。市本部から県支部を通じて県本部に即報する場合には、あらかじめ定める様式を用いる。

（３）　被害確定調査　（→被害確定報告）

市は、災害応急対策が完了した後 20 日以内に県本部を通じて県本部に被害確定報告を行う。本調査は、その後の災害応急対策及び災害復旧の基礎となるものであり、各種費用負担にまで影響を与えるものであるから、正確に把握し、被害確定報告として報告する。

ただし、被害報告は状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。情報・運用支援班は対策本部事務局等の協力を得て、応急措置が完了した後、各班からの被害報告に基づき、関係各班と協議の上、とりまとめを行う。

11　被害情報等の伝達系統

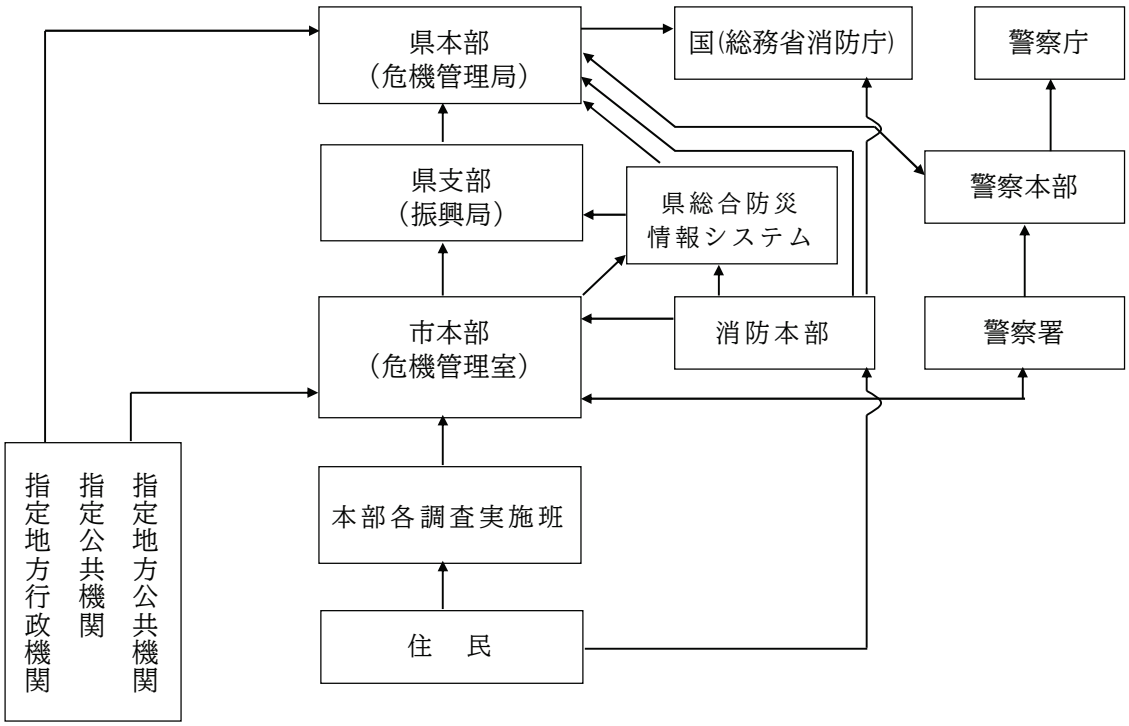
（１）総括伝達系統

市本部から県本部（危機管理局）へ県の総合防災情報システムでの報告経路を基本とする。

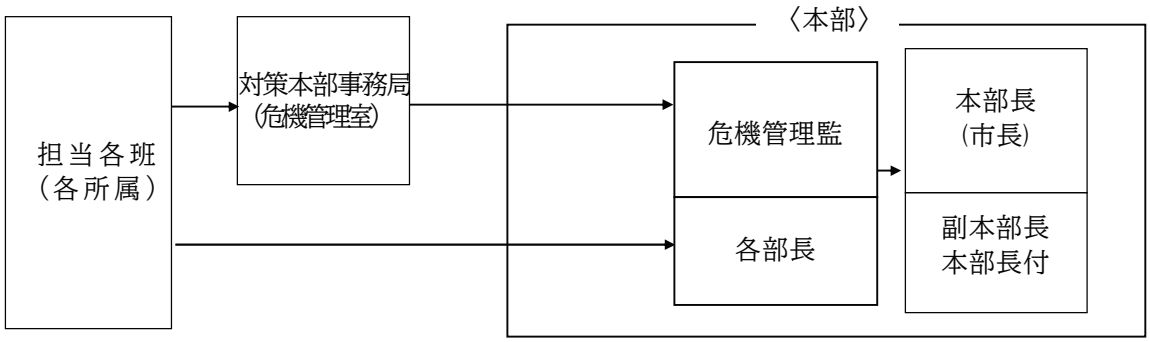
ただし、総合防災情報システムが使用不可能な場合、又は県からの指示があった場合は、県支部（振興局）へ報告する。

また、「消防庁火災・災害等即報要領」を遵守し、「即報基準」に該当する災害等が発生した際には県に、「直接即報基準」に該当する災害等が発生した際には、県及び消防庁に、第一報の即報を覚知後 30 分以内に報告する。

なお、火災の多発や多数の死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到している場合は、市本部は、直ちにその状況を電話又は県総合防災情報システムにて、県本部へ報告するものとする。



（２）市本部内（庁内）の被害報告系統



12　被害に関する調査実施に関する事項

（１）総括

情報・運用支援班は、被害調査の主体となり、対策本部事務局の協力を得て、調査についての総合的な計画及び調整を行う。

（２）調査担当班

各班は、次の表に基づき、それぞれ所管の調査事項について調査を実施する。

調査事項	調査主体実施班	協力応援班
住宅等一般被害	調査班	被災者支援班
社会福祉施設被害	福祉保健班	被災者支援班
介護施設被害	被災者支援班	福祉保健班
保育施設被害	被災者支援班	福祉保健班
衛生施設被害	市民生活班	
医療関係被害	福祉保健班	
商工観光関係被害	商工物資班	
農業関係被害	応急対策班	
土木施設被害	応急対策班	
水道施設被害	水道班	
下水道施設被害	下水道班	
教育関係被害	教育避難班	
市有財産被害	財務班	
自治会長・自主防災会長から被害状況聴取	情報・運用支援班	福祉保健班、計画班

（３）参集途上での被害状況の把握

各職員は、庁舎等に参集する途中で被害状況の把握・収集に努め、庁舎等到着後速やかに所属長を通じて、市本部に報告する。

（４）協力要請

被害調査にあたっては、区・自治会・自主防災会、関係機関及び関係団体等の協力を得る。

（５）応援要請

被害調査に専門的な技術を要するとき、又は被害が甚大で市においても調査が不可能なときは、調査に関係のない他部班の応援を求めるほか、県支部を通じて県本部の応援を得て行う。

13　被災者台帳

（１）家屋の被害調査

調査班は、家屋に被害が及んだ場合は、家屋の被害調査を行う。調査にあたっては、次の点に注意する。

ア　被害が甚大な場合は、情報・運用支援班に対して必要職種及び人数を報告し、応援を求める。

イ　調査員であることを明示し、トラブルのないよう調査する。

ウ　大規模非木造家屋や非住家家屋の被害調査については、民間の調査結果の利活用を検討する。

エ　住家被害認定については、できるだけ自己判定方式(「準半壊に至らず(一部損壊)」の場合、申請者が撮影した写真にて判定を行う方式）を採用し、調査の簡素化を図る。

（２）人的被害の調査

福祉保健班は、市民の身体、生命に被害が及んだ場合は情報を収集する。

（３）世帯構成員別被害状況報告

情報・運用支援班は、被害調査に基づき「世帯構成員別被害状況報告書」を作成し、応急復旧対策活動に関係する各班に提供する。

（４）被災者台帳の作成

市民生活班は、市民の身体、生命及び財産に被害が及ぶ災害が発生した場合は、発災時の住民基本台帳情報を基に速やかに「被災者台帳」を作成する。

なお、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を導入し、運用を進めている。

＊被災者台帳【資料編　Ｐ-121 参照】

（５）被災者台帳への被害情報の登録

調査班は、家屋被害の調査で判明した住家被害の調査結果を速やかに登録する。福祉保健班は、人的被害について収集した情報を速やかに登録する。また、それ以外の班であって、被災者台帳へ登録すべき情報を収集管理する班は速やかに登録する。被災者台帳は、各救助復旧に関する活動及びその実施記録等の基本となるため、その作成にあたっては正確を期するとともに、救助実施状況等をできるだけ具体的に記録し、整備保管する。

14　り災証明書の発行

（１）り災証明書

調査班は、被災者から申請があったときは遅滞なく住家等の被害の状況を調査し、発災から１カ月を目途に市民に対して速やかに「り災証明書」を発行できるように努力する。

なお、災害時に「り災証明書」の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や「り災証明書」の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、「り災証明書」の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。また、効率的な「り災証明書」の交付のため、当該業務を支援するシステムを活用し、さらなる運用の充実を図っていく。

＊り災証明書【資料編　Ｐ-122 参照】

（２）協力要請

調査班は、被害確定調査のため応援を必要とする場合は、必要人員（職種及び人数など）を情報・運用支援班へ報告し速やかに応援を求める。情報・運用支援班は、他班の応援では賄えないとなった場合は、和歌山県へ速やかに応援要請を行う。

＊協定・覚書【資料編　Ｐ-62 参照】

（３）注意事項

証明書の交付にあたり、重複欠落等のないよう注意する。

15　対応事項

（１）市本部

ア　災害状況及び応急対策の実施状況を大字単位にとりまとめる。

イ　とりまとめた被害状況等を県支部を通じて、県本部に報告するとともに、必要に応じて、防災会議を構成する関係機関等に連絡する。

（２）調査実施班又は区・自治会・自主防災会

調査した管内の災害状況及び災害応急対策の状況を市本部に報告する。

16　連絡時の注意事項

（１）伝達方法

被害情報等の伝達については、市が保有又は利用できる通信機器等を利用し、迅速かつ効果的な伝達を図る。（第４編第２章第３節「災害通信計画」による。）

（２）記録

災害状況その他の報告事項は、電話、口達伝令等による場合でも、送受信については、必ず記録を残し、整理保管を行う。

17　調査及び報告の種類

調査	報告	調査・報告の内容
概況調査	発生即報	初期的なもので、被害の有無及び程度の概況等、全般的な状況を迅速に報告する。
被害調査	被害即報	災害の総合的な応急対策を立てる基礎となるものであり、人的被害及び住宅被害を優先して即報する。
被害確定調査	被害確定報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。
その他の部門別の災害調査	その他の部門別の被害報告	災害応急対策及び災害復旧計画の基礎となるものであり、部門別に正確な調査により報告を要するが、状況に応じて被害の概況報告、中間報告、確定報告と段階別に行う。

＊災害の定義（被害即報基準）　【資料編　Ｐ-85 参照】
＊災害即報事項例示　【資料編　Ｐ-88 参照】
＊災害の被害認定基準　【資料編　Ｐ-90 参照】
＊被害発生即報　【資料編　Ｐ-92 参照】

第３節　災害通信計画　【市本部、関係部班】

1　基本方針

市及び防災関係機関は、災害時には通信・連絡に関する利用手段や運用方法等を十分理解した上で、効果的な情報の通信連絡を行う。

2　概要

（1）災害に関する情報の種類

気象予警報等	気象予警報など法令等に基づく関係機関からの情報
その他関連情報	雨量や交通規制など市域の各種状況に関する情報
被害情報等	災害発生、被害状況、応急対策活動等に関する情報

（2）災害時の連絡系統及び連絡先

災害時に橋本市災害通信連絡網により迅速かつ効果的に通信連絡を行う。

なお、被害甚大で県との連絡がとれない場合は、市本部は直接国（消防庁）への報告に努める。

＊情報・通信関係【資料編　P-2 参照】

（3）災害時のための指定事項

ア　指定電話

市各部及び防災関係機関は、災害時連絡用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、指定電話に通信従事者を配置し、通信連絡にあたる。

イ　連絡責任者

市各部及び防災関係機関は、連絡責任者を定める。連絡責任者は、各所属及び各機関の通信連絡を統轄する。

3　伝達手段

（1）通信機器

	有線機器	無線機器
市が保有する通信機器	一般加入電話 庁内（内線）電話 消防直通電話 ファクシミリ インターネット通信	移動系防災無線 防災行政無線 消防無線 和歌山県総合防災情報システム 携帯電話及び衛星携帯電話
その他利用できる通信機器	報道機関（テレビ・ラジオ等） アマチュア無線	

（2）その他の手段

ア　広報車

イ　口頭伝達

4　有線通信の運用

（1）一般加入電話の活用

市本部設置時の電話活用の基本指針は、次のとおりとする。

ア　本部　直通電話及び内線電話を使用
イ　各班　相互連絡には所属の内線電話を使用
ウ　外部　代表電話又は所属の直通電話を使用（やむを得ない場合は、直接本部へ連絡する。）

（2）市民からの連絡

市民等からの連絡に対応するため、被災者支援班員を当直室に配置する。電話連絡が通報（情報の提供）か問い合わせ（情報の要求）かを判断し、原則として通報の場合は内容による伝達先・取次先へ、問い合わせの場合は広報担当へ取り次ぐ。

（3）その他の連絡手段

ア　インターネットの活用
橋本市ホームページの活用を図る。
イ　和歌山県総合防災情報システム
地域衛星通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

5　無線通信の運用

（1）有線通信途絶時の措置

連絡先	有線通信途絶時の措置
市の各部	ア　携帯電話、衛星携帯電話の活用 イ　消防無線の活用 ウ　防災無線の活用 エ　アマチュア無線に協力の要請 オ　必要に応じて、伝令員を派遣（徒歩・自転車・バイク・自動車）

（2）通信の統制

各通信機器（施設）の管理者は、災害発生時には各種通信の混乱が予想されるため、必要に応じて適切な通信統制を実施し、迅速かつ円滑な通信の確保を図る。

ア　重要な通信の優先（救助・避難など緊急度の高い通信を優先する。）
イ　簡潔な通信の実施（通信は、簡潔かつ明瞭に行う。）

（3）無線通信の種類と取扱順位

＜種類＞

・緊急通信：災害等の緊急事態が発生した場合の緊急を要する通信
・一般通信：緊急通信以外の通信
・一斉通信：複数の無線局に対して同時かつ一方的に行う通信
・個別通信：２局間で個別に行う通信

＜取扱い順位＞
１番　緊急・一斉通信
２番　緊急・個別通信
３番　一般・一斉通信
４番　一般・個別通信

（４）無線機器の運用

ア　消防無線
　消防本部、伊都消防組合消防本部及び消防団は、消火、救助・救出活動等災害応急対策のための通信連絡を目的として、各消防本部の消防通信規程に基づき消防無線を運用する。

イ　防災行政無線網
　防災行政無線送信局（谷奥深送信局）と戸別受信機に対して、一斉通信を行う。

ウ　防災無線
　市本部と災害現場との連絡手段として市無線機を活用する。

エ　衛星携帯電話
　市本部と災害現場との連絡手段として市無線機の電波が届かない場合に活用する。

オ　和歌山県総合防災情報システム
　地域通信ネットワークを利用して全国の地方公共団体と衛星電話で通信する。

６　通信障害発生時における対応及び協力

通信障害が発生した場合、市は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を国、県及び電気通信事業者と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行なうものとする。

第４節　災害広報計画　【広報班、関係部班】

１　基本方針

市は、収集した災害に関する情報を整理し、正確な情報を必要に応じて市民及び報道機関等に広報する。なお、インターネット等の活用を図るものとする。

２　広報活動の概要

（１）広報担当

広報班が、広報活動を実施し、災害関連情報の受発信を一元化する。

（２）作業分担

ア　勤務時間外での災害発生初期の活動内容

情報・運用支援班	（ア）被害情報の収集、整理を行い、逐次、広報班に伝達する。
広報班	（ア）市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 （イ）県本部（県支部）広報班や警察との連絡調整を行う。 （ウ）報道機関への情報の提供

イ　勤務時間内及び市本部体制が確立したのち

各部各班	（ア）刻々の情報を本部に報告するとともに、災害記録、写真、広報資料などを積極的に速やかに提出する。
情報･運用支援班	（ア）対策本部事務局等と緊密な連絡をとるとともに、各部とも効率的な連絡を行う。 （イ）災害現場の記録とその後の整理・保管に努める。
広報班	（ア）市民及び報道機関に対しての広報活動を行う。 （イ）県地方行政機関、地方公共機関に対し、直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に広報の相互連絡を行う。 （ウ）中央諸官庁に対して直接に、又は関係各部各班を通じて間接的に災害情報、災害写真、各種情報、報告、要望事項などの広報を行う。 （エ）特に、災害写真の撮影、収集などに努める。

（３）情報の調整・確認

広報する情報は、正確を期するため、事前に市本部・県・防災関係機関等と調整・確認を行う。

（４）広報内容（例示）

ア　気象予警報等の連絡を受けた場合の事項

（ア）気象予警報等の内容
（イ）雨量、水位等の状況
（ウ）予想される災害の種類と場所
（エ）災害に対する警戒の呼び掛け
（オ）事前避難の必要な地区、避難施設及び避難方向の指示

（カ）避難途中の注意点
（キ）その他、必要な情報

イ　災害発生後の事項
（ア）災害の種別（名称）
（イ）発生年月日
（ウ）災害発生の場所
（エ）被害状況
（オ）災害救助法適用の有無
（カ）市や関係機関の防災体制
（キ）市や関係機関の応急対策・復旧対策の状況
（ク）市民に対する注意・協力要請
（ケ）高齢者等避難、避難の指示、緊急安全確保
（コ）避難の必要がなくなった旨
（サ）その他、必要な情報

（５）広報の表現

災害広報は、次のようなチェックポイントや広報文例等を参考に、適切な表現に努める。

ア　内容は正確か？
イ　簡潔か？
ウ　アクセント、めりはりはついているか？
エ　要素は抜けていないか？
オ　分りやすいか？
カ　気配りをしているか？

＊広報文例【資料編　P-109 参照】

３　市民への広報

（１）広報手段別の広報活動

ア　テレビ、ラジオ等の報道機関の利用

テレビ、ラジオによる広報は、伝達量、伝達速度、伝達範囲、信頼性に優れ、災害時の有効性が高いので、積極的な利用のため、報道機関に要請する。

ただし、狭い範囲や個別向けの広報には制限があることに留意する。

イ　戸別受信機による広報

災害時の情報連絡に優れている戸別受信機を有効に活用する。

また、情報伝達手段の多様化に資するよう、防災はしもとメール、公式 LINE、SNS、FM はしもとからのラジオ放送などの有効活用に努める。

ウ　広報車等による広報

市域全般、特に災害が切迫した地域への広報には、広報車による広報を行う。

ただし、広報車による情報伝達は、走行速度又は風向によっては聞き取りづらいことを認識し、走行以外に人が集中する場所で停止した状態での広報や、広報車以外の広報手段との併用などを心掛ける。

エ　住民組織を通じた伝達

電話連絡や防災関係機関の職員、消防団等の伝令員を通じて、自治会長、自主防災会会長等に連絡し、住民組織を通じての広報活動を依頼する。

オ　広報紙、チラシ、ポスター等の配布・掲示

文字情報としての広報紙、チラシ、ポスター等による広報は、被災者にとって重要な情報入手手段であり、緊急情報も含めて、可能な限り広報紙、チラシ等を作成し、配布・掲示を行う。

特に、行政施策等の複雑な情報を被災者に的確に伝える手段として非常に有効であることから、迅速に災害時広報紙を発行する。掲示については、市役所や公共機関等だけでなく、避難施設や街頭など周知のしやすい場所を選び随所に掲示する。

カ　インターネット等の活用

橋本市ホームページからインターネットを介して広報を行うほか、橋本市公式 LINE 若しくは SNS を活用する。

キ　防災メール及び緊急速報メールの活用

防災メールは、登録者に対して緊急情報等を配信し、緊急速報メールは橋本市区域内の携帯電話等を所有する人に緊急情報等を配信する。

ク　その他

アマチュア無線局の協力を求め、広報を行う。

（２）避難者への広報

避難所責任者は、避難所運営委員と協力して、避難施設等における避難者に対し、適宜災害の状況、復旧の見通しなどを広報し、避難者の不安を取り除くよう努める。

また、本市のコミュニティ FM である FM はしもとの協力を得て、ラジオ放送からも広報を行う。

（３）浸水区域・警戒区域等内の要配慮者が利用する施設に対する情報の伝達

災害の発生又は発生するおそれがある浸水区域・警戒区域等内の高齢者・心身障がい者・乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設に対して必要な情報を伝達する。

（４）要配慮者への広報

聴覚障がい者に対しては、県に要請の上、テレビの放送枠を確保し文字情報や手話通訳による放送を行うとともに、メールや LINE、広報紙等による広報を行う。

視覚障がい者に対しては、ラジオ・テレビで繰り返しての情報提供を行うとともに、可能な限り点字での広報を行う。また、各種障がい者支援団体やボランティア団体との連携を行い、その団体への情報提供を通じての広報を行う。

被災外国人への情報伝達を行うため、広報内容を多言語でも表現するとともに、国際交流団体等の協力を求めるなど、有効な広報に努める。

（５）市民等からの問い合わせ

一般市民等からの問い合わせには、丁寧に応対するとともに、情報の混乱がないよう確実な情報を提供する。また、住民の安否の問い合わせにも対応できるよう、避難施設に避難した市民の名簿等の把握に努める。

（６）市民の要望等の把握

災害時における市民の要望を速やかに把握することに努める。

4　帰宅困難者への情報提供

市及び交通事業者等は、避難場所等に関する情報、鉄道等の交通の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。この際、放送事業者等と連携して定期的な情報提供に努めるとともに、様々な手段で情報提供を行う。

5　報道機関への情報提供

（1）提供内容

災害に関する情報及び収集した諸情報については、内容をとりまとめ、各報道機関に提供する。また、新聞、ラジオ放送等各種報道機関が行う独自の取材活動に対しても、情報資料の提供、放送出演等積極的に協力する。

（2）提供方法

報道機関に対しては、広報班長が災害に関する情報を発表する。なお、被害が甚大な場合は、庁舎内に「災害時プレスセンター」を設置し、広報班長が情報を提供する。

（3）放送機関に対する緊急警報放送の放送要請

市が緊急警報放送の放送要請を行う場合は、原則として振興局を経由して県知事あてに放送要請の理由、放送事項、希望する放送日時等を明らかにして要請するものとする。ただし、県・市と通信途絶等特別の事情がある場合は、市から直接放送局に対し、要請できるものとする。放送局は、要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し、放送する。

ア　災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で多くの人命、財産を保護するための避難の指示等

イ　災害に関する重要な情報の伝達並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置

ウ　災害時における混乱を防止するための指示等

エ　その他、市本部が特に必要と認める事項

＊緊急警報放送の放送要請書【資料編　P-99 参照】

（4）安否不明者等に関する情報提供

市は、被災者について、「災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針」及び「災害時における死者の氏名等の公表指針」に基づき、報道機関等に対してその者の氏名等について、公表するものとする。

6　防災関係機関における広報

防災関係機関は、各防災計画の定めるところにより災害の様態に応じて適宜適切な災害広報を実施するとともに、広報事項を市本部に通知する。

防災関係機関	関連注意事項
橋本警察署 かつらぎ警察署	交通規制状況及び治安状況を重点に広報を分担し、随時広報活動を行なう。

日本放送協会和歌山放送局 和歌山放送（株） テレビ和歌山（株） FM はしもと（株）	災害時又は災害の発生が予想される場合には、災害関連番組を編成する。 市その他防災機関からの通報事項に対しては、臨時の措置を講じて一般に周知徹底する。
関西電力㈱ 関西電力送配電㈱	広報車及び報道機関等により、被害箇所の復旧見通しや感電傷害防止について市民への周知に努める。
NTT 西日本（株）等	広報車及び報道機関等により、被害箇所（範囲）の復旧見通しや応急措置について市民への周知に努める。
西日本旅客鉄道（株）橋本駅 南海電気鉄道（株）橋本駅	被害箇所の復旧見通しや輸送の状況について、駅内の掲示板、案内板等に掲示して一般への周知を図る。 災害時において、市から災害広報資料の掲示を依頼されたときは、これに協力する。

7　防災行政無線の応急対策

無線通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市本部と県本部及び防災関係機関相互間の通信回線の確保にあたる。

災害の発生が予想される場合は、通信施設に対する防護策の強化を図り、万一通信施設が被災した場合は、被災実態を早期に把握し、的確な臨機の措置を行うとともに、障害の早期復旧に努め、市と県及び防災関係機関相互間の無線通信回線の確保にあたる。

（１）災害の発生が予想される場合には、次の措置を行う。

ア　要員の確保
イ　予備電源用燃料の確保
ウ　機器動作状態の監視の強化
エ　防災相互通信用無線機の配置
オ　局舎、機器等の保護強化

（２）通信施設が被災した場合には、次の措置を行う。

ア　防災相互通信用無線機による臨時通信回線の設定
イ　職員による仮復旧の実施

8　放送施設の応急対策

日本放送協会和歌山放送局、株式会社和歌山放送、株式会社テレビ和歌山、FM はしもと株式会社等の各事業者は、県と締結している「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定書」及び「緊急警報放送の放送要請に関する覚書」に基づいて速やかに要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送できるよう速やかに緊急放送体制を整える。なお、FM はしもと株式会社は、市と締結している「災害時における放送要請等に関する協定書」に基づいて速やかに市から要請のあった事項について、放送形式、内容、時刻等をその都度決定し放送できるよう速やかに緊急放送体制を整える。

第５節　生活関連総合相談計画

【総務部、健康福祉部、調査班、被災者支援班】

１　基本方針

被災者支援班は、災害の状況により、臨時災害相談所を開設し、被災市民の相談に応じるとともに、苦情、要望等を聴取し、速やかに関係各班・各機関に連絡する。

関係各班、各機関は、問題の早期解決を図るよう担当分野で協力する。

２　相談業務の内容

臨時相談所で扱う相談内容は、次のとおりである。

ア　行方不明者の捜索
イ　応急生活の知識
ウ　被災住宅の修理、斡旋
エ　生業資金の斡旋、融資
オ　り災証明書の発行

３　相談所の開設方法

（１）開設の決定

市本部（被災者支援班）は、関係機関と協議連絡し、相談所の開設を行う。

（２）場所

原則として、市庁舎内のほか拠点避難所が開設された場合は、拠点避難所内とする。

（３）時期

災害発生による避難が概ね終了した後、なるべく早期に開設する。

（４）広報

相談所を開設した場合は、住民にその旨を広報する。

４　総合相談窓口との連携

県が総合相談窓口を設置した場合、市は、当該総合相談窓口から対応要請のあった相談について対応する。

第３章　消防計画　【消防本部、伊都消防組合消防本部】

１　発災直後の情報の収集・連絡

（１）出火行為者等

出火行為者、火元関係者又は火災発見者等が火災を発見した場合には、速やかに最寄りの消防機関に火災の状況等を通報する。

（２）市、消防本部、伊都消防組合消防本部

市、消防本部、伊都消防組合消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、大規模な火災が発生した場合は、火災・災害時等即報要領により、第一報を県に対して、可能な限り早く分かる範囲で報告する。（直接即報基準に該当する火災、災害が発生した場合は、県に加え消防庁に報告する。）

（３）県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

２　消防吏員及び消防団員の非常招集

管内に非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合、消防吏員に対して消防長は非常招集又は自宅待機を発令する。消防団員に対しては、消防団長が非常招集又は自宅待機を発令する。

（１）招集の区分

活動規程に基づく。

（２）発令の基準

発令の基準は、警防規程に基づく。状況によって、消防長及び消防団長が事態に応じた発令を行うものとする。

（３）参集場所

ア　消防吏員

原則として、各所属へ参集するものとする。ただし、指示のある場合又は任務があらかじめ定められている者は、所定の署所へ参集する。

イ　消防団員

団長、副団長は、消防本部に参集し、分団長及びその他の団員については、それぞれの消防団詰所へ参集する。

3　出場体制

警防規程に基づく。

4　活動体制

（1）通常時火災

火災第２出場までの体制で、対応可能な火災とする。

ア　防御方針

通常火災時における防御方針は、人命救助を最優先とし、延焼阻止を第一に考えつつ水損防止にも十分配慮した防御体制を整え、出火建物の消火にあたることを基本とする。

イ　出動

警防規程に基づく。

（2）非常時火災

前（１）「通常時火災」以外の火災とする。

ア　防御方針

火災が延焼拡大に至った場合は、火災防御線の設定等により他への延焼阻止を図る。また、火災が拡大し、消防力が、これに対応できないと判断したときは、応援協定による応援を要請するとともに、重要地区に消防力を結集し、防御にあたるものとする。

イ　現場指揮本部の任務

現場指揮本部の最高指揮者から指定された各指揮者及び担当者の任務は、「警防規程」のとおりとする。

5　住民による自主的消防活動

地域住民は、自らが居住する地域において災害が発生した場合、次の活動を行う。

（1）出火の防止

災害発生時においては、生命・身体の安全の確保の後、住民は早急にストーブを消す、プロパンガスの元栓を閉める、電源ブレーカー切断等の出火防止活動を行い、できうる限り、火災発生の防止に努める。

（2）初動的消火活動

災害発生時、住民は、近隣地域における火災に対して地域住民の一致協力によって初動的な消火活動を行う。このため、平常時から、自主防災会において訓練を行うほか、各家庭において消火器具等の設置に努める。

6　応援要請

（１）隣接市町における相互応援

本市の消防力で対応が困難である場合、「広域消防相互応援協定」に基づき応援を要請する。

ア　方法

各協定書の定めるところによる。

イ　情報提供

（ア）災害の発生日時
（イ）災害の発生場所
（ウ）災害種別
（エ）災害の状況（現況、拡大の予測）
（オ）応援要請状況（隣接応援等）
（カ）人的、物的被害の状況
（キ）担当連絡責任者
（ク）その他、必要事項

（２）県内における相互応援

本市の消防力及び消防相互応援協定を締結している隣接市町の消防力によっても的確な対応が困難な場合は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」及び「和歌山県下消防広域基本計画」により相互応援を行う。

ア　和歌山県下消防相互応援協定による応援要請を行う時は、次の事項を明らかにして要請する。（事後、速やかに文書提出）

（ア）災害の発生場所及び概要
（イ）必要とする人員、車両及び資機材
（ウ）集結場所、活動内容
（エ）連絡担当者

（３）他府県消防隊の応援要請（消防組織法第 44 条）

ア　市本部長（市長）は、緊急消防援助隊等他府県の応援を要請したい時は、次の事項を明らかにして県支部を通じ県本部に要請する。

（ア）火災の状況及び応援要請の理由
（イ）応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
（ウ）応援要請を行う消防隊の種別と人員
（エ）市への進入経路及び集結（待機）場所

イ　緊急消防援助隊等他府県の円滑な受け入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係等を設け受け入れ体制を整えておく。

（ア）応援消防隊への地理情報の提供
（イ）消防活動の指揮本部の確立（応援メンバーも常駐）
（ウ）応援消防隊の人員、機材数、指揮者等の確認
（エ）応援消防隊の活動拠点となる用地、仮眠施設等の手配

7　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて、事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

8　住民の避難

（１）避難の指示等と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし必要に応じて住民に対し避難の指示等の発令を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示等の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

9　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（1）広報事項

広報は、概ね次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（2）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

10　行方不明者の捜索・遺体の処理

第４編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第４章　水防計画　【危機管理室、建設部、上下水道部、消防本部】

１　基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、市内の河川、ため池等を巡視し、被害状況等を調査するとともに、被害を受け危険と思われる箇所については速やかに応急措置を講じる。

具体的な水防活動については、橋本市水防計画書に沿って行う。

２　水防の組織

本市においては、消防本部をもって水防事務を処理する。水防活動のため、必要あるときは、橋本市地域防災計画による災害対策本部の各部を動員する。

３　警防本部の設置

消防長は、災害の状況により必要と認めた場合は、警防本部を消防本部に設置する。ただし、災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に編入する。

４　河川管理施設等の応急対策

災害により河川管理施設等が、破壊、崩壊等の被害を受けたときは、河川管理施設等の管理者は、施設の応急復旧に努める。

風水害による二次災害を防止するため、市本部は、破損、損壊等の被害を受けた堤防、護岸等の河川管理施設及び砂防施設において、次の水防活動を行う。

ア　水防上必要な監視警戒体制、情報連絡体制及び資機材等の輸送体制の確立
イ　河川管理施設及び砂防施設、特に、工事中の箇所及び危険箇所の重点的巡視
ウ　水門若しくは樋門に対する遅滞のない操作
エ　水防に必要な器具、資機材及び設備の確保
オ　被害を受けた河川管理施設及び砂防設備の応急復旧

第５章　被災者救助保護計画

第１節　災害救助法の適用計画　【財務班、福祉保健班】

１　基本方針

県知事（県本部長）は、災害救助法の適用に基づき災害救助活動を行う（避難所の運営支援、食糧・物資の供給、医療等を含む救助活動は、県が主体となって実施し、市はこれを補助する）。ただし、市本部長（市長）は、事態が急迫し、県知事（県本部長）による救助活動を待つ余裕のない場合は、県知事（県本部長）に代わって救助活動を実施する。また、市本部長（市長）は、県知事（県本部長）の職権の一部を委任された場合は、委任された事項について実施責任者として応急救助を実施する。

２　災害救助法の適用基準

災害が発生するおそれがある段階における救助法による救助は、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行う。

災害が発生した場合の災害救助法の適用基準は、同法、同法施行令及び和歌山県災害救助法施行細則等によるが、災害救助法施行令第１条に基づく本市における具体的運用基準は、概ね次のとおりである。

ア　当市の区域内で 80 世帯以上の住宅が滅失したとき。
イ　県の区域内の住宅滅失世帯数が 1,000 世帯以上で、本市域内の 40 世帯以上の住宅が滅失したとき。
ウ　県の区域内の住宅滅失世帯数が 5,000 世帯以上である場合で、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。
エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、かつ本市域内で多数の住宅が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）
オ　多数の者が生命若しくは身体上に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
（例）山崩れ、がけ崩れなどにより、多数の住宅に被害が生じ、かつ多数の者が死傷した場合

３　災害救助法との関係

ア　市域に災害救助法が適用された場合、市本部が行う救助業務は、同法に定める救助の限度内において同法による救助業務に移行される。
イ　市域に災害救助法が適用された場合、市本部は、県本部が行う救助業務を補助執行し、また、その職権の一部が委任された場合は、委任事項についてこれにあたる。
ウ　実施した応援救助については、災害救助法が適用されたときは災害救助法に基づく救助として取扱い、適用されない災害にあっては市単独の救助として処理する。

4　被害の認定基準

被害の認定は、災害救助法適用の判断の基礎資料となるものであり、また災害救助法に基づく救助の実施にあたり、救助の種類・程度・期間の決定の基礎となるものであることから、適正かつ迅速に行うものとする。

（1）住宅の滅失等の認定

＊災害の被害認定基準【資料編　P-90 参照】

（2）住宅の滅失等の算定

ア　全壊、全焼、流失等住宅が滅失した世帯は、生活を一にする実際の生活単位をもって１世帯とする。

イ　住宅が半壊又は半焼する等著しく損傷した世帯は２世帯をもって、住宅が床上浸水、土砂のたい積等により、一時的に居住できない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住宅が滅失した１世帯とみなす。

5　災害救助法の適用手続

（1）通常の場合

市本部長（市長）は、本市における被害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちに次の事項を振興局（県支部）を経由し、県知事（県本部長）に報告するとともに、被災者が現に救助を要する状態にある場合には、併せて災害救助法の適用を要請する。

ただし、発生の報告の時点で、その内容の全てが判明しないときは、判明している内容について報告すること。

ア　災害発生の日時及び場所

イ　災害の要因

ウ　被害の状況

エ　既にとった救助措置と今後の救助措置の見込み

（2）緊急の場合

市長（市本部長）は、災害の事態が急迫して、県知事（県本部長）による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法による応急救助に直ちに着手するとともに、その状況を速やかに振興局（県支部）を経由して、県知事（県本部長）に報告し、その後の処置に関して県知事（県本部長）の指示を受けなければならない。

6　災害救助法による救助の種類

（１）救助の種類

市本部において実施する災害救助法による救助の種類は、概ね次のとおりである。なお、災害救助法に定める救助の程度、方法及び期間の基準により難い特別の事情がある場合は、特別基準の設定を県知事（県本部長）に申請する。

【救助の種類】

救助の種類	実施期間	実施の区分
避難所	発生から７日以内	市本部
応急仮設住宅の供与	発生から着工は 20 日以内 供与期間は２年以内	対象者、敷地の選定＝市本部 建設＝県本部
炊き出しその他による食品給与	発生から７日以内	市本部
飲料水の供給	発生から７日以内	市本部
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	発生から 10 日以内	確保輸送＝県本部 調査、報告、割当配分＝市本部
医療及び助産	発生から医療 14 日以内 助産７日以内	医療救護班出動要請＝県本部 その他＝市本部
被災者の救出	発生から３日以内	市本部
福祉サービス	発生から７日以内	市本部
住宅の応急修理	発生から１箇月以内	対象者選定＝市本部 修理＝県本部、市本部
学用品の給与	発生から教科書１箇月以内 文房具 15 日以内	調査、報告、割当配分＝市本部
火葬援助	発生から 10 日以内	市本部
遺体の捜索	発生から 10 日以内	市本部
遺体の処理	発生から 10 日以内	市本部
障害物の除去	発生から 10 日以内	市本部

（２）市長への委任

県知事（県本部長）は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、県知事（県本部長）の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市本部長（市長）に委任することができる。

なお、委任されない事務については、市本部長（市長）は県知事（県本部長）の行う救助を補助する。

7　救助の実施状況の記録及び報告

福祉保健班は、災害救助法による救助活動の実施状況を、日毎に記録整理するとともに、その状況を「救助日報」の様式により、県支部を通じて県本部（救助班）に報告する。

＊救助日報【資料編　P-77 参照】

8　「救助の程度、方法及び期間」の早見表

災害救助法による救助の程度、方法及び期間の早見表は、次のとおりである。
同法に基づく救助活動にあたっては、これらの基準に配慮して実施する。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表【資料編　P-71 参照】

第２節　被災者生活再建支援法の適用計画　【健康福祉部】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

１　資金の種別

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給

２　支給の要領等

（１）対象となる自然災害

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。（被害については、火災・事故等人為的な原因により生じたものは含まれないが、当該起因が自然現象によるものは対象となる。）

ア　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害（同条第２項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害

イ　10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ　100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ　５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、ア～ウに隣接する市町村（人口 10 万人未満に限る）における自然災害

オ　ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、５世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満のものに限る）における自然災害

カ　ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る）で、５世帯（人口５万人未満の市町村にあっては２世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

（２）支給対象世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不可能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ、住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

オ　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（３）支給金額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。（中規模半壊は、加算支援金のみ）
（※　世帯人数が１人の場合は、各該当額の３／４の額）

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊（(2) アに該当）	解体（(2) イに該当）	長期避難（(2) ウに該当）	大規模半壊（(2) エに該当）
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の被害程度	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円
	100 万円	50 万円	25 万円

※下段は、中規模半壊の場合の支給額
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

（４）支援金の支給申請

ア　申請窓口　　橋本市
イ　申請時の添付書面　①基礎支援金：り災証明書、住民票　等
　　②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
ウ　申請期間　①基礎支援金：災害発生日から 13 月以内
　　②加算支援金：災害発生日から 37 月以内

３　その他の被災者支援の仕組みの構築

市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの構築に努める。

また、被災者の状況把握にあたっては、保健師、福祉関係者、NPO 等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

加えて、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第３節　避難計画

【危機管理室、総合政策部、健康福祉部、建設部、経済推進部、教育委員会、消防本部、消防団、市民病院、関係部班、橋本警察署、かつらぎ警察署、施設管理者、関係機関】

１　基本方針

市本部は、災害のために被害を受け、又は受けるおそれのある者の避難のための指示等及び避難所の開設並びに収容保護に努める。発令にあたり、必要に応じて県の他、気象防災アドバイザー（和歌山地方気象台）等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

特に避難の伝達方法については、発令時の状況や対象地区及び避難行動要支援者に十分配慮する。

２　発令及び発令基準

（１）避難情報等の発令及び発令基準等

ア　市本部は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、必要と認める地域の居住者及び滞在者等に対し、「橋本市避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき、緊急を要すると認める時は避難のための立ち退きを指示する。

イ　「指示」は災害が発生するおそれの高い状況、災害リスクのある危険な場所から災害が発生するまでに全員避難を指示する。

ウ　災害が発生し、又は直後に発生しようとする場合において、避難のために立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶ恐れがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認めるときは、高所への移動、近傍の堅固な建物への避難、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所への退避その他緊急に安全を確保するための措置を指示する。

エ　発令にあたっては、専門的・技術的知見を持つ国の機関や県に助言を求めることができる。

オ　避難のための立ち退きを指示し、又は緊急安全確保措置を指示したときは速やかにその旨を知事に報告する。

カ　災害による危険がなくなったと判断されるときには、避難情報を解除し、住民に周知するとともに、速やかにその旨を知事に報告する。

（２）避難の種類と発令の意図

ア　高齢者等避難

土砂崩れ等の災害が発生するおそれがある状況から避難に時間を要する避難行動要支援者等の避難を開始させる。通常の避難行動ができるものに避難準備や自主避難を開始させる。

イ　避難指示

土砂崩れ等の災害が発生する恐れが高い状況、災害リスクのある危険な場所から災害が発生する前までに全員避難を開始・完了させる。

ウ　緊急安全確保

災害が発生又は切迫し、指定避難場所等へ立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況においては、いまだ危険な場所にいる住民等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、身の安全を確保する行動に行動変容するよう促す。

（３）避難情報等の発令の目安

洪水及び土砂災害等からの避難情報等の発令の目安は、「橋本市避難情報等の判断・伝達マニュアル」に基づき、気象情報、日中・夜間などを総合的に判断し、発令を行う。

（４）実施責任者

避難のための避難情報等の発令、避難所の開設及び避難者への収容保護指示ができる権限者は次のとおりである。

【避難指示の基準】

① 高齢者等避難			市長（本部長）（災害対策基本法第56条第2項）
② 避難指示	洪水について		知事又はその命を受けた職員（水防法第29条）
			水防管理者（水防法第29条）
	地すべりについて		知事又はその命を受けた吏員（地すべり等防止法第25条）
	災害全般について		市長（本部長）（災害対策基本法第60条第1項）
			知事（災害対策基本法第60条第6項）
			警察官（警察官職務執行法第4条・災害対策基本法第61条第1項）
			自衛官（災害派遣）（自衛隊法第94条）
③ 緊急安全確保	災害全般について		市長（本部長）（災害対策基本法第60条第3項）
④ 警戒区域の設定	災害全般について		市長（本部長）又はその委任を受けて市長（本部長）の職権を行う市の吏員（災害対策基本法第63条第1項）
			警察官（災害対策基本法第63条第2項）
			自衛官（災害対策基本法第63条第3項）
			知事（災害対策基本法第73条）
	火災について		消防吏員（水防法第21条）
			警察官（消防法第28条第2項）
	水災について		水防団長（消防団長）・水防団員（消防団員）（水防法第２１条）
			警察官（水防法第21条第2項）
			消防吏員（水防法第21条）
	火災・水災以外について		消防吏員・消防団員（消防法第36条）
			警察官（消防法第36条）
⑤ 退去命令	火災警戒区域内		消防長若しくは消防署長又はこれらに委任された消防吏員若しくは消防団員（消防法第23条の2）
	消防警戒区域内		消防吏員・消防団員（消防法第28条）
⑥ 避難所の開設、収容			市長（本部長）

3　避難の方法

（1）第１次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ避難行動要支援者等を避難させる。事前避難の場合は、自主的な判断、又は避難情報等により避難場所等に避難する。

（2）第２次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

（3）避難

避難は原則として避難者各自が行うものとし、自主判断により縁故関係先又は指定避難場所等に避難するよう周知させ、必要に応じて関係機関の車両等を利用する。

（4）避難情報の伝達方法・伝達事項

避難情報の伝達方法は原則として次のとおりとし、場合に応じて第４編第２章第４節「災害広報計画」による。

ア　伝達方法
- （ア）放送による伝達
- （イ）広報車による放送
- （ウ）伝達員による伝達
- （エ）SNS、エリアメール等による伝達

イ　避難時の伝達事項
- （ア）避難の理由
- （イ）避難情報の対象地域
- （ウ）避難先
- （エ）避難経路
- （オ）避難行動における注意事項

（5）避難行動における注意事項

ア　避難に際し、電源ブレーカーの遮断、火気、危険物等の後始末及び戸締りを完全にする。

イ　会社、工場等では、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、プロパンガス等の保安措置を講ずる。

ウ　現金、貴重品ほか日用品、身回品を最小限にする。
　状況に応じ、避難者に少なくとも３日分程度の食糧、水、タオル、照明具及び最小限の着替えを携行させる。

エ　なるべく氏名票を携行させる。

オ　携行品は、避難に支障をきたさない程度にする。

カ　隣人（家）への伝達

（6）避難者の確認、救出

避難に際しては、警察官並びに消防吏員・消防団員等とも密接な連絡をとって行うものとし、避難の指示を発した地域に対しパトロールを行い、立ち退きに遅れた者等の有無の確認及び救出に努める。

（７）避難誘導

避難誘導は、市職員、警察官、消防吏員・消防団員等が実施するが、誘導に当たっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ区・自治会あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。また、自主防災組織については、責任者による自主的な避難誘導を行う。

（８）要配慮者の避難

市本部は、区・自治会、自主防災会、民生委員・児童委員、地域住民等の協力を得ながら、在宅介護サービス利用者、一人暮らし高齢者、高齢者世帯、心身障がい者等、難病患者等の名簿、乳幼児や小学生を抱えるひとり親家庭の名簿を利用し、避難情報を伝達することにより確実な避難を完了させるとともに、居宅に取り残された要配慮者の迅速な発見に努める。

要配慮者を発見した場合には、一時避難場所、拠点避難所等への移動、社会福祉施設等への緊急入所などの措置をとる。

４　避難所

（１）収容者

避難所へは次の者を収容する。

ア　避難情報等が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者

イ　住家が災害により全壊（焼）、流出、半壊（焼）、床上浸水（破壊消防による全・半壊を含む。）の被害を受け日常起居する居住の場所を失った者

（２）避難所の開設及び閉鎖

指定避難所の開設及び収容並びに被災者の保護は、基本的に市の責務であるため、災害により住民を避難収容させる必要が生じたとき、適切な指定避難所を開設し収容する。

ア　危険区域と避難立ち退き先の指定

市はそれぞれの地区の実情、震災の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

イ　開設期間

避難所の開設期間は、災害発生から７日以内とする。ただし災害が落ち着くに従い収容人数が次第に減少するときは、市は避難所を随時整備縮小し、その都度その旨を県に報告しなければならない。なお、期間内に避難所を閉鎖することが困難な場合は、県伊都支部を経由して県本部に開設期間の延長を要請し、県が延長の必要を認めた場合は厚生労働大臣に協議し、その同意を得たうえで、期間を定めることができる。申請にあたっては以下の項目を明示する。

（ア）実施期間内により難い理由
（イ）必要とする救助の実施期間
（ウ）期間延長を必要とする地域、救助対策者数
（エ）その他

ウ　避難所の閉鎖

災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定する。市本部の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

（３）避難所の設置報告及び収容法状況報告

市は避難所を設置したときは、直ちに避難所開設状況を県に報告する。

ア　避難所名、場所、開設日時（指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所 ID を含む）

イ　箇所数及び避難所別収容人数

ウ　開設期間の見込み

（４）避難所の開設状況の周知

市は避難所の開設状況等をウェブサイト等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。

（５）避難所の管理運営

地域住民が、避難所運営に関わることが円滑な避難所運営上不可欠である。そのため、避難所運営委員会を立ち上げ、組織は自主防災会等地域住民の代表者・避難者・施設管理者及び市避難所従事職員で構成し運営する。なお、マニュアルの習熟、訓練等を通じて、拠点避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

また、市及び各拠点避難所の運営者は、拠点避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

避難所の開設・運営の手順等の詳細については、「拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所・小規模避難所）」によるものとする。

ア　避難者の把握を行い、名簿等を作成するとともに、緊急に医療及びその他の措置を必要とする被災者について搬送などの措置をとる。

イ　避難所の管理責任者には男女両方を配置する。

ウ　施設の職員、警察、区・自治会、自主防災会、避難者等の協力を得て、防犯パトロールの実施など避難所機能の自治的な維持と安全管理に努める。

エ　収容者に対し、避難指示等の内容や理由、気象、被害状況、救助活動などを説明し、収容者の安心に努める。

オ　名簿等を参考に避難者の実態を把握し、避難生活に必要な物品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）の確保や食糧、飲料水等の提供、炊き出し等を行うとともに、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するものとする。なお、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。また、女性向け物資の配付については、女性が担当する等配慮するほか、性的少数者が周囲に人がいる状況で受け取りにくい物資は、個別に受け取られるよう配慮するものとする。

カ　新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策を推進する。

キ　平時から防災担当部局、保健福祉担当部局及び保健所が連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中（自宅療養）の濃厚接触者等が避難所に避難する場合などの対応について協議し、適切な避難所運営に努める。

ク　避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

ケ　収容者のニーズの把握、調整を行う。特に、高齢者や心身障がい者等要配慮者のニーズには配慮する。

コ　要配慮者に対し、次の措置を行う。

（ア）担当職員、民生委員・児童委員等の訪問等による状況調査を実施する。

（イ）避難者の障害や身体の状況に応じて、避難所から適切な措置を受けられる施設（福祉避難所）へ速やかに搬送する。

（ウ）避難者の障害や身体の状況に応じたホームヘルパー・ガイドヘルパー・手話通訳者等の派遣要請をする。

（エ）高齢者、重症心身障がい者、乳幼児等（食物アレルギー等を含む）に配慮した食糧や衛生用品等を供給する。

（オ）要配慮者に配慮したスペースを提供する。

（カ）聴覚障がい者や外国人等、言葉でのコミュニケーションが苦手な方との意思疎通や情報取得を支援するため、イラスト等を指差してコミュニケーションを図る「コミュニケーション支援ボード」を活用する。

（キ）避難所等における要配慮者に福祉的な支援が必要と判断する場合、県に対し、県災害派遣福祉チーム（DWAT）や災害支援ナースの派遣を要請する。

サ　市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、避難所開設当初からプライバシー確保のためのパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置に努めること、栄養バランスのとれた適温の食事を提供できるよう、炊き出しに利用できる学校給食施設等の場所、調理器具や食料を確保することに努めるとともに、快適なトイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずるものとする。なお、必要に応じて、キッチンカー、トレーラーハウス等、食事・洗濯・入浴サービス等の生活支援に有効な災害対応車両の登録・データベース化を検討する（災害対応車両登録制度を活用）。

シ　避難の長期化や女性・子供等に対する暴力防止等の観点から必要に応じて、プライバシーの確保に配慮する。また、男女別のトイレ、更衣室を用意し、男女のニーズの違い等、男女双方、性的少数者及び子供の視点に配慮する。なお、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。

ス　女性向け物資の配布は、女性が担当する等配慮する。

セ　学校の体育館に収容しきれない場合は、空教室の利用、トイレの使用など、その状況に応じて、避難所関係者が協議の上、方針を決定するものとする。

ソ　家庭動物と同行避難した被災者について、被災者支援等の観点から適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入れ状況を含む避難状況等の把握に努める。

タ　避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有した NPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。なお、避難所運営にあたって NPO、ボランティア団体等の支援を求める場合は、必要に応じて「被災者援護協力団体登録制度」を活用する。また、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

（６）避難所以外の避難者に対する対応

適宜、県などの関係機関と連携し、避難所以外で生活する避難者に対し、以下の措置を講ずる。

ア　指定避難所だけでなく、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、あらかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置するなど、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

イ　在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

ウ　やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置することなど、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

エ　車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報に関して、車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

オ　高齢者、障がい者等の多様なニーズに対応するため、必要に応じて災害派遣福祉チーム（DWAT）を派遣するなど、福祉サービスの提供に努める。

（７）広域避難・広域一時滞在

ア　県内における広域避難・広域一時滞在

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては、県に報告した上で、当該市町村に直接協議することができる。

なお、県に対し、広域避難又は広域一時滞在の協議先とすべき市町村及び当該市町村の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難又は広域一時滞在について助言を求めることができる。

イ　県外への広域避難・広域一時滞在

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求めることができる。なお、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

ウ　避難者に対する情報提供

市は適宜県と連携し、広域避難・広域一時滞在を受け入れた市町村の協力を得て、広域避難・広域一時滞在を行っている避難者の状況を把握するとともに、避難者が必要とする情報を確実に提供するための体制の整備に努める。

エ　受入先の市町村との情報共有

市は、広域一時滞在の受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。また、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供するものとする。

（８）福祉避難所

避難所での生活が困難な要配慮者に対しては、必要に応じて福祉避難所を開設し受け入れを実施する。福祉避難所は原則として社会福祉施設とし、既存施設での対応が難しい場合には、公的施設や民間の福祉関連施設などの活用可能性を調査し、施設管理者と協議の上で開設を行う。

また、福祉避難所が適正に運用されるよう、受け入れ対象者を特定し、事前に公示することで避難者が誤って避難することを防止する。

（９）その他必要とする事項

収容者の状況を確実に把握し、市本部に対し、一定時間毎に次の事項を報告する。

ア　拠点避難所状況報告書　　【資料編　Ｐ-120 参照】
イ　応急食糧関係（申請書）　　【資料編　Ｐ-83 参照】
ウ　被災者台帳　　【資料編　Ｐ-121 参照】

(10) 学校施設に避難収容者を受け入れたときの対策

学校施設を避難場所として使用する場合は、以下のとおり避難者を受け入れる。なお、あらかじめ施設の鍵等を危機管理室に貸し出すとともに、利用可能な教室の情報を共有するなど、責任者（校長）不在の場合でも受入れ可能な体制を構築する。

ア　臨時応急避難の場合

学校長及び職員は、市本部の指示によりできる限りの協力を行う。

イ　長期にわたる場合及び全施設に及ぶ場合

学校教育に支障を生じる場合は、市本部は学校長等と協議し必要な措置をとる。

5　病院施設の避難対策

（1）実施責任

病院の管理者又は病院長（以下「院長等」という。）は、被害を最小限にとどめるため、あらかじめ病院内部で設置する活動組織により患者を担送者と独歩者等に区分し、独歩患者については適当な人数ごとに活動組織を編成させ、医師、看護師、その他の職員が引率して本館内の安全な場所又は病院が指定する避難場所、病院の空き地、野外の仮設した天幕その他安全な場所に誘導する。

（2）避難指示等の周知

病院のマイク放送等により周知させる。

（3）搬送方法

ア　入院患者を院外の安全な場所に避難させる必要があると認めるときは、医師、看護師等を引率責任者として、消防等防災機関の協力を得て患者の搬送を行う。

イ　院外への患者の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合は、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

ウ　秩序正しく迅速に安全な場所へ誘導するため避難経路を指定し、患者を院外の安全な場所まで搬送する。

エ　避難誘導を行った場合は、避難人員及び残留者の確認を行うとともに救出結果の点検を行う。

（4）避難場所の選定及び応急医薬品等の備蓄

災害時における患者の避難場所をあらかじめ定め、負傷者に対する応急処置及び患者記録、応急救護所の設置を図るとともに、搬送に必要な担架、ストレッチャー車、車椅子等を配備し、また、医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

6　社会福祉施設の避難対策

（1）実施責任

社会福祉施設の長は、消防法の規定により作成が義務付けられている消防計画に準じて、あらゆる災害に対処できるよう、あらかじめ避難計画を作成しておき、これに基づいて迅速かつ適切に実施する。

（2）搬送方法

避難場所から他の安全な施設へ搬送する必要があると認めるときは、関係機関と連絡を密にして消防等防災機関の協力のもとに搬送を行う。

（3）入所者の相互受け入れ

市本部は、県本部の指示により、県支部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送等を行う。

（４）要配慮者の受け入れ

教育避難班が、避難所等で介護等を要する被災者を発見した場合には、福祉保健班の指示のもと避難所等から社会福祉施設等への搬送を支援する。また、福祉保健班は県本部、近隣市町、近隣社会福祉施設、社会福祉協議会等関係機関と協力し、搬送体制を整える。

（５）社会福祉施設の体制

社会福祉施設は、平常時から災害を想定した防災計画の策定・訓練を実施する。また、地域の自主防災会、地域団体、ボランティア等との災害に備えた連携の強化を図るとともに、医薬品、食糧品、衣類、毛布等の備蓄に努める。

（６）社会福祉施設の被災状況等の把握

老人ホーム等入所施設については、市本部は、県支部と連携し、被災状況を把握する。保育園等通所施設については、市本部が、その被災状況について把握し、県支部へ報告を行う。なお、把握する被災状況は、次のとおりである。

ア　施設入所者の被災状況
イ　施設・設備の被災状況
ウ　他施設等からの被災者の受入可能人数
エ　ライフライン・食糧等に関する情報

社会福祉施設等は、平常時から災害時を想定した通信手段の確保に努めるものとする。

７　興行場、事業所等の避難対策

（１）実施責任

興行場、事業所等の多数の者が出入りし、勤務し、又は居住している施設の管理者（以下「管理者」という。）は、施設内にいる者をあらかじめ定められた非常口、非常階段等の避難施設を利用して施設内又は施設外の安全な場所に誘導する。

（２）搬送方法

災害の状況により出入者、勤務者等の搬送について自力をもって行うことが不可能な場合には、市本部等の車両の応援を得て搬送を行う。

（３）避難場所等の確保

災害時における出入者、勤務者等の避難場所をあらかじめ定めておくとともに、避難に必要な非常出入口、非常階段、救出袋等を整備しておく。

8　駅等の避難対策

（1）実施責任

ア　駅長又は旅客輸送機関の管理者（以下「駅長等」という。）は、災害時において輸送中の交通機関の利用者に対して、運行の停休等により避難措置の必要が生じた場合には、駅施設内等の安全な場所に誘導する。

イ　駅長等は、駅施設内等に安全な避難場所がない場合には、直ちに市本部長、所轄警察署長に連絡し、その指示に従って避難場所に誘導する。

9　土砂災害警戒区域等の避難対策

（1）実施責任

ア　応急対策班は、土砂災害警戒区域等で災害のおそれがあると判断される場合には、関係区域の住民に対し、立ち退き又はその準備を行うよう指示する（福祉避難班は、要配慮者に対して指示する）。

イ　消防警防班、消防署班及び消防団班は、主として避難誘導及び救助を行う。

（2）対象地域

土砂災害（特別）警戒区域

（3）警戒避難の基準

過去の災害事例から、停電、機器の故障等最悪な条件下においても、次に掲げる場合には、住民が自発的に警戒避難を行うよう指導する。

ア　立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合

イ　渓流の流水が急激に濁り出した場合や、流木等が混じりはじめた場合

ウ　降雨が続いているにも関わらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため。）

エ　渓流の水位が降雨量の減少にも関わらず低下しない場合

オ　渓流付近の斜面において、落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合や、その兆候が出はじめた場合

第４節　食糧供給計画

【危機管理室、被災者支援班、経済推進部、教育委員会】

１　基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも３日～１週間分に相当する量の食糧を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね３日分に相当する量の食糧を確保する体制整備に努める。そのため、市は、保存食糧の公的備蓄、流通備蓄等あらかじめ必要な措置をとるものとする。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な食糧の備蓄に努める。

災害発生後は、必要に応じて食糧供給対策を確立し、備蓄食糧及び炊き出し等による食糧の供給を速やかに実施する。その際、高齢者や心身障がい者、乳幼児等の要配慮者には十分な配慮を行う。

２　食糧供給対象者

ア　避難所に避難した者
イ　住宅の半壊等により炊事ができなくなった者
ウ　災害地における対策作業等に従事する者で必要があると認める場合
エ　通常の流通機関が一時的に麻痺し、食糧が入手できない者等

３　備蓄食糧の種類・量

市は、備蓄食糧の確保に努めており、災害発生時には迅速かつ適正に備蓄食糧を供給する。なお、ライフラインの途絶等により炊事、調理を行うことが困難な場合も予想されることから、調理の不要な食品を中心に備蓄するものとする。

＊災害対策用備蓄品一覧表【資料編　P-13 参照】

４　食糧の確保

各家庭における備蓄並びに市他の公的備蓄及び流通在庫方式により食糧を確保する。

（１）食品内容

供給する食品は、主に次のようなものとする。

ア　乾パン、パン、インスタント食品、麺類、米、その他の副食品、調味料等
イ　乳幼児には粉ミルク、牛乳、お茶
ウ　産業給食（弁当）

（２）米穀の確保

ア　災害救助法の適用を受けない場合

被災者支援班は「応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書」により県支部を通じ県本部に申請するとともに、県本部の配給数量の決定により保管業者から現品を購入する。なお、やむを得ない場合は、電話等により県本部に連絡し、事後速やかに所定の手続をとる。

＊応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式１号）

【資料編　P-83 参照】

イ　災害救助法の適用を受けた場合

前アによる供給が不可能な場合は、震災発生状況又は給食を必要とする事業及びこれに伴う給食に必要な米穀の数量を知事に申請し調達する。ただし、やむを得ない場合により市が、農林水産省農産局長に直接申請した場合は、必ず知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

（３）乾パン及び乾燥米飯

被災者支援班は、災害応急用乾パン及び乾燥米飯の配給を前記（２）イに準じて県支部を通じ県本部に申請し、乾パン及び乾燥米飯の引渡を受ける。

（４）その他の食糧品の確保

パン・副食物・粉ミルク等その他の食糧品（米・乾パン・乾燥米飯も含む。）については、災害時における物品の供給協定に基づき、協定締結業者から調達し、困難な場合は、県支部を通じ県本部に調達斡旋を要請する。

（５）食糧の輸送

ア　輸送体制

第４編第 16 章第２節「輸送計画」を参照。

イ　調達業者による直送

指定業者等より調達する食糧は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

（６）食糧の集積

被災者支援班のみでは対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

５　食糧の供給方法

（１）食糧の供給

被災者支援班は、次の方法で物資の供給等を行う。

ア　避難所での供給

調達した食糧は、避難所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

イ　住宅の半壊等により炊事ができない者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難所へ必要数を供給する。なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難所へ登録し、自らが避難所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

（２）要配慮者への配慮

食糧の供給にあたっては、粉ミルク等の乳幼児に適した食品や高齢者・重症心身障がい者等に適した食品の調達・供給に配慮する。

（３）県、国との連携

市は、国、県と連携し、食糧の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための新物資システム（B-PLo）を活用し、迅速かつ円滑な被災地への食糧支援を図るものとする。

また、物資供給体制の整備にあたっては、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも想定するものとする。

６　炊き出しの方法

（１）要員の確保

教育避難班のみでは炊き出しに不足をきたす場合、他班の要員を充てるが、必要に応じて、対策本部事務局と協議の上、避難者及び関係団体等（橋本市赤十字奉仕団等）の協力を得る。

（２）炊き出しの施設（場所）

主として公民館等とする。なお、災害の状況等に応じて調理場を有する保育園等の公共施設を利用するほか、避難所、救護所等、近くの適当な施設を利用する。

（３）炊き出し上の留意事項

ア　炊き出し現場に責任者を配置し、その指揮を行う。
イ　責任者は、炊き出しに関係する事項を記録する。
ウ　災害の状況により、食器が確保されるまでの間は、握り飯と漬物、缶詰等の副食などを考慮する。
エ　支給配分は正確に行い、配分漏れや重複のないよう注意する。
オ　心身障がい者、乳幼児、高齢者等の要配慮者に対しては、使いやすい食器類を確保するとともに、調理方法についても十分配慮する。

（４）炊き出しの給食基準等

炊き出し、その他による給食基準については、第４編第５章第１節「災害救助法の適用計画」の早見表に準ずるほか、次の点に注意する。

ア　金銭による支給は行わない。
イ　副食及び燃料については、品目、数量とも特に制限はない。
ウ　雑費は、品目の使用料金又は借上料のほか、茶、はし、荷札などの購入費である。ただし、備品類の購入は認められない。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表　【資料編　P-71 参照】

（５）食品の衛生管理

炊き出しにあたっては、常に食品の衛生に心掛け、特に、次の事項に留意する。

ア　炊き出しの施設は、できる限り公民館など既存施設を利用するが、これが得がたいときは、湿地、排水の悪い場所、ごみ・汚物などの処理場から遠ざかった場所を選定して設ける。
イ　炊き出し施設には、食糧、適水を十分に供給する。
ウ　供給人員に対して必要な器具及び容器を確保し、備え付ける。
エ　炊き出しの場所には、洗浄設備及び器具類の消毒ができる設備の確保に努める。

オ　供給食品は、ハエ、その他害虫の駆除に十分留意する。
カ　使用原材料の仕入れ及び保管には十分注意する。

（6）応急給食（食糧の配給）実施要領

炊き出しその他による食糧の供給は、概ね、次のとおりである。

【給食を実施するにあたっての基本事項】

配給対象	配給限度数量	取扱者	承認機関	備考
ア　被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり精米200ｇ	市町村長	知事	災害救助法が適用され、災害応急配給が実施されている期間中は原則としてその地域の被災者に対する通常配給は行わない。
イ　被災により販売業者が通常の配給を行うことができないためこれに代わって販売をする場合	1日当たり精米400ｇ	市町村長	知事	
ウ　災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して給食を行う必要がある場合	1食当たり精米300ｇ	作業実施責任機関	知事	
エ　特殊災害（爆発、列車の転覆等）の発生に伴い被災者に対して炊き出し等による給食の必要がある場合	1食当たり精米200ｇ	市町村長と災害発生機関とが協議	知事	
（配給品目は、原則として米穀とするが、消費の実情等によって乾パンとする。）				

【乾パンの応急給食にあたっての基本事項】

乾パンの規格	食糧部乾パン　1袋100ｇ（1食分）

7　応援要請

市本部は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量等による調達量について、主な品目別に確認し、応援の必要を認めたときは、その不足分を県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定に基づき、関係市に供給要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

（1）物資の確保

ア　所要物資の種別及び数量
イ　物資の送付先及び期日

（2）炊き出しの実施

ア　所要食数（延べ人員数）
イ　炊き出し期間
ウ　炊き出し品の送付先及び責任者の氏名

＊災害時等における防災資機材の提供に関する協定書（株式会社ジーアイビー）

【資料編　P-66参照】

第５節　給水計画　【危機管理室、水道班】

１　基本方針

市本部は、災害発生後速やかに応急給水体制を確立し、飲料水・生活用水の確保が困難となった地域に給水場所を設置して応急給水を行う。その際には、病院など人命救助の観点から、緊急性が高い医療機関等への給水を優先するものとする。

また、必要量の飲料水等を確保できない場合は、日本水道協会和歌山県支部を通じて、県本部、日本水道協会関西地方支部等に応援を要請する。

なお、平常時より各家庭において少なくとも３日分に相当する量の飲料水を確保することを基本とするが、市においては、配水池等の活用を図り、住民１人１日あたり約３リットルを目標とした飲料水の供給を確保する体制の整備に努める。

また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても、必要な量の飲料水の備蓄に努める。

２　給水対象者

災害により飲料水及び生活用水が枯渇し、又は汚染して飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

３　給水体制

応急給水を実施するため、本市の上水道施設に応じた適切な給水体制をとる。

４　飲料水の確保

（１）水源

災害時の飲料水の水源は、橋本市上水道事業施設等を水源とする。

（２）飲用指導

家庭用井戸水に汚染があると認められるときは、福祉保健班と協議し、飲用指導を実施する。

なお、実施に際しては、橋本保健所の指導を仰ぐものとする。

（３）運搬供給、資機材の調達

被災地において飲料水を確保することが困難なときは、被災地に近い水源地から運搬供給する。この運搬のため、給水車、給水タンク、給水ポリ容器、ろ水機、運搬車等を確保、調達する。

（給水用資機材、給水用タンクの備蓄状況は、第２編第 21 章第３節「救助物資等備蓄計画」を参照）

5　給水の方法

（1）給水方式

ア　拠点による給水

拠点避難所、一時避難場所又は公園等の指定する場所で、給水車等により給水する。

イ　運搬搬送による供給

給水車の搬送により給水する。

ウ　仮設配管による供給

応急的な配管を仮設し、供給する。

エ　応急給水所による給水

給水設備により給水する。

（2）順位

医療機関、給食施設、社会福祉施設、避難所等人命救助の観点から緊急性の高い場所を優先する。

（3）給水量

１人１日３リットルを目標とする。

（4）広報活動

計画的な給水のため、給水場所・給水時間帯等を指定した給水広報を行う。

6　応援要請

市本部のみで応急給水活動ができない場合は、日本水道協会和歌山県支部を通じて、日本水道協会関西地方支部、日本水道協会に応援を要請し、協力を得て実施する。

第６節　物資供給計画　【被災者支援班、経済推進部】

１　基本方針

平常時から災害時に備え、各家庭において少なくとも３日分に相当する量の必要物資を確保することを基本とするが、市においては、被災者の概ね１日に相当する量の必要物資を確保する体制整備に努める。また、社会福祉施設（入所施設）、医療機関等においても必要な物資の備蓄に努める。

災害発生時には、速やかに生活必需品等供給体制を確立し、被災者に対して生活必需品を給与又は貸与することにより生活の安定を図る。

２　供給対象者

ア　住宅が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう）並びに床上浸水（土砂のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったものを含む。）した者

イ　被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の生活必需品を失った者

ウ　通常の流通機関が一時的に麻痺し、資力の有無に関わらず、生活必需品を直ちに入手できない者

３　供給範囲（物資の種類）

物資の供給は、被災者が一時的に急場をしのぐことができる程度のもの（次の品目を参考にする）を現物により行い、災害救助法が適用された場合のその基準額は、県計画による。

【給与又は貸与の対象品目】

供給品目	具体的な品名
寝具	布団、毛布、タオルケット、枕等
外衣	洋服、作業着、子ども服等
肌着	シャツ、パンツ等
身の回り品	タオル、手拭い、靴下、長靴、運動靴、傘等
炊事用具	鍋、ヤカン、包丁、炊飯器等
食器	箸、茶碗、皿、哺乳ビン等
日用品	ティッシュペーパー、洗面用具、セッケン、レジャーシート等
光熱材料	マッチ、ろうそく、固形燃料、懐中電灯等
衛生用品	紙おむつ、生理用品等

（注）その他、季節に応じた品目を考慮する。

４　備蓄物資の種類・量

市は、必要物資の確保に努め、災害発生時には、迅速かつ適正に備蓄物資を供給する。

＊災害対策用備蓄品一覧表　【資料編　P-13 参照】

5　物資の確保

（1）物資の調達

被災者支援班は、公的備蓄の供給及び協定している企業等から適宜調達先を選定して生活必需品を確保する。

なお、市本部のみで必要量の確保が困難な場合は、県支部を通じ県本部に備蓄物資の払い出しや斡旋の要請を行う。

（2）物資の輸送

ア　輸送体制

第４編第 16 章第２節「輸送計画」を参照。

イ　調達業者による直送

指定業者等より調達する物資は、当該業者が市本部から指示された場所へ直送することとする。

（3）集積

商工物資班のみで対応できない場合は、他班の要員や災害ボランティアの協力を得る。

6　物資の供給方法

（1）被災範囲が広域にわたり多数の被災者が殺到している状況等での供給

ア　避難所での供給

調達した物資は、避難所の責任者へ引き渡し、責任者を通して避難者へ供給する。

イ　住宅の半壊等により生活必需品が不足する者等への供給

住宅の被害で炊事ができない者又は避難所以外での自営テント生活者等のための食糧は、最寄りの避難所へ必要数を供給する。

なお、食糧の供給を希望する者は、最寄りの避難所へ登録し、自らが避難所で受け取ることを原則とする。また、自ら受け取りに来ることができない高齢者や心身障がい者等へは、福祉関係者や近隣住民等が供給を支援する。

（2）被災者の状況が比較的安定してきた状況等での供給

被災者支援班は、次の方法で物資の割当て、供給等を行う。

ア　物資の割当方法

（ア）被害状況の報告

情報・運用支援班から「世帯構成員別被害状況報告書」の送付を受け、これを県支部へ提出する。

（イ）割当台帳の作成

被害状況から全失世帯（床上浸水を含む。）等に区分して「救助用物資割当台帳」を作成する。

（ウ）割当基準

物資調達・輸送調整等支援システムなどにより調達した物資を、世帯別に割当てる。

（エ）注意事項

ａ　割当ての基準を変更してはならない。余剰物資があってもそのまま保管しておく。

ｂ　世帯人員は、被災者台帳に記載された人員で、災害発生の日における構成人員による。給貸与するまでに死亡した者又は死亡したと推定された者を除く。

ｃ　世帯の全員が災害救助法適用外の市町村に転出したときは除く。

ｄ　災害発生後の出生者は、県本部に連絡したうえ割当てる。

ｅ　性別、年齢等により区分のある物資は、実情に適した割当てをする。

（３）物資の保管

県本部から物資の引継ぎを受けたときは、速やかにこれを配分し、供給した後の残余物資については、被災者支援班において厳正に保管し、県本部の指示により処置（返還あるいは追加配給）する。

（４）県、国との連携

市は、県、国と連携し、物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための新物資システム（B-PLo）を活用し、迅速かつ円滑な被災地への物資支援を図るものとする。

また、物資供給体制の整備にあたっては、国や県によるプッシュ型支援（被災した市町村からの要請を待たず、国や県の判断により物資の供給・輸送を行う支援）の受入れも想定するものとする。

7　応援要請

市本部は、応援の必要を認めたときは、県支部を通じ県本部に、又は災害時相互応援協定市町に要請する。なお、応援などの要請は、次の事項を明示して行う。

（１）物資の確保

ア　所要物資の種別及び数量

イ　物資の送付先及び期日

第７節　住宅・宅地等対策計画

【福祉保健班、被災者支援班、計画班、関係部班】

１　基本方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急仮設住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急仮設住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

なお、応急仮設住宅の建設及び供与にあたっては、高齢者や心身障がい者等の要配慮者に対する配慮を行う。

また、住宅は生活の基盤となるものであり、住民においても、自ら被災した住宅等の復旧に努めるものとする。

２　応急危険度判定調査の方針

災害発生時には、被災家屋等による二次災害の防止を目的に、速やかに家屋等の被害状況及び被災家屋等の二次災害に対する危険度を把握するものとする。

（１）被災建築物応急危険度判定調査

被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難場所へ避難した方がよいかなどを判定する。

（２）被災宅地応急危険度判定調査

宅地の擁壁、地盤、のり面、排水施設のクラックやずれ、崩壊等、損傷の程度等について調査し、二次災害発生の防止を図るとともに、宅地の継続使用の可否を判定する。

（３）応援要請

被災建築物応急危険度判定調査及び被災宅地応急危険度判定調査を行う場合は、和歌山県建築物の耐震対策及び応急危険度判定協議会制定の「判定士緊急時連絡マニュアル」により、必要に応じ、県に対して応援要請を行う。

３　社会福祉施設への収容

市は、災害により住宅を失い、又は破損等により居住することができなくなった者のうち、必要に応じ、要配慮者等を社会福祉施設に収容する。

4　住宅の応急修理

（1）対象世帯の選定

応急修理対象世帯は、次の条件に適合する世帯の中から、民生委員・児童委員、その他関係者の意見を聴き、順次修理戸数の範囲内において選定する。

ア　住宅が半失（半焼又は半壊）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない世帯

イ　自らの資力では応急修理ができない世帯

（2）応急修理の内容、修理費用の限度及び期間等

資料編に掲げる「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表のとおりとする。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表　【資料編　P-71 参照】

（3）記録の整備保管

応急修理を行った世帯については、次の帳簿類を整備保管する。

ア　住宅応急修理記録簿

イ　住宅応急修理のための契約書

ウ　支払証拠書類

（4）災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、県が実施することとなるが、当該救助を知事から委任を受けた場合は、市において実施する。

5　賃貸型応急仮設住宅の供与

賃貸型応急仮設住宅の供与については、県が締結している「大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会及び公益財団法人日本賃貸住宅管理協会に協力を求めることができる。

また、民間賃貸住宅のあっせんについては、「災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書」に基づき公益社団法人和歌山県宅地建物取引業協会及び公益社団法人全日本不動産協会和歌山県本部に協力を求めることができる。

6　建設型応急仮設住宅の供与

地域に十分な既存住宅ストックが存在せず、賃貸型応急仮設住宅としての供与ができない場合には、建設型応急仮設住宅を建設する。

（1）入居対象者

災害により、住宅が被害を受け、居住する住宅がない被災者のうち、次の３つの要件を満たす者とする。

ア　居住していた住宅が全失又は半失して居住不能の状態にある。

イ　相当期間滞在することができる親類、知人等の居宅がない。

ウ　住宅を賃借し、又は、購入するための資力がない。

（２）災害救助法による応急仮設住宅に入居できる者

災害により、住宅が全失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表　【資料編　Ｐ-71 参照】

（３）入居者の選定

市本部は、必要に応じ民生委員・児童委員の意見を徴する等、被災者の資力、その他の生活条件を十分に調査の上、応急仮設住宅の入居者の選定を行う。なお、その際、可能な限り被災者の生活の継続性に配慮するとともに、応急仮設住宅のうち一定の割合については要配慮者を優先的に入居させるよう努める。

（４）建設用地（予定地の選定）

市は、あらかじめ二次災害の危険性の少ない場所やライフラインの整備状況等を考慮して応急仮設住宅の建設適地を選定しておくこととする。その予定地のなかから、災害発生時に、市長（市本部長）が被災状況等から判断して、建設が適当と認められる用地を指定する。

（５）応急仮設住宅の建設

災害により住宅を失った被災者で、自らの資力で住宅を確保することができない者に対し、プレハブ建築協会、一般社団法人和歌山県建設業協会、橋本市建設業協会等の関係団体の協力を得て、プレハブ等の簡易な応急仮設住宅を建設する。

なお、その際、段差の解消、スロープ及び手すりなどの設置を図り、高齢者や心身障がい者に配慮した構造の応急仮設住宅を一定割合建設するよう努める。

＊「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表　【資料編　Ｐ-71 参照】

＊モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書（一般社団法人 日本オフサイト建築協会）　【資料編　Ｐ-65 参照】

（６）応急仮設住宅への入居及び退去

応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建築物であって、その目的が達成された時は撤去されるべき性格のものであるため、入居させる際は、あらかじめ制度の主旨を十分徹底させるとともに、なるべく早い機会に入居者を他の住宅へ転居させるよう、住宅の斡旋等を積極的に行うものとする。

（７）応急仮設住宅の管理にあたっての配慮

市本部は、高齢者や心身障がい者等が生活する応急仮設住宅には、保健師、ケースワーカー、ホームヘルパー、手話通訳者等を派遣し、それら要配慮者の日常生活機能の確保、健康の維持に努める。

また、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子供・若者を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、家庭動物の受入れに配慮するものとする。

（８）帳簿の整備保管

建設、入居に関しては、次の帳簿類を整備保管する。

ア　応急仮設住宅入居者台帳

イ　応急仮設住宅用敷地賃貸借契約書
ウ　応急仮設住宅建築工事請負契約書
エ　設計書
オ　工事代金支払証拠書類
カ　入居該当者選考関係書類

（９）災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合は、市は、県が行う救助に協力する。

７　災害公営住宅の建設

災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が、次の各号のいずれかに達したときは、低所得被災者のため、国庫補助を受けて建設し、入居させる。

（１）建設対象

ア　暴風雨、洪水、その他異常な自然現象による災害の場合
（ア）被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき。
（イ）市の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
（ウ）滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。
イ　火災による災害の場合
（ア）被災地全域の滅失戸数が 200 戸以上のとき。
（イ）滅失戸数が市の区域内の住宅戸数の 1 割以上のとき。

（２）入居者の選定

次の条件により、入居者を選定する。
ア　当該災害により住宅を滅失した世帯
イ　現に住宅に困窮していることが明らかな世帯（災害が発生した日から３年を経過する日までの間）

（３）補助義務戸数

災害により滅失した住宅戸数の３割以内（激甚災害の場合５割）

（４）建設費の国庫補助

建設等に要する費用（標準建設費）の３分の２

８　空家対策

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

９　公共施設の応急対策

各施設の管理者は、各種公共施設や一般建築物等における人命の安全及び機能の確保を図るため、自主的な災害対策活動を行い、被害の軽減に努める。

公共施設は災害対策活動の拠点となることから、施設管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに、自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

（１）実施担当

災害時における応急対策は、その施設の実質上の使用管理をしている施設の長が行う。

（２）予防措置

施設管理者は、平常時から、災害の予防あるいは財産の善良な維持管理に努めるとともに、災害が発生し、又はそのおそれがあるときは適宜、補強その他の処置をし、施設等の被害の予防、軽減に努める。

（３）自主防災活動

各施設の管理者は、重要な公共施設の機能及び人命の安全確保を図るため、自主的な対策を行い、被害の軽減を図る。また、自主的な災害対策活動が実施できるようにする。

（４）被害状況の把握と報告

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また施設の継続的な使用の可否を判断するため、被害状況を速やかに市本部及び関係機関に報告する。その後、財産及び物品に区分した被害状況報告書及び被害集計表を作成し、情報・運用支援班に提出する。なお、国及び県の補助対象となる施設等の被害のときは、関係各班が応急復旧に先立ち被災状況について、写真撮影及び記録し、保管する。

（５）被害状況調査

各施設からの被害状況報告に基づき、市本部（計画班）は、必要に応じて県及び地方公共団体建築技術者、学識経験者、建築士関係団体、建設業関係団体等の協力を求め、早急に、次の調査を実施する。

（６）応急復旧措置

各施設の被害状況調査に基づき、応急復旧を行う。

10　市庁舎等の応急修理

（１）被害状況の把握

市庁舎等の各施設管理者は、速やかに被害状況を調査する。

（２）修理の対応

各施設管理者は、被害状況を把握し、軽易な被害については応急修理を実施し、被害が著しい場合には、関係する班と協議の上、修理を行うものとする。

（３）仮設庁舎の設置

市庁舎の被害が著しく執務に支障がある場合は、行政事務の執行等を考慮し、施設管理者は、必要に応じて仮設庁舎を確保する。

第８節　医療助産計画

【福祉保健班、市民病院、県支部、日本赤十字社和歌山県支部、医師会、薬剤師会】

１　基本方針

市本部は、災害のため医療機関が混乱し、住民が医療、救護及び助産の途を失った場合、関係機関の協力を得て、応急的な医療、救護及び助産の救護活動を実施する。

２　医療機関、団体との連絡体制

（１）災害拠点病院《地域災害医療センター》〔県指定〕

「災害拠点病院」とは、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣能力、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し機能を有する病院をいう。

その災害拠点病院のうち二次医療圏毎に１箇所指定されているのが《地域災害医療センター》であり、本市の「橋本市民病院」が指定されている。

（２）医療機関及び団体

上記の「橋本市民病院」以外の本市における救急告示病院は、次のとおりである。

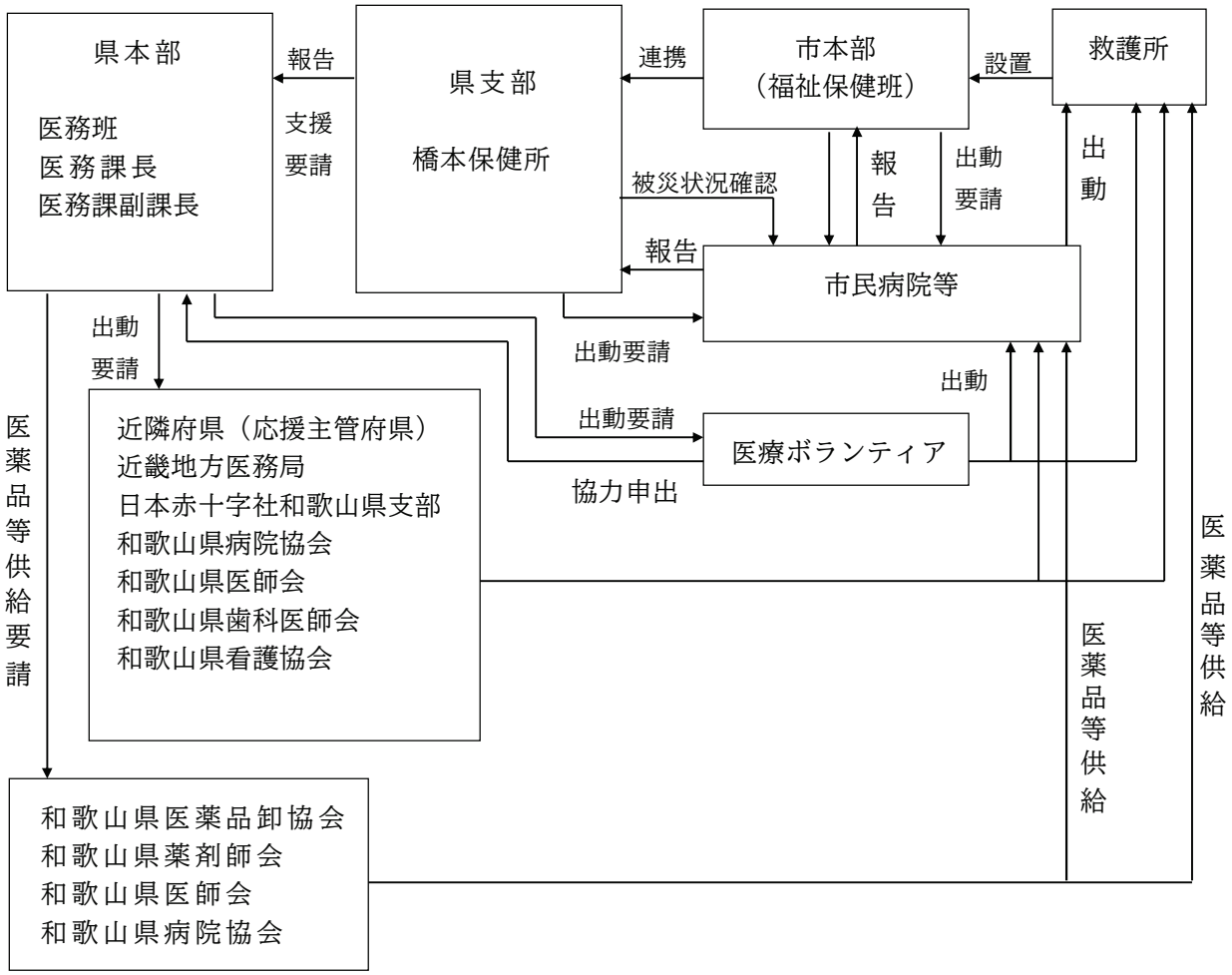
施設名	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	橋本市小峰台 2-8-1	0736-37-1200	300
医療法人南労会　紀和病院	橋本市岸上 18-1	0736-33-5000	299
社会医療法人博寿会 山本病院	橋本市東家 6-7-26	0736-32-8899	84

（３）緊急連絡体制の確立

市と医療機関、団体は、災害時の緊急連絡体制についてあらかじめ協議を行い、災害発生時には速やかに定められた体制を確立し、迅速かつ的確な救護活動にあたる。

（４）医療機関、県本部等との連絡調整体制フロー

医療、助産救護等に関する指揮命令及び連絡調整には、次の体制をもって市本部、県本部、県支部があたるものとする。



3　病院等の被災状況の把握

市本部（福祉保健班）は、県支部と連携し、病院等（有床診療所を含む）の被災状況等を把握する。

特に、災害拠点病院の「橋本市民病院」については、最優先で状況把握を行う。

（１）医療、助産救護活動が可能な病院等の確認

ア　重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受け入れ可能限度の確認

（ア）患者受け入れにあたって不足する医療等資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）

イ　医療救護班の派遣体制の確認

（ア）派遣可能救護班数

（イ）派遣可能医療従事者数

（ウ）救護活動に要する不足医薬品等医療資機材及び不足医療従事者（医師・看護師等）

（２）施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等による診療機能が麻痺又は低下している病院等の確認

ア　簡易な修繕等により原状復旧可能な病院等

（ア）重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者の実態確認（復旧までの一時搬送）

（イ）原状復帰に要する修繕等

イ　修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）

（ア）入院患者の実態

４　医療機関の初動活動

災害拠点病院の「橋本市民病院」をはじめとして、病院等（有床診療所を含む）は、院内の被害状況を把握するとともに患者の受入れや医療救護班の派遣可能・不可能等の応需状況を的確に判断し、市本部（福祉保健班）又は県支部の求めに応じて報告を行うとともに、救護活動に必要な体制を整備し、救護活動を行う。

（１）医療、助産救護活動が可能な病院等

ア　重症及び人工透析など継続治療を要する患者の受入体制を整備する。

イ　医療救護班を編成する。

ウ　救護活動用医療セット及び資機材を準備する。

エ　救護活動にあたって不足する医薬品等医療資機材及び医療従事者を市本部（福祉保健班）又は県支部に供給要請する。

オ　市本部や県支部の医療救護班派遣要請あるいは自らの判断により救護所での救護活動を行う。

（２）施設・設備の損壊、ライフラインの途絶等により、診療機能が麻痺又は低下している病院等

ア　簡易な修繕等により原状復帰が可能な病院等

（ア）重症及び人工透析など継続治療を要する入院患者を原状復帰するまで一時的に後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（福祉保健班）、県支部等に協力要請する。また広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

（イ）病院等は、速やかに診療機能の原状復帰に必要な修繕を行うとともに、医薬品・衛生材料及び医療資機材並びに医療従事者等を市本部（福祉保健班）又は県支部に供給要請する。

（ウ）原状復帰後は、市本部（福祉保健班）及び県支部に報告するとともに、上記（１）の救護活動を行う。

イ　修繕等不可能な病院等（当分の間、診療機能の回復の目途が立たない病院等）

（ア）入院患者を後方病院等へ搬送することとし、搬送手段、搬送先等については、消防本部、伊都消防組合消防本部、市本部（福祉保健班）、県支部等に協力要請する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

5　医療救護の対象、範囲、方法、費用等

（1）対象者

医療を必要とする状態にあるにも関わらず、災害のため医療の途を失った者

（2）範囲（応急的なもの）

ア　診療
イ　薬剤又は治療材料の支給
ウ　処置・手術その他の治療及び施術
エ　病院又は診療所への搬送要否の決定
オ　看護

（3）医療の方法

ア　医療救護班による医療
（ア）災害救助法に基づく医療は、原則として医療救護班が行う。
（イ）市本部は、状況に応じて、必要な医療救護班を順次現地に派遣する。
（ウ）医療救護班の編成は、医師１人、看護師２人、事務担当者１人の計４人を基準とする。
（エ）救護所の設置

イ　委託医療機関等による医療

医療救護班による救護ができない者又は医療救護班による救護が適当でない者については、すべての委託医療機関等における入院治療施設において救護を行う。

（4）医療のための費用

医療のために支出できる費用は、次のとおりとする。

ア　医療救護班による場合
使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費

イ　委託医療機関等による医療
社会保険診療報酬の額以内

ウ　施術者による場合
当該地域における協定料金の額以内

（5）医療救護活動の期間

災害発生の日から 14 日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

6　助産救護の対象、範囲、方法、費用等

（1）対象者

災害救助法による助産基準に準じて、災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんし、災害のため助産の途を失った者とする。

（2）範囲

ア　分べんの介助
イ　分べん前及び分べん後の処置
ウ　脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

（３）助産の方法

ア　医療救護班による助産

（ア）災害救助法による助産は、原則として産科医を構成員とする医療救護班が行う。ただし、急を要する場合は、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

（イ）医療救護班の編成、派遣及び構成並びに救護所の設置については、医療の場合と同様とする。

イ　委託助産機関による助産

医療救護班等による救護ができない者又は医療救護班等による救護が適当でない者については、災害救助法適用区域内の産科を有する病院及び診療所において救護を行う。

（４）助産のための費用

助産に要する費用は、次のとおりである。

ア　医療救護班による場合

使用した衛生材料の実費

イ　委託助産等による場合

使用した衛生材料及び処置に要した実費

ウ　助産師による場合

当該地域における慣行料金の８割以内の額

（５）助産救護活動の期間

分べんした日から７日以内とする。ただし、県知事（県本部長）の承認を得て延長することができる。

７　仮設救護所の設置

（１）実施責任及び連絡担当

福祉保健班は、仮設救護所を設置するとともに、その旨を市本部に連絡する。

（２）設置場所

次の場所に設置する。

ア　拠点避難所、一時避難場所

イ　災害救助法適用区域内の病院及び診療所の外来診療施設

ウ　災害現場

（３）周知

救護所を設置した場合は、その旨を標識等により周知する。

（４）設置期間

災害発生の日から７日以内とする。

8　重症患者等の搬送

救護所で適切な治療ができない場合等は、救急車等適切な手段により病院・診療所に搬送し、治療する。また、広域的な搬送体制が必要な場合は、県支部を通じ県本部に要請する。

9　医薬品、衛生材料等の確保、調達

医療及び助産の救護実施のため必要な医療品、衛生材料及び医療器具等は、医療救護班の手持品を繰り返し使用する。ただし、手持品がなく、又は不足したときは、それぞれの表の調達先より調達するが、確保が不可能又は困難な場合は、県支部に報告し、援助を要請する。

＊医療関係調達先（血液調達先）　【資料編　Ｐ-28 参照】

10　記録、保管

医療・助産の救護活動については、次の帳簿や記録を整備作成し、保管する。

ア　診療記録
イ　医薬品、衛生材料使用簿
ウ　医療救護班の編成及び活動記録
エ　医薬品、衛生材料受払簿
オ　病院、診療所医療実施状況及び診療報酬に関する証拠書類
カ　医薬品、衛生材料等購入関係支払証拠書類
キ　助産台帳
ク　助産関係支出証拠書類

＊災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人 伊都医師会）
【資料編　Ｐ-64 参照】

第９節　被災者救出計画

【福祉保健班、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関、自主防災組織】

１　基本方針

土砂崩れ等による生き埋めや火災による負傷者が発生した場合、市本部は、地域住民の他、関係機関（自衛隊、日本赤十字社和歌山県支部・緊急消防援助隊等）との協力及び受け入れ体制を確保しつつ、迅速かつ的確な救助救急活動にあたる。

そのために、消防本部・消防団詰所等に救助救急資機材の備蓄を行うほか、自主防災会、住民等に対する救助救急訓練を行い、自主防災会の強化に努める。

２　被災者

被災者の救助救急は、災害の原因、種別、住宅の被害等に関係なく、次のような救助救急を要する状態が発生した場合、救出作業を行う。

ア　生命、身体が危険な状態にある場合
イ　災害に際して倒壊家屋の下敷きや土砂等により生き埋めとなった場合
ウ　水害の際、流出家屋とともに流された場合
エ　危険な孤立した地点に取り残された場合

３　救助救急の方法

倒壊した家屋の下敷きや土砂等により生き埋めになった被災者の救助救急においては、時間の経過とともに救命率が急速に低下するため、迅速な対応を行う。

ア　被災直後においては、地域の消防機関、警察等が救助活動を行う。また、自主防災組織がそれら機関の救助活動に協力するほか、自主的な救助活動を行う。
イ　消防、警察、自衛隊等の救助活動の担い手となる組織の体制が整った後は、それらの機関が救助活動を行うものとする。なお、救助活動の効率的実施のため、消防吏員・消防団員、警察官、市職員、自衛官、医師等が緊密に連携を図るものとする。
ウ　市本部は、交通の途絶や山間、へき地など陸路からの臨場が困難な場合等で、緊急に負傷者の救出や避難者等を収容・搬送する必要がある場合は、県防災ヘリコプターや県警ヘリコプター、ドクターヘリコプターの出動要請を含め、迅速な救助救急活動に努める。
エ　消防機関を中心として、重傷者や重病者の救急活動を行う。また、被災直後においては、消防機関だけでは対応することができないことが考えられるため、自主防災会等が救急活動に協力するものとする。
オ　災害により多数傷病者が発生した際は、災害現場でトリアージ判定を行い、負傷者の身体に直接トリアージタッグを付したうえ、応急手当を実施し、重症者を救急医療機関等へ搬送する。また、軽傷者は、救護所や最寄りの医療機関へ振り分ける対応を行う。

【トリアージの実施方法】

○トリアージの具体的な手順
・トリアージ実施責任者が、傷病者の状態を観察し、トリアージ決定要因に留意して、トリアージカテゴリーを基準にしながら優先順位を決定し、その結果に基づきトリアージタッグに記入し、適当な切り取り線で切り取り、当該患者につける。
・トリアージタッグは、原則として、右手首関節部につけるが、その部分が負傷している場合は、左手首関節部、右足関節部、左足関節部あるいは首の順で、つける部位を変える。なお、衣服や靴等にはつけないようにする。
・トリアージタッグの記入について、記入可能な患者にはタッグを事前に配布し、トリアージ区分など主要記載事項以外の部分を記入してもらい、聞き取り可能な患者には、トリアージスタッフが事前に聞き取り記入すること。

○トリアージに要する時間は、傷病者数と症状の程度等により異なってくるが、おおよそ１人当たり数十秒から数分程度で終わらせる。

○トリアージは１回で終わるのではなく、災害現場、救護所、病院到着後など必要に応じ、繰り返し実施する。

○各医療従事者や医療救護班のスタッフは、トリアージの結果に基づき、各場面においてそれぞれ適切に対応する。

４　応援要請

市本部だけで救助救急活動ができないときは、県本部等に各相互応援協定に基づく派遣を要請する。

５　資機材の確保

ア　平常時から消防本部、消防団詰所、地区集会所等において、各施設管理者等は、救助救急資機材の備蓄に努めるものとする。

イ　市本部は、災害が発生した場合、救助活動を実施するために、地域の建設事業者から迅速に重機及びその操作に従事する要員を調達する。

第 10 節　住居等の障害物除去計画　【建設部、関係部班】

1　基本方針

市本部は、災害時の応急対策活動を妨げる障害物又は災害後に日常生活を妨げる障害物の除去を行う。市本部のみで実施が困難なときは、県支部に対し、応援協力を要請する。

ア　建設部は、応急措置を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。
イ　消防本部及び建設部は、水防活動を実施するために障害となる工作物等の除去を行う。

なお、被災した家屋等の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することとなるが､市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施する場合は､申請の受付から被災家屋等の解体・撤去完了までの体制を早期に構築するよう努めるものとする。

2　除去の対象物

障害物（工作物等を含む。）としての除去の対象は、概ね、次のとおりである。

（1）応急措置時

ア　住民の生命・身体、財産等の保護のため、除去を必要とするもの
イ　河川氾濫、護岸決壊等の防止その他応急活動の実施のため、除去を必要とするもの
ウ　緊急的な応急措置の実施のため、除去を必要とするもの
エ　その他、公共的な立場から除去を必要とするもの

（2）災害後

ア　公共の場の障害物
　災害により、道路その他公共の場所にもたらされた土石、竹木等の障害物
イ　個人住宅等の障害物
　災害により、個人の住居及びその周辺にもたらされた土石、竹木等の障害物のうち、居住者自らの資力で除去することが困難な場合で、日常生活に著しい障害を及ぼす部分に限る。

3　除去の方法

（1）応援、協力

消防本部及び建設部は、自班の組織、労力、機械器具等を用いるほか、他班及び土木建築業者等の協力を得て、速やかに除去を行う。

（2）事後支障の配慮

除去作業は、緊急的な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障が起こらないよう配慮して行う。

（３）市による被災家屋等の解体・撤去

市が被災した家屋等の解体・撤去を行う場合は、「公費解体・撤去マニュアル第５版（環境省再生・資源循環局災害廃棄物対策室　令和６年６月）」に基づき、実施する。

第 11 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

【福祉保健班】

災害により被害を受けた者に対して、必要に応じて弔慰金、見舞金等を支給するものとする。

また、市は、災害のため生活に困窮している者に対し、災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立ち直りを図り、あわせて生活の安定化を促進する。

1　市による災害弔慰金等の支給

市は、橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例（2006 年（平成 18 年）３月橋本市条例第 35 号）等に基づき、一定規模以上の自然災害による被災者及び被災世帯に対し、次のとおり支給を行う。

（１）災害弔慰金

ア　対象災害

住家が５世帯以上の滅失した災害若しくは、県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ　支給額

（ア）死亡した者が生計維持者である場合 500 万円以内

（イ）死亡した者が生計維持者以外の場合 250 万円以内

（２）災害障害見舞金

ア　対象災害

住家が５世帯以上の滅失した災害若しくは、県内において災害救助法が適用された市町村が１以上ある災害、又はこれらと同等と認められる災害

イ　支給額

（ア）障がい者となった者が生計維持者である場合 250 万円以内

（イ）障がい者となった者が生計維持者以外の場合 125 万円以内

2　県による災害弔慰金等の支給

知事による見舞金の支給は、その都度関係機関と協議し実施する。

3　災害援護資金の種別

ア　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金
イ　生活福祉資金貸付事業による災害援護資金

4　災害援護資金の貸付要領等

（1）災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金

市が条例により貸付を行うもので、生活福祉資金災害援護金の貸付と異なり、一定規模以上の自然災害による被災世帯に対してのみ適用されるものである。

ア　対象災害
県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある災害
イ　貸付限度額
被災世帯の被害状況により、150 万円以上 350 万円以内
ウ　調査及び報告
（ア）融資希望世帯の調査・選考
福祉保健班は、各制度の内容を説明し、適当な資金を選ばせ、融資希望世帯を調査する。関係機関の意見を求めて適正な選考をし、災害援護資金等借入予定者名簿を作成する。
（イ）報告
災害援護資金等借入予定者名簿を災害援護資金等希望世帯数調べに添付し、県に災害発生後 10 日以内に報告する。
（ウ）貸付世帯の選考は、福祉保健班が行う。

（2）生活福祉資金災害援護金

低所得世帯に対し、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な経費として貸し付けられる資金であり、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象者は、原則として、この資金の貸付対象とならない。

ア　取扱い機関
橋本市社会福祉協議会及び和歌山県社会福祉協議会
イ　貸付限度額
150 万円以内（住宅資金との重複貸付の場合は 350 万円以内）

第 12 節　遺体捜索処理計画

【市民生活班、健康福祉部、消防本部、消防団、橋本警察署、かつらぎ警察署】

１　基本方針

市民生活班は、消防本部・消防団・警察署など関係機関と協力し、災害による行方不明者又は死者に対して、次の措置を行う。市本部のみで実施が困難な場合は、県支部を通じ、県本部に応援を要請する。

２　行方不明者の捜索

（１）実施担当

市民生活班は、消防本部、消防団、警察署、その他関係機関、地域住民等の協力を得て、行方不明者の捜索を早急に実施する。

（２）捜索の対象

行方不明の状態であり、周囲の状況から災害による被害を受けていると推定される者

（３）実施方法

捜索は、次の点に留意して実施する。

ア　行方不明者が多数ある場合は、受付所を設け、届出の受理等適正を期すとともに情報の入手に努める。

イ　必要に応じて、船艇、その他資機材を借り上げる。

ウ　行方不明者の氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等の情報を整理する。

エ　行方不明者の捜索は、上記によるほか、第４編第 5 章第 9 節「被災者救出計画」に基づき、実施する。

（４）報告、記録

県本部に、次の記録を報告するとともに、整備保管する。

ア　記録の整備保管

（ア）捜索状況記録等

（イ）捜索用機械器具燃料受払簿

（ウ）捜索用機械器具修繕簿

イ　報告内容

（ア）実施年月日

（イ）実施地域

（ウ）実施方法及び状況

（エ）捜索対象行方不明者数、その他

3　遺体の処理

（1）発見時の措置

市民生活班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、速やかに所轄警察署に連絡し、その検視を待って、必要に応じ遺体を処理する。

（2）実施担当

福祉保健班又は医師は、市民生活班等の協力により遺体を処理する。ただし、市のみで実施できないときは、県支部を通じ県本部に要請し応援を要請する。

（3）処理の対象

災害の際、その遺族が遺体識別等のため処理をできない遺体。

（4）処理の方法

処理場所を借上げ、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理をする。

（5）災害救助法が適用された場合の実施方法

災害救助法が適用された場合における遺体の処理（洗浄、縫合、消毒等）は、検視終了後、「災害救助法による救助等に関する委託契約」に基づき、県支部を通じ、日本赤十字社和歌山県支部に応援を要請する。

4　遺体の収容

（1）警察等からの引渡し

市民生活班は、遺体を発見し、又は連絡を受けたときは、所轄警察署の協力を得て、警察署による検視又は医師の検案を終えた後、遺体の引渡しを受け、棺やドライアイスを準備し、遺体を収容する。

（2）収容場所の設置

公共施設を中心として、高野口斎場を遺体収容所として指定するとともに、遺体を搬送収容し、検視、遺族への引渡し等の適正迅速化を図る。遺体収容のための適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等の設備を設ける。

（3）身元、引取先の確認

所轄警察署、その他関係機関の協力を得て、身元不明の遺体の確認、行方不明者の捜索の相談を行うとともに、身元引受人の発見に努める。

（4）遺体の引渡し

身元が判明し、遺体の引取りを希望する者があるときは、遺体処理票及び遺留品処理表を整理の上、納棺し、遺体検案書とともに引き渡す。

＊災害時における遺体安置等の協力に関する協定書(南海グリーフサポート株式会社)

【資料編　P-69 参照】

5　遺体の火葬

（1）火葬の対象

災害の際死亡した者で、資力の有無に関わらず、その遺族による火葬が困難な遺体又は一定期間が経過しても身元が判明しない遺体又は引取人がない遺体。

（2）実施要領

火葬を円滑に実施するため、次の事務を行う。

ア　死亡者数の把握
イ　火葬計画の作成
ウ　遺体搬入車両及び搬入路の把握・確保
エ　燃料、ドライアイス及び棺等の資機材の在庫状況の把握・確保
オ　火葬のための関係者に対する協力要請
カ　相談窓口の設置及び住民への情報提供

（3）実施方法

事故死亡等による遺体は、警察機関から引継ぎを受けた後、火葬する。

（4）県本部への応援要請

遺体が多数あり、市独自で火葬処理が不可能な場合又は棺等の資機材の調達が困難な場合は、県支部を通じ、県本部に対して応援を要請する。

（5）遺品、記録の保存

引取人のない遺体は、その遺品や記録（写真撮影を含む。）の保存に努める。

（6）漂着遺体の取扱い

被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しない遺体は、行旅病人及び行旅死亡人取扱法に基づき、行旅死亡人として取扱う。

第 13 節　災害義援金品配分計画　【財務班、健康福祉部、経済推進部】

1　基本方針

市及び県は、災害発生時において、被災地の状況等を十分考慮し、県内及び県外から災害義援金品の募集・受付を行う。また、義援金品の受付については、市、県及びその他関係機関が受付窓口を設けて行う。受け付けた義援金品については、被災地の状況に応じて、被災者への公平性に配慮しつつ、配分を行う。

2　義援金の募集・配分

（1）義援金の募集

義援金の募集は、県、県内の被災市町村及び日本赤十字社、県共同募金会等の関係団体により協議会を構成し、各機関が協力共同して行う。その際、県、日本赤十字社、県共同募金会等の県単位機関において義援金の募集を行うことを原則とするが、補足的に本市においても行う。

（2）義援金の受付

義援金の受付にあたっては、市、県及び関係機関において、必要に応じ、受付窓口を開設し、受付を行うものとする。

義援金を受け付けた場合には、各機関は、義援金についてその都度県単位機関等へ引継ぎを行うものとし、それにより難い場合には、金融機関等へ預け入れる等、確実な方法で保管を行うものとする。また、受付にあたっては、寄託者に対し受領書を発行するとともに、授受について必要な記録を整備する。

（3）義援金の配分

協議会は、被災市町村の被害状況、義援金の集積状況等を総合的に勘案し、被災者等に対する配分方針を決定し、この方針に基づき各被災市町村に配分を行う。

市は、被災者の状況等の調査を行い、協議会の方針に準じて、被災者に対し配分を行う。なお、配分の対象としては、死者（遺族）、災害により障がい者となった者、重傷者、住家を失った世帯、住家を半壊又は半焼した世帯、床上浸水等の被害を受けた世帯のほか、災害の状況に応じて、協議会で協議の上決定する。

３　義援品の募集・配分

（１）義援品の募集

市及び県は、災害発生後、速やかに被災地の状況を把握し、必要と認めたときは、関係機関の協力のもと、義援品の募集を行う。その際、市及び県は、報道機関等を通じ、以下の内容について広報を行う。

【義援品募集の際の広報内容】

ア　被災地において必要とする物資
イ　被災地において不要である物資
ウ　当面必要でない物資
エ　義援品送付の際の留意事項
　（ア）送付者において仕分を徹底すること
　（イ）腐敗物、危険物等の送付を差し控えること
　（ウ）その他の留意事項

（２）義援品の受付

市及び県は、必要に応じて、それぞれ義援品の受付窓口を設け、義援品の受付を行う。その際、大量の義援品が予想される場合には、広域輸送拠点及び市内輸送拠点で、災害ボランティア等の協力により仕分けを行う体制を整備する。

市において、物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県に応援を要請する。

県は、特に県外の地方公共団体、企業等の団体からの大口の義援品の申し入れについて、被災市町村と連携し、受け入れ、配分等の調整を行う。

（３）義援品の配分

市は、寄せられた義援品を速やかに被災者に配分する。配分にあたっては、被災者の状況等について十分に配慮し、公平な配分を行う。

第 14 節　外国人支援計画　【被災者支援班、関係部班】

和歌山県国際交流センターに開設される災害時多言語支援センターや語学ボランティアと適宜連携を図り、外国人の被災状況を把握するとともに、多言語による情報を提供し、相談に応じる。

1　被災状況の確認

県や外国人雇用事業所等と連絡調整のうえ、外国人の被災状況について調査を行う。

2　情報の提供

各種メディアを通じて、必要と思われる多言語で情報提供を行う。

3　相談

多言語による相談窓口を開設し、各種相談に応じる。
また、必要な場合に限り、通訳ボランティアを活用する。

4　その他

積極的に外国人のニーズを把握し、それに応えるべくボランティアネットワークづくりを支援する。

第 15 節　海外からの支援の受入計画

【危機管理室、情報・運用支援班、被災者支援班、経済推進部】

海外からの支援については、国及び関係機関等と十分な協議を行い、また、そのニーズを把握のうえで受け入れることとする。

1　救援物資の受入れ

ア　海外救援物資の受入れについては、次のことを申出者に確認のうえ、迅速に行うものとする。

（ア）品目（トラブルを避けるため、日本語を基本に確認すること。）
（イ）数量（単位について確認すること。）
（ウ）使用期限等のあるものについては、その期限
（エ）輸送手段及びルート
（オ）搬入場所
（カ）搬入予定日時

イ　通関等

受入れに際しては、法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

ウ　協力依頼

物資の通関、輸送に関して関係機関、関係会社等に協力依頼を行うこととする。

2　救援隊等の受入れ

ア　海外からの救援隊等の受入れについては、申出者に次のことを確認のうえで行うものとする。

（ア）活動内容
（イ）人数及び資格
（ウ）持ち込む機材、物資等の種類（救助犬等を含む。）及びその数
（エ）県が準備する物資の要・不要（例　テント等）
（オ）到着場所
（カ）到着日時
（キ）通訳及び日本側協力者の要・不要

イ　市は、救援隊に可能な限り自力で活動を行うことを要請することとする。

ウ　受入れに際しては、その活動や機材、物資等の持ち込みに関する法令等による規制に十分考慮し、可能な限り規制免除を関係機関に働きかけ、通関料等の免除手続きを行ったうえで受け入れることとする。

第６章　保健衛生計画

第１節　防疫計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

１　防疫活動の実施

（１）実施担当

福祉保健班は、感染症の発生と流行を未然に防止するため、橋本保健所の指導・指示に基づき、被災地の防疫を速やかに実施する。

ただし、被害が大きく、市本部のみで実施することが困難な場合は、県支部を通じ、県本部に応援を求めて実施する。

（２）活動体制

防疫作業を実施する直接組織として、福祉保健班員による防疫班を構成する。

（３）活動内容（防疫の種別と方法）

ア　広報活動

被災地区での衛生管理に関する広報活動を橋本保健所と連携して行う。

イ　検病調査及び健康診断

（ア）福祉保健班は、災害の状況に応じて橋本保健所に依頼し、検病調査及び健康診断を実施する。

（イ）橋本保健所の行う検病調査、健康診断に協力する。

ウ　避難所の衛生指導

（ア）避難所に市保健師を派遣し、手洗消毒液の配置、手洗いの励行及び汚物処理の指導を行う。

（イ）教育避難班は、橋本保健所の協力を得て、炊事従事者の細菌検査を実施する。

（ウ）教育避難班は、避難所における避難者の健康状況を確認し、必要に応じて、福祉保健班に健康診断の実施を依頼する。

エ　消毒の実施

（ア）福祉保健班は、被災地区の状況に応じて、橋本保健所に連絡し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という。）第 27 条の規定による消毒の実施の指示を橋本保健所より受け、実施する。

（イ）実施要領

消毒方法は、感染症予防法施行規則第 14 条及び第 16 条から第 19 条までの規定による。

オ　ねずみ族、昆虫等の駆除

（ア）被災地区の状況、被災季節等に応じ、橋本保健所に連絡し、感染症予防法第 28 条の規定によるねずみ族、昆虫駆除の実施の指示を橋本保健所より受けて、実施する。

（イ）実施要領は、感染症予防法施行規則第 15 条の規定による。

カ　家庭用水の供給

（ア）市は、災害応急活動の一環として飲料水の確保に努めるとともに、被災地域において感染症予防法第 31 条の規定による家庭用水の供給を行う。

（イ）実施方法は、第４編第５章第５節「給水計画」に定めるところによる。

キ　患者等の入院

（ア）被災地区において感染症患者又は保菌者が発生した場合は、橋本保健所は、感染症指定医療機関（公立那賀病院、県立医大紀北分院）に速やかに収容する。

（イ）交通途絶のため、上記の感染症指定医療機関に入院することができない場合は、橋本保健所が、指定医療機関以外の病院・診療所に収容する。

ク　臨時予防接種

福祉保健班は、災害の状況、感染症の流行状況に応じ、定期予防接種の繰上げ実施又は臨時予防接種を行う必要があると認められる場合は、橋本保健所と協議し、指示を受けて実施する。

（４）報告、記録、整備

ア　報告

福祉保健班は、防疫を必要とする災害が発生した場合は、災害防疫活動実施状況を、毎日、電話及び文書により、橋本保健所を通じて県本部へ報告する。

イ　記録の整備保管

市本部で整備保管を要する記録は、次のとおりである。必要に応じて、橋本保健所に提出する。

（ア）災害防疫経費所要額調及び関係書類
（イ）消毒方法に関する書類
（ウ）ねずみ族、昆虫等の駆除に関する書類
（エ）家庭用水の供給に関する書類
（オ）患者台帳
（カ）防疫作業日誌

２　防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達

防疫及び保健衛生機材の備蓄及び調達について、あらかじめ関係機関及び医薬品取扱業者等と協議するなど、備蓄及び調達方法を確立しておくものとする。

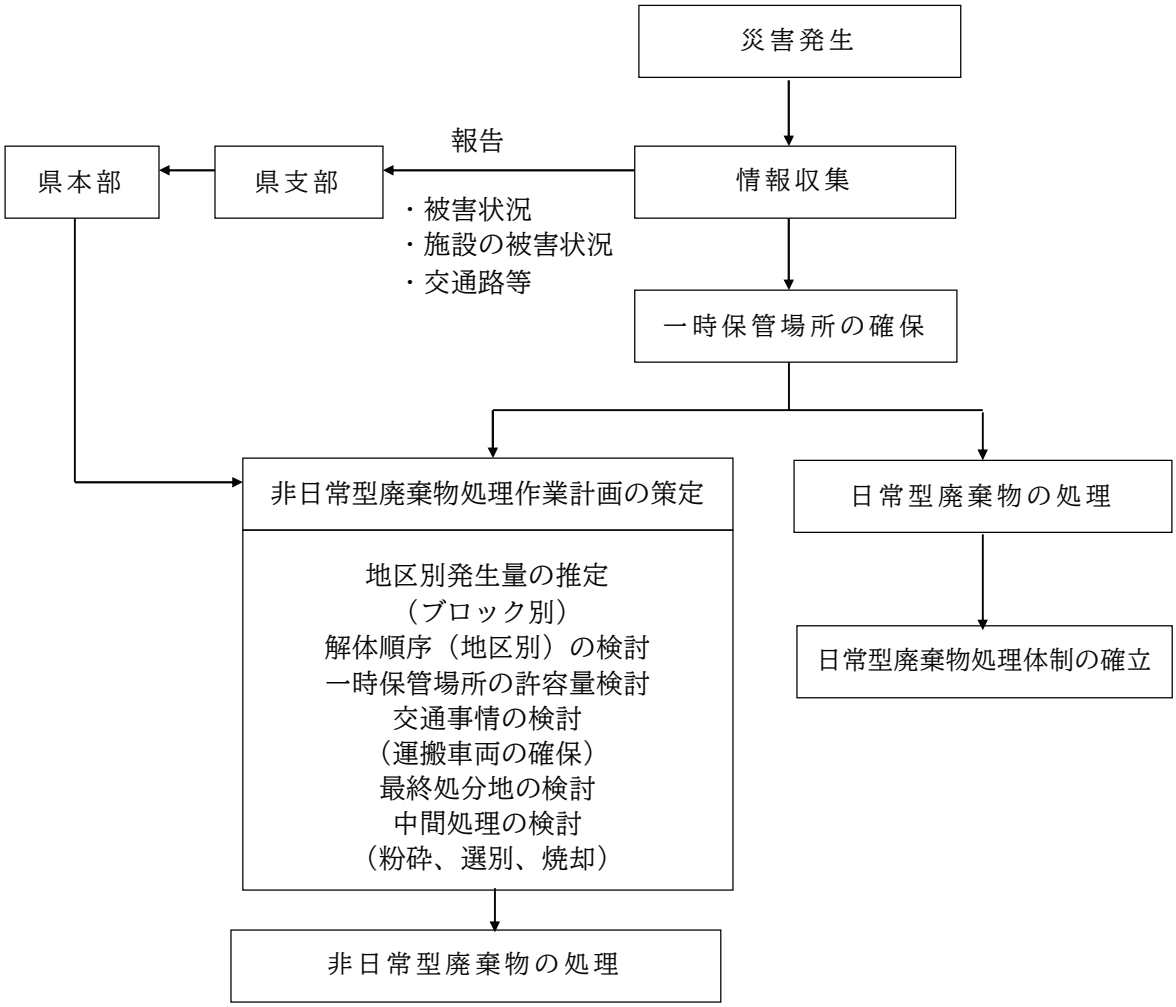
第２節　清掃計画　【市民生活班】

1　廃棄物処理の基本方針

災害が発生した場合には、日常型廃棄物（災害発生時においても、日常的に発生する廃棄物）の処理業務の迅速な機能回復を図るとともに、大量に発生する非日常型廃棄物（倒壊家屋等の残存物等の廃棄物）に対する特別な処理対策を実施する。

被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請する。

【市本部の活動フロー】



2　被害情報の収集・伝達

災害による被害が発生した場合、市本部は被害情報、施設欠陥事項等の必要情報の収集を行う。収集した情報は、県支部を通じて、迅速に県本部に伝達する。

県本部への報告内容としては、「災害廃棄物の発生量」、「被害区域」、「倒壊家屋等の数量」、「廃棄物処理施設等の被害状況」等とする。

３　一時保管場所の確保

災害時に備えて平常時から指定された、環境保全に支障のない大規模休閑地を一時保管場所として確保し、非日常型廃棄物及び日常型廃棄物を暫定的に積み置きするなどの方策を講じる。この際、廃棄物はできる限り分別して積み置きすることとする。

４　日常型廃棄物の処理

被災地における環境保全の緊要性を考え、平常作業員、臨時雇用、又は応援職員等による体制を確立し、その処理にあたる。特に、生ごみ等腐敗性の高い廃棄物については、被災地における防疫上、収集可能な状態になった時点からできる限り迅速に収集を行う。

（１）清掃チームの編成

ごみの収集、運搬は、概ね、次の基準により清掃チームを編成し、実施する。

ア　運搬車　　１台（運転手付き）
イ　作業員　　１～２人
ウ　必要器具　　スコップ、フォーク、トビ口、ほうき

（２）収集の方法

ア　収集車両

市保有の車両及び必要に応じて業者の車両を調達して収集車両を確保する。

＊ごみ処理収集車　　【資料編　P-29 参照】
＊橋本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧　　【資料編　P-29 参照】

イ　収集範囲

被災地区、近隣地区、避難所から出たごみの直接収集を行う。

ウ　収集順位

腐敗性の高い生ごみ（食物の残廃物）、浸水地域及び避難所等の重要性の高い施設を優先的かつ速やかに収集する。

エ　集積場

ごみ集積場は既設の場所を用いるが、使用又は集積場への交通が不可能な場合は、他の場所に臨時集積場を選定する。

オ　分別収集の周知

収集にあたっては、ごみの分別について住民への周知に努める。

（３）処理の方法

ア　処理施設

橋本周辺広域ごみ処理場エコライフ紀北で処理する。なお、施設の処理能力を超える場合は、一時保管場所（仮設置場）を確保し、一時的に集積・保管の上、順次処理する。

ごみ処理施設については、第２編第 30 章「廃棄物処理にかかる防災体制の整備」を参照。

イ　処理施設の応急復旧

処理施設が災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。

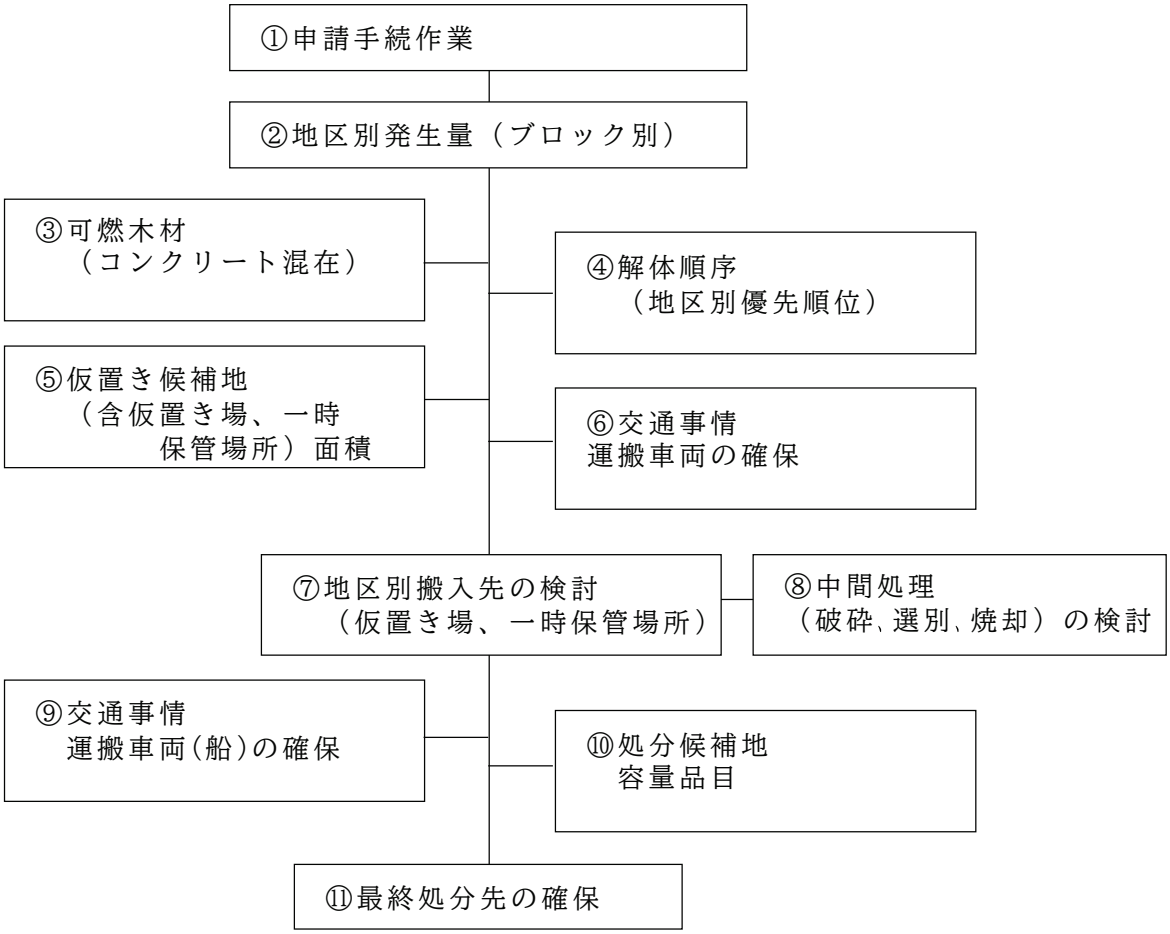
ウ　自家処理

食物の残廃物（生物）は、できるだけコンポストやバッグなどを用いてたい肥化するなど自家処理を行うよう呼び掛ける。

5　非日常型廃棄物の処理

推定排出量、最終処分地及び県本部の要請によって他市町等が実施する応援の状況などを考慮の上、中間処理（破砕、分別）の実施の有無などについても検討を行い、非日常型廃棄物の処理作業計画を策定し、それに従って廃棄物処理を実施する。

【非日常型廃棄物処理作業計画フロー】



（１）倒壊（焼失）家屋からの廃棄物の処理

原則として、被災者自らが処理することとするが、被災者自らによる処理が困難な場合は、市が処理する。廃棄物の収集・運搬については、原則として住民による指定（臨時）集積場への自主搬入とするが、住民自らによる搬入が困難な場合は、市が収集処理する。なお、アスベスト等を含む有害な廃棄物の処理については、専門業者に委託する等別途処理方法を検討する。

（２）最終処分地（埋立処分地等）の確保

倒壊（焼失）家屋からの廃棄物等は、廃材・たたみ・家具などの粗大ごみが中心となるので、埋立処分地等の最終処分地の確保に努める。

（３）大規模災害発生時における対応

大規模災害の発生時における廃棄物の処理等に関して協力が必要な場合は、和歌山県と一般社団法人和歌山県産業廃棄物協会が締結している「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づき、県を通じ同協会に協力を要請するものとする。

（４）県への支援要請等

必要に応じ、県に対し、県災害ボランティアセンター及び NPO と連携・調整を要請するとともに、災害廃棄物の搬出など災害廃棄物処理の支援を受けるものとする。

また、被災規模が大きく、市独自で処理できないと判断される場合などは、地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、県に災害廃棄物の処理に関する事務の全部又は一部の委託を要請することができる。

6　廃棄物処理に係る事務処理

市は、災害により廃棄物が発生したとき及び廃棄物処理施設（ごみ処理施設・し尿処理施設）に被害があった場合は、速やかに、その発生量、被害状況等を、保健所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

報告は、大規模災害発生時廃棄物対策近畿ブロック協議会において定められた「災害等廃棄物等に関する状況確認（情報共有フォーマット）」により行うものとする。

7　し尿処理の基本方針

倒壊家屋、浸水家屋等の汲取式便槽のし尿及び浄化槽汚泥については、被災地における防疫上、収集可能になった日よりできる限り早急に収集処理を行う。

また、水洗トイレを使用している地域においては、上水道等の途絶によりトイレが使用できなくなることが想定されるため、県支部を通じ県本部等に応援を要請し、仮設トイレを迅速に設置する。それらの対策の実施にあたっては、被災者 1 人あたり 1.4 リットル／日のし尿が排泄されることを想定する。

8　し尿の収集

市民生活班は、被災地帯のし尿くみ取り等を実施する。ただし、被害が大きく市本部だけで処理できない場合は、和歌山県が一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、県を通じ両法人に協力を要請するものとする。

（１）し尿清掃チームの編成

し尿の収集、運搬は、災害時の協定により、し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者に依頼し、実施する。

（２）収集の方法

ア　収集車両

民間許可業者のし尿運搬車を動員して行う。

＊橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧【資料編　P-29 参照】

イ　収集範囲

くみ取り範囲は、避難所を中心に被災地区を速やかに行う。

ウ　容器の配布等

バキュームカーによる収集ができない地域は、容器、し尿凝固剤の配布等適切な方法を考慮する。

（３）応援の受け入れ

近隣市町等からの応援作業は、収集体制が可能になった状態から７日間を限度とし、また処理場への搬入についても計画的処理をくずさないよう努力し、場合によっては近隣市町の処理場に処理の依頼を求めるなどの方策を講じる。

９　し尿の処理の方法

（１）処理施設

し尿処理場において処理するが、市独自での処理が困難な場合は、県支部を通じ県本部に応援要請を行う。し尿処理施設については、第２編第 30 章「廃棄物処理にかかる防災体制の整備」を参照。

（２）処理施設の応急復旧

処理施設が、災害によりその機能を欠く事態になった場合は、処理作業に支障をきたさないように速やかに応急復旧措置をとるとともに、市本部に連絡報告する。

第３節　食品衛生計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

１　計画方針

被災地営業施設及び臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設）の実態を把握し、適切な処置を講じることによって被災者に対し、安全で衛生的な食品を供給する。

福祉保健班は、災害の状況により必要があると認めたときは、県保健所と連携し、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止する。

２　計画内容

ア　臨時給食施設

関係機関と密接な連携を取り、施設の実態を把握し、食品衛生監視員、保健所職員による現地指導の徹底により事故の発生を防止する。

【重点指導事項】

手指の洗浄消毒の徹底
食器器具の洗浄消毒の徹底
調理従事者の健康管理の徹底
原材料受け入れ及び下処理段階における管理の徹底
浸水、断水時における市用水の衛生管理の徹底
原則加熱調理食品のみ提供
中心部まで十分加熱し、食中毒菌を死滅させること
食品の二次汚染防止の徹底
食品の温度管理の徹底

イ　営業施設

職員衛生監視員、保健所職員による営業施設の食品衛生監視の指導を要請する。

【重点指導事項】

浸水、断水期間中は営業自粛を促し、施設、設備を完全消毒のうえ、食品衛生監視員の監視指導を受けて営業を再開するよう指導する。
従業員の健康管理について指導する。

第４節　保健活動計画　【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

1　保健活動

（1）実施担当

福祉保健班は、被災地及び社会福祉施設、避難所、応急仮設住宅等において、巡回健康相談、健康調査、訪問指導等の保健活動を実施する。実施にあたっては、橋本保健所の指導・指示に基づくものとする。

ただし、市本部のみで処理不可能な場合には、県支部を通じて県本部・国へ、また、協定市町、近隣市町、その他関係機関へは、市本部から応援を求めて、実施する。

（2）活動内容

ア　難病患者、人工透析者、精神障がい者、重症心身障がい者等への対応
イ　派遣保健師の保健活動は、橋本保健所長の指示に基づき実施する。

（3）報告、記録

市本部は、被害報告書、保健活動状況報告書等、必要関係書類を記録し整備しておく。

2　栄養指導対策

福祉保健班は、災害の状況により必要があると認めたときは、橋本保健所、橋本市民病院と連携して管理栄養士等を派遣し、下記の業務にあたらせる。

ア　炊き出し、給食施設の管理の指導及び協力
イ　在宅慢性疾患者に対する食事指導
ウ　その他、災害発生時における栄養指導

3　仮設浴場の供給

市本部は、災害の状況により必要があると認めたときは、県支部を通じ、県本部に自衛隊に対する応援を要請するなどの対策により災害発生後１週間以内に仮設浴場を設置し、公衆衛生の確保に努める。

第５節　精神保健福祉対策計画

【福祉保健班、教育委員会、病院総務班】

福祉保健班は、災害発生後、心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第６節　動物保護管理計画　【市民生活班】

１　基本方針

災害時には、負傷又は放し飼い状態の動物が多数発生すると同時に、避難所等の家庭動物にかかる問題も予想されるため、県において、「災害時動物救援本部」が設置され、獣医師会、動物愛護関係団体等の協力・連携のもと、動物保護活動を行う。

２　動物保護管理

（１）避難所等における被災した動物の飼養者への支援

市は、県と連携し、「拠点避難所運営マニュアル」に基づき、避難所に確保した飼養場所において、飼養者自身が動物を適正に飼養管理し、動物の愛護及び環境衛生の維持に努められるよう次の支援を行う。

ア　避難所での動物の飼養状況の把握
イ　飼養されている動物に対する資材及び餌の提供
ウ　「動物愛護推進員」等ボランティアの派遣
エ　飼養困難な動物の一時保管（必要に応じて、臨時動物一時預かり施設を一定の期間設置）
オ　動物の飼養者や里親捜しのための情報の収集・提供
カ　家庭動物に関する相談の実施等
キ　動物に関する寄付金の管理・配分
ク　県・市外等からの受援体制の確保

（２）被災地域における飼養者不明の動物の保護

県は、放浪犬や第三者が保護した動物を法令に基づき、次の保護を行う。

ア　放浪犬や第三者が保護した動物の保護・引取り
イ　飼養者への返還若しくは希望者への譲渡等

３　危険動物の状況の把握

県は、所有者等を通じて危険動物の状況を把握する。

第７章　公共土木施設等応急対策計画

第１節　農林関係施設の応急対策　【経済推進部、応急対策班】

１　基本方針

農林水産関係の施設等の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに、被害の早期回復に努める。

２　農業用施設

応急対策班は、農林水産業施設の被害状況を速やかに調査し、実態を把握するとともに被害の早期回復を図る。

（１）被害の報告

災害により農業用施設等が被害を受けたときは、速やかに被害調査を実施し、被害状況を県支部を通じ県本部に報告する。被害情報伝達対象農業用施設は、次のとおりである。

ア　農業用ため池
イ　揚排水機場とその付帯施設
ウ　取水施設

（２）応急対策

ア　施設管理者は、被害情報伝達対象農業用施設が損壊し、出水等により広範囲にわたり人畜の生命・身体に危険がある場合は、速やかに関係機関と連絡をとり、区域全体の総合調整に基づく施設の応急対策を実施する。
イ　復旧に急を要する箇所については、農地農業用施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に、同事業事務取扱要綱の規定に基づき農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。
ウ　施設が被災したとき、又は施設が危険な状態になったとき、被災施設等を管理する土地改良区理事長は、被災等の程度に応じて、地元自主防災会、施設機器メーカー、建設業者等に要請を行い、応急対策にあたるものとする。

３　農業集落排水処理施設

農業集落排水処理施設の被害は、復旧活動全般に与える影響が大きいので、被害の状況を速やかに把握するとともに、早急に復旧工事を実施する。

ア　施設管理者は、主要施設について、緊急調査をして被災状況を把握するとともに、二次災害の危険があると判断される場合は、緊急措置を行う。
イ　復旧に急を要する箇所については、災害関連農村生活環境施設復旧事業の災害査定を受ける前に、県を通じ農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い応急工事に着手する。

４　林道

応急対策班は、林道の機能を維持するため、災害復旧事業を実施する。

５　治山施設

災害により堰堤、護岸工等の渓間治山施設、土留工を主体とした山腹施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、必要に応じ、速やかに施設の応急復旧等に努める。

ア　施設管理者は、治山施設のうち災害による破壊、崩壊等の被害により、特に、人家集落、道路等の施設に直接被害を与え、又は与える危険があり、自己の能力によりその被害を予防又は危険を排除できないと判断した場合は、市本部又は防災機関等へ通報する。通報を受けた市本部は、その対応について防災機関等と協議し、適切に対処する。

イ　施設管理者は、雨水の浸透により崩壊の危険がある施設については、シートで覆う等の措置を施し、速やかに復旧する。

ウ　施設管理者は、復旧に急を要する箇所については、公共土木施設災害復旧事業又は農林水産業施設災害復旧事業の災害査定を受ける前に農林水産大臣に報告するとともに、事前協議を行い、応急復旧工事に着手する。

第２節　砂防設備等の応急対策　【応急対策班】

１　基本方針

砂防設備や地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の被害の状況把握に努め、施設の管理者は施設の早期復旧に努める。

２　応急対策

応急対策班は、災害により砂防設備等が被害を受け、被害が拡大するおそれがある場合、又は応急対策実施が必要なときは、二次災害を防止するため、被害状況の巡視を行うとともに、応急復旧を図る。

（１）情報の収集及び伝達

災害発生により、砂防設備等が被害を受けた場合、区・自治会及び消防機関の協力を得て、速やかに被害調査を実施し、被害状況を市本部及び県支部に報告する。

（２）応急対策

災害により被災した砂防設備等の応急対策を講じる必要がある場合、応急作業に対応できる最寄りの建設業者に委託し、消防機関と協力して速やかに応急復旧に着手する。また、必要に応じ県支部を通じて県本部への要請を行う。

３　復旧計画

応急対策班は、災害により発生した被災部分が二次災害のおそれがあると判断した時は、以下の復旧計画に先がけて必要な処置を行う。

ア　災害による被災箇所を把握し、被害の確定調査に基づき速やかに復旧計画を立てるとともに、従前の機能を回復させるため被害状況に応じた復旧に努める。

イ　災害復旧事業により復旧する場合は、被災後速やかに詳細調査を行い、被害状況を県支部に報告する。

ウ　災害復旧に国庫又は県費による補助を必要とするときは、被災後速やかに詳細にわたる被害確定調査をし、被害確定報告（県計画様式による工事箇所表）を作成し、災害発生後１週間以内に県支部に報告する。

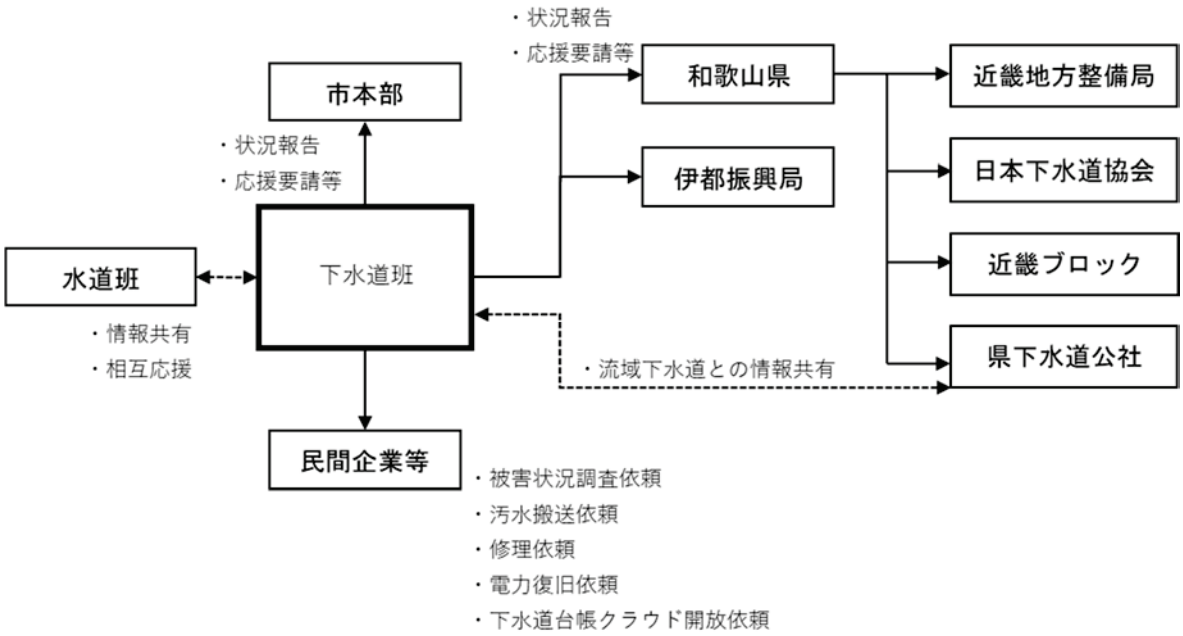
なお、国及び県の補助対象となる施設が被災したときは、応急復旧に先立ち被害状況について写真撮影及び記録をし、保管する。

第３節　下水道施設の応急対策　【下水道班】

1　基本方針

下水道施設の被害状況を迅速かつ的確に把握し、関係機関との調整を図りつつ、速やかな復旧対策をとるものとする。また、下水道班で単独に対応することができない場合には、市本部や県、民間企業等に応援を要請する。

2　震災時の組織・連絡体制



3　関係機関との連絡協力体制

（1）緊急調査・点検及び緊急措置の協力体制の確立

各ライフライン管理者は、協力して実施できる事柄をあらかじめ検討しておき、災害発生時には、速やかに協力体制を確立し、緊急措置を行うこととする。

（2）被害状況の交換及び情報連絡手段の相互利用

上水道、電気、プロパンガス、電話等関係機関との間で道路等占用施設の被害状況の交換に努め、警察及び道路管理者との連絡を密にして、通行規制等の関連情報の入手に努める。

（3）水道班との相互協力

水道班が行う応急対策と相互に協力して迅速かつ効率的な応急対策を行うこととする。

4　緊急調査と応急措置

（1）緊急調査

ア　方針

（ア）管路破断箇所及び機能低下区域を各種情報と調査により特定する。

（イ）降雨等を伴う場合、必要があれば、雨水排水路の状況確認を行う。

（ウ）酸欠・硫化水素発生のおそれがある箇所の調査は細心の注意を払う。

イ　中継ポンプ場

（ア）運転状況を閲覧システムで確認し、被害状況等は現地調査を行う。
運転状況、陥没、隆起、亀裂、設備機能の停止、溢水など

（イ）被害状況を計測、写真、クラウド台帳用タブレットやメモ等で記録する。

ウ　マンホールポンプ場（MP)、マンホール、管渠

（ア）MP の運転状況を閲覧システムで確認し、被害状況等は現地調査を行う。
設備機能の停止や水位観測など

（イ）優先路線から順に現地でマンホール周辺及び路面の異常の有無を確認する。
陥没、隆起、亀裂、噴砂、噴水、蓋破損、設備機能の停止など

（ウ）被害状況を計測、写真、クラウド台帳用タブレットやメモ等で記録する。

エ　流域下水道伊都浄化センター
和歌山県下水道公社から被災状況の情報を入手する。

オ　緊急調査票の作成(関係機関や住民情報の整理)
調査結果や寄せられた情報を基に被災状況を整理し、関係機関への報告をする。

（2）応急措置

ア　破断箇所から下流マンホールへ仮設ポンプや吸引車で応急排水する。

イ　施設や管路の施設機能回復のための応急処理を行う。

ウ　影響範囲区域の市民に対し、広報活動を実施する。

5　復旧計画の策定

ア　緊急、応急調査を補完しつつ、幹線経路の被害箇所を特定（一次調査）

イ　被害箇所の個別調査（二次調査）

ウ　排水設備の損傷受付

エ　復旧計画策定に際して、上水道等他の占用地下埋設施設の被災状況、応急対策計画等についてその管理者と相互の連絡調整を図る。

第４節　河川施設等の応急対策　【応急対策班】

１　基本方針

河川災害が発生した場合、被災箇所の背後地に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、二次災害の防止を最優先とし、増水により被災の拡大が予想される箇所について、関係機関と連携し、迅速かつ的確な応急対策を実施する。

２　応急対策

応急対策班は、河川管理者と連携し、被害状況を把握するとともに、必要な措置を講じる。

（１）情報の収集及び伝達

応急対策班は、災害の発生により河川施設等が被害を受けた場合には、所管河川及び河川管理施設について速やかに被害状況の調査を実施する。

また、各河川管理者から被害状況の情報収集に努め、その結果を市災害対策本部及び関係機関に報告する。

（２）応急対策の実施

応急対策班は、被害状況の調査結果に基づき、被災箇所の背後地に甚大な被害を及ぼすおそれがあるなど、特に危険性が高いと判断される箇所については、被害の拡大防止及び二次災害の防止を図るため、関係機関と連携し、必要な応急対策を速やかに実施する。

ア　避難情報の伝達
イ　避難誘導
ウ　障害物の除去
エ　巡回パトロール
オ　その他必要な事項

（３）応援要請

応急対策班は、市が管理する河川施設等の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を要請する。

第５節　道路・橋梁施設等の応急対策　【応急対策班】

１　基本方針

道路及び橋梁は、住民の避難、緊急輸送及び災害応急活動に不可欠な施設である。応急対策班は、各道路管理者、警察、消防機関との連携により、災害発生時に被害状況を迅速に把握し、道路交通の確保及び二次災害の防止に努める。

２　応急対策

応急対策班は、各道路管理者等と連携し、管理する道路及び橋梁について被害状況を把握するとともに、必要な措置を講じる。

（１）情報の収集及び伝達

応急対策班は、近畿地方整備局和歌山河川国道事務所及び県から被害状況の収集を行う。また、緊急輸送道路を中心に、巡視調査を実施するとともに、必要に応じてライフライン関係機関等、道路占有施設管理者及び警察から被害状況の収集を行い、その結果を市災害対策本部及び関係機関に報告する。

（２）交通規制及び安全確保

応急対策班は、被害状況に応じて、警察等の関係機関と連携し、道路法、道路交通法及び災害対策基本法に基づき、通行の禁止又は制限、迂回路の設定等、必要な交通規制及び安全対策を講じる。

（３）道路啓開及び障害物の除去

応急対策班は、人命救助、救援・救護活動及び緊急物資輸送を円滑に実施するため、警察、各道路管理者等の関係機関と連携し、迅速かつ的確な道路啓開を行う。

この際、応急対策班は、和歌山県道路啓開協議会の構成機関と連携を図りながら、緊急輸送道路等を優先して、啓開箇所、優先順位及び方法等を整理し、通行に支障を及ぼす倒木、がれき、放置車両等の障害物について、必要に応じて建設業者等の協力を得て、速やかな除去に努める。

（４）応急復旧対策

応急対策班は、被災した道路及び橋梁について、応急復旧の実施責任者である各道路管理者と連携し、救援・救護活動用ルート及び早期の道路交通確保を目的とした応急復旧が円滑に実施されるよう調整及び支援を行う。

また、被災した道路及び橋梁で、緊急物資、復旧資機材等の輸送に必要な場合、又は本復旧に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等の設置により交通機能の確保を図る。

（５）応援要請

応急対策班は、市が管理する道路及び橋梁の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を要請する。

第８章　農林関係災害応急対策計画　【経済推進部】

１　風水害応急対策

（１）農作物対策

ア　水稲

冠水田は、速やかに排水路を修復し、排水する。また、退水時に茎葉に付着した泥土は、洗い流す。

倒伏した場合は、丁寧に引きおこす。成熟期に近いものは、早急に収穫する。（出穂後 30 日経過すれば、あまり減収にならない。）

なお、冠浸水田の落水後は、白葉枯病、紋枯病、トビイロウンカ、ヨコバイ、ヨトウ類の病虫害が発生しやすいので、早期防除を行う。植換えを要する場合は補種苗の確保を図り、直ちに植換えする。

イ　大豆

強制排水を行うとともに、水害により発生する病害虫に対し早期防除の徹底を図る。また、倒伏した場合は丁寧に引き起こす。特に、成熟期に近いものは早急に収穫する。

ウ　果樹

（ア）倒伏樹は、露出した根の乾かないうちに引き起し、土寄せ、支柱立て、敷草等を行う。

（イ）潮風を受ける所は、できるだけ早くスプリンクラー等で散水し洗浄する。

（ウ）果実発育期においては、落葉の程度に応じ手直し摘果による適正着果を維持し、成熟期には全摘果による樹勢回復を図る。

（エ）落葉の甚しい樹は、わら等で枝幹の保護を行い、せん定は極力行わず翌春の新梢の充実後に適宜行う。

（オ）冠水園は速やかに排水と土壌の乾燥を図る。

エ　野菜

（ア）被害程度や作目、作型により異なるが、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で次期作目、作型を検討する。

（イ）被害が比較的軽微で、引き続き栽培を継続する場合は、次の措置を講じる。

ａ　支柱等による倒伏の復旧や一部果実の収穫、摘果等により草勢の早期回復を図る。

ｂ　滞水している場合は、直ちに、排水溝（路）の整備等排水対策を行うとともに、園内の清掃をする。

ｃ　泥水、はね水で汚染された茎葉は、速やかに噴霧器等で水洗する。

ｄ　幼苗時で補植可能な場合は、被害株（苗）を除去し、速やかに補植する。

ｅ　被害の程度により、葉面散布や追肥による栄養補給、土寄せ、敷わら（草）等を行い草勢の回復に努める。

ｆ　風水害の状況に応じ、病害防除の徹底を図る。

オ　花き、花木

（ア）被害の程度により、引き続き栽培可能なものは、次の応急措置を講じる。

ａ　倒伏したものは、支柱、整枝用ネット等で起こし、土寄せ、敷わら（草）を行い、草（樹）勢の回復に努める。

ｂ　被害枝の除去及び再整枝の検討を行う。
ｃ　浸水した育苗ほ、切花園では、速やかに排水し泥水、はね水の汚れを水洗する。
ｄ　風ずれ、浸水に伴う病害の防除措置をとる。
ｅ　切花では被害株（苗）を除去し、補植可能なものは、予備苗を植付ける。
ｆ　草（樹）勢回復のため、追肥、葉面散布を行う。

カ　施設栽培（野菜、花き、果樹）
（ア）ハウス、ガラス室などの施設の被害状況を速やかに調べ、破損部の早期補修に努める。
（イ）安全が確認出来れば風雨中も見廻りを行い、施設内への浸水防止や換気に留意する。
（ウ）浸水、破損等の施設では、過湿状態とならないよう換気及び排水に努め、病害発生の予防措置をとる。
（エ）施設の復旧に時間を要する場合は、その間の温度管理に努め、特に低温時には、二重カーテンの設置など保温対策を講じる。

キ　茶
（ア）支柱等による倒伏株の復旧と株元への土寄せを行う。
（イ）浸水園では、速やかに排水し、泥水、はね水の水洗と病害発生の予防措置を行う。
（ウ）倒伏株等被害園に対して、樹勢回復のため、速効性チッ素を施すとともに敷わら（草）を行う。

（２）畜産対策

ア　一般対策
（ア）家畜の待避
畜舎が損壊した場合､あらかじめ検討した待避場所に家畜を移動し脱出を防止する。
（イ）飼料
飼料が水没等により不足が生じたときは、農業協同組合、飼料業者等に緊急確保の手配を行う。
（ウ）停電時の対応
停電による給温、給水、換気が不能となったときは、あらかじめ講じておいた方法によりそれぞれの代替え処置をとる。
（エ）飼料作物
浸冠水した場合は速やかに排水に努める。
倒伏した飼料作物は復元に努めるが、復元不能の場合早急に利用する。

イ　家畜衛生対策
畜舎等に浸水した場合は速やかに排水に努め、乾燥後速やかに畜舎及び周辺の清掃消毒を行い、家畜伝染病の発生防止に努める。

（３）林業対策

ア　苗畑
病虫害の発生防止対策を準用する。

イ　造林地
（ア）早期に山を巡視して被害の状況を把握する。

（イ）被害木は早期に処理し、病虫害の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみなどを起こした幼令林木は木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図る。

ウ　特用林産

しいたけのほだ場や炭窯小屋などの被害状況を速やかに調べ、早期補修に努める。

エ　治山、林道

早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに危険な場所については標示をし、応急処置をする。

2　干害応急対策

（1）農作物対策

ア　水稲

用水の不足する水田では、水稲の生育に必要な最少の水量で最大の効果をあげるよう計画的、能率的な潅水を行う。

このため、水源を他に求められるところでは、田面が白くならないようにポンプ等による間断潅水を行う。また、適当な水源を近くで得られないところで、田面が白くなった水田では、株元への潅水等を行い被害の軽減を図る。

干害を受けると、ウンカ類の発生が予想される。発生すれば、直ちに防除を行う。

イ　大豆

畦間潅水の徹底と敷草等を行うとともに、干害に伴う病虫害の発生に注意し早期防除に努める。

ウ　果樹

（ア）干ばつ時において着果過多にならないよう摘果し、適正着果を維持する。

（イ）潅水は、主根域土層の土壌水分含量に基づき、各生育時期別に定めた適正潅水量、間断日数により行う。用水不足の場合は局所潅水等による効率的な方法で行う。

エ　野菜、花き等

（ア）生育期間中の極端な土壌水分の低下は、作物の正常な生育を阻害するので、可能なかぎり潅水を実施することが望ましい。

（イ）この場合、水源容量を考慮しながら、作物が干害影響を受ける直前から早目に潅水を開始する。

（ウ）特に、夏季は長期にわたって無降雨日が続くことがあるので、一度潅水を開始してから中断すると、一層被害を増すので注意する。

（エ）定植後の乾燥は、著しく初期生育を阻害するので、夏季に限らず有効な手段で潅水する。

オ　茶

茶園では、ハダニ、ヨコバイ、ハマキ等が干害（乾燥）に伴い多発することが予想され、樹体被害を増大することがあるので、防除の徹底を図る。

３　寒冷害（雪害）応急対策

（１）農作物対策

ア　水稲（山間部）

田植えは、遅れても温暖な日を待って行う。

生育時に低温が予想されれば、深水管理する。また早期落水は、登熟を妨げ、収穫量及び品質の低下をきたすので、生育に見合った適切な水管理及び施肥等栽培管理に万全を期す。

また低温、日照不足等により、稲体が軟弱化し、抵抗性が弱まるので、いもち病を中心に病虫害の発生動向を的確に把握し、適時適切な防除に努める。

適期収穫を励行するとともに、乾燥能力に合わせた施設で計画的な乾燥及び水分別仕分けを徹底する。

イ　果樹

（ア）寒冷害対策

ａ　落葉や枝幹の枯込みの甚しい場合は、わらや石灰乳等の塗布で枝幹の日焼けを防止する。

ｂ　枝の枯込みは、夏季や翌春まで続くことがあるので、せん定は枯込み部にとどめ、進行の停止後とする。

ｃ　冬季結実の晩柑類やびわは、気象情報に注意し、袋掛け、樹幹被覆等の保温管理のほか、異常低温が予想される場合は速やかに収穫する。

ｄ　収穫後の果実についても、凍害を受けることがあるので十分な貯蔵管理を行う。

ｅ　晩柑類の凍害果は、被害の程度及び苦味成分をもとに仕分け出荷する。

（イ）霜害対策

ａ　局地気象観測並びに霜注意報をもとに、防霜ファン等により気流の循環と気温低下の軽減を図る。

ウ　野菜、花き

（ア）被害の程度に応じて、収穫中のものは、商品性を損なわない範囲で収穫し、被害部位を除去して草勢の回復を促す。特に、えんどう、切花等で生長点が被害を受けた場合、側枝が密生するので、整枝に留意する。

（イ）栽培を継続することが不可能な場合は、早く見切りをつけ、次期作目（型）に着手する。

（ウ）軽度の被害で草勢が弱っている場合は、気温の上昇を待って中耕及びチッ素主体の追肥を施す。

エ　施設栽培（野菜、花き、果樹）

（ア）野菜、花きは前項に同じ

（イ）積雪に伴う施設破損を防止するため、降雪初期から施設内温度を 12～13℃に調節するとともに、二重カーテンを開放して融雪を促す。

オ　茶

（ア）冬季に樹体被害を受けた場合には、被害の程度に応じ、深刈から中刈を実施する。

（イ）発芽期の凍霜害が予想される時は、被覆法、散水凍結法、煙霧法、換気法等の実施で対処する。

（ウ）新梢の被害を被った場合は、被害部位を剪除して、再生を促す。

（エ）被害園では、早期に樹勢を回復するため、少量の速効性チッ素を施用するとよい。

（２）林業対策

ア　造林地

（ア）早期に山を巡視して、被害状況を把握する。

（イ）雪害を受け回復の見込みのあるものは、根ぶみ、あるいは、わらなわ、ビニールテープなどで雪起しを行う。

（ウ）被害を受け回復の見込みのないものは、できるだけ早く伐採し、その材に見合った利用を行う。

第９章　事故災害応急対策計画

本市は、中央部を東西に紀の川が流れ、北部及び南部には豊かな森林を抱えている。

加えて、JR 和歌山線、南海高野線、京奈和自動車道、国道 24 号などの重要な路線がある。したがって、これらの自然条件及び社会条件を勘案し、この計画が想定する事故災害は、次に掲げる事故災害とする。

（１）航空機事故災害

旅客機の墜落等の大規模な航空機事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（２）鉄道事故災害

旅客列車の衝突、車両火災、トンネルなど鉄道施設の被災等の大規模な鉄道事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（３）道路事故災害

バスの衝突、車両火災等道路施設の被災、トンネルなど道路施設の被災等の大規模な道路事故により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】

本市及び隣接市町において、前頁に示す（１）～（３）のような大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため、迅速かつ的確な防災活動を実施するために、事故対策本部を設置し、応急対策を実施する。

１　初動体制

（１）初動

本市及び隣接市町において、大規模な事故災害が発生したとき、又はそのおそれがある場合は、その後の活動を滞りなく実施するため、直ちに初動体制を敷き、初期の応急対策を実施する活動体制をとる。

（２）初期の防災活動の実施

初動応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。また、被害状況に応じて、事故対策本部の設置が必要と市長が判断した場合は、速やかに事故対策本部を設置する。

ア　事故情報の収集及び伝達に関すること
イ　医療・救助に関すること
ウ　避難に関すること
エ　その他、必要と認めること

（３）体制

風水害時の災害対策本部体制に準ずる。

２　事故対策本部の設置及び廃止

（１）設置

ア　大規模な事故災害による相当な被害が予想される場合は、市長は、事故対策本部を設置する。ただし、災害救助法の適用を必要とする程度の被害が生じたときは、直ちに災害対策本部に切り替え、必要な対策を実施する。
イ　市長が、出張又は病気などにより、市本部長の業務を遂行できないときは、災害対策本部に準じ、代行者が本部長の業務を代行する。

（２）開設場所

事故対策本部は、橋本市本庁舎内におく。

（３）組織体制

事故対策本部の組織及び各班の編成と事務分掌は、災害対策本部に準じる。

（４）廃止

ア　市域内において災害のおそれが解消したとき
イ　災害対策本部が設置されたとき
ウ　災害応急対策が概ね完了したとき
エ　その他、本部長が必要ないと認めたとき

（５）県への報告

事故対策本部を設置又は廃止したときは、県に報告を行う。

３　動員計画

風水害等の災害対策本部体制に準ずる。

第２節　航空災害応急対策計画

【危機管理室、総合政策部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係機関】

1　発災直後の情報の収集・連絡

（1）事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、航空機事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（2）航空運送事業者

航空運送事業者は、自己の運航する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに国土交通省（大阪航空局）等防災関係機関に連絡する。

（3）大阪空港事務所

大阪空港事務所は、航空機事故が発生した場合、速やかに県警察本部に連絡するとともに、県、市、消防機関等からの情報収集に努める。

（4）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、航空機事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

（5）県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署及び関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2　活動体制

（1）市の活動体制

航空機事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

（2）航空運航事業者の活動体制

航空運航事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3　救助・救急活動

県、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

４　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（3）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（4）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

5　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（1）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（2）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

6　住民の避難

（1）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。

避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

７　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

８　行方不明者の捜索・遺体の処理

第４編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第３節　鉄道施設災害応急対策計画

【情報・運用支援班、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社、南海電気鉄道株式会社】

１　基本方針

鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、必要な応急対策を迅速に実施する。

２　西日本旅客鉄道株式会社和歌山支店（橋本駅）の応急対策

災害発生の場合、防災業務実施計画、鉄道事故及び災害処置準則、災害時運転取扱要領の定めるところにより、被害を最小限にとどめ、迅速に応急復旧の体制を確立する。

ア　運転事故等が発生したときは、和歌山支社内に事故対策本部を、事故現場に現地対策本部を設置するものとする。

【事故対策本部等の種別、設置標準及び招集範囲】

<table>
<tr><th>種別</th><th>設置の標準</th><th>招集範囲</th></tr>
<tr><td rowspan="2">第１種体制</td><td>・重大な列車事故が発生したとき
・旅客が死亡したとき
・多数の負傷者が生じたとき
・特に、必要と認めたとき</td><td>招集可能者の全員
（Ａ招集）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第２種体制</td><td rowspan="2">招集可能者の半数
（Ｂ招集）</td></tr>
<tr><td>・列車事故が発生したとき
・本線が長時間不通となるおそれがあるとき又は長時間影響を及ぼすとき</td></tr>
<tr><td>・その他、特に必要と認めたとき</td><td>必要最小限の数
（Ｃ招集）</td></tr>
</table>

（注１）招集範囲は、本部員の班別構成標準による。
（注２）上記を標準として関係室課長及び駅区所長は、種別毎の招集者を定めておくこと。

イ　代替交通の確保
被災状況により運行が困難となった場合は、代替交通の確保について検討する。

３　南海電気鉄道株式会社（橋本駅）の応急対策

災害が発生した場合、運転取扱心得並びに鉄道事業緊急時対策内規の定めるところにより、被害の拡大防止と旅客の安全を確保し、被害を早期に復旧して輸送の再開を図る。

ア　現地対策本部、緊急事態対策本部の設置

被害が発生した場合、発生地に現地対策本部を、またその状況により、本社に緊急事態対策本部を設置する。

イ　本部の任務内容

本部は、次の業務を行う。

（ア）情報の収集・伝達
（イ）職員の非常招集
（ウ）災害箇所の調査、報告
（エ）救護活動の支援
（オ）応急復旧用の資機材調達
（カ）振替輸送及び代行輸送の手配

４　発災直後の情報の収集・連絡

（１）事故原因者等

事故原因者又は事故発見者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、警察等防災関係機関にその旨を通報する。

（２）鉄道事業者

鉄道事業者は、鉄道事故が発生した場合、速やかに国土交通省（近畿運輸局）等防災関係機関に連絡する。

（３）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、列車事故が発生した場合は、火災・災害等即報要領により第一報を消防庁に対して、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

（４）県

県は、市、橋本警察署、かつらぎ警察署及び関係事業者から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

５　活動体制

（１）市の活動体制

鉄道事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

（２）鉄道事業者の活動体制

鉄道事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

6　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、鉄道事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては､他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助･救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また救助・救急活動のため､必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、鉄道事業者は相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）鉄道事業者

鉄道事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

8　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ　県は､市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は､県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」参照。

9　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

10　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

11　行方不明者の捜索・遺体の処理

第４編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第４節　道路災害応急対策計画

【応急対策班、県土整備部、和歌山河川国道事務所】

１　基本方針

道路管理者は、災害発生後の道路状況を的確に把握し、被害を受けた道路を速やかに復旧して交通の確保に努める。

２　通行の禁止及び制限

道路管理者は、道路の破損・決壊・その他の事由により通行が危険であると判断される場合には、区間を決めて通行を禁止又は制限する。

通行の禁止及び制限を行った場合には、その内容を警察署や他の防災関係機関並びに県支部を通じて県本部に速やかに連絡する。

３　応急復旧の優先順位

道路管理者は、協議会及び市が選定した緊急輸送道路に基づき、原則として次の順序で速やかに応急復旧を行い、緊急輸送道路ネットワークを確保する。

ア　市が、救援活動のために特に重要であると指定した路線
イ　協議会で策定した第一次緊急輸送道路
ウ　協議会で策定した第二次緊急輸送道路
エ　その他の路線
＊緊急輸送道路【資料編　P-31 参照】

市本部は、原則として緊急輸送道路と市の防災活動拠点を連結する路線の応急復旧を優先的に行う。ただし、国道・県道の管理者から緊急輸送道路のう回路として市道を利用したい旨の要請があった場合には、当該路線の復旧を優先する。

４　資機材・要員の確保

災害発生時には、市本部は、速やかに応急復旧のための資機材及び要員の確保にあたるとともに、対応可能な事業者等の協力を得て、迅速な応急復旧作業を実施する。

そのため、協力を得られる事業者等とあらかじめ協議をしておくこととする。

５　情報連絡体制

道路管理者は、災害発生後直ちに情報を収集し、収集した情報を互いに連絡、交換することにより被災地域周辺の道路ネットワークの状況を把握する。また、収集した情報を基に、速やかに応急復旧の計画をたてる。

（１）道路管理者間の情報連絡

災害発生後直ちに、それぞれが管理する道路の被害状況等の情報を収集する。収集した情報は、速やかに県支部を通じて県本部へ連絡し、道路情報の一元化を図る。

（２）道路占用施設管理者との情報連絡

それぞれが管理する道路における上下水道、電気、プロパンガス、電話等の道路占用施設の被害状況等の情報の収集に努める。

交通に支障となる道路占用物の被害が発生した場合には、当該占用施設の管理者に通行の安全確保と早期復旧を指示する。

（３）警察との情報連絡

道路管理者は、警察署との連絡を密にし、被害状況・通行規制状況等の情報を交換する。

6　道路管理者間の相互協力

それぞれの道路管理者は、県支部を通じて県本部と緊密に連絡を取り、互いに連携して緊急に確保すべきルートの検討作業を行う。また、応急復旧作業の実施にあたっても、互いに協力して緊急輸送道路ネットワークの早期確保に努める。

また、各道路管理者は、発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、和歌山県道路啓開協議会の設置によって関係機関と連携してあらかじめ道路啓開等の計画を作成するものとし、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、和歌山県道路啓開計画も踏まえて、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等との協定の締結に努めるものとする。

7　県道＜県本部（道路班）＞

県本部は、災害発生後の応急対策活動を円滑に行うため、あらかじめ指定された緊急輸送道路の交通の早期確保に努める。

（１）情報収集

県本部は、あらかじめ定めた計画に基づき職員を現地に派遣し、緊急輸送道路の被害状況、交通確保状況等の情報を収集する。収集した道路情報は、県支部を通じ県本部（道路班）に連絡する。

（２）応急復旧

ア　県本部は、収集した道路情報をもとに応急復旧計画を策定し、道路機能の確保に努める。

イ　緊急輸送道路の一部が通行不能になり、復旧に日時を要することが予想されるときは、県本部は、これのう回路として市道の使用を検討する。う回路として市道を使用する場合は、その旨を市本部に連絡し、交通確保の協力を要請する。

ウ　復旧作業の実施については、あらかじめ締結した「協定」に基づき、一般社団法人和歌山県建設業協会に資機材・労力等の提供を求める。

8　国道＜近畿地方整備局、県本部（道路班）＞

緊急輸送の確保と安全かつ円滑な交通を確保する。

ア　道路の被害状況等を速やかに把握し、関係機関に連絡する。
イ　道路上の車両、道路上の倒壊物又は落下物等、道路の通行に支障を及ぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。この場合、主要避難路及び緊急交通路から優先的に実施する。
ウ　上下水道、電気、プロパンガス、電話等道路占用の施設の被害を発見した場合は、各施設の管理者に通報する。緊急の場合は、通行の禁止、又は制限、あるいは現場付近への立入禁止の必要な措置を講じ、防災関係機関、施設の管理者等に通報する。

9　京奈和自動車道＜近畿地方整備局＞

京奈和自動車道で災害が発生した場合は、近畿地方整備局の防災等業務要領の定めるところにより、統括責任者による非常体制を指令し、職員等の非常出勤体制による災害応急活動に入る。

（1）防災機関等への連絡

近畿地方整備局は、災害による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各関係防災機関へ速やかに連絡する。

（2）点検措置

災害の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、緊急復旧計画を策定し、応急措置をとるものとする。

（3）交通規制

災害の発生と同時に、警察と協力して必要な交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板、パトロールカー等により、通行者に対する避難誘導措置を講じる。

（4）初期消火及び火災防止運動

高速道路上において、衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により、迅速に初期消火活動を行い、火災の拡大防止に努める。

（5）救出及び応急手当

災害により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請するものとし、近畿地方整備局は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

（6）危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

災害により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動を要請し、同機関の行う除去作業に協力する。

10　林道

災害により被災した林道を、速やかに復旧する。また、路上の崩落、倒壊による障害物については、林道管理者、関係機関等の協力を得て除去する。

11　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、道路管理者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関との密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

12　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、県、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署は、相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を受けた場合又は自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

13　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。
イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

14　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】
・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

15　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

16　行方不明者の捜索・遺体の処理

第４編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第 10 章　林野火災応急対策計画

【建設部、経済推進部、消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、林業関係者】

近年、森林は健康増進・野外教育等の場として評価されるようになり、森林への入山者が増加している。

本市でも、野外活動施設（キャンプ場）があり、森林のレクリエーション利用者の増加のため、たばこ・たき火等の火気の不始末により、林野火災の危険性が増大している。

1　発災直後の情報の収集・連絡

（1）火災通報者等

出火行為者又は火災発見者等は、林野火災を発見した場合には、速やかに市、消防機関、警察等防災関係機関に、火災の状況等を通報する。

（2）市

市は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

（3）県

県は、市、警察から、情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2　活動体制

（1）市の活動体制

林野火災が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。なお、活動は、「警防規程」に基づく。

（2）林業関係者

林業関係者は、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、警察等との連携を図り、初期対応、情報連絡等の協力に努める。

3　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署等は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（1）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助・救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

４　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市等は、相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。

また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

5　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては、伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」参照

6　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて、住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。

7　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（1）広報事項

広報は、概ね次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（2）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道期間に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

8　行方不明者の捜索・遺体の処理

第４編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第 11 章　危険物等災害応急対策計画

予想される危険物等災害の種類は数多く考えられ、また、将来の社会構造の変化に伴い予測し得ない事故が発生することも考えられる。この計画は、現在、橋本市において発生することが予想される危険物等災害として、以下のものを想定とした。

（１）危険物施設災害、火薬類災害、高圧ガス災害等

危険物施設における大規模な火災、爆発等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（２）毒物劇物事故災害

毒物・劇物の飛散、漏えい、流出等により、多数の死傷者等が発生し、又は発生するおそれがある場合。

（３）放射性物質事故等災害

核燃料物質等の放射性物質運搬中における事故が発生した場合、若しくは放射性同位元素取扱事業所等における放射線障害が発生した場合、又はそれらのおそれがある場合。

（４）有害物質流出等災害

有害な化学物質、油、ガス、放射性物質などが自然環境や人々の生活空間に流出することで、多数の死傷者が発生した場合。

第１節　橋本市事故対策本部の設置　【関係部班、関係機関】

本市及び隣接市町において、前頁に示す（１）～（４）のような大規模な事故災害が発生し、又はそのおそれがある場合、住民の生命・身体と安全を守るため迅速かつ的確な防災活動を実施するために、事故対策本部を設置し、応急対策を実施する。

※初動体制、事故対策本部の設置及び廃止、動員計画については、第４編第９章第１節「橋本市事故対策本部の設置」を参照。

１　危険物等災害応急対策の基本方針

危険物等災害が発生した場合には、その性質上、大災害に発展する危険性が大きいことから、特に迅速な応急対策を行う。また、危険物施設等の自衛消防組織の活動により、被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図るとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

２　責任者等の対応

責任者及び危険物を輸送・運搬中の者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置を行う。

（１）連絡通報

ア　発災時には、直ちに 119 番で消防本部に通報する。

イ　付近住民並びに近隣企業に通報する。

ウ　責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて関係機関に通報する。

（２）初期防除

各種防災設備を効果的に活用し、迅速な初期防除を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方途を講ずる。

（３）医療救護

企業内救護班により、応急救護を実施する。

（４）避難

企業自体の計画に基づき、従業員等の避難を実施する。

第２節　危険物施設災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

１　発災直後の情報の収集・連絡

（１）事業者等

事業者又は事故発見者は、危険物等災害が発生した場合、速やかに最寄りの消防機関、橋本警察署、かつらぎ警察署等防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。危険物施設等の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

（２）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す危険物等事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア　死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
イ　負傷者が５名以上発生したもの
ウ　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの、又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの
エ　500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故
オ　海上、河川への危険物流出事故
カ　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

※火災・災害等速報要領による

（３）県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を危険物等の取扱規制担当庁（消防庁、経済産業省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

２　活動体制

（１）市の活動体制

危険物等災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

（２）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3　危険物施設の応急対策

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者等は、市本部、県本部、消防本部、伊都消防組合消防本部の指導を受けて、危険物施設の実態に応じて、応急対策を講じる。関係機関は連携して、次の措置をとる。

ア　危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止
イ　危険物の移送運搬の中止並びに車両の転倒防止と出火漏えいの防止
ウ　初期消火要領の徹底並びに混触発火等による火災の防止及び異常反応、タンク破壊等による広域拡散の防止
エ　被害発生時の危険物に対する自衛消防隊と活動要領の確立
オ　防災機関による災害状況の把握と相互間の連携活動により、従業員及び周辺地域住民等に対する人命安全措置の強化

4　危険物等移動搬出の応急対策

災害による被害の拡大を防止するため、危険物等施設の管理者及び危険物等を輸送する者は、それぞれ必要な措置を講じる。

（1）警察署、消防機関

ア　施設管理者に対し、保安施設、応急資機材等を必要により整備充実させ、効果的な活動を推進する。
イ　移動可能なものは、周囲の状況により、安全な場所へ移動させる。

（2）指定地方行政機関等

ア　中部近畿産業保安監督部近畿支部

災害の発生及び拡大を防止するため、一般高圧ガス及び液化石油ガスを輸送する者に対し、その移動の制限又は一時禁止等の緊急命令を発する。

イ　近畿運輸局

危険物を輸送・運搬する業者に対し、災害時の連絡、応急措置等の指導及び訓練の実施を指導する。

ウ　鉄道各社

（ア）基本方針

危険物輸送に関し、火災、漏えい等の事故が発生した場合は、拡大や併発事故を防止するための諸体制の確立に努める。

鉄道各社内における応急措置要領に従い、消火、火気厳禁、立入禁止等の措置を講じるとともに、消防、警察等の関係機関に通報する。

5　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては､他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助･救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者、又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

6　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は、交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動

イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

8　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

9　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

10　行方不明者の捜索・遺体の処理

第４編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第３節　火薬類災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

１　火薬類貯蔵施設の応急対策

火薬類製造業者などは、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、実態に即した応急措置をとるとともに、関係機関と連携を密にして、防災体制を確保する。

火薬類貯蔵施設の保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。

なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

・爆発、誘爆の回避措置
・危険区域、立入禁止区域の設定
・盗難防止措置
・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
・付近住民等への危険周知及び避難誘導
・警察、消防等への通報

２　市、県及びその他防災関係機関の対応

救助・救急活動、消火活動、医療救護活動、住民の避難、災害広報の実施、行方不明者の捜索・遺体の処理については、第４編第 11 章第２節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

第４節　高圧ガス災害応急対策計画

【消防本部、消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、危険物施設の責任者、関係機関】

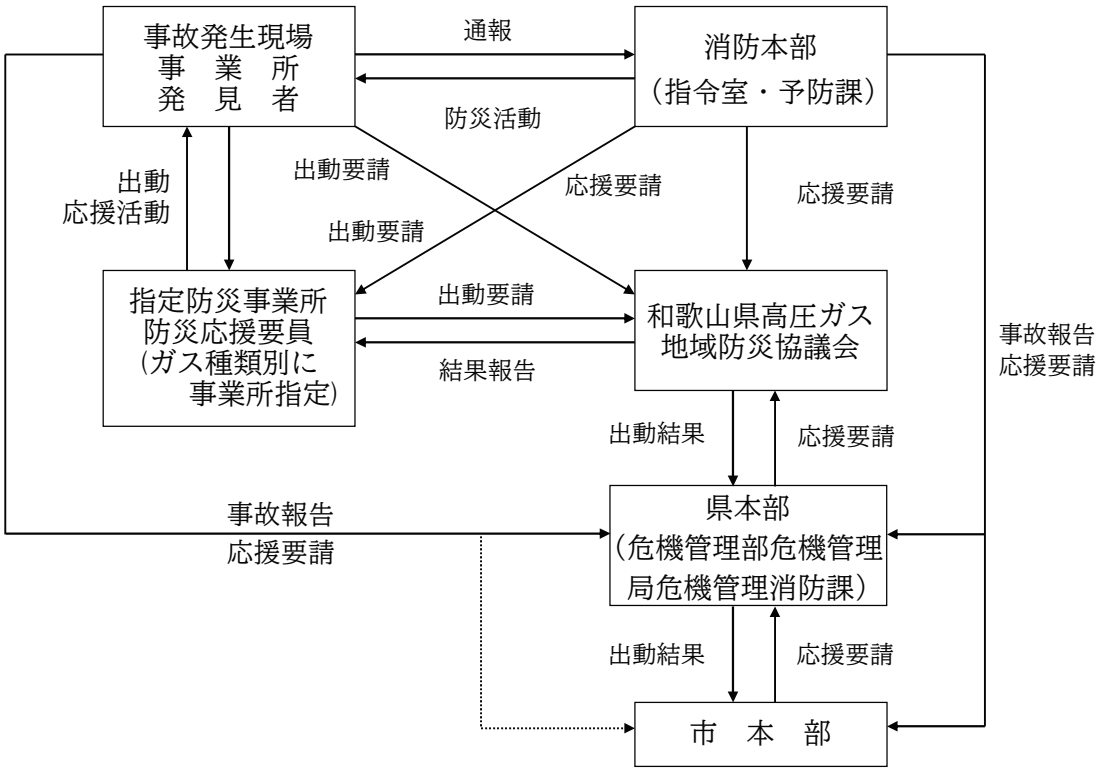
1　高圧ガス貯蔵施設の応急対策

高圧ガス貯蔵施設において、火災、爆発、漏えい等の被害を最小限にとどめるため、関係事業者は、実態に即した応急措置をとるとともに、関係機関と連携を密にして防災体制を確保する。

高圧ガス貯蔵施設の保安係員等は、災害発生時には、直ちに損傷状況を目視により確認し、次の自主防災活動を行う。なお、異常がない場合にも定期的な確認を行い、被害の防止に努める。

・ガス遮断等の緊急措置
・危険区域、立入禁止区域の設定
・火災拡大、延焼、類焼の回避措置
・消防、和歌山県高圧ガス地域防災協議会等の防災関係機関への通報及び応援要請
・付近住民等への危険周知及び避難誘導

【高圧ガス貯蔵施設等における応急対策の活動フロー】



2　市、県及びその他防災関係機関の対応

救助・救急活動、消火活動、医療救護活動、住民の避難、災害広報の実施、行方不明者の捜索・遺体の処理については、第４編第 11 章第２節「危険物施設災害応急対策計画」を準用する。

第５節　毒物劇物災害応急対策計画

【福祉保健班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、毒物施設の責任者、関係機関】

1　発災直後の情報の収集・連絡

（1）事業者等

事業者又は事故発見者は、毒物劇物に係る災害が発生した場合、直ちに橋本保健所、消防機関、警察署、市本部等の防災関係機関にその旨を通報する。また、付近住民並びに近隣企業に通報する。

毒物劇物取扱施設の責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて、関係機関に通報する。

（2）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

なお、以下に示す毒物劇物事故が発生した場合、火災・災害等即報要領により、第一報を消防庁に対しても、可能な限り早くわかる範囲で報告する。

ア　死者（交通事故によるものを除く）又は行方不明者が発生したもの
イ　負傷者が５名以上発生したもの
ウ　毒物劇物を貯蔵又は取扱施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 ㎡程度以上の区域に影響を与えたもの
エ　毒物劇物を貯蔵又は取扱施設からの毒物劇物の漏えい事故で、次に該当するもの
　（ア）河川等へ毒物劇物が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
　（イ）500 キロリットル以上のタンクからの毒物劇物の漏えい等
オ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリー等の事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
カ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

（3）県

県は、市、警察から情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を毒物劇物等の取扱規制担当庁（厚生労働省）へ連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2　活動体制

（1）市の活動体制

毒物劇物事故災害が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し、災害応急対策を実施する。

（2）関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3　毒物劇物等貯蔵施設の応急対策

災害の発生に伴い、その被害を最小限にとどめるとともに、地域住民の健康被害の防止を図る。毒物劇物等貯蔵施設の管理者は、次の措置をとる。

ア　中毒防止方法の広報活動
イ　毒物劇物等の漏えい、流出、浸出、拡散等の場合、中和剤等による中和除毒及び消火作業（周辺住民の人命安全のため）
ウ　毒物劇物等の流出等により周辺住民の健康に害を及ぼすおそれが生じた場合、市本部長（市長）に通報
エ　保健所等防災関係機関への連絡
オ　貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置（災害発生後直ちに実施）

4　毒物劇物、危険物等の流出に対する応急対策

陸上施設から河川等に大量の毒物劇物、危険物等が流出・飛散した場合、迅速かつ適切に二次災害の防止に努める。

（1）二次災害防止のための応急措置

ア　当該事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに保健所、消防機関、警察署、市本部等に通報連絡する。
イ　当該関係機関、毒物劇物又は危険物等の取扱者は、毒物劇物、危険物等の大量流出・飛散による二次災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連携を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して、防除対策が迅速かつ的確に実施できるよう協力体制を確立する。
ウ　当該関係機関、毒物劇物又は危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。
エ　毒物劇物、危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。
　（ア）拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、木材等の応急資機材を展張する。
　（イ）オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した毒物劇物、危険物等を、吸引ポンプその他により吸上げ又はくみ取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。
　（ウ）流出した毒物劇物、危険物等について発生する可燃性ガスの検知及び火災の発生防止に必要な措置を講ずる。
オ　市本部長（市長）及び警察署長等は、飲料水汚染の可能性がある場合には、水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置を講ずる。

5　救助・救急活動

市、県、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、関係事業者は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては､他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助･救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。

また､市や消防本部･消防団､伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、他の防災関係機関と連携して、負傷者の救助活動を実施し、また、救助・救急活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプター及びドクターヘリコプターの出動
イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施
エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請
オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請
カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

６　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、橋本警察署・かつらぎ警察署、県、市、関係事業者は、相互に連携する。

（１）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、迅速に消火活動を行う。また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（２）橋本警察署・かつらぎ警察署

橋本警察署・かつらぎ警察署は、消火活動のため、必要がある場合は交通規制を行う。

（３）県

県は、市から応援要請を求められた場合、また、自ら必要と認める場合は、次の措置を講じる。

ア　防災ヘリコプターの出動

イ　消防組織法第 44 条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請

ウ　「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の実施

エ　相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請

オ　自衛隊法第 83 条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請

カ　消防組織法第 43 条に基づく市本部長（市長）又は消防長に対する指示

（４）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

7　医療救護活動

市、県、国、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会は、相互に連携して迅速かつ的確に医療救護活動を行う。

（１）救護所の設置、運営

ア　市は、迅速な医療救護活動を行うため、必要に応じて事故現場等に救護所を設置するとともに、救護所の運営にあたっては伊都医師会、医療機関に協力を要請する。

イ　県は、市から要請があった場合又は自ら必要と認めた場合は、県医師会等に対し、県下医療機関の協力が得られるよう要請する。

（２）医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療機関に関する協力要請があったとき、又は医療救護を必要と認めたときは、近畿厚生局、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県医師会、和歌山県病院協会、和歌山県歯科医師会等の関係機関に医療救護班の派遣を要請する。

詳細は、第３編第５章第８節「医療助産計画」を参照。

8　住民の避難

（１）避難の指示と避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先とし、必要に応じて住民に対し避難の指示を行う。また、避難誘導に際しては、避難行動要支援者を優先する。

【避難の指示の際、住民に伝える内容】

・避難対象地域
・避難指示の理由
・事故の所在・状況
・避難先及び避難経路
・避難時の携帯品

（２）避難所の設置と運営

市は、必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所の設置及び運営については、第３編第５章第３節「避難計画」を準用する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

避難所の運営については、女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努めるものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

９　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（１）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　被害者の安否状況
エ　応急対策の実施状況
オ　交通規制の状況
カ　住民に対する協力及び注意事項
キ　その他、必要と認められる事項

（２）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

10　行方不明者の捜索・遺体の処理

第４編第５章第 12 節「遺体捜索処理計画」を準用する。

第６節　放射性物質事故応急対策計画

【消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者、関係機関】

1　発災直後の情報の収集・連絡

（1）事業者等

原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）を発見後又は発見の通報を受けた場合、国（官邸（内閣官房）、内閣府、経済産業省、文部科学省、国土交通省）、県、市、消防機関、警察等の関係機関にその旨を連絡する。

また、放射性同位元素取扱事業者等は、事務所外運搬中の事故、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合、直ちにその旨を県、警察、消防機関に通報し、放射線障害防止法第 33 条に基づき、遅滞なく国（文部科学省又は国土交通省）にその旨を届け出る。

（2）市

市は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

（3）県

県は、国、市、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等の防災関係機関に対し、情報の提供を求め、又は自ら情報収集活動を実施し、状況の把握に努めるとともに、把握した情報については、必要に応じ、市等に連絡する。また、ヘリコプター等からの画像伝送の活用等により、早期の情報収集に努める。

2　活動体制

（1）市の活動体制

ア　放射性物質運搬事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し、災害応急対策を実施する。

イ　放射性物質関係施設において事故が発生、又は発生のおそれがある場合、直ちに初動活動を行うとともに、事故対策本部を設置し、県、関係機関と連携し災害応急対策を実施する。

（2）関係事業者

関係事業者（原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者、以下「関係事業者」という）は、発災後速やかに、災害の拡大防止のために必要な措置を講じるとともに、職員の非常参集、情報収集、連絡体制を確立し、対策本部の設置等必要な体制をとる。

3　災害の拡大防止

関係事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて、立ち入り制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、災害の拡大の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じて他の原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。市本部は、関係事業者と協力して、次の措置を講ずるとともに、放射線源の露出、流出等について、速やかに県本部に報告し、被害状況に応じた応急的な対策を確立する。

ア　定められた施設の点検による緊急措置（施設の破壊などによる放射線源の露出、流　　出等の防止を図るため）
イ　放射線源の露出、流出による危険区域の設定及び被害の拡大防止
ウ　放射線漏えいの危険がある場合、応急的な警戒区域の設定
エ　施設管理者と協力した汚染拡大防止措置
オ　放射線治療中の被災者から他の者が被曝しないための防止措置及びその被災者を直ちに治療施設に収容するための連絡調整

4　救助・救急活動

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係機関は、連携して迅速に救助・救急活動を行う。

（1）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに救助・救急を要する者の把握に努めるとともに、負傷者を医療機関（救護所を含む）へ搬送する。活動を実施するにあたっては、他の防災関係機関と密接な連携のもとに救助･救急活動を行う。

負傷者の搬送にあたっては、救命措置を要する者又はトリアージによる重傷者を優先し、搬送先の医療機関の負傷者等の受け入れ可否等の情報を把握する。また、市や消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部だけでは対処できない場合は、県や他の消防機関に応援要請を行う。

（2）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

5　消火活動

迅速かつ的確な消火活動を行うため、市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部、関係事業者、関係機関は、相互に連携する。

（1）市及び消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部

市、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部は、速やかに火災の状況及び被害状況の把握に努めるとともに、関係事業者からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法を決定するとともに、安全性の確保に努め、迅速に消火活動を行う。

また、消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部の消火活動のみでは対処できないと認める場合には、県内の他の消防機関に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプター、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請する。

（2）関係事業者

関係事業者は、事故災害発生直後に初期消火活動を行うよう努めるとともに、直ちにその旨を消防本部・消防団、伊都消防組合消防本部に通報し、消火活動を実施する防災関係機関に可能な限り協力する。

6　災害広報の実施

市は、事故災害の発生場所、被害状況等について、広く住民への周知を図るため、県及び関係機関と連携して、迅速な広報活動を実施する。

（1）広報事項

広報は、概ね、次のような事項について行う。

ア　事故の発生日時及び場所
イ　被害の状況
ウ　応急対策の実施状況
エ　交通規制の状況
オ　住民に対する協力及び注意事項
カ　その他、必要と認められる事項

（2）広報手段

ア　新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対する発表
イ　防災行政無線
ウ　広報車による巡回活動
エ　インターネット、防災メール等の利用
オ　自主防災会、区・自治会を通じた連絡
カ　その他、状況に応じた広報

第７節　有害物質流出等応急対策計画

【市民生活班、消防本部、消防団、市民病院、伊都消防組合消防本部、橋本警察署、かつらぎ警察署、関係事業者、関係機関】

1　計画方針

ア　有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害が生じ、又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。

イ　この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずるおそれのある以下の物質とする。

（ア）大気汚染防止法施行令第３条の３第１号で規定されている吹付け石綿（レベル１）

（イ）水質汚濁防止法第２条第２項第１号で規定される有害物質

ウ　事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。

エ　事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市と連携して実施する。

2　計画内容

ア　石綿飛散防止対策（上記１　イの（ア）の物質）

市は、県に協力して、アスベスト台帳に基づき、石綿飛散のおそれのある建築物等の損壊状況の把握を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう指導する。

吹付け石綿（レベル１）の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

また、県と連携して、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

イ　有害物質流出防止対策（上記１　イの（イ）の物質）

市は、県、関係機関及び事業所と連絡を取り、対象有害物質の流出の有無、汚染状況を迅速かつ的確に収集する。

事業者は、水質汚濁防止法第 14 条の２に基づき、応急の措置を講じ、事故の状況及び講じた措置を県に届け出るとともに、市に報告する。

市及び県は、事業者が講じた応急の措置が十分でないと判断される場合には指導を行う。

事業者は、被災状況に応じて、有害物質に汚染された土壌等の測定を実施する。なお、測定場所の選定等においては、県及び市の協力を得て実施する。また、有害物質の流出により住民の健康被害が生じるおそれがある場合は、県及び市等に連絡するとともに、周辺住民へ広報を行う。

第 12 章　公共的施設災害応急対策計画

災害発生時には、市民生活及び防災関係機関の各施設関係者は、被害情報等の収集・伝達を迅速かつ緊密に行うとともに、応急措置・復旧対策にあたっては、相互に協力して合理的な対策を実施する。なお、各ライフライン関係事業所は、平常時から管路図等の資料の保管整備に努めるものとする。また、各防災関係機関において、応急対策計画を策定するとともに、平常時から他の防災関係機関との連絡調整に努める。

第１節　公衆電気通信施設災害応急対策計画

【NTT 西日本株式会社和歌山支店、関係機関】

１　基本方針

災害が発生した場合は、災害等対策規定に基づき、重要通信を確保し、あるいは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、適切な応急対策を講じる。

２　応急対策

ア　災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、情報の収集・伝達、応急対策及び復旧計画等の総合調整を図り、速やかに応急対策がとれる体制を確立する。

イ　地震が発生した場合は、次の応急対策を実施する。

（ア）通信用電源の確保（予備電源設備、移動電源車等の出動）

（イ）通信の確保（ポータブル衛星通信、移動無線車、非常用可搬形デジタル交換装置等の災害対策機器の出動）

（ウ）特設公衆電話の設置

（エ）輻輳対策（発信規制、災害用伝言ダイヤル等の運用）

ウ　災害時における電気通信サービスの提供に関して、公共機関等の通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防止し、一般公衆通信の確保に努める。このため、応急作業を迅速かつ的確に実施し、通信の早期復旧に取り組むものとする。

３　通信確保のための応急措置

（１）回線の復旧順位

最小限の通信を確保するため、次のとおり回線の復旧順位を定め、それに従って措置を講じる。

ア　第１順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力供給の確保に直接関係のある機関

イ　第２順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体

ウ　第３順位

第１順位、第２順位に該当しないもの

（２）所管通信用建物及び電気通信設備に対する応急措置

ア　通信用建物が被災した場合は、当該建物の継続運用のための応急措置をとるとともに、当該建物等の迅速な復旧が困難と認められた場合には、他の建物の利用又は借入等の方法により、速やかに業務の開始を図る。

イ　交換機をはじめとする所内設備及び加入者ケーブル等の所外設備が被災した場合は、代替設備として、被災地等に、非常用可搬形デジタル交換装置、応急ケーブル等を使用し、重要な通信を確保する。

（３）特設公衆電話等の開設

避難所等に特設公衆電話等を設置し、電話等の利便を図る。

（４）通信の利用制限

次の理由により、通信の疎通が著しく困難な場合又はそのおそれがある場合には、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

ア　通信が著しく輻輳する場合

イ　通信電源確保が困難な場合

ウ　回線の安定維持が困難な場合

（５）利用者への周知

災害のため通信が途絶した場合、若しくは利用の制限を行ったときは、広報車、テレビ、ラジオ、窓口掲示等の方法により、次の事項を利用者に周知する。

ア　通信途絶、利用制限の理由及び内容

イ　災害復旧に対してとられている措置及び応急復旧状況等

ウ　通信の利用者に対し協力を要請する事項

エ　その他、必要な事項

（６）非常・緊急通話の取り扱い

天災、事変、その他の緊急事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、予防若しくは救援、交通、通信、電力の確保や社会秩序維持のため、電話サービス契約約款に基づき、あらかじめ指定した機関について、非常・緊急通話を取り扱う。

４　復旧計画

災害により被災した通信の復旧にあたっては、電気通信設備等の機能、形態を被災前の状態に復するが、早期復旧を前提に、被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張や改良工事を盛り込んだ復旧工事を、次のとおり行う。

ア　原状に復する工事を行う。

イ　被害を受けた原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を盛り込んだ復旧工事を行う。

第２節　電力施設災害応急対策計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社橋本配電営業所】

１　基本方針

関西電力株式会社等は、電気事業の公共性に鑑み、災害による電力施設の被害の軽減と早期復旧を図り、電力供給の使命を果たすとともに、公衆に対する電気災害の防止を徹底する。

２　応急対策

（１）突発的災害時の体制確立

災害等による突発的災害が発生した場合には、規模その他の状況により、応急対策を推進するための体制を確立し、直ちに応急措置を講ずる。

（２）災害時における情報連絡

ア　災害発生時において、的確な被害情報等の把握及び復旧指示を行うため、速やかに情報連絡体制を確立する。

イ　災害発生時における自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに協力会社等との連絡体制を確立する。

（３）対応要員の確保

ア　地震の突発性に即応できるよう、応急対策（工事）に従事可能な人員を、協力会社も含めて把握しておく。

イ　他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社、電力広域的運営推進機関（以下、「広域機関」という。）、協力会社、電気工事店および隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

ウ　対策組織が設置された場合は、対策要員は各社の計画により速やかに出動する。なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、あらかじめ定められた基準に基づき、直ちに出動する。

（４）災害時における広報

ア　災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

（ア）無断昇柱、無断工事をしないこと。

（イ）電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに送配電コンタクトセンターに通報すること。

（ウ）断線垂下している電線には、絶対触れないこと。

（エ）浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取り付けすること及び必ず電気店等で点検してから使用すること。

（オ）屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。

（カ）電気器具を再使用するときは、プロパンガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
（キ）台風の襲来が予想される場合は、飛散防止等の注意喚起を図ること。
（ク）その他の事故防止のため留意すべき事項。

イ　広報の方法については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS 及び L アラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

3　復旧計画

（1）復旧資機材等の確保

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア　現地調達
イ　対策組織相互の流用
ウ　他営業所・他電力会社、協力会社等からの融通。

（2）輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、ヘリコプター等により行う。

（3）復旧資機材置場等の確保

災害時において、復旧資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、市本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

（4）復旧順位

復旧計画の策定及び実施にあたっては、下記に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

ア　送電設備
（ア）全回線送電不能の主要線路
（イ）全回線送電不能のその他の線路
（ウ）一部回線送電不能の主要線路
（エ）一部回線送電不能のその他の線路

イ　変電設備
（ア）主要幹線の復旧に関係する送電用変電所
（イ）都心部に送配電する送電系統の中間変電所
（ウ）重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）

ウ　配電設備
（ア）病院、交通・通信・報道機関、上水道、プロパンガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他の重要施設への供給回線

エ　通信設備
（ア）給電指令回線、制御・監視及び保護回線
（イ）保安用回線

第３節　大規模停電災害応急対策計画

【関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社（橋本配電営業所）】

１　計画の方針

この計画は、大規模停電発生時における重要施設等における迅速かつ円滑な電源確保について定めることを目的とする。

市は、県が主体となって実施する当該計画に適宜協力するものとする。

２　重要施設に対する燃料供給

県は、重要施設の非常用発電設備を稼働させるための燃料が不足した場合には、和歌山県石油商業組合との「大規模災害等発生時における支援等に関する協定」により、重要施設に対して燃料供給を行うものとする。

また、県内だけでは需要に対応できないときは、県は、「災害時石油供給連携計画」が実施されている場合には政府対策本部に対し、実施されていない場合には資源エネルギー庁に対し、石油連盟災害情報収集システムを活用のうえ、燃料供給を要請し、国や石油連盟及び全国石油商業組合連合会の調整により、重要施設に対して燃料供給を行うものとする。

３　重要施設への電源車の配備調整等

県は、大規模停電発生時には直ちに、重要施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車の配備先の候補案を作成するものとする。

県は、国、電気事業者等と調整を行い、電源車の配備先を決定し、電気事業者は、電源車の配備に努めるものとする。

４　外部電源供給可能な車両等の活用

県は、協定を締結している自動車販売会社等が所有する、外部電源供給が可能な車両等の提供を受けて、電力が必要な施設等を把握の上、配備先を決定し、自動車販売会社等へ配備を依頼するものとする。

各協定締結自動車販売会社等は、外部電源供給が可能な車両等の提供に努めるものとする。

第４節　プロパンガス施設災害応急対策計画

【液化石油ガス販売事業者、消防本部、伊都消防組合消防本部】

1　基本方針

液化石油ガス販売事業者は、速やかに応急対策を実施する。

2　プロパンガス施設の応急対策

（1）緊急時の初動体制、連絡通報体制

ア　液化石油ガス販売事業者は、保安要員の確保及び保安教育の徹底を図るとともに、大規模災害によるガス漏れ事故等の発生時における緊急出動体制及び災害の規模に応じた特別出動体制を整備し、消防機関等の防災関係機関との連絡通報体制の確立を図る。

イ　消防機関及び関係機関は、相互の通信連絡体制の確立を図る。

（2）現場到着時の措置

出動した液化石油ガス販売事業者は、早急にガス漏れの場所及び範囲を検知し、ガス災害防止のため、ガスの供給停止等の必要な措置をとる。

（3）ガス供給停止の判断基準

ガス供給の停止措置は、原則として、液化石油ガス販売事業者が行うものとする。ただし、ガス漏れ等の現場に消防機関が先着し、指揮本部長が、次の条件等を総合的に判断してガス爆発防止又は消火活動上緊急にガスの供給を停止する必要があると認める場合には、消防機関がガスの供給遮断を行うものとする。

ア　火災が延焼拡大中であること。

イ　漏えい箇所が不明で、広範囲にわたってガス臭があるとき。

（4）ガス供給の停止後の措置

ガスの緊急停止措置を行った者は、速やかにその旨を関係者に連絡するとともに、ガス使用者に対して周知徹底を図るものとする。

（5）ガス供給の再開

液化石油ガス販売事業者は、個別点検等による二次災害発生の防止措置を講じるとともに、ガス使用者に供給再開の旨を周知させた後に、ガスの供給を再開するものとする。なお、この場合、消防機関と協議するものとする。

（6）現場活動の調整

消防の現場指揮本部長は、現場における関係機関の協議を迅速かつ的確に行い、現場活動の円滑な推進を図るものとする。なお、関係機関は、これに協力するものとする。

（７）警戒区域の設定

火災警戒区域（原則としてガス漏れ場所から 100 メートルの範囲）及び爆発危険区域（ガスの濃度が爆発下限界の 25％を超えるもの）の設定は、消防機関が行うものとする。

（８）広報活動

消防機関、警察、液化石油ガス販売事業者は、相互に協力し、火災警戒区域の設定、火気使用の禁止、ガスの一時供給停止等について広報活動を行い、住民の協力を求めるものとする。

（９）避難措置等の指示及び解除

市本部長（市長）及び警察等は、必要に応じて、第３編第５章第３節「避難計画」に従って避難指示を行うものとする。

（10）プロパンガス関連協会の対応

プロパンガス関連協会は、災害発生時における被害の拡大を防止するため、組織的な動員、情報の収集・伝達、災害広報、通信連絡、その他の応急対策を実施し、プロパンガスの製造及び供給体制の安定に努める。災害発生時には、「災害等の対策要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、防災関係機関と密接に連携しつつ、社内各部門の連絡協力のもと、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第 13 章　文教対策計画

市本部は、災害に際し､学校・園等の教育機関並びに文化財に対して応急対策活動を行う。

第１節　　小・中学校等の計画

【教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】

１　基本方針

幼稚園、保育園、こども園、小学校、中学校、高等学校、障がい児教育諸学校等において、災害発生時の応急対策を通じて、幼児・学齢児童・学齢生徒等（以下「生徒等」という。）の生命・身体の安全の確保と教育活動の確保について万全を期する。

２　防災体制

学校長、園長は、学校・園の実状や生徒等の実態に応じ、以下の点に留意しながら、防災マニュアルを作成し、毎年所要の見直しを行う。

（１）緊急避難計画の策定

ア　学校・園内での活動中を想定した計画

（ア）校内防災組織及び避難場所を確立する。

（イ）避難訓練のマニュアルを作成する。

（ウ）年間計画の中に避難訓練の実施を位置づける。

（エ）災害発生時における教職員の生徒等への指示及び措置の方法を明らかにする。

（オ）学校・園の施設・設備の状況を把握する。

（カ）避難経路と避難場所の安全確保及び誘導の方法を明らかにする。

（キ）教職員の配備と生徒等の安全確認を明らかにする。

イ　学校・園外での活動中を想定した計画

（ア）災害が登下校時及び校外行事等の活動中に発生した場合を想定した避難マニュアルを作成する。

（２）災害時活動体制の確立

ア　学校長、園長は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じる。

(ア)生徒等の避難計画及び訓練の実施並びに保護者との連絡体制を確認しておく。

（イ）教育委員会、健康福祉部、警察署、消防署（団）及び保護者への連絡方法を整備し、関係機関との協力体制を確立する。

（ウ）緊急時の所属職員の非常招集の方法を定め、連絡先を確認し教職員に周知させる。

（エ）災害発生時における初動体制について、あらかじめ最低限必要な動員体制とともに各職員の役割を明らかにし、初動体制の配備計画とともに、以下の点に留意し、具体的なマニュアルを作成する。

ａ　各学校・園ごとに対応に必要な役割、組織と最低人数を明らかにする。

ｂ　学校・園が避難所となる場合を想定した組織体制に基づいて行動できるようにする。
ｃ　職員個々の緊急時に登校する学校・園を明らかにし、教育委員会、健康福祉部に登録するとともに、教育委員会、健康福祉部を通して他校より動員される職員名を把握しておく。
ｄ　このマニュアルは、あくまで初動体制（発生後５日間以内）に基づくものとし、災害の状況に応じた判断のもとに、本来の勤務に戻っていくことを前提とする。

イ　幼児、低学年児童、障がい児等の対応については、それぞれの実態を把握し、適切な誘導ができる体制をつくる。

ウ　幼児、低学年児童、障がい児等の誘導について、職員だけでは対応できない場合には、市本部の協力が得られるよう、日頃より連携を密にする。

エ　特に、障がい児教育諸学校にあっては、常に地域住民や関係医療機関と十分な連携を図る。

オ　教職員による巡回、引率体制を確立し、保護者の協力を得る。

カ　通学路等の危険箇所、地域の避難場所等を明らかにしておく。

キ　各学校・園においては、防災体制についての校内研修等を位置づけるなど、職員への周知徹底を図る。

３　応急対策

（１）災害時の応急対策

災害発生時において、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

ア　学校・園内での課業中の場合

（ア）災害の状況により、職員に対して防災マニュアルにのっとり、適切な緊急避難の指示を与える。

（イ）災害の規模、生徒等、職員及び施設設備の被害状況を把握し、必要に応じて、救援を依頼するとともに速やかに市本部へ報告する。

（ウ）家庭、地域の状況の把握に努め、安全を確認した上で下校させてよいと判断できるまで学校・園に生徒等を留めておくなどの安全措置をとる。

（エ）状況に応じ、市本部との連絡の上、臨時休校等の適切な措置をとる。

（オ）幼児、低学年児童、障がい児等の誘導にあたっては、該当生徒等の実態に応じて、所属職員に対して適切な指示を与える。また、可能な限り市本部の応援者や地域住民の協力を得るものとする。

イ　学校・園外での活動中の場合

（ア）学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、適切な状況判断のもとに、安全な場所に誘導できるよう、活動場所の状況について的確に把握する。

（イ）学校長、園長不在の場合、引率の責任ある職員は、安全な場所に誘導した後、校長等に連絡する。

ウ　課業時間外の場合

（ア）災害が課業時間外に発生した場合、学校長、園長及び職員は直ちに勤務校・園へ登校し、職員は校長等の指示に従い行動する。ただし、学校長、園長がまだ登校しておらず連絡不可能な場合は、防災マニュアルにのっとり、迅速に適切な対応を行う。また、学校長、園長、教頭以外の職員で勤務校が遠隔

地の場合（原則的に自転車等で 120 分以上）は、自宅から最寄りの学校等にて所属長の指示を受けながら対応する。

※あらかじめ施設の鍵等を危機管理室に貸し出すとともに、利用可能な教室の情報を共有するなど、責任者（校長）不在の場合でも受入れ可能な体制を構築する。

（イ）職員は、災害発生直後の参集に関する規定にのっとり、速やかに勤務学校・園又は該当学校・園へ登校し、校長等の指示のもとに所属の生徒等の動静、安否に関する情報の収集に努める。生徒等の安否情報について、学校長は教育委員会に、園長は健康福祉部に、逐次報告する。

［校長］	［教頭］	［教務主任］	［学年主任］	［各学級担当］
∥	∥	∥	∥	∥
生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導 教育委員会へ報告	生徒等の状況の把握と対策対応への指示指導	全校生徒等の安否確認	学年生徒等の安否確認	担任生徒等の安否確認

（２）避難所開設時の対応

学校・園において避難所が開設される場合、学校長、園長は、次のような措置を講じる。

ア　避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な職員を確保して、万全の体制を確立する。この際には、以下の点に留意する。

（ア）課業中に災害が発生した場合には、生徒等の安全確保を最優先とした上で、学校施設等の使用方法について、市本部と協議する。

（イ）各学校・園の実状に応じた避難所開設時用のマニュアルを作成し、その事務分掌を明らかにし職員に周知する。

（ウ）学校長・園長は、できるだけ早い時期に授業が再開できるように努める。

（エ）学校・園は、平常時より教育委員会及び危機管理室との情報交換及び連絡を行っておく。

（オ）学校・園へ避難してくる被災者は、生徒等の保護者も含めた、地域住民が大半であると予想されることから、避難所運営組織のあり方について、避難者による自治的な運営ができるよう、学校・園、地域、保護者間で十分意思疎通を図る。

イ　生徒等については、安全が確認できた段階で、地域と連携しながら可能な範囲で各種の災害対応活動に参加させることも検討する。

４　応急教育対策

（１）災害復旧時の体制

ア　学校長、園長は、教職員、生徒等を掌握の上、校舎内外の整備を行い、生徒等に被害のあるときは、その状況を調査・把握して、教育委員会、健康福祉部に報告するとともに、教科書等の給与に協力するよう努める。

イ　教育委員会は、被災学校ごとに必要な担当職員を定め、情報及び指令の伝達について万全を期す。

ウ　教育委員会、健康福祉部は、職員の分担を定め、避難先を訪問するなど、被災生徒等の安全確保と激励に努める。学校・園に収容できる生徒等は、学校・園に収容し指導する。

エ　学校・園が避難所等になったため授業再開が困難な場合、教育委員会、健康福祉部は、当該学校・園に対して支援教職員の派遣、市職員の派遣等を行い、場合によっては、他の公共施設の確保を図ること等により、早急に授業が再開できるよう万全を期す。

オ　学校長、園長は、災害の推移を把握し、教育委員会、健康福祉部と緊密に連絡を取り合い、平常の学校等運営に戻すよう努める。

（２）学校施設等の確保

市本部は、学校施設等が被害を受けた場合は、次の方法により、校舎等施設の確保に努める。

ア　被害程度別の予定施設

災害の規模及び被害の程度により、次の施設を利用する。

（ア）応急的な修理で使用できる程度の場合は、施設を応急修理し使用する。

（イ）学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋内施設等を利用し、それでもなお不足するときは、２部授業等の方法を行う。

（ウ）校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公共施設又は隣接学校の校舎等を利用する。

（エ）特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民の避難先の最寄りの学校又は被害を免れた公共施設を利用する。

なお、利用する施設がないときは、応急仮校舎の建設に努める。

イ　施設の応急復旧

教育避難班は、計画班と協力し、被災後速やかに被害校舎等の維持保全及び授業実施のため、必要な範囲において応急処置を行う。

この場合、写真撮影等により被害の状況をできるだけ詳細に記録し、保存する。

ウ　施設利用の応援

（ア）教育避難班は、市内隣接学校及びその他公共施設を利用する場合、当該施設管理者と協議の上実施する。

（イ）教育避難班は、隣接市町施設を利用の場合、市本部長（市長）と協議の上決定し、県本部に応援を要請する。

エ　公民館その他社会教育施設の対策

教育避難班は、災害時には社会教育施設が、避難所等として利用される場合が多いので、被災状況の掌握に努めるとともに、必要に応じて応急修理等の処置を速やかに実施する。

（３）教職員の確保と被災調査

教育委員会及び学校長は、災害により教職員に欠員が生じた場合は、職員を確保するとともに、県本部に被災教職員の報告を行う。

ア　次の順序により、職員を確保する

（ア）被災し、勤務できない者が少数のときは、学校内において対応する。

（イ）教育委員会は、学校内で対応できないとき、学校長の要請に基づき、市内学校間において対応する。

（ウ）教育委員会は、市内学校間で対応できないときは、県本部に応援又は斡旋を要請する。

イ　被災教職員の調査報告

教育避難班は、災害発生に伴い被害を受けた教職員を調査し、県本部に報告する。

（４）応急教育の措置

教育委員会は、次の点に留意し、応急教育を実施する。

ア　学用品を損失した生徒等については、第３編第 11 章第７節「学用品支給計画」に基づき対応する。

イ　学校以外の施設を利用する場合は、授業の方法及び生徒等の健康等に留意する。

ウ　通学路その他の被害状況を考慮し、通学等にあたっての危険防止を指導する。

エ　授業が長期間にわたり不可能となるときの学校と生徒等との連絡方法は、保護者との連絡体制を通じ、連絡する。

第２節　　県立学校関係の計画

【県教育委員会、健康福祉部被災者支援班、学校長、園長】

１　計画方針

県立学校の災害時における応急対策は、別の計画で定めるもののほか、この計画によるものとする。

２　県立学校の計画内容

（１）児童生徒等の安全の確保

ア　生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置及び安全措置が執れるような体制を確立しておくこと。

イ　校長（不在の場合は、教頭若しくはそれに準ずる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒等に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休業、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、県及び市本部に報告するものとする。

ウ　在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒等の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

{「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）、学校における防災・安全教育指針（県教育委員会）参照}

（２）学校施設の確保

授業実施のための校舎施設の確保は、第４編第 13 章第１節 「小･中学校等の計画」に定める計画によるものとする。ただし、施設利用のための応援要請等の手続、順序は、次の方法によるものとする。

ア　応援の要請

学校長は、他施設の利用以外に方法がないときは、県教育委員会に対して直接、他施設利用の応援を要請するものとする。

イ　応援の指示等

要請を受けた県教育委員会は、当該学校に隣接する適当な県立の学校等に対し、施設利用について応援をするよう指示するものとする。

なお、当該地域に適当な県立の学校等の施設がないときは、その地域に所在する適当な公共的施設等の利用について、その施設の管理者に応援の協力を要請するものとする。

（３）教職員の対策

災害に伴い教職員に欠員が生じたときは、次の方法によるものとする。

ア　学校内対応

欠員が少数のときは、当該学校内において対応する。

イ　県内対応

学校内対応で解決できないときは、学校長は直接、県教育委員会に対して、教職員派遣の要請をするものとする。

要請を受けた県教育委員会は、隣接する適当な学校等から職員を派遣するものとする。

ウ　県内対応不能の場合

県教育委員会は、県で対応できないときは、欠員の状況に応じて当該欠員分を近畿府県から応援を受ける措置、又は状況に応じて臨時に教員を採用する措置を講ずるものとする。

（４）育英補助

災害により人的、物的な被害を受け、経済的に就（修）学が困難な状況となった児童生徒に対しては、育英補助等必要な措置を講ずるものとする。

第３節　私立学校関係の計画　【教育委員会、学校長、園長】

私立学校の災害応急対策は、それぞれの学校設置者が計画を樹立し、その実施に当たるものとするが、公費負担（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律）等に関係のある被害状況の報告については、周知徹底を図るよう努めるものとする。

第４節　学校給食関係の計画【教育委員会、学校長、園長】

1　給食の実施

ア　災害により橋本給食センター及び各こども園の調理施設に被害があっても、できる限り早急に再開できるよう努める。
イ　施設、原材料等が被害のため利用・調達できない場合は、速やかに応急復旧措置を講じ、実施する。

2　給食の一時中止

生徒等に対する給食は、次の場合に一時中止する。
ア　給食施設に相当な被害を受け、事実上給食の実施が不可能な場合
イ　感染症、その他の危険発生が予想される場合
ウ　給食用物資の入手が困難な場合
エ　その他、給食の実施が適当でないと認められる場合

3　被害状況等の調査報告

教育避難班は、給食関係の被害状況の把握と災害に伴う準要保護児童生徒給食費の国庫補助申請のため、次の事項を速やかに調査し、県支部を通じ県本部に報告する。
ア　学校給食用物資被害状況調査
イ　生徒等被災状況調査

第５節　社会教育施設関係の計画【教育委員会、社会教育施設管理者】

災害発生時においては、公民館等社会教育施設や体育館等社会体育施設は、災害応急対策のため、特に避難所、災害対策本部等に利用される場合も少なくないので、市本部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処置等の適宜の措置を速やかに実施するものとする。

第６節　文化財等救援・保全活動の計画

【教育委員会、消防本部、伊都消防組合消防本部】

１　基本方針

教育避難班は、災害により文化財に被害が生じた場合は、速やかに被害の状況を調査し、県支部を通じ県本部に報告するとともに、必要に応じて、移動可能な文化財は安全な場所に移し、県支部を通じて県本部の指示を求める。

２　文化財の応急措置

ア　文化財が被災した場合は、その所有者及び管理団体は、ただちに消防本部・市教育委員会等に通報するとともに、被害の拡大防止に努める。

イ　消防署等関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

ウ　所有者及び管理団体は、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、市本部（教育避難班）に報告する。教育避難班は、その結果をとりまとめの上、県指定の文化財にあっては県支部を通じ県本部へ、国指定の文化財にあっては、県本部を通じて文化庁へ報告するものとする。

＊文化財【資料編　Ｐ-49 参照】

第７節　学用品支給計画【教育委員会、被災者支援班、学校長、園長】

１　実施担当及び応急措置

教育避難班は、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、しかも販売機構等の一時的混乱により、これらの学用品を直ちに入手することができない状態にある生徒等に対し、必要な学用品を確保し、支給する。

災害救助法が適用された場合は、知事から救助事務の委任を受け、応急措置を行う。

２　支給の種別

学用品の支給、斡旋は、災害の程度により、次の種別に区分して扱う。

ア　災害救助法が適用された場合

災害救助法が適用された場合、学用品を失った生徒等に対して、災害救助法に定める基準内で学用品を支給する。

イ　災害救助法が適用されない場合

災害救助法が適用されない場合、学用品は本人の負担とする。

３　調達、支給の要領

学用品の調達、支給は、次の要領で行う。

ア　災害救助法が適用された場合

（ア）被災生徒等の調査

各学校で学校長の責任において調査する。

（イ）被災学用品の調査・報告

教育避難班で調査・取りまとめを行い、県支部を通じて県本部へ報告する。

ａ　被災者台帳の作成

各学校において、速やかに生徒等に対する調査を行い、被災者台帳を作成する。同名簿は、住宅の被害がなくても教科書を失った者は対象とする。

ｂ　被災学用品の集計

ａの被災者台帳により被災学用品を調査・集計し、被災学用品一覧表を作成する。

ｃ　被災学用品の報告

上記の被災学用品一覧表を作成し、県支部を通じて県本部へ提出する。

（ウ）学用品の調達

県本部から指示があったときには、教育避難班が調達する。

（エ）学用品の支給

教育避難班から各学校に引き継ぎ、各学校において直接生徒等に支給する。

イ　災害救助法が適用されなかった場合

教育避難班において学用品を斡旋する。ただし、処理できない場合には、県支部を通じて県本部へ斡旋を要請する。

4　支給の方法

ア　割当て

県本部から学用品支給基準の通知を受けたときは、速やかに児童・生徒別に物資割当て台帳により割当てを行う。割当てにあたっては、市本部被災者台帳の程度区分と照合し、正確を期する。

イ　支給

各学校は、教育避難班から一括して学用品を受け取り、各生徒等に支給する。

5　記録

教育避難班は、次の記録を作成し、整備保管する。

ア　被災生徒等名簿
イ　被災学用品報告書
ウ　学用品引継書
エ　学用品割当台帳
オ　学用品給与台帳
カ　学用品受払簿

第 14 章　災害警備計画　【橋本警察署、かつらぎ警察署】

1　基本方針

防災関係機関との連携のもとに、災害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立し、情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一として災害警備活動等に努める。

2　災害発生時における警察活動

ア　情報の収集・伝達
イ　救出救助活動等
ウ　避難誘導
エ　遺体見分
オ　二次災害の防止
カ　危険箇所等における避難誘導等の措置
キ　地域安全活動等社会秩序の維持
ク　緊急交通路の確保
ケ　被災者等への情報伝達活動
コ　報道対策
サ　情報管理に関する措置
シ　関係機関との相互連携

3　警備体制

（1）警備体制の種別

ア　警戒体制

暴風、大雨、洪水等の警報が発表された場合に発令する。

イ　非常体制

台風、大雨、暴風、洪水等により県下に相当な被害が発生し、又は発生すると認められる場合に発令するものとする。

ウ　緊急体制

台風、大雨、暴風、洪水等により県下に大規模な被害が発生し、又は発生すると認められる場合に発令するものとする。

（2）県災害警備本部等の設置

風水害等の自然災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、「和歌山県警察災害警備計画」に基づき、必要な警備計画を確立するとともに、迅速かつ的確な警備計画を講じる。

第 15 章　災害対策要員の計画

災害時におけるボランティア活動の重要性に鑑み、市本部は、被災者の救援等を行うための自発的なボランティア活動が円滑に行われるよう、社会福祉協議会等関係団体と連携し、必要な措置を講じる。

また、各種の災害応急対策活動において、市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合、奉仕団の動員等により、対策活動に従事する要員を確保する。

第１節　ボランティア受入計画

【健康福祉部、社会福祉協議会、関係機関】

１　基本方針

災害が発生し、全国各地から被災者の救援等のため被災地に赴くボランティアが多数予想される場合、被災者支援班は、社会福祉協議会等と連携して災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアに関する情報提供、相談、登録等を行い、その活動を支援する。

また、ボランティア活動の拠点や必要な資機材の提供に努めるほか、活動にあたってのボランティア保険制度の普及を図る。

２　災害ボランティアの支援に関する対応

（１）災害ボランティアセンターの設置

災害発生後、多数の災害ボランティアの申し出が予想される場合には、原則として社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア活動に関する情報提供、相談、登録等の業務を行う。

その際、市本部は、センターの業務に必要な専用電話回線等を確保するとともに、報道機関と連携を図って、ボランティア関連情報の広報活動を行う。

（２）災害ボランティアセンターの運営

ア　社会福祉協議会等ボランティア関係団体は、災害ボランティアセンターに担当職員を派遣し、被災者支援班と共同して災害ボランティアセンターの運営にあたる。

イ　市外の自治体に対して、居住者を対象とする災害ボランティア相談窓口の設置を依頼し、当該相談窓口と災害ボランティアセンターが連携することにより業務の効率化を図る。

ウ　災害ボランティアセンター及び被災者支援班は、災害ボランティアの必要数、支援業務内容、受付場所、受け入れ体制について、速やかに県災害ボランティアセンターに連絡する。

エ　災害ボランティアは、活動に際し、ボランティア保険に加入するものとする。

３　活動内容

災害ボランティアの活動内容は、主として次のとおりとする。なお、活動内容の調整にあたっては、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO･NGO 等のボランテ

ィア団体及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO 等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。

ア　災害・安否・生活情報の収集・伝達
イ　避難生活者の支援（水くみ、炊き出し救援物資の仕分け・配布・高齢者等の介護等）
ウ　在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
エ　配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配達等）
オ　その他　被災者の生活支援等復旧・復興に必要な活動

４　専門ボランティアとの協力に関する対応

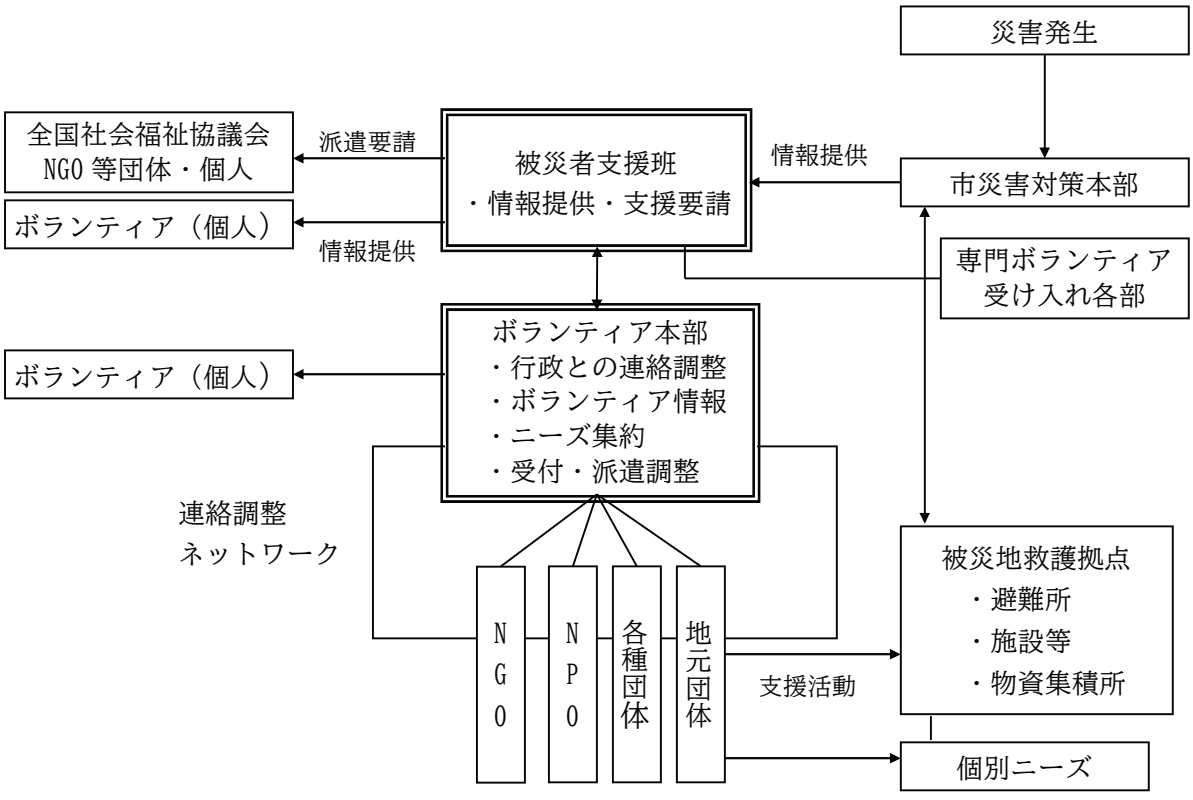
（１）専門ボランティアの派遣要請

災害応急対策において必要性の高い特定の専門技能を有するボランティア（ケースワーカー、カウンセラー、柔道整復師、消防等）の派遣が必要な場合、県支部を通じ、県本部へ専門ボランティアの派遣を要請する。なお、必要に応じて市本部から直接、専門ボランティアに要請する。

専門ボランティアの募集、登録、派遣調整については、県本部において関係団体と連携して行うものである。

（２）専門ボランティアとの協力体制の確立

派遣された専門ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行われるよう、市本部の各担当班は、受け入れ及び協力体制を迅速に確立し、応急活動にあたる。



第２節　赤十字奉仕団活動　【被災者支援班】

１　基本方針

赤十字奉仕団は、災害が発生し、その応急対策活動において、市本部職員及び関係機関の人員のみでは労力的に不足する場合には、市本部と協力して応急対策活動に従事する。

２　奉仕団員の動員

（１）実施担当

被災者支援班は、奉仕団員の動員を行う。

（２）奉仕団

日本赤十字社橋本市赤十字奉仕団

３　活動内容

奉仕団は、主として次の活動に従事する。

ア　炊き出しその他災害救助作業（避難所奉仕を含む。）
イ　清掃作業
ウ　防疫作業
エ　災害対策用物資の輸送及び配分
オ　上記作業に類した作業
カ　軽易な事務の補助

４　記録

奉仕団の奉仕を受けた班又は機関は、次の事項について記録し、保管する。

ア　奉仕を必要とした作業の内容、期間
イ　奉仕団の名称及び代表者氏名、人員
ウ　その他、必要な事項

第３節　労働者の確保計画　【関係部班】

1　基本方針

災害応急対策の実施に関して、一般の動員方法によっても労力が不足し、他に供給の方法がないときは、命令を執行し、活動要員を確保する。

2　命令の種別と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第 29 条第 5 項	消防吏員、消防団員
水防作業	従事命令	水防法第 24 条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業（災害救助法適用救助）	従事命令	災害救助法第 24 条	県知事（県本部長）
	協力命令	災害救助法第 25 条	
災害応急対策作業（災害救助を除く。）	従事命令	災害対策基本法第 71 条	県知事（県本部長）
	協力命令		
災害応急対策作業（全般）	従事命令	災害対策基本法第 65 条第 1 項 災害対策基本法第 65 条第 2 項	市本部長（市長） 警察官
危害防止措置	従事命令	警察官職務執行法第 4 条	警察官

3　命令の従事対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にいる者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にいる者
災害対策基本法による市本部長（市長）の従事命令	区域内に居住する者又は当該応急措置を実施すべき現場にいる者

4　従事命令等の実施担当

市本部においては、次の部班が、従事命令の執行等を担当する。

応急対策班は、水防作業のための水防法による従事命令及び災害対策基本法による従事命令を担当する。

5　記録

担当班は、従事命令を発したときは、従事台帳を作成し、記録する。

第 16 章　交通輸送計画

災害による交通混乱を防止し、応急対策に必要な人員、物資、車両、資機材等の円滑な交通輸送を確保する。

第１節　道路交通の応急対策計画

【応急対策班、橋本警察署、かつらぎ警察署、道路管理者】

1　基本方針

災害が発生し、又は被害が発生するおそれのある場合に、災害応急対策を迅速、的確かつ円滑に行うため、被災地域における車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、緊急通行車両以外の車両の被災地への流入を抑制し、避難路及び緊急交通路を確保する等、被災地及び関連道路の交通の安全と円滑を図る。

2　交通規制の実施区分

規制の実施は、次の区分により行い、関係道路管理者と警察機関とが密接な連絡をとり、適切な規制が行われるように配慮する。

【交通規制の実施区分】

区分	実施者	範囲
道路管理者	国（河川国道事務所）	国道 24 号
		京奈和自動車道
	県（県支部（振興局））	国道 370 号、国道 371 号、県道
	市（応急対策班）	市道
公安委員会・警察	公安委員会	規制区域が２警察署以上にわたるもの、又は期間が１箇月以上に及ぶもの
	警察署長	管轄区域であり、かつ急を要し、期間が１ヶ月以内の規制
	警察官	緊急を要する一時的な規制

3　交通規制の種類

（１）道路法第 46 条の規定に基づく規制

道路管理者は、災害において道路施設の破損等による施設構造の保全又は交通の危険を防止するため、必要な場合は、通行を禁止し、又は制限（重量制限を含む。）する。

（２）災害対策基本法第 76 条の規定に基づく規制

公安委員会は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

また、道路管理者は、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

（３）道路交通法第６条の規定に基づく規制

警察官は、災害時において道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要な場合は、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限する。

４　交通状況の把握

（１）通行可能な道路や交通状況の把握

橋本警察署、かつらぎ警察署は、現場の警察官、道路管理者等関係機関からの情報を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

（２）発見者の通報

道路施設等の被災により通行の危険性又は混乱状態を発見した者は、速やかに警察官又は市本部に通報する。通報を受けた市本部は、関係各部、所轄警察署又はその道路管理者に通報する。

５　交通規制の実施フロー

（１）災害発生直後の交通規制

迅速な救出・救助活動、避難路の確保及び被害の拡大防止等を図るため、走行中の車両を停止させ、道路外又は道路左側に退避させるほか、被災地域に通じる幹線道路において流入車両を抑制する。

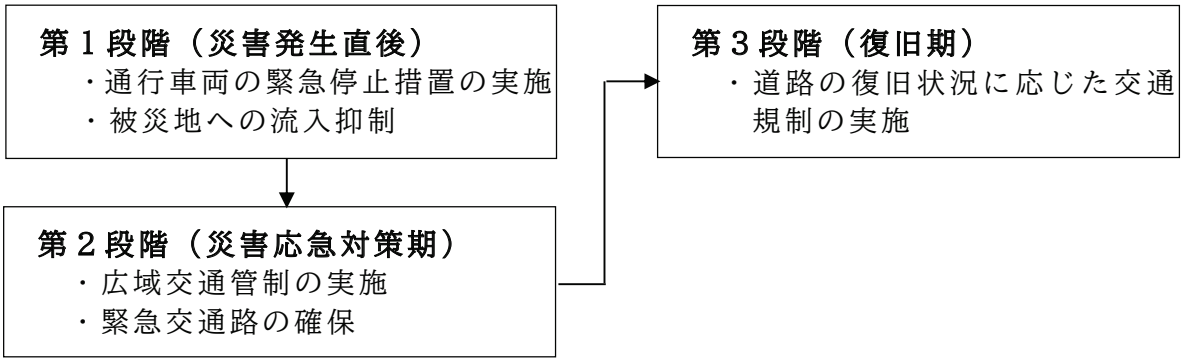
（２）災害応急対策期の交通規制

災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、広域交通管制を実施し、速やかに区域又は区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するなどして、緊急交通路を確保する。

（３）復旧期の交通規制

円滑な災害復旧を図るため、被災地及びその周辺等における道路の復旧状況に応じ、交通規制の見直しをする。

【交通規制の実施フロー】



６　緊急交通路の確保

（１）緊急交通路の指定

公安委員会の指定に従い、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するとともに、う回誘導を行う。

（２）交通障害物の除去

道路管理者等との連携を密にし、放置車両、その他交通障害物の除去にあたり、緊急通行車両の円滑な運行を確保する。

災害対策基本法第 76 条の３の規定に基づき、緊急通行車両の通行のための措置（車両、その他の物件の移動等の措置命令、強制措置）は警察官が行うものとするが、警察官がその場にいない場合に限り、自衛官及び消防吏員は、当該機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するための必要な措置をとることができる。

（３）災害時における車両の移動等

ア　緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策
（災害対策基本法第 76 条の６）

緊急車両の通行を確保する緊急の必要がある場合、道路管理者は、区間を指定して以下を実施する。

（ア）当該指定した道路区間内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

（イ）緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動を命令することができる。

（ウ）運転者の不在時等は、道路管理者自ら車両その他の物件を移動することができる。
なお、その際、やむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

イ　土地の一時使用等（災害対策基本法第 76 条の６）

アの措置のためやむを得ない必要があるとき、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。

ウ　損失補償（災害対策基本法第 82 条）

道路管理者は、ア（ウ）又はイの処分により、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

エ　関係機関、道路管理者間の連携・調整

（ア）公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者に対し、当該通行禁止等を行なう道路の区間において、ア・イの措置をとるべきことを要請することができる（災害対策基本法第 76 条の４）。

（イ）国土交通大臣及び知事は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、ア・イの措置をとるべきことを指示することができる（災害対策基本法第 76 条の７）。

7　市本部の応急措置

応急対策班は、計画班の協力を得て、交通の確保のため次の応急措置を行う。

（１）市管理の道路施設

市管理の道路及び橋梁等の道路交通施設（以下「道路施設」という。）に被害が発生し、又は発生するおそれがあり、交通の安全と道路施設の保全上必要があると認められる場合は、交通規制及びこれに関連した応急措置をとるとともに、代替道路（う回路）の確保を行う。

（２）応援要請

市管理の道路施設で災害対策上重要であり、かつ市で応急措置が不可能なものである場合は、県支部に応援要請するとともに、状況によっては、県本部に自衛隊の災害派遣を要請して応急復旧を図る。

（３）市管理以外の道路施設

市管理以外の道路施設について、災害が発生した場合は、直ちにその道路管理者に連絡して必要な応急措置を求め、かつその実施に協力する。

8　交通規制の実施要領

（１）市道の場合

道路管理者として道路法第 46 条の規定により、必要な交通規制及びう回路の選定を行う。

（２）市道以外の場合

その管理者に通報して規制をするいとまがないと認める場合は、次のような応急的規制を行うが、この場合、できる限り速やかに道路管理者又は所轄警察署に連絡し、正規の規制が行われるよう配慮する。

ア　警察署長への通報（道路交通法第６条の規定による規制の実施）
イ　災害対策基本法第 60 条の規定による避難の指示等
ウ　災害対策基本法第 63 条の規定による警戒区域の設定、立入制限・禁止又は退去命令

9　標識の設置

交通規制をした場合は、各法令に基づく標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識の設置が困難なときは、適宜の方法により規制の状況を明示し、必要に応じ、警察官が現地において交通整理にあたる。

10　広報・報告

交通規制をした場合は、その旨を表示板の掲示や報道機関を通じて市民に広報するとともに、関係機関に報告、通知する。

広報、報告、通知にあたっては、次の事項を明示する。

ア　禁止制限の種別と対象
イ　規制する区間
ウ　規制する期間
エ　規制する理由
オ　う回路その他の状況

11　緊急通行車両の事前届出、確認手続等

（1）緊急通行車両の事前届出

県知事（県本部長）又は公安委員会は、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第 33 条第 1 項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について、事前届出を実施する。

＊緊急通行車両確認申出書【資料編　P-97 参照】
＊緊急通行車両確認証明書【資料編　P-98 参照】
＊緊急通行車両確認標章　【資料編　P-98 参照】

（2）事前届出を対象とする車両

確認の対象となる車両は、「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他の災害応急対策を実施するための車両」をいう。

（3）事前届出に関する手続

ア　事前届出の申請

（ア）申請者
緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代行者を含む。）。

（イ）申請先
当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会（警察署経由）。

（ウ）申請書類
緊急通行車両等事前届出書

イ　事前届出済証の交付

検査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、緊急通行車両等事前届出済証を申請者に交付する。

（４）事前届出車両の確認

災害発生時においては、所轄警察署は、緊急通行車両等事前届出済証により災害応急対策を実施するための車両であることを確認の上、緊急通行車両等確認証明書及び標章を交付する。その際、事前届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行う。

確認を受けた車両については、災害対策基本法施行規則等に定める標章及び証明書の交付を受け、標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示するとともに、証明書を車両に備え付けるものとする。

（５）災害発生後の届出

災害発生後に、市本部は、市の行う災害応急対策等に係る資機材等の輸送のための車両について確認申請書を所轄警察署に提出し、確認証明書及び標章の交付を受ける。

（６）証明書及び標章

緊急車両等の確認証明書及び標章の交付を受けた車両は、標章を車両前面の見やすい位置に貼付して輸送を行う。

＊緊急通行車両確認申出書【資料編　Ｐ-97 参照】
＊緊急通行車両確認証明書【資料編　Ｐ-98 参照】
＊緊急通行車両確認標章　【資料編　Ｐ-98 参照】

第２節　輸送計画　【応急対策班、関係部班】

１　基本方針

災害応急対策の実施に必要な要員及び物資の輸送は,災害応急対策活動の根幹となるものであり、被害の状況、緊急度、重要度などを考慮の上、交通の確保、緊急輸送機器及び要員の確保、緊急輸送活動の実施を行う。その際に配慮すべき事項と輸送対象の優先順位を次のように定める。

（１）緊急輸送活動時に配慮すべき事項

ア　人命の安全確保
イ　被害の拡大防止
ウ　災害応急対策の円滑な実施

（２）輸送対象の優先順位（時間経過ごと）

ア　災害発生後 24 時間程度まで
（ア）救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する要員、物資
（イ）消防、水防活動等災害の拡大防止のための要員、物資
（ウ）地方公共団体等の災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等の初動の応急対策に必要な要員・物資等
（エ）後方医療機関へ搬送する負傷者等
（オ）緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資

イ　災害発生後３日程度まで
上記アに加えて
（ア）食糧、水等生命の維持に必要な物資
（イ）傷病者及び被災者の被災地域外への移送

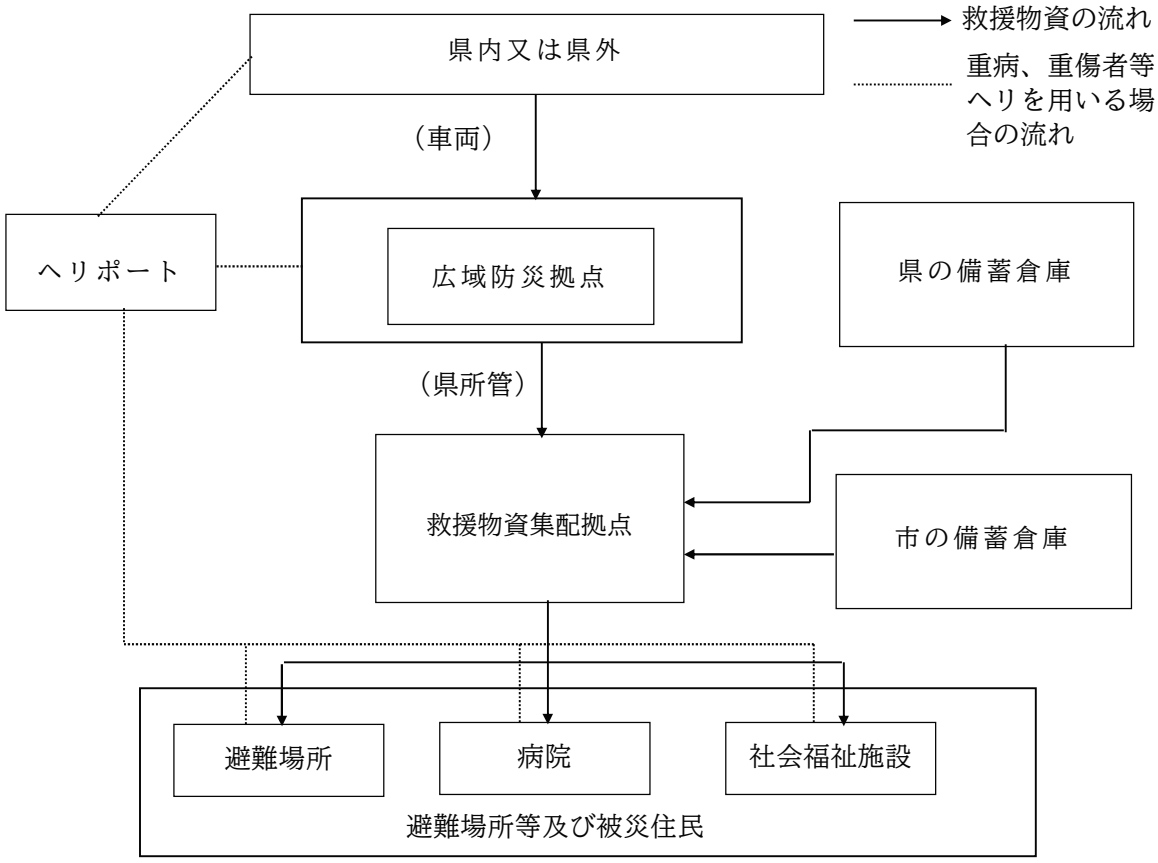
ウ　災害発生後４日目以降
上記イに加えて
（ア）災害復旧に必要な要員及び物資
（イ）生活必需品（家庭動物の飼養に関する資材を含む）

２　緊急輸送道路ネットワークの整備

（１）緊急輸送道路ネットワークの整備

県が指定する広域防災拠点や国、県、自衛隊等で構成された協議会で策定する緊急輸送道路等を活用して、救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う「救援物資集配拠点」及びヘリポート等を結んだ緊急輸送道路ネットワークを整備する。

【緊急輸送道路ネットワークのイメージ】



（２）緊急輸送道路

ア　第一次緊急輸送道路
・高速自動車国道、国道、主要地方道等の主要幹線道路
・上記主要幹線道路と防災拠点（一次拠点）を連絡する道路

イ　第二次緊急輸送道路
第一次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

ウ　第三次緊急輸送道路
第二次緊急輸送道路と防災拠点（二次拠点）を連絡する道路

＊緊急輸送道路【資料編　P-31 参照】

（３）輸送拠点

ア　広域防災拠点〔県指定〕

県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。

イ　救援物資集配拠点〔市指定〕

上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分け・配送等を行う拠点とする。

ウ　ヘリポート

ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

（４）物資の備蓄拠点

市の備蓄倉庫

＊災害対策用備蓄品一覧表　【資料編　Ｐ-13 参照】

（５）避難所等に対する救援物資の輸送

市本部は、救援物資集配拠点に県本部等から配送された救援物資及び市の備蓄物資等を仕分けし、和歌山県トラック協会等の協力を得て、各避難所、病院及び社会福祉施設等に配送し、被災者に配付することとする。また、そのための輸送経路等については、あらかじめ定めておくものとする。

＊災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）
【資料編　Ｐ-69 参照】

３　交通の確保

（１）道路交通の確保

ア　災害が発生したときの自動車運転者のとるべき措置

走行中の車両は、次の要領により行動し、避難のために車両は極力使用しない。

（ア）できる限り安全な方法により、車両は道路の左側に停車する。

（イ）停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。

（ウ）車両をおいて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて停車し、エンジンを切る。エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアロックはしない。

イ　情報の収集

災害が発生した場合には、市本部は、道路管理者、警察、自衛隊等の協力を得て、主要道路の被害状況について情報の収集を行う。

ウ　交通規制の実施、緊急交通路の指定

第４編第 16 章第１節「道路交通の応急対策計画」に定められた要領により、迅速に交通規制を実施し、緊急交通路を指定する。交通規制を実施した場合及び緊急交通路を指定した場合、報道機関等を通じ、交通規制の内容を広く周知徹底させることに努める。

エ　緊急道路応急復旧の実施

第４編第９章第４節「道路災害応急対策計画」に定められた要領により、道路の応急復旧を実施する。その際、緊急交通路等の早期復旧に対し、各道路管理者は相互に協力するものとする。

オ　緊急通行車両の取扱い

（ア）道路整備特別措置法第 12 条の規定により料金を徴収しない緊急自動車で災害時に緊急輸送等のため通行するときは、緊急通行車両として知事又は公安委員会が交付した緊急通行車両確認証明書及び標章によることとする。

（イ）道路整備特別措置法施行令第６条の規定に基づく建設省告示（昭和 31 年建設省 1695 号）による災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する車両で緊急自動車以外のものが通行するときは、あらかじめ道路管理者に通知し、必要に応じて、通行証の交付を受けるものとする。

（２）航空交通の確保

ア　情報の収集

市域で災害が発生した場合には、応急対策班は、ヘリポート及び臨時ヘリポートの指定地の被害状況等について、情報の収集を行う。

イ　ヘリポートの開設

市本部及びヘリポートの管理者は、必要に応じて、ヘリポート及び臨時ヘリポートを開設する。また、必要に応じて、国土交通省大阪航空局等にヘリポートにおける離着陸の管制を依頼する。

ウ　ヘリポート開設情報の伝達

市本部は、ヘリポートの開設状況に関する情報を、県支部を通じて県本部に伝達する。

（３）鉄軌道交通の確保

ア　情報の収集

市域で災害が発生した場合には、情報・運用支援班は、鉄道事業者等の協力を求め、鉄道の被害状況について情報の収集を行う。

イ　鉄道施設の応急復旧の実施

第９章第３節「鉄道施設災害応急対策計画」に定められた要領により、鉄道施設の応急復旧を実施する。

４　緊急輸送車両等及び要員の確保

（１）市保有車両の運行

ア　市公用車の使用

市が所有する車両を災害対策車両として運用する。

イ　市公用車以外の車両の使用

市が所有するもの以外の車両等を使用するときは、関係機関に要請する。

＊関係機関の連絡先【資料編　Ｐ-3 参照】

（２）航空機（ヘリコプター）及び航空輸送要員の確保

市本部各班は、一般交通途絶に伴い緊急に空中輸送が必要な場合は、対策本部事務局に輸送条件を示して空中輸送を要請する。市本部において空中輸送を必要と認めた場合は、県本部に輸送条件を示して、自衛隊の派遣並びに空中輸送を要請する。

（第４編第 17 章「自衛隊派遣要請等の計画」等を参照）

また、同時にヘリポートの選定、物資投下可能地点の整備・選定を行う。

（３）鉄軌道輸送の確保

市本部は、鉄道、軌道によって緊急輸送することが適当な場合は、西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社と協議して輸送を行う。

５　記録の整備保管

災害輸送関係者は、輸送記録簿、燃料及び消耗品受払簿、修繕費支払簿を作成し、整備保管する。

第 17 章　自衛隊派遣要請等の計画

【危機管理室、情報・運用支援班、関係機関】

1　基本方針

災害に際して人命・財産保護の応急対策の実施が市単独では困難であることから、自衛隊の部隊組織による活動が必要又は効果的であると認める場合、市本部長（市長）の指示により、対策本部事務局は、自衛隊法第 83 条の規定に基づき、県知事（県本部長）に対し、自衛隊の派遣要請を要求する。

2　派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の救援のため必要であり、かつ、その事態がやむを得ないと認められるもので、他に要員を確保する組織等がない場合とし、次のとおりとする。

（１）被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段による情報収集

（２）避難の援助

避難者の誘導、輸送等（避難指示等が発令された場合）

（３）捜索、救助

行方不明者、負傷者等の捜索、救助（ただし、緊急を要し、かつ、他に適当な手段がない場合、他の救援作業等に優先して実施する）

（４）水防活動

堤防護岸等の決壊に対する土のうの作成、積込み及び運搬

（５）消防活動

利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力

（６）道路又は水路等交通路上の障害物の除去

施設の損壊又は障害物がある場合の啓開除去等

（７）応急医療、救護及び防疫

被災者の応急診療、大規模な感染症等の発生に伴う応急衛生等

（８）通信支援

自衛隊の通信連絡に支障のない範囲における通信支援

（９）人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師、その他、救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

（10）給食及び給水支援

被災者への給食、給水支援

（11）入浴支援

野外入浴セットを活用した被災者に対する入浴支援

（12）救援物資の無償貸与又は譲与

被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与

（13）危険物の保安及び除去

火薬類、爆発物等の危険物について、能力上可能な範囲での保安措置及び除去

（14）その他

県知事（県本部長）が必要と認め、自衛隊の能力で対処可能なものについて、関係部隊の長と協議して決定する。

3　派遣要請の手続

（1）通常の場合（県を通じた要請）

市本部長（市長）の指示により、対策本部事務局は、県知事（県本部長）（依頼先は危機管理局）に災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって依頼し、事後速やかに文書を提出する。

（2）緊急の場合（直接通知）

通信途絶等により、県知事（本部長）へ要請の依頼ができない場合は、その旨及び被害の状況を防衛大臣又は次の部隊に直接通知し、事後速やかに所定の手続を行う。

自衛隊の部隊等の長名	所在地	電話番号
陸上自衛隊第 37 普通科連隊長	大阪府和泉市伯太町 官有地	0725-41-0090（内線 238） （夜間 302）

（3）派遣要請書の記載事項

要請する場合は、次の事項を明らかにする。なお、ア～ウは必須事項。（文書については、「自衛隊派遣要請書」を３部、県支部を通じて県本部に提出。）

ア　災害の状況及び派遣を要請する理由
イ　派遣を希望する期間
ウ　派遣を希望する区域及び活動内容
エ　要請責任者の役職、氏名
オ　特殊携行装備又は作業の種類
カ　派遣地への最短経路
キ　連絡場所、現場責任者氏名、標識又は誘導地点等
ク　受け入れ場所等
ケ　その他、参考となるべき事項

（４）航空機による緊急の人命救助等の要請の場合

航空機による緊急の人命救助等を要請する場合は、次の事項を明らかにする。

区分	派遣要請時に明らかにすべき事項
ア　災害の一般状況	(ア) 災害発生の日時 (イ) 種類 (ウ) 場所 (エ) 原因 (オ) 被害状況（人命に関するものは特に症状、病名を明らかにする。）
イ　特別救護要請 （情報通報のときは除く）	(ア) 要請者 (イ) 要請内容 ａ　事由（目的） ｂ　派遣希望時期又は期間 ｃ　派遣を希望する人員、航空機等の概要 ｄ　派遣を希望する場所又は区域及び活動内容（輸送の場合は、目的地及び連絡先を明示） ｅ　患者の付添、医者の有無その他参考となる事項
ウ　気象情報	(ア) 災害発生現場の気象状況

４　派遣部隊の受け入れ体制

市本部は、次の要領により、自衛隊の受け入れ措置を行う。

（１）県本部又は自衛隊から災害派遣をする旨の通知を受けたとき

ア　派遣部隊の宿泊所、車両や機材等の保管場所を準備する。

イ　派遣部隊及び県本部と連絡にあたる連絡員を職員の中から指定し、窓口の一本化を図る。

ウ　応急復旧に必要な機材等については、市で準備し、部隊の活動が速やかに開始されるよう留意する。

エ　諸作業に関連のある管理者の了解を取り付けたり災害現地に必ず工事責任者を立ち会わせるなど、作業に支障をきたすことのないよう措置する。

オ　派遣部隊に依頼するのみで、市民が傍観することのないよう積極的に協力する。

カ　自衛隊の作業が他の災害復旧、救助機関活動と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮する。

キ　自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては、先行性のある計画を、次の基準により樹立する。

（ア）作業箇所及び作業内容

（イ）作業の優先順位

（ウ）作業に要する資機材の種類別保管（調達）場所

（エ）部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

（２）派遣部隊が到着したとき

ア　派遣部隊を作業現地に誘導し、派遣部隊の責任者と応援作業計画等について協議し、調整の上、必要な措置をとる。

イ　次の事項を県支部に報告する。

（ア）派遣部隊の指揮官の官職氏名

（イ）隊員数

（ウ）作業の状況

（エ）市本部における連絡責任者氏名及び今後の連絡方法

ウ　派遣された部隊に対し、次の施設等を提供する。

なお、被災状況により、下記施設に限定することなく、応急対策活動が有効に行えるよう、必要に応じ、自衛隊の活動拠点場所を選定し提供する。

（ア）本部事務室……橋本市運動公園

（イ）宿舎……橋本市運動公園

（ウ）資機材置場、炊事場……橋本市運動公園

（エ）駐車場（車１台の基準は３ｍ×８ｍ）…橋本市運動公園

（オ）臨時ヘリポート……橋本市運動公園

５　派遣部隊の活動範囲

区分	活動範囲
即時及び応急救援活動（災害発生直後、人命救助第一義として即時に行う救助活動）	ア　偵察、連絡活動 空・地からの偵察、連絡、被害状況の把握及び情報の提供 イ　救出、救助、避難支援等 被災者の捜索救助及び避難路の啓開輸送、応急救護、空・地からの避難誘導支援 ウ　緊急輸送 患者及び人命救助に必要な人員、物資等を車両・航空機により輸送 エ　消火活動 利用可能な消火、防火用具をもって消防機関への協力 オ　資料提出及び広報活動 県本部、関係機関への資料の提出及び空・地からの立体的広報協力 カ　危険物の保安及び除去 火薬類・爆発物等、能力上可能な危険物の保安措置及び除去
組織的救援活動（即時及び応急救援活動に引続き被害状況の概要が判明し派遣部隊の主力をもってする組織化された救助活動）	ア　土木活動 道路、水路の応急啓開作業 イ　水防活動 堤防護岸等の決壊に伴う応急復旧作業 ウ　架橋活動 応急橋梁の構築 エ　通信支援 自衛隊の通信連絡に支障のない範囲において各種有・無線活動の支援 オ　医療、救護活動 応急医療、防疫活動及び医具、血液薬品等の輸送 カ　炊飯及び給水支援 被災地、避難地における炊飯・給水支援
その他	要請に基づき、自衛隊の能力で処置が可能なものについて所要の活動を行う。

6　派遣部隊の撤収要請

市本部は、災害救助活動が終了し、自衛隊の災害派遣の必要がなくなった場合又は作業が復旧の段階に入った場合、速やかに県支部を通じ県本部に対して自衛隊の撤収要請の連絡を行う。

7　経費の負担区分

市は、原則として、自衛隊の救助活動に要した経費を負担する。

ア　派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕費
イ　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
ウ　派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
エ　派遣部隊の救援活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く）損害の補償
オ　その他、救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と市本部長（市長）が協議するものとする。

第 18 章　県防災ヘリコプター活用計画

【危機管理室、情報・運用支援班、消防警防班、関係機関】

1　基本方針

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター等）の使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、関係機関に対して航空機等の応援を要請する。

2　広域航空消防応援

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要であり、また、効果があると認める場合、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に定めるところにより、県支部を通じて県本部に応援を要請する。

3　和歌山県防災航空隊

市本部は、災害の状況により防災ヘリコプターの使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」に基づき派遣を要請する。

4　和歌山県警察航空隊

市本部は、災害の状況により航空機（ヘリコプター）の使用が必要であり、また、効果があると認められる場合には、所轄警察署を経由して、和歌山県警察航空隊の派遣を要請する。

5　赤十字飛行隊

（1）活動内容

ア　航空機を利用しての災害救助及び救護活動
イ　救急患者及び特殊患者の航空輸送
ウ　救急医薬品及び血液等の航空輸送
エ　その他日本赤十字社が必要と認める活動

（2）要請方法

対策本部事務局は、県支部を通じ県本部へ連絡し、県本部は、日本赤十字社和歌山県支部に派遣を要請する。緊急避難、人命救助など事態が切迫して県本部に要請依頼するいとまがない場合は、直接赤十字社に通報し、事後、速やかに所定の手続を行う。

なお、要請にあたっては、次の事項を明らかにする。

ア　目的（任務）
イ　日時
ウ　場所

（３）赤十字社連絡先

日本赤十字社（東京）	TEL　03-3438-1311
日本赤十字社和歌山県支部	TEL　073-422-7141

第 19 章　防災拠点施設活用計画　【危機管理室】

災害応急対策の拠点として、平常時には防災に関する市民の啓発・教育の機能を有する施設として、防災拠点施設の整備に努めるものとする。また、大規模災害時に備えるため、広域防災拠点の活用を進めるものとする。

1　輸送拠点

ア　広域防災拠点〔県指定〕

県が指定した陸上輸送等による県外などからの緊急物資等の受け入れ・積替・配分等を行う拠点である。

イ　救援物資集配拠点〔市指定〕

上記広域輸送拠点から届けられる救援物資を受け入れ、市内の避難所、病院及び社会福祉施設等に対して仕分・配送等を行う拠点とする。

ウ　ヘリポート

ヘリポートとして十分な広さが確保できる場所をあらかじめ指定しておくこととする。

2　物資の備蓄拠点

ア　市の備蓄倉庫

＊防災資機材保管場所　【資料編　P-15 参照】

第 20 章　広域防災体制の計画

【危機管理室、情報・運用支援班、消防本部、消防団】

1　基本方針

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定するとともに、当該計画に基づき、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

なお、広域的な応援を要請する場合、県に対し要請することを原則とするが、県への要請ができない場合には、その旨及び本市域における災害の状況を国（指定行政機関又は指定地方行政機関）に直接通知し、応急措置の実施を要請するものとする。

2　応援の受け入れ体制

各種協定等に基づく応援の受け入れに際しては、以下の決定を迅速に行い、その体制を早期に確立する。

（1）応援担当連絡員の指定

応援部隊の受け入れにあたっては、担当連絡員を指定し、窓口の一本化を図るとともに、実施する応援救助活動が、他の災害救助・復旧機関と競合・重複することのないよう調整を行うものとする。

（2）集結地の指定

市本部は、応援元の機関ごとに集結地を指定し、各応援部隊の応援救助活動が、円滑にかつ最も効率的に実施されるよう十分配慮する。なお、集結地については、あらかじめ候補地を検討しておくものとする。また、応援担当連絡員は、市本部の指示を受けて、当該集結地の担当責任者となる。

（3）執務スペース等の確保

応援職員等の執務スペースの確保にあたっては、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル･旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

（4）感染症対策

感染症の流行時における応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

3　応援元の機関との確認事項

応援元の機関と、応援受け入れ時に、原則として次の事項を確認しておくものとする。

ア　応援内容
イ　応援の規模（部隊数、人員）
ウ　応援の物資、資機材等
エ　責任者との連絡方法

4　災害現場等への誘導

人命救助等緊急を要する場合において、応援部隊の迅速かつ効率的な応急対策活動が行われるよう、集結地から災害現場へ誘導等を行うものとする。

5　広域避難体制の構築

災害の規模等に応じて、大規模広域災害時に他の市町村へ広域的に避難することが可能となるよう、関係機関との連携体制を検討するよう努めるものとする。

第５編　災害復旧計画・復興計画

第５編　災害復旧計画・復興計画

第１章　施設災害復旧事業計画　【関係部課、関係機関】 1
第１節　災害復旧事業の種類 1
第２節　災害復旧事業の方針 2
第３節　国が一部負担又は補助する災害復旧事業の法律等 3
第４節　激甚災害に係る財政援助措置 4

第２章　災害復旧資金計画　【関係部課、関係機関】 7
第１節　災害復旧資金の確保 7
第２節　被災者への融資 8

第３章　災害復興都市計画　【関係部課、関係機関】 9

第４章　その他の復旧計画　【関係部課、関係機関】 11

第５章　復興計画事前策定　【関係部課、関係機関】 13

第１章　施設災害復旧事業計画　【関係部課、関係機関】

災害により被災した施設を復旧するとともに、災害の再発を防止するために必要な施設の設計、改良を行うなど、将来の災害に備える事業計画を立て、実施に努める。

なお、災害復旧事業費は、市、その他地方公共団体が提出した資料及び実施調査に基づき決定され、これは、法律又は予算範囲内において国が全部又は一部を負担し、若しくは補助して行う災害復旧事業、並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される。市は、こうした災害復旧事業費の援助、助成を速やかに受けられるように努める。

第１節　災害復旧事業の種類

災害復旧は、概ね、次の施設について計画する。

ア　公共土木施設災害復旧事業計画
　（ア）河川公共土木施設災害復旧事業計画
　（イ）道路公共土木施設災害復旧事業計画
イ　農林水産業施設災害復旧事業計画
ウ　都市施設災害復旧事業計画
エ　上水道施設災害復旧事業計画
オ　下水道施設災害復旧事業計画
カ　住宅施設災害復旧事業計画
キ　社会福祉施設災害復旧事業計画
ク　公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
ケ　学校教育施設災害復旧事業計画
コ　社会教育施設災害復旧事業計画
サ　中小企業の振興に関する事業計画
シ　その他復旧が必要な施設

第２節　災害復旧事業の方針

1　実施体制

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、災害復旧事業を早期に実施するため、適正な人員の配備や応援及び派遣活動について、必要な体制を整える。

2　災害復旧事業計画

市は、国又は県が費用の全部又は一部を負担し、若しくは補助するものについて、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、事業費の決定及び査定が速やかに受けられるように努める。

3　緊急調査の促進

施設の被災程度により、緊急の場合に応じて、公共土木施設災害復旧事業費負担法その他に規定する緊急調査が実施されるように努める。

4　事業時間の短縮

関係機関は、事業計画の策定に当たり、災害の状況や発生原因等を考慮し、速やかな効果が発揮できるよう、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

5　事業の促進

災害復旧事業に決定した施設は、早期の事業効果を得られるよう促進に努める。

6　事業者間の連携体制の整備・強化

道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図るものとする。

7　対策要員の派遣要請

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国，他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討するものとする。

8　権限代行制度の活用

著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合において、工事実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、権限代行制度を活用した代行工事の実施支援について、県等へ要請するものとする。

第３節　国が一部負担又は補助する災害復旧事業の法律等

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症予防法」という）
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の２分の１を国庫補助とする。
ケ　農林水産施設災害復旧国庫負担の暫定措置に関する法律

第４節　激甚災害に係る財政援助措置

市及び県は、災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、災害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられ、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

１　激甚災害に関する調査

各部は、大規模な災害が発生した場合、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

２　特別財政援助の交付手続き

市長（市本部長）は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに、特別財政援助額の交付に係わる調書を作成し、伊都振興局等県の関係部局に提出する。

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
ケ　知的障がい者施設災害復旧事業
コ　女性保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業
　（ア）公共施設区域内の排除事業
　（イ）公共施設区域外の排除事業
セ　湛水排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

ア　農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

（３）中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険による災害関係保障の特例措置
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長

ウ　中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還の免除
エ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
オ　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

（４）その他の特別の財政援助及び助成

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助
ウ　私立学校振興会の業務の特例
エ　市町が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
オ　母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例
カ　水防資機材費の補助の特例
キ　被災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
ク　産業労働者住宅建設資金融通の特例
ケ　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助
コ　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

３　局地激甚災害に係る財政援助措置

（１）公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業
イ　公共土木施設災害関連事業
ウ　公立学校施設災害復旧事業
エ　公営住宅災害復旧事業
オ　生活保護施設災害復旧事業
カ　児童福祉施設災害復旧事業
キ　老人福祉施設災害復旧事業
ク　身体障がい者更生援護施設災害復旧事業
ケ　知的障がい者施設災害復旧事業
コ　女性保護施設災害復旧事業
サ　感染症指定医療機関災害復旧事業
シ　感染症予防事業
ス　堆積土砂排除事業
　（ア）公共施設区域内の排除事業
　（イ）公共施設区域外の排除事業
セ　湛水排除事業

（２）農林水産業に関する特別の助成

ア　農地、農業用施設、林道の災害復旧事業に関わる補助の特別措置
イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

（３）中小企業に関する特別の助成

ア　中小企業信用保険による災害関係保障の特例措置
イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の延長
ウ　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

（４）その他の特別の財政援助及び助成

ア　公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

第２章　災害復旧資金計画　【関係部課、関係機関】

第１節　災害復旧資金の確保

市は、災害復旧計画に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するため、起債その他所要の措置を講じる等、災害復旧事業の早期着手に努める。

市は、次に示す県並びに近畿財務局和歌山財務事務所等における措置が円滑に行われるよう、積極的に取り組む。

１　県の措置

ア　災害復旧経費の資金需要額の把握
イ　歳入欠陥債、災害対策債、災害復旧事業債についての調査
ウ　普通交付税の繰上交付及び特別交付税を国に要請
エ　一時借入金及び起債の前借等による災害関係費の確保

２　近畿財務局の措置

ア　必要資金の調査及び指導
イ　各金融機関の特別資金の融通及び指導
ウ　応急資金の融通

第２節　被災者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者、中小企業者等に復旧を促進し、生産力の維持増進と経営の安定を図るため、各種の融資が県等から行われるように努める。

１　農林漁業者の災害復旧資金

ア　天災融資法
イ　農林漁業金融公庫法
ウ　自作農維持資金融通法
エ　和歌山県農業近代化資金利子補給金交付要綱
オ　農業災害補償

２　中小企業復興資金

市は、被災中小企業の再建を促進するための資金の融資が速やかに実施されるよう努めるとともに、県及び国に対して要望する。

３　住宅復興基金

市は、災害により住宅に被害を受けた者に対し、住宅金融公庫法の規定による災害復興住宅建設資金の融資を適用し、資金の貸与を行う。

第３章　災害復興都市計画　【関係部課、関係機関】

災害により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は、復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置づけられる。

復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するためには、被災後速やかに復興計画を策定し、関係する主体と調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。

その際、男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

１　事前復興対策の実施

（１）復興手順の明確化

過去の復興事例等を参考にして、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興手順をあらかじめ定めておく。

（２）復興基礎データの整備

復興対策に必要となる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

２　災害復興対策本部の設置

ア　市は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

イ　復興本部は、災害対策本部の組織を準用する。

３　災害復興方針・計画の策定

（１）災害復興方針の作成

ア　学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

イ　災害復興方針を策定した場合には、速やかに住民に公表する。

（２）災害復興計画の策定

ア　災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

イ　本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

４　災害復興事業の実施

（１）市街地復興事業のための行政上の手続き

ア　被災した市街地で土地区画整理の必要があると認められる場合には、建築基準法第 84 条建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

イ　被災市街地復興特別措置法第５条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等をすることができる。

ウ　被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

（２）災害復興事業の実施

ア　専管部署の設置

災害復興に関する専管部署を設置する。

イ　災害復興事業の実施

災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

第４章　その他の復旧計画　【関係部課、関係機関】

市は、災害を受けた地域住民の生活の安定を図るため、被災者に対して種々の措置を行う。

１　職業の斡旋

ア　公共職業安定所は、被災により他に転職を希望する者に対しては、本人の希望適性等を考慮し、適当な求人を開拓し、就職の斡旋を行う。

イ　被災者の職業の安定を図るため、職業能力開発施設における職業訓練の受講勧奨に努める。

ウ　雇用保険の失業給付に関する特例措置について、詳細は、県計画を参照。

２　税制措置

市、県及び国は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長、国税・地方税の徴収猶予及び減免の措置を状況に応じて実施する。

３　郵政関係

災害の状況に応じて、郵政事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

（１）郵便関係

ア　救助用の郵便物等の料金の免除

総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金を免除する。

イ　郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、被災世帯当たり通常郵便はがき５枚以内及び郵便書簡１枚を交付する。

ウ　利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の取扱いを確保する必要があるときは、郵便の利用を制限し、又は郵便業務の一部を停止する。

（２）電報・電話関係

災害地の郵便局において取扱う被災者の利用する災害関係電報電話は、電気通信事業者と連絡の上、通信の疎通確保等の措置をする。

（３）為替貯金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して、払い戻し等の処置をする。

なお、災害救助法が適用された場合は、日本郵便株式会社からの指示を待たず、郵便局長で取扱いができる。

（４）簡易保険、郵便年金関係

取扱局、取扱期間、取扱事務の範囲を指定して保険金、貸付金等の支払い、保険料等の払込みに係る非常措置をする。

なお、災害救助法が適用された場合は、日本郵便株式会社からの指示を待たず、郵便局長で取扱いができる。

（５）災害寄付金の料金免除

被災者救援を目的とする寄付金を郵便為替により送金する場合に、地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、通常払込及び通常為替料金の免除の取扱いを実施する。

４　生活保護

市及び県は、被災者の生活確保のため、低所得者に対し、概ね、次の措置を講ずるものとする。

生活保護法に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては､その実情を調査の上、困窮の程度に応じ、最低生活を保障する措置をする。

５　被災児童の保護

市は、災害により、保護者を亡くしたり、保護者の行方がわからなくなり孤立した児童の適切な保護を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される、要保護児童対策地域協議会を設置する。

要保護児童対策地域協議会は、要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。)に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。

第５章　復興計画事前策定　【関係部課、関係機関】

１　方針

大規模な災害が発生した際、災害への初動対応、復旧等の業務量が膨大となるため、行政は、災害対応で多忙な中、復興の方向性を示し、復興まちづくり計画を立案して、住民合意の形成を図ることが必要であるが、様々な課題が発生して、速やかな計画策定が困難となることが想定される。

将来、南海トラフ地震をはじめ直下型地震や風水害による大規模災害が発生した後、地域の復興に時間がかかりすぎると、住民や企業は疲弊し、再生する意欲を失ったり、まちを離れる事態を招くなど、地域の活力が失われ、まちの存続が危うくなるおそれがある。

このため、被災前から事前に復興まちづくりの基となる計画を準備しておくことが重要であり、大規模な災害が発生した際には、その計画を基に復興計画を速やかに作成して、より早く復興に取り組むことが可能となる。

市は、県が示す「復興計画事前策定の手引き」を参考に事前の復興計画を策定するものとする。

２　復興計画事前策定の進め方

（１）まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区の選定

復興計画事前策定を検討するためには、人口・産業や土地利用などの市の概況や南海トラフ巨大地震の被害想定などの現状把握を行い、まちづくり上の問題を明らかにすることが不可欠であり、まちづくりに関連する各種計画を確認するとともに、現状に対する課題、住民の評価等を把握することが必要である。その上で、まちの現状や被災の大きさなどにより、対象地区を選定する。

（２）復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイント整理

復興計画事前策定対象地区について、人口・世帯数や地場産業など地区ごとの特性について現状分析を行うとともに、道路が狭い密集市街地等の地区の課題を抽出・分析し、ポイントを整理する。

（３）復興計画事前策定における基本的な方針

対象地区の現状分析や課題整理を踏まえ、復興まちづくりの達成すべき目標を明確にするため、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」等の観点を整理し、スピード感をもって、持続可能なまちが復興できるよう基本的な方針を策定する。

（４）「復興まちづくりイメージ」の作成

復興まちづくりは、多重防御、移転、嵩上げのパターンを単独で、あるいは、組み合わせて検討を行うこととする。地形図に復興まちづくりで行う土地利用計画のイメージを作成する。作成時には、どのような事業手法で行うかなど併せて検討しておくことが望ましい。

（５）あらかじめ取り組むべきこと

迅速でより良い復興を実現するため、地籍調査の推進、都市計画区域の指定など下記の項目について、大規模災害の発生前である現在からあらかじめ取り組むべきことを検討し、復興計画事前策定に盛り込む。

ア　地籍調査の推進
イ　復興まちづくり利用適地の抽出
ウ　応急仮設住宅用地や災害廃棄物処理用地等の広域調整
エ　復興まちづくりに向けた体制の整備等
オ　復興まちづくりの事業手法の整理
カ　地域産業の強化支援
キ　公共施設の高台移転等事前の取組
ク　計画策定における合意形成

３　復興計画事前策定の手順

市における事前の復興計画は、(１)まちの現状把握と復興計画事前策定対象地区を選定、次に、(２)復興計画事前策定対象地区の現状分析とポイントを整理し、続いて、(３)復興計画事前策定における基本的な方針を策定した後、(４)「復興まちづくりイメージ」を作成する。

そして、あらかじめ取り組むべきことを盛り込み、南海トラフ地震等の大規模災害に備えた事前の復興計画とする。

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第６編　南海トラフ地震防災対策推進計画

第１章　総則 1
第１節　推進計画の目的　【危機管理室】 1
第２節　推進地域　【危機管理室】 1
第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱　【危機管理室、関係機関】 1

第２章　地震発生時の応急対策等 2
第１節　地震発生時の応急対策　【危機管理室、関係部課、関係機関】 2
第２節　資機材・人員等の配備手配　【危機管理室、関係部課、関係機関】 5
第３節　他機関に対する応援要請　【危機管理室、関係部課】 6

第３章　時間差発生等における円滑な避難の確保等 7
第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係機関】 7
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係部課、関係機関】 8
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係部課、関係機関】 9

第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画【関係部課】 11

第５章　防災訓練計画　【関係部課、関係機関】 12

第６章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画　【関係部課、関係機関】 14

第１章　総則

第１節　推進計画の目的　【危機管理室】

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ法」という。）第５条第２項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し、地震防災上緊急に整備すべき施設などの整備に関する事項などを定め、本市における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

第２節　推進地域　【危機管理室】

南海トラフ法第３条に基づき、本市を含む和歌山県全市町村が、推進地域の区域に指定されている。（全国では、１都２府 27 県 723 市町村）【令和７年７月１日現在】

第３節　防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱　【危機管理室、関係機関】

橋本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他、防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱は、第１編第３章「防災関係機関の実施責任と業務の大綱」に定めるところによる。

第２章　地震発生時の応急対策等

第１節　地震発生時の応急対策　【危機管理室、関係部課、関係機関】

１　情報の収集・伝達

（１）情報の収集・伝達

ア　市は、災害の状況及びこれらに対してとられた措置に関する情報を収集することとする。その際、当該地震が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害で、その規模を把握するための情報を収集するよう留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の収集に努めるものとする。

イ　指定公共機関・指定行政機関は、災害情報を収集することとする。その際、当該災害が、国の総合的な災害対策を実施する必要がある大規模災害と認められるときは、特に、その規模の把握のため必要な情報の収集に努めるものとする。

情報の収集･伝達における役割並びに被害状況等の情報の収集･伝達については、第３編第２章「情報計画」に定めるところによる。

（２）避難のための指示

ア　市長は、災害が発生し、又は発生する恐れがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民に対し、避難の指示をすることとする。また、市長は、避難のため立ち退きを指示し、又は立ち退き先を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するものとする。

イ　当該災害の発生により、市の全部又は大部分の事務ができなくなった場合、市長に代わって知事が実施するものとする。

ウ　警察官

（ア）市長が、避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要請があったときは、住民等に対して、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、避難のための立ち退きを指示した旨を市長に通知することとする。

（イ）警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に、急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させるものとする。

エ　災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで、特に急を要する場合は、危害を受ける恐れのある者を避難させることができる。

（３）避難方法・避難誘導等

第３編第５章第３節「避難計画」に定めるところによる。

２　施設の緊急点検・巡視

市は、必要に応じて、通信施設、公共施設など、特に、防災活動の拠点となる公共施設など及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視を実施し、当該施設の被害状況などの把握に努めるものとする。

３　二次災害の防止

市は、地震による危険物施設などにおける二次災害防止のため、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関との相互協力などを実施する。

４　救助・救急・消火・医療活動

地震により、広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体などと連携し、活動を行うこととする。その活動については、第３編第５章第９節「被災者救出計画」に定めるところによる。

５　物資調達

ア　市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量及び企業との協定などにより調達可能な流通備蓄量などについて、主な品目別に確認する。

イ　市は、状況により県に対して、県内市町村における備蓄量について、市町村間の斡旋調整を要請する。

ウ　市は、ア、イにより把握した数量及び市町村間の調整結果を踏まえ、被災の状況を勘案し、市内で不足する物資の数量について把握し、必要に応じ、県に対して調達、供給の要請を行う。

計画については、第３編第５章第４節「食糧供給計画」及び第６節「物資供給計画」に定めるところによる。

６　輸送活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体等と連携し、活動を行うこととする。

その活動については、第３編第 14 章「交通輸送計画」に定めるところによる。

７　保健衛生・防疫活動

地震により広域かつ甚大な被害が発生する恐れがあることを考慮し、地方公共団体等と連携し、活動を行うこととする。

その活動については、第３編第６章第１節「防疫計画」及び第４節「保健活動計画」に定めるところによる。

8　一斉帰宅抑制対策

膨大な帰宅困難者の発生により災害応急対策の妨げとなる事態を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則等を積極的に広報するとともに、従業員や児童生徒等の一時的な収容を、企業や学校等に呼び掛ける。また、関係する民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に一斉帰宅を抑制するために一時的に滞在できる施設等の必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、災害時帰宅支援ステーションの確保等を行う。

9　時間差発生への配慮

南海トラフ地震では、過去に東南海地震と南海地震が同時に発生した事例のほか、数時間から数年の時間差で発生した例が確認されている。また、発生順序についても東南海地震が先行する場合だけでなく、南海地震が先行した可能性も指摘されており、時間差発生に対応した防災・減災対策が重要である。

後発地震による土砂災害などが懸念される地域での避難については、数日間の継続を基本方針とし、後続の地震が発生しなかった場合にも最大限の警戒を継続したうえで避難解除を進めるものとする。また、後発地震に伴う二次災害防止のため、国や県と連携し、建築物の応急危険度判定を迅速に行うこととする。判定結果に基づき危険とされた建築物や崖地については、立入禁止を強く呼びかける措置を実施するとともに、最初の地震によって建築物の構造的な脆弱性が高まっている可能性について、市民に対し周知するものとする。

第２節　資機材・人員等の配備手配

【危機管理室、関係部課、関係機関】

１　物資等の調達手配

ア　市は、必要な資機材の確保状況を把握し、市独自では確保困難な場合、県に対して、当該物資等の供給体制の確保を図るとともに、必要に応じ、他市町村との斡旋調整などの依頼を行う。

イ　市は、県に対して、区域内の居住者、公私の団体及び観光客、釣り客やドライバー等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のための必要な物資等の供給の要請をすることができる。

２　人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告する。

３　災害応急対策に必要な資機材及び人員の配置

ア　防災関係機関は、地震が発生した場合において、橋本市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行うものとする。

＊災害対策用備蓄品一覧表【資料編　P-13 参照】

イ　防災関係機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに定める。

第３節　他機関に対する応援要請　【危機管理室、関係部課】

１　他の市町村への応援要請

ア　市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、第３編第１章第２節「動員計画」に定めるところによる。

イ　市は、必要があるとき、アに掲げる応援協定に従い、応援要請するものとする。

２　自衛隊の派遣要請

第３編第 15 章「自衛隊派遣要請等の計画」に定めるところによる。

第３章　時間差発生等における円滑な避難の確保等

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係機関】

１　南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達、市の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合の情報伝達は、第３編第２章第１節「地震情報・警戒等の情報の伝達計画」に定めるところによる。

市の防災体制については、下記に定めるところによる。

体制	出動基準地震	体制区分	職員出動区分（配備体制）
警戒体制	南海トラフ地震臨時情報（調査中）	臨時警戒１号	・危機管理監、危機管理室員

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係部課、関係機関】

1　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達、市の防災体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合の情報伝達は、第３編第２章第１節「地震情報・警戒等の情報の伝達計画」に定めるところによる。

市の防災体制については、下記に定めるところによる。

体制	出動基準地震	体制区分	職員出動区分（配備体制）
警戒本部体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	臨時警戒２号	・警戒本部体制２号職員より２名 ※巨大地震注意発令より１週間の 24 時間体制とする

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第３編第１章第１節「組織計画」に定めるところによる。

2　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法は、第３編第２章第４節「災害広報計画」に定めるところによる。

3　災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0 以上M8.0 未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

4　市のとるべき措置

市は、第３編第２章第４節「災害広報計画」の定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、地域住民等に対し、第２編第 24 章「防災知識普及計画」の定めるところにより、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等の日頃からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置　【危機管理室、関係部課、関係機関】

１　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、第３編第２章第１節「地震情報・警戒等の情報の伝達計画」に定めるところによる。

市の防災体制については、下記に定めるところによる。

体制	出動基準地震	体制区分	職員出動区分（配備体制）
災害対策本部体制	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	臨時災対１号	・災害対策本部体制１号職員より２名 ※巨大地震警戒発令より１週間の 24 時間体制とする

また、災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第３編第１章第１節「組織計画」に定めるところによる。

２　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとし、その体制及び周知方法については、第３編第２章第４節「災害広報計画」に定めるところによる。

３　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達

市の災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するための情報収集は、第３編第２章第２節「被害情報等の収集計画」に定めるところによる。

市の災害対策本部等からの指示事項等の伝達は、第３編第１章第１節「組織計画」に定めるところによる。

４　災害応急対策をとるべき期間

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

5　避難対策

後発地震に備えて一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等具体的な避難実施に係る避難計画や、避難所の開設・収容保護等については、第３編第５章第３節「避難計画」に定めるところによる。

6　警備対策等

県警察等は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

ア　正確な情報の収集及び伝達
イ　不法事案等の予防及び取締り
ウ　地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

7　滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を定めるものとする。

第４章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

【関係部課】

１　整備すべき施設

施設などの整備は、概ね、中・長期的目途として行うものとし、具体的な事業施行などにあたっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により、相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮するものとする。

ア　避難地の整備
イ　避難路の整備
ウ　消防用施設及び資機材の整備
エ　消防活動が困難である区域の道路整備
オ　防災行政無線施設、その他の施設又は設備の整備
カ　緩衝地帯として設置する公園・緑地・広場、その他の公共空地の整備
キ　緊急輸送を確保するため必要な道路、ヘリポートの整備
ク　共同溝・電線共同溝などの電線、水管等の公益物件を収容するための施設整備
ケ　地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設整備
コ　公的医療機関などの改築又は補強整備
サ　社会福祉施設の改築又は補強整備
シ　公立の小学校、中学校等の改築又は補強整備
ス　不特定かつ多数の者が利用する公的建設物の改築又は補強整備
セ　農業用用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なものの整備
ソ　広域防災拠点施設の整備
タ　飲料水、貯水槽、プール、非常用食糧の備蓄倉庫、非常用電源施設、その他の施設又は設備の整備
チ　救助用物資、その他の物資の備蓄倉庫の整備
ツ　負傷者を一時的に収容、保護するための救護施設、その他応急的な措置に必要な設備又は物資の整備

２　整備方針

ア　施設整備の計画にあたっては、防災効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。
イ　施設の整備にあたっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に考慮する。
ウ　ライフライン・インフラ事業者は、他のライフライン・インフラにおいても同時に被害が生じることを考慮し、相互に連携体制の整備・強化を図るものとする。

第５章　防災訓練計画　【関係部課、関係機関】

１　計画方針

市は、南海トラフ地震の影響が広域にわたることに配慮し、災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化と、防災関係機関の有機的な連携を強化して応急対策にあたる体制を整備強化するとともに、自主防災会及び市民の防災意識の高揚を図る。また、市は近隣市町の防災関係機関と一体となり住民の協力のもとに地震災害を想定した訓練を実施する。

市民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を体得するように努めるものとする。

２　事業計画

訓練を行うにあたっては、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫するなど様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものとなるよう工夫する。

訓練後には評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じ体制などの改善を行う。

（１）防災訓練

市は、防災関係機関並びに民間企業、住民等の協力のもとに大規模な地震に関する防災訓練を実施する。

訓練内容は、通信、避難、警備、救出、救助、医療、防疫、水防、消防、交通規制、応急危険度判定、市本部などの設置、更に発災後における応急復旧に至るまでの一連の訓練とする。また、訓練実施機関として、自主防災会、ボランティア団体の参加を呼びかける。

（２）職員参集訓練

職員の意識の向上などを図ることを目的として、動員計画に基づき、職員参集訓練を定期的に実施する。

（３）防災関係機関の訓練

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関は、それぞれの計画に基づき、個別に又は共同で、次に掲げる訓練を実施するものとし、各関係機関は、相互に適切な連絡をとり、協力しなければならない。

学校、病院、社会福祉施設、大型スーパー、旅館、ホテルなどにあっては、収容者などの人命保護のため、特に、避難についての設備を整備し、訓練を実施する。

訓練には、大きく分けて実働訓練と図上訓練の２種類があるが、図上訓練には、大規模な実員の動きを伴わないため、比較的手軽に実施できるだけでなく、重大な状況判断を行う本部などの中枢機能を訓練するのに適している。

ア　災害図上訓練

地域において大規模な地震が発生した場合を想定し、地図への書き込みを通して、地域にどのような被害が発生し、どのような対応をとればよいかなどを考える機会を提供する形式などの訓練

イ　実施訓練
通信、警報の伝達、避難、警備、救出、救助、医療、水防、消防、その他の訓練

第６章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

【関係部課、関係機関】

１　計画方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災会、事業所などの自衛消防組織などと協力して、地震防災上、必要な教育及び普及・啓発を推進するものとする。

２　市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行うものとする。

防災教育は、各部、各課、各機関ごとに行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

ア　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
イ　地震・津波に関する一般的な知識
ウ　地震が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
エ　職員などが果たすべき役割
オ　地震防災対策として、現在講じられている対策に関する知識
カ　今後、地震対策として取り組む必要のある課題
キ　家庭内での地震防災対策の内容
※　地域での防災訓練を実施するときは、参加するものとする。

３　住民に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施するものとする。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位などで行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオなどの映像、各種集会の実施など地域の事情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し、地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

また、教育及び広報にあたっては、南海トラフ地震臨時情報の制度や発表時の防災対応について外国人に正しく理解してもらえるよう留意するものとする。

ア　南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
イ　地震・津波に関する一般的な知識
ウ　地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛など、防災上とるべき行動に関する知識
エ　正確な情報入手の方法
オ　防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
カ　各地域における避難対象地区、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）などに関する知識

キ　各地域における避難地及び避難路に関する知識
ク　避難生活に関する知識
ケ　平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止など家庭内対策の内容
コ　住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容
サ　家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

4　児童・生徒等に対する教育

市は、教育委員会・市消防本部・伊都消防組合消防本部と連携を図り、また状況により、防災関係機関や地域住民の協力を得て、児童生徒などに対する教育を実施する。

防災教育は、学校等の実態に応じた訓練を行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含むものとする。

ア　形式に陥ることのない実践的な訓練を実施
イ　パンフレットの利用
ウ　映画・スライド・ビデオなどによる普及
エ　講習会・講演会の開催又は参加
オ　学校区などの防災マップなどの作成
カ　防災体験学習の参加又は実践（地域の防災訓練への参加）
キ　防災ボランティア活動

5　防災上重要な施設管理者に対する教育

市は、大災害ほど学校等公共施設の開放時期が長くなり、結果、市民に大きく影響するため、その対応教育を実施する。

6　自動車運転者に対する教育

市は、自動車運転者に対して、車を運転中の対応及び車から離れる場合の処置等の教育を実施する。

7　相談窓口の設置

市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置するとともに、その旨、市民に周知徹底を図るものとする。

橋本市地域防災計画

資料編

橋　本　市　防　災　会　議

【資料編　目次】

第１章　各種資料 1
１　情報・通信関係 2
（１）災害通信連絡網 2
（２）関係機関の連絡先 3
２　避難関係 8
（１）指定避難場所 8
（２）臨時ヘリポート 11
３　非常用品備蓄 13
（１）災害対策用備蓄品一覧表 13
４　風水害関係 16
（１）重要水防箇所 16
（２）水防資機材備蓄状況 21
５　土砂災害関係 22
（１）土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり） 22
（２）山地災害危険地区 23
６　地震関係 25
（１）地震に関する情報の内容 25
７　消防・医療・遺体処理関係 26
（１）消防本部組織 26
（２）消防車両保有状況 27
（３）特殊消防用資機材保有状況 27
（４）消防水利 28
（５）医療関係調達先（血液調達先） 28
（６）救急告示医療機関 28
８　ごみ・し尿処理等関係 29
（１）し尿、ごみ処理施設 29
（２）ごみ処理収集車 29
（３）橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧 29
（４）橋本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧 29
（５）橋本市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧 30
９　道路・輸送関係 31
（１）緊急輸送道路 31
（２）本部公用車 34
（３）都市計画道路 35
（４）幹線道路 36
10　施設関係 39
（１）公園緑地 39
（２）学校教育・保育施設 40
（３）医療・福祉施設 42
（４）文化・社会教育施設 47

（５）文化財 49
（６）要配慮者利用施設 52
11　その他 56
（１）自主防災組織一覧 56

第２章　条例・要綱等 58
１　橋本市防災会議条例 59
２　橋本市災害対策本部条例 61

第３章　協定・覚書 62
１　自治体協定 63
２　各種団体 64
３　物品・物資の供給 65
４　応急復旧応援 67
５　情報発信 67
６　避難所施設利用 67
７　ごみ収集及び清掃 68
８　し尿収集・清掃業務 68
９　福祉避難所 69
10　その他 69

第４章　各種様式 70
１　災害救助法関係 71
（１）「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表 71
（２）救助期間早見表 76
（３）救助日報 77
（４）義援金品搬出者名簿（様式１号） 78
（５）義援金品引継書（様式２号） 79
（６）義援金品受領書（様式３号） 80
（７）現金出納簿（様式４号） 81
（８）義援金受払簿（様式５号） 82
２　応急食糧関係（申請書） 83
（１）応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式１号） 83
（２）災害救助用米穀引渡申請書（様式２号） 84
３　災害の定義（被害即報基準） 85
４　災害即報事項例示 88
５　災害の被害認定基準 90
６　被害発生即報 92
（１）第１号様式（火災） 92
（２）第２号様式（特定の事故） 93
（３）第３号様式（救助・救急事故・武力攻撃災害等） 94
（４）第４号様式（その１）[災害概況即報] 95
（５）第４号様式（その２）[災害状況即報] 96
７　緊急車両指定 97

（１）緊急通行車両確認申出書 97
（２）緊急通行車両確認証明書 98
（３）緊急通行車両確認標章 98
８　緊急警報放送の放送要請書 99
９　自衛隊派遣要請要求書 100
10　自衛隊撤収要請書 101
11　和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書 102

第５章　内部報告書等資料 104
１　職員参集報告書 105
２　職員動員・活動報告書 106
３　参集途上報告書 107
４　応援要請・指示命令書 108
５　広報文例 109
６　避難所関係様式 114
（１）避難所安全確認チェックシート 114
（２）避難者名簿 115
（３）事務引継書 119
（４）拠点避難所状況報告書 120
７　り災証明関係 121
（１）被災者台帳 121
（２）り災証明書 122
（３）被災届出済証明書 124

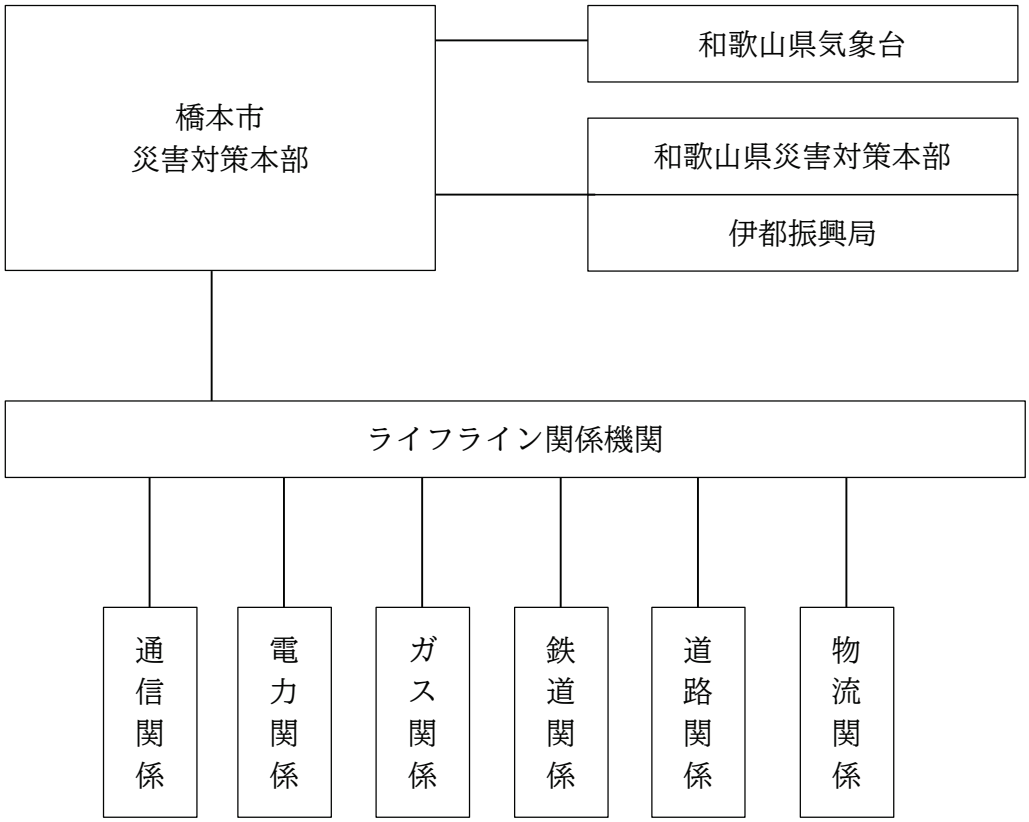
第６章　関連資料リンク集 125
１　本編記載の国・県計画等のリンク集 126
２　その他防災関連情報リンク集 134

資料編

第１章　各種資料

１　情報・通信関係

（１）災害通信連絡網



（２）関係機関の連絡先

【指定地方行政機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
近畿管区警察局	広域調整部 広域調整 第二課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 3-1-41	(06) 6944-1234 (内線) 2632、2633 (06) 6945-4489
近畿財務局 (和歌山財務事務所)	総務課	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	(073) 422-6141 (073) 424-2966
近畿厚生局	総務課	540-0008	大阪府大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	(06) 6942-2241 (06) 6946-1500
近畿農政局	企画調整室	602-8054	京都府京都市上京区西洞院 通下長者町下る丁子風呂町	(075) 414-9036 (075) 414-9060
大阪農政事務所 (和歌山県拠点)	総務課	640-8143	和歌山県和歌山市二番丁 3 和歌山地方合同庁舎	(073) 436-3831 (073) 436-0914
近畿中国森林管理局 (和歌山森林管理署)		646-0011	和歌山県田辺市新庄町 2345-1	(050) 3160-6120 (0739) 22-1460
近畿経済産業局	総務企画部 総務課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6966-6001 (06) 6966-6071
中部近畿産業保安 監督部近畿支部	管理課	540-8535	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 2 別館	(06) 6966-6061 (06) 6966-6095
近畿運輸局 (和歌山運輸支局)	総務・ 企画担当	640-8404	和歌山県和歌山市湊 1106-4	(073) 422-2130 (073) 435-1771
大阪航空局 (南紀白浜空港 出張所)		649-2211	和歌山県西牟婁郡白浜町 2926	(0739) 42-3827 (0739) 43-0373
大阪管区気象台 (和歌山地方 気象台)	防災業務課	640-8230	和歌山県和歌山市男野芝丁 4 番地	(073) 422-5348 (073) 435-3132
近畿総合通信局	総務課	540-8795	大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第 1 号館	(06) 6942-8505 (06) 6942-1849
和歌山労働局 (橋本労働基準 監督署)		648-0072	和歌山県橋本市東家 6-9-2	(0736) 32-1190 (0736) 32-2325
近畿地方整備局 (和歌山河川国道 事務所)		640-8227	和歌山県和歌山市西汀丁 16 番	(073) 424-2471 (073) 436-3658

【指定公共機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部　和歌山支社（橋本駅）	648-0065	和歌山県橋本市古佐田1-4-51	(073) 425-6091 (073) 425-6096
NTT 西日本株式会社 和歌山支店	640-8146	和歌山県和歌山市一番丁5 公園前ビル	(073) 488-1789 (073) 425-0311
株式会社 NTT ドコモ 関西支社和歌山支店	640-8341	和歌山県和歌山市黒田1-1-19	(073) 476-3303
NTT ドコモビジネス株式会社 和歌山支店	640-8341	和歌山県和歌山市黒田33-1	(073) 474-9346
日本銀行 大阪支店	530-0005	大阪府大阪市北区中之島2-1-45	(06) 6202-1111 (06) 6233-2022
日本赤十字社 和歌山県支部	640-8137	和歌山県和歌山市吹上2-1-22	(073) 422-7141 (073) 422-7148
日本放送協会 和歌山放送局	640-8137	和歌山県和歌山市吹上2-3-47	(073) 424-8111
西日本高速道路株式会社 関西支社	567-0871	大阪府茨木市岩倉町 1-13	(06) 6344-8888 (06) 6344-9244
電源開発株式会社 西日本支店　紀和事務所	648-0016	和歌山県橋本市隅田町 下兵庫 622-2	(0736) 33-1602
電源開発送変電ネットワーク株式会社 橋本送変電事業所	648-0016	和歌山県橋本市隅田町 下兵庫 622-2	(0736) 32-0961
日本通運株式会社 和歌山支店	641-0036	和歌山県和歌山市西浜796-1	(073) 431-3101 (073) 428-2669
関西電力株式会社 和歌山支店	640-8145	和歌山県和歌山市岡山丁40	(073) 422-4150
関西電力送配電株式会社 橋本配電営業所	648-0072	和歌山県橋本市東家 6 丁目 7-22	(0800) 777-3081 ※一部 IP 電話使用不可
大阪ガスネットワーク株式会社 南部事業部	590-0973	大阪府堺市堺区住吉橋町2-2-19	(072) 238-2375
日本郵便株式会社 橋本郵便局	648-8799	和歌山県橋本市市脇5-4-22	(0736) 33-1571 (0736) 34-2485
KDDI 株式会社			(03) 3347-0077
ソフトバンク株式会社			(03) 6889-2000
楽天モバイル株式会社			(050) 5370-5068

【指定地方公共機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
和歌山県土地改良事業団体連合会	640-8249	和歌山県和歌山市雑賀屋町 1 和歌山県土地改良会館	(073) 432-2567 (073) 433-1490
紀の川土地改良区連合	640-8241	和歌山県和歌山市雑賀屋町 東ノ丁 26	(073) 423-3177 (073) 423-7188
小田井土地改良区	649-6531	和歌山県紀の川市粉河町 粉河 4620	(0736) 73-2173
引の池土地改良区	649-7203	和歌山県橋本市高野口町 名古曽 921-1	(0736) 43-1557
南海電気鉄道株式会社 南海橋本駅	648-0065	和歌山県橋本市古佐田 1-4-51	(0736) 32-2310
南海りんかんバス株式会社	648-0073	和歌山県橋本市市脇 5-1-24	(0736) 33-0056 (0736) 32-5565
株式会社和歌山放送	640-8577	和歌山県和歌山市湊本町 3-3	(073) 428-1431 (073) 428-0960
株式会社テレビ和歌山	640-8533	和歌山県和歌山市栄谷 151	(073) 455-5711 (073) 455-5716
FM はしもと株式会社	648-0072	和歌山県橋本市東家 4-11-4	(0736) 39-0816
一般社団法人伊都医師会	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-3-1	(0736) 33-1923 (0736) 33-1924
一般社団法人和歌山県 LP ガス協会 橋本・伊都支部	649-7203	和歌山県橋本市高野口町 名古曽 158-3	(0736) 42-3128

【県関係等】

担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
防災企画課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2271
災害対策課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2262
危機管理消防課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	(073) 441-2273
和歌山県警察本部	640-8588	和歌山県和歌山市小松原通1-1-1	(073) 423-0110
伊都振興局地域振興部 総務県民課	648-0073	和歌山県橋本市市脇4-5-8	(0736) 33-5004 (0736) 33-4916
伊都振興局健康福祉部 （橋本保健所）	649-7203	和歌山県橋本市高野口町名古曽927	(0736) 42-3210 (0736) 42-5468

【市町】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
かつらぎ町	危機管理課	649-7192	和歌山県伊都郡かつらぎ町 大字丁ノ町 2160	(0736) 22-0300 (0736) 22-6432
九度山町	総務課	648-0198	和歌山県伊都郡九度山町 九度山 1190	(0736) 54-2019 (0736) 54-2022
高野町	総務課	648-0281	和歌山県伊都郡高野町 高野山 636	(0736) 56-3000 (0736) 56-4745
河内長野市	危機管理課	586-8501	大阪府河内長野市原町 1-1-1	(0721) 53-1111 (0721) 55-1818
五條市	危機管理課	637-8501	奈良県五條市岡口 1-3-1	(0747) 22-4001 (0747) 25-0629
野洲市	自治防災課	520-2395	滋賀県野洲市小篠原 2100-1	(077) 587-6043 (077) 587-4033
名張市	危機管理室	518-0492	三重県名張市鴻之台 1-1	(0595) 63-7271 (0595) 61-0815

【消防機関】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
橋本市消防本部	警防課	648-0072	和歌山県橋本市東家 6-2-1	(0736) 33-0119 (0736) 33-0630
伊都消防組合消防本部	警防課	649-7113	和歌山県伊都郡かつらぎ町 妙寺 126-12	(0736) 22-0119 (0736) 22-1215

【自衛隊】

名称	担当部署	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
陸上自衛隊 中部方面総監部	中部方面 総監部防衛部	664-0012	兵庫県伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	(072) 782-0001
陸上自衛隊 第 37 普通科連隊		594-8502	大阪府和泉市伯太町官有地	(0725) 41-0090

【その他の県内関係機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
一般社団法人 和歌山県建設業協会	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 1-1-8	(073) 436-5611 (073) 436-2567
一般社団法人 和歌山県医師会	640-8269	和歌山県和歌山市小松原通 1-1 和歌山県民文化会館内	(073) 33-1923 (073) 33-1924
一般社団法人 和歌山県薬剤師会	640-8249	和歌山県和歌山市雑賀屋町 19	(073) 422-4748 (073) 428-1143
公益社団法人 和歌山県看護協会	642-0017	和歌山県海南市南赤坂 17 番地	(073) 483-1005 (073) 483-1266
公益社団法人 和歌山県病院協会	640-8319	和歌山県和歌山市手平 2-1-2 県民交流プラザ　和歌山ビッグ愛	(073) 436-0437 (073) 424-5676
公益社団法人 和歌山県バス協会	640-8404	和歌山県和歌山市湊 1106	(073) 422-8090 (073) 433-4049

【その他市主要機関】

名称	郵便番号	所在地	電話・FAX 番号
橋本市民病院	648-0005	和歌山県橋本市小峰台 2-8-1	(0736) 37-1200 (0736) 37-1880
橋本市社会福祉協議会	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-3-1	(0736) 33-0294 (0736) 33-4377
橋本市教育委員会	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-1-1	(0736) 33-1111 (0736) 33-2657
（財）橋本市文化スポーツ振興公社	648-0041	和歌山県橋本市清水 543-1	(0736) 33-2317 (0736) 33-2855
橋本商工会議所	648-0073	和歌山県橋本市市脇 1-3-18	(0736) 32-0004 (0736) 33-3326
高野口町商工会	649-7205	和歌山県橋本市高野口町名倉 1028-1	(0736) 42-2943 (0736) 42-0608
橋本市ボランティアセンター	648-0072	和歌山県橋本市東家 1-3-1	(0736) 33-0294 (0736) 33-4377
橋本環境管理センター	648-0043	和歌山県橋本市学文路 172	(0736) 32-0028 (0736) 32-0209
わかやま農業協同組合	649-7203	和歌山県橋本市高野口名古曽 922-2	(0736) 42-3000 (0736) 44-2224
医療法人南労会紀和病院	648-0085	和歌山県橋本市岸上 18-1	(0736) 33-5000 (0736) 34-2614
医療法人博寿会山本病院	648-0072	和歌山県橋本市東家 6-7-26	(0736) 32-8899 (0736) 34-2738

２　避難関係

（１）指定避難場所

ア　広域避難地

名称	所在地	用途	面積	主要施設
橋本運動公園	北馬場 454 番地	公園	20.9ha	体育館、プール等

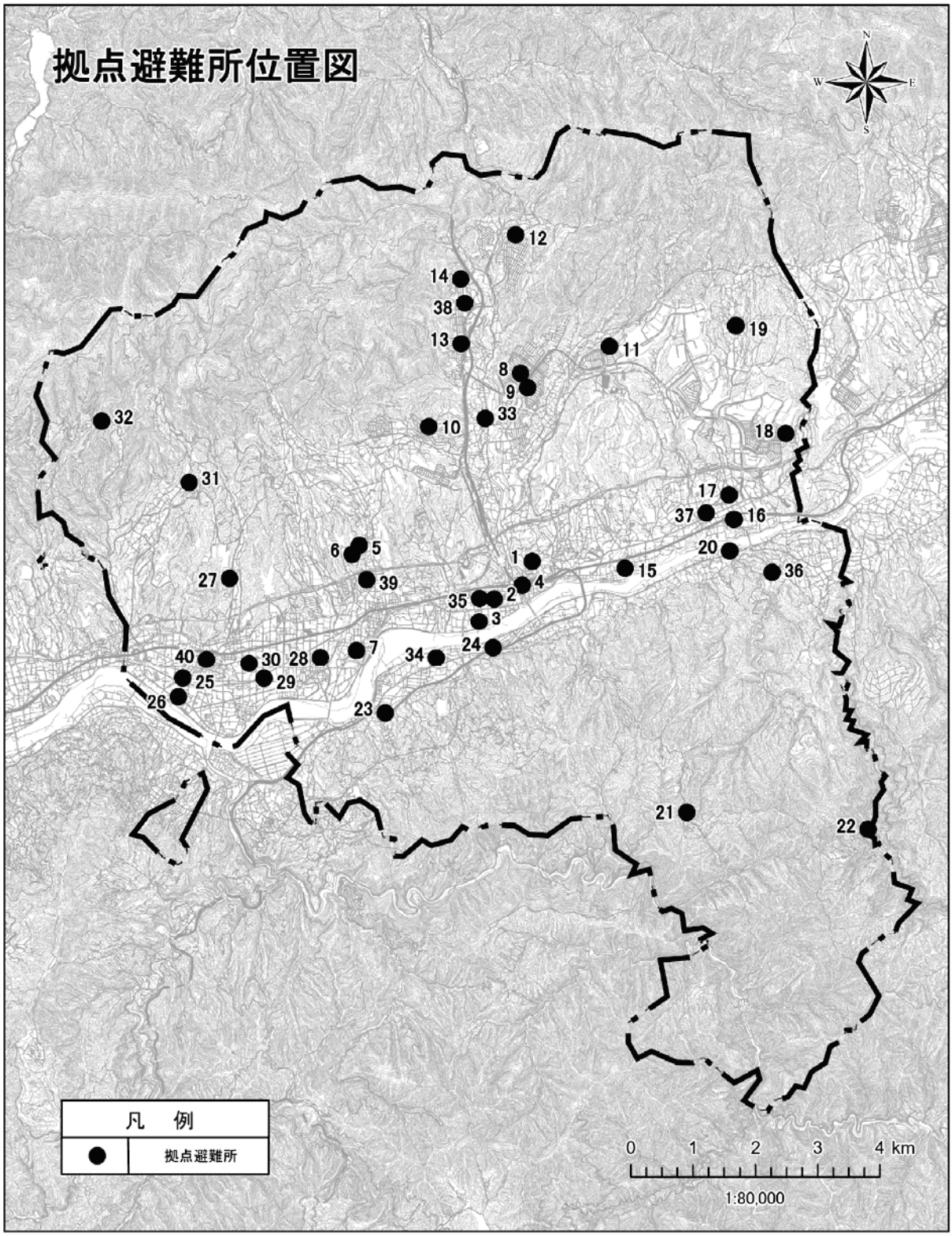
イ　拠点避難所（令和８年４月１日現在）

No.	避難所	所在地	風水害	地震
1	橋本高等学校	古佐田 4-10-1	○	○
2	東家体育館 （旧市立橋本小学校）	東家 2-1-13	○	○
3	橋本中央中学校／橋本小学校	市脇 5-3-8	×	○
4	古佐田区民会館みんなの家	古佐田 1-1016	○	○
5	西部小学校	柏原 554-2	○	○
6	旧西部中学校体育館	柏原 500	○	○
7	紀北工業高等学校	神野々809	○	○
8	城山小学校	城山台 2-10-2	○	○
9	紀見東中学校	城山台 1-39-2	○	○
10	紀見小学校	柿の木坂 25-1	○	○
11	境原小学校	小峰台 1-25-1	△	○
12	柱本小学校	紀見ヶ丘 2-20-1	○	○
13	三石小学校	三石台 2-1-1	○	○
14	紀見北中学校	三石台 3-19-1	△	○
15	旧兵庫幼稚園／兵庫・河瀬会館	隅田町下兵庫 395/396-1	○	○
16	隅田中学校	隅田町芋生 243-1	○	○
17	隅田小学校	隅田町垂井 20	○	○
18	あやの台小学校	あやの台 2-17	○	○
19	山内防災センター	隅田町山内 255-2	○	○
20	恋野小学校	赤塚 129-1	○	○
21	ひこばえの里	彦谷 752-15	○	○

No.	避難所	所在地	風水害	地震
22	谷奥深集会所	谷奥深 62	○	○
23	学文路小学校	学文路 900	●	○
24	清水小学校	清水 2014	●	○
25	高野口小学校	高野口町名倉 226	×	○
26	橋本市産業文化会館	高野口町向島 135	×	○
27	高野口中学校	高野口町名古曽 1322-10	○	○
28	伏原体育館	高野口町伏原 806-1	○	○
29	応其小学校	高野口町名古曽 19-1	●	○
30	伊都中央高等学校	高野口町名古曽 558	○	○
31	旧信太小学校体育館	高野口町九重 87-1	○	○
32	高野口山村体験交流促進センター	高野口町嵯峨谷 116	○	○
33	紀見地区公民館	橋谷 1-1	●	○
34	学文路地区公民館／学文路東体育館	清水 343-3/363	×	○
35	中央公民館	東家 1-6-27	●	○
36	恋野地区公民館	恋野 564-1	●	○
37	隅田地区公民館	隅田町中島 22	●	○
38	紀見北地区公民館	三石台 4-2-1	●	○
39	山田地区公民館	柏原 433-1	●	○
40	高野口地区公民館	高野口町名倉 813-2	●	○

※風水害時は、以下の２段階で開設される。（△印は、土砂災害警戒情報の発表時は開設しない。）
［第１段階　高齢者等避難］　●印の避難所のみ
［第２段階　避難指示］　○印のうち避難指示対象地域の避難所のみ

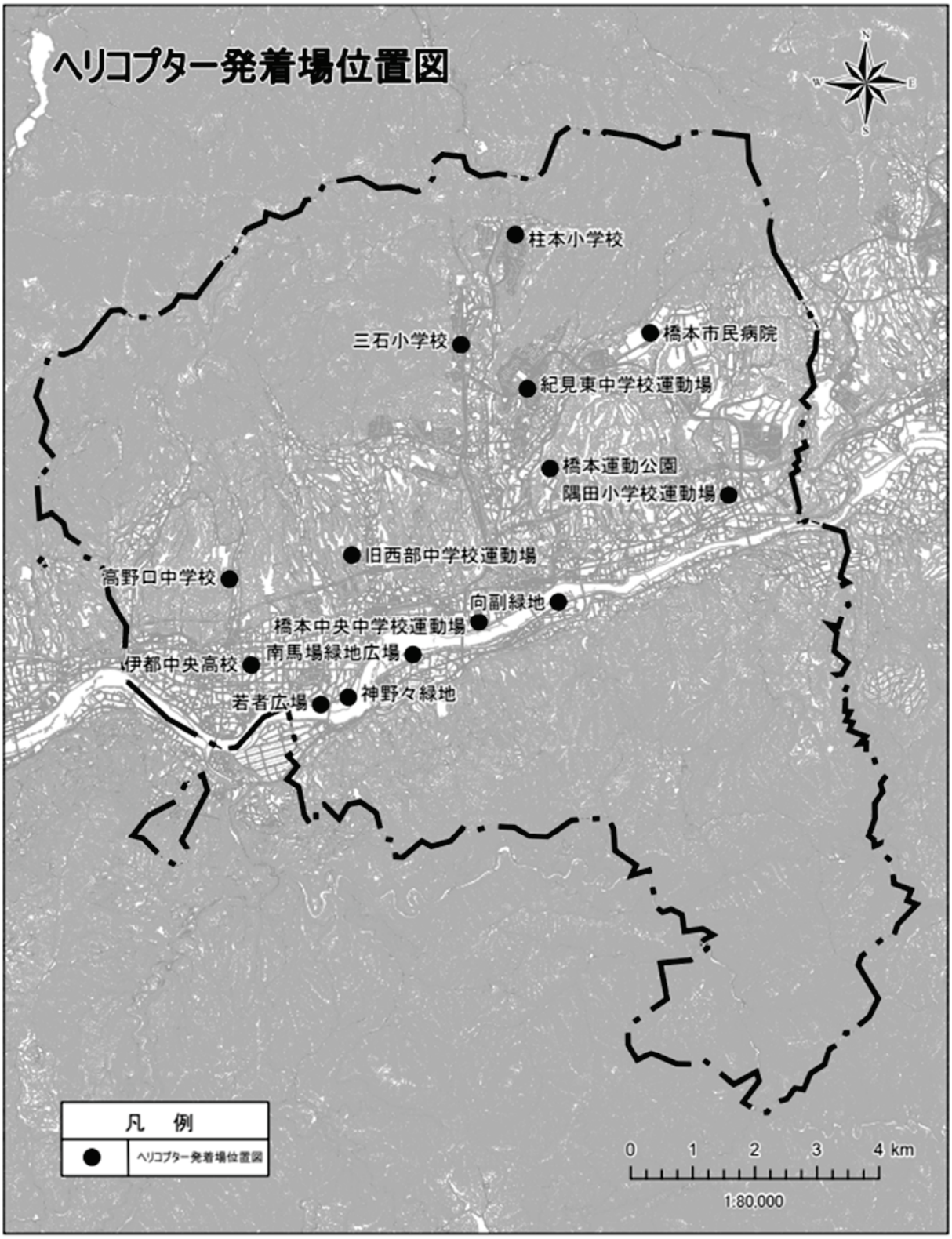
※地震時は、橋本市で震度５強以上が観測された場合に市内全域で開設される（非常時等はこの限りではない）。


拠点避難所位置図
N
W
E
S
12
14
38
13
11
19
8
9
33
10
32
18
31
17
37
16
6
5
20
1
15
36
27
39
4
2
35
3
24
40
30
28
7
34
25
29
26
23
21
22
凡　例
拠点避難所
0
1
2
3
4 km
1:80,000

（２）臨時ヘリポート

令和７年６月末現在

No.	名称	所在地	小学校区名
1	橋本中央中学校運動場	市脇 5-3-8	橋本
2	旧西部中学校運動場	柏原 500	西部
3	神野々緑地	神野々	西部
4	柱本小学校	紀見ヶ丘 2―20-1	柱本
5	橋本運動公園	北馬場 454	橋本
6	紀見東中学校運動場	城山台 1-39-2	城山
7	三石小学校	三石台 2-1	三石
8	橋本市民病院	小峰台 2-8-1	境原
9	隅田小学校運動場	隅田垂井 20	隅田
10	南馬場緑地広場	南馬場	学文路
11	向副緑地	向副	清水
12	若者広場	高野口町伏原 1367	応其
13	伊都中央高校	高野口町名古曽 558	応其
14	高野口中学校	高野口町名古曽 1322-10	応其


ヘリコプター発着場位置図
N
W
E
S
柱本小学校
三石小学校
橋本市民病院
紀見東中学校運動場
橋本運動公園
隅田小学校運動場
旧西部中学校運動場
高野口中学校
向副緑地
橋本中央中学校運動場
南馬場緑地広場
伊都中央高校
若者広場
神野々緑地
凡　例
ヘリコプター発着場位置図
0 1 2 3 4 km
1:80,000

３　非常用品備蓄

（１）災害対策用備蓄品一覧表

ア　備蓄資機材一覧表

備蓄食糧　（令和７年３月現在）

No.	品目	数量	単位
1	アルファー米（わかめご飯）	13,500	食
2	アルファー米（五目ご飯）	11,700	食
3	アルファー米（ドライカレー）	3,150	食
4	アルファー米（きのこご飯）	3,000	食
5	アルファー米（梅がゆ）	2,150	食
6	アルファー米（たけのこご飯）	2,150	食
7	アルファー米（えびピラフ）	1,000	食
8	アルファー米（塩こんぶがゆ）	1,000	食
9	アルファー米（チキンライス）	1,000	食
10	パン（プレーン）	2,300	食
11	パン（メープル）	1,220	食
12	パン（チョコ）	1,220	食
13	米粉山菜うどん	900	食
14	米粉カレーうどん	900	食
15	ライスクッキー	1,000	食
16	備蓄用ようかん	5,000	食
17	粉ミルク	20,800	グラム
18	粉ミルク（アレルギー対応）	1,566	グラム

備蓄用飲料水　（令和７年３月現在）

No.	品目	数量	単位
1	保存水３年（ペットボトル 0.5ﾘｯﾄﾙ）	30,008	本
2	保存水 12 年（ペットボトル 0.5ﾘｯﾄﾙ）	8,400	本
3	保存水 10 年（ペットボトル 1.5ﾘｯﾄﾙ）	5,800	本
4	保存水 10 年（ペットボトル 2.0ﾘｯﾄﾙ）	3,300	本
5	保存水 12 年（ペットボトル 2.0ﾘｯﾄﾙ）	5,874	本

備蓄資機材　（令和７年３月現在）

No.	品目	数量	単位
1	トイレ処理セット	88,000	個
2	簡易トイレ	1,020	台
3	トイレテント	890	張
4	手すり付きポータブルトイレ	15	台
5	手すり付きポータブルトイレ用テント	15	張
6	マンホールトイレ	29	台
7	オストメイトトイレ	2	台
8	折り畳み式簡易ベッド	34	台
9	大人用おむつ	2,980	枚
10	子ども用おむつ	5,464	枚

No.	品目	数量	単位
11	紙コップ	54,300	個
12	トイレットペーパー	8,113	ロール
13	歯ブラシセット	4,000	個
14	発電機	48	台
15	ワンタッチパーテーション	667	枚
16	無線機	38	台
17	ハロゲンライト	218	組
18	防雨型コードリール	127	台
19	救助工具セット	41	セット
20	かまどセット	41	セット
21	ガスバーナーセット	42	セット
22	８kg LP ガスボンベ	42	本
23	メガホン	42	台
24	AM/FM ラジオ	41	台
25	石油ストーブ	150	台
26	スポットクーラー	61	台
27	20L 給水用ポリタンク	213	個
28	懐中電灯	39	台
29	LED ヘッドライト	61	個
30	防災用毛布	8,560	枚
31	エアーマット	14,940	枚
32	ガソリン缶詰	336	ﾘｯﾄﾙ
33	灯油缶詰	336	ﾘｯﾄﾙ
34	折りたたみ式リヤカー	46	台
35	マスク	8,050	枚
36	アルコール消毒液	106	本
37	ハンドソープ	86	本
38	タオルペーパー	15,400	枚
39	非接触型体温計	21	台
40	使い捨て手袋	8,100	枚
41	フェイスシールド	1,405	枚
42	雨合羽(「レインコート」)	43	着
43	青色ごみ袋	630	枚
44	クラフトテープ	457	個
45	軍手	148	組
46	ごみ箱	55	個
47	段ボールベッド	1,180	台
48	段ボールパーティション	8,971	組
49	テント	42	台
50	イージーアップテント	48	台
51	ヘルメット	80	個
52	防災服	80	着
53	プラスチックガウン	2,000	着
54	ライフジャケット	42	着
55	ボート	4	艇
56	剣スコップ	17	丁
57	角スコップ	3	丁

No.	品目	数量	単位
58	掛矢	8	丁
59	土のう袋	5,540	枚
60	鉄杭	140	組
61	木杭	2	組
62	トラロープ	1	組
63	かねロープ	1	組
64	鍬	10	丁
65	つるはし	3	本
66	フォーク	3	本
67	なべ	120	個
68	Ａ型バリケード	5	組
69	スピード番線	800	組

イ　防災資機材保管場所

No.	防災資機材保管場所	所在地	備考
1	あやの台防災倉庫	あやの台 3-6	
2	赤塚倉庫（旧斎場）	赤塚 474-3	
3	旧三石保育園	三石台 4-1-62	
4	勤労者体育館	高野口町上中 175-2	
5	倉庫（旧公用車車庫）	東家 1-1-1	
6	浦之段防災センター	高野口町名古曽 955-1	
7	向島防災センター	高野口町向島 37-11	
8	高野口水防倉庫	高野口町名倉 813-2	
9	学文路消防団納庫	学文路 359-5	
10	各拠点避難所		

４　風水害関係

（１）重要水防箇所

ア　国土交通大臣直轄管理河川

直轄管理河川重要水防箇所が、次の 46 区間指定されている。

（国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所）

番号	地先名	左右岸の別	種別	重要度	延長（m）	現堤防高（m）	計画堤防余裕高(m)	備考
1	高野口町大野	右岸	工作物	A	—	67.47	1.5	浦島川樋門
2	高野口町大野	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	67.47	1.5	破堤跡(S34.09)
3	高野口町向島	右岸	工作物	A	—	68.78	1.5	H27 対策　維持修繕　垣花樋門
4	高野口町向島～高野口町小田	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	976	70.18	1.5	旧川跡
5	高野口町小田	右岸	堤体漏水	B	155	71.27	1.5	
6	高野口町小田	右岸	越水(溢水)	B	169	71.58	1.5	
7	高野口町小田	右岸	越水(溢水)	B	194	72.46	1.5	
8	九度山～学文路	左岸	堤体漏水	A	1,544	72.13	1.5	無堤区間
9	九度山～学文路	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	1,975	71.50	1.5	旧川跡
10	高野口町小田	右岸	水衝洗堀	B	105	72.46	1.5	
11	九度山～学文路	左岸	越水(溢水)	A	1,402	72.13	1.5	無堤区間
12	高野口町小田	右岸	工作物	A	—	72.46	1.5	小田井堰
13	高野口町小田	右岸	水衝洗堀	B	20	74.32	1.5	H23 台風 12 号
14	高野口町伏原～神野々	右岸	越水(溢水)	B	1,100	77.05	1.5	
15	高野口町伏原～神野々	右岸	基礎地盤漏水	B	664	75.21	1.5	
16	高野口町伏原	右岸	工作物	A	—	74.98	1.5	伏原樋管
17	高野口町伏原	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	74.98	1.5	破堤跡(S28.09)
18	学文路	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	72.90	1.5	破堤跡(S28.09)
19	学文路	左岸	水衝洗堀	B	150	73.23	1.5	H23 台風 12 号
20	神野々	右岸	工作物	B	—	75.48	1.5	岸上橋
21	学文路～南馬場	左岸	越水(溢水)	B	1,692	76.82	1.5	
22	学文路	左岸	基礎地盤漏水	B	214	76.08	1.5	
23	学文路	左岸	陸閘	要注意	—	76.04	1.5	学文路陸閘
24	岸上	右岸	工作物	A	—	77.58	1.5	岸上排水樋管（深ヶ坪排水路）
25	南馬場～清水	左岸	破堤跡・旧川跡	要注意	1,220	78.37	1.5	旧川跡
26	岸上	右岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	674	93.46	1.5	旧川跡
27	岸上	右岸	越水(溢水)	B	296	78.29	1.5	
28	市脇～東家	右岸	越水(溢水)	A	587	80.46	1.5	
29	市脇 5 丁目	右岸	破堤跡・旧川跡	要注意	—	80.09	1.5	破堤跡(S28.09)
30	清水～向副	左岸	越水(溢水)	B	1897	83.74	1.5	
31	清水	左岸	破堤跡・旧川跡	要注意	—	81.38	1.5	破堤跡(S34.09)
32	東家～橋本	右岸	越水(溢水)	B	962	82.40	1.5	
33	東家 6 丁目	右岸	基礎地盤漏水	B	180	81.90	1.5	
34	東家 5 丁目	右岸	基礎地盤漏水	B	211	82.40	1.5	
35	賢堂	左岸	堤体漏水	B	198	82.89	1.5	
36	賢堂	左岸	基礎地盤漏水	B	198	82.89	1.5	
37	向副	左岸	基礎地盤漏水	B	190	83.26	1.5	

番号	地先名	左右岸の別	種別	重要度	延長（m）	現堤防高（m）	計画堤防余裕高（m）	備考
38	向副	左岸	工作物	B	—	83.74	1.5	橋本橋
39	向副	左岸	堤体漏水	B	190	83.26	1.5	
40	向副	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	83.26	1.5	破堤跡（S34.09）
41	向副	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	—	84.44	1.5	破堤跡（S34.09）
42	隅田町河瀬～隅田町下兵庫	右岸	越水(溢水)	B	391	86.52	1.5	
43	隅田町下兵庫	右岸	堤体漏水	A	186	87.52	1.5	（堤防断面）
44	上田～中道	左岸	新堤防・破堤跡・旧川跡	要注意	376	93.30	1.5	旧川跡
45	隅田町芋生	右岸	工作物	B	—	98.15	1.5	恋野橋
46	恋野	左岸	越水(溢水)	B	218	95.50	1.5	

出典：「令和６度和歌山県水防計画書」（和歌山県）

イ　知事管理河川

知事河川重要水防箇所が、次の 20 区間指定されている。

（県土整備部河川課）

番号	水系名	河川名	左右岸	場所	延長（m）	重要度	備考
1	紀の川	高橋川	左	県道橋（二見御幸辻停車場線橋）上流 80m～上流 380m	300	B	堤防高
2	紀の川	橋本川	左	松ケ枝橋～JR 鉄橋上流 350m	450	要注意	新堤防
3	紀の川	橋本川	左	紀の川合流点～松ケ枝橋	350	要注意	新堤防
4	紀の川	橋本川	右	東谷川合流点下流 400m～東谷川合流点	400	要注意	堤防高
5	紀の川	橋本川	右	紀の川合流点～松ケ枝橋	350	要注意	新堤防
6	紀の川	橋本川	右	松ケ枝橋～JR 鉄橋	100	要注意	新堤防
7	紀の川	市脇川	左	観音寺～観音寺上流 30m	30	B	堤防高
8	紀の川	山田川	左	R24 号～R24　上流 470m	470	A	堤防高
9	紀の川	山田川	右	R24 号～R24　上流 470m	470	A	堤防高
10	紀の川	山田川	左	東谷橋～岩谷橋上流 100m	300	B	堤防高
11	紀の川	山田川	右	東谷橋～岩谷橋上流 100m	300	B	堤防高
12	紀の川	去年川	右	去年川大橋下流 80m～去年川	80	B	水衝・洗堀
13	紀の川	吉原川	左	JR 鉄橋～JR 鉄橋上流 100m	100	A	堤防高
14	紀の川	吉原川	右	JR 鉄橋～JR 鉄橋上流 100m	100	A	堤防高
15	紀の川	田原川	右	田原橋上流 150 m～平和橋	350	A	堤防高
16	紀の川	田原川	左	田原橋上流 150 m～平和橋	350	A	堤防高
17	紀の川	大谷川	左	県管理界～学文路小学校東 80mの橋	280	要注意	堤防高
18	紀の川	大谷川	右	県管理界～学文路小学校東 80mの橋	280	要注意	堤防高
19	紀の川	雨天樋川	左	県管理界～悠久の杜　北西の橋	210	要注意	堤防高
20	紀の川	雨天樋川	右	県管理界～悠久の杜　北西の橋	210	要注意	堤防高

出典：「令和６年度和歌山県水防計画書」（和歌山県）

ウ　市管理河川

市管理河川重要水防箇所が、次の２区間指定されている。

河川名	地区名	流出河川	延長（m）	備考
橋谷川左右岸	橋本市橋谷（ログカフェイッツ）【喫茶店】付近橋谷橋～上流 50m）	橋本川	50	普通河川
大谷川	橋本市清水・南馬場（南海鉄橋[県管理界]）から上流 660m	紀の川	660	堤防高

出典：「令和６年度橋本市水防計画書」

エ　農業用ため池重要水防箇所

ため池の重要水防箇所が、次の 177 箇所に指定されている。

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
メクラ池	古佐田字尾垣内 362-1,-2
平池（妻）	妻字大林 348-1,-2
長池（妻）	妻字山添 227-1,-2
蓮池（妻）	妻字古大根 436-1
山谷池	原田字山ノ谷 535-1,-2
大林池	原田字山ノ谷 546-1,-2
中池	原田字峰ヶ芝 287
穂池	原田字長平 405
新池（原田）	原田字西平中山 345
新池（東家）	東家字樋之下奥 820-1,-2,-3,-4
小平池	東家字西畑 1092
新池（吉原）	吉原字初光田 367
溜池（市脇）	市脇字仁王谷 570-1,-2,571
新池（市脇）	市脇字仁王谷 565-1,-2
奥池（市脇）	市脇字奥山谷 662
三ヶ村池	市脇字奥山谷 652-1,-2
東善那池	市脇字東善那 711
新池（小原田）	小原田字中山 465
寺池（小原田）	小原田字薬師垣内 269-1
山下池	小原田字中山 490
小池（小原田）	小原田字中山 482-1,-2,-3,-4,-5
松森池	小原田字中山 454-1,-2
佃池	小原田字佃 527-1,-2,-3,-4
土山池	菖蒲谷字奥の谷 880-1
芦ヶ谷池	吉原字芦ヶ谷 1098
古池（菖蒲谷）	菖蒲谷字西畑 321
赤沢池	菖蒲谷字西畑 262-1,-2,-3
ヒシ池	菖蒲谷字西畑 280
牛谷上池	山田字牛谷 726
牛谷下池	山田字牛谷 719
長水池	山田字長水谷 365
長池（山田）	山田字中ノ谷 1354-1,1354-6
鈴木池	山田字中東平 1255
上池（山田）	山田字中尾 1333
留池	神野々字西竹鼻 476
新池（山田）	山田字国木岡 958-1,-2
金剛童子池	山田字平畑 1067
平三郎池	吉原字堀ノ内 523-1
新池（吉原）	吉原字上中村尾 1141-1,-2
蓮池（吉原）	吉原字堀ノ内 544
新田池	吉原字西川垣内 672-1
次郎池（村池）	吉原字初光田 372,373
古善池	吉原字中大芝 1287-1
小谷池	出塔字下惣毛 316
目舞谷池	出塔字西山 558
浦池（鳥坪池）	野字大谷 663-1,-2
仲田池	野字池奥 701-1,-2,-3

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
高尾池	紀ノ光台一丁目 2-1,-2
源蔵池	隅田町中島字塚穴 369-1
土井池	隅田町芋生字小島 345-1
岩倉池	隅田町山内字谷尻 1,2、山内字三本松 1650-1,-2、霜草字東山 556-1
陀羅谷池	隅田町真土字ダラ谷 350
姥谷池	隅田町真土字姥谷 75-1
北谷池	隅田町真土字北谷 138-3
赤阪池２号	隅田町真土字赤阪 451
御姥谷池	あやの台二丁目 22-2
松ヶ谷池	隅田町平野字松ヶ谷 538-1,-2
私池	隅田町平野字細野谷 583
細野池	隅田町平野字細野谷 595-1,-2
畑田池	紀ノ光台三丁目 113
平端池（奥山池）	隅田町山内字山迫 2090
小田池	隅田町山内字天池 1579
大田池	隅田町山内字瀬ノ元 697
井上池	隅田町山内字井上垣内 582
八兵ヱ池	隅田町山内字平山 771
城場池	隅田町山内字尾崎 908
鶴池	隅田町山内字平山 762-1
釈迦池	隅田町山内字天池 1534-1,-2
堂ノ谷池（堂谷池）	紀ノ光台三丁目 106
大明池	紀ノ光台三丁目 112
横谷池	小峰台二丁目 13-14
枇杷谷池（びや谷池）	隅田町霜草字西山 889
つつじょう池	恋野字躑躅尾谷 800
円津庵池	恋野字瀬戸谷 2215-1,-2
本田池	恋野字中ノ坂 1246
神野池（久保利池）	恋野字久保利 2024-1,-2
尾崎池	恋野字尾崎 350-1,-2
村池（赤塚）	赤塚字栗林 587
中池（赤塚）	赤塚字栗林 592-1,-2
あいあい池	赤塚字栗林 599-1,-2
鍬詰西池	上田字鍬詰 793
鍬詰東池	中道字爲草尾 672
布施池（伏谷池）	上田字松原 641
似賀尾池	只野字入谷 177
長池（学文路）	学文路字有岡 1550-1,-2
弁天池	学文路字有岡 1531
大池（学文路）	学文路字幡天神 1238-1,-2
岩壺池	学文路字西小平 86-1,-2
土居池	学文路字水木谷 989-1,-2
牛河内池	南馬場字広良 521
宮谷池	南馬場字上垣内 765
風呂谷池（南馬場）	南馬場字里神 386-1,-3
平谷池	清水字平谷 1626、南馬場字水越 425-1,427-1,430-1,433-1
下土居池	南馬場字西立石 713-2、学文路字下土居 968-1,969-1

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
新池（神野々）	神野々字垣之内 316
中飯降池	神野々字下穴伏谷 86-1
畑田池	神野々字上穴伏谷 39
古池（柱本）	柱本字稲瀬 790
新田池	矢倉脇字西山 451
上平池	橋谷字大谷 510-14,563-15、字上平 493-1
上平船井池	橋谷字上平 492-1,-2,-3,-4,-5
大池（橋谷）	橋谷字上ノ段 683-1,-2
毘沙門池	橋谷字上ノ段 698-1,-3
丸尾池	御幸辻字中尾垣内 408
八王子池	御幸辻字田中垣内 414,415,419,427,770-1,782-12、御幸辻字北山 783-3,-4
小西池	御幸辻字西ヶ平 659-1,-2
昭和池	胡麻生字向山 636,671-1,672-1、字中ノ尾 628-2、城山台一丁目 41-1,-2,-4
油屋池	胡麻生字中ノ尾 615-1,-2
新池（胡麻生）	胡麻生字宮ノ前 255-1,-2
新池（北馬場）	北馬場字峯ヶ芝 291-1,-2
上池（上の池）	北馬場字峯ヶ芝 336-1,-2,-3
下の池	北馬場字峯ヶ芝 338-1,-2
山本垣内池	紀見字鷺山 191-1
畑尾池	紀見字鷺山 178-1
柳谷池	紀見字柳谷 281-2
にごり池	紀見字柳谷 316-1,-2
不動谷池	紀見字備中 344-1,-2
奥池（紀見）	城山台一丁目 28-19
三日月池	紀見字中垣内 253-1
新池（細川）	城山台四丁目 26-13
堂谷池	細川字堂垣内 150-1,-2
新宮池	細川字新宮 25-1,-2
中野池	細川字西垣内 93
西垣内池	細川字西垣内 70
吉ヱ門池	紀見字椿原 530-1,-2
湯屋谷池	境原字湯屋谷東原 601-1,-2
里池（隅田町河瀬）	隅田町河瀬字奥白猪谷 648-1,-2
鳥部池	隅田町河瀬字墓之段 770
長池（隅田町河瀬）	隅田町河瀬字奥長平 1064
皿池（隅田町下兵庫）	隅田町下兵庫字小白猪谷 852-1,-2,-3
鍋池	隅田町下兵庫字小白猪谷 840
米山池	隅田町下兵庫字山副 797
大寺池（今池）	隅田町下兵庫字山ノ谷 1060
青池	隅田町中島字青池尻 971-1
花岡池	隅田町中島字桧ノ尾 981-1
野口池	隅田町中島字塚穴 363-1

ため池名	所在地（地番なしで、大字のみ）
ハバ池	南馬場字上野 740
隠れ谷池	清水字堂ノ壇 672
加賀根池	清水字西岩坂 607、字加賀根 941
西谷池	賢堂字西谷 353、清水字聖尾 988-1
妙見谷池	賢堂字妙見谷 364
宮谷池（堂ノ谷池）	賢堂字宮谷 549
風呂谷池（向副）	向副字風呂谷 562
倉谷池	向副字笠ヶ入道 674-1,-2,-3
蔵垣内池	向副字蔵垣内 218-1
中野池	向副字東垣内 335-1,-2
摺り込み池	向副字笠ヶ入道 682
塩谷池	横座字花房垣内 202
しゅうこ池	横座字瀬ノ奥 277-1,-3
赤尾池	吉原字平谷 965-1、字赤尾山 1599
小屋谷池	吉原字広谷 1101（不明）
須ヶ谷池	隅田町平野字西山 278-1,-2
立華寺池	高野口町田原字西硲 88
池ノ内上池	高野口町田原字池ノ内 807-4,808-2,811
池ノ内下池	高野口町田原字池ノ内 815
池谷池	高野口町九重字丸山 301
五味田池	高野口町上中字五味田 211
重三郎池	高野口町下中字前山 49
谷池（下中）	高野口町下中字前山 33
茂エ門池	高野口町上中字赤阪 7
大広池	高野口町下中字前山 59
蓮池（下中）	高野口町下中字前山 38
堂の浦池	高野口町下中字森ノ本 179
瀬間池	高野口町嵯峨谷字瀬間 830
西新池	高野口町大野字西谷奥 1811
長十郎池	高野口町大野字西之谷口 1781-1
玉池	高野口町大野字東谷奥 1869
皿池（大野）	高野口町大野字東谷奥 1859-1
西浦池	高野口町伏原字上ノ段 175-1
野中池	高野口町伏原字池之内 878-1
新池（名倉）	高野口町名倉字焼尾 1507-1
引ノ池下池	高野口町応其字引ノ谷口 518-1,-2
引ノ池上池	高野口町応其字引ノ谷口 527-2,-4,-5
空池	高野口町名倉字焼尾 1505
下ノ池	高野口町名倉字田原谷上ノ切 1355
小林池	妻字古大根 417-1
ハス池	菖蒲谷字田之尻 156-1

（２）水防資機材備蓄状況

（消防本部警防課）

保管場所	袋(枚)	杭(本)	鉄線(kg)	掛矢(丁)	スコップ(丁)	照明器(台)	備考
橋本消防署	584		623	5	23	10	土のう(砂入り)200 サルベージシート80枚
橋本北消防署	649	鉄杭６	95	2	3		土のう(砂入り)215 サルベージシート28枚
旧学文路防災センター	2,000	200		2	5		土のう(砂入り)500
旧吉原防災センター	2,000	200		2	5		土のう(砂入り)400
山内防災センター	2,000	200		2	5		土のう(砂入り)450
大野水防倉庫							水防ポンプ一式（４基）
高野口水防倉庫	200	鉄杭20		3	4		土のう(砂入り)300 サルベージシート50枚
東家体育館備蓄倉庫	8,000	木杭68		11	127		土のう(砂入り)784 サルベージシート196枚
あやの台防災倉庫西	2,000 840 (吸水)				8		サルベージシート285枚（サイズ各種）
合計	18,273	694	718	27	180	10	土のう(砂入り)2,849 サルベージシート639枚

５　土砂災害関係

（１）土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり）

令和６年４月１日現在

	急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域	警戒区域	うち特別警戒区域
橋本市内指定区域数	780	750	157	147	34	0	971	897

（２）山地災害危険地区

山地災害危険地区一覧表（山腹崩壊危険地区）

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-0001	吉原	橋本市吉原欅原山	2.86
203-0002	山田	橋本市山田右別当	2.75
203-0003	山田	橋本市山田	6.11
203-0004	山田	橋本市山田	12.32
203-0006	矢倉脇	橋本市矢倉脇伊関	4.28
203-0008	矢倉脇	橋本市矢倉脇西山	0.83
203-0009	矢倉脇	橋本市矢倉脇矢倉脇	2.48
203-0012	柱本	橋本市柱本鳶ヶ尾	0.44
203-0013	柱本	橋本市柱本上ノ平	0.96
203-0014	柱本	橋本市柱本沓掛	0.81
203-0015	柱本	橋本市柱本杉ノ森	2.91
203-0016	柱本	橋本市柱本野々垣内	1.66
203-0042	境原	橋本市境原葛城山	1.29
203-0043	境原	橋本市境原横手垣内	0.36
203-0044	境原	橋本市境原横手垣内	1.42
203-0045	境原	橋本市境原湯屋谷	1.8
203-0046	境原	橋本市境原横手垣内	2.19
203-0047	境原	橋本市境原湯屋谷西原	3.17
203-0048	杉尾	橋本市杉尾奥山	13.16
203-0049	杉尾	橋本市杉尾奥山	1.83
203-0050	杉尾	橋本市杉尾登利尾	0.66
203-0051	杉尾	橋本市杉尾餅尾原	0.47
203-0052	杉尾	橋本市杉尾餅尾原	0.51
203-0053	杉尾	橋本市杉尾堂本	3.14
203-0054	杉尾	橋本市杉尾堂本	4.64
203-0056	杉尾	橋本市杉尾四本松	3.23
203-0057	杉尾	橋本市杉尾堂本	5.67
203-0058	境原	橋本市境原柏谷	2.78
203-0059	境原	橋本市境原横手垣内	1.56
203-0060	境原	橋本市境原横手垣内	1.81
203-0073	須河	橋本市須河朽谷	4.06
203-0074	須河	橋本市須河平木尾	1.27
203-0075	彦谷	橋本市彦谷	1.79
203-0077	彦谷	橋本市彦谷下滝谷	2.46
203-0078	彦谷	橋本市彦谷下滝谷	4.43
203-0079	彦谷	橋本市彦谷猪ノ上	1.43
203-0080	彦谷	橋本市彦谷猪ノ上	3.91

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-0081	谷奥深	橋本市谷奥深張尾峯	2.86
203-0082	谷奥深	橋本市谷奥深若子淵	0.55
203-0083	北宿	橋本市北宿	0.95
203-0084	北宿	橋本市北宿下滝谷道ノ下	2.93
203-0085	南宿	橋本市南宿森脇	1.22
203-0086	南宿	橋本市南宿西ノ迫	11.82
203-1002	谷奥深	橋本市谷奥深	4.76
203-1003	高野口町	橋本市高野口町田原	0.43
203-1005	北宿	橋本市北宿	3.99
203-1006	境原	橋本市境原	0.38
203-5002	境原	橋本市境原	1.53
203-5004	谷奥深	橋本市谷奥深	1.47
203-5005	柱本	橋本市柱本	0.14
203-5006	杉尾	橋本市杉尾	0.34
203-5014	柱本	橋本市柱本	1.64
203-5015	柱本	橋本市柱本	0.33
203-5016	高野口町	橋本市高野口町名倉	0.37
203-5017	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷字 水ノ元	0.9
342-0001	高野口町	橋本市高野口町竹尾	0.95
342-0002	高野口町	橋本市高野口町竹尾	1.81
342-0003	高野口町	橋本市高野口町竹尾	4.55
342-0004	高野口町	橋本市高野口町竹尾	0.98
342-0005	高野口町	橋本市高野口町竹尾	1.11
342-0006	高野口町	橋本市高野口町竹尾	2.7
342-0008	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	0.9
342-0009	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	5.77
342-0010	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	1.23
342-0011	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	1.5
342-0012	高野口町	橋本市高野口町九重	4.4
342-0013	高野口町	橋本市高野口町九重	2.41
342-0014	高野口町	橋本市高野口町九重	4.06
342-0015	高野口町	橋本市高野口町九重	5.56
342-0016	高野口町	橋本市高野口町九重	3.5

山地災害危険地区一覧表（崩壊土砂流出危険地区）

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-0001	吉原	橋本市吉原	35.83
203-0002	山田	橋本市山田矢持谷	52.48
203-0003	山田	橋本市山田三ツ石	1.99
203-0004	山田	橋本市山田	12.12
203-0005	山田	橋本市山田	16.34
203-0006	山田	橋本市山田	7.18
203-0007	山田	橋本市山田	7.81
203-0008	山田	橋本市山田	6.28
203-0009	山田	橋本市山田	5.97
203-0010	矢倉脇	橋本市矢倉脇横尾中殿	143.74
203-0011	柱本	橋本市柱本西広	2.05
203-0012	光陽台	橋本市柱本光陽台	2.61
203-0013	柱本	橋本市柱本沓掛	1.61
203-0014	柱本	橋本市柱本上の平	13.01
203-0019	橋谷	橋本市橋谷	42.21
203-0021	菖蒲谷	橋本市菖蒲谷	23.12
203-0022	山田	橋本市山田	13.05
203-0023	山田	橋本市山田右別当	5.16
203-0024	山田	橋本市山田右別当	39.41
203-0030	杉尾	橋本市杉尾奥山	5.9
203-0031	杉尾	橋本市杉尾登利尾	7.95
203-0032	杉尾	橋本市杉尾登利尾	14.14
203-0033	杉尾	橋本市杉尾四本松	5.54
203-0034	杉尾	橋本市杉尾四本松	8.17
203-0035	杉尾	橋本市杉尾餅尾原	7.82
203-0036	杉尾	橋本市杉尾堂本	5.88
203-0037	杉尾	橋本市杉尾四本松	4.07
203-0038	境原	橋本市境原竹の平	19.76
203-0040	隅田町	橋本市隅田町山内	2.71
203-0041	隅田町	橋本市隅田町山内	22.3
203-0043	境原	橋本市境原	4.61
203-0044	境原	橋本市境原大橘	2.15
203-0045	境原	橋本市境原大橘	10.88
203-0046	境原	橋本市境原長畑垣内	2.04
203-0049	南馬場	橋本市南馬場上垣内	75.21
203-0061	須河	橋本市須河尾鼻	37.1
203-0062	谷奥深	橋本市谷奥深張尾峯	21.36
203-0063	矢倉脇	橋本市矢倉脇横尾中殿	309.73

危険地区番号	地区名	位置	調査地区面積
203-1001	吉原	橋本市吉原	41.27
203-1002	山田	橋本市山田	5.72
203-1003	山田	橋本市山田	14.39
203-1004	山田	橋本市山田	32.99
203-1005	山田	橋本市山田	1.58
203-1006	山田	橋本市山田	122.78
203-1007	橋谷	橋本市橋谷	62.02
203-1008	境原	橋本市境原	0.48
203-1009	高野口町	橋本市高野口町嵯峨谷	83.33
203-1010	高野口町	橋本市高野口町上中	23.16
203-1011	北宿	橋本市北宿	1.94
203-1012	高野口町	橋本市高野口町竹尾	0.5
203-5003	須河	橋本市須河	28.22
203-5004	須河	橋本市須河	6.86
203-5007	谷奥深	橋本市谷奥深	63.18
203-5009	谷奥深	橋本市谷奥深	45.72
203-5010	谷奥深	橋本市谷奥深	11.9
203-5012	彦谷	橋本市彦谷	33.37
203-5014	横座	橋本市横座	3.06
203-5016	西畑	橋本市西畑	172.52
203-8012	橋谷	橋本市橋谷	11.87
203-8013	恋野	橋本市恋野	21.03
203-8014	山田	橋本市山田	23.37
203-8015	高野口町	橋本市高野口町 嵯峨谷宮ノ前	1.5
342-0001	高野口町	橋本市高野口町 竹尾楓・木田和	34.23
342-0002	高野口町	橋本市高野口町 竹尾中尾	28.61
342-0003	高野口町	橋本市高野口町 嵯峨谷奥の谷	27.69
342-0004	高野口町	橋本市高野口町 嵯峨谷神子峠	5.3
342-0005	高野口町	橋本市高野口町 九重麓ノ田和	37.99
342-0006	高野口町	橋本市高野口町 九重栗木山彦	27.74
342-0007	高野口町	橋本市高野口町 嵯峨谷中山	23.61
342-0008	高野口町	橋本市高野口町 嵯峨谷	52.39

６　地震関係

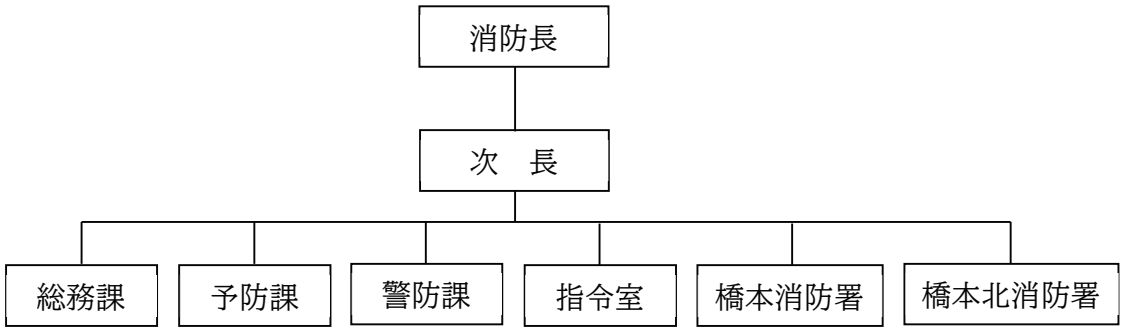
（１）地震に関する情報の内容

情報の種類	発表基準	内容
震度速報	震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度３以上（津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	• 震度１以上 • 津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想された時 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度３以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	• マグニチュード 7.0 以上 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合（国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表[*1]。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

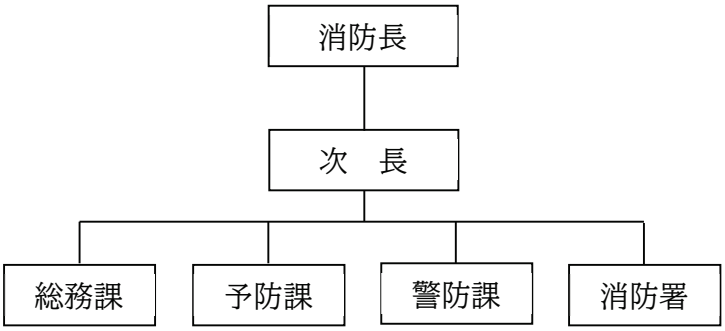
７　消防・医療・遺体処理関係

（１）消防本部組織

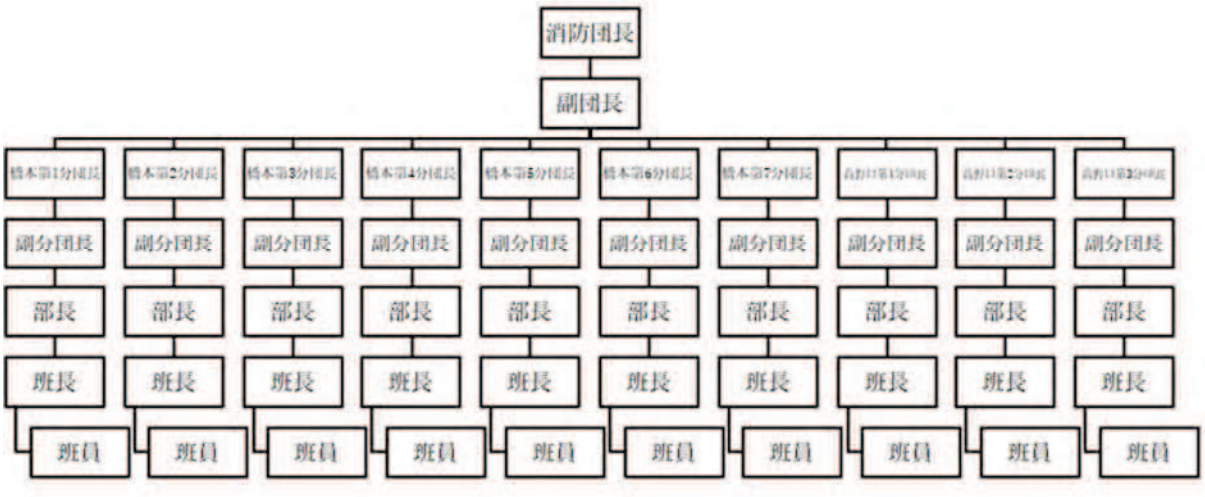
【消防本部】



【伊都消防組合消防本部】



【消防団】



（２）消防車両保有状況

ア　消防本部消防用車両等の現況

（令和７年６月末日現在）

車両区分	台数（台）	備考
はしご車	1	35m級１台
救助工作車	1	
ポンプ車（水槽付き含む）	4	ポンプ１、２、３号、タンク車
救急車（高規格含む）	4	救急車１、２、３号、５号（軽）
非常用救急車	1	
査察・広報車	3	査察広報車（橋本）、広報車（北）、指揮車
特殊車等	4	指令車、人員輸送車、資機材搬送車、ミニローリー
その他の車両	2	防火号、軽四積載車

イ　消防団消防用車両等の現況

分団名	ポンプ車（台）	普通積載車（台）	軽積載車（台）	小型ポンプ（台）
橋本第１分団	0	2	2	0
橋本第２分団	0	1	0	0
橋本第３分団	1	1	2	0
橋本第４分団	1	3	2	0
橋本第５分団	1	2	3	0
橋本第６分団	1	1	3	0
橋本第７分団	1	1	3	0
高野口第１分団	2	2	0	0
高野口第２分団	4	2	0	0
高野口第３分団	0	3	4	0
合計	11	18	19	0
高野口本部	指令車１台、広報車１台			

（３）特殊消防用資機材保有状況

器具名	数量	器具名	数量	器具名	数量
耐熱服	2	大型油圧切断機	1	チェーンソー	7
化学防護服	8	エアーソー	1	可搬ウインチ	4
可燃性ガス測定器	2	エンジンカッター	4	放射線測定器	2
削岩機	2	マット型空気ジャッキ（大中小：３枚）	1式	大型油圧スプレッダー	1
高発泡管筒	10	空気呼吸器	27	マンホール救助器具	2
背負い式消火水のう(ジェットシューター)	10	救命索発射銃	1	救命ボート	2

（４）消防水利

区分 / 消防団区分	消火栓		防火水槽		
	地上式	地下式	100 トン級	40 トン級	20 トン級
橋本第１分団	0	379	2	39	6
橋本第２分団	0	52	0	12	0
橋本第３分団	0	220	0	37	6
橋本第４分団	0	560	2	77	9
橋本第５分団	0	389	2	55	14
橋本第６分団	0	85	0	11	8
橋本第７分団	0	168	0	27	3
高野口第１分団	1	228	1	30	2
高野口第２分団	0	366	0	48	4
高野口第３分団	0	76	0	18	14
合　計	1	2,523	7	354	66

※20 トン未満の防火水槽除く

（５）医療関係調達先（血液調達先）

名称	所在地	電話番号
和歌山県赤十字血液センター	和歌山市和佐関戸 118 番 5	073-499-7724
和歌山県赤十字血液センター紀南出張所	西牟婁郡上富田町生馬 674-18	0739-33-9924

（６）救急告示医療機関

名称	所在地	電話番号	病床数
橋本市民病院	小峰台 2-8-1	37-1200	300
医療法人南労会　紀和病院	岸上 18-1	33-5000	299
社会医療法人博寿会　山本病院	東家 6-7-26	32-8899	84

８　ごみ・し尿処理等関係

（１）し尿、ごみ処理施設

し尿、ごみ処理施設一覧表

施設名	種別	処理能力	所在地	電話番号
橋本環境管理センター	し尿処理場	150 キロﾘｯﾄﾙ/1 日	学文路 172	32-0028
橋本周辺広域ごみ処理場 エコライフ紀北	焼却場	50.5ｔ/24ｈｘ２炉	高野口町大野 1827-28	42-5300
	リサイクル施設	46.4t/５h		
橋本市一般廃棄物処理場	最終処分場	141,650 ㎥	彦谷 752-7	33-1208

（２）ごみ処理収集車

ごみ運搬収集車一覧表

所有者	車種	台数	収集運搬能力	電話番号
環境美化 センター	パッカー車	２	２ｔ	33-1243
	ダンプ	1	２ｔ	
	軽四ダンプ	３	350kg	
	トラック（ロング）	３	２ｔ	
	トラック（ショート）	1	２ｔ	

（３）橋本市し尿・浄化槽汚泥収集運搬許可業者一覧

業者名	所在地	連絡先
新生環境株式会社	橋本市野 147 番地	0736-26-4190
田中衛生株式会社	高野口町名古曽 497-8	0736-42-5032
中本環境株式会社	橋本市岸上 359	0736-32-0152
有限会社バッキーズ	橋本市東家 5 丁目 5 番 15 号	0736-39-1233
株式会社バッキーズ吉岡	橋本市東家 1 丁目 7 番 6 号	0736-33-8778
深野衛生社	高野口町大野 565-34	0736-42-3952
八光海運株式会社	大阪府河内郡河南町大字一須賀 453 番地の 1	0721-93-2222

（４）橋本市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者一覧

業者名	所在地	連絡先
株式会社紀州環境サービス	橋本市岸上 454-1	0736-32-9352
有限会社紀北興業	高野口町伏原 1171 番地の 2	0736-42-3256
株式会社イヌイエコシステム	橋本市神野々40 番地の 3	0736-39-7002
株式会社田中組	橋本市吉原 85-6	0736-34-0066
紀和産業協業組合	橋本市隅田町中島 1058-60	0736-37-0714

（５）橋本市一般廃棄物再生利用業指定業者一覧

業者名	所在地	連絡先
大栄環境株式会社	大阪府和泉市テクノステージ二丁目３番 28 号	0736-73-7756
株式会社福西工務店	橋本市恋野 182 番地	0736-33-0867
株式会社丸山組	橋本市岸上 137-1	0736-34-1189
株式会社岸化学	大阪府松原市河合六丁目 163 番地 1	0723-30-8133

９　道路・輸送関係

（１）緊急輸送道路

ア　第一次緊急輸送道路〔協議会で策定された路線のうち橋本市に関わる路線〕

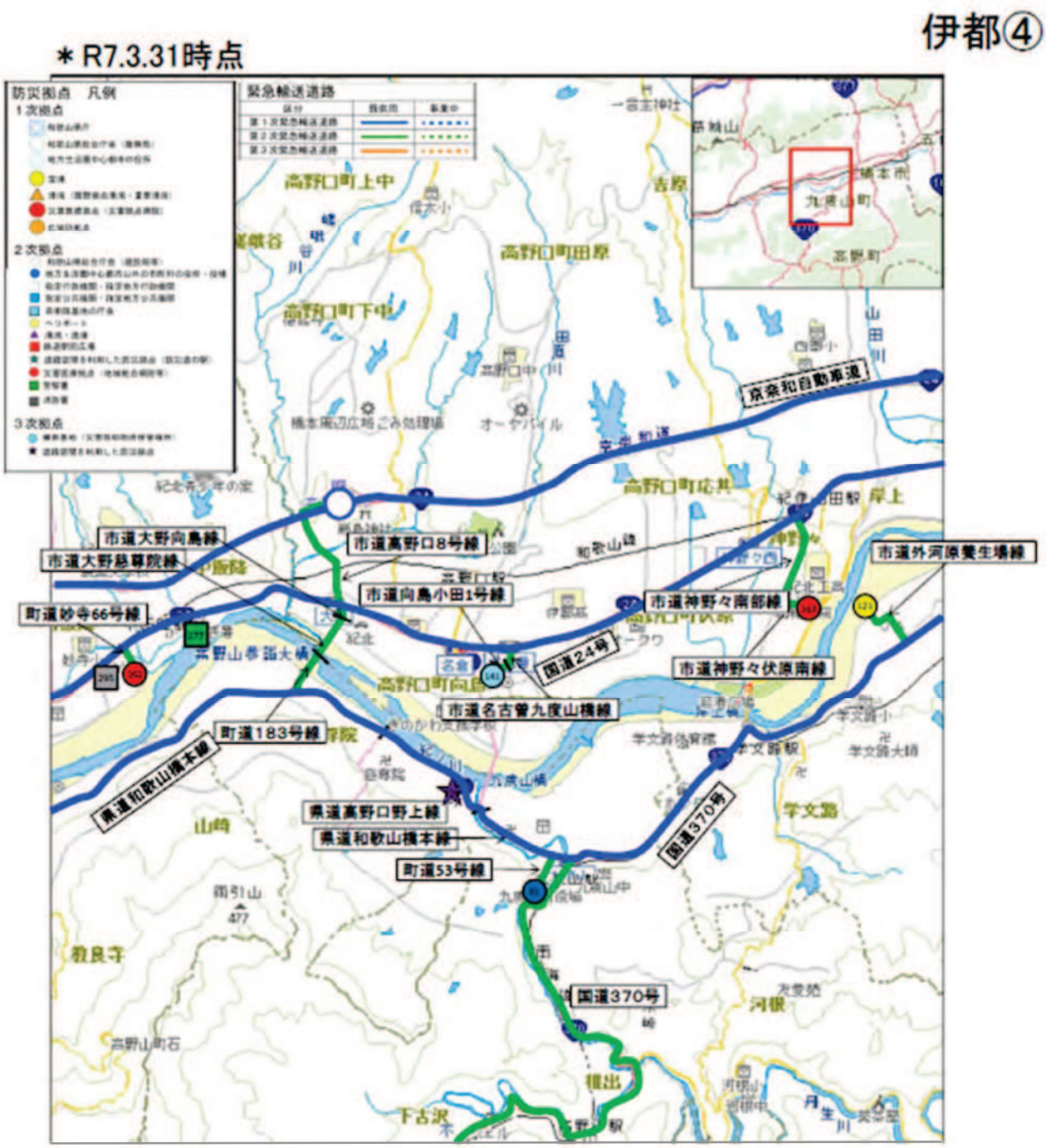
・京奈和自動車道
・国道 24 号
・国道 370 号
・国道 371 号
・市道御幸辻小原田幹線
・市道原田小峰台線
・市道原田幹線
・市道慶賀野垂井線
・市道境原霜草１号幹線
・市道小峰台 31 号線
・市道原田運動公園線

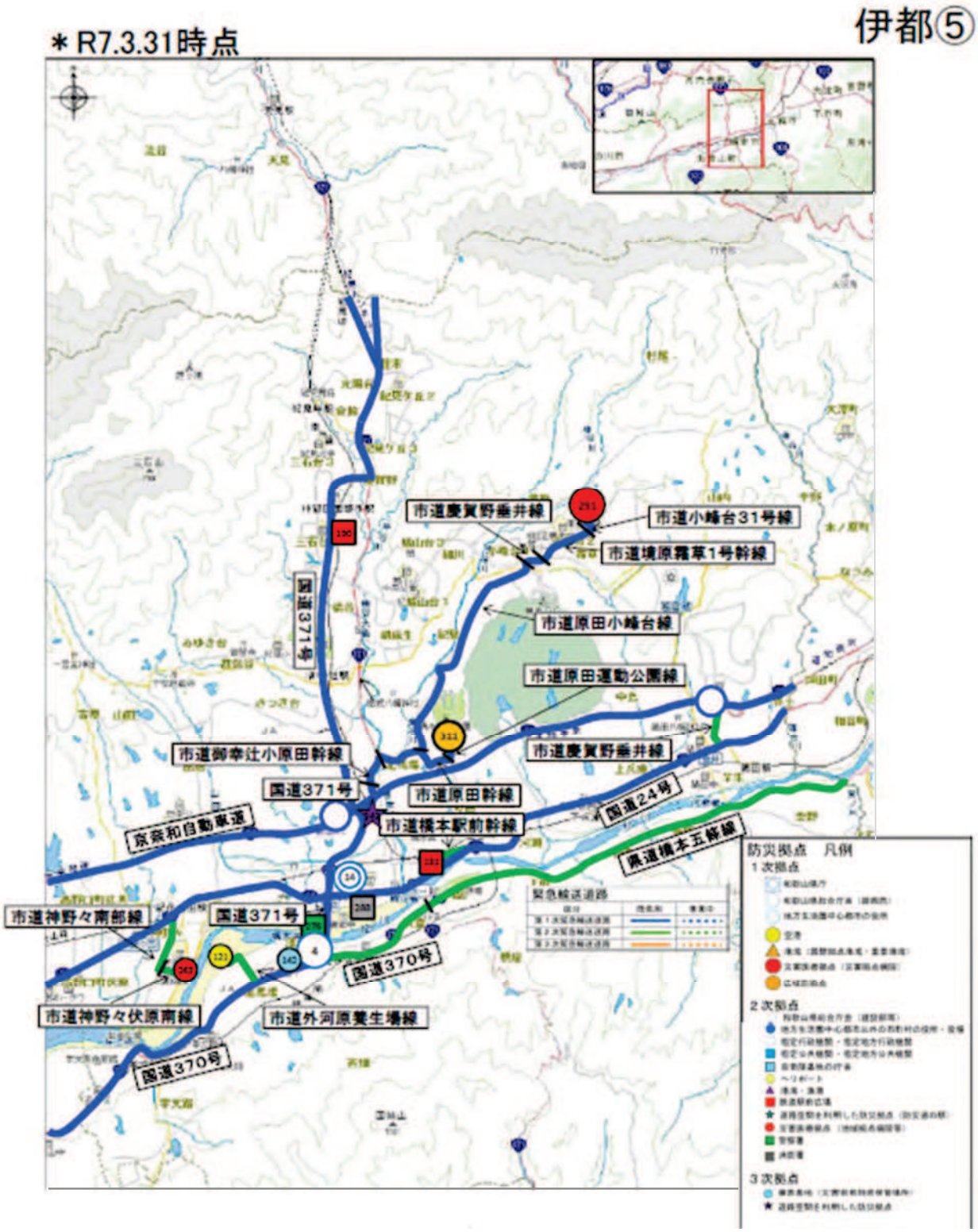
イ　第二次緊急輸送道路〔協議会で策定された路線のうち橋本市に関わる路線〕

・国道 370 号
・県道橋本五條線
・市道高野口８号線
・市道大野向島線
・市道大野慈尊院線
・市道名古曽九度山橋線
・市道向島小田１号線
・市道神野々南部線
・市道神野々伏原南線
・市道外河原養生場線
・市道橋本駅前幹線
・市道慶賀野垂井線

※和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会（令和７年３月策定）

和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画（令和７年３月）伊都振興局管内図抜粋




伊都⑤
＊R7.3.31時点
市道慶賀野垂井線
市道小峰台31号線
市道境原霧草1号幹線
市道原田小峰台線
市道原田運動公園線
市道慶賀野垂井線
市道御幸辻小原田幹線
国道371号
市道原田幹線
市道橋本駅前幹線
京奈和自動車道
国道24号
県道橋本五條線
市道神野々南部線
国道371号
国道370号
市道神野々伏原南線
市道外河原養生場線
国道370号
国道371号
緊急輸送道路
防災拠点　凡例
1次拠点
2次拠点
3次拠点

（２）本部公用車

令和７年７月現在

種別	管理部署	電話番号	台数（台）	備考
軽トラック	総務課	33-3720	6	
軽箱バン	総務課	33-3720	14	電気自動車２台を含む
軽乗用車	総務課	33-3720	1	
普通乗用車	総務課	33-3720	5	電気自動車１台、リース車２台を含む
ワゴン車	総務課	33-3720	4	
トラック	総務課	33-3720	4	
マイクロバス	総務課	33-3720	1	
軽箱バン	福祉課	33-3708	5	
普通乗用車	福祉課	33-3708	1	

（３）都市計画道路

橋本都市計画道路　　令和６年３月31日現在

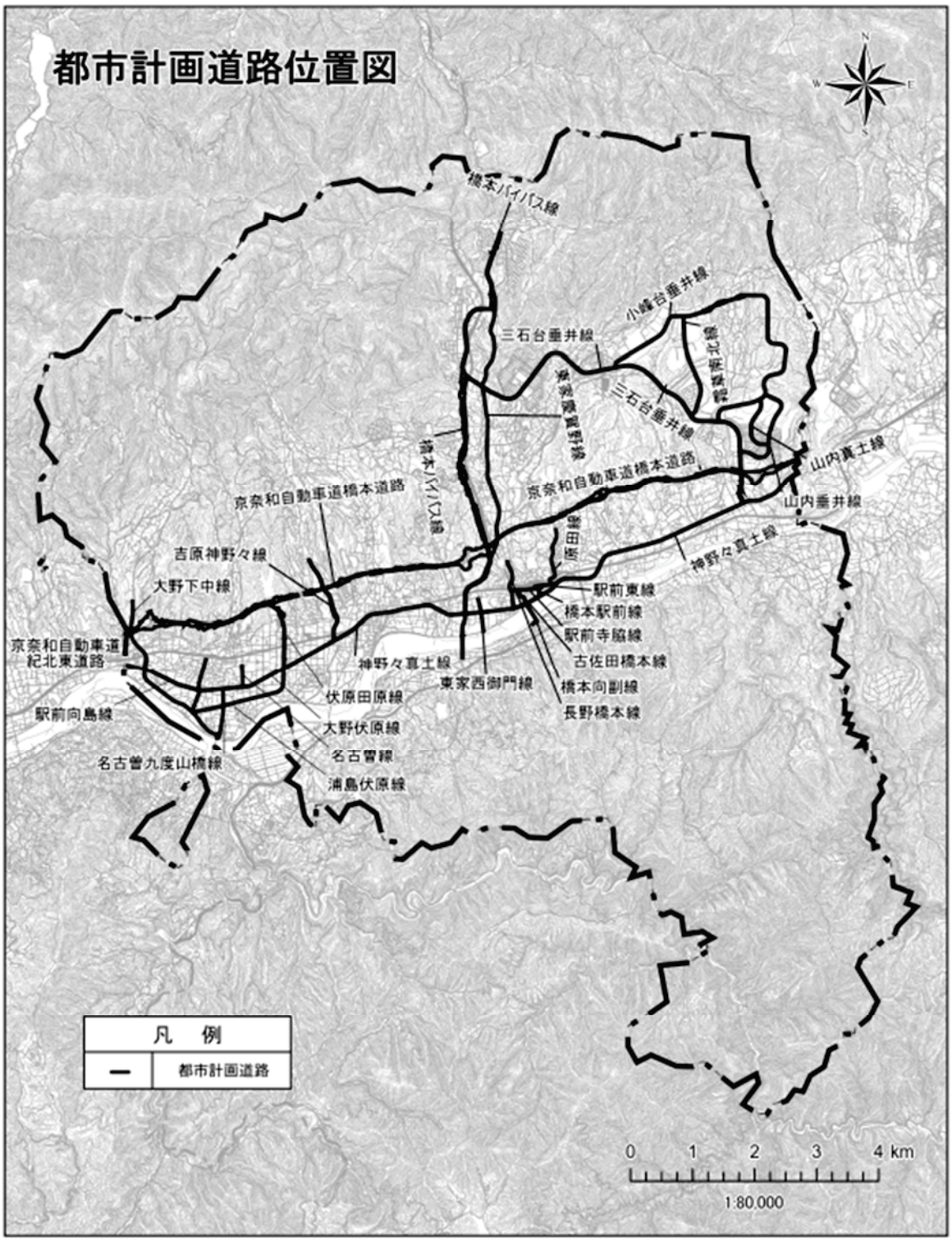
路線名	計画決定				改良済延長（m）	概成済延長（m）
	起点	終点	延長（m）	幅員（m）		
京奈和自動車道橋本道路	隅田町真土字大尾	吉原字平谷	8,480	22	0	8,480
神野々真土線	神野々字柳下	隅田町真土字戸立	8,360	15	1,145	6,540
橋本駅前線	古佐田１丁目	橋本２丁目	120	16	0	0
東家西御門線	東家 393	市脇 5-3-8	540	11	540	0
長野橋本線	東家４丁目	東家３丁目	850	12	241	0
駅前東線	古佐田 2-89	古佐田 2-28-1	242	12	242	0
原田線	古佐田 33-2	原田 472	1,012	8	1,012	0
駅前寺脇線	古佐田２丁目	東家４丁目	380	12	75	305
三石台垂井線	橋谷字竹ノ羽場	隅田町垂井字東鳥井	6,640	20	6,640	0
古佐田橋本線	古佐田１丁目	橋本１丁目	260	12	260	0
東家慶賀野線	東家字東畑	慶賀野字上ノ平	4,100	12	190	3,860
橋本向副線	橋本１丁目	向副	430	14	360	70
小峰台垂井線	小峰台２丁目	隅田町垂井字笹ヶ谷	5,780	16	2,764	0
橋本バイパス線	清水字石井	柱本字沓掛	7,580	25	7,580	0
霜草南北線	隅田町霜草字堂ノ浦	隅田町霜草字高尾	1,660	16	1,660	0
山内垂井線	隅田町真土字菖蒲	あやの台１丁目	1,600	16～20	1,261	0
山内真土線	隅田町山内字菖蒲	隅田町垂井字死手谷	980	16	980	0
吉原神野々線	吉原字大平	神野々字竹ノ垣内	1,450	14	910	0
計 18 路線	―	―	50,494	―	25,880	19,255

高野口都市計画道路

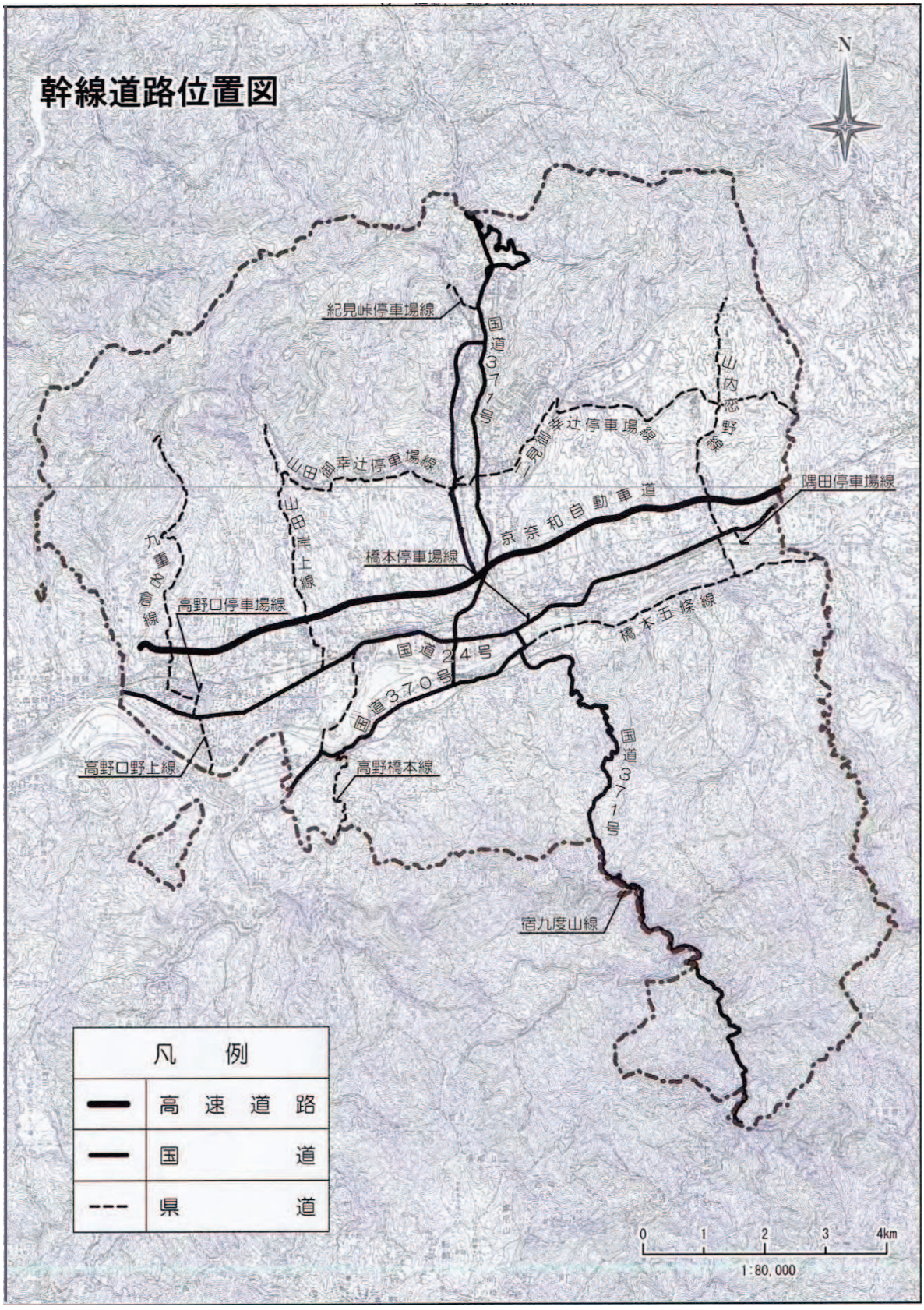
路線名	計画決定				改良済延長（m）	概成済延長（m）
	起点	終点	延長（m）	幅員（m）		
京奈和自動車道橋本道路	高野口町応其字庵寺峯	高野口町大野字平山口	2,820	22	0	2,820
京奈和自動車道紀北東道路	高野口町大野字平山口	高野口町大野字西ノ戸	140	21	0	140
大野伏原線	高野口町大野字南西之島	高野口町伏原字大門	3,350	15	0	2,900
浦島伏原線	高野口町大野265地先	高野口町伏原129-15地先	2,910	12	2,910	0
大野下中線	高野口町大野字下島田	高野口町大野字平山鎮守壇	1,200	12	1,200	0
駅前向島線	高野口町名倉字城跡	高野口町向島	1,519	11	1,519	0
伏原田原線	高野口町伏原字荒内	高野口町田原字大下	1,187	12	1,187	0
名古曽線	高野口町名古曽680-1地先	高野口町名古曽718-3地先	403	12	0	0
名古曽九度山橋線	高野口町名古曽字丹生下	高野口町小田字柳	810	9	810	0
計９路線	—	—	14,309	—	7,626	5,887

（４）幹線道路

高速道路	京奈和自動車道
国道	国道24号
	国道371号
	国道370号
県道	山内恋野線
	二見御幸辻停車場線
	隅田停車場線
	橋本停車場線
	紀見峠停車場線
	山田御幸辻停車場線
	山田岸上線九重名倉線
	高野口停車場線
	高野橋本線
	橋本五條線


都市計画道路位置図
橋本バイパス線
小峰台垂井線
三石台垂井線
三石台垂井線
京奈和自動車道橋本道路
京奈和自動車道橋本道路
橋本バイパス線
山内真土線
山内垂井線
神野々真土線
吉原神野々線
大野下中線
駅前東線
橋本駅前線
駅前寺脇線
古佐田橋本線
橋本向副線
長野橋本線
京奈和自動車道
紀北東道路
駅前向島線
名古曽九度山橋線
神野々真土線
東家西御門線
伏原田原線
大野伏原線
名古曽線
浦島伏原線
凡　例
都市計画道路
0　1　2　3　4 km
1:80,000

（５）幹線道路


幹線道路位置図
N
紀見峠停車場線
国道371号
山内恋野線
紀見峠辻停車場線
山田御幸辻停車場線
隅田停車場線
京奈和自動車道
山田岸上線
九重谷倉線
橋本停車場線
高野口停車場線
橋本五條線
国道24号
国道370号
高野口野上線
高野橋本線
国道371号
宿九度山線
凡　例
高速道路
国道
県道
0 1 2 3 4km
1:80,000

10　施設関係

（１）公園緑地

令和７年３月末現在

No.	種別	公園名	計画決定面積(ha)	供用面積（ha）
1	街区	岸上１号公園	0.18	0.17
2	街区	原田公園	0.32	0.32
3	街区	駅前公園	0.06	0.06
4	街区	野公園	0.17	0.17
5	街区	城山台１号公園	0.25	0.26
6	街区	城山台２号公園	0.26	0.26
7	街区	城山台３号公園	0.24	0.25
8	街区	城山台４号公園	0.38	0.39
9	街区	城山台５号公園	0.17	0.17
10	街区	城山台６号公園	0.39	0.40
11	街区	城山台７号公園	0.07	0.13
12	街区	三石台１号公園	0.63	0.63
13	街区	三石台２号公園	0.15	0.15
14	街区	三石台３号公園	0.13	0.14
15	街区	三石台４号公園	0.19	0.19
16	街区	三石台５号公園	0.21	0.21
17	街区	三石台６号公園	0.12	0.12
18	街区	紀見ヶ丘１号公園	0.30	0.30
19	街区	紀見ヶ丘２号公園	0.46	0.46
20	街区	紀見ヶ丘３号公園	1.01	0.99
21	街区	小峰台１号公園	1.25	1.25
22	街区	小峰台２号公園		0.24
23	街区	小峰台１号小広場		0.03
24	街区	小峰台２号小広場		0.02
25	街区	あやの台１号公園	0.47	0.47
26	街区	あやの台２号公園	0.37	0.37
27	街区	あやの台３号公園	0.26	0.43
28	街区	あやの台９号公園		0.40
29	街区	柿の木坂東公園		0.06
30	街区	柿の木坂中公園		0.19
31	街区	柿の木坂西公園		0.24
32	街区	光陽台どんぐり公園		0.30
33	街区	しらさぎ台小広場		0.05
34	街区	さつき台東公園		0.20
35	街区	さつき台南公園		0.23
36	街区	みゆき台東公園		0.20
37	街区	みゆき台中公園		0.22
38	街区	みゆき台西公園		0.17
39	街区	名古曽児童公園	0.30	0.31
40	街区	伏原児童公園	0.22	0.22
41	街区	紀ノ光台中公園		0.25
42	街区	隅田Ａ４号公園	廃止	

No.	種別	公園名	計画決定面積(ha)	供用面積（ha）
43	街区	隅田Ａ５号公園	廃止	
44	街区	隅田Ａ６号公園	廃止	
45	街区	隅田Ａ７号公園	廃止	
46	街区	隅田Ａ８号公園	廃止	
	計（街区公園）	供用済 41 箇所	8.56	11.62
47	近隣	丸山公園	1.6	1.52
48	近隣	城山台中央公園	2.0	2.00
49	近隣	三石台中央公園	2.0	2.00
50	近隣	紀ノ光台南公園	1.6	1.36
51	近隣	あやの台中央公園	2.0	2.03
52	近隣	住吉運動公園	3.1	2.85
53	近隣	隅田１号公園	2.4	
54	近隣	隅田Ａ北公園	廃止	
	計（近隣公園）	供用済 ６ 箇所	14.7	11.75
55	地区	高野口公園	3.3	3.26
	計（地区公園）	供用済 １ 箇所	3.3	3.26
56	総合	杉村公園	12.7	12.74
	計（総合公園）	供用済 １ 箇所	12.7	12.74
57	運動	橋本市運動公園	34.0	28.30
	計（運動公園）	供用済 １ 箇所	34.0	28.30
58	都緑	向副緑地	2.7	3.64
59	都緑	神野々緑地	3.7	5.29
60	都緑	あやの台緑地	1.4	1.49
61	都緑	南馬場緑地広場		8.36
62	都緑	紀の川高野口第１緑地	3.8	3.80
63	都緑	若もの広場	3.0	2.98
	計（都市緑地）	供用済 ６ 箇所	14.6	25.56
64	墓園	橋本市墓園	9.6	9.60
	計（墓園）	供用済 １ 箇所	9.6	9.60

（２）学校教育・保育施設

学校教育・保育施設一覧表

No.	学校・園	所在地	電話番号
1	紀見小学校	柿の木坂 25-1	32-1522
2	柱本小学校	紀見ケ丘 2-20-1	37-2811
3	境原小学校	小峰台 1-25-1	37-0808
4	橋本小学校	市脇 5-3-8	32-0059
5	学文路小学校	学文路 900	32-0079
6	清水小学校	清水 2014	32-0307
7	隅田小学校	隅田町垂井 20	32-0714
8	恋野小学校	赤塚 129-1	32-1355
9	西部小学校	柏原 554	33-0472
10	城山小学校	城山台 2-I0-2	37-2055

No.	学校・園	所在地	電話番号
11	三石小学校	三石台 2-1-1	37-3822
12	高野口小学校	高野口町名倉 226	42-2061
13	応其小学校	高野口町名古曽 19-1	42-2067
14	あやの台小学校	あやの台 2-17	37-4001
15	きのくに子どもの村小学校	彦谷 51	33-3370
16	橋本中央中学校	市脇 5-3-8	32-0101
17	隅田中学校	隅田町芋生 243-1	32-0729
18	紀見東中学校	城山台 1-39-2	37-0500
19	紀見北中学校	三石台 3-19-1	37-5060
20	高野口中学校	高野口町名古曽 1322-10	42-5555
21	古佐田丘中学校	古佐田 4-10-1	32-0049
22	初芝橋本中学校	小峰台 2-6-1	37-5600
23	きのくに子どもの村中学校	彦谷 51	33-3370
24	橋本高等学校	古佐田 4-10-1	32-0049
25	紀北工業高等学校	神野々809	32-1240
26	伊都中央高等学校	高野口町名古曽 558	42-2056
27	きのかわ支援学校	高野口町向島 101-3	42-0415
28	初芝橋本高等学校	小峰台 2-6-1	37-5600
29	きのくに国際高等専修学校	彦谷 51	33-3370
30	三石保育園	三石台 3-22-5	36-2220
31	輝きの森学園	城山台 1-17-4	36-5055
32	あやの台保育園	あやの台 2-30-2	34-7870
33	香久の実保育園	高野口町名古曽 849	43-1015
34	みついしこども園	三石台 2-1-3	37-2236
35	あやの台幼稚園	あやの台 2-30-1	34-7860
36	高野口こども園	高野口町向島 166	43-1302
37	すみだこども園	隅田町上兵庫 267	33-1121
38	橋本こども園	東家 2-1-23	33-7070
39	応其こども園	高野口町応其 232-1	44-3322
40	たんぽぽ園	柱本 66-1	20-6515
41	つくしんぼ園	高野口町大野 74-1	42-0100
42	橋本さつき保育園	さつき台 2-476-5	39-1230
43	学文路さつきこども園	清水 388-1	26-8666
44	山田さつきこども園	柏原 372-1	26-8233
45	紀見さつきこども園	紀見ヶ丘 1-18-1	37-2209

（３）医療・福祉施設

医療機関一覧表

No.	医療施設名	所在地	電話番号
1	小西内科医院	隅田町芋生 37-4	32-9035
2	梅本診療所	隅田町河瀬 352	33-0477
3	くらぶち眼科	隅田町下兵庫 61-2	34-2020
4	北脇医院	隅田町垂井 7	32-0709
5	田中診療所	隅田町中下 1	32-1103
6	橋本市民病院	小峰台 2-8-1	37-1200
7	きみが丘クリニック	紀見ヶ丘 3-2-4	36-1403
8	ナサコ内科	光陽台 1-5-1	38-2115
9	田倉皮膚科クリニック	光陽台 1-5-22	36-1500
10	みなみ胃腸肛門科、外科	しらさぎ台 2-12	38-3737
11	しらさぎ台クリニック 山内耳鼻咽喉科	しらさぎ台 12-13	26-4151
12	藤堂診療所	城山台 2-12-6	37-3303
13	横田整形外科	城山台 2-43-4	36-3006
14	吉川こどもクリニック	城山台 2-45-3	38-2170
15	曽和医院	御幸辻 218-3	33-3003
16	奥野クリニック	御幸辻 148-1	34-0010
17	ひぶせ耳鼻咽喉科	三石台 1-3-1	37-1133
18	おおはぎ内科	三石台 3-23-6	38-2570
19	おおはぎ眼科	三石台 3-23-7	38-2575
20	林耳鼻咽喉科	市脇 1-1-2	33-2955
21	訪問クリニック中塚	市脇 1-2-1	34-0466
22	岡田整形外科	市脇 1-45-2	32-8080
23	紀北クリニック	市脇 3-6-9	33-0782
24	南クリニック胃腸・肛門科	市脇 4-7-6	34-0171
25	トメモリ眼科・形成外科	市脇 5-4-23	32-9358
26	平林医院	古佐田 1-5-13	32-0338
27	稲垣医院	東家 1-2-22	33-1011
28	いこまレディースクリニック	東家 1-2-25	39-8080
29	森本胃腸肛門科	東家 1-2-25	33-0051
30	谷内クリニック	東家 4-2-4	39-3339
31	松園胃腸科・内科	東家 4-12-6	39-3933
32	奥村マタニティクリニック	東家 4-18-13	32-0072
33	奥村レディースクリニック	東家 4-17-13	32-8511
34	山本病院	東家 6-7-26	32-8899
35	火伏医院	橋本 1-4-10	32-0975
36	小林医院	橋本 2-2-16	32-0159
37	豊澤医院	橋本 2-4-14	32-0127
38	紀和病院	岸上 18-1	33-5000
39	みどりクリニック	岸上 22-1	34-2811
40	なかいクリニック	神野々382	33-1638
41	小林医院	神野々385-2	32-0846
42	紀和クリニック	岸上 23-1	34-1255
43	辻本クリニック	高野口町大野 235-1	42-2528
44	栗山クリニック	高野口町小田 653-2	43-0310
45	松岡医院	高野口町名倉 186-1	42-2117
46	前田内科	高野口町名倉 282	42-2976

No.	医療施設名	所在地	電話番号
47	玉井医院	高野口町名倉 641	42-2638
48	阪上医院	高野口町名古曽 1038-2	42-0300
49	森下クリニック	高野口町向島 42-13	44-1666
50	虎谷内科小児科医院	高野口町向島 177	42-2802
51	狩谷産婦人科	高野口町向島 183-1	42-2459
52	河原整形外科	高野口町名古曽 283-1	42-5757
53	ハギノ眼科クリニック	高野口町名古曽 700-3	44-2120
54	植阪クリニック	高野口町伏原 144-2	43-0100
55	たきわき皮フ科クリニック	高野口町伏原 188-1	42-0210
56	伊藤クリニック	高野口町伏原 1011	43-1133
57	小林診療所	学文路 705	32-0469
58	岡本クリニック	清水 512-7	39-0039
59	こころの郷クリニック	高野口町名古曽 918-1	42-5858
60	水口内科クリニック	高野口町応其 36	43-0719

歯科診療所一覧表

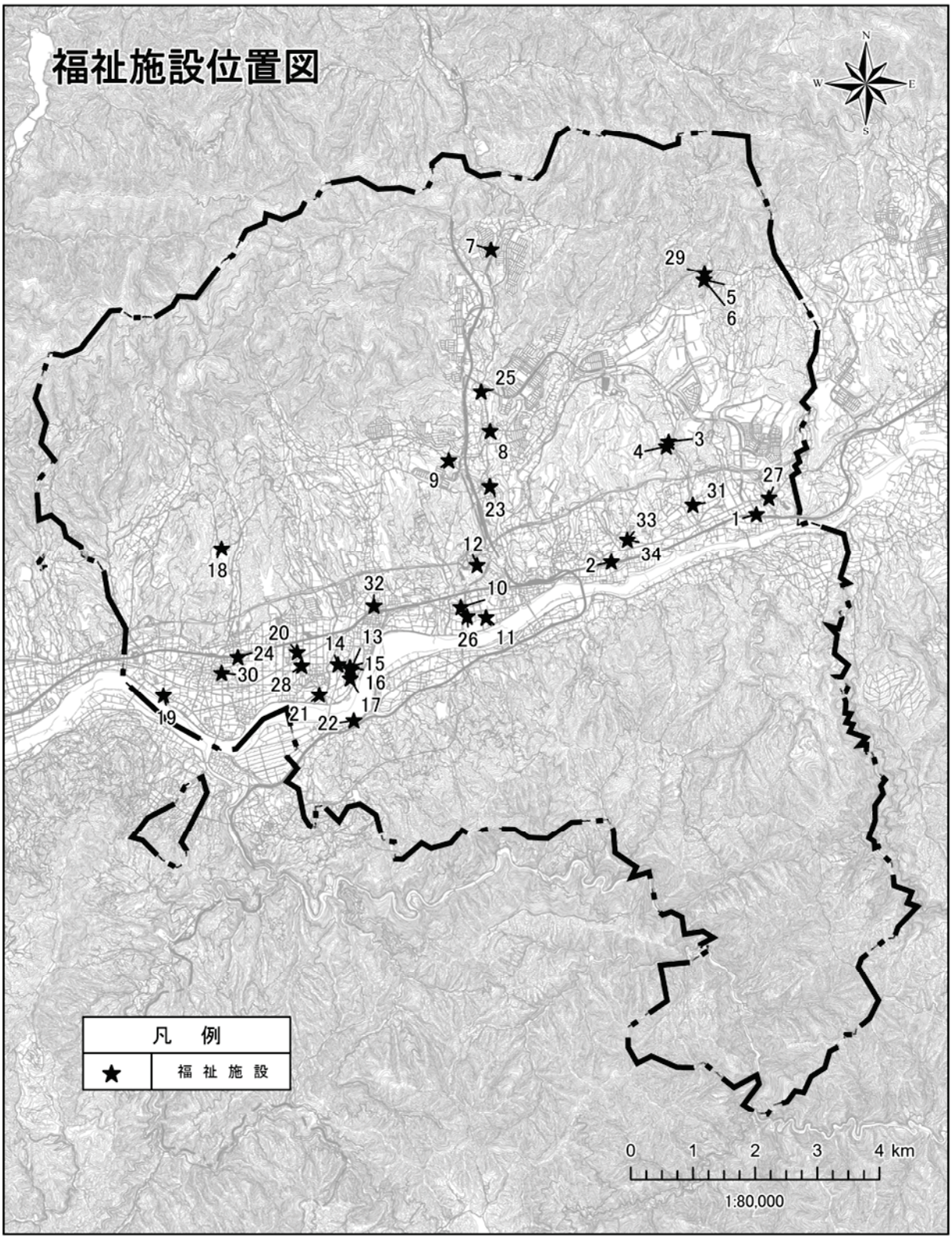
No.	医療施設名	所在地	電話番号
1	おかだ歯科クリニック	市脇 1-46-3	39-7171
2	海堀歯科医院	古佐田 2-3-8	32-3790
3	こじま歯科医院	古佐田 1-1000	32-1373
4	後藤歯科	市脇 4-3-27	32-0547
5	多田歯科医院	古佐田 1-6-10	32-0362
6	とよざわ歯科クリニック	橋本 2-1508	33-1800
7	ほりはた歯科医院	市脇 1-1-24	32-0011
8	村上歯科医院	東家 4-14-8	32-0230
9	森田歯科医院	小原田 68	39-2202
10	小柳歯科クリニック	岸上 563-1	33-0866
11	いわかみ歯科医院	隅田町下兵庫 626-3	32-6640
12	落合デンタルオフィス	隅田町河瀬 789-1	39-1166
13	木田歯科医院	あやの台 1-44-3	26-7333
14	隅田歯科医院	隅田町垂井 73-1	32-0845
15	つちだ歯科医院	隅田町垂井 55-2	32-2331
16	下田歯科クリニック	清水 159-6	33-2557
17	はたの歯科クリニック	学文路 221	26-7266
18	海堀歯科医院	学文路 418	32-0466
19	岩上歯科	御幸辻 306-3	33-1597
20	おかもと歯科クリニック	小峰台 1-33-10	20-1470
21	加藤歯科医院	三石台 1-3-11	37-5785
22	ひまわり歯科医院	小峰台 2-12-49	34-8241
23	堀切歯科診療所	御幸辻 251-2	33-2310
24	森歯科医院	慶賀野 280-1	37-4618
25	石川歯科医院	高野口町伏原 174-1	43-2843
26	喜多歯科医院	高野口町名古曽 804-2	42-0451
27	辻歯科医院	高野口町名古曽 12	43-2481
28	辻本歯科クリニック	高野口町大野 235-1	42-0556
29	守内歯科医院	高野口町名倉 6	42-2214
30	吉川歯科医院	高野口町名古曽 1020	42-2464

薬局一覧表

No.	医療施設名	所在地	電話番号
1	大竹薬局	高野口町名倉 200-2	42-4193
2	ヨシダ薬局	胡麻生 358-4	37-1269
3	橋本うめ薬局	小峰台 2 丁目 12 番 40 号	34-8807
4	紀北薬局おみね店	小峰台 2 丁目 12-39	34-7270
5	伊都薬局小峰台	小峰台 2 丁目 12-43	36-5850
6	玉清丹調剤薬局	小峰台二丁目 12 番 41	37-1168
7	調剤薬局ショウワしらさぎ台店	しらさぎ台 12 番地の 9	38-2236
8	薬局ボン・サンテ	三石台 1 丁目 3 番 1	37-2261
9	コジマ調剤薬局	市脇 4 丁目 7 番 6 号	39-0515
10	調剤薬局ショウワ東家店	市脇 1-1-27 岡田屋ﾋﾞﾙ 1 階 101 号	39-2340
11	合資会社玉清丹薬局	橋本 2 丁目 2 番 17 号	32-1127
12	三宝堂薬局	高野口町名倉 392-11	43-2308
13	コスモス薬局	東家 4-12-6	33-0724
14	保険調剤ハーブ薬局	高野口町伏原 188-1	42-5600
15	ごんべえドリ薬局	清水 512-13	39-7540
16	西山薬局	高野口町大野 237-5	42-0137
17	紀北薬局このの店	神野々1107-6	33-0138
18	けやき薬局	城山台 2 丁目 45 番 69 号	37-5508
19	ウェーブ薬局紀伊山田店	神野々字大道南 382-17	26-5028
20	アオイ薬局	高野口町伏原 1043-1	43-1188
21	キリン堂薬局御幸辻店	御幸辻 137-1	39-7702
22	ごんべえドリ薬局　紀見店	紀見字椿原 591-1	38-3880
23	おかむろ薬局	市脇 1 丁目 65 番地	26-8922
24	森下薬局	東家 4 丁目 18-15	39-7088
25	有限会社いしい薬局	高野口町名倉 272 番 1	43-0936
26	さくら薬局橋本高野口店	高野口町名古曽 916 番地の 4	43-2985
27	大谷薬局	古佐田 1 丁目 3 番 17 号	32-5940
28	すまいる薬局	東家 1 丁目 367 番地 5	080-4636-5177
29	ポプラ薬局	高野口町向島 42-15	43-0201
30	たけのこ薬局	光陽台 1 丁目 5-16	20-0003
31	エバグリーン薬局橋本店	東家 6 丁目 340-1	32-1400
32	グレープ薬局	市脇 4 丁目 175-11	39-1820

福祉機関一覧表

No.	福祉施設名	所在地	電話番号
1	スマイルデイサービス	隅田町芋生 178-1	34-0162
2	梅本外科整形外科	隅田町河瀬 352	33-0477
3	特別養護老人ホーム　天佳苑	隅田町霜草 797-31	37-5000
4	特別養護老人ホーム　ひかり苑	隅田町中島 1058-56	37-3000
5	介護老人保健施設 グリーンガーデン橋本	隅田町山内 1919	37-4165
6	グループホーム　幸楽の里	隅田町山内 1919	38-1165
7	障害者支援施設　リハビリ橋本	柱本 22	37-5800
8	デイサービスみゆき	御幸辻 245	34-1917
9	グループホーム　はるすのお家	菖蒲谷 979-1	39-3028
10	医療法人　岡田整形外科	市脇 1-45-2	32-8080
11	介護老人保健施設　博寿苑	東家 6-7-5	33-5589
12	救護施設　悠久の郷	東家 905	32-0324
13	みどりクリニック	岸上 22-1	34-2811
14	介護老人保健施設 メディケアはしもと	神野々877-1	34-0187
15	紀和リハビリテーション病院	神野々1103	34-1317
16	医療法人南労会 短期入所生活介護　花梨	神野々1103	33-3461
17	デイサービス春林館	神野々1109-2	39-5030
18	特別養護老人ホーム　さくら苑	高野口町大野 1844-133	44-1189
19	ケアランド伊都	高野口町向島 171-5	43-0710
20	ニチイケアセンター紀北	高野口町伏原 267-1	44-2185
21	障害者支援施設　悠久の杜	高野口町伏原 1336-1	44-2580
22	医療法人　せせらぎ会	学文路 705	32-0469
23	障害福祉サービス事業所 ふれあいの里	小原田 129	20-5962
24	障がい福祉サービス事業所 むくのきホーム	高野口町名古曽 724	43-2414
25	児童養護施設　六地学園	橋谷 325	37-0823
26	グループホームあさ橋本	市脇 5 丁目 5-17	33-8881
27	クループホームこんぱる	隅田町真土 187-4 クボタ P-1　1 階事務所	20-4709
28	グループホームぱる	高野口町伏原 30- 1	25-5125
29	グループホームやまうち	隅田町山内 1921-4	37-4165
30	はねのね	高野口町名古曽 1000-6	25-5431
31	ピア・サラ	隅田町中島 266-2	33-5223
32	サンメゾン	野 560-6　サンメゾン橋本２番館 9202 号	32-3813
33	グループホームあさがお橋本	隅田町下兵庫 655	33-8881
34	グループホームあじさい橋本	隅田町下兵庫 655	33-8881

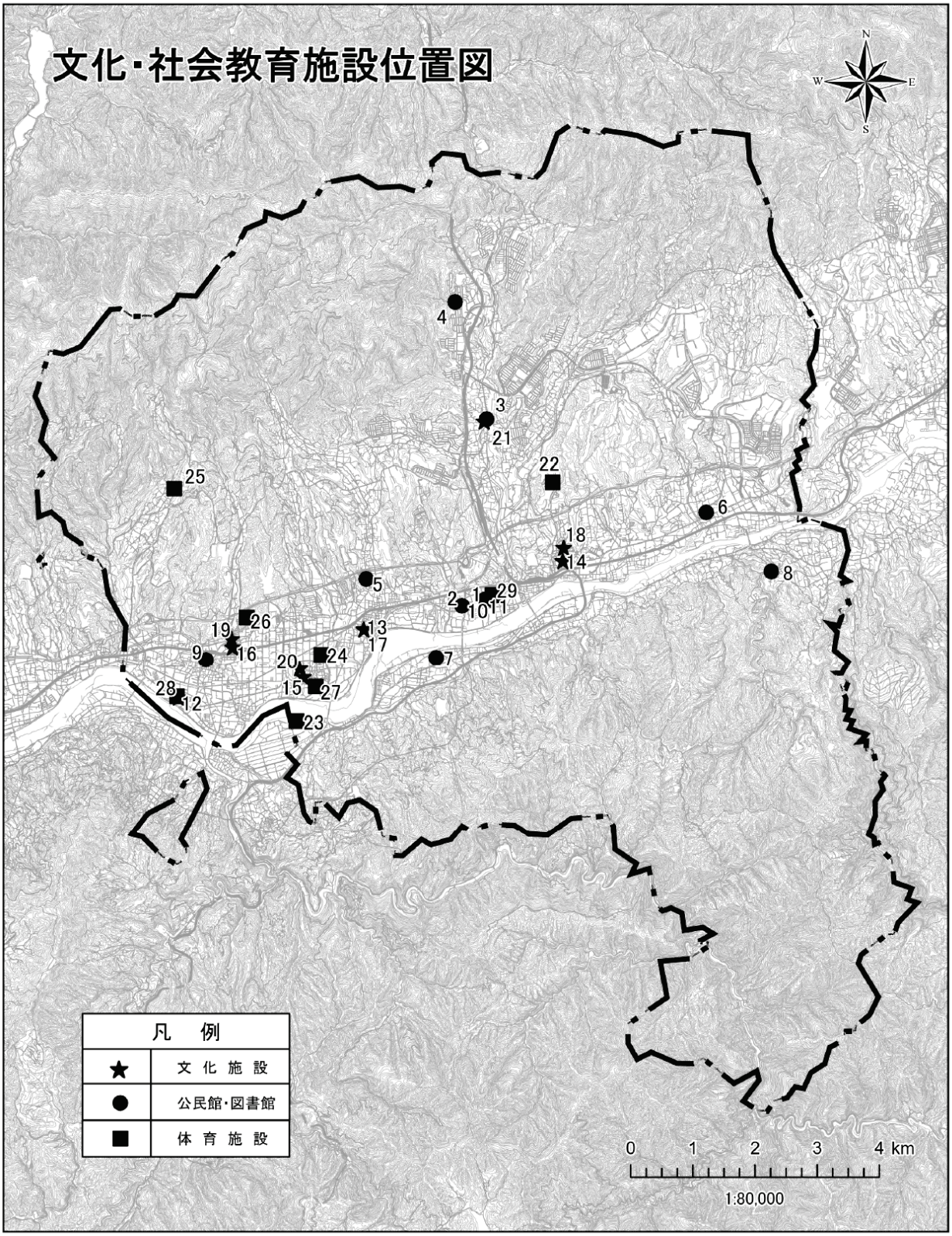

福祉施設位置図
N
W
E
S
7
29
5
6
25
8
4
3
9
27
31
23
1
33
12
34
2
18
32
10
26
11
20
13
14
24
15
30
28
16
17
19
21
22
凡　例
福祉施設
0
1
2
3
4 km
1:80,000

（４）文化・社会教育施設

文化・社会教育施設一覧表

種類	No.	施設名	住所	電話番号
公民館 図書館	1	中央公民館(教育文化会館３Ｆ)	東家 1-6-27	32-0034
	2	橋本地区公民館(商工会館２Ｆ)	市脇 1-3-18	34-2750
	3	紀見地区公民館	橋谷 1-1	25-5151
	4	紀見北地区公民館	三石台 4-2-1	37-2867
	5	山田地区公民館	柏原 433-1	33-2656
	6	隅田地区公民館	隅田町中島 22	34-2312
	7	学文路地区公民館	清水 343-3	34-1546
	8	恋野地区公民館	恋野 564-1	33-2458
	9	高野口地区公民館	高野口町名倉 813-2	33-3111
	10	橋本市図書館(教育文化会館５Ｆ)	東家 1-6-27	33-0899
文化施設	11	教育文化会館	東家 1-6-27	32-0034
	12	産業文化会館（アザレア）	高野口町向島 135	42-5070
	13	岸上文化センター	岸上 203	33-0797
	14	原田文化センター	原田 81-5	32-5095
	15	伏原文化センター	高野口町伏原 1075-3	43-0978
	16	名古曽文化センター	高野口町名古曽 1171-3	42-5005
	17	きしかみ子ども館	岸上 203	32-5094
	18	はらだ子ども館	原田 239	33-0330
	19	名古曽児童館	高野口町名古曽 1188-3	42-5560
	20	友愛児童館	高野口町伏原 1068-2	42-5004
	21	郷土資料館	橋谷 1-1	25-5150
体育施設	22	橋本運動公園	北馬場 454 他	32-9660（他）
	23	学文路スポーツセンター	学文路 172-2	（問）33-2317
	24	伏原体育館	高野口町伏原 806	（問）33-2317
	25	橋本市勤労者体育センター	高野口町上中 176	（問）33-2317
	26	住吉運動公園	高野口町名古曽 1390	（問）33-2317
	27	伏原テニスコート	高野口町伏原 395	（問）33-2317
	28	温水プール（レインボー）	高野口町向島 135	42-5077
	29	東家体育館	東家 2-1-13	（問）33-2317

＊：(問)；施設などの問い合せ先


文化・社会教育施設位置図
N
W
E
S
凡　例
文化施設
公民館・図書館
体育施設
0 1 2 3 4 km
1:80,000

（５）文化財

ア　市指定

平成 29 年２月１日現在

No.	文化財名	No.	文化財名
1	隅田八幡塚古墳　１基	35	木造十一面観音立像(観音寺)　１躯
2	市脇相賀古墳群　２基	36	木造南無仏太子立像(利生護国寺)　１躯
3	大般若波羅密多経　598 巻	37	木造天部形立像(利生護国寺)　１躯
4	古写大般若波羅密多経　600 巻	38	木造阿弥陀如来坐像(福王寺)　１躯
5	小峯寺宝篋印塔　１基	39	木造阿弥陀如来坐像(時光寺)　１躯
6	定福寺九重塔　１基	40	木造地蔵菩薩立像(宝幢寺)　１躯
7	極楽寺宝篋印塔　１基	41	木造地蔵菩薩立像(宝幢寺)　１躯
8	神野々七墓前五輪塔　２基	42	木造地蔵菩薩立像(宝幢寺)　１躯
9	岩倉池応其上人五輪塔　１基	43	利生護国寺　１件
10	橋本川船仲間中石燈籠　１基	44	隅田八幡神社管祭　１件
11	柏原村鋳物師鋳造物　相賀大神社梵鐘	45	野の送り念仏　１件
12	柏原村鋳物師鋳造物　永楽寺鰐口　１口	46	伊勢(大和)・高野街道東家四つ辻道標石　１基
13	柏原村鋳物師鋳造物　成就寺大師堂露盤　１口	47	伊勢(大和)街道橋本道標石　１基
14	平谷池応其上人供養碑　１基	48	伊勢(大和)街道古佐田道標石　１基
15	旧高野街道　高野山六里道標石　１基	49	旧橋本町道路元標　１基
16	旧高野街道　高野山五里道標石　１基	50	極楽寺薬師堂仏像　３躯
17	旧高野街道　高野山四里道標石　１基	51	九鬼虚白の彫刻　３点
18	旧高野街道　高野山三里道標石　１基	52	熊野神社の懸仏　９面
19	旧高野街道　三軒茶屋大常夜燈籠　２基	53	天満神社のネズ　１株
20	旧高野街道　東家渡場大常夜燈籠　１基	54	葛城神社のムクロジ　１株
21	興山寺領御国領境界標石　１基	55	中道磨の崖仏　１件
22	学文路三叉路道標石　１基	56	市脇の曳きだんじり　１基
23	旧高野街道六地蔵第１　１基	57	東家の曳きだんじり　１基
24	旧高野街道六地蔵第２　１基	58	木造阿弥陀如来坐像(地蔵寺)　１躯
25	絹本、彩色、木食応其上人画像　１幅	59	木造釈迦如来及び両脇侍像(地蔵寺)　３躯
26	応其寺文書　37 点	60	木造地蔵菩薩立像(地蔵寺)　１躯
27	葛原家文書　353 点	61	木造薬師如来坐像(地蔵寺)　１躯
28	嵯峨谷の六地蔵六面石幢　１基	62	木造十一面観音立像(普門院)　１躯
29	元浄泉寺　塩市燈籠　１基	63	木造千手観音立像(千光寺)　１躯
30	木造薬師如来坐像(観音寺)　１躯	64	木造阿弥陀如来坐像(極楽寺)　１躯
31	木造大日如来坐像(観音寺)　１躯	65	木造観音菩薩立像（妙楽寺）　１躯
32	木造地蔵菩薩立像(地蔵寺)　１躯	66	野の六斎念仏伝承資料　271 点
33	木造阿弥陀如来坐像(阿弥陀寺)　１躯	67	妙楽寺鐘楼門　１棟
34	木造薬師如来坐像(小峯寺)　１躯		

イ　県指定

No.	文化財名	No.	文化財名
1	相賀大神社石燈籠　１基	17	戸谷新右衛門の墓地　１件
2	木造大日如来坐像(利生護国寺)　１躯	18	神野々廃寺塔跡　１件
3	木造阿弥陀如来坐像(定福寺)　１躯	19	大畑才蔵勝善の墓　１件
4	木造普賢延命菩薩坐像(普賢寺)　１躯	20	地蔵寺の五輪塔　１基
5	木造阿弥陀如来坐像(六郷極楽寺)　１躯	21	弘法寺の梵鐘　１口
6	木造天部立像(福王寺)　２躯	22	嵯峨谷の神踊り　１件
7	木造大日如来坐像(妙楽寺)　１躯 木造薬師如来坐像(妙楽寺)　２躯	23	名古曽廃寺跡　１件
8	隅田文書(利生護国寺)　20点 隅田文書(隅田八幡神社)　37点 隅田文書(個人)　109点	24	信太神社の樟樹　１件
9	大畑才蔵関係文書　１式	25	しぐれの松　１本
10	刀　銘於南紀重国造之　１口	26	隅田八幡神社経塚　１件
11	隅田八幡神社経塚出土品　１式	27	名古曽火葬墓　１件
12	橋本の舟楽車　１基	28	玉川峡　１件
13	苅萱道心・石童丸関係信仰資料　32点	29	定福寺境内（高野山参詣黒河道）　１件
14	葛城山の凍豆腐製造用具附凍豆腐関係文書（３冊）　21点	30	柏原文書　160点
15	隅田八幡神社秋祭り　１件	31	木造大日如来坐像　１躯 附　木造二天形立像　２躯
16	陵山古墳　１基		

ウ　国登録

No.	文化財名	No.	文化財名
1	旧橋本本陣池永家住宅主屋　１棟	17	日本聖公会橋本基督教会旧礼拝堂　１棟
2	旧橋本本陣池永家住宅離座敷　１棟	18	楠本家住宅主屋　１棟
3	旧橋本本陣池永家住宅表門　１棟	19	楠本家住宅離座敷　１棟
4	旧橋本本陣池永家住宅土蔵　１棟	20	楠本家住宅土蔵　１棟
5	旧葛城館　１棟	21	楠本家住宅納屋　１棟
6	みそや別館主屋　１棟	22	定福寺庫裏　１棟
7	みそや別館上蔵及び離れ座敷　１棟	23	豊島家住宅主屋　１棟
8	みそや別館下蔵　１棟	24	利生護国寺山門　１棟
9	小林家住宅主屋　１棟	25	上田家住宅母屋　１棟
10	小林家住宅土蔵　１棟	26	上田家住宅離れ座敷１棟
11	火伏医院主屋　１棟	27	上田家住宅乾蔵　１棟
12	火伏医院病院棟　１棟	28	上田家住宅米蔵及び中蔵　１棟
13	前田家住宅主屋　１棟	29	岡本家住宅母屋　１棟
14	前田家住宅中書院　１棟	30	岡本家住宅離れ　１棟
15	前田家住宅新書院　１棟	31	岡本家住宅土蔵　１棟
16	前田家住宅土蔵　１棟	32	岡本家住宅長屋門１棟

エ　国指定

No.	文化財名
1	人物画象鏡(隅田八幡神社)　１面
2	利生護国寺本堂　１棟
3	旧高野口尋常高等小学校校舎　１棟
4	高野参詣道　黒河道

（６）要配慮者利用施設

令和７年 12 月末現在

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
1	グリーンガーデン橋本	隅田町山内 1919		○
2	博寿苑	東家 6-7-5	○	
3	やまぼうしの郷	神野々1083-1	○	
4	ネオファミリー高野口 (小規模多機能型居宅介護)	高野口町名倉 100-2	○	
5	ナーシングホーム千宝	高野口町大野 334-3	○	
6	ケアガーデンズ デイサービスセンター	神野々1028	○	
7	デイサービスひらい	橋本 2 丁目 1512	○	
8	デイサービスセンターライフ・パル	胡麻生 467		○
9	デイサービス愛がある大野	高野口町大野 687	○	
10	デイサービス幸楽の里	隅田町山内 1919-3		○
11	デイサービスまりっくす	高野口町小田 643-1	○	
12	風倶楽部デイサービスセンター	高野口町名古曽 926-1	○	
13	生活介護事業所なな彩	高野口町名倉 666-2	○	
14	幸楽の里アネックス	隅田町山内 1921-4		○
15	ケアランド伊都	高野口町向島 171-4	○	
16	デイサービス春林館	神野々1109-2	○	
17	デイサービスまりっくす	高野口町小田 643-1	○	
18	風倶楽部デイサービスセンター	高野口町名古曽 926-1	○	
19	デイサービス愛がある大野	高野口町大野 687	○	
20	デイサービスひらい	橋本 2-1512	○	
21	デイサービスセンター　ライフ･パル	胡麻生 467		○
22	つくしの宿デイサービスセンター	清水字西栄 270,271-1	○	
23	生きがい製作所	高野口町小田 659-5	○	
24	つくしの宿	清水 271-4	○	
25	スマイルライフ萩	高野口町小田 454-1	○	
26	愛がある	高野口町大野 687	○	
27	ジョイ楽園	胡麻生 467		○
28	伊都シルバーハイム	高野口町向島 171-5	○	
29	つくしの里	清水 269	○	
30	はるすのお家・橋本	菖蒲谷 979-1		○
31	幸楽の里	隅田町山内 1919-3		○
32	ネオファミリー高野口	高野口町名倉 100-2	○	
33	風倶楽部	高野口町名古曽 926-1	○	

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
34	リハビリ橋本	柱本 22		○
35	障害者支援施設悠久の杜	高野口町伏原 1336-1	○	
36	さくらマーリン	東家 6 丁目 1-4 グランドビル 2F	○	
37	就労支援テラスワン	学文路大柳 136-1	○	
38	すてっぷ・ぽーときのかわ	市脇 1-1-6JA 橋本支店ビル 2F	○	○
39	グループホームあさ橋本	市脇 5 丁目 5-17	○	
40	クループホームこんぱる	隅田町真土 187-4 クボタ P-1　1 階事務所		○
41	あるぺじお	市脇一丁目 66 番 1 号	○	○
42	らぽるて	岸上 367-6		
43	あるぺじお	野 5-1	○	
44	リハビリ橋本Ⅱ	柱本 40 番地 100		○
45	ふれあい工房そしある	賢堂 1054 番	○	
46	むくのきホーム	高野口町名古曽 723 番２		○
47	就労Ｂ型事業所ぱる	小峰台２丁目 10-2		○
48	グループホームやまうち	隅田町山内 1921-4		○
49	はねのね	高野口町名古曽 1000－6	○	○
50	就労支援ナイス	東家六丁目 1-4 グランドビル 1F	○	
51	りずむ	高野口町名古曽 411		○
52	グループホーム彩華	高野口町名倉 268-1	○	
53	高野口地区学童保育第 1	高野口町名倉 226 番地	○	
54	高野口地区学童保育第 2	高野口町名倉 226 番地	○	
55	河南地区学童保育	学文路 900 番地	○	○
56	橋本地区学童保育第 1	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
57	橋本地区学童保育第 2	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
58	西部地内学童保育	柏原 554		○
59	境原学童保育	小峰台一丁目 25 番地の 1		○
60	学文路さつきこども園	清水 388-1	○	
61	高野口こども園	高野口町向島 166	○	
62	香久の実保育園	高野口町名古曽 849		○
63	つくしんぼ園	高野口町大野 74-1	○	
64	橋本市立たんぽぽ園	柱本 66－1		○
65	児童発達支援・放課後等デイサービス結の杜	東家六丁目 1 番 5 号	○	
66	つくしんぼ園	高野口町大野 74 番地の 1	○	
67	多機能型事業所ほーぷ	高野口町名倉 1368-4		○
68	橋本市保健福祉センター	東家一丁目 3 番 1 号	○	○

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
69	きのくに子どもの村学園	彦谷 51		○
70	清水小学校	清水 2014 番地	○	
71	橋本小学校	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
72	恋野小学校	赤塚 129 番地の 1		○
73	境原小学校	小峰台一丁目 25 番地の 1		○
74	西部小学校	柏原 554 番地の 2		○
75	高野口小学校	高野口町名倉 226 番地	○	
76	学文路小学校	学文路 900 番地	○	○
77	橋本中央中学校	市脇五丁目 3 番 8 号	○	
78	紀見北中学校	三石台三丁目 19 番地の 1		○
79	高野口中学校	高野口町名古曽 1322 番地の 10		○
80	紀の川支援学校	高野口町向島 101-3	○	
81	林耳鼻咽喉科	市脇 1-1-2	○	○
82	岡田整形外科	市脇 1-45-2	○	○
83	紀北クリニック	市脇 3-6-9	○	
84	南クリニック胃腸肛門科	市脇 4-7-6	○	
85	トメモリ眼科・形成外科	市脇 5-4-23	○	
86	小林診療所	学文路 705	○	
87	紀和 26 病院	岸上 18-1	○	
88	みどりクリニック	岸上 22-1	○	
89	紀和クリニック	岸上 23-1	○	
90	辻本クリニック	高野口町大野 235-1	○	
91	栗山クリニック	高野口町小田 653-2	○	
92	松岡医院	高野口町名倉 186-1	○	
93	こころの郷クリニック	高野口町名古曽 918-1	○	
94	虎谷内科小児科医院	高野口町向島 177	○	
95	狩谷産婦人科	高野口町向島 183-1	○	
96	森下クリニック	高野口町向島 42-13	○	
97	ナサコ内科	光陽台 1-5-1		○
98	田倉皮膚科クリニック	光陽台 1-5-22		○
99	岡本クリニック	清水 512-7	○	
100	横田整形外科	城山台 2-45-14		○
101	伊都地方休日急患診療所	東家 1-3-1	○	○
102	稲垣泌尿器科医院	東家 1-2-22	○	○
103	いこまレディースクリニック	東家 1-2-25	○	○
104	松園胃腸科・内科	東家 4-12-6	○	○

No.	施設名称	住所	洪水	土砂
105	奥村レディースクリニック	東家 4-17-13	○	○
106	奥村マタニティクリニック	東家 4-18-3	○	
107	谷内クリニック	東家 4-2-4	○	
108	山本 26 病院	東家 6-7-26	○	
109	森本胃腸肛門科	東家 1-2-25	○	○
110	火伏医院	橋本 1-4-10	○	
111	豊澤医院	橋本 2-4-14	○	
112	いわくらクリニック	三石台 1-3-1		○
113	ひぶせ耳鼻咽喉科	三石台 1-3-1		○
114	ほりはた歯科医院	市脇 1-1-24	○	○
115	おかだ歯科クリニック	市脇 1-46-3	○	○
116	後藤歯科	市脇 4-3-27	○	
117	森田歯科医院	小原田 68		○
118	はたの歯科クリニック	学文路 221	○	○
119	海堀歯科医院	学文路 418	○	○
120	小柳歯科クリニック	岸上 563-1	○	
121	森歯科医院	慶賀野 280-1		○
122	辻本歯科クリニック	高野口町大野 235-1	○	
123	守内歯科医院	高野口町名倉 6	○	
124	こじま歯科医院	古佐田 1-1-16	○	
125	伊都地方休日急患歯科診療所	東家 1-3-1	○	○
126	村上歯科医院	東家 4-14-8	○	○
127	山本 26 病院歯科	東家 6-7-26	○	
128	とよざわ歯科クリニック	橋本 2-1-9	○	
129	加藤歯科医院	三石台 1-3-11		○
130	TSUMUGI 助産院	小原田 68		○

11　その他

（１）自主防災組織一覧

令和７年 12 月現在

No.	自主防災組織名	No.	自主防災組織名
1	橋本区自主防災会	38	紀見ヶ丘自治会自主防災会
2	古佐田区自主防災会	39	三石台区連合自主防災会
3	妻区自主防災会	40	光陽台地区防災会
4	原田区自主防災会	41	小峰台一丁目自治会自主防災部
5	東家区自主防災会	42	河瀬区自主防災会
6	市脇自主防災会	43	下兵庫自主防災会
7	小原田区自主防災会	44	上兵庫自主防災会
8	菖蒲谷区自主防災会	45	中島区自主防災会
9	さつき台区自主防災会	46	中下区自主防災会
10	みゆき台区自主防災会	47	芋生区防災会
11	岸上区防災会	48	垂井区防災会
12	山田区防災会	49	真土区防災会
13	吉原区自主防災会	50	平野区自主防災会
14	出塔地区防災会	51	山内区自主防災会
15	柏原区防災会	52	霜草区自主防災会
16	野区自主防災会	53	あやの台一丁目自主防災会
17	城ノ内住宅自主防災会	54	あやの台二丁目自主防災会
18	神野々自主防災会	55	ディオ・フェルティ橋本自主防災会
19	野団地自主防災会	56	恋野区自主防災会
20	ぶどう坂自治会自主防災会	57	赤塚区自主防災会
21	紀見峠自主防災会	58	中道地区自主防災会
22	沓掛区自主防災会	59	上田区自主防災会
23	柱本区自主防災会	60	須河区自主防災会
24	矢倉脇自主防災会	61	彦谷区自主防災会
25	慶賀野区自主防災会	62	谷奥深自主防災会
26	橋谷区自主防災会	63	学文路区自主防災会
27	御幸辻防災会	64	南馬場区自主防災会
28	胡麻生自主防災会	65	西畑区自主防災会
29	橋本ニュータウン区自主防災会	66	清水区自主防災会
30	しらさぎ台防災会	67	賢堂地区自主防災会
31	北馬場自主防災会	68	向副区自主防災会
32	紀見区自主防災会	69	横座地区自主防災会
33	細川区自主防災会	70	10 区Ａ自治会自主防災会
34	境原区自主防災会	71	14 区Ｂ自主防災会
35	杉尾区自主防災会	72	15 区自治会自主防災会
36	城山台連合自主防災会	73	名倉西区 15 区Ｂ防災会
37	柿の木坂区自主防災会	74	16 区Ａ自主防災会

No.	自主防災組織名	No.	自主防災組織名
75	13 区Ａ自主防災会	96	小田地区自主防災会
76	５区自主防災会	97	小田向島地区防災会
77	名倉南区６区Ａ自主防災会	98	北名古曽区防災会
78	名倉南７区防災会	99	南名古曽地区自主防災会
79	10 区Ｂ自治会	100	名古曽自主防災会
80	10 区Ｃ自治会自主防災会	101	東名古曽区自主防災会
81	桜ヶ丘自主防災会	102	応其区自主防災会
82	名倉中区自主防災会	103	応其板橋区自主防災会
83	向島東区自主防災会	104	応其団地自主防災会
84	向島西区自主防災会	105	住吉区自主防災会
85	17 区自主防災会	106	高尾城自主防災会
86	大野東 18 区Ａ自主防災会	107	平山城自主防災会
87	19 区自治会自主防災会	108	丹生平防災会
88	大野 18 区Ｂ自主防災会	109	上中区自主防災会
89	大野南区防災会	110	下中区自主防災会
90	18 区Ｃ自主防災会	111	九重区自主防災会
91	西之島防災会	112	田原区自主防災会
92	20 区町内会自主防災会	113	西川区自主防災会
93	伏原 1･2 区自主防災会	114	嵯峨谷区自主防災会
94	ベルビュー橋本西マンション地区防災	115	竹尾区自主防災会
95	伏原３区自治会自主防災会		

資料編

第２章　条例・要綱等

1　橋本市防災会議条例

平成 18 年３月１日
条例第 25 号
改正　平成 24 年９月 19 日条例第 29 号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 16 条第６項の規定に基づき、橋本市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）
第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
（１）　橋本市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進すること。
（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
（４）　水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
（５）　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び 50 人以内の委員をもって組織する。
２　会長は、市長をもって充てる。
３　会長は、会務を総理する。
４　会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名した委員がその職務を代理する。
５　委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
（１）　和歌山県知事部局の内部の職員
（２）　和歌山県警察の警察官
（３）　市長部局の内部の職員
（４）　教育長
（５）　消防長及び消防団長
（６）　本市の区域を管轄する指定地方行政機関（法第２条第４号の指定地方行政機関をいう。）の職員
（７）　本市の区域において業務を行う指定公共機関（法第２条第５号の指定公共機関をいう。）又は指定地方公共機関（法第２条第６号の指定地方公共機関をいう。）の役員又は職員
（８）　本市の区域を警備区域とする自衛隊の自衛官
（９）　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者
（10）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
６　前項第３号、第４号及び第５号に掲げる者を除き、委員の任期は２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
７　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）

第４条　防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。
２　専門委員は、和歌山県の職員、本市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。
３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任又は解嘱されるものとする。

（部会）
第５条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
４　部会長は、部会の事務を掌理する。
５　部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

（委任）
第６条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成 18 年３月１日から施行する。

（委員の任期の特例）
２　第３条第６項本文の規定にかかわらず、同条第５項第３号、第４号及び第５号に掲げるものを除く最初の委員の任期は、平成 20 年３月 31 日までとする。

附　則（平成 24 年９月 19 日条例第 29 号）
この条例は、公布の日から施行する。

２　橋本市災害対策本部条例

平成 18 年３月１日
条例第 26 号

（趣旨）
第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第７項の規定に基づき、橋本市災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、災害対策本部員（以下「本部員」という。）及びその他の職員を指揮監督する。
２　災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。
３　本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

（部）
第３条　本部長は、必要と認めるときは、本部に部を置くことができる。
２　部に属する本部員は、本部長が指名する。
３　部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。
４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）
第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（委任）
第５条　この条例に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附則
この条例は、平成 18 年３月１日から施行する。

附則（平成 24 年９月 19 日条例第 30 号）
この条例は、公布の日から施行する。

資料編

第３章　協定・覚書

1　自治体協定

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	日本水道協会和歌山県支部 和歌山県水道協会	平成８年 ２月 23 日
2	和歌山県防災ヘリコプター応援協定	和歌山県	平成８年 ３月１日
3	計測震度計の設置及び管理･運用に関する協定書	和歌山県	平成８年 ８月 13 日
4	災害時における相互応援協定	大阪府河内長野市 奈良県五條市	平成 14 年 ７月 22 日
5	災害時における相互応援協定書	滋賀県野洲市	平成 19 年 １月 19 日
6	大規模災害相互物資援助協定書	三重県名張市	平成 19 年 ５月 30 日
7	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書	大阪府泉大津市／岐阜県可児市／山梨県甲府市／愛媛県四国中央市／岡山県玉野市／滋賀県野洲市／愛知県刈谷市／島根県益田市／宮崎県日向市／三重県亀山市／鹿児島県阿久根市／茨城県那珂市／奈良県大和郡山市／山口県柳井市／兵庫県高砂市／静岡県磐田市／福岡県行橋市／福岡県苅田町／高知県香南市／京都府八幡市／佐賀県神埼市	平成 21 年 １月 13 日
8	大規模災害発生時等における広域防災拠点に関する覚書	和歌山県	平成 21 年 ４月１日
9	「災害時等の応援に関する申合せ」	近畿地方整備局	平成 24 年 ９月１日
10	和歌山県総合防災情報システム設備の譲与に関する協定書	和歌山県	令和４年 ４月１日
11	和歌山県総合防災情報システム設備衛星系交換系設備の設置に関する協定書	和歌山県	令和５年 ２月 16 日

２　各種団体

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における応急復旧応援に関する協定書	橋本市建設協会	平成 20 年 ４月９日
2	防災関係の協働事業に関する協定書	和歌山県農業協同組合	平成 20 年 ５月 22 日
3	災害時における水道施設の応急復旧応援に関する協定書	橋本市水道工事業協同組合	平成 23 年 ２月 23 日
4	災害時における橋本市と橋本市内郵便局との相互協力に関する協定書	日本郵便株式会社 橋本郵便局	平成 25 年 １月 23 日
5	災害時の医療救護活動に関する協定書	一般社団法人 伊都医師会	平成 26 年 ２月 25 日
6	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	NTT 西日本株式会社 和歌山支店	平成 26 年 ３月 31 日
7	災害時における LP ガス等の供給に関する協定書	和歌山県 LP ガス協会 橋本伊都支部	平成 26 年 10 月 17 日
8	災害の発生時における輸送及び荷さばき業務等の協力に関する協定書	公益社団法人 和歌山県トラック協会	平成 26 年 11 月 27 日
9	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士事務所協会	平成 27 年 １月 30 日
10	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県建築士会	平成 27 年 １月 30 日
11	災害時における住家の被害認定に関する協定書	公益社団法人 日本建築家協会	平成 27 年 １月 30 日
12	災害時における住家の被害認定に関する協定書	一般社団法人 和歌山県不動産鑑定士協会	平成 28 年 １月 22 日
13	災害時における災害救助犬及びセラピードックの出動に関する協定書	認定特定非営利活動法人 日本レスキュー協会	平成 29 年 ３月 27 日
14	災害時における棺及び葬祭用具の供給等並びに遺体も搬送等の協力に関する協定書	きのくに葬祭事業協同組合	平成 29 年 11 月 14 日
15	橋本市災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	社会福祉法人 橋本市社会福祉協議会	平成 31 年 １月８日
16	災害時における消防用水等の供給支援に関する協定書	橋本・伊都生コンクリート協同組合	平成 31 年 ３月 26 日
17	安田島樋門における排水ポンプ等運転に関する協定書	橋本伊都衛生施設組合	令和２年 ７月 29 日
18	災害発生時における法律相談業務等に関する協定書	和歌山弁護士会	令和２年 11 月５日
19	災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定	公益財団法人 日本下水道管路管理業協会	令和２年 11 月５日

No.	協定名	締結先	締結年月日
20	大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 和歌山県清掃連合会橋本支部 一般社団法人 和歌山県清掃連合会	令和３年 ５月 26 日
21	モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定書	一般社団法人　日本オフサイト建築協会	令和５年 ２月 15 日
22	災害時における被災者相談業務の実施に関する協定書	和歌山県司法書士会	令和６年 １月 22 日
23	災害時における災害復旧に係る支援業務に関する協定	公益財団法人 全国上下水道コンサルタント協会関西支部	令和７年 １月 22 日

３　物品・物資の供給

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における物品の供給協定に関する協定書	株式会社松源	平成９年 10 月 27 日
2	災害時における応急生活物資の調達に関する協定	橋本商工会議所	平成 18 年 12 月 27 日
3	災害時における応急生活物資の調達に関する協定	高野口町商工会	平成 19 年 10 月７日
4	災害時における物資の供給に関する協定書	サカイキャニング株式会社	平成 20 年 ５月２日
5	災害時における生活物資等の供給に関する協定書	株式会社ココカラファインヘルスケア	平成 26 年 ２月 25 日
6	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人 コメリ災害対策センター	平成 26 年 12 月 15 日
7	災害発生時における飲料等の供給に関する協定書	大塚製薬株式会社 大阪支店	平成 28 年 ４月１日
8	災害時における畳の提供等に関する協定書	５日で５０００枚の約束プロジェクト実行委員会	平成 28 年 ８月１日
9	災害救助又は救助に必要な資材等の供給に関する協定書	株式会社ナガワ	平成 28 年 10 月５日
10	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社重岡	平成 29 年 １月 27 日
11	災害時における毛布の流通備蓄に関する協定書	紀州繊維工業協同組合	平成 29 年 ２月 28 日
12	災害時における製品供給に関する協定書	浅川組運輸株式会社	平成 30 年 ３月 27 日
13	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	平成 30 年 ５月 15 日

No.	協定名	締結先	締結年月日
14	災害時における水道施設の応急復旧支援に関する協定書	株式会社光明製作所	令和１年５月７日
15	災害時における物資の供給に関する協定書	株式会社ジュンテンドー	令和１年７月８日
16	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定書	レンゴー株式会社 和歌山工場/Ｊパックス株式会社	令和２年10月１日
17	災害時における天幕等資機材の供給に関する協定書	太陽工業株式会社	令和２年10月26日
18	災害時における衛生用品等の供給に関する協定	セッツ株式会社	令和４年３月９日
19	災害時等における防災資機材の提供に関する協定書	株式会社ジーアイビー	令和４年５月27日
20	災害時における段ボール製品の調達に関する協定書	オカジ紙業株式会社	令和４年８月５日
21	災害時等における医療資材等の調達に関する協定書	株式会社スズケン 紀北支店	令和４年９月21日
22	災害時における水道施設の応急復旧支援（資材供給）に関する協定書	株式会社加藤商会 橋本営業所	令和７年２月14日
23	災害時における水道施設の応急復旧支援（資材供給）に関する協定書	リブウェルヤマザキ 橋本営業所	令和７年２月14日
24	災害時における水道施設の応急復旧支援（資材供給）に関する協定書	渡辺パイプ株式会社 紀北サービスセンター	令和７年２月21日

４　応急復旧応援

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における応急復旧応援に関する協定書	株式会社アクティオ	平成 23 年 ９月１日
2	災害時における応急復旧応援に関する協定書	高野口運送株式会社	平成 23 年 10 月 18 日
3	災害時における応急復旧応援に関する協定書	和歌山県自動車整備振興会 紀北支部	平成 23 年 10 月 20 日

５　情報発信

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における放送要請等に関する協定書	FM はしもと株式会社	平成 26 年 ５月 21 日
2	災害時における情報発信等に関する協定書	ヤフー株式会社	平成 28 年 ８月 16 日
3	災害時避難施設に係る情報の提供に関する協定	株式会社バカン	令和３年 ５月７日
4	防災対策の強化及び災害時における支援協力に関する協定書	NTT 西日本株式会社 テルウェル西日本株式会社	令和７年 ２月 17 日

６　避難所施設利用

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	避難所施設利用に関する協定書	和歌山県立橋本高等学校	平成 21 年 ２月 10 日
2	避難所施設利用に関する協定書	和歌山県立紀北工業高等学校	平成 21 年 ２月 10 日
3	避難所施設利用に関する協定書	和歌山県立伊都中央高等学校	平成 21 年 ２月 10 日
4	避難所施設利用に関する協定書に関する覚書	SCRUM きのくに株式会社	平成 27 年 ５月 11 日
5	避難所施設利用に関する協定書に関する覚書	公益財団法人 橋本市文化スポーツ復興公社	令和４年 ３月 29 日
6	避難所施設利用に関する協定書に関する覚書	古佐田区	令和４年 ３月 29 日
7	災害時等における施設利用の協力に関する協定書	株式会社ダイナム	令和４年 ８月 30 日
8	災害時における宿泊施設利用に係る協定書	ルートインジャパン株式会社	令和６年 12 月 23 日

７　ごみ収集及び清掃

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	株式会社紀州環境サービス	平成 27 年 2 月 25 日
2	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	有限会社紀北興業	平成 27 年 2 月 25 日
3	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	株式会社イヌイエコシステム	平成 27 年 2 月 25 日
4	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	株式会社田中組	平成 27 年 2 月 25 日
5	災害時における生活系ごみ収集運搬に関する協定書	紀和産業協業組合	平成 27 年 2 月 25 日

８　し尿収集・清掃業務

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	有限会社バッキーズ	平成 27 年 3 月 19 日
2	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	中本環境株式会社	平成 27 年 3 月 19 日
3	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	株式会社バッキーズ吉岡	平成 27 年 3 月 19 日
4	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	田中衛生株式会社	平成 27 年 3 月 19 日
5	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	深野衛生社	平成 27 年 3 月 19 日
6	大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	一般社団法人 和歌山県清掃連合会（橋本支部）	令和３年 5 月 26 日
7	災害時におけるし尿収集運搬及び清掃業務に関する協定書	新生環境株式会社	令和５年 3 月 23 日

９　福祉避難所

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 紀之川寮	令和５年６月16日
2	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会服地法人 光誠会	令和５年６月16日
3	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 ゆたか会	令和５年６月16日
4	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	伊都郡町村及び橋本市老人福祉施設事務組合	令和５年６月16日
5	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 橋本福祉会	令和５年６月16日
6	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 筍憩会	令和５年６月16日
7	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 博寿会	令和５年６月16日
8	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 椋の樹福祉会	令和５年６月16日
9	災害時における要配慮者等の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書	社会福祉法人 紀北和楽会	令和５年６月16日
10	災害時における要配慮者等の福祉避難所としての施設使用に関する協定書	和歌山県立きのかわ支援学校	令和６年３月22日

10　その他

No.	協定名	締結先	締結年月日
1	災害時における緊急支払の手続に関する協定書	株式会社紀陽銀行	平成29年９月１日
2	杉村やすらぎ広場マンホールトイレ運用についての申し合わせ書	丸尾池水利組合	令和３年11月15日
3	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書	佐川急便株式会社	令和４年４月21日
4	広域水災発生時の共同取組に関する協定書	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 和歌山支店	令和４年９月１日
5	災害時における遺体安置等の協力に関する協定書	南海グリーフサポート株式会社	令和５年８月８日

資料編

第４章　各種様式

1　災害救助法関係

（1）「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」早見表

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
避難所の設置	1　法第２条第１項 現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 2　法第２条第２項 災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	（基本額） 避難所設置費 １人１日当たり 350 円以内 （加算額） 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	1　法第２条第１項の避難所 災害発生の日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり） 2　法第２条第２項の避難所 法第２条第２項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで	1　対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費 2　輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1　建設型応急住宅 １戸当たり 6,883,000 円以内 2　賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	1　建設型応急住宅 着工時期：災害発生の日から 20 日以内 供与期間：２年以内 2　賃貸型応急住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長２年	1　同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 2　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	１日１人当たり 1,330 円以内	災害発生の日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延べ給食人員で除した金額が限度額以内であればよい
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対象者</th><th>費用の限度額</th><th>救助の期間</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品等を喪失、又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月）、冬季（10 月～３月）の季別は、災害発生の日をもって決定する。

２　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>備蓄物資の価格は、年度当初の評価額</td></tr>
<tr><td colspan="5">
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>19,800</td><td>25,400</td><td>37,700</td><td>45,000</td><td>57,000</td><td>8,300</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>32,800</td><td>42,400</td><td>59,000</td><td>69,000</td><td>87,000</td><td>12,000</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,500</td><td>8,700</td><td>13,000</td><td>15,900</td><td>20,000</td><td>2,800</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,400</td><td>13,600</td><td>19,400</td><td>23,000</td><td>29,000</td><td>3,800</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者（応急的処置）</td><td>１　救護班
使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等

２　病院又は診療所
国民健康保険診療報酬の額以内

３　施術者
協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>患者等の移送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者</td><td>１　救護班：使用した衛生材料等の実費

２　助産師：慣行料金の８割以内の額</td><td>分べんした日から７日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>１　現に生命若しくは身体が危険な状態にある者
２　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から３日以内
（ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）</td><td>輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
</table>

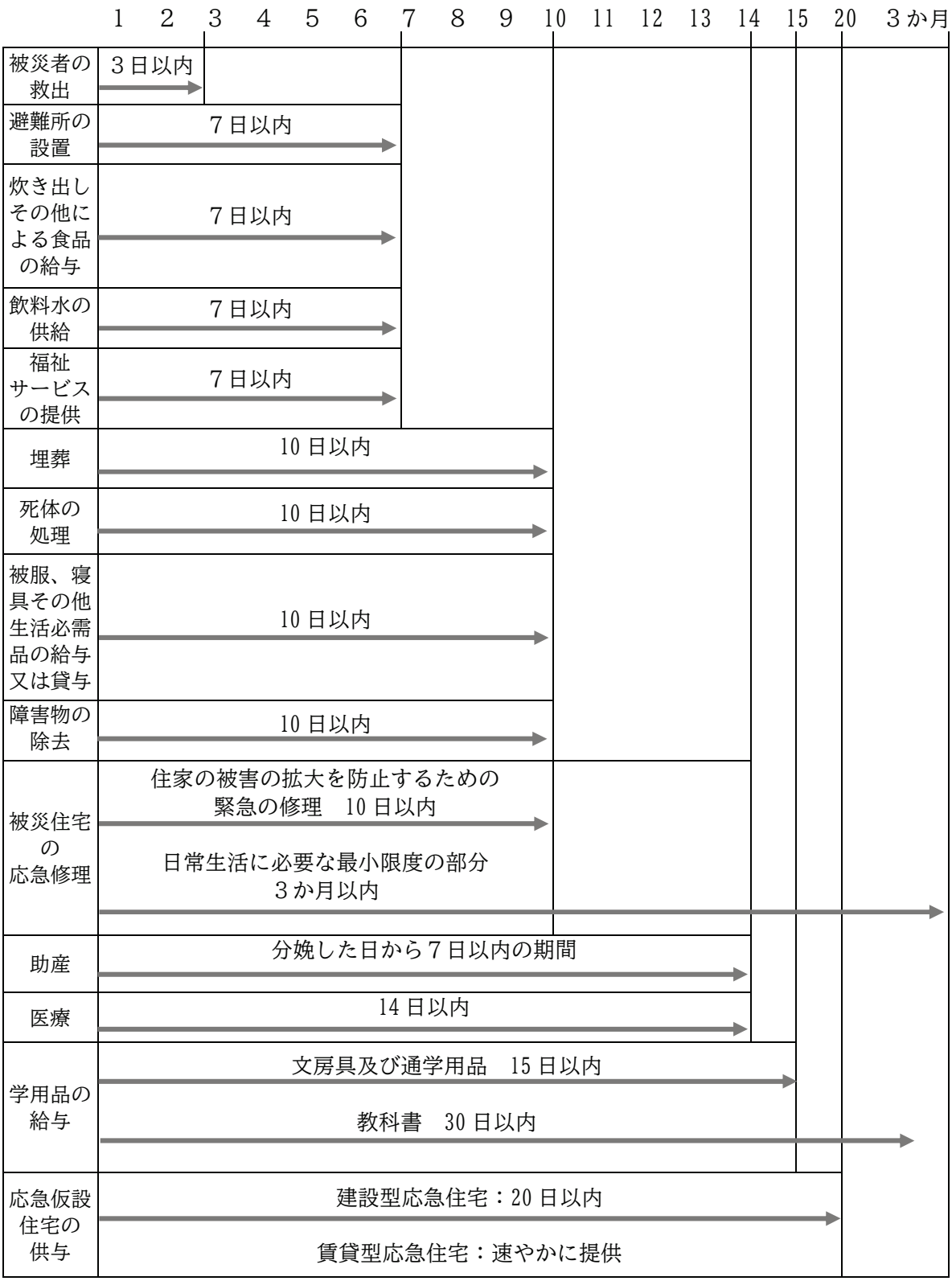
救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	１　左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 ２　福祉避難所の設置 消耗器財費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から７日以内	令和７年７月１日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
被災住宅の応急修理（住家の被害を拡大防止するための緊急の修理）	住家が半壊、半焼又はこれに準じる程度の損傷を受け、雨水の侵入を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1 世帯当たり　51,500 円以内	災害発生の日から10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊が対象（全壊は、修理することで居住することが可能な場合）
被災住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分）	１　住家が半壊、半焼、若しくはこれに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 ２　大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した者	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対する費用（１世帯当たり） １　大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 717,000 円以内 ２　半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000 円以内	災害発生の日から３か月以内 （災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、６か月以内）	
学用品の給与	全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	１　教科書および教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用　している教材実費 ２　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内 小学校児童　5,200 円 中学校生徒　　5,500 円 高等学校等生徒 6,000 円	１　教科書 災害発生の日から１か月以内 ２　文房具及び通学用品 災害発生の日から 15 日以内	１　入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。 ２　幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者	１体当たり 大人(12 歳以上) 226,100 円以内 小人(12 歳未満) 180,800 円以内	災害発生の日から10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
死体の捜索	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際、死亡した者	１　死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 １体当たり　3,600 円以内 ２　死体の一時保存 ①既存建物利用の場合 通常の実費 ②既存建物利用でない場合 １体当たり　5,700 円以内 ※ドライアイスの購入費の実費加算可 ３　検案 救護班以外による場合は慣行料金	災害発生の日から10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	１　検索は、原則として救護班 ２　輸送費、人件費は、別途計上
障害物の除去	住家の一部又は全部に障害物が運び込まれ一時的に居住できない状態であり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者	１世帯当たり 140,000 円以内	災害発生の日から10 日以内 （ただし、内閣総理大臣の承認により期間延長あり）	
輸送費及び賃金職員等雇上費	１　被災者の避難 ２　医療および助産 ３　被災者の救出 ４　飲料水の供給 ５　死体の捜索 ６　死体の処理 ７　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が行われる期間内	
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	災害救助法第７条第１項の 規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等(法第 17 条第１号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当および旅費は、別途に定める額

救助の種類	対象者	費用の限度額	救助の期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃貸料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記１から７までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合計額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 1　３千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 2　３千万円を超え６千万円以下の部分の金額については 100 分の９ 3　６千万円を超え１億円以下の部分の金額については 100 分の８ 4　１億円を超え２億円以下の部分の金額については 100 分の７ 5　２億円を超え３億円以下の部分の金額については 100 分の６ 6　３億円を超え５億円以下の部分の金額については 100 分の５ 7　５億円を超える部分の金額については 100 分の４	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

（２）救助期間早見表


1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 20 3か月
被災者の救出
３日以内
避難所の設置
７日以内
炊き出しその他による食品の給与
７日以内
飲料水の供給
７日以内
福祉サービスの提供
７日以内
埋葬
10 日以内
死体の処理
10 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
10 日以内
障害物の除去
10 日以内
被災住宅の応急修理
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理　10 日以内
日常生活に必要な最小限度の部分
３か月以内
助産
分娩した日から７日以内の期間
医療
14 日以内
学用品の給与
文房具及び通学用品　15 日以内
教科書　30 日以内
応急仮設住宅の供与
建設型応急住宅：20 日以内
賃貸型応急住宅：速やかに提供

（3）救助日報

救助日報

報告機関		報告機関	
受信者		報告期限	

避難所開設	開設期間	開設日時		日　時
		閉設予定日		日　時
	既存建物	箇所数		箇所
		収容人員		人
	野外仮設	箇所数		箇所
		収容人員		人
炊き出し	炊出期間	開始月日		月　日
		終了予定日		月　日
	炊出箇所数			箇所
	炊出人員	朝		人
		昼		人
		夕		人
		計		人
給水	供給地区数			
	供給実人員			
	供給水量			
	給水期間給水方法	開始月日		
		終了予定日		
学用品支給	県から受入、前日繰越			点
	本日支給	小学生	全失世帯	点(人)
			半焼（床上浸水）世帯	点(人)
		中学生	全失世帯	点(人)
			半焼（床上浸水）世帯	点(人)
	翌日への繰越量			
埋葬救助	前日までの火葬			体
	本日火葬	大人		体
		小人		体
		計		体
	火葬終了予定年月日			月　日
死体の捜索	死体	捜索を要する遺体		体
		本日の発見遺体		体
		今後の要捜索遺体		体
	捜索の方法			
	捜索終了予定年月日			月　日
仮設住宅	着工月日			月　日　戸
	完工月日			月　日　戸
住宅修理	着工月日			月　日　戸
	完工月日			月　日　戸

被生服活寝必具需給品与	県から受入、前日繰越			点
	本日支給	半失床上浸水世帯		(世帯)点
		全失世帯数		(世帯)点
	翌日への繰越量			点
医療および助産救助	医療班	医療班出動数		箇所
		救助地区		
		診療者数	医療	人
			助産	人
	医療機関	医療	施設数	箇所
			診療人員	人
		助産	施設数	箇所
			診療人員	人
	救出終了予定日			月　日
	救出の方法			
	死亡原因別人員			
死体処理	死体処理	遺体洗浄		体
		遺体縫合		体
		遺体消毒		体
	死体保存の	既存建物利用		箇所
		仮設建物		箇所
	遺体の保存期間			
	今後の処理を要する遺体			体
	遺体処理終了予定月日			月　日
障害物除去	障害物除去を要する数			戸
	本日除去した戸数			戸
	今後除去を要する戸数			戸
	障害物除去の予定月日			月　日
輸送	公用車使用			台
	借上車使用			台
	救助の種類			
人夫	人夫雇上数			人
	従事作業その他			
備考				

（４）義援金品搬出者名簿（様式１号）

義援金品搬出者名簿

年月日	住所	氏名	搬出区分	数量

（注）各町内会、各町婦人会等で集積する場合、連名とする。

（５）義援金品引継書（様式２号）

義援金品引継書

引継者	機関		職氏名	
引受者	機関		職氏名	

義援金品次のとおり引き継ぎました。

記

１　引継年月　　年　　月　　日

２　引継場所

３　引継金品次　　表のとおり。

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由

（注１）２部作成し、授受両機関とも保管する。
（注２）金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

（６）義援金品受領書（様式３号）

No.

義 援 金 品 受 領 書

（住所氏名）

殿

１　現金　　金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円也

２　物資　　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿梱包

ただし、＿＿＿＿＿＿＿災害の義援金品として上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

機関名

（取扱者：　　印）

（注１）複写式として、事前に機関別の通し番号を付けておく。
（注２）控えは、義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。
（注３）物資区分は、実情に即して記載する。

（7）現金出納簿（様式４号）

現金出納簿

年月日	摘要	受	払	残
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				
年　月　日				

（注１）各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け、義援金についての出納を明確にしておく。
（注２）預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。ただし、区分して経理する必要のある時は、口座を「現金」、「預金」に区分して扱うものとする。
（注３）公共団体の取り扱いで、「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑務金受払簿」により「現金出納簿」として別途に経理する。

（８）義援金受払簿（様式５号）

義援金受払簿

年月日	摘要	受	払	残	てん末
年　月　日					

（注１）この帳簿は、受け入れてから配分するまでの受払及びてん末を記録する。ただし、現金については、現金出納簿へ転機し、そのときに払出記帳をする。
なお、物資と現金の口座を設け、現金出納簿と併用しても差し支えない。
（注２）記載方法は記載例に準じ、適宜累計を行う。

２　応急食糧関係（申請書）

（１）応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡申請書（様式１号）

応 急 食 糧 （ 応 急 用 米 穀 ・ 災 害 救 助 用 米 穀 ） 引 渡 申 請 書

橋　　第　　号

年　　月　　日

伊都振興局長 殿

取扱者：橋本市　　部　　課

１　給食を必要とする理由

２　申請数量

３　給食対象人員

４　給食延食数

５　受渡場所（複数の場合は、場所別数量）

（２）災害救助用米穀引渡申請書（様式２号）

年　　月　　日

農林水産省農産局長　殿

○○○都道府県知事　（市町村長）　　印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第４章第 10 の１に基づき、以下のとおり要請します。

引渡希望数量（kg）	引渡希望時期	引渡場所	引渡方法	備考

３　災害の定義（被害即報基準）

即報基準

区分	事項	種別	基準	
火災等即報	一般基準	火災及び事故等	① 死者が３人以上生じたもの ② 死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの ③ 自衛隊に災害派遣を要請したもの	
	個別基準	火災	建物火災	① 特定防火対象物で死者の発生した火災 ② 高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの ③ 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災 ④ 特定違反対象物の火災 ⑤ 建物焼損延べ面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ⑥ 他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案して概ね 10 棟以上になる見込みの火災 ⑦ 損害額１億円以上と推定される火災
			林野火災	① 焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの ② 空中消火を要請又は実施したもの ③ 住宅等へ延焼するおそれがあるもの
			交通機関の火災	① 航空機火災 ② タンカー火災 ③ 船舶火災であって社会的影響度が高いもの ④ トンネル内車両火災 ⑤ 列車火災
			その他	以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
		石油コンビナート等特別防災区域内の事故	① 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ② 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの ③ 特定事業所内の火災（①以外のもの。）	
		危険物に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等を貯蔵し又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に揚げるもの ① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が５名以上発生したもの ③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ④ 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 ⑤ 海上、河川への危険物等流出事故 ⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故	
		原子力災害等	① 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの ② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ③ 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	
		その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの	
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。		

区分	事項	種別	基準
救急・救助事故即報	救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。 ① 死者５人以上の救急事故 ② 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故 ③ 要救助者が５人以上の救助事故 ④ 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故 ⑤ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑥ 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑦ 自衛隊に災害派遣を要請したもの ⑧ 上記①から⑦に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）		
武力攻撃災害等即報	武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。 ① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ② 国民保護法第 172 条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害		
災害即報	一般基準		① 災害救助法の適用基準に合致するもの ② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ③ 災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ④ 気象業務法第 13 条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ⑤ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
	個別基準	地震	① 当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		津波	① 津波警報又は津波注意報が発表されたもの ② 人的被害又は住家被害を生じたもの
		風水害	① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
		雪害	① 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ② 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
		火山災害	① 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの ② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
	社会的影響基準		一般基準、個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

直接即報基準（消防庁及び県への報告）

区　分	種別	基準
火災等即報	交通機関の火災	即報基準の「個別基準」「火災」「交通機関の火災」に同じ。
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	即報基準の「個別基準」「石油コンビナート等特別防災区域内の事故」に同じ。
	危険物に係る事故	① 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ② 負傷者が５名以上発生したもの ③ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの （ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの （イ）500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害等	即報基準の「個別基準」「原子力災害等」に同じ。
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャックによる救急・救助事故 ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃災害速報	即報基準の「武力攻撃災害速報」に同じ。	
災害即報	① 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） ② 即報基準の「災害即報」「個別基準」の「津波、風水害、火山災害」のうち、死者又は行方不明者が生じたもの	

４　災害即報事項例示

事項	例示
1　市町村災害対策本部設置状況	台風○○号接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、第○号配備体制（職員約○○名配置）を指示。
2　主要河川、ため池の情報 （水位、溢水箇所、決壊箇所等）	○○川は○○地点において○○時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込みである。 ○○川は○○地点において○時頃○メートルにわたり決壊し、浸水家屋多数発生、現在水防団員○○名が出動し、応急復旧作業中。
3　主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道○○線は○時頃崖くずれのため○○地点において不通となった、復旧の見通しは現在のところ不明。 ○時以降管内のバス交通はすべて運休。
4　電力通信関係の情報 （停電状況、途絶状況等）	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中。 ○時以降○○○と○○○地区町の電話不通。
5　水道施設関係の情報 （断水状況等）	○時以降停電に伴い○○地区約○○戸が断水中、給水車○台を派遣し応急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかも知れない。）
6　ガス施設関係の情報 （供給停止状況等）	○時以降○○地区約○○がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
7　避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地区約○○○世帯に対し避難命令を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中。
8　死傷者の発生状況 （人数原因等、死傷者の姓名、性別、年齢）	○○時頃○○において、崖崩れのため男○名が生き埋めになった。 現在地元消防団員約○○○名が出動し、救出に当たっている。
9　住家の被害状況 （全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等）	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床上浸水した。 昨日来の豪雨により、管内の河川が確各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生しているもよう。 なお、今後も増加する見込みである。（災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
10　非住家の被害状況 （学校、公民館公共施設、その他主要な建物の被害状況）	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○メートルの強風により倒壊した。
11　市町村災害対策本部のとった主な応急対策状況	○○地区に○○時に避難命令を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊き出しを実施中。 ○○川決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急復旧に当たっている。

事項	例示
12　県への要望事項 （市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達あっ旋などに関する要請等）	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋を至急調達して送付してほしい。 ○○部洛が孤立していので、カンパン○○戸を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○○、至急調達してほしい。
13　災害写真 （フィルム及び説明書を添付したもの）	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等被害状況写真。
14　大規模事故 （交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者の出た事故）	原因、場所、負傷者の状況、執られつつある措置。
15　作業日報	市各班における主要の活動状況について、毎日 17 時現在で取りまとめ報告する。ただし、緊急なものについては、その都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 １　災害対策本部の設置状況（開設、閉設の日時） ２　避難指示の状況、避難場所設置状況（箇所数、人員） ３　消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） ４　応援措置、救助活動の概要 ５　音信不通、状況の把握出来ない地区名

５　災害の被害認定基準

分類	用語	被害程度の判定基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認したもの、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重傷者 軽傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは１月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、１月未満で治療できる見込みの者とする。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいうが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊する者で、共同住宅を営んでいる者については、原則として宿泊者等を１世帯として取り扱う。
	住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	大規模半壊	住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住家が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
	半壊	住家半壊（半焼）のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 30%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 30%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。
	床上浸水	浸水がその住家の床上に浸した程度のもの、具体的には床上に達したとき、浸水が畳を越えた程度のものをいう。又は、全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積のため、一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
	一部損壊	損壊の程度が半壊に至らない程度の損壊で、修理を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが２～３枚割れた程度のものを除く。
非住家の被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。

分類	用語	被害程度の判定基準
田畑被害	流出・埋没	耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不備となったもの。
	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの。
その他の被害	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県道及び市町村道（道路法第２条第１項に規定する道路。以下、同じ。）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。ただし、橋梁を除いたものとする。
	橋梁流出	市町村道以上の道路に架設した橋を一部又は全部流出し、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川及び２級河川（河川法の適用又は準用される河川）の堤防、又はため池、潅漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。

（注１）住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

（注２）損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

（注３）主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

分類	用語	被害程度の判定基準
その他被害	鉄道不能	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害をいう。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの、及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行出来ない程度の被害を受けたものをいう。
	通信被害	電信、電話が災害によって故障し、通信不能となった回線をいう。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾及び漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするものをいう。
被害世帯数	被災世帯	災害により被害を受けて通常の生活を維持することができなくなった世帯で、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
	被災人員	被災世帯の構成員をいう。
その他用語の解説	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	砂防被害	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条によって同法が準用される砂防のための施設、又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公立文教施設	公立の文教施設をいう。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する補助対象となる施設をいう。例えば、農地、農業用施設等である。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいう。具体的には、河川、砂防施設、道路、港湾、漁港等である。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいう。例えば、庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいう。例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいう。例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいう。例えば、真珠、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

６　被害発生即報

（１）第１号様式（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※特定の事故を除く。

火災種別	１．建物　２．林野　３．車両　４．船舶　５．航空機　６．その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理　由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼損程度	焼損棟数：全焼棟／半焼棟／部分焼棟／ぼや棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ｈａ
り災世帯数		気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救助・救急活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（２）第２号様式（特定の事故）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故名
1.石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2.危険物に係る事故事故名
3.原子力施設等に係る事故
4.その他特定の事故

消防庁受信者氏名

事故種別	１．火災　２．爆発　３．漏えい　４．その他（　　）				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	レイアウト第一種、第一種、第二種、その他		
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分		
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1.危険物 2.指定可燃物 3.高圧ガス 4.可燃性ガス 5.毒劇物 6.ＲＩ等 7.その他（　　）	物質名			
施設の区分	１．危険物施設　２．高危混在施設　３．高圧ガス施設　４．その他（　　）				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（性別・年齢）人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月　日　時　分 使用停止命令　月　日　時　分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
		その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（３）第３号様式（救助・救急事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	１．救急事故　２．救助事故　３．武力攻撃災害　４．緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者等	死者（性別・年令） 計　人 不明人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数(見込)		救助人員	
消防・救助・救急活動の状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注１）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注２）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（４）第４号様式（その１）［災害概況即報］

〔災害概況即報〕

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

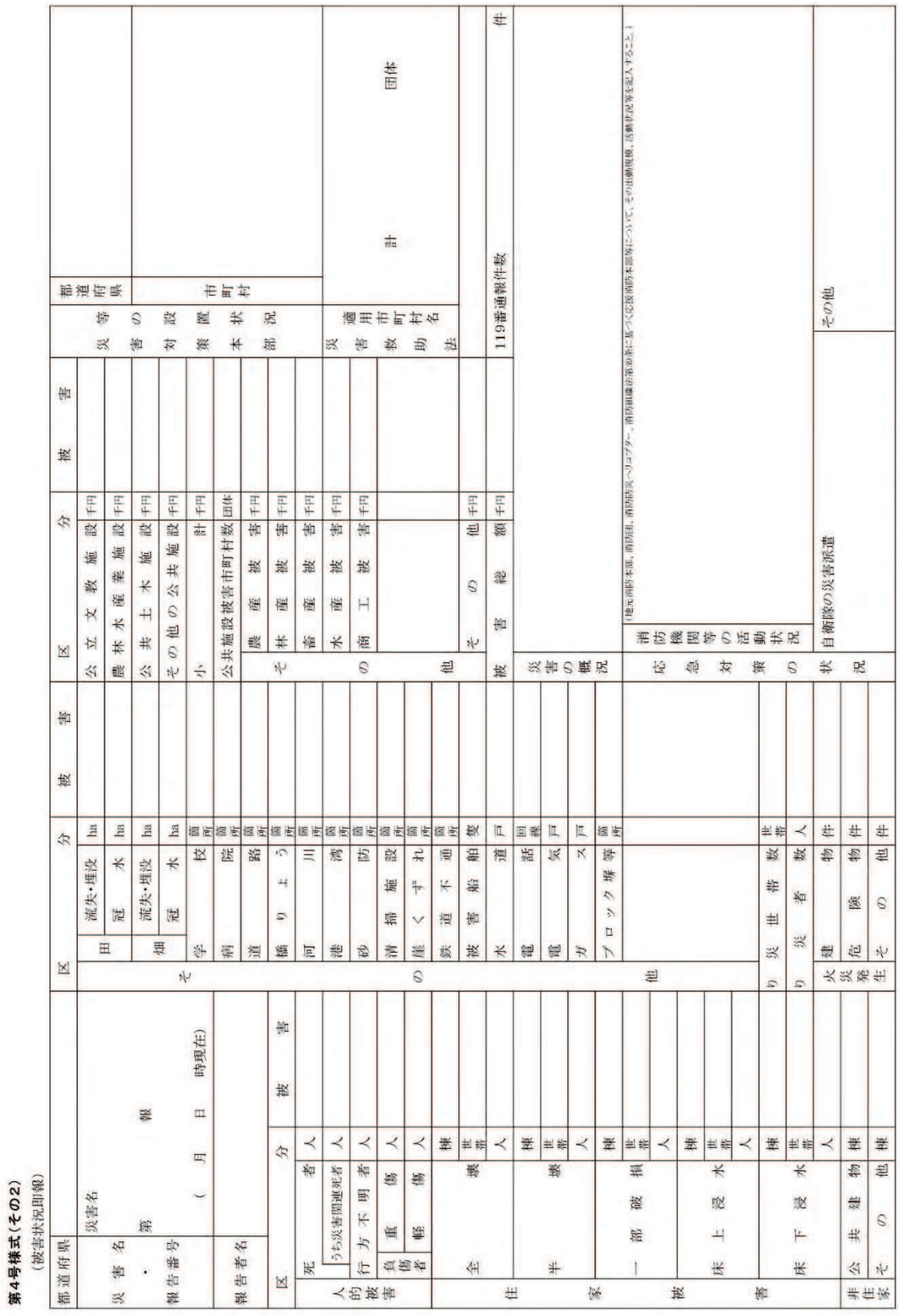
災害名　　（　第　　報　）

<table>
<tr><td rowspan="2">災害の概況</td><td>発生場所</td><td colspan="3"></td><td>発生日時</td><td colspan="4">月　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">被害の状況</td><td rowspan="3">人的被害</td><td>死者</td><td>人</td><td rowspan="2">重傷</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="4">住家被害</td><td>全壊</td><td>棟</td><td>床上浸水</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>うち災害関連死</td><td>人</td><td>半壊</td><td>棟</td><td>床下浸水</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>不明</td><td>人</td><td rowspan="2">軽傷</td><td rowspan="2">人</td><td>一部損壊</td><td>棟</td><td>未分類</td><td>棟</td></tr>
<tr><td colspan="8">119 番通報の件数</td></tr>
<tr><td rowspan="4">応急対策の状況</td><td>災害対策本部等の設置状況</td><td colspan="3">（都道府県）</td><td colspan="4">（市町村）</td></tr>
<tr><td>消防機関等の活動状況</td><td colspan="7">（地元消防本部、消防団について、その出動規模、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等活動状況等をわかる範囲で記入すること。）</td></tr>
<tr><td>自衛隊派遣要請の状況</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="8">その他都道府県や市町村が講じた応急対策</td></tr>
</table>

（注）第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後 30 分以内）、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

（5）第４号様式（その２）[災害状況即報]



第4号様式（その2）
（被害状況即報）

| | | |

７　緊急車両指定

（１）緊急通行車両確認申出書

別記様式第3(第6条関係)

年　　月　　日

和歌山県公安委員会　殿

緊急通行車両確認申出書

申出者　　住　所

氏　名

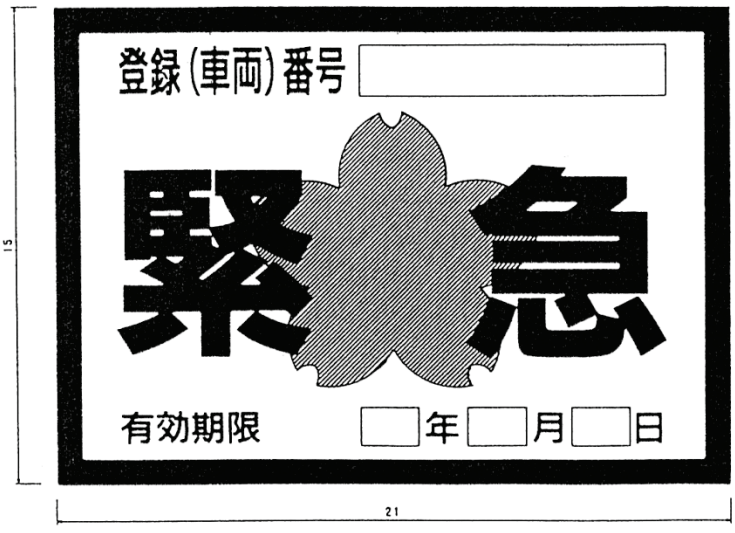
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住　所	（　　）　　局　　番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住　所	（　　）　　局　　番
	氏　名	
備　　考		

備考　用紙は、日本産業規格Ａ４とする。

（２）緊急通行車両確認証明書

<table>
<tr><td colspan="3">第　　号
年　月　日
緊急通行車両確認証明書
知　事　　印
公安委員会　　印</td></tr>
<tr><td colspan="2">番号標に表示されている番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">車両の用途
（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">使用者</td><td>住所</td><td>（　　）　局　　番</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">通行日時</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">通行経路</td><td>出発地</td><td>目的地</td></tr>
<tr><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">備考</td><td></td></tr>
</table>

（３）緊急通行車両確認標章



備考　1　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

2　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

3　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

８　緊急警報放送の放送要請書

発信者	
受信者	

年　月　日　時　分

日本放送協会
和歌山放送局長　　殿

和歌山県知事
（橋本市長）　　印

緊急警報放送の放送要請について

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条の規定により、次のとおり放送要請します。

記

１　要請理由
　１　避難指示、警報等の周知徹底を図るため
　２　災害時の混乱を防止するため
　３　（市町）長から依頼があったため
　４　その他 ……

２　放送事項
……について

３　放送日時
　（1）直ちに
　（2）　月　日　時　分

要請文
　橋本市長から、今日　時　分……橋本市の……について、次のように緊急警報放送の要請がありましたので、お伝えします。
……

９　自衛隊派遣要請要求書

年　　月　　日

和歌山県知事　　様

橋本市長

自衛隊派遣要請要求書

災害対策基本法第 68 条の２の規定により，部隊等の災害派遣要請を要求します。

記

１　災害の状況及び派遣要請を要求する理由

２　派遣を希望する期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

（1）区　　域

（2）活動内容

４　その他

10　自衛隊撤収要請書

年　　月　　日

和歌山県知事　　様

橋本市長

自衛隊撤収要請依頼書

年　　月　　日災害派遣を受けた部隊等の撤収を下記の通り依頼いたします。

記

1　撤収を希望する日付

2　撤収要請を依頼する理由

11　和歌山県防災ヘリコプター緊急運行要請書

和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要請書

受信時間　　時　　分現在	
1　要請機関名	TEL　　発信者
2　災害の種別	(1) 救急　(2) 救助　(3) 災害応急（調査・広報）　(4) 火災防御　(5) その他
3　活動内容	調査　広報　撮影　傷病者搬送　空中消火　救急　救助 輸送（品名数量　　）　その他（　　）
4　発生場所及び発生時間	市町村　　地内 （発 生 時 間）　平成　年　月　日　午前・午後　時　分 （目　　標） （離着陸場所）
5　現地の気象条件	天候　　風向　　風速　　気温 視程　　m　気象予警報（　　警報・注意報）
6　現場指揮者	所属・職名・氏名
7　現場との連絡手段	無線種別（全国波，県波） 現場指揮本部（車）呼出名（コールサイン）

8　要請を必要とする理由	＊　災害の状況，要請する活動内容，受け入れ体制を記入すること （救助の場合には，事故の原因，事故の状況，人数等も記入のこと）
目標	別添地図のとおり ＊　目標が明確となる大きめの図面を添付のうえ，住宅地図のページ数を明記のこと

和歌山県防災航空センター　　ＴＥＬ　0739-45-8211
ＦＡＸ　0739-45-8213

受信者	

9 傷病者搬送の場合	傷病者	氏名			年齢	才 才 才	性別	男・女 男・女 男・女
	症状							
	着陸場所の目標等	出場先の所在地及び目標			搬送先の所在地及び目標			
	同乗者	医師及び看護師の名前			関係者の氏名			
	病院への搬送方法	救急車の手配			病院の手配			
	受入病院	所在地名称			連絡先	TEL		
	搬送先の消防本部の担当者職氏名		消防本部　　課 TEL					

10　必要資器材	
11　他航空への要請	有・無　　（有の場合）　機関名　　要請機数　　機
12　その他必要事項	

＊　以下の項目は、防災航空隊で出動の可否を決定後、連絡します。

1　使用無線等	無線種別　　（　全国波・県波　） 現場指揮本部　（　　車　　）　呼び出し名　（　　ｺｰﾙｻｲﾝ　　）
2　到着予定時間	年　　月　　日　（　　曜日）　午前･午後　　時　　分
3　活動予定時間	時間　　分
4　燃料の確保	要手配・手配不要　　ℓ　（　ドラム缶　　本）

資料編

第５章　内部報告書等資料

１　職員参集報告書

職員参集報告書

報告日時	年　月　日　時　分			報告No.	
課・室名		報告者氏名			

No	氏名	班	安否確認日時		参集日時		参集方法※1	被災状況　※2、3		
			日	時	日	時		本人	家族	自宅
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

※1　参集方法：徒歩、自転車、自動車、電車、バス等を記入
※2　本人・家族：無事、軽傷、重傷、行方不明、死亡、未確認を記入
※3　自宅：被害なし、一部損壊、半壊、全壊、床下浸水、床上浸水、未確認を記入

安否確認数	参集者数

２　職員動員・活動報告書

職員動員・活動報告書

報告者：＿＿＿＿＿＿＿＿

所属部班：＿＿＿＿＿＿＿＿

職員番号 役職名	氏名	出動時間	出動場所	活動内容
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		
		月　日　時　分 ～ 月　日　時　分		

（注１）各班ごとに、別葉とすること。
（注２）時刻表示は、24 時制で記入すること。

３　参集途上報告書

参集途上情報報告書

月　　日　　時　　分

所属		氏名	
参集ルート			
参集手段	徒歩・自転車・バイク・自家用車・その他（　　）		
目撃した家屋・建物等の倒壊現場	有・無		
目撃した火災現場	有・無		
道路通行に障害のあった箇所	有・無		
その他の被害情報	有・無		
概要図（位置図・状況図）			
報告ルート：各職員→班長（所属長）→本部員→災対本部			

４　応援要請・指示命令書

応援要請書（受信用）

受信日時	年　月　日　時　分		受信者	
要請者	部　班		氏名	
応急対策事項				
作業の内容				
就労場所				
要請内容	必要人員	人	必要車両	
携行品等				
その他必要事項				

応援指示命令書

下命日時	年　月　日　時　分	取扱者	
派遣部班	部　班	受令者	
派遣人員	以下　名		
派遣車両			
無線呼出名称	ぼうさいはしもと		
その他指示事項			

５　広報文例

伝達文は、住民が短時間で内容を理解でき、避難行動の内容が的確に伝わるものとなるよう留意すること。

発令者、発令時間、対象地区（対象者）、避難指示等の種類、避難すべき理由、避難の時期、避難場所、注意事項

（１）【警戒レベル３】高齢者等避難の伝達文（例）

こちらは橋本市です。○○川が増水し氾濫するおそれがあるため、○○地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、警戒レベル３「高齢者等避難」を発令しました。

○○地区の洪水浸水想定区域（又は、○○地区）にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。それ以外の方も、不要不急の外出を控えたり、避難の準備を整えるとともに、必要に応じ、自主的に避難してください。

（２）【警戒レベル４】避難指示の伝達文（例）

こちらは橋本市です。土砂災害が発生するおそれが高まったため、○○地区の土砂災害警戒区域に対し、警戒レベル４「避難指示」を発令しました。○○地区の土砂災害警戒区域にいる方は、避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐ避難してください。ただし、避難場所等への立退き避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。

（３）【警戒レベル５】緊急安全確保の伝達文(例)

こちらは橋本市です。○○川が増水し既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあります！ ○○地区の洪水浸水想定区域（又は、洪水浸水想定区域である○○地区）に対し、 警戒レベル５ 「緊急安全確保」を発令しました。避難場所等への立退き避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っているので、直ちに身の安全を確保してください。なお、浸水(崖崩れにより)により、○○道は通行できません。

年　月　日

火災地区住民への避難指示広報	伝達依頼先	

「こちらは、橋本市災害対策本部です。
　　町（丁目）　　の皆さん、ただいま避難命令が出ました。
現在○○地区の火災が△△方向へ燃え広がっています。
落ち着いて、□□□□へ避難してください。」

避難所の開設状況広報

「こちらは、橋本市災害対策本部です。
避難所の設置場所についてお知らせします。
橋本市では、被災された方のために、○○小学校、◇◇中学校、……に避難所を開設しました。
お困りの方は直接避難所へおいでください。
なお、ケガをされた方のために、○○の避難所には救護所を開設しています。
あわせて、ご利用ください。」

年　　月　　日

避難住民への状況説明	伝達依頼先	

■堤防等の決壊時の説明例

「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。

＿＿＿＿＿川については、＿＿＿＿＿橋の＿＿＿＿＿流＿＿＿＿＿メートル付近で、＿＿＿＿＿町側の堤防が切れました。

水量は、減っていく方向にありますが、今後、本流量が増えるとの連絡がダムからあり、＿＿＿＿＿時ごろが最大の放流量となりますので、今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

なお、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

■橋梁落下時の説明例

「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。

＿＿＿＿＿川については、＿＿＿＿＿橋の＿＿＿＿＿線の＿＿＿＿＿橋が落ちました。上流からの放水量がはっきりするまで、今しばらく様子を見る必要があります。

また、現在も消防機関や市が堤防の補強作業を行っております。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

年　月　日

避難住民への状況説明	伝達依頼先	

■地震時の説明例

「災害状況について橋本市災害対策本部からお知らせします。

本日　　時　　分に発生しました地震の震源地は＿＿＿＿で震源の深さ＿＿＿＿、地震の規模はＭ＿＿＿＿でした。

気象庁からの発表によると今後も余震が続く見込みです。

また、現在も消防機関や市が警戒にあたっています。

総合的に判断し、最も安全でかつ市側との連絡が取れるよう、この場所へ避難願っているところであります。

このあとも、新しい情報が入り次第、皆さんにはお知らせしますので、避難解除の指示があるまで、ここで待機をお願いします。

年　月　日

避難解除伝達	伝達依頼先	

■帰宅可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、橋本市災害対策本部から、今後の危険がなくなったため、避難解除の指示がありました。

現在まで、この付近の被害の程度は、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿でありました。お気を付けてお帰りください。」

■応急復旧等により帰宅不可能な場合の説明例

「皆様にお知らせします。

ただいま、橋本市災害対策本部から、今後の危険がなくなったので、避難解除の指示がありました。

しかしながら、＿＿＿＿町（丁目）一帯は、現在も＿＿＿＿のため、応急復旧作作業を行っています。

災害の危険は遠ざかりましたが、二次災害防止の措置が完了するまで、今しばらく待機をお願いします。」

飲料水・食糧等の供給状況広報

「こちらは、橋本市災害対策本部です。

被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせします。

飲料水は、現在○○公園、◇◇小学校、……で配っています。

また、○○小学校、◇◇中学校に避難所を開設し、食糧・毛布などを配っています。

どうぞ、ご利用ください。」

６　避難所関係様式

（１）避難所安全確認チェックシート

避難所安全確認チェックシート

避 難 所 名：
点検実施日時：　　月　　日　　時　　分
点検実施者名：

次の質問で該当するところに○を付けてください

	質問	該当項目
外部	1　隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性はありますか？	A　いいえ B　傾いている感じがする C　倒れ込みそうである
	2　建物周辺に地滑り、がけ崩れ、地割れ、噴砂・液状化等が生じましたか？	A　いいえ B　生じた C　ひどく生じた
	3　建物が沈下しましたか？あるいは、建物周囲の地面が沈下しましたか？	A　いいえ B　生じた C　ひどく生じた
	4　建物が傾斜しましたか？	A　いいえ B　傾斜しているような感じがする C　あきらかに傾斜した
	5　外部の柱や壁にひび割れがありますか？	A　ない又は髪の毛程度のひび割れがある B　比較的大きなひび割れが入っている C　大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	6　外壁タイル・モルタル等が落下しましたか？	A　いいえ B　落下しかけている、落下している C　外壁の多くが落下している
屋内	7　浸水はありますか？	A　いいえ B　床下浸水している C　床上浸水している
	8　床に傾斜や陥没等はありますか？	A　いいえ B　少し傾いている、下がっている C　大きく傾斜している、下がっている
	9　内部のコンクリートの柱、壁にひび割れがありますか？	A　ない又は髪の毛程度のひび割れがある B　比較的大きいひび割れが入っている C　大きなひび割れが多数あり、鉄筋が見える
	10　内部の柱、壁、天井に災害により発生したと思われる雨漏り、漏水あとがありますか？	A　ない又はごく小さな漏水あとがある B　比較的大きい漏水あとが点在している C　大きな漏水あとが多数ある
	11　建具やドアが壊れましたか？	A　いいえ B　建具・ドアが動かない C　建具・ドアが壊れた
	12　トイレや洗面所等で、排水の逆流はありますか？	A　いいえ B　一部の設備で逆流した形跡がある C　ほぼ全ての設備で逆流している
	13　天井、照明器具が落下しましたか？	A　いいえ B　落下しかけている C　落下した
その他	14　その他、目についた被害を記入してください。 （例：塀が傾いた。水・ガスが漏れている。家具が倒れた等）	

表A	B	C	判定

（２）避難者名簿

避 難 者 名 簿

避 難 所：

			避難者名簿番号		
ふりがな 世帯主氏名		性別	男・女	家屋の被害状況	居住の可否（可・否）
		年齢			全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
資格・特技		所属自治会			
住所		車		車種　　：ナンバー	
		ペット		有（種類　　）無	
電話番号		携帯番号			
緊急連絡先 ※必ず記入してください	氏名				
	住所				
	電話番号				

家族構成	氏名	年齢	性別	続柄	資格特技等	避難確認	入所日	退所日

避難者名簿の掲示・公開　※１　　同意する・同意しない

特記欄）※その他、特に申告する必要があること（負傷、疫病の状況や特別な配慮が必要である等）

※１　避難者名簿の掲示・公開に同意されない場合でも、親戚縁者の方からの個別の安否確認の問い合わせには応じる場合があります。

世帯退所状況				
退所年月日	年　月　日	退所時間	AM・PM　時　分	
退所後連絡先 住所				
電話番号		携帯番号		
備考	入所継続家族等ありましたら、記入してください。			

●重要ポイント

1　避難者世帯の詳細な情報になります。避難者に記入してもらってください。
2　避難者世帯の個人情報になります。取扱いに十分注意してください。

避 難 者 名 簿 一 覧

避難所：

番号	入所日	氏名	避難者名簿 No.	備考	退所日	特記欄	公開
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							

●重要ポイント

1　避難者名簿を基に、避難者管理班が記載してください。
2　特記欄は、避難者名簿に特記事項が記入されている場合“〇”を記載してください。
3　避難者名簿で避難者名簿の掲示・公開に同意する場合は、公開に“〇”を記載してください。

車　避　難　者　名　簿

避難所名　　●●小学校

番号	避難者名（使用者）	避難者名簿№	車種・色	車両番号	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

ペット避難者（飼育者）名簿

避難所名：

No.	飼育者氏名	避難者名簿No.	種類	特徴（体格・毛色）	ペットの名前	性別	予防接種等	備考
1				体格： 毛色： 特徴：		オス・メス	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：	
2				体格： 毛色： 特徴：		オス・メス	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：	
3				体格： 毛色： 特徴：		オス・メス	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：	
4				体格： 毛色： 特徴：		オス・メス	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：	
5				体格： 毛色： 特徴：		オス・メス	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：	
6				体格： 毛色： 特徴：		オス・メス	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：	
7				体格： 毛色： 特徴：		オス・メス	避妊・去勢：済・未 ※犬の場合 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：	

●重要ポイント

1　ペット避難者（飼育者）名簿に関しては、避難者自身の受付終了後、ペットスペースにて避難者が記載してください。避難者より聞き取りを行い、スタッフが記入してもかまいません。

（３）事務引継書

事務引継書

引継日	年　月　日

避難場所名		
担当者	前任者	後任者
業務内容		
業務における注意点		
避難者からの要望事項等		
対応状況		
情報共有事項		
その他		

（４）拠点避難所状況報告書

拠点避難所状況報告書（第　報）

拠点避難所名						
拠点避難所所在地						
拠点避難所連絡先		TEL（　　）FAX（　　）				
報告者			報告日	年　月　日		
現在の避難者数	総数	世帯数（　　）世帯、人数（　　）名、（内、要配慮者　　名）				
	避難所	世帯数（　　）世帯、人数（　　）名、（内、要配慮者　　名）				
	在宅等	世帯数（　　）世帯、人数（　　）名、（内、要配慮者　　名）				
	要配慮者内訳	要介護（　　）名、妊婦（　　）名、乳児（　　）名、幼児（　　）名 その他（　　）名：主な内容（　　）				
	医療支援が必要	重症（　　）名、軽傷（　　）名、（内、要配慮者　　名） 産婦人科（　　）名、人工透析（　　）名、酸素療法（　　）名 その他医療が必要な方（　　）名 必要な医療の種類（　　） 病院搬送が必要な方（　　）名				
運営状況	避難所運営委員会	編成済み・未編成	活動班	編成済み・未編成	居住グループ	編成済み・未編成
	避難所運営委員会 委員長	氏名：		連絡先：		
	避難所運営委員会 副委員長	氏名：		連絡先：		
連絡事項	避難所安全確認	未実施・安全・要注意・危険・その他（　　）				
	ライフライン	断水・停電・ガス停止・電話不通・無線機不通・その他（　　）				
	トイレの使用	使用可（　　）箇所、使用不可（　　）箇所 その他（　　）				
	食料品					
	生活用品					
	薬品					
	その他					
緊急を要する事項（具体的に箇条書き）						

※ 避難場所を開設した際には、災害対策本部（避難所運営班）へこの様式により報告します。
（第１報においては分かるものだけで報告してもかまいません。）

７　り災証明関係

（１）被災者台帳

り災区分		番号	

被災者住所			氏名	続柄	性別	年齢	学年	摘要
職業氏名								
災害の原因								
被災年月日								
被災場所								
住家								
被災状況	その他の家屋							
	家財							
	生命							
	その他							

（注１）本台帳の大きさは、Ａ４とする。
（注２）職業氏名欄の氏名は、世帯主の氏名を記載する。
（注３）負傷者等については、それぞれの氏名欄の摘要に記載する。

（裏面）

月　　日	援護状況等

（注）援護状況等には、救助用支給物資の内容はもちろんのこと、仮設住宅、生業資金、医療救助等救助内容を明記し、できれば義援金品の内容を明記すること。

（２）り災証明書

罹 災 証 明 書

世帯主住所	
世帯主氏名	

追加記載事項①

被災者区分 ：

世帯構成員 ：

構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢

罹災原因	○○○○ による

被災住家※の所在地	
住家※の被害の程度	
追加記載事項②	

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

追加記載事項③	

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和　年　月　日

橋本市長

（裏面）

月　日	救護状況等

1　救助用物資の受領にあたっては、本証明書の提出をしないと支給されません。
2　物資等を受領したときは、「救護状況等」の記載を確認してください。
（注）「救護状況等」欄は、できるだけ詳細に記載し、責任者が認印を押す。

（３）被災届出済証明書

被災届出済証明書

住　所		
氏　名		
被災状況	災害の原因	○○○○ による
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		

被災程度	被災内容	
	その他	
備考		

上記のとおり、被災の届出を証明する。尚、被害を証明するものではない。

令和 年　月　日

橋本市長

資料編

第６章　関連資料リンク集

１　本編記載の国・県計画等のリンク集

No.	協定名	URL	二次元バーコード
1	災害対策基本法	https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000223/	
2	地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）	https://laws.e-gov.go.jp/law/407AC1000000111	
3	紀の川水系河川整備計画	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/keikaku/seibikeikaku.html	
4	県管理河川整備計画	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/keikaku/seibikeikaku.html	
5	都市計画法	https://laws.e-gov.go.jp/law/343AC0000000100	
6	土砂災害防止法	https://laws.e-gov.go.jp/law/412AC0000000057	
7	宅地造成及び特定盛土等規制法	https://laws.e-gov.go.jp/law/336AC0000000191	
8	所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/430AC0000000049	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
9	橋本市住宅耐震改修促進計画	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kensetsubu/kentikujutaku/jutakusisaku/taishin/taishinkeikakunituite/1468485261173.html	
10	消防法	https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC1000000186	
11	建築物の耐震改修促進法	https://laws.e-gov.go.jp/law/407AC0000000123	
12	被災宅地危険度判定実施要綱	https://www.hisaitakuchi.jp/download.html	
13	和歌山県文化財保存活用大綱	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00207215.html	
14	和歌山県文化財災害対応マニュアル	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/d00218000.html	
15	建築基準法	https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000201	
16	災害廃棄物処理計画	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031800/saigaikeikaku/saigaikeikaku.html	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
17	水防法	https://laws.e-gov.go.jp/law/324AC0000000193	
18	消防水利の基準	https://www.fdma.go.jp/laws/kokuji/post27/	
19	橋本市災害備蓄計画	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/12168.html	
20	日本産業規格（JIS）	https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun-kijun/jiskouji/20250820001.html	
21	橋本市災害情報伝達基本方針	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/osirase/15951.html	
22	新総合防災情報システム（SOBO-WEB）	https://www.bousai.go.jp/taisaku/soboweb/	
23	橋本市職員初動体制マニュアル（地震災害・風水害）	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/16821.html	
24	避難行動要支援者登録制度	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/higoronosonae/1446704589009.html	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
25	橋本市災害時要援護者（要配慮者）避難支援プラン全体計画	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/1550456541976.html	
26	和歌山県防災ボランティア登録制度要綱	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00202393.html	
27	大規模地震対策特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/353AC0000000073	
28	応急対策職員派遣制度に関する要綱	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/koumuin_seido/hisai_chiho_kokyodantai.html	
29	被災者生活再建支援法	https://www.bousai.go.jp/taisaku/seikatsusaiken/shiensya.html	
30	近畿２府７県震災時等の相互応援に関する協定	https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk41/wd33_000000703.html	
31	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	https://www.nga.gr.jp/conference/h19/post_126.html	
32	消防庁火災・災害等即報要領	https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/2025/	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
33	災害時における安否不明者（行方不明者含む）の氏名等の公表指針	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/shimei_kohyo.html	
34	災害時における死者の氏名等の公表指針	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/shimei_kohyo.html	
35	災害救助法	https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000118	
36	災害救助法施行令	https://laws.e-gov.go.jp/law/322C00000000225	
37	拠点避難所運営マニュアル（大規模避難所・小規模避難所）	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/keikaku/12185.html	
38	被災者援護協力団体登録制度	https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/dantai-touroku.html	
39	大規模災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供等に関する協定	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903.html	
40	災害時における賃貸住宅の媒介に関する協定書	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/d00153903.html	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
41	橋本市災害弔慰金の支給等に関する条例	https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00000120.html?id=j9	
42	災害弔慰金の支給等に関する法律	https://laws.e-gov.go.jp/law/348AC0100000082/	
43	行旅病人及び行旅死亡人取扱法	https://laws.e-gov.go.jp/law/132AC0000000093	
44	感染症予防法	https://laws.e-gov.go.jp/law/410AC0000000114	
45	地方自治法	https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000067/20240926_506AC0000000065	
46	災害等廃棄物等に関する状況確認（情報共有フォーマット）	https://kinki.env.go.jp/recycle/index.html	
47	消防組織法	https://laws.e-gov.go.jp/law/322AC0000000226	
48	自衛隊法	https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000165	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
49	放射線障害防止法	https://laws.e-gov.go.jp/law/332AC0000000167	
50	水質汚濁防止法	https://laws.e-gov.go.jp/law/345AC0000000138	
51	警防規定	https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00001145.html	
52	道路法	https://laws.e-gov.go.jp/law/327AC1000000180	
53	道路交通法	https://laws.e-gov.go.jp/law/335AC0000000105	
54	道路整備特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/331AC0000000007	
55	気象業務法	https://laws.e-gov.go.jp/law/327AC0000000165/	
56	都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	https://www.mlit.go.jp/toshi/toshi_tobou_tk_000012.html	

No.	協定名	URL	二次元バーコード
57	生活保護法	https://laws.e-gov.go.jp/law/325AC0000000144	
58	復興計画事前策定の手引き	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011400/hukkoukeikakujizensakutei	
59	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	https://laws.e-gov.go.jp/law/414AC1000000092	
60	橋本市災害発生時における要援護者避難支援事業実施要綱	https://www.city.hashimoto.lg.jp/section/reiki_honbun/r282RG00000895.html	

２　その他防災関連情報リンク集

No.	協定名	URL	二次元バーコード
1	橋本市地区別ハザードマップ	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/map/r2hazardmap.html	
2	防災はしもとメール	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/jyouhouhaisin/1366955087307.html	
3	戸別受信機の無償貸与について	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/kikikanri/jyouhouhaisin/kobetsujushinki.html	
4	橋本市公式 LINE アカウント	https://www.city.hashimoto.lg.jp/guide/sogoseisakubu/hisho_koho/hashimoto_city_LINE/line_renewal.html	